國譯大藏經

論部

第五巻

目次

以上

馬鳴菩薩造

梁三藏法師眞諦譯

大乘起信論開題

大藏の中一篇の小論本あり、名けて大乘起信論 Mahāyāna Śraddhotpāda Śāstra と云ふ。この書は片片たる小論本なりと雖も、梁・陳の間、一度支那學界に顯はれてより、流行南北に普く、影響するところ一切諸種の教學に及び、その講讃の盛にして、諸家の手に成れる註疏も亦汗牛充棟も啻ならず。朝鮮半島に行はれ、皇朝に傳へてより賢密・教禪・聖淨の諸門に亙りて鑽仰益盛なるを致し、法益を蒙るもの廣し。茲を以てこの書の講學古今易らず、緇素共に競ひ學ぶ。予常に謂く、大乘起信論は是大乘佛教概論なりと。蓋その組織の整然たる内容の微妙なる、蘊含するところ研鑽に從つて深廣を加へ、依て以て入道の玄門たるべく、また以て大乘の堂奥に上るべきが故なり。今予偶この論本譯註の撰に當る。淺學不才自ら揣らず潛踰を知ると雖も一諾の責免るべからず、虔で古德所傳の一端を述して殊更に新奇を衒ふことなし。學者幸に指教に吝なること勿れ。

この論本の原著者に關しては近代の說は多く馬鳴に非ずと爲すに一致すと雖も、今の譯註は古傳を主とするが故に且く舊說に從つて、大乘起信論一卷の著者は印度馬鳴菩薩の著と假定し、先づその略傳を示すべし。

馬鳴 Asvaghosha の傳は神話に富み、その史傳と虛實の判つべからざるもの多し。故に歐洲の學士或は歷史上の人物に非ずと云ふものあり。所謂神話的馬鳴とも稱すべきは眞諦譯と傳ふる「大宗地玄文本論」第二十卷末段（來十、六四一）に見えたる說と龍樹菩薩の著と傳ふる「釋摩訶衍論」卷一（餘四、三左）の說とを主とすべし、彼の Kern 氏がその著の、"Der Buddhismus und Seine Geschichte in Indin" Vol II. P. 464. に馬鳴を以て印度敎三神中濕婆神 Siva の一相たる迦羅神 Kāla の擬人化となし全然歷史人物と認めざるが如きはこの種の神話的馬鳴を指稱すとせば即ち可なるも、別にまた歷史的馬鳴の存在を認めざるは獨斷に失するものと謂ふべし。

歷史的馬鳴と稱すべきものも、その實或は神話的馬鳴に屬すべきものなきに非ざるも大體上歷史的色彩を以て傳へたるものとしては「釋摩訶衍論」に六馬鳴說あり。また別に古來の傳に大小乘兩馬鳴說あり。要するところこの大乘起信論の著者たる馬鳴と「大毘婆沙論」結集に與りしと傳ふる馬鳴等と別人なるべしとの見地より大小馬鳴を分つ說を生ぜり。六馬鳴說は其所依の經未渡のもの多し容易に

信じ難き所以なり。

起信論主としての馬鳴出世の年代に八個の異說あり。爾に舊來の所傳にば迦膩色迦王 Kanishka Rāja と同時出世と云ふに在矣。王は最近の一說 (V. Smith) に西洋紀元第二世紀中 (A. D. 120—125) 出世と云ふが故に馬鳴も亦當時の出世と云ふべきか。本論釋家の宗賢首大師の說は摩訶摩耶經によりて佛滅後六百歲中出世と云へり。(義記上、二六を見よ)。

梵語阿濕縛窶沙 Aśvaghosha の譯名は卽ち馬鳴 (Horse neighing) なり。爾に別に功德日 Punyaditya 或は辨才比丘の稱あり、又は功勝と傳ふ。皆その敬稱なるべし。西藏佛敎史なる Tāranātha には馬鳴の九名を列す、賢首の義記上二六には馬鳴の名稱に關する三釋を出す就て看よ。

その出世地方亦異說あり、一に曰く、東印度婆羅門の出にして中印度西北印度はその傳道地域に屬すと。始めその學術と論辯とを賴み大慢貢高內外の先輩に抗したるが乾陀羅 (Gandhāra) の地に在りし脇比丘 Pārśva なるもの特にこれを化せんが爲に中天に來り遂に論伏してこれを度し佛敎の深義を傳ふと云ふ(一說には富那夜叉 Punyayaśas の弟子となりてその化を受くと云ふ)。後中印度の首都華子城

Pataliputra に在りて傳道に從ひ化功頗る盛なりしと云ふ。馬鳴は頗る論辯に長じ華子城に在りて鬼辯婆羅門を降伏したることありと傳へ、一面詩人としては諸種の讃頌を詠誦し（南海寄歸傳）に所謂摩咥哩制吒 Matrceta の名を以て傳へられ、また他の一面に藝術的天才として頼吒和羅劇 Rashtrapala（共六、五一、共八、四五、宿六、十七左等參照）を作りて自らこれを演じたる傳說あり。その多能なる馬鳴の面目を想見するに足る。

時に北方月氏の王迦膩色迦 Kanishka 來りて中印度を犯し華子城を圍む。華氏城主敵すること能はずして和を請ふ。迦膩色迦即ち巨億の償金を約してこれを許す。華子城元よりその資を有せす。迦王依てこれに換ふるに佛鉢と馬鳴とを以てすべきを命ず。華子王頗る難色あり。馬鳴即ち說くに大道を以てし遂にこれを諾せしめ、自ら進んで迦王に伴ひ北印度に行く。（藏九、一〇九、同九、一一三參考）。馬鳴の北行已後に於ける事蹟に關しては諸傳みな茫漠捕捉し易からずと雖も、迦膩色迦王との關係元より深切なりしと想像し得べく、北行の當初群臣服せざるものありしも其德次第に顯はれ、四輩の敬重するところとなり功德日の稱あるに至り、後の所謂四日照世或は左日出世の美談も或は此に因由するに似たり。王の安息 Parthia の征服に關係を有し更に眞諦の世親傳、圓暉の倶舍頌疏等に依るに迦旃延子 Katyayanaputra の招聘により、第四結集會議に列し大毘婆沙論全部の潤文に從事し、前後十二年にして成業したるものの如し。

馬鳴の著述と稱するもの現に漢文佛典中に存するもの八部あり。

一、大莊嚴論經十五卷　後秦鳩摩羅什譯　（暑、四）
二、佛所行讃五卷　北涼曇無讖譯　（藏、七）
三、大乘起信論一卷　梁眞諦譯　（來、十）
四、大宗地玄文本論二十卷　陳眞諦譯　（來、十）
五、尼乾子問無我義經一卷　宋日稱譯　（藏、九）
六、十不善業道經一卷　宋日稱譯　（藏、八）
七、事師法五十頌一卷　宋日稱譯　（成、一四）
八、六趣輪廻經一卷　宋日稱譯　（暑、九）

別に Vajrasuchi なる梵本一卷あり。ホヂソン Hodgison 氏が尼波羅より發見し甲谷多亞細亞學會の圖書館に收めたる梵篋中の一本なり（Mitras Nepalese Buddhist Literature. P. 268 參考）。また摩咜哩制多 Matricheta を馬鳴と同人として數ふればその造れる「一百五十讃佛頌」の如きをも加ふべきは勿論なり。これ等の諸書中には眞あり僞あり、槪論すべからず。學者請ふ思擇せよ。

已上略して馬鳴の略傳を敍し了る。僅にこれ且く傳說に准じて漫然槪說するのみ。若し正確なる史實を求め來らば、所謂馬鳴に起信論の著あるや否や。これありとするも所謂起信論の著者たる馬鳴は迦膩

色迦王當時の馬鳴と同名異人に非ざるや。若し異人なりとせば何時代の出と見るべきや。又若し論本の原典批評より根本的に梵本の漢譯と見られ得べきや。若し見られ得ずとせば如何。これ西域人若くは支那人の僞造とならざるや。果して然らば何人の作にして何等の歷史的・敎學的背景を有するものなるや。等の問題は次第に簇生すべし。此に唯舊來の所傳を記するものは評註の主意に非ざるが故のみ。但斯學の牽引に擬し其一端を示さば、起信論本の眞僞を論ずるの發端は恐く隋の衆經目錄第五に是を疑惑部に收むるに存すべし。均正の「四論玄義」第十二卷には明に僞造說を傳へて曰く、北地諸論師は曰く馬鳴の眞論に非ず、昔日地論師これを僞造し馬鳴の名を借すのみと而してその是非決し難しと、後珍嵩の「探玄記私記」にまた僞論と云ふと。爾來唯識法相の學を傳ふるもの多く僞論の說に左袒す。併に一面この論講讃の歷史より曰へば隋の曇延、慧遠等盛にこれを註疏し、天台の智者大師は小止觀に、三論の嘉祥大師は勝鬘寶窟にその文義を引用し、唐朝に入りては更に盛に廣く講讃せらる。而して之れ等の諸德何人も一點の疑惑を加へたるを見ず。此に於て眞僞の問題は容易に決すべからざるものあり。本朝に在りては三論・法相・眞言の章疏往往この論の眞僞を論ず。眞言の所論は釋摩訶衍論の眞僞問題に附帶して說く。近代別に諸家この論の眞僞を論じ甲論乙駁頗る蘭菊の美を競へり。爾に今且く愚意に依てこれを論ずるに、付法藏傳等馬鳴の傳を記するもの未だ嘗て馬鳴に起信論の著あることを傳へず。馬鳴著はすところの餘書に較するにその所詮の義相頗る相距るもの遠し。或は諸法無我を說き、

或は諸法空を說くものはあれど明に眞如緣起の說を爲すものあるを見ず。獨り馬鳴の諸著未だこれを見ざるのみならず當時の佛教教學には未だ眞如緣起の說を開說するものなし。大乘佛教の初祖たる龍樹の說尙これ空實相の義を光闡するに止まるを以てなり。況んや一論の組織整然紊れず大乘諸種の法門攝足して餘すなし、此の如きは卽ち思想發達の自然として忽ち當代に顯はるべきに非ず。當に知るべし此論は少くとも迦膩色迦當時の馬鳴の作に非ざることを。故に羅什は馬鳴・龍樹・提婆を傳し且つその諸著を傳譯すれどもこの論を傳へず、馬鳴の大莊嚴經論を譯すと雖もその說毫もこの論意と交渉するところあるを見ず、加之、印度に在りて龍樹・提婆等の諸論、無着・世親・堅慧等の諸論も亦遂にこの論及び著者に關して何等說及するものあることなし、支那梁・陳の間に至つて突爾としてこれを見る。これを以て推すに、この論本にして假に印度の地に在りて成れりとするも遙に龍樹・提婆已後に在り、無着・世親の唯心論は正くこの書の眞如緣起論と義脈相通じ、楞迦・勝鬘の諸經も亦殆ど相前後して印度教學史に顯はるるに鑑み、この論本は正に無着・世親已後、護法・淸辨已前に在るべし。こは主として論の內容より教義の系統に約して推すのみ確證あるに非ざるなり。法相宗の所傳に曰く、玄奘三藏西天に在りしとき起信論の法義を說けるに眞如受薰の說を聞いて彼の地の學者皆驚怪したりと云ふ。また彼地の學者起信の論本を見んことを求めしゆゑ玄奘特にこれを譯して彼地に行ふと云ふ。學者或はこれ等の傳說に依りて印度に眞如受薰說なかりしと考へ同時にこの論本も印度の作に非ずと論ずることも

あれど、此は梁陳。勝鬘等の經典に彼地に存し、地論・攝論の眞心緣起論も亦此地に流布したりし史實に鑑み、僞撰に信ずべからざるを知るべきなり。爾に印度古今の學者未だ嘗て一辭のこの論に說及するものなく、新譯の論本もその梵本は玄奘の所譯に依るなきやの疑あり。加ふるに隋代の經錄これを疑僞に屬し、唐初の學匠は地論師僞造の說を傳へ、譯語の體必しも梵文を必とせず、法門の組織全く一家をなして餘論に似同せず。これ等の諸意を綜合するに、この論本はこれ印度の所造に非ずして支那人の僞造に屬すとの說を爲すを得るに似たり。此くの如くにして起信論の印度論本說は轉じて支那論本說を生ずるに至る所以なり。この問題の歸著は容易に決し得べきに非ず、學者更にこれを審にすべし。予が意の如きは既に前說に彷彿せり。

大乘起信論の原典たるべき梵本は勿論現存せず。開元釋敎錄第八、玄奘傳（結四、七四）末尾の文に依るに「起信一論の文は馬鳴より出づるを以て印度の諸僧は其論本を承けんことを思へり、玄奘三藏乃ち支那語の論本を梵語に還譯し以て五天に通布せしむ」と云へるに徴するに當時彼の國僧にこの書の存せざるを知るべし。その支那譯には新舊二本あり、舊譯は梁承聖三年眞諦三藏の譯出するところにして、新譯は大周聖曆三年實叉難陀三藏の譯出するところなり。この二本のうち舊譯の論文古今漢和に流行し講讃の徒專らこれに依り、その新譯は少かに學場一部の機緣に玩ばるるのみにて到底同日

の論に非ず。

眞諦三藏は梵名波羅末陀 Paramartha と稱し、または狗那羅陀 Gunarata(親依と譯す)と云ひ、西印度優禪尼國 Ujjain の出にして景行澄明。氣宇淸肅、その風格頗る崇高、大小の三藏を藏み博學高覽內外の敎學に諳錬し、廣く諸國を歷遊し大法の宣傳に從ひ化功頗る重し。その支那に來るや海路廣東より入り北して金陵に達し、梁武帝太淸二年帝に寶雲殿に謁し勅を奉じて傳譯に從ひ、承聖三年に至るまで正觀寺等に在りて金光明經・彌勒下生經・大乘起信論等凡て二十一部合二十卷を譯す。この起信論本は實に承聖三年九月十日京邑の英賢たる慧顯・智愷・曇振・慧旻等幷に黃鉞大將軍大保蕭公勃等と衡州建興寺に於て譯出せるところなり。沙門智愷筆授し月婆首那等譯語の任に當れり。同時に論旨玄文二十卷を翻す。侯景の亂を作すに屬りてこれを避けて豫章・始興・南康等に流浪しその間孜孜として譯業に方む。後印度に歸らんと欲し廣東より船に上りしも所謂業風命を賦し船廣東に還る。偶廣州の刺史穆國公歐陽頠延。眞諦を迎へて制旨寺に住せしめ依て經論を譯せんことを請ふ。陳の永定元年より太建元年に至る間更に倶舍論・攝大乘論等を譯し時代敎界に與へし影響頗る深廣なり。後王園寺に移り太建元年正月十一日滅に入る、時に年七十有一。〔已上眞諦の傳は主として賢首大師の古今譯經圖紀第四卷(結三、八五)に依りて記せる義記上卷の所說に依り入滅の年壽等は聊開元釋敎錄(結四、六十一)

に依りてこれを補ふ。眞諦所譯の經論は何れも支那當代の佛教に對して頗る重大なる影響を與へたるものなり。その中大乘起信論の如きは獨り當代のみならず永く和漢兩土の佛教に深厚なる影響を與へたるものにして、この意味より曰へば眞諦三藏の佛教は實に當代佛教に對して一大影響を與へ、爾後の佛教の教學的發展に對しても亦特殊の基準を示すものなることを知るべし。而してその所謂眞諦教學の眼目は實にこの起信論に在り。

新譯起信は唐實叉難陀の譯出するところなり。實叉難陀 Shikshānanda（學喜と譯す）三藏は于闐 Khotan の人なるが大小乘教に善曉し兼て外異の論に通せり。唐則天武后の朝、后の召に應じ華嚴經の梵本と共に來朝し、證聖元年東都に於てこれを譯し、聖曆二年に至りて功を畢はる、所謂新譯八十華嚴經これなり。爾後四年一度老母を省せんとして于闐に歸るに至るまで前後譯するところ七部、楞伽經・十善業道經・文殊授記經・大乘起信論等の經論一十九部あり。大乘起信論二卷は論の序によればその梵本は于闐將來なるが、西京慈恩塔內より舊譯の梵本をも發見し、荊州の弘景、崇福寺の法藏等と聖曆三年十月八日東都授記寺に於て華嚴經と相次で譯し、その筆授者としては復禮これに當り、開して兩卷となすと云云。實叉難陀は一度于闐に歸りしも、後帝勅により景龍二年再び迎へられて來朝し、大薦福寺に安住したりしも、經論の飜譯に從ふに先ちて病に罹り景雲元年十月十二日寂す、春秋五十有

九歳。(已上の說は開元釋教錄(結四、七十九)に依り論の序を加へて補說す)この師の譯するところを新譯の起信論となす。

實叉難陀所譯の論本は、論の序に依るに實叉難陀自ら于闐より將來するものの如く解し得べきに似たれども審ならず、況んやこの序の作者に就て疑あり、全く依るべからず。序に慈恩寺塔內眞諦用ふるところの梵本を藏せしことをも記すれともこれに依りしとは記せず。一說によるに玄奘三藏印度に於て譯したるところの梵本を用ふるかと。爾に新舊二譯の論本を較するに往往同一の梵本に依るものと思はれざるところあり、于闐將來本に依るを正しとするか。更にこれを詳にすべし。

佛敎論部は總じてその構論の組織に於て精整の美を存すと雖も、その說簡明その義幽玄而してその組織體系の精微たるもの蓋大乘起信論の如きもの類を他に見ずと謂ふも可なり。先この論の組織の大體には三分・五分の分別あり、五分は著者自ら分つところにして各更に細科を分つ。今次にその大體を圖示すべし。
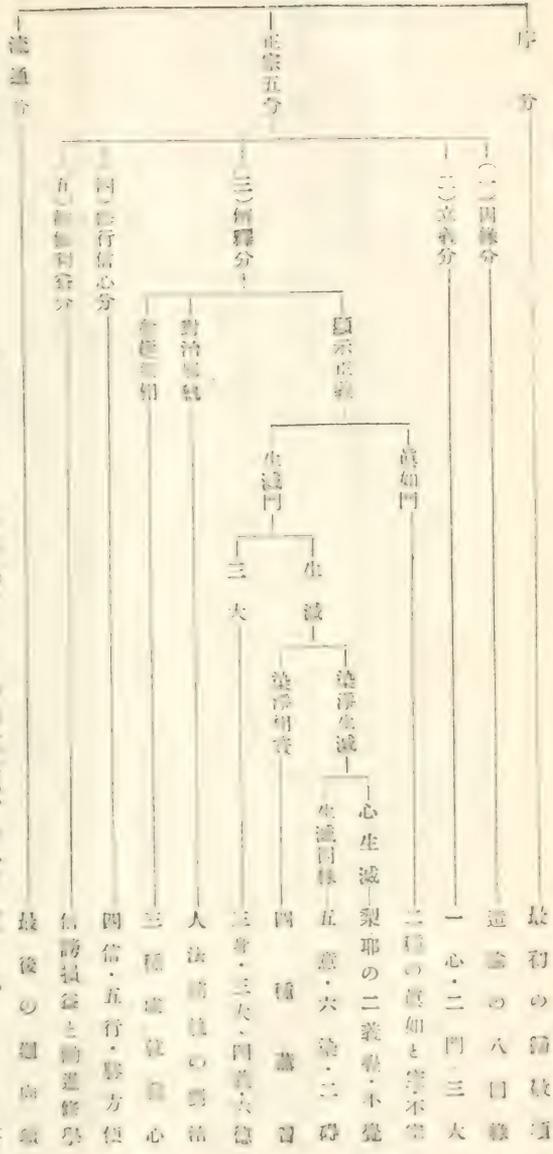
三分は常の如く知るべし。五分のうち(一)因縁分にこの論本著述の理由八條を示し、(二)立義分はこの論教理の大綱要領を提示す、所謂一論の眼目なるものなり。(三)解釋分は立義分に示されし綱要を細説せるものにして一論の大體なるもの、而してこのうち更に三門あり。三門の初二は純理論にして後一は實踐論なり。また純理論のうち初一は顯正、後一は破邪なるものなり。顯正のうち更に細分あり後に至りて知るべし。(四)修行信心分は專ら實踐修道の方法を示し、(五)勸修利益分は修道の効

果を示して一切を勸進するものなり。
因縁分に所謂造論の八因縁なるもの文に臨んで知るべし。初一は總、後七は別、而して八因縁各々後の各章・各段と首尾照應の妙を存するところ、梵文學の特色を發揮し得て餘蘊なし、これまた予の所謂、印度論本説の一理由と爲すところなり。

立義分は所謂一論の正所詮たる大乘摩訶衍 Mahāyāna を提げて一心・二門・三大の大綱を提括して示す。その要義は次の圖に在つて明なり。

法は實體なり、義はその有する意義なり。衆生心は論にこれを一心と稱すること屢なり。またこれ

所謂如來藏心と稱するものこれなり。眞如・生滅の二門は考察の形式なり。二門・三大の對配は釋家異說を存す。賢首大師の說を至妙となす。この一段の文も亦後後の章段と首尾の照應頗る巧妙にして梵文學獨特の美を存すること前の如くまた後の如し、また煩重の說を避くべし。學者請ふ自ら思擇せよ。

解釋分は立義分所說の一心・二門・三大の要義を縱横細說するものにして大段三章あり。顯示正義と對治邪執と及び發趣道相となり、乃至大科前既に示すが如し。顯正のうち眞如・生滅の二門あり、一心の義相を開說するものなり。故に文に曰く「顯示正義とは一心の法に依るに二種の門あり。一には心眞如門、二には心生滅門」と此謂なり。所謂心眞如門の下に離言・依言二種眞如を分ち、依言眞如は更に空・不空の二義を分てり、乃至各各の法門各各の要義を存す。學者須く本文に就てこれを知るべし。今その大綱を次に圖示す。

- 心眞如門
  - 離言眞如
    - 離言說相
    - 離名字相
    - 離心緣相
    - ─ 本來平等不變唯是一心眞如
  - 約有無
    - 非有相
    - 非無相
    - 非非有相非非無相
    - 非有無俱相

- 依言眞如
  - 如實空眞如——自性離二四句一
    - 約二一異一
      - 非二一相一
      - 非二異相一
      - 非二非一相一非二非異相一
      - 非二一異俱相一
  - 如實不空眞如
    - 常（常）
    - 恒（樂）
    - 不變（我）
    - 淨法（淨）
    - ——四德滿足
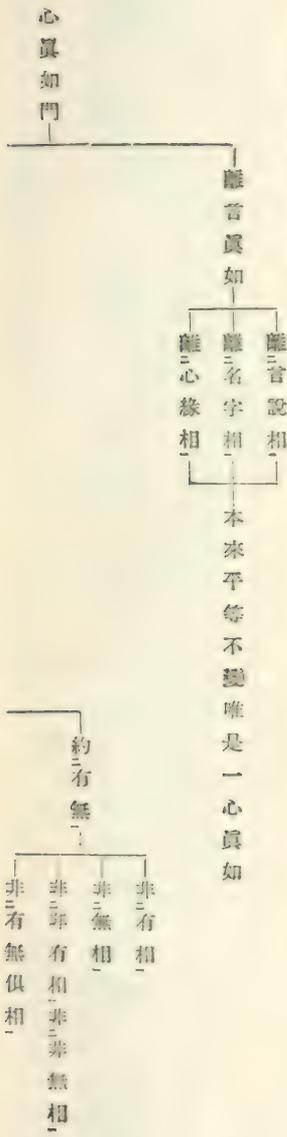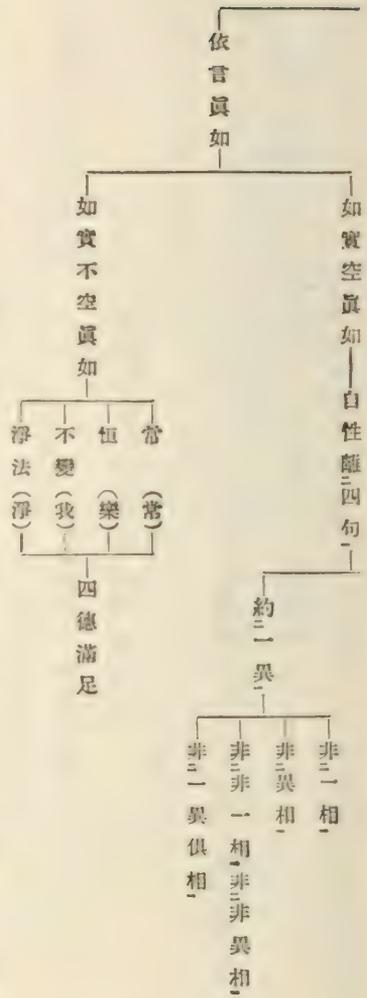
生滅門を明すの下に大段二を分ち、正く生滅を明すの下に正く染淨生滅の相を明すの一段と染淨相資の關係を明すの一段とを分つ。前者は流轉・還滅の染淨二門を廣說し、後者は所謂二門相資の義相たる四種熏習の說を明すなり。前者のうち、また心生滅の相を明すと生滅の因緣を明すとの二段ありて、前者の下には心生滅門の根本主體たる阿梨耶識 Alayarijñāna を中心とし、その含む覺・不覺の二義を明にせんが爲に覺の義を示して始覺・本覺の二義を分ち、始覺の下には四覺の次第上轉を示し、本覺の下には二相四鏡の深義を說く。今その大綱を次に圖示す、請ふ本文と對映して所詮の理趣を玩味すべし。

心生滅門者依如來藏故有生滅心所謂不生不滅與生滅和合非一非異

名爲阿梨耶識此識有二種義能攝一切法生一切法一者覺義二者不覺義
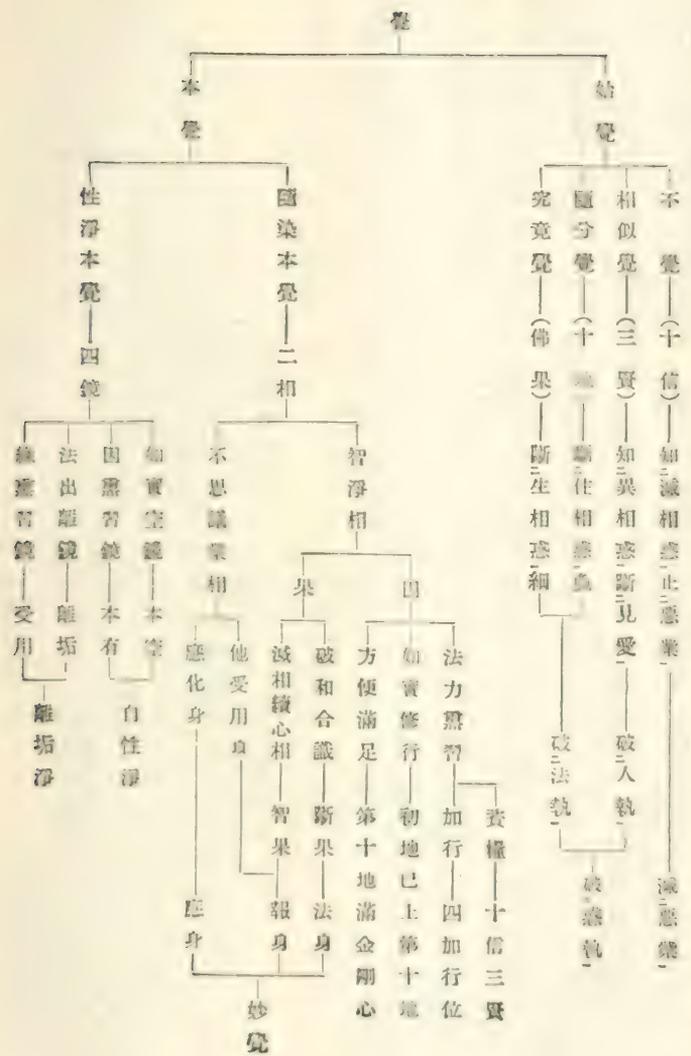
諸經のうち、本覺の語或は存す、始本二覺對望の義は今論の特說なり、始覺四位・四相の說も亦今論の特說なり。二本覺・二相・四鏡の說亦爾り、學者刮目して精究せんことを要す。

前の覺の義を明す一段は還滅向上の一路を主說す、次の不覺の義を明すの一段は流轉向下の相を主說す。要義の大概は次に圖するが如し。

- 不覺
  - 根本不覺 ― 無始無明 ― 無躰即空・有用成事
  - 枝末不覺
    - 三細
      - 無明業相（業相）
      - 能見相（轉相）
      - 境界相（現相）
      - （以上）根本業識位
    - 六麤
      - 智相
      - 相續相
      - （以上）細
      - 計名字相
      - 執取相
      - （以上）麁
      - （細・麁）分別事識位
      - 起業相
      - 業繫苦相
- 根本業識位・分別事識位 ― 惑 ― 因
- 起業相 ― 業 ― 緣
- 業繫苦相 ― 苦 ― 果
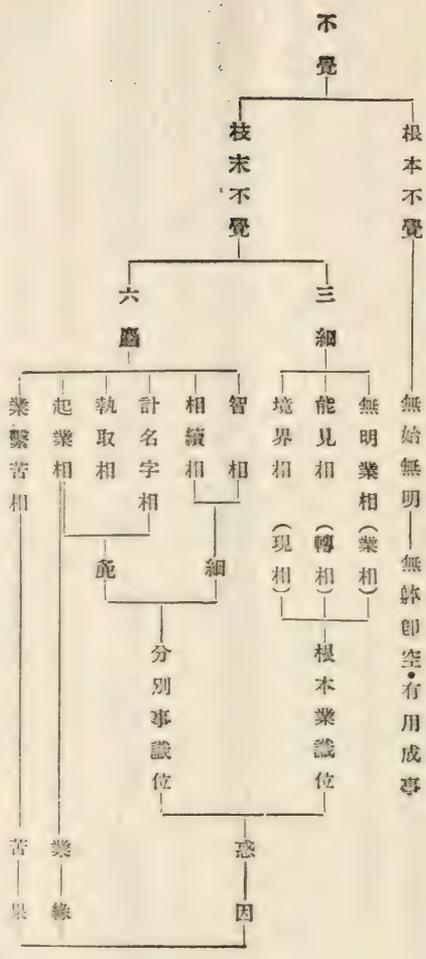
本末の不覺は普通これを根本無明、枝末無明と稱す。三細・六麤の說は楞伽に由來すと雖も今論の說に至りてその義相周備す。この麤細の九相を以て八識に分對するに曇延・淨影・海東・賢首等の諸家各異說す。近くは普寂の「要決」中五四等に三家を較說するが如し。

論に上來覺・不覺の二義を別說し了りて、次にこの二義の關係を示さんとて同異二相の說を明す。次に圖するが如し。

覺不覺 ┬ 一同相 ─ 染淨一相 ─ 如二種種瓦器皆同微塵性相一
　　　 └ 二異相 ─ 染淨差別 ─ 如二種種瓦器各各不同一

論文は次に心生滅因緣の相を示して五意・六染・二礙等の法門を說き、相應・不相應の深義、麤細・通別の因緣を明すこと審なり。

次に明せる染淨相資の一段は所謂染淨二種緣起の相互關係を細論したるものにして起信論の四熏習說なるものこれなり、この法門もこの論の特說にして幽微の玄義誠に微を穿ち細を窮む。大意次に圖するが如し。

染法熏習 ┬ 無明熏習 ┬ 根本無明熏習 ─ 熏二習眞如一成二就業識一
　　　　 │　　　　 └ 枝末無明熏習 ─ 熏二習本識一成二就事識一
　　　　 ├ 妄心熏習 ┬ 根本業識熏習 ─ 熏二習根本無明一起二轉現一受二變易苦一
　　　　 │　　　　 └ 分別事識熏習 ─ 熏二習枝末無明一起二見愛一受二分段苦一
　　　　 └ 境界熏習 ┬ 增長念熏習 ─ 熏二習本識一增二長智相相續相一
　　　　 　　　　　 └ 增長取熏習 ─ 熏二習事識一增二長執取計名字一
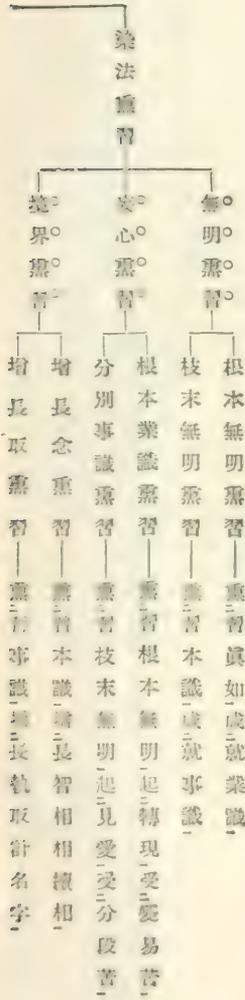
このうち眞如體用熏習の說、廣く學人の耳目に親し。

論文、次に三大の義を明す、所謂前の二門所顯の義大なり。この下有名なる法・報・應三身の說あり。法身を明すに四義・六德を以てし、報應二身を明すに事業二識を以てこれを釋顯し、理義甚深永く後昆をしてその妙判を仰がしむ。

所顯義大
- 體大
- 相大
  - 法身
    - 眞如——四德
      - (一)無有增減
      - (二)非前際生
      - (三)非後際滅
      - (四)畢竟常恒
    - 智相——六德
      - (一)大智慧光明
      - (二)徧照法界
      - (三)眞實識知
      - (四)自性清淨心
      - (五)常樂我淨
      - (六)清涼不變自在

用大 ─┬─ 報身 ─ 業識感見 ─┬─ 初地已上菩薩業識淨心所見
　　　│　　　　　　　　　　└─ 三賢位菩薩業識少分感見
　　　└─ 應身 ─ 事識感見 ─┬─ 二乘凡夫事識所見
　　　　　　　　　　　　　　└─ 六道衆生所見異類身
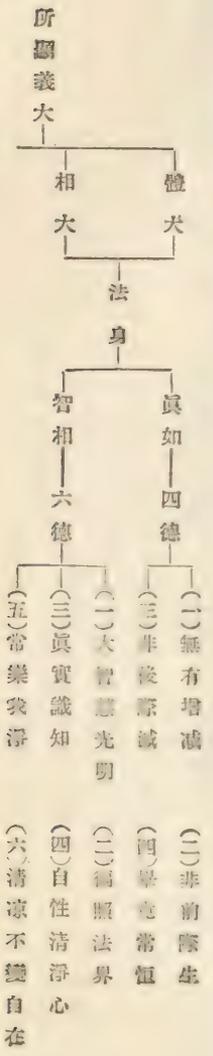
次に對治邪執の一段に在りては前來の所說より生ずべき誤謬觀念の打破を示したるものにして文の中對治の相對的なると絕對的なるとの二段を分ち、その前者に人我見に屬するものと法我見に屬するものとを分ち、更に人我見に屬するものに五種を分ち、各〻子細に誤謬を指摘し實義の存するところを明にせり。

發趣道相の一段は次の修行信心分と共にこの論の實踐論を明すものにして修道の要訣に此に在りて存す。儞に發趣道相の明すところを次の修行信心分の明すところと相對して論するときは論意自ら各主とするところあり、その關係は主として機の利鈍に依る。大意次に圖するが如し。

利根 ── 三種發心直得佛信人 ── 自力
鈍根 ─┬─ 中根 ── 修四信五行未道入三種發心成佛得信人 ── 自力
　　　└─ 鈍根 ── 依如來勝方便往生淨土人 ── 他力

菩薩の發菩提心を明すに論は先づ未成就發心の相を明して初心を警め、内外因緣の微弱なるにより

て劣發心に屬することを示す、圖の如し。

若し能く眞正の菩提心を發起し趣向するときは此に三種・三階の心相あり、所謂信成就發心と解行發心と證發心となり。

初に信成就發心は十住を正位として十信を兼ぬ、始終一萬劫を經て成就し、不定聚を出でて正定聚に入る。その心相は次に圖するが如し。

發心縁
- 依佛菩薩教
- 依自大悲心
- 依護法因縁

根本(三心)
- 一直心――正念眞如法 ┐後二心根本
- 二深心――修諸善行 ┘自利心
- 三大悲心――欲拔物苦――利他心

一信成就發心
- 發心相
  - 方便（四行）
    - 一行根本方便 ― 不住道即眞如行
    - 二能止方便 ― 斷德
    - 三發起善根增長方便 ― 智德
      - （斷德・智德）― 自利行
    - 四大願平等方便
      - 長時心
      - 廣大心
      - 第一義心
      - （長時心・廣大心・第一義心）― 利他行
- 發心利益 ― 八相作佛
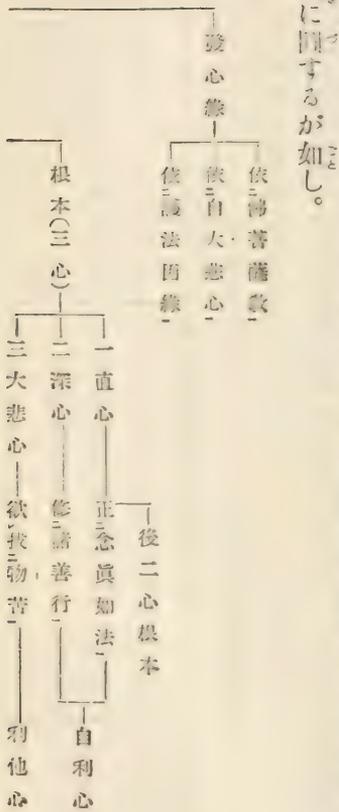
二に解行發心は正しく十行より十回向に進み法空を解し六度を行する位にして經劫は一大阿僧祇なり、前の信發心と共に尚相似發心の分齊なりとす。その心相は次に圖するが如し。

二解行發心
- 解 ― 眞如法中深解現前
- 行 ― 隨順法性行六度

（解）深解眞如故
- 以知法性體無慳貪故 ― 隨順修行檀那波羅蜜
- 以知法性無染離五欲過故 ― 隨順修行尸羅波羅蜜
- 以知法性無苦離瞋惱故 ― 隨順修行羼提波羅蜜
- 以知法性無身心相離懈怠故 ― 隨順修行毘梨耶波羅蜜
- 以知法性常定體無亂故 ― 隨順修行禪那波羅蜜
- 以知法性體明離無明故 ― 隨順修行般若波羅蜜
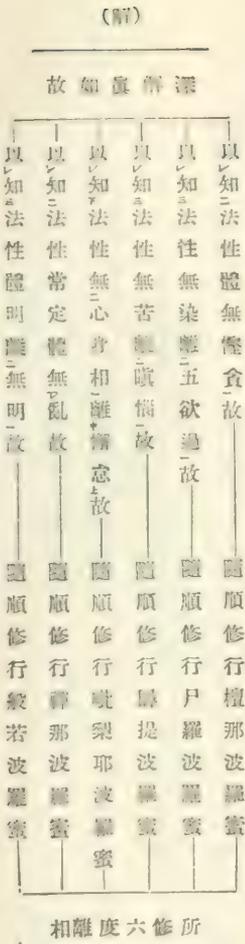
所修六度離相（行）

三に證發心は所謂眞實發心にして眞如の理に證達し化他自在なり。菩薩十地の位に當るを以て初地

より七地に至る間を第二阿僧祇とし、八地より十地滿に至るを第三阿僧祇と釋すること常の如し。その心相は略して次に圖示するが如し。
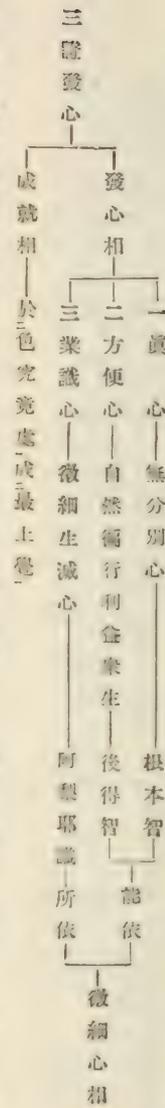
論は次に修行信心分に入る。このうち略して四信・五行の二個法門を明し、廣くは更に止觀・勝方便を加へて四個の法門を明す。四信は信なり五行は行なり、この信行を大體とし、これに依て成佛得脱を敎ふるをこの一段の大意とすれども、機の利鈍に鑑み、更に止觀を廣說し、自力及ばざるの機を攝せんが爲に最後に勝方便他力易行を說く。四信五行は次に圖するが如し。

四信
- 眞如 — 信二根本一所謂樂二念眞如法一
- 三寶
  - 佛寶 — 信二佛有二無量功德一常念親近供養恭敬發二起善根一願二求一切智一故
  - 法寶 — 信二法有二大利益一常念修二行諸波羅蜜一故
  - 僧寶 — 信レ僧能正修二行自利利他一常樂親二近諸菩薩衆一求レ學如實行上故

五行
- 施行 — 財法無畏施自利利他回二向菩提一
- 戒行 — 身三・口四・貪・瞋・邪見等是所遠離法即二利三聚淨戒等
- 忍行 — 不レ嫌二寃害一安二忍八風一
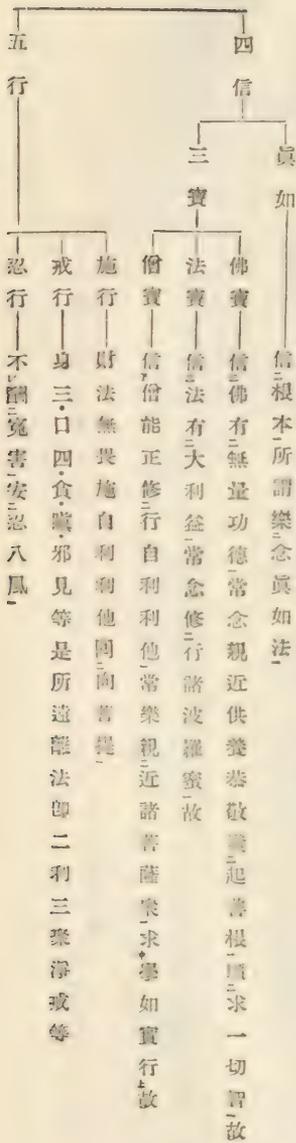
├進行──勸修諸功德自利利他遠離衆苦兼此下示除障方便
└止觀──止觀別行是方便・止觀俱行是正定┬奢摩他──┐
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└毗鉢舍那┘─眞如一行三昧

五行は即ち六波羅蜜なり、六度行を攝して五行を以て稱する亦これこの論一途の法相なり。論に精進行の下に除障方便を明して懇切なり。

止觀行を明すの下に略說段と廣說段との二分あり。前段には止觀二心の心相を概說し、後段に三節ありて廣く先づ初に止を明すうち修止の方法と止の勝能とその魔事及び對治方法と眞僞の簡別と及び修止十種の利益を示して勸修す。二に觀を明すうち修觀の意と修相とその分齊とを示す。修相を示すうち、法相觀・大悲觀・大願觀・精進觀等を明し、四顚倒の妄見を離れ四弘誓願を起し、菩薩廣大の止觀を成就すべきことを敎ふ。三に止觀の雙運を明して以て止觀門の廣說を結せり。

論主は上來實踐修道の方法に就て諸種法門を明し終り最後に他力念佛の法門を說いて曰く、「當に知るべし、如來勝方便ありて信心を攝護す、謂く專意念佛の因緣を以て願に隨つて他方の佛土に生ずることを得て常に佛を見て永く惡道を離る」と。依て更にその意を適切ならしめて曰く「修多羅に說くが如し、若し人專ら西方極樂世界の阿彌陀佛を念じ、修するところの善根を廻囘して彼の世界に生ぜんと願

求すれば即ち往生を得」と正しく西方阿彌陀佛の信仰を論述せり。

これに依て先考離言院常に語りて曰く、この論を讀むもの須らく順逆二觀あることを知るべし。順觀すれば、上來の自力行を正とし末段の他力法を傍とす。爾に若し逆觀すれば則ち論主の正意この彌陀法に在て存し、前來の諸法門は畢竟この淨土念佛の行布施設と見るべし。故に順觀の前には一眞如法を一論の根本とし、逆觀すれば一名號法を一論の大本と爲す。法然上人選擇集に判じて淨土傍依の論部に屬するものは且く順觀の意に依るのみ、別に逆觀の幽微を啓明するところなかるべからずと。また一論の大綱を説くに通途、一心・二門・三大・四信・五行と云ふに附加するに更に六字の一句を以てし一心・二門・三大・四信・五行・六字と云はざれば盡理と云ふべからずと曰へり。予先考に侍して屢この説を聞く、且私に案ずるにこの説必しも先考の特説に非ず唱和の餘師亦存す。況んや經論逆觀の方法その例必しも鮮しとせず、學者希くは通方の説に非ずと爲して等閑視し去ること勿るべし。

最後の勸修利益分には信謗の損益を示す。先づこの法を信ずるものには聞・思・修三慧の益ありと明し、次にこの法を毀謗するものは永苦に沈淪し佛種を斷ずるの罪過を招くと警め、依てこの妙法を信行すべきことを勸辨せり。

今正に大乘起信論教義の大乘佛教思想系中に於ける地位如何を明にするに適當なる時機に達せるを覺ゆ。抑前來の所說に明なるが如く、一論の要義衆生一心を出發點とし問題の中心となし、眞如・生滅二門の考察もこの一心を焼點と爲し、論に明すところの一切の法門は皆悉く衆生一心の内容を開說したるものに外ならざるを知るべし。此に於てか起信論の教義は一個の唯心論に立つものなること明なり。故に古來この論を議するもの皆、名けて唯心緣起と云ひ或は一心緣起と云ふ。而して更に所謂一心の體を究めて論に所謂如來藏心と名け眞如と名くるに依り、または稱して如來藏緣起と云ひ或は眞如緣起の法門と名く。

而るに佛教の多含なる唯心緣起の法門を說きしもの必ずしも兩三に非ず、所謂唯識論の教義は實に名實共に嚴密なる意義に於ての唯心論なり、更に華嚴學に云ふところ亦一個の唯心論なり。これ等の唯心論に比較して今起信論の唯心論と同異如何を明にするは最も重要なる問題なるべし。唯識論に顯はれたる唯心論は今と等しく唯心論に屬すべしと云へどもその内容大に相異るものあり。大體に於て唯識論のそれは阿賴耶識と稱する個人精神を本位としたる唯心論にして起信論のそれは更に一歩を進めたる普遍精神とも稱すべき眞如自體を緣起の主體となすものなり。何となれば唯識論にありては眞如自體は圓成實性或は眞實性と名けて眞空妙有の法なるが、それ自體としては不變性のものにして隨緣性ならざるが故に普遍的なる眞如一心を中心として直に萬有の開發起滅の根本原

理と認むること能はず、更に一歩を下りたる阿賴耶識に於てこれを見出さざるべからず、蓋しこの阿賴耶識は個人的一心にして有爲の事識にして一切諸法の種子を含藏し、これより萬有を開發すと爲すものにして眞如より直接萬有を開展すとは說かざるが故なり。故にかかる唯心論は古來これを有爲緣起・事緣起・種子緣起等と名け阿賴耶緣起論を各自唯識說と稱す。今起信論に依るに所謂阿賴耶識は不生不滅の如來藏と生滅の無明と眞妄和合の識にして、この識を通じ流轉・還滅の二個の潮流を發現すと云ふが故に、阿梨耶識自體の說明に於て忽ち唯識論と大に別なり、彼はこれを純有爲識と認むるに拘らず今は一面有爲なれど他に無爲不生滅の如來藏心たる一面あり。且唯識論に在りては眞如そのものは凝然として不作諸法の體たるものと說くに對して、今起信論は眞如に不變性と隨緣性との二德ありと云ひ、その隨緣性は阿梨耶識の形式を經て萬有を開發顯現するものと云ふが故に、無爲の理そのものが自發的原因となるべきものとす、卽ち古來これを無爲緣起また理緣起等とも判じ、眞如緣起・如來藏緣起等の稱を設くる所以なり。これを要するに唯識論は個人的・相對的唯心論なりと認むべく、萬有開發の根本原理を阿賴耶識已上に進むこと能はざる哲學と曰ふべく、これに反して今の起信論は普遍的・絕對的唯心論なりと認むるを妥當とすべく、萬有開展の根本原理を阿梨耶の半面たる眞如無爲の理そのものに定め、これより一切萬法は開發表現するものと說くを今の哲學の特色と云ふべし、乃至種種の比較說あれど今且く略說に從ふ。

更に今の唯心論を以て華嚴學の所謂唯心論と比較するときは今の唯心論は所謂眞如緣起論、彼の唯心論は法界緣起論と稱せらるるものにして等しく唯心と稱しつつその間大に差別あり。蓋し今は大體に於て事理無礙說に屬し、彼は事事無礙說に立ち、また今は一相緣起に屬し彼は無盡緣起を法門の綱格となすが故なり。圭峰の圓覺略疏には法界性と如來藏との異同を論じて曰く、「法界性と如來藏とは體同。義別なり。別に二義あり、一には有情數中に有るを如來藏と名け、非情數中に在るを法界性と名く、二には法界なれば則ち情器交徹し心境分たず、如來藏は但諸佛と衆生との淸淨本源を語る。これに據れば則ち如來藏心は克して本源に就き法界性はその本末を混ず。混ずれば則ち普該の義信じ易く克すれば則ち周徧の理明め難し」等と云へるも亦一見なり。

若し更に轉じて天台。四明の說と今論教義とを比すれば唯色。唯心自在無礙なるを得るときは則ち圓教に屬し、衆生一心に局りて唯心の理を談ずるときは一理隨緣の法門となつて別教に屬する等の說、請ふ深解の學師に就てその精美を研めよ。今細說に遑あらず。

大乘起信論の大綱は略して前來既に敍し了る。次に當に本末注疏を槪說し、依て以てこの論本流傳の三隅を察せしめん。

先づ論本の梵文原典存せざること前既に示すが如し。次にその現存論本の書史學的基本はこれを眞諦譯と傳ふる舊譯の起信論に定め、これと實叉難陀譯なる新譯の起信論とを以て今論研究上の原典的地位を假想せざるべからず。少くとも將來一層原典的價値を有すと思惟さるべき梵本等發見せらるる機緣ありとするも、その時緣までは新舊の支那譯論本に一切の原典的地位を假想すべく、特に舊譯論本にその至高の地位を認めざるべからず。故に現存の起信論關係の一切の文獻はみなこの事實に基きて一種の體系を存する所以思ふべし。

新舊二譯のうち後世に盛行せるは舊譯論本なり。この論本の註釋として現存するものに就て論ずればその傳譯と共に成れる智愷・曇延・慧遠等の註疏あり、唐朝に入りて海東の元曉・太賢・唐土の見登・法藏等の註釋顯はれ、別にまた釋摩訶衍論の成立あり。義記・釋論を中心としたる斯論の研究は爾後支那大陸より朝鮮半島を經て吾日本に亙り盛に行はれたり。而して新譯の論本に對しては前者に反し意外にも殆ど一人の註釋家もなかりしが明末・清初の出なる智旭ありて少かにこれを釋し、新譯釋家の代表者を爲す。

この書蕃・蒙等の譯本存否未だ審ならず、近代鈴木大拙君ありて北米合衆國市俄古府に在りしときこの論本を英吉利譯し且つ開題・脚註を加へて上梓せるもの一卷あり、名けて "Aśvaghosa's Discourse on the awaking of faith in the Mahāyāna" (1.Vol1900) と云ふ。これ現存歐譯の論本なり。往年藤島

丁謙君佛蘭西國巴里府にありて嘗て佛蘭西譯を公にしたることありと傳ふれど予未だ該譯本を見たることなし。

これ等疏釋の書目を列示することは他日に讓り、今此には略して古來云何なる註釋が最も有力なりしかを語り以て初學の爲にすべし。

抑起信論論本の初傳と共に眞諦三藏自らこれが註釋を著し、弟子智愷も亦これが疏釋を造ると傳ふれども今存するところは智愷の一心二門大意一卷あるのみ、これに次で隋曇延は起信論疏二卷を著はしその上卷は幸に現存せり。曇延に次で隋淨影寺慧遠の起信論義記四卷ありて現存す。爾にこの疏に對し普寂はその著要決卷上にその理由を述べて僞書とす、潮音これを破してその著筌蹄錄玄談に云云す。淨影同時の人南岳慧思のこの論本との交渉に關して疑はしきものあり、天台智顗に至りては明に小止觀に起信論文を引用し、嘉祥寺吉藏はその著勝鬘寶窟に關係の記文あり、但しこれ等の諸師は特に起信の注疏を著はしたるを見ず。唐朝に入り大に華嚴學派の玩ぶところとなり、學場の講習頗る盛なるを致せり。至相寺智儼に註疏ありと傳ふれども現存せず、海東元曉に、起信疏二卷、別記一卷あり、賢首大師法藏に起信論義記三卷、別記一卷あり、皆現存す。前の淨影寺慧遠の疏と今の海東並に賢首の兩疏とを合してこれを起信の三疏と稱して古來の學場特にその美を稱歎す。蓋しこの三疏各稟くると

ころあり、海東は淨影に依りて一歩を進め、賢首は淨影・海東を參へて更に一歩を進む。三疏と並稱すと雖も解釋の深玄、周密は賢首大師の疏に於て窮まれりと稱すべし。此に於てか爾後の起信論研究は釋論系を除きては悉く賢首の義記を指南とし、寧ろ論本を去つて義記の研鑽に移れるの觀あり。

起信論義記は古人或は至相寺智儼の作にして賢首の作に非ずと疑へるものあるが(教理鈔卷一 六)、これ元より膚淺の說にして顧るの値あるものに非ず。抑義記は賢首の餘著探玄記・無差別疏・宗致義記等と筆格轍を同うしその說亦何等相隔つるなし、況んや海東義湘に送るの書中自らこの書を指すこと(教理鈔卷三 二)引用の文に徵して明なること先輩既にこれを指摘するが如し。

賢首大師法藏は華嚴宗第三祖と稱すれども事實上華嚴教學の大成者なり。起信義記の作はその大著探玄記已前の作なることは彼の卷六 三六 の文に徵して知るべく、但し五教章下ニにまた廣如起信義記中と云ふに依りて五教章已前の作と爲すべきに似たれども、日照三藏所傳の說の有無に依て古德或は五教章已後探玄已前の作と決するものあり。義記の釋相・內容に關し論ずべき問題少からずと雖も今これを略す。

義記の後代に行はるるや注疏本と眞本との二類の別を生ぜり。眞本は賢首所造の原本のままなれど

注疏本は圭峰宗密が義記を添刪し往往自説を加註したるものにして現に大乘起信論注疏四卷として行はれ、その內題下には西太原寺法藏述草堂沙門宗密錄之と記せるこれなり。注疏本の性質此の如くなるを以て後世の學者或はこれを是非するものある所以なり。

唐末五代の騷亂は弘く教界の災患たりしのみならず、又實に我義記を禍せり、義記の眞本は實にこの間に彼の地に湮滅し、爲に後人注疏本の外に眞本の存することを知らざるに至り、宋朝の學者は皆この注疏本を中心として起信を研究せり。義記の注釋として古來學場に有名なる長水子璿著の起信論筆削記六卷の如きもまたこの注疏本を釋したるものなり。

義記成りて起信論研究は華嚴學の樞要なる地位を占むるに至れり。而して華嚴學の興隆と共に義記によりて莊嚴せられたる起信論は唐朝佛教に二個の主要なる影響を與へたり。一はその直系に成れる釋摩訶衍論の成立にして他は天台教學の教義的變動これなり。

釋摩訶衍論は一部十卷あり、龍樹の著はせる本論の註釋と傳へられ姚秦時代筏提摩多三藏と稱するものの所譯にして姚興の序を有す、賢首已後圭峰に至る間に成りしものと察せらる。圭峰の著既に之に言及し宋朝の諸家子璿・師會・智覺等皆之を引用するが故なり、且つ唐朝既に聖法・法敏・普觀三師の註釋あり、高麗に入りて慈行・通法・守臻の三師また各疏釋を作る、之を古來唐土の三師高麗の三師

と稱す。龍樹の作に非ざるは勿論筏提摩多の如き史傳の錄せざるところの人物なるがゆゑにこれ等のことは信ずべからざるも、その內容は明に華嚴學に依り起信論を中心として發展したる一種特異の法門なることを注意すべし。

次に天台教學の內容に影響したる點は天台第六祖荊溪湛然の著書に依りてその起信論と相交涉する所以の深きを知るべし。天台由來の教學的立脚たる諸法實相の法門に眞如緣起の思想を加へ、その教學の內容に一大影響を與へたるは恐く義記中心の起信論學の影響なるべし。荊溪已後、日本叡山の教學に起信論教義の交涉深きは勿論、支那大陸に於ても趙宋天台の教學には起信論の影響は大なるものあることまた細說を要せざるべし。近くは予が十不二門論講義を參考せよ。

已上要するに支那大陸に於ける賢首已後の起信論研究は義記中心の系統と釋論中心の系統と二大分することを得るに似たり、この二分は直に移して吾日本の今論講究の歷史に結合することを得べし。

日本に於ける起信論研究の中心系統は勿論賢首の義記に存す。義記の初傳は恐くは道璿の華嚴章疏將來の事實と合說すべし。爾後華嚴を中心として顯教に屬する諸宗は皆一樣に義記を指南としてこの論を學ぶ。現存の註釋中、元亨年間湛叡の作なる起信論義記教理鈔十九卷なるものは恐く義記研究の

頂點を示すものなるべし。德川時代に入りて鳳潭の幻虎錄五卷、普寂の要決三卷等各一見識を具ふれども取捨を要するところあり、乃至諸宗の學者盛に疏釋あり枚擧に遑あらず。

本朝に於ける釋摩訶衍論の傳來も亦奈良朝の末期に在り、所謂大安寺の戒明寶龜十年これを初傳す。これを讀で直に四難を立てて疑へるものは三船の眞人なりしが平安朝に入りて傳教大師も亦七難を立てて僞論と斷じ且つ新羅の僧月忠が作なる傳說を示せり。斯る間に在りて弘法大師は眞言所學の論學として上奏し盛にその義を用ひて眞言教義を莊嚴したりしかば、これより釋論は東密一家所學の重要なる科目となり、唐土・高麗の六師が專ら華嚴に依て釋せるに拘はらず、東密一家は初よりこれを密論と定め專ら眞言の教義に立ちてこれを論究し、古來之が註釋を撰するもの頗る多し。而してこの釋論中心の研究は專ら眞言(東密)一家に局れども、その思想は廣く日本佛教教學に對して深き影響を與へ所謂中古に盛なりし本覺門の思想は主としてこの論の影響に依ると見るべし。釋論中心の起信論研究も亦是一個の大問題なり、簡單に敍し易からず。

以上三國の起信論研究は顯密兩系共に眞諦譯の舊譯論本に依る、義記に關しては本朝の依るところ專ら眞本に在矣。若しそれ實叉難陀譯の新譯論本に至りては明末の巨匠藕益智旭椽大の筆を操つて大

乘起信論裂網疏六卷を著はし天台の圓旨に立ちて性相を融會す、次で德川の末期武州川越の觀國は裂網疏講錄六卷を作りて智旭の疏を釋す。此の如くにして支那・日本の兩土各一本の注疏を存し以て各新譯論本に對する攻學的面目を支ふるものと云ふべきか。

今の國譯は眞諦の舊論を演譯し、また聊意を行文の按排に用ひ分科と註釋とは大途義記を指南とす。元より深解を主とせず簡俗を旨とすと雖も、其略度を失し釋義處を誤るものなきを保せず。仰願くは指敎に吝なること勿れと云爾。

大正第十年二月

譯者　島地大等識
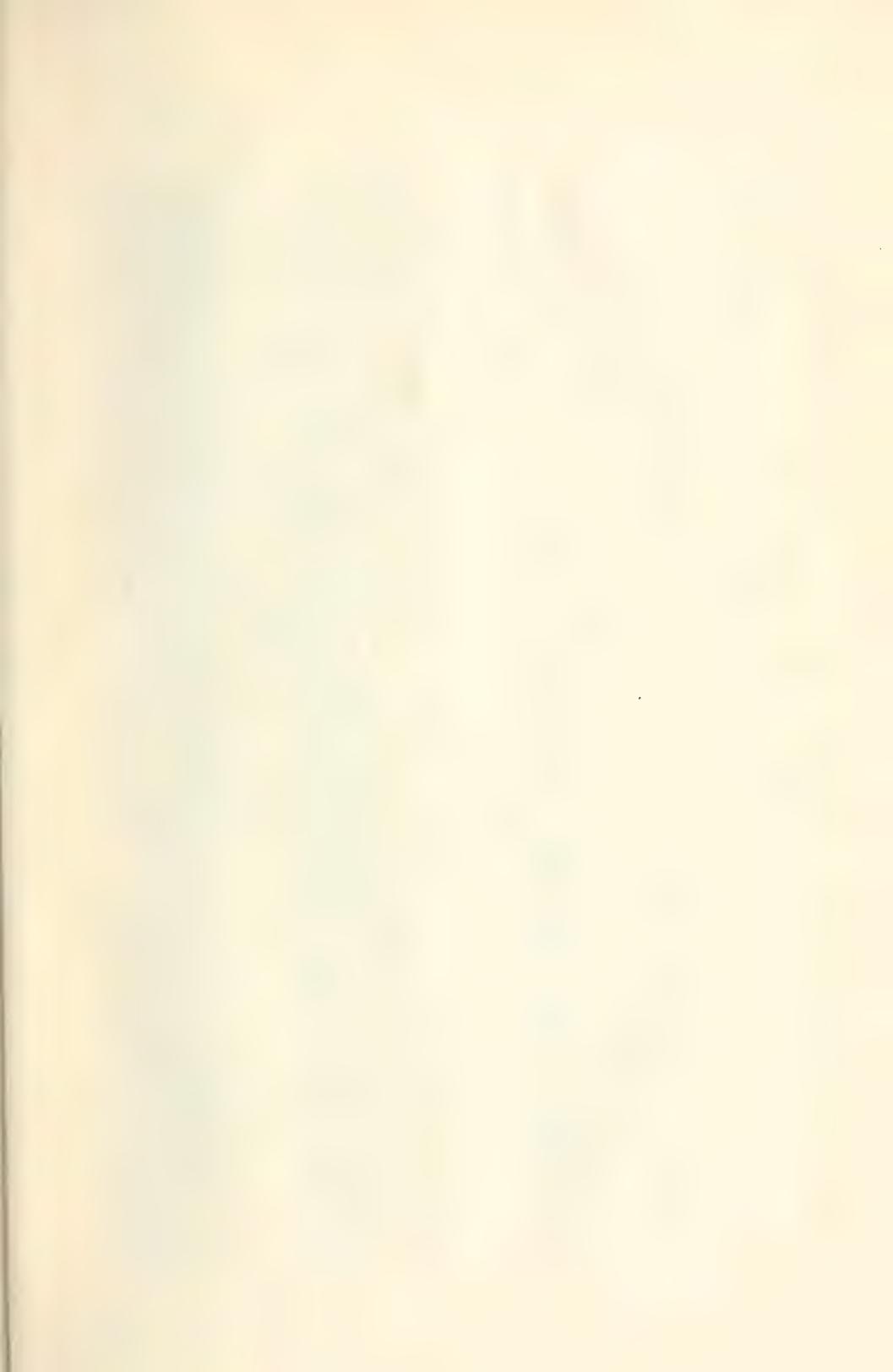
國譯大乘起信論

盡十方の(一)
最勝業(二)の、徧知色無礙自在救世大悲者と及び、彼の身の體相(三)、法性眞如海、無量の功德藏と、
如實修行(四)等とに
歸命(五)したてまつる。
(六)衆生をして、疑を除き邪執を捨て、大乘(七)の正信を起し、佛種(八)をして斷ぜざらしめんと欲する爲の故に。
論じて曰はく(九)、法(一〇)有り、能く摩訶衍(一一)

【一】始に佛・法・僧の三寶に歸敬することを述べたり。歸敬序と名く。釋論の發端に之を置くは印度の古習たり。
【二】最勝業等は、三寶の中、佛寶を示す。其名を呼ばず、唯其德を擧げて、佛たるを知らしむ。
【三】彼の身の體相等は、次に佛の說きたまへる法寶をいふ。
【四】如實修行とは、次に僧寶を示す。即ち眞如の理を證りて、行を修する聖者をいふ。
【五】歸命は南無(Namas)の譯、己が身命を盡して、三寶に歸依するをいふ。
【六】次に、三寶に歸依する趣意を述ぶ。
【七】大乘(Mahāyāna)。
【八】佛種とは、衆生が佛となる種子なり。
【九】論じて曰はくとは、本論の著者、馬鳴菩薩が論じて曰ふ也。既に三寶に歸敬し終りたれば、以下本論(正宗分)に入る。先に益を標して論を起す也。
【一〇】法(Dharma)とは、以下此の論に說く所の敎を意味する也。
【一一】摩訶衍(Mahāyāna)は大乘と譯す。

の信根（二二）を起す。是の故に應に説くべし。

説に（二三）五分（二四）有り、云何が五と爲す。

一には因緣分。

二には立義分。

三には解釋分。

四には修行信心分。

五には勸修利益分なり。

【二二】信根（Śraddhendriya）とは、能くものを生じ、又增長せしむるの謂なり。信はよく一切の善法を生ぜしむるが故に信根といふ。

【二三】次に正しく所説を陳ぶ。

【二四】五分とは、五章と云ふが如し。

初に(一)因緣分を說かん。

問うて曰はく、何の因緣有つて、此の論を造るや。

答へて曰はく、是の因緣に八種(二)有り。云何が八と爲す。

一には、因緣總相(三)。所謂、衆生をして、一切の苦を離れ、究竟樂(四)を得せしめんが爲にして、世間の名利恭敬を求むるに非ざるが故に。

二には、如來根本の義(五)を解釋し、諸の衆生をして、正しく解して謬らざらしめんと欲する爲の故に(六)。

三には、善根成熟の衆生(七)をして、摩訶衍の法に於いて、堪忍不退信(八)ならしめんが爲の故に(九)。

四には、善根微少の衆生をして、信心を修習せしめんが爲の故に(一〇)。

五には、方便を示し、惡業障(一一)を消して、善く其の心を護り、癡慢(一二)を遠離し、邪網を出で

【一】先に因緣分を說くを標す。此の論著述の理由を明すなり。
【二】八種の中初の一は總、後の七は別なり。
【三】因緣總相。此の論を造る因緣を概括し說くなり。
【四】究竟樂。佛果涅槃をさす。
【五】如來根本の義。佛陀教說の根本義なり。
【六】初に立義分と、解釋分の中、顯示正義と對治邪執との爲に、この發起因緣を作る。
【七】善根成熟の衆生とは、善根(Kuśalamūla)の成就し熟造せる、十信の位に在る菩薩なり。之より更に進んで十住の位に入れば、信心堅固となり、退散することなし。
【八】信心をして堪忍不退ならしむる爲に。
【九】第二には、下の分別發趣道相の文の爲に之を說く。
【一〇】第三には、下の修行信心分の中の初四種の信心及び四種修行の文の爲に之を說く。
【一一】惡業障。惡業に依る障也。
【一二】愚癡(Moha)高慢(Māna)。

しめんが爲めの故に（一三）。

六には、止觀（一四）を修習することを示し、凡夫・二乘の心過（一五）を對治せしめんが爲の故に（一六）。

七には、專念（一七）の方便を示し、佛前に生ぜしめ、必定して信心を退せざらしめんが爲の故に（一八）。

八には、利益を示し、修行を勸むる爲の故に（一九）。

是の如き等の因緣有り、所以に論を造る。

問うて曰はく（二〇）、修多羅（二一）の中に、具に此の法有り、何ぞ重ねて說くことを須ふるや。

答へて曰はく、修多羅の中に、此の法有りと雖へ、衆生の根行（二二）等しからざると、受解（二三）の緣、別なるとを以てなり。

所謂、如來の在世は、衆生利根にして、能說の人（二四）も色（二五）心の業勝れ、圓音一たび演べたまふに、

【一三】第四には、下の修行信心分の中の第四の修行の末文の爲に之を說く。

【一四】止觀。奢摩他（Śamatha止）と毘鉢舍那（Vipaśyanā觀）となり。止とは妄念を止息するの義、觀とは觀智を起して、眞如に契合するの義なり。

【一五】二乘。聲聞乘（Śrāvakayāna）と緣覺乘（Pratyekabuddha）となり。修行の上に於ては、凡夫に勝ること甚だ遠きも、未だ佛の域に達せざる聖者をいふ。二乘の心過とは、此等凡聖の有する要なる執著なり、即ち個人的我の存在と、萬有諸法の實在とを信ずる、所謂我執法執を云ふ。

【一六】第五には、次の修行止觀門のために之を說く。

【一七】專念とは、專修念佛の謂也。

【一八】第六には、修行信心分の末の、勸生淨土の文に對して之を說く。

【一九】第七には、勸修利益分の爲の因緣なり。

【二〇】次に疑義の答辯を說く。

【二一】修多羅（Sūtra）經をいふ。

【二二】根行。根とは衆生の機根、即ち心的素質をいふ。行とは實踐的方法をいふ。

【二三】受解。了解なり。

【二四】能說の人。佛陀をいふ。

【二五】色（Rūpa）とは心に對していふ。身の謂なり。業とは、はたらきなり。

異類(二六)等しく解すれば、則ち論を須ひず。

若し如來の滅後は、或は衆生の、能く自力(二七)を以て、廣く聞いて解を取る者有り。「或は衆生の、亦自力を以て、少しく聞いて多く解する者有り。」或は衆生の、自の心力無くして、廣論に因つて解を得る者有り。」自ら衆生の、復廣論の文多きを以て煩はしと爲し、心に、總持(二八)の、文少くして多義を攝するを樂び、能く解を取る者有り。

是の如く、此の論は、如來の廣大深法の無邊の義を總攝せんと欲する爲めの故に(二九)、應に此の論を說くべし。

【二六】異類。機類の異れる謂。
【二七】自力。經を聞いて佛意を解するを得るが故に、他の論などを要するなし。故に自力といふ。
【二八】總持。Dharani(陀羅尼)の譯。
【二九】實に此の論は、この最後に述べし如き機類の人の爲に說く所なるを示すなり。

已に因緣分を說けり。次に(一)立義分を說かん。

摩訶衍(二)とは、總じて說くに二種有り。云何が二と爲す。

一には法。

二には義。

言ふ所の法とは、謂はく衆生心(三)なり。是の心は則ち、一切世間出世間(四)の法を攝す。此の心に依つて、摩訶衍の義を顯示す。

何を以ての故に。是の心眞如(五)の相(六)は、即ち摩訶衍の體を示すが故に。

是の心生滅因緣の相(七)は、能く摩訶衍の自體・相・用(八)を示すが故に。

言ふ所の義(九)とは、則ち三種有り。云何が三

【一】上に此の論を造る緣由を說きたり。今はこの論の根本要義を約說す。立義分即ち是なり。

【二】摩訶衍(即ち大乘)を概說して、(一)其の實體は、如何なるものなるかを示すを法とし、(二)其の有する意義、如何を說くを義とす。新譯はこの二を「有法と及び法なり」と譯す。

【三】衆生心。凡夫衆生の持てる心。これに諸釋あり。

【四】出世間。世間(所謂世俗)に對して超世間的なる聲聞、緣覺、菩薩佛の境をいふ。

【五】眞如(Bhūtatathatā)。眞實にして虛妄を離れたるを眞、常住にして不變なるを如といふ。

【六】相とは意義をいふ。是の心眞如の相とは、吾人の有する衆生心の實體たる眞如の、平純なるを指していへる也。

【七】心生滅因緣の相。この衆生心の起滅する現象的方面をいふなり。

【八】體と相と用とを、三大といふ。次に之を說けり。

【九】次に大乘(摩訶衍)と云ふ名を與へし所以を說く。

【一〇】體大。實體といふ程の意なり。

【一一】一切法(Sarva-dharma)。現在にあらはれたる現象を總稱していふ。諸法、萬法といふに同じ。

【一二】一切諸法は、もと唯一眞如に外ならず、故に迷ひて衆生となり、悟りて佛となるも、增減有ることなく、時空を超越せるものなり。

【一三】相大。實體に具有する屬性なり。

【一四】如來藏(Tathāgata-garbha)

と為す。

一には體大（一〇）。謂はく、一切法（一一）は眞如。平等にして、增減（一二）せざるが故に。

二には、相大（一三）。如來藏（一四）は無量の性・功德（一五）を具足するが故に。

三には用大（一六）。能く一切世間・出世間の善因果を生ずるが故に（一七）。

〔此の法は〕一切諸佛の本所乘（一八）の故に。一切の菩薩（一九）は、皆此の法に乘じて（二〇）、如來地（二一）に到るが故に（二二）。

---

bha）眞如の相大（屬性）に名けたる名。衆生心の本性の、清淨不變なるを云ふ。

【一五】性は性能、功德（Puṇya）ははたらきといふ程の意。

【一六】用大。屬性（相大）の有するはたらきをいふ。

【一七】以上、衆生心を大乘と名くる義の中、大の謂を說けり、次に乘の意を明す。

【一八】本所乘。本とは因本。即ち諸佛が尙ほ菩薩因位に在りし時、この法を乘りものとして修行せられたるをいふ。

【一九】菩薩（Bodhisattva）。覺有情と譯す。大菩提心を起して佛陀の證りを求めつつあるものをいふ。

【二〇】大性に乘ずるが故に大乘といふ。

【二一】如來地（Buddhabhūmi）。菩提涅槃の證を開きたる、佛の境界をいふ。

【二二】立義分に說く所を略示すれば

摩訶衍
- 一、法—衆生心
  - 一、（眞如門）……此の心眞如の相は云云
  - 二、（生滅門）……此の心生滅の相は云云
- 二、義—三大
  - 體大
  - 相大
  - 用大

已に立義分を說けり。次に解釋分〔一〕を說かん。
解釋分に三種〔二〕有り。云何が三と爲す。
一には正義〔三〕を顯示し、
二には邪執〔四〕を對治し、
三には發趣道相〔五〕を分別す。
正義を顯示す〔六〕とは、一心〔七〕の法に依つて、
二種の門有り。云何が二と爲す。
一には心眞如門〔八〕。
二には心生滅門〔九〕。
是の二種の門、皆各總じて一切法を攝す。
此の義云何。是の二相離れざる〔一〇〕を以ての故に〔一一〕。

【一】上既に此の論に說く所の要義を掲げたれば、以下之を解釋(解釋分)するなり。
【二】解釋分の三大段。
【三】正義。先づ正しく所立の大乘の義をいふ。
【四】邪執。大に明せる正に悖る執著也。
【五】發趣道相。菩提の道に發心趣向する實踐門なり。
【六】以下解釋分の第一、正義を顯示する段の中、先づ一心に眞如と生滅との二門あるを示す。
【七】一心。先に所謂衆生心、即ち如來藏心なり。
【八】心眞如門。大乘の實體たる衆生心をその絕對的方面より論じたる一段なり。
【九】心生滅門。前者に對して衆生心を相對的方面より說く一段なり。
【一〇】この二門はもと一心(衆生心、如來藏心)の兩面にして、生滅差別の中に不生滅平等の性あり、平等不生滅の上に、生滅差別の現象を生ずるなり。
【一一】之を略示すれば、

- 一心
  - 眞如門―(體大)―眞如
  - 生滅門
    - 體大―(本覺)
    - 相大―(反染の淨相)
    - 用大―(隨染の業用)
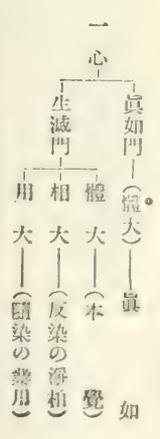
心眞如(一)とは、即ち是れ一法界大總相法門(二)の體なり。

所謂心性(三)は不生不滅なり。

一切の諸法(四)は、唯妄念(五)に依つて差別有り。

若し心念(六)を離るれば、則ち一切境界の相(七)無し。

是の故に(八)、一切法は、本より已來、言說の相を離れ、名字の相を離れ、心緣(九)の相を離れ、畢竟平等にして、變異有ること無く、破壞すべからず。唯是れ一心なり。故に眞如と名く。

一切の言說(一〇)は、假名にして實無く、但妄念に隨つて、不可得(一一)なるを以ての故に、眞如と言ふも、亦相有ること無し。

謂はく、言說の極、(一二)言に因つて言を遣る。

此の眞如の體は、遣る(一三)べき有ること無し。

【一】初に眞如門を說くに、先づその本體を擧示す。眞如は、もと、吾人の言語思慮を絕したるものにて唯自ら證悟して始めて知るべき所なるを、假に消極的言說を以てその一班をあらはさんとするが、此の一段なり。故に玆に說く所を稱して離言眞如といふ。

【二】平等無二(一)にして、出世間の聖法も、之を基として現るが故に、法界(聖法の源)といひ、この中一切の諸法を含有するが故に大と呼び、生滅門を別相門といふに對して眞如門を總相門とす。

【三】心性。衆生一心の本性。之は迷ふと悟るとに於て、生ずる事も滅する事もなし。

【四】妄念を會して眞の相を顯さんとす。

【五】妄念。通常吾人の有する思慮をいふ。佛陀の心識の澄淨なるに對していふなり。妄心といふと同じ。

【六】心念。心とは吾人の有する心。念とは、この心の差別的にはたらくをいふ。前の妄念の謂也。

【七】境界の相。吾人の見て我他、彼此等と差別する如き執著なく、隨つて、一切の境界を差別することなし。

【八】眞如は本來妄念を離れたるものなる事を示す。

【九】心緣。思慮といはんが如し。

【一〇】次に執著を會して「眞如」の名を釋する也。

【一一】不可得。總て言語は吾人の相對的の心によつて與へたるものなる故、絕對の說明に契當すべからざるをいふ。

【一二】眞如てふ名は、あらゆる

一切の法は、悉く皆眞なるを以ての故に。亦立つ(一四)べきも無し。一切の法は、皆同じく如なるを以ての故に。

當に知るべし、一切の法(一五)は、說くべからず、念ずべからず、故に名けて眞如と爲す。

問うて曰はく(一六)、若し是の如き義ならば、諸の衆生等は、云何が隨順(一七)し、而も能く得入(一八)せん。

答へて曰はく、若し、一切の法は、說くと雖も能說(一九)の說くべき有ること無く、念ずと雖も亦能念の念ずべき無し(二〇)と知らば、是を隨順と名く。若し念(二一)を離るれば、名けて得入と爲す。

相對的名字を排して最後に得たる名(言說の極)なれば、この眞如といふ名(言)に因つて、總ての他の差別的言說を否定し(遣る)たるなり。

【一三】遣るとは否定するなり。

【一四】立つとは相對的の言說を以て說くをいふ。

【一五】一切の諸法は、その本體よりすれば絶對なる眞如なり。故に相對的には說くべからず、思慮すべからざるなり。

【一六】次に問答を以て疑を釋する也。

【一七】隨順。眞如の妙理に隨順するなり。

【一八】得入とは、悟入と云はんが如し。

【一九】能說とは、所說に對す。即ち說かるゝ方(所說)に對して、說く方を能說といふ。次の能念も亦然り。

【二〇】一切の法は絶對なれば、相對的の言語思慮を容むべきにあらず。

【二一】念は相對的の思慮をいふ。

【二二】上に第一義によりて眞如を說けり。今は假に言說に依つて眞如の概要を示さんとす。之を依言眞如といふ。

【二三】依言眞如の二種を示す。

【二四】如實とは眞如といふに同じ。空(Śūnyatā)とは眞如に迷執妄染の無きをいふ。

【二五】不空(Aśūnyatā)は空とは異り、眞如の體は空漠たるものならずして「不空」その中に種々の性能功用を具するなるをいふ。

【二六】無漏(Anāsrava)とは汚れ(煩惱)なきをいふ。

【二七】初に「如實空」即ち空眞如を明す。

【二八】染法。吾人の分別妄想にあらはるる一切の境界をい

復次に、眞如は、言説に依つて分別（二二）するに、二種の義有り。云何が二（二三）と爲す。

一には如實空（二四）。能く究竟して實を顯はすを以ての故に。

二には如實不空。（二五）自體有り、無漏（二六）の性功德を具足するを以ての故に。

言ふ所の空（二七）とは、本より已來、一切の染法（二八）、相應せざるが故に。謂はく、一切差別の相を離れ、虚妄の心念無きを以ての故に。當に知るべし、眞如の自性は（二九）、有相に非らず、無相に非らず、非有相に非らず、非無相に非らず、有無俱相に非らず、一相に非らず、異相に非らず、非一相に非らず、非異相に非らず、一

ひ、佛陀聖者にあらはるる淨法に對して用ふ。

【二九】以下は相對的觀念を排する也。相とは義邊にして、すがたの謂に非らず。

【三〇】佛陀の心念に對して、衆生のそれを妄念といふ。

【三一】眞如と相應せざるなり。

【三二】空。凡て吾人の考へ得る所は妄なり。眞如とはこの妄を離れたる所をいふ。故に眞如は妄空なり。

【三三】次に「如實不空」即不空眞如を示す。

【三四】法體。諸法の實體なり。

【三五】眞心。眞如なり。

【三六】淨法。淨德といはん如し。眞如には清淨なる功德の無盡藏なるを淨法滿足といふ。

【三七】離念。妄念を離れし（眞如の）境也。

【三八】徒らに言語思慮を以て云云するも當らず、自ら實踐して心の妄を離れ、眞智を證して始めて眞如と相應すべきのみ。

【三九】以上眞如門所説を略示せんに

- 心眞如門
  - 一、離言眞如
    - 離言説相
    - 離名字相
    - 離心緣相
    - ―本來平等
  - 二、依言眞如
    - 一、如實空
      - 一、約有無四句
      - 二、約一異四句
    - 二、如實不空
      - 常
      - 恆
      - 不變
      - 淨法滿足

異俱相に非らず。

乃至、總じて說く、一切の衆生は、妄念(三〇)有るを以て、念念分別するに依つて、皆相應(三一)せず。故に說いて空(三二)と爲す。若し妄心を離るれば、實に空ずべき無きが故に。

言ふ所の不空(三三)とは、已に法體(三四)、空にして、妄無きことを顯はすが故に。即ち是れ眞心(三五)は、常恆不變にして、淨法(三六)滿足するを、則ち不空と名く。亦相の取るべき有ること無し。離念(三七)の境界は、唯證(三八)のみ相應するが故に(三九)。

心生滅（一）とは、如來藏（二）に依るが故に、生滅の心有（三）り。

所謂、不生不滅と生滅と和合（四）して、一に非らず異に非らず、名けて阿棃耶識（五）と爲す。

此の識に二種の義有り、能く一切の法を攝し、一切の法を生ず（六）。

如何が二と爲す。一には覺（七）の義、二には不覺（八）の義。

言ふ所の（九）覺（一〇）の義とは、謂はく心體念（一一）を離る。離念の相は、虚空界（一二）に等しく、徧せざる所無し。法界一相、卽ち是れ如來の平等法身（一三）なり。此の法身に依つて、說いて本覺と名

【一】上、心眞如門に於て、大乘の本體たる一心の實體的方面を說けり。今次にこの心の現象的方面卽ち心生滅門を說かんとす。初に心生滅の本源たる阿棃耶識を示す。

【二】如來藏（Tathāgatagarbha）。衆生心の本性、清淨不變なるに名けたる名なり。

【三】不生滅なる如來藏心「無明の風」の爲に動かされて生滅心となる。故に「生滅の心は不生滅の心に依る」といふ也。

【四】和合。不生不滅の如來藏が動いて生滅となれる場合をいふにて、生滅が別に他より來りて合する謂にあらず。

【五】阿棃耶（Ālaya-vijñāna）。新譯は阿賴耶と記す、玄奘は阿賴耶の語を、藏識（萬法の種子を含藏するの謂）と譯し、この論の譯者たる眞諦は無沒識の意）と譯す。名は異なれど義は一なり。

【六】阿棃耶識は、生滅と不生滅との和合したる非一非異の法なる故、淨も染もその中に包括せられ、發しては迷とも悟ともなるなり。

【七】覺。覺照、覺明の義。眞如の平等一相、不生不滅なる所以を自覺するなり。或は單に不生滅なる眞如とも見得るなり。

【八】不覺。覺に反し、眞如の性に無自覺なるをいふ。

【九】阿棃耶識の二義中、初に覺の義を明す。此の一段は迷妄の狀態より眞如の本性に立歸へる原理を說くが故に、之を還滅門と稱し、以て不覺を流轉門といふと相對す。而して今は覺の義に、本覺と始覺

く。
何を以ての故に。
本覺の義は、始覺の義に對して說く。始覺は即ち本覺に同ずるを以てなり(一四)。
始覺の義(一五)とは、本覺に依るが故に、不覺有り、不覺に依るが故に、始覺有りと說く。
又心源を覺す(一六)るを以ての故に、究竟覺(一七)と名く。心源を覺せざるが故に、究竟覺に非らず。
此の義(一八)云何。
凡夫人(一九)の如きは、前念の起惡(二〇)を覺知するが故に、能く後念を止め、其をして起らざらしむ。復覺と名くと雖も、即ち是れ不覺(二一)の

とあるを示す。

【一〇】覺。前には眞如といひ、今は覺といふは、彼の言說の絕對的たりしに反し、今は相對的なる生滅門の立稱なるに依る。

【一一】一心の本體の、妄念を離れたるをいふ。

【一二】絕對無限なる虛空界に譬へたり。

【一三】法身(Dharmakāya)。菩提涅槃と佛陀との、形而上的に合一せる體をいふ。即ち人格化せられたる眞如の謂也。

【一四】本覺は眞如の德性として、吾人本來之を具有するも、我が妄迷の爲にその性を覆はれ居るなり。而かも之を顯すには、實踐修行するの外無し。此の修行により眞如の理を證するを始覺といふ。此の始覺は本覺あるによつて起るものなる故、始覺に對して本覺の名あり。修行の結果、妄染盡きて、一心の源に到達する時、始覺は即ち本覺となる(同ず)。眞如門に於ては始覺の名も本覺の名もあるべからず。

【一五】次に始覺の義を明す。

【一六】心源を覺す。衆生の有する染心も、其の本性(心源)は淸淨なる本覺なるを覺るなり。

【一七】究竟覺。心の妄を斷じ盡し、本覺に徹底せるを究竟覺(佛陀の地位)とし、未だ全く徹底するに至らざるも、始覺の漸次進む過程を「非究竟覺」とす。

【一八】眞如が迷の爲に妄なる活らきを起す(流轉門)際に、その微細なるものより麤大なるものに至る間を四級に分ちて四相(生・住・異・滅)とす。而して、此等の妄法を退治する始覺には、無量の階段あるべ

故に。

(二二)二乘(二三)の觀智(二四)と、初發意(二五)の菩薩等の如きは、念異(二六)を覺して、念に異相無し。麤分別(二七)執著(二八)の相を捨するを以ての故に、相似覺(二九)と名く。

(三〇)法身の菩薩(三一)の如きは、念住(三二)を覺して、念に住相無し。分別(三三)麤念(三四)の相を離るるを以ての故に、隨分覺と名く。

きなれども、暫く右の四相に約して四級を設け、以て以下之を說かんとするなり。

【一九】 菩薩の修行を積みて漸次に煩惱を斷じ、涅槃を成ずるに至る迄に五十一(又は二)の階級を說く。その低級なるものより漸次之をいへば、十信・十住・十行・十回向(之を三賢ともいふ)、十地、妙覺これなり。

茲に云ふ凡夫(Pṛthagjana)人とは、この第一の十信の位に至れるをいふ。四位の最後也。

【二〇】 起惡。惡業を起すをいふ。惡は必ずしも道德的の意に限らず、更に、後に苦報を招くに至る一切の身心の所作を意味す。

【二一】 覺。惡業を止むる(滅する)故に覺といふも、未だ煩惱を止むるに至らざるを以て不覺といふ。

【二二】 次に四位の第三位(異)を明す。

【二三】 二乘。聲聞(Śrāvaka)、緣覺(Pratyekabuddha)の二乘。前者は佛の敎法を聞きて四諦を觀じて煩惱を斷じ、後者は敎法に依らず、獨り十二因緣の法を覺りて煩惱を斷ずるものなり。

【二四】 觀智。觀法の智。

【二五】 初發意。十住の初位に至れる菩薩也。下に菩薩等といひて十住十行十回向の三賢を總攝す。

【二六】 異。四相の第三位。「念異を覺す」とは妄念の第四、第三を覺悟せる也。この位の菩薩は、自己の中に個人的の我を認めて執著せず(我空)、自他の不等を覺す、麤分別云云とは此の謂也。

【二七】 麤分別。貪慾、瞋恚等を起すをいふ。

【二八】 執著の相。違順の境、即ち愛憎に著するをいふ。

【二九】 相似覺。「諸法の空」なるを全く了知するに至らざるも、それに近きを以て相似覺といふ。

【三〇】 次に四位の第二段(住)を明す。

【三一】 法身の菩薩。かの十地の中に於て、初地より第九地に至る位に在る菩薩をいふ。何となれば彼は、法身の、宇宙に遍滿する義を證れるが故なり。

【三二】 住。四相の第二位なり。一切諸法には、各その實體有りと執す。之を法執といふ。

【三三】 分別。前の異相に於ける如き、外境に對する分別なり。

【三四】 麤念。次の位に至つて對治する微細の念よりもやゝ麤きを以て、爾か名くるなり。

（三五）菩薩地盡（三六）くる如きは、方便（三七）を滿足し、一念相應（三八）す。心の初起（三九）を覺して、心に初相無し。微細の念を遠離するを以ての故に、心性を見ることを得。心性は即ち常住なるを以て、究竟覺と名く。

是の故に、修多羅に、若し衆生有つて、能く無念（四〇）を觀ずれば、則ち佛に向ふの智と爲すと說けるが故に。

又心起と（四一）は、初相の知るべき有ること無し。而も初相を知る（四二）と言ふは、即ち無念を謂ふなり。（四三）是の故に一切の衆生は、名けて覺と爲さず。本より來、念念相續して、未だ曾て念を離れざるを以ての故に、無始の無明（四四）と說く。

（四五）若し無念を得すれば、則ち心相の生。住。

【三五】次に四位の第一位〔生〕を明す。

【三六】菩薩地盡。十地の最後の第十位をいふ。この位は菩薩の位の最後にして、次には佛となる故盡くるといふ。

【三七】方便。十信以上の四十有餘の位をいふ。此等は又佛果、菩提に至る方便なれば也。

【三八】一念相應。究覺して衆生心が起る[illegible]なることを[illegible]する剎那をいふ。

【三九】初起。四相の第一、生相なり。菩薩地盡くる始覺[illegible]の一念は、よく本覺と相應す。故に[illegible]心が無明の爲に起動し始むる端的に於て、無明が淨心を差別的に活くに至らしむる、之を生相とす。[illegible]の念とは此の謂なり。

【四〇】無念。妄念を絕無ならしめたる境界をいふ。

【四一】次に、先に「心の初起を覺す」と云へるを更に釋するなり。

【四二】上に心の初起を知るを究竟覺と名けたるも、[illegible]的に之が初相〔即ち生相〕なりと謂ふべきもののあるにあらず、妄念の全く無くなりたる所（無念）を名けて初相を知るといふなり。

【四三】次に「不覺の失」を擧ぐ。

【四四】無始。一切の衆生は、[illegible]えず妄念を相續しつつあるを[illegible]て[illegible]へるなり。而かもこの妄念は無明より起り、これ以前に妄法あることなし。故に無始といふ。無明（[illegible]）とは不覺の根本に名けたる名なり。[illegible]なければ、無始といふ。

【四五】次に「覺者の得」を明す。

【四六】[illegible]

【四七】[illegible]

異・滅(四六)を知る。無念と等しきを以ての故に。而も實には、始覺の異(四七)有ること無し。四相は俱時にして、而も有り、皆自立無く、本來平等にして、同一覺なるを以ての故(四八)に。

復次に(四九)、本覺隨染、分別するに、二種の相を生ず(五〇)。彼の本覺と、相捨離せず。云何が二と爲す。一には智淨相(五一)、二には不思議業相(五二)。

智淨相とは、謂はく、法力熏習(五三)に依つて、如實に修行し、方便(五四)を滿足するが故に、和合識(五五)の相を破し、相續心(五六)の相を滅して、法身を顯現し、智淳淨なるが故に。

此の義云何(五七)。

み。絕對的に云へば、四相など云ふが如き時間的の差別無く、(差別の有るが如く見ゆるは各々その智力に從ひ、分に應じて覺るに依る)全く本來平等なる同一本覺たるなり。

【四八】心相の四位に配して說ける始覺の四位も、要するに亦本覺と同なるを示す。

【四九】覺に始覺と本覺との二ある中、上に始覺を說きたり。今本覺を明す。その中、本覺の染法に對する作用より說くもの(隨染本覺)と、本覺自衛の德を示すもの(性淨本覺)との二有り。先づ作用よりする隨染本覺を示す。

【五〇】生ず。本覺に於ては、元來二種の相を生ずとはいふべからざるも、今染緣に從ひたるものが還淨したる相を顯はすが故に「生ず」といふ。此の二相も實は本覺以外に有るに非ざるなり。

【五一】智淨相。久しく不覺の妄染に汚されたる本覺が、始覺の智慧を以て其の垢を洗ひ、本來の淸淨なる相に還れるをいふ。

【五二】不思議業相。智淨相によつて顯されたる眞如本覺に存する不思議の業用をいふ。

【五三】法力とは、一、眞如が、妄染の爲に汚されて、不覺となれる凡夫を、それ自爾の力として元の淸淨に還らしめんとする內面の力(內熏)と、二、外界よりする佛菩薩の敎法の力(外熏)とをいふ。熏習とは、かかる作用の謂也。

【五四】方便。證の方便たる修行。

【五五】和合識。覺と不覺との未分の狀たる阿棃耶識なり。此の識を破して無明を滅すれば不生滅の法身本覺顯現す。

一切の心識（五八）の相は、皆是れ、無明なるを以て、無明の相は、覺性を離れず、壞すべきに非ず、壞すべからざるに非ず（五九）。大海の水、風に因つて波動じ、水相と風相（六〇）と、相捨離せず（六一）而も水は動性に非ず。若し風、止滅すれば、動相は則ち滅するも、濕性は壞せざる（六二）が如くなるが故に。是の如く、衆生の自性清淨心（六三）も、無明の風に因つて動じ、心と無明と、倶に形相（六四）無く、相捨離せず、而も心は動性に非ず（六五）。若し無明滅すれば、相續は則ち滅し、智性（六六）は壞せざるが故に。

不思議業相（六七）とは、智淨相に依るを以て、能く一切勝妙の境界（六八）を作す。所謂、無量功德の相は、常に斷絕すること無く、衆生の根（六九）に隨つて自然に相應（七〇）し、種種に現じて、利益を

【五六】相續心。阿梨耶識より生滅心が相續いて起り來るをいふ。
【五七】初に智淨相を說く。
【五八】心識。阿梨耶識より起る（凡夫の心の）差別的なるはたらき。
【五九】無明に因つて起る妄の相は、本覺を離れて存するに非ずして、眞の上の妄なり。故に一切心識の相なる無明は、壞すべきにもあらず。さりながら妄相は本覺にあらざるが故に、本覺は斷ずべからざるも、無明は壞すべからざるにもあらず。
【六〇】風相。波なり。
【六一】眞と妄と相依るの喩なり。
【六二】水の波となるは、風有るに依るも、水の本性なる濕らす性質は、風の爲に波となると否とに依らず。
【六三】自性清淨心とは如來藏心即本覺なり。
【六四】形相。二者相對立して形どる相。
【六五】心は自性清淨にして、妄動するが如きものにあらず。
【六六】智性。心の本性は即ち智にして清淨なり。
【六七】次に不思議業相を明す。智淨相の、凡夫に對して及ぼす不思議の業用なり。智淨相の自利なるに對し、之は利他教化の方なり。
【六八】勝妙の境界。一切衆生の六根（眼・耳・鼻・舌・身・意）に對して勝れたる（人格的の）相を示し、以て妙法を識知せしむるをいふ。
【六九】根。教法を聞きて修證し得る力をいふ。
【七〇】自然に相應。佛が衆生の機根に應じて種種微妙の相を現ずるに、作意を用ひず、隨

得せしむるが故に。

復次に(七一)、覺の體・相とは、四種の大義有り、虚空と等しく、猶ほ淨鏡の如し。云何が四と爲す。

一には如實空(七二)鏡。一切の心、境界の相を遠離し、法(七三)の現ず(七四)べき無し。覺照(七五)の義に非ざるが故に。

二には因熏習(七六)鏡。謂はく、如實不空(七七)にして、一切世間の境界は、悉く中(七八)に現ず。出でず(七九)入らず(八〇)、失せず(八一)壞せず(八二)、常住一心なり。一切の法は、即ち眞實の性なるを以ての故に(八三)。

又一切の染法(八四)も、染する能はざる所、智體(八五)動ぜずして、無漏(八六)を具足し、衆生に熏ず

智の德として任運に示現せらるるをいふ。報身、應身等を云ふ。

【七一】次に妄染に對立すること無く、直接に本覺の體相の清淨なるを示す。性淨本覺といふ。初に之が四種を擧ぐ。

【七二】如實空。眞如に妄染の空無なるを云ふ。

【七三】法。一切妄法のこと。

【七四】現ず。覺(淨鏡)の上に現ずる也。

【七五】覺照。妄執は理に違し體無なるが故に。

【七六】次に因熏習鏡。初に諸法を現ずる因を明す。因(一〇二)とは萬法を發する原因、熏習とは、自動的の內熏をいふ。

【七七】不空。眞如の淨鏡は、能く萬象を映現せざること無きをいふ。

【七八】中。本覺の因熏習鏡の中。

【七九】不出。一切世間の境界は無明の熏習無くして、自ら本覺の上に出づるにあらず。

【八〇】不入。無明は本覺の體の上に起るが故に心を離れたるものにあらず、從つて境界も外より入り來るにあらず。

【八一】不失。內より出でず、外より入らず、而も、諸法は緣起し來りて無ならず、之を不失といふ。

【八二】不壞。諸法緣起するに、別に依る所なく、悉く是れ眞如にして壞すべからず。

【八三】これ現法の因を明す。

【八四】染法。清淨なる法に對して、不覺無明に依りて起る一切の法を染法とす。

【八五】智體。眞如の本體なり。

【八六】無漏。汚れなき清淨の德なり。

【八七】熏。衆生を熏化し善き機緣に遭遇せば、本覺の活らきによつて、生死を厭ひ、涅槃を

(八七)るが故に(八八)。

三には法出離(八九)鏡。謂はく、不空の法は、煩惱礙(九〇)と、智礙(九一)とを出で、和合の相(九二)を離れて、淳淨明なるが故に。

四には、緣熏習(九三)鏡。謂はく、法出離に依るが故に、徧く衆生の心を照らして善根(九四)を修せしむ。念(九五)に隨つて示現するが故に(九六)。

言ふ所の不覺(九七)の義とは、謂はく、如實に眞如の法一なりと知らざるが故に、不覺の心起つて、其の念(九八)有り。念に自相無ければ、本覺を離れず。

猶ほ迷人の、方(九九)に依るが故に迷ふ。若し方を離るれば、則ち迷有ること無きが如し。衆生も亦爾り。覺に依るが故に迷ふ。若し覺性を離るれば、則ち不覺無し(一〇〇)。

不覺の妄想心有るを以ての故に、能く名義(一〇一)を知つて、爲に眞覺と說

求めしむ。

【八八】これ內熏の因を明す。

【八九】次に法出離鏡。法とは眞如の義、出離とは煩惱等の障を離れたるをいふ。

【九〇】煩惱礙(Kleśāvaraṇa)。煩惱によつて起る障なり。

【九一】智礙(Jñeyāvaraṇa)。智慧の障となるもの、卽ち無明なり。

【九二】和合の相。阿梨耶識より染法の發展し行くをいふ。

【九三】次に緣熏習鏡を明す。緣(Pratyaya)とは衆生が始覺の智を起す外緣をいふ。

【九四】善根。善き果報を受くべき善因。

【九五】念。衆生のさまざまなる意念なり。

【九六】以上阿梨耶識に覺と不覺との二義ある中、覺(眞)を明し了る。

【九七】以下は覺に對して不覺

く。若し不覺の心を離るれば、則ち眞覺の自相の說くべき無し(一〇二)。

復次に(一〇三)、不覺に依るが故に、三種の相(一〇四)を生ず。彼の不覺と相應して、相離れず。

云何が三と爲す。

一には無明業相(一〇五)。不覺に依るを以ての故に、心動ずるを說いて、名けて業(一〇六)と爲す。覺すれば則ち動ぜず。動ずれば則ち苦有り(一〇七)。果は因を離れざるが故に。

二には能見相(一〇八)。動に依るを以ての故に、能見(一〇九)有り。動ぜざれば則ち見無し。

三には境界相(一一〇)。能見に依るを以ての故に、境界(一一一)妄に現ず。見を離るれば則ち境界無し。

(妄)を說く。不覺とは眞如の理を、如實に見るの明なき無智に名く。之に根本的なるものと、派生的なるものとの二あり。今はその根本的なる(根本無明)換言すれば不覺の本體を明す。

【九八】念。妄念即ち派生的の不覺なり。之を、本覺を離れて別に存するに非ざるが故に、「念に自相なし云云」といふ。

【九九】方。方角也。

【一〇〇】これ覺に依つて迷を成ずる一段なり。

【一〇一】名義。眞如の名義なり。

【一〇二】これ迷に依つて覺を顯はす段也 不覺妄念の分別を假らざれば、覺の自相も說くに由なし。

【一〇三】次に不覺の派生的のもの(枝末不覺)即ち不覺の相を明す。根本の不覺が眞如に熏じて種種の相を生ずる順序(即ち吾人の迷ひ來る狀態)を示すなり。流轉門なり。

【一〇四】三種の相。三細とも稱す。眞如が無明の爲に起動せられて起す動搖の中にて、最も微細なるを以て細といふ。未だ眞とも妄とも分つべからざる境也。

【一〇五】初に無明業相を明す。略して單に業相ともいふ。

【一〇六】業(Karma)。(一)靜なる眞如が轉じて動となる義と、(二)眞心が起動すれば、生死の因となりて苦を招くに至る義と二あり。今は動といふも極めて微にして、未だ主客の對立なく、阿梨耶起動の端的をいふ。

【一〇七】寂靜無念を得れば即ち涅槃なり。之に反して動ずれば涅槃を得ずして生死の苦を招くに至る。

【一〇八】次に能見相。單に轉相と

境界の縁有るを以ての故に、復六種(一一二)の相を生ず。

一には智相。境界に依つて、心起つて、愛と不愛とを分別す(一一三)るが故に。

二には相續相、智に依るが故に、其の苦樂の覺心(一一四)を生じ、念を起し、相應して斷せざるが故に。

三には執取相。相續に依つて、境界を縁念(一一五)し、苦樂を住持して、心著を起すが故に。

四には計名字相。妄執(一一六)に依つて、假名言の相(一一七)を分別するが故に(一一八)。

五には起業相。名字に依つて名を尋ね、取執して種種の業を造るが故に。

六には業繫苦相。業に依つて報(一一九)を受け、自在ならざ(一二〇)るを以ての故に。

もいふ。

【一〇九】能見。心の活きの最も始にして、未だ客觀を對立せざる純主觀ともいふべき所なり。

【一一〇】次に境界相。又現相ともいふ。

【一一一】境界([illegible])。前の主觀に對して始めて客觀のあらはるるをいふ。

【一一二】次に此等の六種は、先の三細あるに依つて起るものにして、彼に比するに其の活らき顯著なる故、「細」に對して「麤」を以て呼び、六麤といふ。

【一一三】境界相に依つて認むる客觀は、自心の妄念に依つて現ぜるを知らず、直に自心以前に存して實體あるものの如く分別して好惡の心を起す。

【一一四】覺心。感情と云はんが如し。好む所に樂の心を起し、好まざる所に苦の心を起して止まず。

【一一五】縁念。細覺認識すると。

【一一六】妄執。執取相なり。

【一一七】假名言の相。自心所現の相とは知らず、之を實在なりと執すると共に、之に名字、言句を附して私に思慮をめぐらすなり。

【一一八】以上掲ける三細と、六麤中の四相とは、一念の間に起る心の、渾然たる働らきにして、かくの如く時間的に總起するものとは見るべからず。唯吾人に其の起り來る狀を分析的に示したるに過ぎず。これやがて實踐的に省察せしめん爲に外ならず。

【一一九】報。業の結果たる果報なり。

【一二〇】業に依つて縛せらるるが故に自在ならず。更に業を作り果を受け、永に煩惱界に流轉す。吾人今日の狀を、佛陀

當に知るべし、無明能く一切の染法(一二一)を生ずることを。一切の染法は、皆是れ不覺の相なるを以ての故に(一二二)。

復次に(一二三)、覺と不覺と、二種の相有り。云何が二と爲す。一には同相(一二四)、二には異相。

同相とは、譬へば種種の瓦器、皆同じく微塵(一二五)の性相(一二六)なるが如し。是の如く、無漏(一二七)と無明との種種の業幻(一二八)も、皆同じく眞如の性相なり。是の故に、修多羅の中に、此の義に依つて、一切衆生は、本來常住にして、涅槃(一二九)に入ると說く。菩提(一三〇)の法は、修すべき(一三一)相に非らず、作すべき(一三二)相に非らず、畢竟無得

覺者より見ればまさに此の境に在るなり。

【一二一】染法。淨法に對す。本覺の清淨なるに反し、不覺に依つてあらはるるを染法といふ。卽ち一切の染法は、差別的にあらはされたる無明也。

【一二二】以上に覺不覺を說き、心生滅を染法に約して明し了る。

【一二三】次に覺と不覺との同異を辨す。

【一二四】同相。本質的に觀る也。

【一二五】微塵。極微Paramāṇu(原子)四塵Anu(色・香・味・觸)。

【一二六】性相。本性と相狀、(瓦器の本性は卽ち微塵にして、微塵が一定の相狀を造りたるもの卽ち瓦器なれば、その本性より見るも相狀よりするも、瓦器は彼此共に微塵をはなれず)。

【一二七】無漏(Anāsrava)。煩惱を離れたるをいふ。今は始覺及び本覺を指す。

【一二八】業幻。業は業用、幻は實有にあらざること。今は因緣によつて生ずる假法の上にあらはるる善不善(淨不淨)の作用をいふ。

【一二九】涅槃(Nirvāṇa)。泥洹とも記す。滅度、圓寂等と譯す。凡夫の迷妄を脫して眞理を窮め、不生不滅の法身の眞證に歸するをいふ。

【一三〇】菩提(Bodhi)。道又は覺と譯す。佛の正覺(さとり)の智慧なり。

【一三一】智力を以て修め顯はし得る所にあらず。

【一三二】萬の行を以て、舊來無きものを新に造り出し得るにあらず。

【一三三】涅槃、菩提は共に眞如なり。卽ち本來具有せるものなるを以て無得といふ。

境界を取（一四九）り、念を起して相續す。故に說いて意（一五〇）と爲す。

此の意に、復五種の名有り。云何が五と爲す。

一には、名けて業識（一五一）と爲す。謂はく、無明の力にて、不覺の心動ず（一五二）るが故に。

二には、名けて轉識（一五三）と爲す。動心に依つて、能見の相あるが故に。

三には、名けて現識（一五四）と爲す。所謂、能く一切の境界を現ず。猶ほ明鏡の、色像を現ずるが如し。現識も亦爾り。其五塵（一五五）に隨つて對至すれば、卽ち現じて前後有ること無し。一切時に、任運（一五六）に起りて、常に前（一五七）に在るを以ての故に。

四には、名けて智識（一五八）と爲す。謂はく、染淨の法を分別するが故に。

起るを意と意識とに分つ。而して其の活らきよりして、意の麁大なるものを意識とす。故にこの意と意識とはかの三細六麁に當り、彼の前五相は今の意に、次の後三相は今の意識に相當す。前には眞如を主として、心性の逐ひ來る所を明せるが故に九相とし、今は衆生を主として、衆生の出で來る因と緣とを示すが故に、細と麁（意と意識）との二つに大別せしのみ。

【一四五】阿梨耶識によつて、如何に生滅現象の世界が生起せるか（意の轉）を明す也。

【一四六】起。眞心が（無明によつて）起動するをいふ。下の業識なり。

【一四七】能見。眞心の起動と共に、主觀の活らきの起るをいふ。下の轉識也。

【一四八】能現。前の主觀（能見）が客觀を現ずるをいふ。下の現識也。

【一四九】境界を取る。能見に對する客觀（能現）を實在するものと見るをいふ。

【一五〇】意。末那(Manas)といふ。次に意の五種を明し、以て心の起動する順を示す。

【一五一】業識とは三細中の業相に當る。

【一五二】不覺の心動ずとは、眞心が動じて不覺を起すをいふ。

【一五三】轉識とは三細中の轉相に當る。

【一五四】現識とは三細中の現相に當る。共に活らきは極めて微細にして、時間的の繼起等の無きこと、三細に同じ。

【一五五】五塵。眼・耳・鼻・舌・身（五根）に對する外境。

【一五六】任運。自然の義なり。

【一五七】前。いつも主觀の前に。

五には、名けて相續識（一五九）と爲す。念相應（一六〇）して斷せざるを以ての故に。過去無量世等の善惡の業を住持して失せざらしむるが故に。復能く、現在未來の苦樂等の報を成熟して、差違すること無きが故に、能く現在・已經の事を、忽然として念じ、未來の事を不覺に妄慮せしむ。是の故に（一六一）三界（一六二）は虚僞にして、唯心の所作なり。心（一六三）を離るれば、則ち六塵（一六四）の境界無し。

此の義云何（一六五）。

一切の法は、皆心（一六六）より起り、妄念より生ずるを以て、一切の分別は、即ち自心を分別す。心心（一六七）を見ざれば、相（一六八）として得べき無し。

當に知るべし、世間一切の境界は、皆衆生の無明妄心に依つて、住持することを得。是の故に、一切の法は、鏡中の像の、體の得べきこと

顯現しつつあるなり。

【一五八】智識。前の現識に依つて見たる境は、實は已が幻なるを知らざるにより、更に染淨の分別を起す。六麤の智相に當る。

【一五九】相續識。先の相續相に當る。

【一六〇】念相應。妄念が現識所現の境に相應し、更に識起して斷ぜざるをいふ。

【一六一】次に三界は要するに唯一心に外ならざることを明す。

【一六二】三界（Triloka）。欲界・色界・無色界の三。衆生の生死輪廻する世界を三に分ちたるもの。此等の三界は皆意と意識との現ずるところなる故に、虚僞といふ。

【一六三】心。心は眞心なり。三界はこの眞心の上に假にあらはれしものなるのみ。

【一六四】六塵。前の五塵に、意識の對境たる法境を加へたるもの。「客觀」の謂なり。

【一六五】更に釋し廣く論ずるなり。

【一六六】心。一心を指す。諸法といふも體の有るにあらず。只一心の上に現ぜるもののみ。

【一六七】心心。共に衆生の心（即ち妄心）を指す。

【一六八】相（Yeṣa）。諸法の相を云ふなり。

【一六九】唯心。眞心の體の上に妄心の現ずるに過ぎざるをいふ。

【一七〇】心。妄心。

【一七一】法。差別的に見たる一切諸法。

【一七二】次に意識の轉を明す。

【一七三】意識（Mano-vijñāna）。意の活らきの麤なるをいふ。九相の中、後三に當る。

【一七四】相續識。六麤の相續相に當る。

無きが故に、唯心(一六九)にして虚妄なり。心(一七〇)生すれば、則ち種種の法(一七一)生じ、心滅すれば、則ち種種の法滅するを以ての故に。

復次に(一七二)意識(一七三)と言ふは、即ち此れ相續識(一七四)なり。諸の凡夫、取著轉た深きに依て、我と我所(一七五)とを計し、種種に妄執し、事(一七六)に隨つて攀緣(一七七)し六塵を分別す、名けて意識と爲す。亦分離識と名く。又復説いて分別事識と名く。此識は見愛(一七八)煩惱に依て增長する義の故に。

無明熏習に(一七九)依つて起す所の識(一八〇)は、凡夫の能く知るところに非らず。亦二乘(一八一)の智慧の覺する所に非らず。謂はく、菩薩に依るに、初の正信(一八二)より、發心觀察し、若し法身を證(一八三)すれば、少分の知を得、乃至菩薩究竟地(一八四)も、

【一七五】我。我執なり、個人的の我をいふ。我所とは我の所有なりと計して、他の所有と區別す。

【一七六】事。六塵即ち外境なり。

【一七七】攀緣。妄念の動轉して止まざるをいふ。

【一七八】見とは、苦・集・滅・道の四諦に迷ふさはり(見惑)をいひ、愛とは、眼・耳・鼻等の五感及び之に對する外境に迷ふさはり(修惑)をいふ。

【一七九】以下に於て更に生滅因緣の體相を明す。初に緣起の甚深なるを明す。

【一八〇】識。上に述べし業識等の諸識をいふ。

【一八一】二乘發心して佛道を修行し、未だ菩薩の位に至らざるも、凡夫よりはるかに進める位にある聲聞、緣覺をいふ。

【一八二】初の正信。菩薩の位中の最下、十信の第一段なるも、玆にては更に上、三賢をも含めたるものにして、前の相似覺(一五頁)に當る。

【一八三】法身を證す。法身の宇宙に徧滿するを證れる菩薩をいふなり。前の隨分覺に當るなり。

【一八四】菩薩究竟地。菩薩最上の位なり。前の究竟覺をいふなり。

【一八五】心。一心、即ち衆生心なり。

【一八六】常恆不變。染心有るも、一心の本性は常恆に清淨にして不變なり。

【一八七】緣起甚深の所以を明したるなり。

【一八八】次に染淨差別の義を明す。初に染起の體と相とを明す。

【一八九】心性。一心の本性をいふ。

【一九〇】念。妄念の謂なり。

【一九一】一法界とは、眞如をいふ。

學するに依り、漸漸に能く捨して、淨心地(二〇〇)を得、究竟して離するが故に。

三には分別智相應染(二〇一)。具戒地(二〇二)に依つて漸く離れ、乃至無相方便地(二〇三)に究竟して離するが故に。

四には現色不相應染(二〇四)。色自在地(二〇五)に依り、能く離するが故に。

五には能見心不相應染(二〇六)。心自在地(二〇七)に依り、能く離するが故に。

六には根本業不相應染(二〇八)。菩薩の盡地(二〇九)に依り、如來地に入るを得て、能く離るるが故に。

一法界を了せざる義(二一〇)「と」は、信相應地(二一一)より、觀察學斷(二一二)して、淨心地(二一三)に入り、分に隨つて離るるを得、乃至如來地に、能く究竟して離するが故に。

【二〇三】無相方便地。十地の第七位なり。
【二〇四】現色不相應染。九相の中の境界相なり。
【二〇五】色自在地。十地の第八位なり。
【二〇六】能見心不相應染。九相の能見相に於ける染を云ふなり。
【二〇七】心自在地。十地の第九位なり。
【二〇八】根本業不相應染。九相の業相に於ける染なり。
【二〇九】菩薩の盡地。十地の[illegible]なり。
【二一〇】以下は[illegible]無明の相を[illegible]するなり。前に「一法界に達せざるが故に」と云へる句を說く。
【二一一】註一九八を見よ。
【二一二】學斷。智慧によりて斷ずるなり。
【二一三】註二〇〇を見よ。

【二一四】次に相應と不相應とを明す。初に相應とは六染の中の前三を共に相應染といへるを指す。
【二一五】これに王數相應と心心所相應との二義あり。初に約すれば心とは心王、念法とは心所なり。吾人の心の綜合的認識作用は心王といひ、之に伴ひて[illegible]等の情を動かすを心所と名く。また若し後の義に約すれば、心とは[illegible]、念法とは[illegible]を指す。
【二一六】[illegible]
【二一七】[illegible]
【二一八】同じとは心王が染を知る時は、心所も染を知り、心王が淨に活らきかくる時は、心所も亦然るを云ふ。
【二一九】次に六染の後の三を共に

相應(二四)の義と言ふは、謂はく、心と念法(二五)と、異なり(なるも)、染淨の差別に依つて、知相(二六)と緣相(二七)と同じ(二八)きが故に。

不相應(二九)の義とは、謂はく、心(三〇)に卽するの不覺は、常に別異無し。知相と緣相とを同ぜざるが故に。

又(三一)染心の義とは、名けて煩惱礙(三二)と爲す。能く眞如根本智(三三)を障ふるが故に。

無明の義とは、名けて智礙(三四)と爲す。能く世間の自然業智(三五)を障ふるが故に。

此の義云何。染心(三六)に依つて、能見能現あり、妄に境界を取つて、平等性(三七)に違するを以ての故に。

一切の法(三八)は、常に靜にして、起相(三九)有ること無し。無明の不覺、妄に法(四〇)と異するを以ての故に、世間一切の境界に隨順することを得て種種に知る(四一)こと能はざるが故に。

不相應染といへるを明す。

【三〇】心。眞心なり。根本無明が眞如を動じたる所に起る不覺は、元より眞如の體を離れて在らず、從つて心王、心所の別なし。

【三一】次に染心と無明とを、その障ふる「智」より明す。

【三二】煩惱礙(Kleśāvaraṇa)。煩惱障のこと。煩惱卽碍礙となるなり。

【三三】眞如根本智。眞如の理を證る根本無分別智。

【三四】智礙(Jñeyāvaraṇa)。所知障、智慧の障礙となるをいふ。

【三五】自然業智。眞如根本智の後に起すところの後得智、卽ち世間の差別諸法を照して、衆生を度せんとする智をいふなり。

【三六】重ねて煩惱礙を釋す。

【三七】染心が差別を起し、以て眞如の平等性に違ふに至り、

復次に(三三二)、生滅の相を分別せば、二種有り。云何が二と爲す。

一には麤(三三三)。心と相應するが故に。

二には細(三三四)。心と相應せざるが故に。

又麤中の麤とは、凡夫の境界なり、麤中の細と、及び細中の麤とは、菩薩の境界なり。細中の細とは、是れ佛の境界なり(三三五)。

此の(三三六)二種の生滅は、無明熏習に依つて有り。所謂、因(三三七)に依り緣(三三八)に依る。因に依るとは、不覺の義の故に。緣に依るとは、妄に境界を作すの義なるが故に。若し因滅すれば則ち緣滅す。因滅するが故に、不相應の心滅す。緣滅するが故に、相應の心滅す。

眞如の根本智を障ふ。

【三二八】根本智を障ふ。智礙を釋す。

【三二九】起相。生滅差別の起る相なり。

【三三〇】法。眞如の法。

【三三一】知る。已に內、眞如の理に迷ひ、外界に執著するが故に、總てこれ眞如なることを知る能はざる也。

【三三二】上に生滅の因と緣、即ち如何にして衆生が眞如より迷ひ來れるかを示したり。次に今此の生滅の相を明すなり。

【三三三】麤。六染の中、初の三は相應にして、活らきは麤大なり。

【三三四】細。六染の後三は不相應にして、活らきは微細なり。

【三三五】人に約して麤細を對顯す。

- 麤
  - 麤－執相應染……凡夫
  - 細－不斷相應染、能見心不相應染 ……菩薩
- 細
  - 麤－現色不相應染、能見心不相應染 ……菩薩
  - 細－根本業不相應染……佛陀

【三三六】以下、麤細の[illegible]。[illegible]に[illegible]の相に[illegible]つて[illegible]す。

【三三七】因。即ち不覺。根本[illegible]

【三三八】緣。[illegible]不覺。無明によ[illegible]
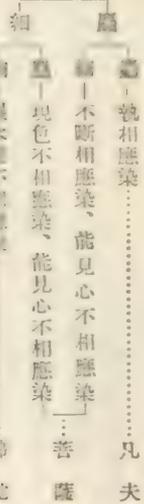
問うて曰はく（二三九）、若し心滅せば、云何が相續せん。若し相續せば、云何が究竟滅と說かん。

答へて曰はく、言ふ所の滅とは、唯心相（二四〇）の滅にして、心體の滅に非らず。風の、水に依つて動相有るが如し。若し水滅せば、則ち風相斷絕して、依止する所無けん。水滅せざるを以て、風相相續す。唯風の滅するが故に、動相隨つて滅す。是れ水の滅するに非らず。無明も亦爾り。心體に依つて動ず。若し心體滅すれば、則ち衆生斷絕して、依止する所無し。體（二四一）は滅せざるを以て、心相續することを得。唯癡（二四二）の滅するが故に、心相も隨つて滅す。心智の滅するに非らず。

復次に（二四三）、四種の法熏習の義有るが故に、染法と淨法と起つて、斷絕せず。

云何が四と爲す。

一には淨法（二四四）、名けて眞如と爲す。

二には一切の染因（二四五）、名けて無明と爲す。

【二三九】次に還滅門によつて釋す。

【二四〇】心相。心の相貌（心相）の上にあらはるる差別的な心のはたらきをいふ。

【二四一】體。一心の本體なり。

【二四二】癡。無明をいふ。今癡と云へるに對して、次に心智と云へり。心性に具有する德をいふ。

【二四三】次に上來の熏習を論ずるに當し、染法と淨法と互に相熏習して生滅の不斷なる事を明す。初に熏習の法に四種の別あるを擧ぐ。

【二四四】淨法。生滅門中の眞如を淨法と名く。

【二四五】染因。染法の因。

三には妄心、名けて業識(二四六)と爲す。

四には妄境界、所謂六塵なり。

熏習の義とは、世間の衣服、實に香無きも、若し人香を以て熏習するが故に、則ち香氣有るが如し。此も亦是の如く、眞如の淨法は、實に染無し。但無明を以て熏習するが故に、則ち染相(二四七)有り。無明染法は、實に淨業(二四八)無し。但眞如を以て熏習するが故に、則ち淨用有り。

云何が熏習(二四九)し、染法を起して斷せざる。

所謂、眞如の法に依るを以ての故に、無明有り、無明染法の因有るを以ての故に、即ち眞如に熏習(二五〇)す。熏習を以ての故に、則ち妄心有り、妄心有るを以て、即ち無明に熏習(二五一)す。眞如の法を了せざるが故に、不覺の念起つて、妄境界を現ず。妄境界染法の緣有るを以ての故に、即ち妄心に熏習(二五二)し、其をして念著し、種種の業を造つて、一切の身心等の苦を受けしむ。

此の妄境界熏習(二五三)の義に、則ち二種有り。云何が二と爲す。

【二四六】業識。三細の業識乃至は分別事識に通ず。今は其の根本的なるものに據つて業識を略稱せしのみ。

【二四七】染相。無明の熏に從つて、眞如の體上に差別的の相を現ずるをいふ。

【二四八】淨業。清淨にする活らきをいふ。

【二四九】無明が染法を起す熏習の故、染法熏習をいふ。(淨法熏習に對す。)

【二五〇】無明熏習なり。

【二五一】妄心熏習なり。

【二五二】妄境界熏習なり。染法熏習の上の如き三種あり。

【二五三】次に妄境界が妄心に熏習するを說く。

【二五四】增長念熏習。習相、相續相を增長し對境を差別す。

【二五五】增長取熏習。執取相、計名字相を增長し、自他の執に著せしむ。

一には増長念熏習(二五四)、二には増長取熏習(二五五)なり。

妄心熏習(二五六)の義に二種有り、云何が二と爲す。

一には業識根本熏習(二五七)。能く阿羅漢(二五八)・辟支佛(二五九)・一切の菩薩をして、生滅の苦を受けしむるが故に。

二には増長分別事識熏習(二六〇)。能く凡夫をして、業繫(二六一)の苦を受けしむるが故に。

無明熏習(二六二)の義に二種有り。云何が二と爲す。

一には根本熏習(二六三)。能く業識を成就するの義を以ての故に。

二には所起見愛熏習(二六四)。能く分別事識(二六五)を成就する義を以ての故に。

【二五六】次に妄心の眞如に對する熏習を說く。

【二五七】業識根本熏習。業識が無明に熏じ轉現の二相を起し、阿梨耶を成ぜしむるをいふなり。

【二五八】阿羅漢 (Arhan)。聲聞の中、最上の位にある者なり。

【二五九】辟支佛 (Pratyeka-Buddha)。獨覺、緣覺と譯す。師無くして獨悟せる聖者をいふなり。

【二六〇】增長分別事識熏習。智識、相續識が更に無明に熏じて業を起すをいふ。

【二六一】業繫。妄心等のために業を起し、それに繫縛せられて生死に輪廻せしむるをいふ。

【二六二】次に無明の眞如に對する熏習を明す。

【二六三】根本熏習。根本無明が眞如に熏じて業轉現等の三細を起すをいふ。

【二六四】所起見愛熏習。妄心等の枝末無明が、その心識所現なる所以を知らず、實有りと執じて(心體に熏じ)、種種の分別を生ぜしむるをいふ。

【二六五】分別事識。差別の事相を分別する意識。

【二六六】以下は眞如が無明妄心を熏化して淨用を起す淨法熏習を說く。初に熏習の相を示す。

【二六七】これ眞如本然の力を以て無明を熏ずるものなるが故に、本熏といふ。

【二六八】妄心が一度生死を厭ひ涅槃を求むるに至るや、更に眞如に熏じて、その淨化の勢を增さしむ。これを新熏といふなり。

【二六九】次に淨熏の功能を明す中、初に因。

【二七〇】性。本性の清淨なるをいふ。

【二七一】不取不念。執著を起さず。

云何が（二六六）熏習し、淨法を起して斷ぜざる。

所謂、眞如の法有るを以ての故に、能く無明に熏習す。熏習の因緣力を以ての故に、則ち妄心をして、生死の苦を厭ひ、涅槃を樂求せしむ（二六七）。此の妄心に、厭求の因緣有るを以ての故に、即ち眞如に熏習す（二六八）。自ら（二六九）己が性（二七〇）を信じ、心は妄に動じたるのみ、前境界無しと知り、遠離の法を修し、如實に、前境界無しと知るを以ての故に、種種の方便もて、隨順の行を起し、不取不念（二七一）、乃至久遠熏習力（二七二）の故に、無明即ち滅す。無明滅（二七三）するを以ての故に、心（二七四）起ること有ること無し。起ること無きを以ての故に、境界隨つて滅す。因と緣と俱に滅するを以ての故に、心相皆盡くるを、涅槃を得て、自然業（二七五）を成ずと名く。

妄心熏習（二七六）の義に二種有り。云何が二と爲す。

一には分別事識熏習（二七七）。諸の凡夫、二乘の人等に依つて、生死の苦を厭ひ、力の所能に隨つ（二七八）て、漸く無上道（二七九）に趣向するを以ての故に。

分別を生ぜず。

【二七二】久遠熏習力。久遠劫來の眞如の熏習力。

【二七三】次に功能の果を示す。

【二七四】心。妄心なり。

【二七五】自然業。涅槃の證の上に、菩提の智用を起して生ずるところの利他教化の大用なり。

【二七六】次に淨法熏習を列擧す。初に妄心熏習とは、眞如が妄心を熏化するなり。前の新熏なり。

【二七七】分別事識熏習。凡夫等は萬法唯心の理を究めざるも、己が分別事識（意識）の上に涅槃の證を求むる心を起すなり。

【二七八】各各の能力に應ずる方便行を修する也。

【二七九】無上道。（Bodhiparinispatti）。無上菩提の道也。

【二八〇】意熏習。意（五意也）によつて、眞如實現の力を增長

二には意熏習(二八〇)。謂はく、諸の菩薩は、發心勇猛(二八一)にして、速に涅槃に趣くが故に。

眞如熏習(二八二)の義に二種有り。云何が二と爲す。一には自體相熏習(二八三)、二には用熏習(二八四)なり。

自體相熏習(二八五)とは、「眞如は」無始世より來、無漏の法(二八六)を具し、備に不思議の業(二八七)有つて、境界の性(二八八)と作る。此の二義に依つて、恆常に熏習す。熏習力有るを以ての故に、能く衆生をして、生死の苦を厭ひ、涅槃を樂求し、自ら己身に眞如法有りと信じ、發心修行せしむ。

問うて(二八九)曰はく、若し是の如きの義ならば、一切の衆生は、悉く眞如有り、等しく皆熏習せん。云何ぞ、有信、無信、無量前後の差別あるや。皆應に、一時に自ら、眞如の法有りと知つて、勤修し、方便して、等しく涅槃に入るべし。

答へて(二九〇)曰はく、眞如は本一なり。而も無量無邊の無明有りて、本より已來、自性差別して厚薄同じからざるが故に(二九一)、恆河沙(二九二)等に過ぐる上煩惱(二九三)は、無明に依つて起り、差別あり。我見(二九四)、愛染(二九五)の煩惱(二九六)

せしむ。

【二八一】菩薩は諸法唯一心なる所以を解するが故に勇猛精進す。

【二八二】次に眞如熏習を明す。之は眞如自體の熏化にして、かの本體なり。

【二八三】自體相熏習。眞如の體・相より來る力、即ち内面的に發動する作用也。

【二八四】用熏習。眞如の用による熏習、即ち外的に來る力用也。

【二八五】先に自體相熏習を明す。[illegible]

【二八六】無漏の法。[illegible]

【二八七】業。業用なり。

【二八八】境界の性。[illegible]變化して、[illegible]め、之を觀ずる智となれるのみならず、更にその智の觀ずる境界ともなるなり。此の二義を[illegible]ぜらるる場合とを指して、之に一[illegible]

は、無明に依つて起り、差別有り。是の如く、一切の煩惱は、無明に依つて起る所の前後無量の差別あり、唯如來のみ能く知るが故に。

又(二九七)諸佛の法は、因有り縁有り、因と縁と具足して、乃ち成辦することを得るなり。木中の火性は、是れ火の正因なるも、若し人の知ること無く、方便を假らずんば、能く自ら木を燒くこと、是の處(二九八)有ること無きが如し。

衆生も亦爾り、正因熏習の力(二九九)有りと雖も、若し諸佛、菩薩、善知識(三〇〇)等に遇ひ、之を以て縁と爲さずんば、能く自ら煩惱を斷じ、涅槃に入ることは、則ち是の處無し。外縁(三〇一)の力有りと雖も、而も內の淨法に、未だ熏習の力有らずんば、亦究竟して、生死の苦を厭ひ、涅槃を樂求すること能はず。

若し因と縁と(三〇二)具足する者は、所謂、自ら熏習の力有り、又諸佛菩薩等の爲に、慈悲願護せらる。故に能く苦を厭ふの心を起し、涅槃有ることを信じ、善根を修習す。善根を修すること成熟するを以ての故に、則ち諸佛菩薩に値ひ、示敎利喜(三〇三)し、乃ち能く進趣して、涅槃の道に向ふなり。

の二義」云云といふ。

【二八九】次に有信無信に關する疑議。

【二九〇】次に答。理由一、無明煩惱の厚薄不同に就て。

【二九一】義記。下本に曰ふ、「謂ク根本無明住地。本來自性差別。隨レ人厚薄。厚者不レ信、薄者有レ信、前後亦爾。」

【二九二】多數と云ふ喩なり。

【二九三】上煩惱。所知障、ち證りの智用の礙となるものなり。

【二九四】我見。我執也。己に實我ありと執す。

【二九五】愛染。法執也。諸法實在すと執す。

【二九六】煩惱。煩惱障也。證りの體、卽ち涅槃の礙となるなり。

【二九七】理由二。內外因緣の和合に不同あるによる。

【二九八】處。道理也。

【二九九】正因熏習の力。正因たる

用熏習(三〇四)とは、即ち是れ、衆生外緣の力なり。是の如き外緣に、無量の義有り。畧して說くに、二種あり。云何が二と爲す。一には差別緣、二には平等緣。

差別緣(三〇五)とは、此の人は、諸佛菩薩等に依つて、初發意(三〇六)に始めて道を求むる時より、乃至佛道を得るまで、中(三〇七)に於いて、若しくは見(三〇八)、若しくは念(三〇九)ず。或は眷屬、父母、諸親と爲り、或は給使と爲り、或は知友と爲り、或は冤家と爲り、或は四攝(三一〇)を起し、乃至一切の所作、無量の行緣(三一一)は、大悲を起す熏習の力を以て、能く衆生をして、善根を增長し、若しくは見、若しくは聞き、利益を得せしむるが故に。

淨熏習の力なり。
【三〇〇】善知識。正法を說きて人を佛道に入らしめ、解脫を得しむる人をいふ。
【三〇一】外緣。諸佛菩薩等の敎法。
【三〇二】因とは眞如の內熏、緣とは佛、菩薩等の敎法をいふ。
【三〇三】示敎利喜。示二正義一、敎二其行一、得二義利一、行成喜悅なり。
【三〇四】次に眞如熏習の第二、用熏習を明す。
【三〇五】初に差別緣を明す。差別緣は、凡夫二乘の熏習の爲に緣と作る。只形を現すること不同なるを以て差別緣といふ。又差別に當せる機の爲めに緣と爲る故にかくいふなり。
【三〇六】初發意とは、初めて發心して佛道に入るの謂也。菩薩の初意。
【三〇七】中。その中間なり。
【三〇八】見。その人の機根に應じて、報、應等の佛身を見せしむるをいふ。
【三〇九】念。功德を念ぜしむるなり。
【三一〇】四攝(Catvāri Saṃgraha-vastūni)。菩薩が衆生を攝受せしむる爲に用ふる施物をなし、親愛の語を用ひ、善き行をなし、衆生と事を共にするなどの四法をいふ。
【三一一】行緣。行即ち緣也。利他の諸行が即ち衆生を導く緣なり。
【三一二】度。度脫なり。
【三一三】分別。別な方面より分別するなり。
【三一四】平等行緣。凡夫二乘をして、各自の行を增長せしむる緣。
【三一五】平等緣とは菩薩をして親しく眞如を證らしむる緣をいふ。
【三一六】次に用熏習の第二、平等

此の縁に二種有り。一には近縁。速に度(二二)する事を得るが故に。二には遠縁。久遠に度する事を得るが故に。是の遠近の二縁を分別(二三)するに、復二種有り。云何が二と爲す。一には增長行縁(二四)。二には受道縁(二五)なり。

平等縁(二六)とは、一切の諸佛菩薩は、皆一切の衆生を度脱せんと願ひ、自然に熏習して常恆に捨せず、同體の智(二七)力を以ての故に。應に見聞すべきに隨つて、作業(二八)を現ず。所謂、衆生三昧(二九)に於て、乃ち平等に諸佛を見る(三〇)ことを得るが故に。

此の體・用熏習(三一)を分別するに、復二種有り。云何が二と爲す。

一には未相應。謂はく、凡夫二乘初發意の菩薩等は、意と意識との熏習(三二)を以て、信(三三)力に依るが故に、而も能く修行すれども、未だ無分別心(三四)と、體(三五)と相應する事を得ざるが故に。未だ自在業(三六)の修行、用(三七)と相應することを得ざるが故に。

二には已相應。謂はく、法身の菩薩は、無分別心(三八)を得て、諸佛の自體と相應し、自在業を得て、諸佛の智用と相應す。唯法力に依つて(三九)、自然に修業して眞如に熏習し、無明を滅するが故に。

縁を明す。平等縁は諸の菩薩の業識熏習の爲に縁となる。即ち佛身を現じて平等無二なるが故に云ふ。又平等なる心機の與に縁と爲るべき故にかく云ふ。

【二七】同體の智。諸佛は凡聖同體の理を證悟し給へるが故に、その智を同體の智といふ。

【二八】作業。業用也。

【二九】三昧はSamādhi(三摩地)。等持と譯す。禪定の謂也。

【三〇】十住の位以上の菩薩は、三昧の力に依つて、悉く諸佛の身量平等にして、彼此の分齊なしと見るなり。

【三一】次に上の眞如熏習の自體相熏習と、用熏習との二を、熏習せらるる人に約して説くなり。

【三二】意と意識との上にのみ眞如の熏習有る也。

【三三】信。既の如く眞如を信ず。

復次に(三〇)染法は、無始より已來、熏習して斷せず、乃至、佛を得て後、則ち斷ずること有り。淨法熏習は、則ち斷ずること有ること無く、未來を盡くす。

此の義云何。

眞如の法は、常に熏習するを以ての故に、妄心則ち滅すれば、法身顯現(三一)して用熏習を起す。故に斷ずること有ること無し(三二)。

復次に(三三)眞如の自體相(三四)とは、一切の凡夫と、聲聞と、緣覺と、菩薩と、諸佛とに增減有ること無く、前際に生ずるに非ず、後際に滅す

【二四】無分別心。眞如を證し、差別を絕せる無分別智の心。

【二五】體。法身の體。次節に之を「諸佛の自體」といふ。

【二六】自在業。眞如を證して起る後得智の上の自在の業用。

【二七】用。眞如の活らき、即ち應化身等の用也。次節に之を「諸佛の智用」といふ。

【二八】法身の菩薩。法身遍滿の理を證せる菩薩をいふ。

【二九】前の「未相應」にては只信力によつて修行したり。今は法力のみなり。

【三〇】次に上來の染淨、兩熏の斷と不斷とを明す。

【三一】妄心は眞如の本體にあらはれたる一時的の動搖に過ぎざるを以て、此の動搖〔即ち妄心〕だに收まらば、眞如の本體〔即ち法身〕顯れて、その淨用を發輝するなり。

【三二】以上に染淨生滅と染淨互熏とを明し了る。

【三三】先には摩訶衍〔大乘〕を概說して法と義とに約せり。以上はこの法〔即ちこれ眞如の本體〕を明したれば、以下第二の義を示さんとす。而して此の義を說くに、開いて體•相•用の三を擧げたり。以下この三大を說明す。(この三大を具有するが故に、實際修行、以て一心を練磨すれば、凡夫の迷界より、佛陀の悟界に至るを得。故に一心を名けて大乘といふ也と。)

【三四】體相。實體と體性なり。

【三五】時間空間を超越して不增不減なり。以上は眞如の實體をいへるなり。

【三六】次に眞如の相大を示す。

【三七】滿足。圓滿具足の謂なり。所謂自體と云ふより後は、この功德滿足を說けるなり。

【三八】大智慧光明。智明の遍照

るに非ず、覺覺常恆(三三五)なり。
本より(三三六)已來、自性に、一切の功德を滿足(三三七)す。
所謂、自體に大智慧光明(三三八)の義有るが故に、徧照法界(三三九)の義の故に。眞實識知(三四〇)の義の故に。自性清淨心(三四一)の義の故に。常樂我淨(三四二)の義の故に。淸涼不變自在(三四三)の義の故に。是の如く恆沙に過ぎたる、不離・不斷・不異・(三四四)不思議の佛法を具足し、乃至滿足して、少くる所有ること無き義の故に、名けて如來藏(三四五)と爲す。亦如來法身とも名く。
問うて(三四六)曰はく、眞如は其の體、平等にして、一切の相を離(三四七)ると說く。云何ぞ復、體に是の如く、種種の功德有りと說くや。
答へて曰はく、實に此の諸の功德の義有りと

を破する、本覺智明の義なり。
【三三九】徧照法界。本覺の諸法を顯照する義なり。
【三四〇】眞實識知。顯心の時妄倒無き義。
【三四一】自性清淨心。その自性、惑染を離るるの義。
【三四二】常樂我淨。過現未を通じて變ずることなく(常)、諸の苦無く(樂)、自在にして六道に輪廻すること無く(我)、九相を經て汚れず(淨)、之を四德といふ。
【三四三】淸涼不變自在。惑の熱惱なき故に淸涼、業報を受けて生滅すること無き故に不變、業の爲に繫縛せられざるが故に自在なり。
【三四四】無量の功德は眞如の體を離れず、三世に亙つて亡ぶるなく、而かも眞如卽ち德、德卽ち眞如にして、二者異らず。
【三四五】かく無量の功德を滿足する一心の、衆生に在る時に、之を如來藏と稱す。若し無明を斷じて眞智明顯の眞如を顯したる方(果)よりすれば、これ卽ち如來法身なり。
【三四六】眞如にかかる萬德を具するに就いての疑難。
【三四七】上に「眞如といふも、亦相有ることなし」といひ「一切差別の相を離る」等といへるを指す。
【三四八】差別の相。眞如の功德多しと雖も、固定的の差別相は無く、差別と同時に無差別平等一味なり。
【三四九】彼此の差別をなす相對の境を離れたる絕對に在りては、差別的知見なし。
【三五〇】業識とは、九相の第一なるも、今は九相を包含したる意にて、妄心の義なり。
【三五一】無差別なるものを差別有るが如く說くは、吾人の思慮

雖も、而も差別の相(二四八)無く、等同一味にして、唯一眞如なり。

此の義如何。

無分別は分別の相を離る(二四九)るを以て、是の故に無二なり。

復何の義を以て、差別を說くことを得るや。

業識(二五〇)生滅の相に依つて示す(二五一)を以てなり。

此れ云何が示すや。

一切の法は、本來唯心にして、實に念(二五二)無し。而も妄心有りて、不覺(二五三)にして念を起し、諸の境界を見るを以ての故に、無明と說く。心性起(二五四)らざれば、卽ち是れ大智慧光明の義の故に。

若し心、見(二五五)を起せば、則ち不見の相(二五六)有り。心性にして見を離るれば、卽ち徧照法界の義の故に。

若し心、動あれば、眞の識知に非ず(二五七)。

自性(二五八)有ること無く、常に非ず、樂に非ず、我に非ず、淨に非ず(二五九)。

熱惱衰變にして、則ち自在ならず(二六〇)。

乃至具に、恆沙に過ぐる等の、妄染の義有り。此の義に對するが故に、

(卽ち妄心)による差別を以て卽ち生滅の相に依つて逆に眞如具有の德を假說するなり。

【二五二】念。妄念、卽ち差別的の思慮をいふ。

【二五三】不覺。諸法は平等眞如なるを覺せず。

【二五四】起。起動するの言なり。

【二五五】見。能見相(主觀に對する客觀を認むるをいふ)。

【二五六】相とはスガタなり。

【二五七】心動すれば妄念起りて、妄の知る所は、眞實の識知に非ず。卽ち眞心の知る所は眞實の識知なるを示す。

【二五八】自性。妄心のそれ自ら存在する特質なきをいふ。

【二五九】妄心の見る色心は、凡夫之が常樂我淨なりと見るも、實には皆無常、苦、無我、不淨なり。

【二六〇】心動すれば煩惱を起して熱惱し、變を起して不自在

心性、動無ければ、則ち過恆河沙等の、諸の淨功德の相の義、示現する有り。

若し心、起ること有つて、更に前法(三六一)の念ず(三六二)べきを見る者は、則ち少くる(三六三)所有り。是の如き淨法の無量の功德は、即ち是れ一心にして(三六四)、更に念ずる所無し。是の故に(三六五)、滿足するを名けて、法身如來の藏と爲す。

復次に(三六六)眞如の用とは、所謂、諸佛如來、本因地(三六七)に在つて、大慈悲を發し、諸の波羅蜜(三六八)を修し、衆生を攝化す。大誓願(三六九)を立て、等しく衆生界を度脫せんと欲し、亦劫(三七〇)數を限らず、未來を盡くす。一切衆生を取る(三七一)こと、己身の如くなるを以ての故に、而も亦衆生の相を取らず(三七二)。此れ何の義を以てぞ。

し、業に縛せられて自在ならざるも、眞如は、清涼・不變・自在なり。

【三六一】前法。心外現前の境。

【三六二】念ず。思念す。

【三六三】少くるは缺くるに同じ。

【三六四】一心にして。一心に具有する義なり。

【三六五】妄心に對するが故に差別的に說くのみ。實には無量の功德渾然として圓滿具足せるなり。

【三六六】次に眞如の用大即ち作用を說く。眞如の作用の最もよく顯れたるは、佛陀に於て之を見る。故に、吾人の地位に於て之を說かず。

【三六七】因地。未だ佛果を得ざる菩薩の地位。

【三六八】波羅蜜。具には波羅蜜多(Paramita)、度、到彼岸と譯す。生死の此岸より涅槃の彼岸に到る義。菩薩の修する行にて、布施、持戒等六乃至十を數ふ。

【三六九】大誓願(Pranidhana)。

【三七〇】劫(Kalpa)。長時と譯す。方高四十里の城に芥子を滿たし、三年毎に一粒を取りて、盡くるに至る間を一劫とするを一說とす。

【三七一】取る。見ると同じ。

【三七二】衆生を見ること、自己の如くにして、他人といふ考を起さざるなり。

【三七三】大方便。因位に於ける大誓願を指す。

【三七四】本法身。本覺眞如の法身。

【三七五】見。證見の謂。以上は自利の果を示す。

【三七六】不思議の業等。業用は眞如の上に現はるる作用にて今は衆生に對して之を說くが故に、法身の上に現はるる報身、應身等を意味す。利他の果也。

【三七七】用。業用は一切處に徧すと雖も、眞如に即せるものな

謂はく、實に一切衆生と及び己身とは、眞如平等にして、別異無しと知るが故なり。

是の如き大方便(三七三)智有るを以て、無明を除滅して、本法身(三七四)を見るに、(三七六)自然にして不思議の業(三七五)、種種の用有り、即ち眞如と等しく、一切處に徧ず。又亦用(三七七)相の得べき有ること無し。

何を以ての故に(三七八)。

謂はく、諸佛如來は、唯是れ法身智相(三七九)の身、第一義諦(三八〇)にして、世諦(三八一)の境界有ること無く、施作(三八二)を離る。但衆生の、見聞して益を得るに隨ふ(三八三)が故に、說いて用と為す。

此の用に二種(三八四)有り。云何が二と為す。

一には(三八五)分別事識に依る。凡夫・二乘の心の所見は、名けて應身(三八六)と為す。

るが故、用の相として差別的なる相（即ち報身、應身などの別）の有るにあらず。

【三七八】果して相用無きものとせば、何故に佛に法・報・應三身有りとするか。

【三七九】佛の報・應二身は、化を受くる衆生の機感(要求)に應じて現す。若し機感を應すれば佛はただ是れ法身智相の身即ち理智(眞如の理と、之を見る智と)不二の眞身なり。

【三八〇】第一義諦(Paramārtha-satya)。眞諦、聖諦とも云ふ。眞如の理體のことなり。諦は道理の義。

【三八一】世諦(Saṃvṛtti-satya)。世俗諦の略。眞諦に對して云ふ。眞如の上にあらはれし相對的現象の謂。

【三八二】施作。相對的なる區區たる作用。

【三八三】佛に報化等の化用あるは、衆生が其の機感に應じ、見聞等の上に、智身を認むる差別相たるのみ。この化用によつて衆生に利益を得しむる、之を眞如の用となす。

【三八四】次に眞如の用のすがたを擧げて、報身應身を說く。

【三八五】初に應身。「分別事識に依る」とは、凡夫等は、萬法唯心の理を知らず、(意識—分別事識により)、心外に六塵ありとす。今佛身を見るにも、心外に有りとし、只應身の麤相を見るのみ。

【三八六】應身(Nirmāṇakāya)。

【三八七】轉識の現。凡夫等の佛身を見るや、これ己が轉識の所現に過ぎざるを知らず、その實體外に在りと見る。

「轉識現」に關する義記の問答は次の如し。

問　佛身何以唯衆生識現。

答　衆生眞心、與諸佛體、本

轉識の現(三八七)〔ずる所〕なるを知らざるを以ての故に、外より來ると見、色の分齊(三八八)を取り、盡く知ること能はざる(三八九)が故に。

二には、業識に依る。謂はく、(三九〇)諸の菩薩、初護意より、乃至菩薩究竟地の心の所見を、名けて報身(三九一)と爲す。

身(三九二)に無量の色(三九三)有り、色に無量の相有り、相に無量の好

等無二。但衆生迷自眞理、起於妄念、是時眞如、但現染相、不顯其用、以彼本覺内熏妄心故、有厭苦。有厭苦故、眞用即現。厭苦劣故、用相即麤。厭苦漸增、用亦漸細。如斯漸漸、乃至心源、無明既盡、厭苦都息、始覺同本、用還歸體、平等平等、無二無別。未到心源已還、用於識中、隨根顯現故、云識中現也。

問 若據此義、用從心起。何故說言轉識現耶。

答 轉識是黎耶中轉相、依此轉相、方起現識、現諸境界、此識即是眞妄和合。若隨流生死、即妄有功能。妄雖有功、離眞不立。若返流出纒、眞有功能、眞雖有功、離妄

不顯、故就緣起和合識中說其用耳。

問 若據此義、乃是衆生自心之中眞如之用。何說言佛報化耶。

答 衆生眞心、即諸佛體。更無差別。故華嚴經云、若人欲求三世一切佛、應當如是觀。心造諸如來。又不增不減經云、法身即衆生、衆生即法身。法身與衆生、義一名異也。既從法身起報化用、何得分衆生眞心耶。

問 義各然者、衆生眞心、還自敎化衆生、何故說言佛悲願力。

答 即是眞心、是佛悲願、謂無緣大悲、及自體無障礙願等。即性起大用也。

問 衆生既無始有心、何不早起化用、令滅無明。

答 未有厭苦故。

問 既本有本覺、何不早斷令起厭苦。

答 無明厚薄不同、因緣互闕不等、此如上說。

問 若眞心即是佛、何故下文云從諸波羅蜜等因生。

答 此約本覺隨緣義說。然其始覺、覺至心源、平等一際、有何差別。上來約緣敎說、若約始敎說者、即以諸佛悲智、爲增上緣、衆生機感種子爲因緣故、託佛本質上、自心變影像故、云自在識中現、云云。

【三八八】色とは形質なり。分齊とは差別といふが如し。

【三八九】絕對なるものを、吾人の相對的見地より見るが故に。

【三九〇】次に報身。初に報身を見る人を明す。「業識に依る」とは、初發意以上の菩薩は、唯心にして外境たる六塵なしと

（三九四）有り。所住の依果（三九五）も、亦無量種種の莊嚴有り、示現（三九六）する所に隨つて、卽ち邊（三九七）有ること無く、窮盡すべからず、分齊の相を離る。[而かも]其の所應（三九八）に隨つて、常に能く住持（三九九）して、毀せず失せず。

是の如きの（四〇〇）功德は、皆諸の波羅蜜（四〇一）等の、無漏行熏（四〇二）と、及び不思議熏（四〇三）との、成就する所（四〇四）に因つて、無量の樂相（四〇五）を具足す。故に說いて報身と爲す。

又（四〇六）凡夫の所見と爲るは、是れ其の（四〇七）麤色なり。六道（四〇八）に隨つて、各各見ること同じからず。種種の異類（四〇九）は、受樂の相（四一〇）に非ざるが故に、故に說いて應身と爲す。

復次に（四一一）、初發意の菩薩等（四一二）の所見は、深く眞如の法を信ずるを以ての故に、少分にし

知るも未だ窮了するに至らず、業識の轉ずるありて以て佛身を見るをいふ。

【三九一】報身（Sambhoga-kāya）。

【三九二】身。報身をいふ。以下報身の相を明す。

【三九三】色。形、質なり、身體なり。

【三九四】佛の身體につき、他に勝れて微妙なるすがたあり、その大なるを相といひ、その小なるを好と名く。三十二相、八十種好などいふが如し。

【三九五】所住の依果。有情の心身を正果といふに對し、心外の山川田宅を依果をいふ。これ正果の依る所なればなり。茲には、報身佛の住み給ふ世界をいふ。

【三九六】その報身が示現するなり。

【三九七】邊。邊際なり。

【三九八】所應。それに應ずべき衆生の機感。

【三九九】住持。分齊の相を住持す。

【四〇〇】次に報身（果）の、因に依ることを明す。

【四〇一】波羅蜜、（Pāramitā）度到彼岸と譯す。菩薩の修する行をいふ、六度十度の種類あり。

【四〇二】無漏行熏。後天的の始覺の修行。

【四〇三】不思議熏。先天的なる本覺の力。

【四〇四】菩薩に於て成就するなり。

【四〇五】樂相。報身に具ふる相とあり。

【四〇六】次に應化して應身を明す。

【四〇七】麤色といふも、唯一法身を見る機類に依つて生ずる別なり。故に其の（四〇七）とは法身の謂なり。

【四〇八】六道とは地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天。又六趣ともいふ。

て見る。彼の（四一三）色相莊嚴等の事は、來無く去無く、分齊を離れ、唯心（四一四）に依つて現じて、眞如を離れずと知る。然れども此の菩薩は、猶ほ自ら分別し、未だ法身の位に入らざるを以ての故に、若し淨心（四一五）を得れば、所見は微妙にして、其の用轉た勝れ（四一六）り。乃至菩薩地盡くれば、之を見ること究竟す（四一七）。若し業識を離るれば、則ち見相無し（四一八）。諸佛の法身は、彼此の色相、迭に相見ること有ること無きを以ての故に。

問うて曰はく（四一九）、若し諸佛の法身、色相を離るれば（ろといはば）、云何ぞ能く色相を現ずるや。

答へて曰はく、即ち是れ法身は、是れ色の體（四二〇）なるが故に、能く色を現ず。所謂、本より已來、色心（四二一）不二なり。色性（四二二）は即ち智（四二三）なるを以ての故に、色體形無きを、說いて智身

【四〇九】異類。六道の各に於いて見る佛は各に別なるを云ふ。

【四一〇】受樂の相。涅槃常樂の相。

【四一一】復次に重れて報身を明す。

【四一二】初發意の菩薩等とは、十住、十行、十回向の菩薩を總稱せるなり。此等の菩薩は、未だ眞如の法を證するに至らず、唯觀によつて信ずるのみ。

【四一三】彼の。「如來の」の謂也。

【四一四】菩薩の心の上に現はれたる影に過ぎず。

【四一五】淨心とは十地の初第一段。

【四一六】十住等の三賢の見る所より勝るなり。

【四一七】菩薩地盡きて、究竟したる時は即ち業識を離る。

【四一八】主觀を基として、之に客觀を對せしむるが如き差別見なし。

【四一九】次に諸佛の法身、色相を現ずるを說く。

【四二〇】色は物質、體は本體なり。

【四二一】色心。色は彼の所現の報・化身の色、心は法身の眞心。

【四二二】色性。色身の本性。

【四二三】智。本覺の心智。

【四二四】智性即ち色。智身の本性がそのまま顯現せる所が即ち報化の色なり。

【四二五】所現の色。眞如法身の上に示現する一切の色相。

【四二六】心。眞如心。

【四二七】相妨。彼の眞心は所現の色の中に於ても、無礙にして運きが故に、所現の色も亦圓融なり。

【四二八】心識。衆生の認識。

【四二九】以上に眞如・生滅の二門を說き了りたれば、更にこの二門も畢竟不異なるを示す。

【四三〇】心を生滅せしむる迷の境界より、心の生滅せざる絕對

と名く。智性卽ち色(四二四)なるを以ての故に、說いて、法身は一切處に徧ずと名く。所現の色(四二五)に分齊有ること無く、心(四二六)に隨つて、能く十方世界の無量の菩薩、無量の報身、無量の莊嚴、各各差別して、皆分齊無くして相妨(四二七)げず。此れ心識(四二八)分別の能く知る[所に]非ず。眞如自在の用の義なるを以ての故に。

復次に(四二九)、生滅門より眞如門に入る(四三〇)ことを顯示す。所謂、五陰(四三一)を推求するに、色と心となり。六塵(四三二)の境界、畢竟じて念無し(四三三)。心(四三四)に形相無く、十方に之を求むるに、終に不可得なるを以てなり。人の、迷ふが故に、東を謂つて西と爲すも、方は實に轉ぜざるが如し。衆生も亦爾り。無明の迷の故に、心を謂つて念と爲す(四三五)も、心は實に動ぜず。若し能く觀察して、心は無念なりと知れば、卽ち隨順して、眞如門に入ることを得るが故に(四三六)。

の境(眞如門)に入る。

【四三一】五陰。陰は、塞犍陀(Skandha)の譯、新譯に蘊といふ。色(物質)、受・想・行・識(以上は心)をいふ。身心の謂なり。

【四三二】六塵。色・聲・香・味・觸・法なり。吾人の所謂外界(もの)をいふ。

【四三三】念無し。外境は心より起る故、畢竟其の體なし。從つて心以外に思念すべき相なし。

【四三四】心。色に對する心(精神)なり。

【四三五】心を謂つて念と爲す。心は心性眞如なり。念は妄念妄想なり。

【四三六】以上是の論の要旨を述ぶる顯示正義の一段を了せり。

對治邪執(一)とは、一切の邪執は、皆我見(二)に依る。若し我を離るれば、則ち邪執無し。我見に二種有り。

云何が二と爲す。一には人我見(三)、二には法我見(四)。

人我見(五)とは、諸の凡夫に依つて、說に五種有り。云何が五と爲す。

一に、修多羅(六)に、「如來の法身は、畢竟寂寞(七)なること、猶ほ虚空(八)の如し」と說くを聞き、著(九)を破せん爲なるを知らざるを以ての故に、卽ち虚空(一〇)は是れ如來の性なりと謂へり。

云何が對治するや。虚空の相(一一)は、是れ其の妄法、體無にして實ならざる(一二)を明す。色(一三)に對するを以ての故に、是の可見の相有つて、

【一】前來述べたる所は、積極的に眞如の内容を明す。今この對治邪執は、消極的に、邪執を破し、以て誤解する無からしむるなり。初に對治して以て妄を離るる事を明す。

【二】我見。自己及び諸法に、そのままの實體有りとする見解なり。佛陀の常に教ゆる「諸法無我」の義は、この見解を否定せるものなり。

【三】人我見。我執ともいふ。己身の中に常一主宰の實我有りと執する見解。

【四】法我見。萬有諸法が實在するものなりとの見解。

【五】初に人我見に依つて起る邪執の五種を擧げ、之を破せんが爲に我空を說く。中に就き初の二は、空に謬執し、後の三は有に於て倒知す。最初に法身を虚空に等しとする執を擧ぐ。

【六】修多羅。Sūtra の音譯。經なり。

【七】寂寞。吾人の見る如き差別的色相を離れたるをいふ。

【八】虚空。衆生は佛の色身の相に執するが故に、法身は空の如しといふ。その絕對なるに喩へたり。

【九】著。執着。

【一〇】虚空(Ākāśa)。色も形も無き空無のもの、所謂物理的空間を意義するなり。

【一一】虚空の相。常識に所謂空間なり。

【一二】實在するものにあらざるをいふ。

【一三】所謂空間(虚空)とは物質(色)の無き空隙をいふを以て、視覺(可見)より來る。

【一四】色法(Rūpa)。客觀をいふ。

【一五】心。眞如心なり。

心をして生滅せしむ。一切の色法(一四)は、本來是れ心(一五)なるを以て、實に外色(一六)無し。若し色無ければ、則ち虛空の相も無し。所謂一切の境界は、唯心の妄に起るが故に有り。若し心、妄動を離るれば、則ち一切の境界滅す。唯一の眞心にして、偏せざる所無し(一七)。此を如來廣大の性智究竟の義(一八)と謂ふ。虛空の相の如きに非ざるが故に。

二に(一九)、修多羅に、「世間の諸法は、畢竟體空(二〇)なり、乃至涅槃。眞如の法も、亦畢竟空(二一)なり、本來自空にして、一切の相(二二)を離る」と說くを聞き、著を破する爲と知らざるを以ての故に、即ち眞如涅槃の性は唯是れ空(二三)なりと謂へり。

云何が對治するや。眞如法身は、自體不空(二四)にして、無量の性功德を具足すと明すが故に。

【一六】外色。眞心以外に色といふべき實體なし。

【一七】總ての境界は、眞心の動じて現ずる所なれば、その動止みて靜となれば、境界も亦滅して、萬象は唯一心となる。從つて周遍せざる所無し。

【一八】性智の智體圓滿究竟の法にして空無の法には非ず。

【一九】第二には、眞如を空なりとする執を擧ぐ。

【二〇】體空。萬象は萬象として、各各差別的に實在するにあらず。

【二一】畢竟空(Atyantaśūnyatā)。差別を離れて、絕對的なるをいふ。

【二二】相。差別、相對の義より起る。

【二三】空。情計を以て有なりとする見解を破せんが爲なるを知らず、性德唯これ空無なりと執す。

【二四】不空。差別的見解を去らしめんが爲に、眞如の本性は空なりといふも、他面より云へば、無量の功德有るが故に不空なり。

【二五】第三には、眞如の性德を妄法に同じとする執を擧ぐ。

【二六】如來の義。即ち衆生心。眞如を、吾人衆生に約して云へるなり。

【二七】迷うて凡夫たるも、悟りて佛陀たるも、その本體に增減無し。

【二八】吾人の思慮(妄念)を以て見るが如き差別的の相有りといふ。

【二九】增減有ること無しといふ。

【三〇】眞如門よりすれば、如來藏は不增不減なるも「二而不二、生滅門よりいへば、その不增不減の眞如が、緣に依つて生滅するが故に、差別の德

三に(二五)、修多羅に、「如來の藏(二六)は、增減(二七)有ること無く、體に一切功德の法を備ふ」と說くを聞き、解せざるを以ての故に、卽ち如來の藏は、色心の法の自相差別(二八)有りと謂へり。

云何が對治するや。唯眞如の義に依つて說くを以ての故に(二九)。生滅染の義に因つて示現するを、差別(三〇)と說くが故に。

四に(三一)、修多羅に、「一切の世間生死の染法は、皆如來藏に依つて(三二)有り、一切の諸法は、眞如を離れず」と說くを聞き、解せざ(三三)るを以ての故に、如來藏自體に、一切世間の生死等の法を具有すと謂へり。

云何が對治するや。如來藏は、本より已來、唯過恆沙等の、諸の淨功德の、不離・不斷・不異(三四)の眞如の義有るを以ての故に、過恆沙等の、煩惱の染法は、唯是れ妄有(三五)にして、性自ら本無なり。無始世より來、未だ曾て如來藏と相應せざるを以ての故に。若し如來藏の體に妄法有つて、而も證會(三六)して永く妄を息めしめば(しむと いはば)、(三七)則ち是の處有ること無し。

五に(三八)、修多羅に、「如來藏に依るが故に生死有り(三九)、如來藏に依るが故に涅槃を得」と說くを聞き、解せざるを以ての故に、衆生に始有りと謂へり。

を具ふ(不二而二)といふ。

【三一】 第四には、眞如に世間の染法有りとする執を擧ぐ。

【三二】 依つて。「於いて」の意なり。

【三三】 眞如が無明の緣に隨つて生滅する所を知らざるが故に。

【三四】 如來藏の無量の淨德は、其の自體と不離、不斷、不異なり。

【三五】 妄有。虛妄の存在。

【三六】 證會。眞如の理を證るなり。

【三七】 眞如の本體に妄法有るも、眞如の理を悟れる時に、この妄法を永く滅せしむるといふが如き道理なしといふ謂なり。

【三八】 第五には、生死に始有り、涅槃に終有りとの執を擧ぐ。

【三九】 生死の染法は如來藏の體

始を見るを以ての故に、復如來所得の涅槃は、其の終盡有つて、還つて衆生と作ると謂へり。

云何が對治するや。如來藏は前際無きを以ての故に、無明の相も亦始有ること無し(四〇)。若し三界(四一)の外、更に衆生有つて、始めて起ると說かば、即ち是れ外道(四二)經の說なり。又如來藏は、後際有ること無く(四三)、諸佛所得の涅槃も之と相應して、則ち後際無きが故に。

法我見(四四)とは、二乘の鈍根に依るが故に、如來は、但爲めに、人無我と說く(きたまふ)。說、究竟せざる(四五)を以て、五陰生死の法有りと見て、生死を怖畏し、妄に涅槃(四六)を取る。

云何が對治するや。五陰(四七)の法は、自性不生なるを以て、則ち滅有ること無し。本來涅槃な

に即して起ると聞き、眞如先づ有りて、然る後無明起り來るとす。時間を以て、前後を考ふるが故に此の見あり。

【四〇】 如來藏は無始なり。之と同時に無明も亦始ある事なし。何となれば、無明は如來藏眞如を離れて別に在るにあらざればなり。

【四一】 三界(Triloka)。欲・色・無色の三界をいふ。

【四二】 外道(Tirthaka)とは佛教以外の諸の學說をいふ。

【四三】 無終なり。

【四四】 次に法我見を明す。法我見とは法執。聲聞、緣覺の二乘の起す僻見、之を破せんが爲に法空なりと敎ふ。

【四五】 佛は二乘に對して人我見の邪なるを示して、我空なりと敎へ給ふも、未だ法我見の邪なる所以を示し給はざるにより、生滅の法その儘が涅槃なるを知らず。

【四六】 五陰(身・心)の生滅を怖れて、身も心もなき灰身滅智の涅槃に入らんとす。

【四七】 五陰(Skandha)。色(身)、受、想、行、識(心)は、眞如門より見れば、その性不生なり。

【四八】 次に究竟して、我・法二執を離れたるところを明す。

【四九】 迷の法、悟の法は、相對的なれば、各自の相といふもの、實はなし。

【五〇】 善巧方便(Upāyakauśalya)。善く巧に、衆生の機根に契へる方法を以て導き敎ふなり。

【五一】 念。差別的に思念する也。

【五二】 實智(Tattvajñāna)。眞實智見なり。

【五三】 上來、顯正門の言說に對

して、更に邪解と妄執とを無からしめんとて、邪執を對治し竟る。

るが故に。

復(四八)次に、究竟して妄執を離るとは、當に知るべし、染法・淨法(四九)皆悉く相待して、自相の說くべき有ること無し。是の故に、一切の法は、本より已來、色に非ず、心に非ず、智に非ず、識に非ず。有に非ず、無に非ず。畢竟じて不可說の相なり。而も言說有るは、當に知るべし、如來の善巧方便(五〇)、假に言說を以て、衆生を引導す。其の旨趣は、皆念(五一)を離れて眞如に歸せしめんが爲なり。一切の法を念ずれば、心をして生滅して、實智(五二)に入らざらしむるを以ての故に(五三)。

分別發趣道相とは（一）、謂はく、一切の諸佛所證の道（二）に、一切の菩薩發心（三）修行（四）して、趣向する義の故に。

略して發心を説くに、三種有り。云何が三と爲す。

一には信成就發心（五）。

二には解行發心（六）。

三には證發心（七）。

信成就發心とは（八）、何等の人に依り、何等の行を修し、信成就することを得て、能く發心に堪ふるや。

所謂（九）、不定聚（一〇）の衆生に依る。熏習（一一）と善根力（一二）と有るが故に、業の果報を信じ、能く十善（一三）を起し、生死の苦を厭ひ、無上菩提（一四）

【一】解釋分三段の中、上に顯示正義と對治邪執との二を終りたれば、更に發心して、上來示したる無上道に、趣向する相を明すが、今の分別發趣道相なり。

【二】道（Mārga）

【三】發心（Cittotpāda）

【四】修行（Caryācarona）

【五】信成就發心。眞如の理に對する信心の成就しての發心なり。「十信の位滿つるを信成就といふ」と。卽ち十信十住の位の人なり。

【六】解行發心。十行の位に在りて能く法空の理を解し、更に十度の行純熟して、十回向の位に入りたる上の發心也。

【七】證發心。初地以上十地に在る發心なり。この所に於て正く眞如の理を證す。

【八】信成就發心を明す。內、先づ信心成就の行を擧げ、

【九】不定聚の中の勝れたる機に就て明す。

【一〇】不定聚（Aniyatarāśi）。菩薩の十信以上に至り決定して不退なる「正定聚」と、未だ十信に入らず、因果を信ずるに至らざる「邪定聚」との中間、十信の位にある人は無上道を求めんとして、心尙ほ決せず、或は進み或は退くを以て不定聚といふ。今は其の修行を明す。第一問に答ふるなり。

【一一】熏習。內熏及び外熏。

【一二】善根力。前世に善を修めたるによりて得たる根力をいふ。

【一三】十善（Daśakuśala）。不殺生、不偸盜、不邪婬、不妄語、不兩舌、不惡口、不綺語、不貪欲、不瞋恚、不邪見をいふ。又十戒といふ。

を欲求し、諸佛に値ふことを得て、親承し供養(一五)して、信心を修行す(一六)。一萬劫(一七)を經て、信心成就するが故に、諸佛菩薩、敎へて發心せしめ、或は大悲(一八)を以ての故に、能く自ら發心し、或は正法(一九)滅せんと欲するに因つて、護法(二〇)の因緣を以ての故に、能く自ら發心す(二一)。是の如く信心成就して發心を得る者は、正定聚(二二)に入りて、畢竟じて退かざれば、如來の種中(二三)に住し、正因相應すと名く。

若し(二四)衆生有つて、善根微少にして、久遠より已來、煩惱深厚なれば、佛に値ひて亦供養することを得と雖も、然も人天(二五)の種子を起し、或は二乘(二六)の種子を起す。設ひ大乘(二七)を求むるものあるも、根則ち不定にして、若しは進み若しは退く(二八)。或は諸佛を供養すること有るも、未だ一萬劫を經す。中に於て緣に遇うて、亦發心すること有り。所謂、佛の色相を見て、其の心(二九)を發し、或は衆僧を供養することに依つて、其の心を發し、或は二乘の人の敎令に因つて發心し、或は他を學びて發心す(三〇)。是の如き等の發心は、悉く皆不定にして、惡因緣に遇はば、或は便ち退失して、二乘地(三一)に墮す。

【一四】 菩提(Bodhi)。佛のさとりの智慧。
【一五】 供養。供奉侍養なり。
【一六】 以上は第二問に答ふ。
【一七】 一萬劫。二乘の、回心向大してより、初めて菩薩の初位に入る迄に、少くとも一萬劫の修行を要すといふ。
【一八】 大悲(Mahākaruṇā)。大なる慈悲なり。
【一九】 正法。邪法に對して佛法を云ふなり。
【二〇】 護法。正法を護持する也。
【二一】 以上は第三問に答ふ。
【二二】 正定聚(Samyaktvaniyatarāśi)の菩薩は、決してその位より退くが如き事なし。
【二三】 種中。種とは種性。
【二四】 次に不定聚中の劣機に就て明す。
【二五】 人天。六趣の中、人間と天となり。
【二六】 二乘。聲聞、緣覺なり。白

復次に(三二)、信成就發心とは、何等の心を發すや。略して說くに三種有り。云何が三と爲す。

一には直心(三三)。正しく眞如の法を念ずるが故に。

二には深心(三四)。一切諸の善行を樂集(三五)するが故に。

三には大悲心(三六)。一切衆生の苦を拔かんと欲するが故に。

問うて曰はく(三七)、上には、法界は一相にして佛體は無二なりと說けり。何が故に、唯眞如を念(三八)ぜずして、復諸善の行を求學することを假るや。

答へて曰はく、大摩尼(三九)寶の、體性は明淨なるも、而も鑛穢の垢有り。若し人寶性を念ずと雖も、方便を以て種種に磨治せずんば、終に淨を得ること無きが如し。是の如く、衆生の眞如の法も、體性は空淨なるも、而も無量の煩惱染垢有り。若し人、眞如を念ずと雖も、方便を以て、種種に熏修せずんば、亦淨を得ること無し。垢は無量無邊にして、一切の法に徧するを以ての故に、一切の善行を修して、以て對治と爲す。若し人、一切の善法を修行せば、自然に眞如の法に歸順す(四〇)るが故に。

略して方便(四一)を說くに四種有り。云何が四と爲す。

己の得道のみを思ひ、利他を思はざるなり。

【二七】大乘。上、顯示正義の條に說ける法なり。玆に二乘と相對せしめたるは、彼の自利のみなるに、之は自利と共に利他を目的とすればなり。

【二八】內熏の力の微弱なるを示す。

【二九】心。菩提心。

【三〇】外熏の力の微劣なるを明す。

【三一】二乘地。二乘の劣位。

【三二】次に發心の相(內容)を明す。

【三三】直心。直は正直なり。自利、利他二行の本なり。

【三四】深心。深く眞如の無量功德を信樂する心なり、自利の本なり。

【三五】樂集。一心の本源に歸向せんとして、眞如の德に隨順し、諸の善法を集積するなり。

一には行根本方便(四一)。謂はく、(四二)一切の法は。自性無生(四四)と觀じ、妄見を離れて、生死に住せず。(四五)一切の法、因と緣と和合し、業果失せず(四六)と觀じ、大悲を起し、諸の福德を修し、衆生を攝化(四七)して、涅槃に住せず、法性(四八)の無住(四九)に隨順するを以ての故に。

二には能止(五〇)方便。謂はく、慚愧悔過して、能く一切の惡法を止めて、增長せしめず。法性の、諸過を離る(五一)るに隨順するを以ての故に。

三には發起善根增長方便(五二)。謂はく、勤めて三寶(五三)を供養し禮拜し、諸佛を讃歎し隨喜(五四)し勸請(五五)し、三寶を愛敬する淳厚の心を以ての故に、信は增長することを得、能く無上の道(五六)を志求す。又佛法僧の力に護せらるるに因るが故に、能く業障(五七)を消し、善根退かず。法

【三六】大悲心。大慈悲心、利他の本なり。
【三七】次に信成就發心の相たる三心に關する疑義。
【三八】念。憶念。
【三九】摩尼(Maṇi)。珠、寶、如意等と譯す。珠の總稱なり。
【四〇】諸の善行は、外塵染に違ひ、內眞如に順ずるを以てなり。
【四一】次に發心して修行する方便(方法)を明す。
【四二】行根本方便。自利利他一切の業の根本となる方便。
【四三】〔一切の法は〕は下の言によつて讀するなり。
【四四】自性(Svabhāva)。一切諸法の本體性。無生とは不生といふに同じ、生滅なきをいふ。
【四五】業果を以て觀ずるなり。
【四六】諸法は因と緣との和に依つて成れるものに過ぎず、その體あることなし。然るにこの法に執して起す業の結果は、壞失することなし。
【四七】攝化。攝取敎化。
【四八】法性。眞如なり。
【四九】無住。菩薩は大智あるが故に生死に住せず、大悲有るが故に、涅槃に止らず、生死の海中に在りながら涅槃安住し、涅槃に在りながら生死海に來つて衆生を攝化す。之を無住といふ。
【五〇】能止。惡法を止むるなり。自利の行、止惡。
【五一】諸法の本性は眞如なるが故に過あることなし。
【五二】發起善根增長方便。自利の中、修善の行なり。
【五三】三寶(Triratna)。佛法僧を云ふ。
【五四】隨喜。隨同し歡喜するなり。
【五五】勸請。諸佛を請じ來るをいふ。

性の、礙障(五八)を離るるに隨順するを以ての故に。

四には大願平等方便(五九)。所謂、發願し、未來を盡して(六〇)、一切衆生を化度(六一)し、餘有ること無からしめて(六二)、皆究竟じて無餘涅槃(六三)せしむ。法性斷絕無きに隨順するを以ての故に。法性廣大にして、一切の衆生に徧して、平等無二なり。彼此を念せず、究竟寂滅の故に(六四)。

菩薩(六五)、是の心(六六)を發すが故に、則ち少分に法身を見ることを得。法身を見るを以ての故に、其の願力に隨ひ、能く八種(六七)を現じて、衆生を利益す。所謂、兜率天(六八)より、退し、入胎・住胎し、出家成道して、法輪を轉じ(六九)、涅槃に入る。

然れども(七〇)是の菩薩は、未だ法身と(七一)名け

【五六】無上の道。菩提即ち佛陀所得の道。
【五七】癡障。愚癡に依る障。
【五八】礙障。凝礙の障。
【五九】大願平等方便。大願を起して平等に濟度する方便、即ち利他の行なり。
【六〇】長時の心なり。
【六一】化度。敎化濟度。
【六二】廣大の心なり。
【六三】無餘涅槃、Anupadhiśesa-nirvāṇa Nirpadhiśesa nirvāṇa) とは究竟無上の義。無餘涅槃は第一義心の謂。灰身滅智の涅槃の義ならず。
【六四】差別を離れたる境なり。
【六五】次に發心の利益を明す。初に利他の勝徳を擧ぐ。
【六六】心。菩提心なり。
【六七】八種とは、佛陀の成道を中心として、始より終に至る一期の相狀を示したる八相の謂。即ち(一)降兜率、(二)入胎、(三)住胎、(四)出胎、(五)出家、(六)成道、(七)轉法輪、(八)入滅なり。此の八相を示すを八相を現すといふ。
【六八】兜率天(Tuṣita)。欲界の天處にして、夜摩天と化樂天との間、下より第四番目に在り。佛陀もと此の天に住すること四千歳、機の熟せるを見て白象に乘りて下降し、摩耶夫人の胎に宿る。入胎、住胎とはこの謂なり。
【六九】法輪を轉ず (Dharmacakrapravartana)。說法するの義なり。
【七〇】次に其の微過有るを明す。
【七一】法身と云云。法身の菩薩即ち法身遍滿の理を證れる菩薩と名けず。
【七二】有漏の業。煩惱に依つて得たる果報。
【七三】有漏の業が全く斷絕せざ

す。其の過去無量世來、有漏の業(七二)、未だ能く決斷せず、其の所生(七三)に隨つて、微苦と相應す。亦業繫に非ず(七四)。大願自在力有るを以ての故なり。

修多羅の中に(七五)、或は惡趣(七六)に退墮する有りと說く如きは、其の實、退(七七)に非ず。但初學の菩薩、未だ正位(七八)に入らずして、懈怠する者を、恐怖せしめ、彼をして勇猛ならしめん爲の故なり。

又(七九)此の菩薩、一たび發心して後は、怯弱を遠離し、畢竟じて二乘地に墮するを畏れず、又無量無邊阿僧祇劫(八〇)に、勤苦難行して、乃ち涅槃を得と聞くも、亦怯弱ならず。一切の法は、本より已來、自ら涅槃なりと信知するを以ての故なり。

ろが故に。その業に從つて尙ほ生死輪廻す。

【七四】 業繫に非ず。この世に生れ八相を示す、尙ほ微細の苦惱(生死)を免るる能はず。然れどもその苦惱たるや、衆生のそれの如く、過去の業に繫縛せられたるものにあらず、大誓願力によつて、自在に示し得る所なり。

【七五】 次に經の說を擧げて通釋するなり。

【七六】 惡趣(Durgati)。衆生が惡業の爲に趣くべき所、地獄餓鬼等なり。惡道とも云ふ。

【七七】 退。退墮なり。

【七八】 正位。正定聚不退の位。

【七九】 次に實行を歎ず。

【八〇】 阿僧祇(Asaṃkhya)。無數と譯す。劫(Kalpa)長時の稱。

【八一】 次に分別發趣道相の第二解行發心を說く。前の信成就の位は、眞如に對する信根なる固むるに在りしも、當解行發心は、未だ明了に眞如を證得せざるも、略その深旨を理解するに至るをいふ。

【八二】 先づ解と行とに於て前の信成就よりも更に勝れたるを概說す。

【八三】 解行發心の菩薩なり。菩薩の位に配すれば、十行、十回向なり。

【八四】 初の正信。十住の第一位なり。

【八五】 十住の第一位より十地の第一位に至る時間を一阿僧祇とす。故に「阿僧祇劫に於て、將に滿ぜんと欲す」とは、初地に近きを知る。

【八六】 眞如に對する深解なり。

【八七】 修する所の行は、相に著することなし。

【八八】 次に勝解勝行を列擧す。

【八九】 慳貪。物を慳み、貪るなり。

解行發心(八一)とは、當に知るべし、轉た勝(八二)なり。是(八三)の菩薩は、初の正信(八四)より已來、第一阿僧祇劫に於て、將に滿せんと欲す(八五)るを以ての故に、眞如の法中に於て、深解(八六)現前して、所修、相を離る(八七)。

法性の體は(八八)、慳貪(八九)無しと知るを以ての故に、隨順して檀波羅蜜(九〇)を修行す。

法性は染無くして、五欲(九一)の過を離ると知るを以ての故に、隨順して尸羅波羅蜜(九二)を修行す。

法性は苦無く、瞋惱(九三)を離ると知るを以ての故に、隨順して羼提波羅蜜(九四)を修行す。

法性は身心の相無く、懈怠を離ると知るを以ての故に、隨順して毘梨耶波羅蜜(九五)を修行す。

法性は常に定にして、體に亂無しと知るを以ての故に、隨順して禪波羅蜜(九六)を修行す。

法性は體明にして、無明を離ると知るを以ての故に、隨順して般若波

【九〇】檀波羅蜜(Dāna-pāramitā)。檀は檀那の略。布施と譯す。財又は法を與へること。波羅蜜は度と譯す。生死海を渡りて、涅槃の岸に到る行法をいふ。

【九一】五欲。色・聲・香・味・觸によつて起さるる欲をいふ。

【九二】尸羅波羅蜜(Śīla-p.)。尸羅は持戒と譯す。身口[illegible]か[illegible]するをいふ。

【九三】瞋惱。瞋恚・苦惱。

【九四】羼提波羅蜜([illegible])。羼提は忍辱と譯す。[illegible]苦惱を忍で惱まざるをいふ。

【九五】毘梨耶波羅蜜(Vīrya-p.)。毘梨耶は精進と譯す。心を精らかにして道に進むの意。

【九六】禪波羅蜜([illegible])。禪は禪那の略。定、靜慮と譯す。[illegible]心を專一にして眞理に對するをいふ。

【九七】般若波羅蜜(Prajñā-p.)。

羅蜜（九七）を修行す。

證發心（九八）とは、淨心地より、乃至菩薩究竟地に至るまでなり。何の境界を證するや。所謂、眞如なり（九九）。轉識（一〇〇）に依るを以て、說いて境界と爲す。而も此の證（一〇一）は、境界有ること無し。唯眞如智のみ（一〇二）。名けて法身と爲す。

是の菩薩（一〇三）、一念の頃に於て、能く十方無餘の世界に至つて、諸佛を供養し、轉法輪を請ず。唯衆生を開導し利益せんが爲なり。文字に依らず（一〇四）。或は地（一〇五）を超えて速に正覺を成ずと示す。怯弱の衆生の爲なるを以ての故なり。」或は無量阿僧祇劫に於て、當に成佛すべしと說く。懈慢の衆生の爲なるを以ての故なり。」能く

般若は智慧と譯す。菩薩、一切諸法の眞理に通じて暗昧ならざるをいふ。以上を六波羅蜜又は六度といふ。菩薩の行法なり。

【九八】第三に解行發心を明す。此の位にては、眞如の體を直覺し得るに至る。即ち淨心地（十地の第一段）より菩薩究竟地（第十地）に至る迄の位に在りての發心なり。初に眞心の體を明す。

【九九】眞如を證するなり。

【一〇〇】轉識。三細の第二、主觀の謂なり。是によつて客觀の境界起るなり。

【一〇一】行の體（根本智）を明す。

【一〇二】眞如の根本智を證する時は、主客の別なし。從つて「何の境界を證するや」とは云ふべからざるも、今は三細の第一、業識が未だ盡きず、現識も猶ほ存する方面に於て說けるが故に、所證の對境として眞如を擧げたるのみ。

【一〇三】是の菩薩。十地の位に在る菩薩。以下その勝用（後得智）を示す。

【一〇四】文字に依らず。美妙なる言語文字を求めず。

【一〇五】地。地位。超とは飛び越ゆるなり。

【一〇六】種性。本然の性質なり。

【一〇七】根。機根、即ち性格をいふ。

【一〇八】超過。一人が他より勝れて、早く、又は深き法を證することなし。

【一〇九】三阿僧祇劫を經て成佛す。

【一一〇】所行。修行の方。

【一一一】次に證發心の相を擧ぐ。

【一一二】眞心。眞如なり。又根本無分別智ともいふ。正しく眞如と冥合したる所に於ける智をいふ。

是の如き無數の方便を示すこと、不思議なり。而も實に菩薩の種性(一〇六)は、根(一〇七)等しく、發心即ち等しく、所證も亦等しくして、超過(一〇八)の法有ること無し。一切の菩薩は、皆三阿僧祇劫を經る(一〇九)を以ての故に。

但衆生の世界同じからず、所見・所聞・根・欲・性異なるに隨ふが故に、所行(一一〇)を示すことも亦差別有り。

又(一一一)是の菩薩の發心の相には、三種の心微細の相有り。云何が三と爲す。

一には眞心(一一二)。分別無きが故に。

二には方便心(一一三)。自然に徧く行じて、衆生を利益するが故に。

三には業識心(一一四)。微細に起滅するが故に。

又是の菩薩は、功德成滿(一一五)して、色究竟(一一六)處に於て、一切世間の最高大の身を示す。

謂はく、一念相應の慧(一一七)を以て、無明頓に盡くるを、一切種智(一一八)と名く。自然にして不思議の業(一一九)有り、能く十方に現して、衆生を利益す。

【一一三】方便心。前の根本智に對して、後得智といふ。かの根本智の、思慮を絶したるに反し、之は差別的に働くを以て、この名あり。

【一一四】業識心。十地の菩薩未だ佛果を得ざるが故に無明尚ほ存して、阿黎耶識の微細なる業轉現等の相を離るゝ能はざるが故に、この心を呼んで業識心と云へるなり。上の眞心・方便心は共に佛地に至れるものと擇ぶ所なし。この業識心あるによつて、是が菩薩の發心なるを知る。故にこの心を合せ擧げしなり。

【一一五】功德成滿。功德行圓滿し滿足して、將に佛地に入らんとするなり。以下この成滿の德を擧ぐ。

【一一六】色究竟處(六四頁三行)。三界の中、色界四禪の最頂なり。菩薩は皆ここに於て究竟の證

問うて曰はく(一三〇)、虚空無邊なるが故に、世界無邊なり。世界無邊なるが故に、衆生無邊なり。衆生無邊なるが故に、心行(一三一)の差別も亦復無邊なり。是の如く、境界は分齊すべからず。知り難く解し難し。若し無明斷ぜば、心想(一三二)有ること無し。云何ぞ、能く了す(一三三)るを一切種智と名くるや。

答へて曰はく、一切の境界は、本來一心にして、想念を離る。衆生妄に境界を見る(一三四)を以ての故に、心に分齊有り、妄に想念を起し、法性に稱はざる以ての故に、決了(一三五)する能はず。

諸佛如來は、見想(一三六)を離れて、徧せざる所無し。心、(一三七)眞實の故に(なるが故なり)。卽ち是れ諸法の性なり。自體[は]一切の妄法を顯照(一三八)し、大

を開く。處とはその境をいふ。

【一二七】一念相應の慧。始覺最後の一念、本覺眞如と相應せる(心源を覺せる)所に起る智慧。

【一二八】一切種智(Sarvakārajñāna)。一切相の眞理に明了なる智。先の智淨相の註を見よ。

【一二九】業。一切種智(卽ち眞如)に存する業用。不思議業相の註を見よ。

【一三〇】問答して疑義を釋す。初に一切種智に關する疑惑。

【一三一】心行。吾人の心の働らきをいふ。

【一三二】心想。心の相對的はたらき、今は主觀の謂なり。

【一三三】一切の境界は知り難く解し難きに、若し無明斷じて主觀の作用(心想)も絕えなば、如何にして境界は唯一心と了知するを得、從つて一切種智を成ずるを得るかの疑なり。

【一三四】衆生は妄心の爲に差別的見解を起し主客を別つ。

【一三五】決了。一切の境は本來一心なりと了解するをいふ。

【一三六】見想とは差別的の考。妄見、妄想。

【一三七】心。佛の心、卽ち眞如心なり。

【一三八】顯照。一切の妄法は、皆これ本覺佛心の相なり。相已に其の體の上に現ず。今、體を以て其の相を照すが故に、能く顯照するなり。

【一三九】眞如の法を了解し得る機根の差別するに隨ひて。

【一四〇】一切種智。差別的の智を絕したる絕待平等の眞智に名けしなり。

【一四一】諸法の本性を體驗せる義。

【一四二】次に佛の自然業用に關する疑義。

【一四三】自然業。不思議業用。

智用。無量の方便有り。諸の衆生、應に解を得べき所に隨つて(一二九)、皆能く種種の法義を開示す。是の故に、一切種智(一三〇)と名くるを得(一三一)。

又(一三二)問うて曰はく、若し諸佛に、自然業(一三三)有り、能く一切處に現じ、衆生を利益せば、一切の衆生、若しは其の身(一三四)を見、若しは神變を覩、若しは其の說を聞いて、利を得ざること無けん。云何ぞ、世間多く見ること能はざるや。

答へて曰はく、諸佛如來の法身は、平等に一切處に徧じて、作意(一三五)有ること無きが故に、自然と說く。但衆生の心に依つて現ず(一三六)。衆生心は、猶ほ鏡の如し。若し垢有れば、色像は現ぜず。是の如く、衆生の心も、若し垢有れば、法身は現ぜ(一三七)ざるが故に(一三八)。

【一三四】身。佛身をいふ。
【一三五】作意。故作の意識なり。
【一三六】佛は衆生の機感に應じて其の相を現す。
【一三七】法身より應じて衆生にあらはるゝを報化の二身となす。今は末に據つて云ふが故に「法身現ぜず」といふなり。
【一三八】以上、分別自體相用を說き了れり。卽ち解釋分茲に終る。

已に解釋分を說けり。次に修行信心分(一)を說かん。

是の中、未だ正定聚に入らざる衆生(二)に依るが故に、修行信心を說く。

何等の信心を、云何が修行するや。

略して(三)信心を說くに、四種有り。云何が四と爲す。

一には、根本(四)を信ず。所謂、眞如の法を、樂念(五)するが故に。

二には、佛(六)に無量の功德有りと信じ、常に念じて、親近し、供養し、恭敬して、善根を發起し、一切智(七)を願求するが故に。

三には、法(八)に大利益有りと信じ、常に念じて、諸の波羅蜜を修行するが故に。

四には、僧(九)は、能く正しく、自利利他を修

【一】次に修行信心分を明す。上來の哲學的說明を、實踐に移し、以て大乘の信を起さしむることを示すなり。

【二】未だ正定聚(Samyaktva-niyata-rāsi)の位(十住以上)に入らざる不定聚の衆生(十信位)の菩薩をいふ。此の不定聚に就きては先に分別發趣道相の信成就發心に於て明さざるに非ざるも、彼は信心を修すること已に完成して、特に正定聚に入らんとせるものの爲にし、是は信を修すること未だ十全ならざる衆生の爲に特に細しく修行信心を說くなり。

【三】初に修すべき信心を明す。四あり。この一節は本論の初に「法有り能く摩訶衍の信根を起す」といへるを參照すべし。

【四】根本。眞如なり。眞如の法は諸佛の師とする所にして衆行の源本なるが故に根本といふ。

【五】樂念。當に信心を起すのみに非ず、亦樂念觀察する也。

【六】佛(Buddha)。眞如の顯現たる佛。

【七】一切智(Sarvajñāna)。完全圓滿なる佛智。

【八】法(Dharma)。佛の說きたまへる敎法。

【九】僧(Sangha)。佛の敎法を修行實現する人。

【一〇】如實行。眞如の妙理に隨順する眞實の修行。

【一一】次に信心を實踐に移す修行の方法を明す。

【一二】信有るも行無ければ信は堅固ならず。堅固ならざる信は惡緣に遇へば即ち退墮す。故に行を修して信を成じ、退

行し信じ、常に樂んで、諸の菩薩衆に親近し、如實行〔一〇〕を求學するが故に。

修行〔一一〕に五門有り、能く此の信を成ず〔一二〕。云何が五と爲す。一には施門〔一三〕、二には戒門〔一四〕、三には忍門〔一五〕、四には進門〔一六〕、五には止觀門〔一七〕なり。

云何が、施門〔一八〕を修行するや。

若し一切の、來つて求索する者を見ば、有らゆる財物、力に隨つて施與し、自ら慳貪を捨つるを以て、彼をして歡喜せしめ、〔一九〕若し厄難・恐怖・危逼を見ば、己が堪任するに隨つて、無畏〔二〇〕を施與す。若し衆生、來つて法を求む〔二一〕る有らば、己が能く解するに隨つて、方便して、爲めに說いて、應に名利恭敬を貪求すべからず。唯自利利他を念じ、菩提〔二二〕に迴向〔二三〕するが故に。

せざらしむるなり。

行とは先に解行發心の條下に擧げたる六度を云ふ。彼に六とせるは、行の種類を示し、今五門に約せるは、實行（度）の實より分類したるに依る。

【一三】施門（Dāna）。布施、即ち前の六度の中の檀那波羅蜜。

【一四】戒門（Śīla）。持戒、即ちかの尸羅波羅蜜。

【一五】忍門（Kṣānti）。忍辱、即ちかの羼提波羅蜜。

【一六】進門（Vīrya）。精進、即ちかの毘梨耶波羅蜜。

【一七】止觀（Śamatha and Vipaśyanā）は即ちかの禪那波羅蜜と般若波羅蜜の合稱。

【一八】第一に檀波羅蜜を行ずる施門。

【一九】一に財施。

【二〇】二に無畏施。無畏とは畏怖を免れるをいふ。

【二一】三に法施。以上の三は即ち檀（施）波羅蜜の要素たり。

【二二】菩提（Bodhi）。道又は覺と譯す。

【二三】迴向。回轉趣向なり。今は所修の功德を以て自他共に佛道を成ぜんと期する謂なり。

【二四】第二に尸羅波羅蜜を行ずる戒門。

【二五】以上は攝律儀戒（Saṃvara-śīla）と云ふ。止惡なり。

【二六】憒閙。都會の如き喧しき處。

【二七】少欲知足。多きを貪らず、少なきに懊惱せざるをいふ。

【二八】頭陀（Dhūta）。陶汰、抖擻と譯す。衣食住に關する貪著を振り拂ふ行法をいふ。

【二九】これを攝善法戒（Kuśala-saṃgrāha-śīla）とす。作善なり。

【三〇】他人の譏り嫌ふ樣なる事

云何が、戒門(二四)を修行するや。

所謂、殺せず、盜せず、婬せず、兩舌せず、惡口せず、妄語せず、綺語せず、貪嫉・欺詐・諂曲・瞋恚・邪見を遠離す(二五)。若し出家の者は、煩惱を折伏せん爲の故に、亦應に憒閙(二六)を遠離し、常に寂定に處して、少欲知足、(二七)頭陀(二八)等の業を修習し、乃至小罪にも、心怖畏を生じ、慚愧し、改悔して、如來の制する〔したまふ〕所の禁戒を輕んずるを得ざるべし(二九)。當に譏嫌を護(三〇)つて、衆生をして、妄に罪過を起さしめざるべき故に(三一)。

云何が、忍門(三二)を修行するや。

所謂、應に他人の惱すを忍んで、心に報(三三)を懷かざるべし(三四)。亦當に、利衰・毀譽・稱譏・苦樂等の法を忍ぶべき故に(三五)。

云何が、進門(三六)を修行するや。

所謂、諸の善事に於て、心、懈退せず(三七)、志を立つること堅強にして、怯弱を遠離し、(三八)當に過去久遠已來、虛しく一切身心の大苦を受けて、利益有ること無きを念ずべし。(三九)是の故に、應に勤めて、諸の功德を修め、自利利他して、速かに衆苦を離るべし。

をなさざるをいふ。

【三一】 これを攝衆生戒(Sattvār-thakriyā-śīla)とす。衆生を度するなり。

【三二】 第三に羼提波羅蜜を行ずる忍門。

【三三】 報。復報。

【三四】 他不饒益忍。

【三五】 安受苦忍。

【三六】 第四に毘梨耶波羅蜜を行ずる進門。

【三七】 勤勇精進。

【三八】 難壞精進。

【三九】 過去久遠以來修行し來れるも、更に利益の成就せざるを念ず。これを無足精進とす。

【四〇】 次に障を除く方便を明す。

【四一】 六時。一日を晨朝、日中、日沒、初夜、中夜、後夜に分つ。

【四二】 懺悔。懺摩(Kṣama)悔過と譯す。今は梵漢並べ擧ぐ。

して、相捨離せざるを以て、雙べて現前するが故に。

若し止(五二)を修する者は、靜處に住し、端坐して意を正し、氣息(五三)に依(五四)らず、形色(五五)に依らず、空に依らず、地水火風に依らず、乃至見聞覺知に依らず、一切の諸想も、念(五六)に隨つて皆除き、亦除想(五七)を遣る。一切の法は、本來無想(五八)なるを以て、念念(五九)に生ぜず、念念に滅せず。亦常に、心外(六〇)に隨つて境界を念じ、後、心を以て心を除くことを得ず(六一)。心若し馳散せば、即ち當に攝し來つて、正念(六二)に住すべし。是の正念とは、當に知るべし、唯心にして外境界無し〔きなり〕(六三)。即ち復、此の心も亦、自相無し。念念に不可得なり。

若し(六四)坐より起ちて、去來進止に有作(六五)する所有れば〔ろも〕、一切時に於て、常に方便(六六)を念じて、隨順(六七)觀察すべし。久習淳熟すれば(六八)、其の心住(六九)することを得、故に漸漸に猛利(七〇)にして、眞如三昧(七一)に隨順し、得入し、深く煩惱を伏し、信心增長して、速に不退(七二)を成ず。唯(七三)疑惑・不信・誹謗・重罪業障(七四)・我慢・懈怠を除く。

【五七】除想。「一切の想念は皆之を除く」といふ心想なり。
【五八】無想。差別的觀念(妄念)を離れたる謂なり。
【五九】念。刹那(Kṣaṇa)と云はむが如し。
【六〇】外。外界なり。
【六一】「心外の境を除きたる後、更に前の心を對象とする、止觀心を立てて、前の心を除く謂に非ず」の意。
【六二】唯心無境の理に住したるを正念といふなり。
【六三】正念に住したる心なり。
【六四】次に坐以外の狀態に於て修することを示す。
【六五】有作。動作なり。
【六六】方便。止の方便。
【六七】隨順。諸法の眞性の、不生不滅なる道理に順ずるなり。
【六八】止成りて定を得ることを示す。

是の如き等の人は、入ること能はざる所なり。

復〔七五〕次に、是の三昧に依るが故に、則ち法界一相なりと知る。謂はく、一切諸佛の法身と衆生心とは、平等無二なり。即ち一行三昧〔七六〕と名く。當に知るべし、眞如は是れ三昧の根本なり。若し人、修行すれば、漸漸に能く、無量の三昧を生ず。

或は〔七七〕衆生有り、善根の力無ければ、則ち諸魔・外道・鬼神の爲に惑亂せらる。若くは坐中に於て、形を現じて恐怖せしめ、或は端正の男女等の相を現す〔七八〕。

當に唯心を念ずべし。境界は則ち滅して、終に惱を爲さず〔七九〕。

或は〔八〇〕天像・菩薩像を現じ、亦は如來像を作して相好具足し、或は陀羅尼〔八一〕を說き、若く

【六九】作。動ぜざるを謂ふ。

【七〇】止の力の强く利くなるをいふ。

【七一】三昧(Samādhi)。三摩地とも書く。譯して等持といふ。定の七名の一。

【七二】不退。阿毘跋致(Avinivartanīya)の譯。善根功德増進して、退失退轉することなき正定聚の位。

【七三】止に入る能はざるものを擧ぐ。

【七四】重罪業障。五逆四重の罪障をいふ。

【七五】止の勝れたる事を示すなり。

【七六】一行三昧。眞諦譯には一相三昧といふ。即ち曰く、「一切の如來法身と一切の衆生心と、平等無二にして、皆これ一相なりと知る故に說いて一相三昧と名く」と。

【七七】次に止を修するに際して顯はるる魔障を明す。

【七八】以て惑亂せしむ。

【七九】一切の境界はこれ自心の所現のみ。況んや坐中の此等の境界をやと觀ずれば、魔の境も滅し去るなり。

【八〇】次に魔の障を細說す。初に形を現して法を說くことを明す。

【八一】陀羅尼(Dhāraṇī)。總持と譯す。[illegible]句をいふ。

【八二】次に魔、人をして通力を得、辯才を起さしむるを明かし。

【八三】宿命(Pūrvanivāsānusmṛti)。宿世に於ける生命。

【八四】他心智(Para-citta-jñāna)。他人の心を知り得る智慧。

【八五】辯才。法の義理を辯別する才能。

【八六】次に人をして惡を起し業を作らしむるを示す。

【八七】瞋惱。瞋恚なる作用。

は、布施・持戒・忍辱・精進・禪定・智慧を說き、或は平等・空・無相・無願・無怨・無親・無因・無果・畢竟空寂なる、是れ眞の涅槃なり說く。

或は(八二)人をして、宿命(八三)・過去の事を知り、亦は去來の事を知り、他心智(八四)・辨才(八五)無礙を得せしめ、能く衆生をして、世間名利の事に貪著せしむ。

又(八六)人をして、數〻瞋り・數〻喜びて、性に常準なからしめ、或は多く慈愛し・多睡・多宿・多病にして、其の心を懈怠ならしむ。或は卒に精進を起し、後便ち休廢して、不信を生じ、多疑・多慮ならしめ、或は本の勝行を捨て、更に雜業(八七)を修し、若くは世事に著して、種種に牽纏せらる。

亦(八八)能く、人をして、諸の三昧の少分の相似(八九)を得せしむ。皆是れ外道所得にして、眞の三昧に非ず。或は復、人をして、若くは一日、若くは二日、若しは三日乃至七日、定中に住して、自然の香美の飲食を得て、身心適悅して、不飢・不渴ならしめ、人をして愛著せしむ。

或は(九〇)人をして、食に分齊無く、乍ち多くし乍ち少くし、顏色を變異せしむ。

【八八】次に魔、定を授け禪を得しむるを明す。

【八九】少しく相似たる三昧。眞の三昧と擇ぶ。

【九〇】次に魔、人をして食差ひ顏色變ずるに至らしむるを明す。

【九一】右に揭げし如き魔の障に對する對治を明す。

【九二】次に外道の(卽ち邪なる)三昧と眞の三昧とを對比して其の相違を明す。

【九三】見愛。我見・我愛。我執法見修二惑なり。

【九四】差別的の心なき故に見に住せず。

【九五】境界を滅したるが故に得に住せず。

【九六】如來の種性(Tathāgatāyā-nābhisamayatotra)佛となるべき種性。初地以上の位。

【九七】世間の諸禪三昧。眞如三昧ならざる、色界四天の定、

是の義(九一)を以ての故に、行者は、常に應に、智慧もて觀察し、此の心をして邪網に墮せしむることなかるべし。當に勤めて正念にして、不取。不著ならば、則ち能く、是の諸の業障を遠離すべし。

應に(九二)知るべし、外道所有の三昧は、皆見愛(九三)我慢の心を離れず。世間の名利恭敬に貪著するが故に。

眞如三昧とは、見相に住せず(九四)、得相に住せず(九五)、乃至定を出づるも、亦懈慢無し。所有の煩惱、漸漸に微薄なり。

若し諸の凡夫、此の三昧法を習せずして、如來の種性(九六)に入るを得る、是の處有ること無し。

世間の諸禪三昧(九七)を修すれば、多く味著(九八)を起し、我見に依つて、三界(九九)に繫屬するを以て、外道と共なり。若し善知識の所護を離るれば、則ち外道(一〇〇)の見を起すが故に。

復(一〇一)次に、精勤して、專心に此の三昧を修學する者は、現在に當る十種の利益を得べし。云何が十と爲す。

一(一〇二)には、常に十方の諸佛菩薩の爲に、護念せらる。

無色界四處の定、乃至不淨觀、數息觀などの禪定三昧をいふ。

【九八】味著。禪味に執著するなり。

【九九】三界。欲・色・無色の三界。有情流轉の世界。

【一〇〇】外道。佛教以外の諸教・諸學派。

【一〇一】次に此の利益を明す。

【一〇二】諸佛擁護の益。

【一〇三】次の四は離障の益。第二と第三とは外より來る障礙の障を離るゝなり。

【一〇四】九十五種。印度に於ける佛教以外の諸宗諸學派を總稱していふ。

【一〇五】第四第五は、内の煩惱の障を離るるなり。

【一〇六】甚深法。甚深なる法を覺知し觀察すること。

【一〇七】次の五は行成じて堅固なるを示す。

二（一〇三）には、諸魔・惡鬼の爲に、能く恐怖せられず。
三には、九十五種（一〇四）の外道・鬼神の爲に、惑亂せられず。
四（一〇五）には、甚深の法を誹謗することを遠離し、重罪業障、漸漸に微薄なり。
五には、一切の疑惑と、諸の惡覺觀（一〇六）とを滅す。
六（一〇七）には、諸の如來の境界に於て、信、增長（一〇八）することを得。
七には、憂悔を遠離し、生死の中に於て、勇猛にして怯ならず（一〇九）。
八には、其の心柔和にして、憍慢を捨て、他人の爲に惱まされず（一一〇）。
九には、未だ定を得ずと雖も、一切の時、一切の境界の處に於て、則ち能く煩惱を減損して、世間を樂まず（一一一）。
十には、若し三昧を得れば、外緣一切の音聲の爲に、驚動せられず（一一二）。
復（一一三）次に、若し人、唯、止をのみ修すれば、則ち心沈沒し、或は懈怠を起し、衆善を樂はず（一一四）、大悲を遠離す（一一五）。是の故に觀を修す。
觀（一一六）を修する者は、當に、一切世間有爲（一一七）の法は、久しく停まるを得ること無く、須臾に變壞す（一一八）。一切の心行（一一九）は、念念に生滅す。是

【一〇八】理に於て信心增長する也。
【一〇九】染に處して怯ならず。
【一一〇】緣の爲に壞せられず。
【一一一】世の滋味なり。
【一一二】深く禪定を得。
【一一三】次に觀を明す。初に觀を修すべき所以。
【一一四】自利を失するの意。
【一一五】利他を失するの意。
【一一六】次に觀の相を明す。初に法相觀。
【一一七】有爲（Saṃskṛta）。因緣によつて生ずるものなり。
【一一八】これ無常觀なり。
【一一九】心行。心のはたらき。
【一二〇】これ苦觀なり。
【一二一】以上は無我觀なり。
【一二二】有身。有漏身。
【一二三】不淨觀なり。是等の四は、止に於ける「衆善を樂はず」（自利を失ふの過）を治す。
【一二四】次に大悲觀。卽ち前に「大悲を遠離す」（利他を失ふ過）

を以ての故に苦なりと觀ず（二〇）べし。應に、過去に念ぜる所の諸法は、恍惚として夢の如しと觀ずべし。應に、現在に念ずる所の諸法は、猶ほ電光の如しと觀ずべし。應に、未來に念ずる所の諸法は、猶ほ雲の、欻爾として起るが如しと觀ず（二一）べし。應に、世間一切の有身（二二）は、悉く皆不淨にして、種種の穢汙、一として樂むべき無しと觀ず（二三）べし。

是の如く（二四）當に念ずべし。「一切の衆生は、無始の時より來、皆無明に熏習せらるるに因るが故に、心をして生滅せしむ。已に一切の身心の大苦を受け、現在に即ち無量の逼迫有り、未來の所苦も亦分齊無く、捨し難く離し難くして、而も覺知せず。衆生は是の如く、甚だ愍むべしと爲す」と。

是の（二五）思惟を作し、即ち應に勇猛に大誓願を立つべし。「願はくは、我が心をして、分別を離れしむるが故に（二六）、徧く十方に於て、一切の諸善功德を修行し、其の未來を盡し、（二七）無量の方便を以て、一切の苦惱の衆生を救拔し、（二八）涅槃第一義の樂を得せしめん（二九）」と。

是の如き（三〇）の願を起すを以ての故に、一切の時・一切の處に於て、有らゆる衆善、己が堪能に隨つて、修學するを捨せず、心に懈怠無し。

を治す。

【二五】次に大願觀。即ち大慈の行を成ずるなり。

【二六】願の體。

【二七】長時心。

【二八】廣大心。

【二九】第一心。

【三〇】次に精進觀。前の自利の行を成ずるなり。

【三一】應作。應に作すべきこと。即ち順理なり。之に反して不應作は違理なり。

【三二】上に述べし所は修行未だ淨ならず、止と觀とを別別に修するを說けるも、已下は、定と慧とを成就して止と觀とを雙べて行ふことを示す。初に法に對して之を明す。

【三三】これ非有の義に約して止を明すなり。

【三四】これ非無の義に約して觀を明すなり。これ等の二は二にして而も不二。故に止を捨

唯坐する時のみ專ら止を念ずるを除く。若し餘の一切にも、悉く當に、應作（一三一）と不應作とを觀察すべし。

若くは（一三二）行、若くは住、若くは坐、若くは臥、若くは起、皆止と觀とを倶に行ずべし。所謂、諸法の自性は、不生なりと念ず（一三三）と雖も、而も復、即ち因緣和合する善惡の業、苦樂等の報は、不失不壞なりと念ず。（一三四）因緣善惡の業報を念ずと雖も、而も亦、即ち性は不可得なりと念ず（一三五）。

若し（一三六）止を修すれば、凡夫の、世間に住著（一三七）するを對治し、能く二乘怯弱（一三八）の見を捨す。

若し觀を修すれば、二乘の、大悲を起さざる狹劣の心過を對治し、凡夫の、善根を修せざることを遠離す。

是の義を以ての故に、是の止と觀との二門は、共に相助成して、相捨離せず。若し止と觀と具はらざれば、則ち能く菩提の道に入ること無し。

復（一三九）次に、衆生、初めて是の法を學し、正信を欲求するに、其の心怯弱にて、此の娑婆世界（一四〇）に住するを以て、自ら常に諸佛に値つて、親承

せずして觀を修す。

【一三五】これ觀に即する止を明すなり。假名を壞せずして而も諸法の實相を說くに順す。觀を捨せずして止を修す。

【一三六】次に障に對して明す。

【一三七】人我見、法我見を起して世間に貪着するなり。

【一三八】二乘怯弱。衆生濟度の生死を怖るるをいふ。

【一三九】次に退墮を防ぐ方法を明す。其の初に退すべき人を明す。其の內心已に劣り、外勝緣を闕き、信心成り難き故に將に退せんとす。

【一四〇】娑婆世界（Sahālokadhātu）。

【一四一】退を防ぐ方法を明す。

【一四二】念佛。理事の二義を含む。

【一四三】惡道（Durgati）。また惡趣、惡行に乘じて行く道途。地獄、餓鬼など。

【一四四】極樂。（Sukhāvatī の譯）。

し、供養すること能はざるを畏る。懼くは、信心成就すべきこと難しと謂ひ、意に退せんと欲する者は(一四一)、當に知るべし、如來に勝方便有りて、信心を攝護す。謂はく、專意念佛(一四二)の因緣を以て、願に隨つて、他方の佛土に生ずるを得、常に佛を見て、永く惡道(一四三)を離る。

修多羅に、若し人、專ら西方極樂(一四四)世界の阿彌陀佛(一四五)を念じ、修する所の善根を廻向して、彼の世界に生ぜんと願求すれば、卽ち往生することを得と。

常に佛を見る(一四六)が故に、終に退すること有ること無し。若し彼の佛の眞如法身を觀じ(一四七)、常に勤めて修習すれば、畢竟して生(一四八)することを得。正定に住するが故に(一四九)。

阿彌陀佛の本願力によりて、成就し給へる勝妙の國土。淨土、又は安養界・安樂世界ともいふ。

【一四五】阿彌陀。無量壽(Amitāyus)また無量光(Amitābha)と譯す。極樂世界の教主。「無量壽經」に依れば、佛は法藏(Dharmākara)菩薩たりし時、世自在王佛(Lokeśvararāja)の所に於て、二百一十億の佛土を觀、五劫の思惟を經て四十八の誓願を發し、永劫の修行を經て、十劫の昔に正覺を成就したる、光明壽命共に無量なる佛體をいふ。

【一四六】往生せる人、常に佛を見る。

【一四七】機根勝りて直に法身を觀す。

【一四八】生。往生。

【一四九】以上、修行信心分を了れり。

已に修行信心分を說けり。次に勸修利益分〔一〕を說かん。

是の如きの摩訶衍〔二〕は、諸佛の秘藏なり。我已に總じて說く。若し〔三〕衆生有つて、如來甚深の境界〔四〕に於て、正信を生ずることを得て、誹謗を遠離し、大乘の道に入らんと欲せば、當に、此の論を持して、思量し修習し究竟し、能く無上の道〔五〕に至るべし。若し〔六〕人、是の法を聞き已つて、怯弱を生ぜざれば、當に知るべし、此の人は定んで佛種を紹ぎ、必ず諸佛の爲に授記〔七〕せられん。假使〔八〕人有つて、能く三千大千世界〔九〕の中に滿てる衆生を化して、十善を行ぜしめんも、人有つて、一食頃に於て、正しく此の法を思はんには如かじ。前〔一〇〕の功德に過ぐること、喩と爲すべからず。

復〔一一〕次に、若し人、此の論を受持して、觀察し修業すること、若くは一日一夜ならんも、所有の功德は、無量無邊にして、說くことを得べからず。假令、十方一切の諸佛、各無量無邊阿

【一】已下は、これ上に理論と實際とより說ける、大乘の正信を修することを、その効果の上より他に勸むる文なり。

【二】摩訶衍(Mahāyāna)。大乘なり。

【三】次に信と謗との損益を擧ぐ。先づ信受の福の勝れたるを示す。

【四】如來甚深の境界。上來所說の佛陀自證の法なり。

【五】無上の道。即ち菩提道也。

【六】聞・思・修〔三慧〕(Trividhā prajñā)の益相を擧ぐ。一に聞く時の益(Śrutamayī prajñā)。

【七】授記(Vyākaraṇa)。佛、發心の衆生に、未來に佛となるべしとの記別(豫言)を與ふるをいふ。

【八】二に思時の益(Cintāmayī prajñā)。

【九】三千大千世界。須彌山(Sumeru)を中心とし、鐵圍山

阿僧祇劫(一二)に於て、其の功德を歎ずるも、亦盡すこと能はず。何を以ての故に。謂はく、法性の功德は、盡くること有ること無きが故に。此の人の功德も、亦復是の如く、邊際有ること無し。其れ(一三)衆生有つて、此の論の中に於て、毀謗して信ぜざれば、獲る所の罪報は、無量劫を經て、大苦惱を受けん。是の故に衆生は、但應に仰いで信ずべし。應に誹謗して「すべか」らず、以て深く自ら害し、亦他人を害し、一切三寶の種を斷絕すべからず。一切の如來は、皆此の法に依つて、涅槃を得たまへるが故に。一切の菩薩、之に因つて修行し、佛智(一四)に入るを以ての故に。

當に知るべし、過去の菩薩は、已に此の法に依つて、淨信を成ずることを得たり、現在の菩薩は、今此の法に依つて、淨信を成ずることを得、未來の菩薩は、當に此の法に依つて、淨信を成ずることを得べきが故に。衆生應に勤めて修學すべし。

(Cakravāḍa)を外廓とせる世界を一小世界とし、千の一小世界を小千世界とし、千の小千世界を中千世界とし、千の中千世界を大千世界とす。三千とは、この大千世界は(大・中・小)三種の千世界より成立したるを示すなり。實は一大千世界なり。この世界を以て、一佛の化境とす。

【一〇】 [illegible]。[illegible]。即ち三千大千世界中の人に十善を行はしむる功程なり。

【一一】 三に修行する時の智(Bhāvanāmayī prajñā)。

【一二】 阿僧祇(Asaṃkhya)無數、劫(Kalpa)長時。

【一三】 [illegible]に[illegible]の位に約して[illegible]の罪を擧ぐ。

【一四】 佛智。阿耨多羅三藐三菩提(Anuttarasamyaksaṃbodhi)即ち無上正等覺なり。

【一五】 總持。(Dhāraṇīの譯)

【一六】 [illegible]上には五百四十[illegible]、我今已解釋・甚深廣大義[illegible]
[illegible]

諸佛の甚深廣大の義を、
我、今、隨順し總持(一五)して說きたり、
此の功德の、法性の如きを廻して、
普く一切衆生界を利せん(一六)。

國譯大乘起信論 終

堅慧菩薩造
唐三藏法師提雲般若等奉制譯

大乘法界無差別論解題

【傳譯】本論の著者堅慧(梵に娑羅末底Sāla)菩薩の傳記は詳かならず、堅首の疏に西域の相傳として記する所に依れば中天竺の王族にて佛滅後七百年の出世といふ。譯者提雲般若(或は提雲陀若那 Devaprajña といひ天慧、又は天智と譯す)は于闐の碩學にして、唐の則天武后永昌元年(西紀六八九)に梵本數百部を齎して支那に遊化し、勅に依りて魏國東寺に住し經論の翻譯に從事す。華嚴宗の高祖賢首大師を始め慧智、復禮、圓測等譯場に在りて其の業を助く。然るに爾後僅かに三年、天授二年に入寂したれば翻譯の經論は本論の他に五部あるのみ、未だ其の餘の經論を譯出するに至らずして逝けり。賢首大師は起信論に疏を作れると同一の目的を以て本論の疏を著はし、論旨を細釋して如來藏緣起の說を鼓吹し、華嚴敎弘通の楷梯と爲せり。

本論に異譯一部あり、現藏經には二譯共に提雲般若の譯とあるも、賢首の疏及び開元錄には單譯とあるを以て、當時別の譯本なきと知るべし。至元法寶勘同總錄に至りては兩譯を並べ擧げて後譯は譯人の

名を失すとあり。蓋し開元以後、至元に至る間に何人かに依りて重譯せられたるものにして、後譯をも提雲般若となすは誤なり。論首の依用せる提雲般若の譯本は五字四句二十四頌ありて、中間に七言の一偈を挾み、之を十二段に分ち、最初に頌文を擧げ後各段に之を解釋せるものにて、此に國譯せるは則ち此の譯に依る。後譯の本は七字四句二十偈ありて、論首に全部を擧げ後次第に之を釋せり、斯く論の體裁に於ては二者同じからざるも義趣に異る所なし。

【綱領】本論は起信論と同じく如來藏緣起の系統に屬する小篇にして、題して大乘法界無差別論といふ。法界無差別の理趣を開說して大乘の深義を示すが故なり。法界とは聖法を生ずる本有の眞性の義にして生佛不二の眞心に名く。故に因位に在りては如來藏心といひ、果位に在りては如來の法身といひ、通じては菩提心といふ。在纏の因位と出纏の果位とは染淨の異あるも、其の體不變の眞性にして無二一味なれば法界無差別といふ。此の道理を巧妙なる譬喩と法說とを以て簡明直截に說き示し、生佛一如の大乘の眞理を信せしめ、修行證入に導かんとするが本論の要旨なり。

譯者　衞藤卽應識

國譯大乘法界無差別論

稽首す、菩提心は、能く勝方便と爲り、
生と老死と病と苦依と、過失とを離るることを得しむ。

菩提心は略して說くに十二種の義有り。是れ此の論の體なり。諸の聰慧の者は應に次の如く知るべし。所謂る(一)果の故に、(二)因の故に、(三)自性の故に、(四)異名の故に、(五)無差別の故に、(六)分位の故に、(七)無染の故に、(八)常恆の故に、(九)相應の故に、(十)不作義利の故に、(十一)作義利の故に、(十二)一性の故に。【二】此の中、【三】最初に菩提心の果を顯示して勝利を見せしめ、次には則ち彼の起す所の因を說き、【三】次に此の【四】出生の相と及び【五】異名とを顯はして、差別なく、一切位に於て、染著あることなく、常に淨法と共に相應し、不淨位の中に諸の功用無く、淸淨位に於て能く利益を作し、一性の涅槃を安立す。

【一】前に掲げたる十二門の生起の次第を明かし、十二種の義を開演する所以を述ぶ。
【二】最初に菩提心の果を擧ぐるは、先づ其の作持の利益あることを知らしめ、而後に之を起さしむ。勝利ある菩提心の果は何に因つて起るか、其の因を明かす。
【三】以下十義は菩提心の實性と理相とを明かし、果と因との實體關係を示す。
【四】菩提心の因より菩提の果を出生する心の自性を示す。
【五】名は義に随つて立つる者なれば、菩提心に種種の義あるを以て、種種の異名あることを說く。名に異りあるも、一體の多義あれば、無差別といふなり。

應に知るべし。是の如きの十二種の義を今此の論の中に次第に開闡せん。

（六）何をか菩提心の果と名くる。謂く最も寂靜なる（七）涅槃界なり。此れ唯だ諸佛の證したまふ所にして、餘の能く得る所に非ず。所以は何ん。唯だ佛如來のみ能く永く一切の微細なる煩惱の熱を滅盡したまふが故なり。（八）中に於て無生なり、永く復た（九）意生の諸蘊を生せざるが故に。無老なり、（一〇）此の功德增上し殊勝圓滿究竟にして衰變なきが故に。無死なり、永く（一一）不思議變易の「生」死を捨離するが故に。無病なり、一切の（一二）煩惱所知障の病と及び習氣とを皆永く斷ずるが故に。（一三）苦依無し、無始の時より來かた無明住地の所有る習氣は皆永く除くが故に。過失無し、一切の身語意の誤犯を行せざるが故に。（一四）此れ則ち（一五）菩提心を最上の方便、（一六）不退失の因となすに由りて、一切の功德は究竟に至りて彼の果を得るなり。彼の果とは即ち涅槃界なり。

【六】第一、菩提心の果を明かす、中に於て初に平等の果を明かす。

【七】涅槃（Nirvāṇa）。此には圓寂と譯す、德として備はらざるなく（圓）、障として盡きざるなき（寂）至極の理想界を指すなり。

【八】以下六義を以て涅槃界を詳したる者の境界を細說す。

【九】意生。意生身又は意成身ともいひ、血精等の緣を假らず意のままに生ずること、菩薩の願生をいふ。

【一〇】此の功德とは涅槃寂靜の功德なり。

【一一】不思議變易の生死とは、菩薩の大悲大願を起し衆生濟度の爲に生死するをいふ。

【一二】煩惱所知障とは煩惱障（情意の惑）と所知障（知解の惑）となり。

【一三】苦依とは衆苦の所依たる肉體にして惑業の所感なり。

【一四】以下、果は因に由ることを明かして前說を結ぶ。

【一五】涅槃の勝果を得るには、萬行を因となすと雖も、諸行の根本たる菩提心を最上の方便となす。

【一六】不退失の因とは成佛に至る中間に修する所の諸行も、菩提心の力に由りて退失することなきが故なり。

何をか涅槃界と爲す。謂ゆる諸佛の有する所の（二七）轉依の相、不思議の法身なり。菩提心は是れ不思議の因なるを以て、（二八）白月の初分の如くなるが故に今頂禮す。

（二九）復た次に頌に曰く、

能く世を益する善法と。　聖法と及び諸佛とには、
[菩提心は]所依の寶處の因にして。　地と海と種子との如し。

復た次に菩提心は地の如し、一切世間の善苗の生長する所依なるが故に。菩提心は海の如し、一切聖法の珍寶積聚する處所なるが故に。菩提心は種子の如し、一切佛樹の出生し相續する因なるが故に。

是の如く已に菩提心の果を說けり。

（三〇）云何んが、此の因なる。頌に曰く、

信を其の種子と爲し、　般若を其の母と爲し、
三昧を胎藏と爲し、　大悲を乳養の人となす。

【二七】轉依。因位の第八識に在る煩惱所知の二障を轉捨して果位には涅槃と菩提とを轉得するをいふ。是の故に涅槃と菩提とを二轉依の妙果といふなり。

【二八】初月の漸次に滿月となるを菩提心の因に喩ふ。

【二九】以下菩提心の差別の果を明かす。前說は涅槃の果にして此段は菩提の果なり。三身に就て云へば前說に法身、今は報化二身の果なり。又前は斷果、今は智果なり。頌の中、前二句は三宗を標し、次の一句は三因を出し、後の一句に三喩を擧ぐ。

【三〇】以下第二、菩提心の因を明かす。

尼寶と虛空と水等の灰、垢、雲、土の爲めに覆翳せらるる時、其の自性は染著せらるること無しと雖も、然も灰等を遠離するによりての故に、火等をして清淨なることを得せしむるが如し。是の如く、一切衆生の自性の無差別の心は貪等の煩惱の染することを能はざる所なりと雖も、然も貪等を遠離するによるが故に、其の心清淨なることを得るなり。〔二六〕白法、所成の相とは謂く是の如きの自性清淨の心は一切白法の所依と爲る。即ち一切の白淨の法を以て〔二七〕其の性を成ず。須彌山は衆寶の所依なりと說くが如し。即ち衆寶を以て合成するが故に。

〔二八〕云何んが、異名なる。頌に曰く、

成佛の位に至りては、　菩提心と名けず、
名けて〔二九〕阿羅訶と爲す、　淨我樂常の〔三〇〕度なり。
此の心性は〔三一〕明潔にして、　法界と同體なり、
如來は此の心に依りて、　〔三二〕不思議の法を說きたまふ。

復た次に此の菩提心は永く一切の客塵過惡を離れ、一切の功德を離れずして成就す。四種の最上の波羅蜜を得て如來の法身と名く。〔三三〕〔契經に〕說

【二六】白法とは清淨の法の義なり。
【二七】菩提心は本有無量の淨德を具して其の自性となすの義。
【二八】以下、第四菩提心の異名を明かす。頌の中、初の一頌は果に就て異名を明かし、後の一頌は因に就て異名を明かす。
【二九】阿羅訶　又は阿羅漢（arhat）。普通は二乘の無學果をいふも、此には一乘十號の一にて佛をさす。
【三〇】度とは波羅蜜（pāramitā）の譯語にて到彼岸の義なり。
【三一】明潔。心の自性所知障を離るるは明の義、煩惱障を離るるは潔の義なり。
【三二】無量の性德を具して深廣測り難きが故に不思議の法といふ。
【三三】勝鬘經の文を引證す。

くが如し。世尊よ、如來の法身は即ち是れ〔三四〕常波羅蜜、〔三五〕樂波羅蜜、〔三六〕我波羅蜜、〔三七〕淨波羅蜜なり。如來の法身は即ち是れ客塵煩惱に染せらるる自性清淨の心にして差別の名字なり。又〔三八〕〔契經に〕說くが如し。舍利弗よ、此の清淨の法性は即ち是れ法界なり。我は此の自性清淨の心によりて不思議の法と說く。

〔三九〕云何んが、無差別なる。頌に曰く、

法身は衆生の中に〔ありて〕、本と差別の相なし。
作なく初盡なく、亦染濁あること無し、
性空智の知る所、無相にして聖の行ずる所、
一切法の依止にして、斷と常と皆悉く離る。

復た次に此の〔四〇〕菩提心は一切衆生の身中に在りて十種の無差別の相あり。所謂る無作なり、無爲を以ての故に。初め無し、起ること無きを以ての故に。盡くること無し、滅すること無きを以ての故に。染濁無し、自性清淨なるを以ての故に。性空智の知る所なり、一切の法は無我一味の相なるを以ての故に。〔四一〕形相無し、諸根無きを以ての故。聖の所行なり、是

【三四】常波羅蜜とは斷見を離れて一切の有爲の行を滅せず、常見を離れて涅槃の寂靜をも取らず、生死を厭はず涅槃を欣ばざるをいふ。
【三五】樂波羅蜜とは一切の苦と煩惱習とを遠離するをいふ。
【三六】我波羅蜜とは一面には外道の虛妄の我見を離れ、他面には小乘有餘の無我見を遠離し、法身の大我を示すをいふ。
【三七】淨波羅蜜とは自性清淨の義、離垢清淨の義を顯す。
【三八】次に第二頌因由の異名を證す、不增不減經より引證す。
【三九】以下第五、菩提心の無差別の義を明かす。頌の中、初の半頌は總說、次の一頌半は十種の無差別に義を顯す。
【四〇】頌の中の法身を菩提心といふは法身は果、菩提心は因なれば因果一味の義を示す。
【四一】眞如の中には眼等の諸根積聚の相なきを以てなり。

れ佛大聖の境界なるを以ての故に。一切法の所依なり、(四二)染淨の諸法の依止する所なるを以ての故に。(四三)常に非ず、是れ雜染なるを以て、常法の性に非ざるが故に。(四四)斷に非ず、是れ清淨なるを以て、斷法の性に非ざるが故に。

(四五)云何んが、分位なる。頌に曰く、

不淨は衆生界、染中の淨は菩薩、
最極清淨の者は、是れを說いて如來と
爲す。

復た次に此の菩提心は無差別の相の故に、(四六)不淨位の中には衆生界と名け、(四七)染淨位に於ては名けて菩薩となし、(四八)最清淨位を說いて如來と名く。(四九)「契經に」說くが如し、舍利弗よ、即ち此の法身を本際となし、無邊の煩惱藏に纏はれ、無始より來かた生死趣の中に生滅流轉するを說いて衆生界と名く。復た次に舍利弗

【四二】勝鬘經に如來藏に依つて生死有りといふは染法の依止なり。又如來藏に依つて涅槃有りといふ淨法の依止なり。此の二義に依りて次の非常と非斷の義を立つ。

【四三】常に非ずといふに三義あり、一には染緣に隨つて生滅す、二には染法は斷盡すべきが故に、三には染法は始なくして終あるが故に、染緣に從つて常性にあらずと說く。

【四四】斷に非ずといふに三義あり、一には本性の具德は斷ずべからず、二には染淨相合して未來際を盡くすが故に、三には諸の淨法は斷ずべきにあらざるが故なり。

【四五】以下第六、菩提心の分位を明かす。菩提心の自體は無差別なりと雖、衆生、菩薩、佛といふが如き分位に於ては染淨の程度に差別あることを示すなり。

【四六】無差別の心性が雜染の衆生位の中に在るを有垢眞如と名け、亦は自性住佛性と名く。

【四七】菩薩は障を斷ずるが故に淨といふも、斷じ盡くさざるが故に亦染の義あり、故に染淨位といふ、垢淨眞如といひ、引出佛性といふ。

【四八】煩惱習氣悉く斷盡して福智圓滿なるが故に最清淨といふ、即ち無垢眞如にして、至得果佛性ともいふ。

【四九】不增不減經を引いて前說の三位を證す。

よ、卽ち此の法身は生死漂流の苦を厭離し、一切諸欲の境界を捨て、〔三〇〕十波羅蜜及び八萬四千の法門の中に於て、菩提を求めんが爲めに諸行を修するを說いて菩薩と名く。復た次に舍利弗よ、卽ち此の法身は一切の煩惱藏を解脫し、一切の苦を遠離し、亦一切の煩惱、隨煩惱の垢を除き、〔三一〕淸淨、極淸淨、最極淸淨にして、法性に住す。

〔三二〕一切衆生の觀察する所の地に至り、一切所知の地を盡くし、無二丈夫の處に昇り、〔三三〕無障礙、無所著なることを得て、一切の法に自在力なるを說いて、如來應正等覺と名く。是の故に舍利弗よ、〔三四〕衆生界は法身に異ならず、法身は衆生界に異らず、衆生界は卽ち是れ法身、法身は卽ち是れ衆生界なり。此れ但だ名異るのみにして、義に別あるに非ず。

〔三五〕云何んが、無染なる。頌に曰く、

譬へば明淨の日の、雲の爲めに翳はるるが如し。

【三〇】十波羅蜜　六度の中の第六般若波羅蜜より四を開き布施、持戒、忍辱、精進、禪定、智慧、方便、願、力、智をいふ。

【三一】清淨三云とは前に斷障の德を擧げたれば茲に證理の德を明かす。斷障に三位あり、二障の盡くる處、習氣の盡くる處、苦報の盡くる處、之に應じて證理にも亦清淨、極清淨、最極清淨の三位ありて次第に上昇す。

【三二】次に無礙の德を明かす。三句は次第の如く大[illegible]の德と、大智の德と、大福德とを擧ぐ。又初は[illegible]、[illegible]見なるが故に、[illegible]照所知盡くさざることなきが故に、[illegible]出して比類なきが故なり。

【三三】次に自在の德を明かす。三句あり、所知に於て自在なるを無障礙といひ、[illegible]て自在なるを無所著といひ、[illegible]一切の法に自在力あり[illegible]。

【三四】以下、衆生と如來と無二なるを明かす。

【三五】以下第七、[illegible]義を明かす。

煩惱の雲若し除かば、法身の日明顯ならん。

此れ復た云何んぞ、不淨位の中に於て現に無量の諸の煩惱ありて而も爲めに染せられざる。譬へば日輪の雲の爲めに覆はるるも而も性常に清淨なるが如く、此の心も亦爾り。彼の雜煩惱は但だ〔五六〕客たるが故なり。

〔五七〕云何んが、常恆なる。頌に曰く、

譬へば劫盡の火の、虛空を燒くこと能はざるが如く、
是の如く老病死も、法界を燒くこと能はず。
一切の世間は、虛空によりて起盡あるが如く、
諸根も亦是の如し、無爲によりて生滅す。

復た次に、云何んが、〔五八〕此に於て、現に生老死〔等〕有りて、而も、是れ常なりと言ふや。〔所以如何

【五六】客（或は客塵）といふに二意あり。一には自性なくして主に依るの義、二には自體なけれども客となつて存する義、卽ち無明煩惱は無體卽空にして、而も有用成事の義あるを客といふ。これ法身（眞如）に不變と隨緣の二義あるに應ず。煩惱客となりて用あるは、法身隨緣の故に煩惱卽法身にして、而も法身を染せず。法身の中の不變の義にては煩惱無體なれば、法身卽煩惱にして常恆に淸淨なり、法身眞如常住不失にして主の義あり、煩惱は暫有、可斷の者なれば客なり。

【五七】以下第八、菩提心常恆の義を明かす。頌の中、初の一頌は無常法と同じからざるが故に常なることを明かし、後の一頌は無常法の所依となるが故に常なるを明かす。

【五八】前に分位門に法身の生死に流轉するを衆生といふ、法身の體は常住なるか無常なるか、若し常住ならば生滅を成ぜざるべく、若し無常ならば法身の義を失はんとの疑問に對して、法身に眞常なるが故に生滅を礙へず、而かも生滅は虛妄なるが故に法身を損せず、是の故に、生老死の生滅あるも、法性の常住を壞せず、猶劫火の虛空を燒かざるが如し。

となれば、]譬へば虚空に劫災火起ると雖も、害をなすこと能はざるが如く。法界も、亦た爾なり。

是の故に〔五九〕「勝鬘」經に言はく、「世尊よ、生死は但だ「世」〔六〇〕俗「の所説」に隨つて有りと説く。世尊よ、死とは、諸根壞沒し、生とは、諸根新に起るをいふ。如來藏には生老死、若しくは沒し、若しくは起ること有るに非らず。世尊よ、如來藏は有爲の相を過ぎ、寂靜常住にして、變せず斷せざるが故なり。

〔六一〕云何んが、相應なる。頌に曰く、

光明と熱と色とは、燈と異相無きが如く、
是の如く諸佛の法は、法性に於ても亦然り。
煩惱性相離る、彼の客煩惱を空ずれば、
淨法常に相應す、無垢の法を空ずるにあらず。

復た次に云何んが、未だ正覺を成せずして而も此の佛法に於て相應すと言ふや、譬へば光明と熱色等と、燈と異相あること無きが如く、諸佛の法は法身に於ても亦是の如し。〔六二〕「聖經に」説くが如し。舍利弗よ、諸佛の法身に功德の法有り。譬へば燈に光明と熱と色とありて不離不脫なるが如く、摩尼寶珠の光色形狀も亦復た是の如し。舍利弗よ。

【五九】次に勝鬘經を引證して後の一頌を釋す。

【六〇】生死ありとは俗諦にして實義より見れば無體、虚妄なり、如來藏に依りて假設す。水と波との如く、波に起滅あるも水の自性には起盡なし、波と水と動靜異ると雖波を離れて水なきが如く、如來藏は生死に卽して本性常住不變なり。

【六一】以下第九、相應の義を明かす。頌の中、初の一頌は喩に約して總じて顯はし、後の一頌は[illegible]に約して定[illegible]す。釋文を見よ。

【六二】不增不減經。

如來の說きたまふ所の諸佛の法身、智功德の法は不離不脫なりとは所謂る過恆河沙の如來の法なり。復た次に〔契經に〕(六三)說くが如く、二種の如來藏空智あり。何等をか二となす。所謂(六四)空如來藏、一切の煩惱若くは離れ、若くは脫するの智と、(六五)不空如來藏、過恆河沙の不思議の諸佛の、法の不離不脫の智となり。

(六六)云何んが、不作義利なる。頌に曰く、

煩惱藏に纏覆せられて、　衆生を益すること能はず。
蓮華の未だ開かざるが如く、　金の糞中に在るが如く、
亦月の盛滿して、　阿修羅に蝕せらるるが如し。

復た次に衆生の法身旣に是の如きの功德と相應せば、何が故に如來の德用あること無きや。應に知るべし。(六七)此れ蓮の未だ開かざるが如し、諸の惡見の葉共に包裹むが故に。金の廁に墮

【六三】勝鬘經。

【六四】空如來藏とは自性清淨の如來藏心は妄染と俱なるも爲に染せられず、染法は虛妄にして自體なきが故に空といふ、眞妄相對の義によつて虛空なりと立つ、若し妄心を離るれば空ずべきなし。

【六五】不空如來藏とは恆沙の性功德を具へ、不空の自體あるが故に妄法の無體と同じからず、之を不空といふ。

【六六】以下第十、不作義利を明かす。

【六七】九喩を擧ぐ、前八は障を具ふるが故に、後の一は因を闕くが故に、前段所說の如く衆生の法身に如來の性德を本具するも、之を顯現すること能はざるなり。通じて云へば九喩は法身の德を示すも、別しては九喩各法身の一德に喩ふ、次の如し。

(喩　說)	(法身の德)	(覆　障)
一、蓮華未開の喩、	法身正行の德、	惡邪見
二、眞金墮糞の喩、	法身の眞德、	不正思惟

もたるが如し、聲聞の黄穢の中に在るが故に。滿月の蝕せらるるが如し、我慢の〔六八〕羅睺の執取する所なるが故に。池水の濁れるが如し、貪欲の塵土の混濁する所なるが故に。金山の翳はるるが如し、瞋恚の泥垢に封著せらるるが故に。虚空に覆はるるが如し、愚癡の重雲の蔽ふ所なるが故に。日の未だ出でざるが如し、無明習氣の地の中に在るが故に。世界の未だ成らざるが如し、六塵の水大藏の中に在るが故に。雲の雨無きが如し、相違の緣現前するが故に。總じて頌をなして曰く、

鑛金等の未だ明顯せざるが如く、　佛體客塵の翳も亦然り、
是の時功德自ら彰せず、　此れに反すれば能く大利を爲す。

〔六九〕云何んが、作義利なる。頌に曰く、

池の垢濁無きが如く、　蓮の大いに開敷するが如く、
亦上眞金の、　衆の糞穢を洗除するが如く、

三、修羅蝕月の喩、法身の大我の德、虚空の義喩
四、池水混濁の喩、法身の大定の德、貪欲
五、泥汚金山の喩、法身の大悲の德、瞋恚
六、雲蔽虚空の喩、法身の智慧の德、愚癡
七、日未出現の喩、法身本覺の德、根本無明
八、世界未成の喩、法身種姓の德、また生を生ぜず
九、雲雨無きの喩、法身妙德の義、了因な德く

【六八】羅睺(Rāhula)、覆障を譯す。

【六九】以下第十一、作義利を明かす。頌に六偈あり、初の三頌半は出纏の位に業作を利益することを明かし、後の二頌半は具縛の位に能く利益を作すことを明かす。

虚空の清淨にして、朗かなる月星の圍繞するが如く、
離欲解脱の時には、功德も亦是の如し。
譬へば日明らかに現じて、威光世間に徧きが如く、
地の衆穀を生ずるが如く、海の衆寶を出すが如く、
是の如く衆生を益し、諸有より脫せしむ。
諸有の性を了知して、大悲を起せば、
(七〇)若しは盡若しは不盡も、斯れ皆所著無し。
佛心は大雲の如く、實際の空に住し、
三昧總持の法の、甘雨時に隨つて降る、
一切諸善の苗は、此れによつて生長す。

此の偈の中の義は前と相反す。應に知るべし、則ち是れ清淨の法身、客塵の衆患を遠離するが故に。自性の功德を成就するが故に。斯の法を得たる者は則ち如來應正等覺と名け、常住寂靜にして清涼不思議なる涅槃界に於て、恒に安樂を受け、一切衆生の歸仰する所となる。

(七一)云何んが、一性なる。頌に曰く、

【七〇】大智を以て、諸法無自性にして空なることを了知するが故に不盡(有)に著せず、大悲を起し、衆生を攝取するが故に盡(空)に著せず。

【七一】以下第十二、一性なるを明す。第一[illegible]の中、初[illegible]、總じて一性を明かし、後の[illegible]頌の中、前二句は[illegible]の一味なることを[illegible]、後の二句は[illegible]に[illegible]三を示す。[illegible]

此れは即ち是れ法身、亦即ち是れ如來なり。
是の如きも亦即ち是れ、聖諦第一義なり。
涅槃は佛に異らざるは、猶ほ冷即ち水なるが如く、
(七二)功德相ひ離れず、故に涅槃に異ることなし。

若し如來の法身涅槃に異らば經中に是の如きの說を作すべからず。彼の頌に言ふが如し。

衆生界は淸淨なり、應に知るべし即ち法身なり。
法身は即ち涅槃、涅槃は即ち如來なり。

復た次に(七三)經に言へること有るが如し。世尊よ、即ち此の阿耨多羅三藐三菩提を涅槃界と名く。即ち此の涅槃界を如來の法身と名く。世尊は如來に異ること無く、法身に異ること無し。如來と言ふは即ち法身なり。復た次に應に知るべし、此れ亦苦滅諦に異らず。是の故に(七四)經に言ふ。苦壞を以て苦滅諦と名くるに非ず。苦滅といふは本より已來作無く、起無く、生無く、滅無く、盡無く盡を離るるを以て、常恆不變にして斷絕あることなく、自性淸淨にして一切の煩惱藏を遠離し、過恆河沙の不離不脫の智、不思議なる諸佛の法を具足す。是の故に說いて如來の法身と名く。世尊よ、即ち此の如來の法身は未だ煩惱藏を離れざるを說いて如來藏と名く。世尊よ、如來藏の智は是れ如來の空智なり。世尊よ、如來藏は一切の聲聞獨覺の本

【七二】佛果の功德と衆生の如來藏と相離れざることを明かす。
【七三】勝鬘經。
【七四】勝鬘經。

より見ざる所、本より證せざる所なり。唯佛世尊のみ永へに一切の煩惱藏を壞し、具さに一切の苦滅道を修して證得する所なり。是の故に當に知るべし。佛と涅槃とは差別あることなし。譬へば冷觸の水に異らざるが如し。復た次に應に知るべし、唯だ一乘の道あり、若し爾らずんば此れに異にして、應に餘の涅槃あるべし。故に同一の法界にして豈に下劣の涅槃と勝妙の涅槃と有らんや。亦下中上勝劣の諸因によりて一果を得と言ふべからず。現に見るに因に差別あれば果も亦差別あるを以ての故に、是の故に經に言はく、世尊よ、實に勝劣の差別の法無く、涅槃を證得す。世尊よ、平等の諸法は涅槃を證す。世尊よ、平等の智、平等の解脫知見は涅槃を證得す。是の故に世尊よ、涅槃界とは名けて一味と爲す。所謂平等味解脫味なり。

國譯大乘法界無差別論　終

三論解題

——中論、百論、十二門論——

支那日本に於て學者は中論、百論、十二門論の三部を特に三論と稱し、時代によりては盛に此が研究に從事したり。思ふに此三部を特に三論と稱することは支那に於て初めて行はれたることにして、印度には曾て此の如きことなかりしが如し。傳説によつて之を見るも中論竝に百論は後世盛に研究せられ、從つて多數の註釋書も製作せられたるが如しと雖、十二門論に關しては比較的に此の如き史實少し。若し夫れ此三部が常に三論として一群視せられたらんには、獨り十二門論にのみ註釋書の出でざりし事は解し難ければなり。更に之を西藏藏經によつて見るに中論は藏譯せられ、又其註釋書も漢譯以上に藏譯せられたれども、十二門論竝に百論の藏譯存せざれば、是恐らく中論藏譯の當時印度の學者が、此二論に對して中論程に珍重し弄ばざりしが爲めなるべし。

然るに羅什三藏が弘始六年より同十一年（西暦四百四年より四百九年）までに一度之を漢譯して以來、當時の支那佛教思想界竝に一般思想界の傾向に促されて、爾來隋唐初時代佛教隆盛の時期に至るまで大に研究せられ、支那佛教發達に及ぼしたる影響頗る大なりき。啻に三論の一宗之によつて興

起したるのみならず、天台宗成立の根基となり、華嚴宗發達の中樞をなし、我國に至つても奈良朝より平安朝初期の間に於て其研究頗る行はれ、時に法相一派の勢力を壓倒し得たるが如し。蓋し羅什三藏の弟子の間に於ては此三部の論を三論となす傾向と相竝びて、之に大智度論を加へ、以て四論と稱する傾向を存したるが如し。僧叡已に中論の序に於て此四論の關係を述べ、僧導特に三論義疏を製したるが如き、即ち此間傾向を表はすものなるべし。四論を奉ずる一派は關内を中心として行はれ、三論を奉ずる一派は遠く江南に移りしが、前者は其地の好尚と反して漸く衰微し、後者獨り時流に投じて行はれたり。嘉祥大師は其三論玄義別釋衆品第八に於て八義を開いて四論に代ふるに三論を以てし得べき事を主張し、其八義は固より他の承認を價し得べきもののみにあらざれども、江南一派の代表的意見とも見るを得べし。嘉祥大師は三論一宗の復興者大成者とも稱し得べき大德にして三論に對して一一註を製し、註解釋義殆んど至らざるなし。時に擴引に過ぎ廣説に失するの嫌なきにあらずと雖、以て三論研究の指針たるべく、正統解釋の標準たるべし。以下の國譯に於ても凡て此註に則るもの多し。

以上を總序となして、以下三論各部の解題に入るべし。但し年代論等に關しては成るべく煩瑣なる記述を避くることとすべし。

第一　中論

【一、龍樹菩薩】中論及び十二門論の著者は龍樹菩薩にして、百論は其弟子提婆菩薩の作なり。但し龍樹菩薩自身の作れるものは中論の偈文のみにして、其長行の釋は梵志青目の作れるもの、百論も提婆菩薩は簡單なる本文のみを製し、婆藪開士之を釋せるなり。十二門論の偈文及び釋については後に論ずべければ、今は中論に關する著者及び註釋者について述ぶべし。

龍樹菩薩は南天竺の婆羅門にして幼より極めて穎悟、弱冠にして當時の學術一切に通じ、名聲遠近に轟きしが、事によりて出家し、年ならずして小乘の三藏に精通し、更に經典を求め、雪山に於て一老比丘より大乘經典を授けられ、後又龍宮に於て龍王より經典を受け、之を研究して諸の深義に通ずるを得たりといふ。此の如き傳說は固より嚴密なる史實にあらざれども、是恐らく菩薩が出家後、諸所を遍歷して探索研究せるの事實を示すものなるべし。學成りて後は主として南天竺摩訶憍薩羅(Mahākosala)國の首府(現今のワイラガルフ Wairagarh)並に其南方キストナ河の上流黒蜂山(Bhrāmara-giri 又は吉祥山 Śrīparvata)上の寺院に留錫したり。著書甚だ多く、傳には大乘經典に對する優波提舍(Upadeśa 解釋)(一)十萬偈、莊嚴

【一】付法藏因緣傳、龍樹菩薩傳による。一偈は漢字三十二

佛道論五千偈、大慈方便論〔二〕五千偈、及び無畏論十萬偈等ありとなす。中論凡そ五百偈は此無畏論の中に含まるといふ。漢譯藏經中に現存する著書は十數部なれど、西藏藏經中に現存するもの殆んど四十部あり。漢西二藏中にあるものは六、七部を除いては凡て同一書にあらざれば、以て菩薩の著書の事實上多數なりしを知り得べし。此等の中古來最も重要なりとせられたるものは、支那にありては十住毘婆沙論〔三〕十七卷、大智度論百卷、中論本頌五百偈、十二門論にして、西藏にありては〔四〕中論、六十頌如理論、廣破論、空七十論、迴諍論、無畏論なりく、漢譯四部は何れも羅什三藏の翻譯にして時代も古く、而かも菩薩の佛教の要領を盡くし得と見らるるが故に、六十頌如理論、迴諍論の如き其後漢譯せられたれども殆んど研究せらるることなく、又其內容に於ても前の四論以外に出づることなし。されば菩薩の說を知るには此四論を以て代表書として研究するを得べきものなり。此中大智度論は大品般若經の註釋なれど、此中には明に中論と指名して其偈を引用することあるより見れば〔五〕大論が中論以後の製作なること疑なし。又十二門論中にも中論の偈を引用するが故に同じく中論以後の著述なり。更に十住毘婆沙論を

字をいふ。

【二】五十偈ともあり。西藏傳說より漢譯の方便心論一卷を[illegible]樹菩薩の著とはすれども[illegible]の著なるべし。

【三】二十卷は十五卷とす。古來十四卷ともせらる。

【四】此中第一は漢譯になく、第四も傳はらざりしも十二門論中に二偈引用せらる。第五は[illegible]たり。第六の無畏論は中論の釋なり。之について[illegible]すべし。[illegible]くは Vigrahavyāvartanī にして通常いふ如く Vivādaśamanī ならず。

【五】大智度論を大論ともいふ。

見るに巻第四の阿惟越致品第八、並に巻第十七の助戸羅品第六に於て中論と同一趣意の說を擧げ中論の偈文を引用したり。從つて是亦中論以後の述作と見ざるべからず。此の如き事實より考ふるに、中論一部は實に龍樹菩薩の基礎的思想を示すものにして、恐らく其初期時代の作なるべしと推定することを得べし。卽ち菩薩が大乘佛教の研究に入つて先づ述作したるものの一は此中論一部なりしなり。然らば先づ此中論製作の年代は如何。此問題は卽ち龍樹菩薩出世の年代論なり。

【二、菩薩の出世年代】 菩薩の出世年代に關しては古來幾多の異說あり。雜然之を列擧すれば左の如し。

1佛滅二百年 〔六〕唯識了義燈一
2同　三百年 〔七〕十二門論宗致義記上
3同　五百年 〔八〕大乘玄論五
4同　五百三十年 〔九〕成實論序
5同　六百年 〔一〇〕百論疏卷一
6同　七百年 〔一一〕摩訶摩耶經上
7同　八百年 〔一二〕百論序
8同　九百年 〔一三〕大智度論抄序

【六】淄州大師慧沼の說。此人は玄奘三藏の弟子なる慈恩大師の弟子にして、法相宗の第二祖なり。

【七】賢首大師が日照三藏より聞きたる印度の傳說。

【八】嘉祥大師の說。

【九】嘉祥大師の中論疏二に、僧叡が成實論序に於て、羅什三藏の語を述べて、馬鳴は三百五十年、龍樹は五百三十年なりといへりとあり。百論疏にも此を述べたり。

【一〇】嘉祥大師百論疏にあり。

【一一】此經にて佛陀の懸記として述べらる。此年代多く用ひらる。

【一二】僧叡百論序に、提婆菩薩は佛滅八百餘年とあれば、其師も亦八百年なるべし。

【一三】廬山慧遠の此序に接九百之運とあるを、中論疏二に九百年と解す。

以上の諸說は各說共に其基點たる佛滅年代を異にするが故に實は決して此數字の如く百

此の如き異説あれど此中全然信用し得べからざる説は佛滅後五百年以前とする説なり。龍樹菩薩は大論中【二四】數數佛滅後五百年の事を述ぶるを以て、【二五】五百年以前なることはあり得べからず。今茲に此等假説について根本的に研究することは能はざれども、最も古き傳説としては僧叡が大智度論序に【二六】馬鳴起於正法之餘、龍樹生於像法之末」といへるものにして、同一序の中に故天竺傳云、像正之末、微馬鳴龍樹、道學之門其淪溺喪矣とあるより見れば、明に是當時の印度の傳説を羅什三藏の傳へたるを錄したるものなるを知り得べし。嘉祥大師の傳ふる所にては僧叡は羅什三藏の滅後成實論序を製し、其中に錄して馬鳴は三百五十年、龍樹は五百三十年出世なりといへるなり。然るに肇法師の説にては、正法は五百年、像法も五百年なれば、羅什三藏も此説を取りたるものなるべく、之によれば馬鳴の三百五十年、龍樹の五百三十年は全く不可能なり。寧ろ馬鳴を五百年より六百年の間と見、龍樹を七百年前より八百年初頭の間と見るを至當とすべし。僧叡已に提婆菩薩を【二七】八百年餘となすが故に、其師たる龍樹菩薩を八百五十年より少しく以前頃と見れば最も至當なるべく、像末出世といふ意にも吻合するのみ

に異るにあらざるものあり。例へば二百年説と五百年説とは佛滅年代に三百年の相違あるもの存し居るとせば同一説となるが如し。

【二四】中論の初めの註を見よ。

【二五】異説紛たる佛滅年代が各説によつて異るを以て、直にかくいふを得ざれども、龍樹菩薩當時佛滅に現今の如く多くの異説ありしにはあらず。

【二六】出三藏記集十、結一、六十右。

僧叡は羅什の直接の弟子にして大論、中論、十二門論並に百論に序文を作りたる學者なり。

【二七】即ち八百年より九百年の間。

ならず、同時代羅什三藏と交通ありし廬山の慧遠法師の（二八）接二九百之運一といへるにも一致すべし。此の如く考ふれば羅什三藏の傳へたる龍樹菩薩の出世年代は七百年餘より八百年餘の間にありといふものにして、支那に於ては此說を以て最古傳の一に屬するものとなす。

然るに此等年代の基點たる佛滅年代に關しては、種種の異說あれば、以上の年代を直ちに現今普通用ひらるるものに依りて計算して、西曆に換算するは正當ならず。從つて之を羅什三藏所傳の佛滅年代より計算せざるべからず。其の爲めに先づ羅什三藏所傳の佛滅年代を知るを要す。

歷代三寶記の引用する所によれば後周の沙門道安は羅什年紀及び石柱の銘を用ひしが其れによつて算するに佛誕生は周桓王五年乙丑にして、開皇十七年丁巳（西曆五百九十七年）までに一千二百二十五年を經たりとなす。佛陀は八十歲入滅とせらるるが故に之によれば其入滅は莊王十五年甲申に當ることとなる。是より推算すれば、佛誕生は西曆紀元前六百二十八年にして、入滅は同じく紀元前五百四十八年なり。是即ち羅什三藏所傳の佛滅年代なり。是より更に龍樹菩薩の七百年餘より八百年餘を七百五十年より八百五十年として算すれば、即ち西曆二百二年より三百二年となる。故に菩薩は西曆三世紀頃に生存活動せしなり。

【二八】此言を嘉祥大師の如く直に九百年と見るは嚴密ならず。九百年より少しく以前ならざるべからず。故に八百五十年以前と見れば此文にもよく合す。

以上は菩薩の行義及び著書を最初に傳へたる羅什三藏の所傳を傳說のまゝ譯出したるものなるが、既に是れ比較的に信用し得べき年代なるが如し。龍樹菩薩の傳としては〔一九〕付法藏因緣傳第五と羅什三藏譯龍樹菩薩傳と現存す。兩書は元來は同一書なりし事、之を一讀して對照すれば明に認めらるべく、唯後者は本來前者の一部なりしを別出したるものなりや、或は後者が元來獨立なりしを前者の中に編入せしものなりやの問題存するのみなり。蓋し編入と見んよりは別出となすを至當とすべく、此別出は已に印度に於てなされたるか、又は譯者羅什が譯出の際別出したるか、明ならざれど、とにかく此傳の最後の部に菩薩が去此世已來〔二〇〕至今始過百歲の文あり。此文は付法藏因緣傳には存せざれば、傳を別出したる時附加したるか、譯出したる時附加したるか、何れかなり。若し譯出の際附加せられたるものとすれば羅什三藏は姚秦弘始三年(西曆四百一年)長安に來り〔二一〕弘始十五年(四百十三年)入寂したりと傳へらるるが故に、此點より見れば龍樹菩薩の入寂は略西曆三百年頃となりて、前の傳說と一致す。又若し之を別出の際附加したるものとすれば、三百年より少しく遡り得べく、前に八百年餘となしたるに一層一致すべし。故に西曆三百年より數十年を遡りたる年を以て入滅年代と見得べ

【一九】兩書共に藏九にあり。龍樹菩薩傳は麗本と宋元明三本との間に字句の相違多くして縮刷藏經には其兩本を出だせり。以下註中に於て刊本と稱するは縮刷藏經を指す。三本は宋元明の文なり。

【二〇】三本には至今の二字なし。

【二一】羅什の入寂の年代に關しては異說あれど今は弘始十五年說に從ふ。年七十四歲なりしを以て西曆三百四十年より四百十三年の人なり。

きなり。蓋し菩薩の寂後百年を經たる後に記されたる事の如きは比較的に信用し得べき事なれば、以上の傳說と事實との兩方面より見て龍樹菩薩の寂年を二百年より少しく以前とし、二―三世紀を以て其生存年代となし得べし（三）。菩薩は諸傳共に其長壽なりしを傳へ、又極めて醫術に精通せる大家なりし事實あれば長命の人なりしが如し。是によつて中論製作が其初期の作なるより推して西曆二百年前後の間頃なりしを推測し得。

【三、中論の名稱及び組織】支那にては之を中論と稱する傍、羅什三藏の弟子以來中觀論とも呼び、又正觀論ともいふ。現存梵本にては根本中頌（Mūlamadhyamakakārikā）又は中經（Madhyamika-sūtra）といひ、西藏譯より見れば般若と稱せらるる根本中頌（Prajñā-nāma-mūlamadhyamakakārikā）又は根本中頌と呼ばる。是れ即ち菩薩自身の作れる偈文のみの名稱なり。梵本には又中論（Madhyamaka-śāstra）ともあり。而して此偈文は總數凡五百と稱せられ二十七品に區分せらる。品數は何れに於ても同一なれども、偈文の數に於ては多少の相違あり。

漢譯品名	偈數	西藏品名	偈數	梵本品名	偈數
1 因緣	16	Pratyaya	14	〃	14

【三】龍樹菩薩と提婆菩薩とが三世紀より甚だしく以前なる能はざることは提婆菩薩の著書に出づる天文學上の事より證明せらる（米國東洋學會雜誌三十一卷を見よ）。龍樹菩薩の年代を數字を以て示さば恐らく百五十年より二百五十年の間と見るを得べし

2	去來	25	Gata-agata-gamyamāna	25	Gata-agata	25
3	六情	8	Āyatana	8	Cakṣur-ādi-indriya	9
4	五陰	9	Skandha	9	,,	9
5	六種	8	Dhātu	8	,,	8
6	染染者	10	Rāga-rakta	10	,,	10
7	三相	35	Utpāda-sthiti-bhaṅga	34	Saṁskṛta	34
8	作作者	12	Kāraka-karma	13	Karma-kāraka	13
9	本住	12	Upādātr-upādāna	12	Pūrva	12
10	燃可燃	16	Agni-indhana	16	,,	16
11	本際	8	Saṁsāra	8	Pūrva-apara-koṭi	8
12	苦	10	Duḥkha	9	,,	10
13	行	9	Tattva	8	Saṁskāra	8
14	合	8	Saṁsarga	8	,,	8
15	有無	11	Bhāva-abhāva	11	Svabhāva	11
16	縛解	10	Bandhana-mokṣa	10	,,	10

17	業		33	Karma-phala	33	„	33
18	法		12	Ātma-dharma	12	Ātma	12
19	時		6	Kāla	6	„	6
20	因	果	24	Hetu-phala	24	Samagrī	24
21	成	壞	20	Saṁbhava-vibhava	21	„	21
22	如	來	16	Tathāgata	16	„	16
23	顛	倒	24	Viparyāsa	24	„	25
24	四	諦	40	Satya	40	Āryasatya	40
25	涅	槃	24	Nirvāṇa	24	„	24
26	十二因	緣	9	Dvādaśāṅga	12	„	12
27	邪	見	20[三]	Dṛṣṭi	30	„	30

以上の如く多少の出入あれど、漢譯は西藏本と同じく四百四十五偈にして梵本は四百四十八偈を有す。漢譯は論の初めの歸敬偈たる八不の偈を本偈と數へたれど以下に於て或は他本の一偈に當

【三】三十一偈とあれど第廿九偈は提婆の偈にして中論の偈ならざれば之を省く。西藏本にても數へず。

るを二偈とし又は二偈に當るを一偈とし更に多偈を縮めて(二四)數を整へたる形迹あるより見れば、中論本偈は元來四百四十五偈なりしなるべし、蓋し以上の三本を互に比較し見るときは、(二五)中論本偈に關して、漢譯と西藏本とは同一系統に屬し、古き形を示し、梵本は此元來の古形が後世多少變化を受けたることを示し(二六)前二本とは必らずしも同一にあらざるが如し。故に中論偈文の古形としては漢譯又は西藏本に從ふべきなり。

中論本偈廿七品を如何に分科すべきかは、最も困難にして恐らく細科を分つことは不可能なるべし。嘉祥大師の説によりて見れば、中論は通じて大小二乘の迷を破し、大小二乘の説を述ぶるが故に大小乘全體、即ち廣く佛敎全體の通論にして、前廿五品は大乘の迷を破し大乘の敎を述べ、後二品は小乘の迷を破し小乘の敎を述ぶるものなり。更に具さにいへば、初廿五品は初分にして根本法輪に當り、後二品の中最後の二偈を除きたるものが中分にして枝末法輪に當り、最後の二偈は更に大乘を闡かすものにして後分といふべく攝末歸本法輪に當る(二七)故に後分に於て中分の小乘的なるを大乘的となすと見るべく、從つて中論は大、小乘の通論なると同時に大乘通論と稱し得べきものとせらる。

【二四】特に觀十二因緣品第廿六に於て然り。

【二五】觀去來品第二の第三偈註、同第廿二、第三偈註、觀六情品第三の第四偈註、觀染染者品第六の第九偈註、觀因果品第廿の第十四偈註、觀顛倒品第廿三の第十三第十四偈註參照。

【二六】觀因緣品第一の第四偈註、觀六情品第三の第七偈註、觀因果品第廿の第四偈註、觀顛倒品第廿三の第十三第十四偈註、參照。

【二七】此三法輪は即ち三論宗の教相判釋なり。

【四、中論の註釋書及び譯書】 中論は實に龍樹菩薩の初期の述作なれど、其基礎的の思想を表はし、而かも印度に於て中觀派、支那に於て三論宗の根本聖典となりて、後世盛に研究せられ、註釋せられたることも甚た多し。菩薩の著書中後世弄ばるるもの中論に及ぶものなし。僧叡已に中論序に於て天竺にて大乘を學するもの此論を翫味して宗要となさざるはなく、註釋するものも少からずと傳へ、其同學曇影は數十家の註釋者ありといひ、河西の（二八）道朗亦七十家ありとなす。數は必らずしも信ずるに足らざれども、以て其多數なりしを想見するを得べし。其中現今知らるる重なるものを擧ぐれば下の如し。

第一、無畏論 漢譯には存せざれども西藏に譯されて其藏經中に現存し（二九）Akutobhayā と稱せらる。是れ無畏論の義なり。西藏にては之を龍樹菩薩自身が中論本偈を註解したるものとなす。菩薩が無畏論十萬偈を作り、其中に中論も含まれ居たりといふ傳と一致するものあり。十萬偈の無畏論は單に中論のみにはあらざりしならんも、已に一書を爲す限り、凡て同種類の趣意のものなりしや疑なし。其れにも拘らず唯二千百偈に過ぎざる中論註釋のみを無畏論となしたる點は、傳と此書との間に嚴密なる一致を有せざる事實なるべく、又一般に西藏譯は時代遲くして著者を混同し交錯する事實少からざれば、其いふ所を直に信ずるを得ざれども、此無畏論に關しては其傳説を信用して之を龍樹

【二八】 中論序疏を見よ。道朗は三論宗の中興の師にして道朗——僧詮——法朗——嘉祥大師と傳へらる。

【二九】 A は否定辭、Kutoḥ(kutaḥ) は何處より、如何にしての意 Bhaya は怖畏の意、故に何等の畏なしの意となる。

菩薩自身の著述と見得べきが如し。其釋文は頗る古雅にして、前記の漢譯に於ける青目釋と同一に相當すと雖、之を十二門論の釋と比較するときは、無畏論の釋は青目の釋よりも却つて多く十二門論の釋に近く、〔一〕而して十二門論の釋は菩薩自身の筆に成れるものと信ぜらるる如き、其理由なり。又菩薩が自己の著述に注解を施したることも亦た多く、實に根本的著書には釋を製せざることなかるべく。而して其釋は恐らく此無畏論なるべしと考へらるる如きも亦其理由なり。更に無畏論と中論偈といふに一致せざれども、其傳說其者が幾何の信用に價するかが疑問にして、西藏傳の無畏論を菩薩の作ならずと否定するに足る力なく、却つて或點に於て西藏傳を成立せしむるものとも見るを得べく、其外に於て特に有力なる否定の說の發見せられざる如きも亦其理由と數へ得べし。由來龍樹提婆二菩薩の事に關しては古き羅什三藏所傳の說のみを信用するの傾向殊に存在すと雖、已に羅什三藏所傳が二菩薩に關する凡てを包含するにあらざるのみならず、他の有力なる事實をすら遺し居るの史實あれば、三藏所傳のみが最後の唯一證權とのみ見ることに支配せられずして、今は無畏論に關しては西藏傳を信じ得べしとなす。

此西藏文無畏論は獨逸の大乘佛教學者マクス、ワレザー(Max Walleser)博士によつて〔二〕獨逸語に翻譯公刊せられたり。博士の中論偈文の譯に梵文を參酌し、時に西藏文を梵語として梵文の意にて解

〔一〕十二門論の釋は[illegible]した
り。

〔二〕Die Mittlere Lehre des Nāgārjuna, Heidelberg 1911.

として一代の大宗なれば、凡て信憑するに十分なるべし。

註釋者青目は何れの書にも其傳記を留めざれば如何なる人なるか全く不明にして、學者によつて種種に推定せられたり。其異稱たる梵志は婆羅門(Brāhmaṇa)といふと同じなれば、[二四]思ふに此人は婆羅門にして佛敎に歸し、佛敎を研究せる學者なるべく、受戒して比丘となることなく、外形婆羅門にして僧形ならざりし人なるべし。學者時に青目を以て提婆菩薩の異名として、又月稱(Candrakīrti)と同一人となせども、全く附會の說に過ぎず。提婆菩薩は西域記の傳ふる所にては、龍樹菩薩に相見する以前に已に出家し學者として名聲ありし人の如くなれど、古傳にては龍樹によつて出家したる人、而して其後化導に努めたる人なれば、此人を特に梵志となすの理由毫もあることなく、又漢譯者が此の如き異名を留め置くべき所以も解せられず。殊に羅什三藏の弟子中曾て之を提婆菩薩と同一人となしたるものなし。又月稱と同一人となす如きは全く年代錯誤に過ぎず。然るに又無畏論の獨譯者ワレザー博士は新に說き出し、青目の梵語は賓伽羅となれど、青目と譯さるる關係より見て目の字の音を略したりと見るべく、從つて Piṅgalākṣa(賓伽羅叉)なるべきも、實は賓伽羅は古くは賓羅伽にして此は音譯上省略變化の關係にて Vimalākṣa(卑摩羅叉)と同一と見るべく、卽ち羅什三藏の戒律の師にして弘始八年

最もよく一致するもののみな省きて此文には[illegible]をも加へたり。之によつて羅什譯の如何に優れたるかを知るを得べし。

【二四】此の如き種類の人は印度に珍らしからず、後にいふ婆藪開士の如き、又[illegible]下に[illegible]師中の火辨論師の如きも其例なり。

(四百六年)支那に來れる律師なりとなしたり〔三五〕。卑摩羅叉は青眼律師と稱せられたる人なれば、青目といふに相通ずる所あるが如くなれども、此律師の眼が實際上青かりしが爲めに起れる異名なれば青目とは何等の關係なく、又律師は本來戒律專門の人、特に十誦律の整理に功あり、十誦律の達人なれば說一切有部に屬する人なるべく、其支那に來至せるも全く羅什三藏の經藏を弘むるに對して戒律を洽からしめん爲めにして、中論等の學者なりし形迹なきのみならず、又其種の學者なりしとも思はれず。若し眞に此が卑摩羅叉なりしならんには、譯者羅什三藏が何が爲めに其人を顯はさざらん。加之卑摩羅叉には決して青目の意なく、羅什三藏の譯語例によれば淨目又は〔三六〕無垢眼の意なれば、何れの方面より見るも、賓伽羅を卑摩羅叉と同一視するは附會の說たるを免れず。

賓羅伽と賓伽羅とにては前者の方古傳には相違なけれども、賓羅伽にては、僧叡が特に附記せる秦言青目の青目の意に合はざれば、賓伽羅を取るべし。嘉祥大師は大乘玄論第二卷に賓伽と異稱したれば賓伽羅と讀むに相違なし。賓伽羅は Piṅgala にして此字は赤褐色の意にも赤黃色の意にも用ひられ、又元來〔三七〕「褐色の眼を有するもの」の意を用ひし、人名として多く使用せらる。之を青目と譯し目の字を附するも人名としてならば、寧ろ當然の事にして決して目の字を補うて賓伽羅叉などとなすべきにあらず。青と譯したる點は疑へば疑ひ得べしとするも、古き時代支那に於

〔三五〕 漢譯中論の獨逸譯序文。

〔三六〕 高僧傳には譯して無垢眼といふとなす。

〔三七〕 Böhtlingk の辭書の其部參照。

此間に成りしものなるべし。

第三、般若燈論　漢譯並に西藏譯に現存する中論註釋の一書にして、西藏譯より見れば、原名はPrajñā-pradīpa-mūlamadhyamakavṛtti(般若燈根本中論註)なり。作者に漢譯に分別明菩薩とあり、西藏に Bhavaviveka とあり。前者は後者の譯なれど通常は清辯と譯さる。學者時に分別明と清辯とを別人の如く考へたることあれども、現今に於ては同一名の異譯に過ぎざる事疑なきに至れり【四二】。漢譯は唐代の印度僧波羅頗迦羅蜜多羅(Prabhākaramitra)によつて六百三十年より六百三十二年の間に譯出されたるものなり。譯者は傳によれば玄奘三藏の師戒賢論師に就學して瑜伽師地論を研究したる人なれば、本來唯識瑜伽系統の人なり。故に譯書にも瑜伽系統の大乘莊嚴論の如きあり。般若燈論の譯は其偈文に於ては明に羅什三藏の中論の譯に基き、而かも時に多少之を訂正せんとせるものあれば、彼此對照に資するものなきにあらず【四三】。されど偈文と長行と相混じて明かならざるものあり、又偈文の不足せるあり、完備を以て目し難し。唯、燈論其者の價値上珍重すべきものなり。

清辯論師の年代も明確ならざれども、今之を評論するの必要なきを以て、大體西暦六世紀の出世なりといふに止めん。論師は龍樹提婆二菩薩の系統たる中觀派の驍將にして、而かも中觀派に於て同門

【四二】哲學雜誌(明治四十四年五月)に於て已に證明したり。清辯論師の名は又は Bhavya ともいふ。

【四三】以下の國譯に於ても皆之を參照したり。

の佛護(Buddhapalita)論師の Prāsaṅgika 派に對して Svātantrika 派を興したる人なり。般若燈論に於ても特に外道小乘各派の說を破するのみならず、佛護論師の說並に清辨派の說をも破して自義を主張したり。されば燈論其者は已に部執的の意味を有するものにして、此點に於ては前二書の註と其性質を異にするを見る。從つて中論其者の研究には唯偈文のみを用ゆべく、釋文に論師の學說並に所破各派の當時の說を知る爲めに用ゆべきなり。

第四、佛護之根本中論註(Buddhapālita Mūlamadhyamaka-vṛtti)、西藏譯にのみ現存して支那に傳らざりき。佛護の名すら支那に於ては前記般若燈論の初めに數回出でたる外全く知られざりしなり。此書には般若燈論よりも少しく前に著述せられたりと傳へられ、清辨論師は此書を見て般若燈論を作れるなりといふ〔四三〕。

第五、中論註(Madhyamaka-vṛtti)、是れ月稱(Candrakīrti)の著述にして Prasannapadā と稱せらる。梵本中論註釋の中現存せる唯一の書にして、千九百三年より同十三年まで十年間に白耳義の大乘佛教學者デ、ラ、ヴレー、プーサン(Louis de la vallée Poussin)博士によつて極めて批評的に出版せられたり〔四四〕。註釋者月稱は清辨派に於ても學ぶ所ありしが、本來佛護派に屬する學者にして、西曆七世紀の出世なり。其註釋書の初の部に於て清辨佛護兩論師の說を各著書より引用して之を論ずれども、

【四三】　佛護註釋書はワレザー博士によつて其西藏文の初め四章出版せられたれども、博士には戰死せる人なれば恐らく完結せざりしなるべし。

【四四】　前に已に甲谷他に於て一度出版せられたることありき。

其外に於ては比較的に他派の說を破すること少く、諸種の經を引證すること多し。偈文其者に於て、已に古き中論の本偈を變化せしめ、又本來偈文ならざりしものを偈文として入れたるやの疑あるのみならず、明に誤謬を犯せるものもありと雖、唯一の梵本なれば、中論研究には缺くべからざる珍書といふべし。此書は西藏にも譯されて現存するが故に、出版者は此西藏譯をも參酌して梵文を補綴したる所すらあり。以下の國譯に於て偈文は凡て註の中に引用し、漢譯と一致の遠きものは一一直譯的の和譯を附したり、難解なる漢譯の偈文も此梵文によつて解せらるる所多く、又其梵文註釋も參考に資するもの多し。以下何れも出來得る限り之を用ひたり。

第六、大乘中觀釋論　西藏の傳說によれば此書は原名を Mūlamadhyamaka-sandhinirmocana-vyākhyā といひ、根本中論解深密釋又は根本中論解節釋の意なり。註釋者は安慧 (Sthiramati) 論師にして、唯識十大論師の一人なり。論師の出世は大體五世紀より六世紀と見るべく、佛護淸辯二論師より一代前なり。已に唯識瑜伽系統の論師の釋なるが故に、自然に其釋は唯識的敎義によつて解せらる【四一】。此點に於ては中觀空宗の解釋と異るものありといへども、唯識派より解したる唯一の中論註なれば、甚だ珍重すべき一書たるを失はず。漢譯は宋の惟淨が千九年より千五十年の間に出したるものなれば、支那に於て比較的に研究せられたることなく、又惜しい哉廿七品中前十三品の釋のみ現存し、完備せず。西藏譯も存

【四一】表題中の解深密又は解節 (Sandhinirmocana) は唯識派の根本經の一たる解深密經又は解節經の名稱と同じ。

以上述べたるが如き疑ふべからざる事實より見て中論一部が如何に後世に於て研究せられ、學者に影響を及ぼしたるかを見るを得べし。印度大乘佛教の二大派中觀、瑜伽の中前者は全く此中論一部に基いたる一派なりしなり。更に中論がかく後世弄ばれたることは經錄に眞諦三藏が中論を飜譯したりと傳ふる事實よりも之を知るを得。若し三藏の當時に於て此論にして研究せられざりせば三藏が之を將來して飜譯することはあらざるべければなり。

【五、中論の學說梗概】　中論一部廿七品之を性相の學に慣れたるものより見れば、甚だしく無秩序、無組織なるの觀に堪へざるべしと雖、空宗にあつては却つて此點を特長となし無得の正觀に入らんとするなり。されば中論は一見甚だ解し難き書なれども、或意味よりいへば却つて解し易き書ともいふを得べし。以下其含む說の大要を數項に分ちて略述すべし。

第一、中論の辯證法　中論一部は或方面よりいへば徹頭徹尾破邪的態度ともいふを得べく、所有方面の考に對し論破して餘蘊なし。從つて破邪の一面のみを見るときは、其何處に著者の眞意表はるるかを捕捉するに苦しむ程なり。されど中觀空宗の眞意に於ては破邪其者は單に破邪に終るにあらずして破せらるる邪を離るる所に其儘正觀露現し來るとなすなり。故に三論宗にては常に破邪即顯正と主張して破邪の外に顯正を認むることなし。此故に中論に於ては破邪が最も重要にして、至る所に應用せらるるなり。所破の邪とは何ぞ。廣くいへば如何なることも中論の所破の對象とならざるものなし

と雖、要は凡てのことに對する吾人の常識的執著、實在論的固執に外ならず。吾人は通常此實在論的立脚地に立ちて所有内外の事物事情に對して之を一面的に固執し、之を以て眞理となして動かざらんとす。故に其間に矛盾撞着を生じて收拾すべからざるに至るなり。蓋し吾人の有する常識の論は凡て個所相對の上に成立し其範圍に於てのみ可能なるに、之を一方に於て絶對不變として固執せんとするが爲めに、茲に其缺點を暴露し破綻を來たすに至るなり。若し此撞着矛盾を追窮して論理的に進み行けば、遂に其固執は破れて實在論的見解は崩壊するに至るべし。此崩壊が中論破邪の目指す第一段なり。

人の考は通常の場合に於ては言語に表はさるるを常とす。從つて常識的固執は其言語の言表はしに確執し之に其實在論的見解を寄托す。故に破邪は凡て此言語の言表はしに向ひ、之に對して縱横に其矛盾不整合を指摘して、遂に何等の言表はしの出來得ざるに至らしめずんば止まず。中論の破邪は常に此方法なり。蓋し印度思想に於ては古くより近代に至る迄、心的作用の如き事柄に於ては、直に主觀的作用其者に對し、抽象的に名稱を立てて取扱ふこと極めて稀にして、常に其が客觀的具體的に外面に表はるるものに於て名稱を立つ。例へば觀念若しくは概念の如き名稱を立て得ずして、之を其の發表せられたる方面より語（ひ二二三）と命名し、通常の音聲を意味すると共に、其奥に存する觀念若しくは概念を指すを常とするが如し。故に中論に於ける破邪が言辭に對して縱横に其矛盾を追窮して、

遂に立つを得ざらしむるに至るは、同時に其奧に存する實在論的知識に對する批評破邪なりといふべし。即ち知識概念を分析して其間に調和整齊すべからざる矛盾の存するとを明にして、其知識概念の到底成立し、承認せられ得ざるとを示し、以て固執執著を離脫せしめんとするなり。而かも此離脫は單に否定的態度の離脫のみにあらずして、更に一段の高きに到らしめんが爲めなり。故に其處に肯定的態度に於ける顯正となり來る所以存す。此顯正は即ち中論破邪の目指す第二段なり。以上の如くにして進み行く方法を玆に辯證法と稱したるなり。

此の如くなるが故に中論に於ける破邪が凡て言語の分析、批評若しくは其否定に於て表はれ居る所以了解せられ得べく、而して其批評若しくは否定は決して單に破壞的態度のみにあらざる所以も了解せられ得べし。

已に縱橫に言語を分析し批評するが爲に、其論ずる所一見詭辯論に過ぎざるが如き觀を呈する事は又止むを得ざるなり。されど其眞意は決して詭辯論を弄するにはあらずして、依つて以て諸法實相を體得せしめんとするなり。左に中論が如何に言語を分析し批評するかの一例を擧げて說明すべし。

觀去來品第二は中論中最も複雜なる論破より成る章にして、一見極めて解し難し。先づ之によつて如何に言語の分析及び批評の行はれ居るかを見るべし。人は通常事物の生に對して滅の考を有す。生と滅とは本來相對的即ち本書にいふ因待するものにして、生のみ若しくは滅のみを獨立無關係に考ふ

ることは到底不可能なるに實在論的立脚地に捉はるるものは、之に固執して其實際に存することを信じ、從つて其を表はす言辭も眞理なりとなす。之に對して論主は精細なる批評をなさんとするなり。先づ滅について見れば、滅は吾人を基點として考ふれば、滅し去るの謂なれば之を去なる言語若しくは概念に於て批評す。去は已に本來時間的意味と關聯し居るを以て過去現在未來に對して、已去と、今現に去りつつある去と、未去との三に分析し得。然るに已去と未去とは去の作用の終止と未發となれば此中には去の作用なしといふべく、殘る現在は過未より獨立に存在するにあらざるが故に、過未に既に去なしとせば、現在にも亦なしといはざるを得ず(第一偈)と。是れ去に對する批評の大綱なり。然るに去作用の實在を信ずるものは、去は即ち動くことなれば、動の存する所即ち去あり、而して此去は過未にあるにあらざるが故に、今現に去りつつある去の中に存すとせざるべからずとなす(第二偈)。是れ經驗的の事より去を承認せんとする常識論者の說なり。之に對し論主は去りつつある去は去といふことと不可分離の關係にあるが故に、去りつつある去と一般の去といふこととは相離して考へらるることにあらず、故に去りつつある中に去ありとはいふを得ずと說く(第三偈)。更に又兩者を分離して考へ得とせば去といふことなくして、去りつつある去ありと言はざるを得ざるに至るべし(第四偈)。是れ甚だしき矛盾なるのみならず、猶又分離して考へずして、去りつつある去の中に去といふことありとせば、去りつつあることをして事實上しかあらしむる去(即ち此去といふことの爲めに

去りつつある去可能なるなり)と已に去りつつある去ありとせば、其中に於ける去(即ち去り行きつつある去なり)との二種の去を承認せざるを得ざるに至る(第五偈)。此の如くなるが故に去りつつある去の中に去といふことありとの考は成立せざるに至る。

更に論主は二種の去を許すとせば、二種の去者あることとなりて成立せずとし、進んで去者と去との關係を極めて精細に分析批評し、左右縱横凡てあり得べき一切の場合を擧げて論破して、最後に去と去者と更に其去る處と皆是れ相對關聯の上に成立せるものにして、此間何等實在論的確執を容るべきにあらざることを立證したり。所論は凡て第二偈より第五偈の解釋に例示したるが如く、細き分析によつて實在論的見解の不當を示し、固執的言表はしの立てられ得ざることを明にするにあり。而かも此の如き否定的態度も、今の最後にいへる如く、結局は去、去者、所去處が相對關聯の上にては成立し得べきことを示すに終る。已に相對關聯上の成立なるが故に、去等は一も絶對的なるものあるにあらず。卽ち去としての自體自性を有せざるなり。而して此自體自性の無き點に眞の去等の成立を認めんとするなり。故に自性を無みして、而かも眞の意味に於ける成立を明にせんとするが中論の辯證法の用ひらるる所以なり。

以上の如き辯證法は此中論一部を了解する鍵鑰をなすとも云ひ得べきものにして、之によつて中論破邪の道筋を秩序的に辿り得ば、中論の所説は却つて解し易きに至るべきなり。

此間の辯證法には必らず一種の論理法を伴ひ居るを其必然の關係とす。されば中論に於ても、常に論證法によつて破邪の進み行きつつあるを見る。然るに著者龍樹菩薩の時代には印度に於ては因明即ち論理學的論證方法未だ完全に形式的となり居らざりしが故に、菩薩が因明の達人なるにも拘らず、因明の形式的法則よりいへば、之に戻るが如き形式の用ひらるることあり。殊に所謂假言的命題の直接推理に於て然りとす。例へば「原因あれば結果あり」の一假言的命題に於ては直接推理上論理的に正確なる命題は、「結果なくば原因なし」の一命題のみにして、「原因なくば結果なし」、又は「結果あらば原因あり」の二命題の如きは、假令其が事實上正當なるにもせよ、形式的に見れば正確とはいふを得ざるものなり。然るに中論に於ては此形式的に正確ならざる場合を用ゆること多くして、却つて論理的に正確なるものを用ゆること少し。然れども單に此の如き因明論理の法則に背くが故に、中論を非論理的なりとなさば、此は大なる誤解となるべし。中論にては正確なる形式に則ることあるのみならず、形式上不正確なる論法を用ゆる場合に於ても、實は其立場を異にし居るものなるを以て、此立場の區別をなし得ば、凡て正確にして論理的のものとなるべし。例へば「原因あれば結果あり」の如きを用ゆる場合は、主として實在の根據によつて論ずるものにして、其他の場合は認識の根據によるなり。故に此點より見來れば中論の所論は決して非論理的にあらず。從つて中論を正當に解釋せん爲めには此間の區別を明確にすること其要件の一なりとす。

第二、緣起の意義　猶中論の根本に橫はる思想を知りて、能く全體を了解せんが爲めには、中論の考ふる緣起の意義を明にし置くを要すべし。緣起は漢譯中論にては因緣、衆因緣生、因緣所生、衆緣所生等と譯さる、最も古くは必らずしも十二支を數へざりしも、後世十二支によつて說明するが故に通常十二因緣といふ。第廿六品に觀十二因緣品あれど、此時の十二因緣と茲にいふ緣起とは、本來は同一なれど、少しく異る點あるを注意すべし。觀十二因緣品の說にては十二因緣を時間的にのみ見て生死流轉の現狀を明にせんとするを主とするが如きも、是れ後世小乘佛教に於て說く說にして、今いふ緣起は時間的よりも寧ろ空間的同時存在の上にて諸法の成立し居る所以を說くを主とす。佛教の根本思想は理論的方面に於ては實に此緣起の說にありといふべく、中論の學說も全く此說の上に建設せられたるものに外ならず。緣起は緣生の意なれば本來時間的の考の上に立てど、例へば十二因緣にていふも行、識、名色、六入、觸、受、愛、取、有の如きは全く空間的同時存在の上にて了解せらるるこにとして、決して時間的異時繼在をいふにあらず。小乘佛教にて時間的にのみ解するは原始の意味よりいへば正しからざるべし。此點よりいへば、無明と行との間も、亦生老死の間も空間的にも解釋し得らるるものなり。故に緣起の考は之を空間的に解するも決して不當にあらず。かく空間的に解したる緣起の考の表はす所は、一言にいへば萬物は互に相依相俟の關係にありて、決して孤立絕待の存在にあらずといふにあり。原始佛教に於て已に然り。而して佛教の基本的の考なる無我說、無常觀の

如き實に此思想に其理論的根據を有するものなり。已に互に相依相侍の關係にある一切のものは他と無關係のものならざるが故に、獨立固然の自體自性存せざることとなる。必らず他との關係に於て漸く其物として存在するを得るなり。原始佛敎にて無我と稱するは即ち此意味にして、中論にては此無自性を空ともいひ、又は不にて表はし、或は無體とも稱す。故に緣起の諸法なる限り、諸法は無自性皆空なるものなれども、人は常に實在論的に諸法一一に自性の固然たるもの存すと迷執するが故に、此相依相侍無自性皆空なる所以を明にせんが爲めに、中論は前述の辯論法を用ひて其迷執を破するなり。原始佛敎は緣起の理法を說いて諸法の無我なる所以を明にするにあれど、中論は破邪によつて諸法の無自性皆空を示さんとするなり。緣起の理法を說くは吾人の知識の相對性を明にする所以にして認識論的研究なるが、破邪をなすも亦之れと同じく知識の絕對性を否定する認識論的議論なり。故に兩者の間に於ては其主意も其方法も殆んど大なる差異なく、唯一方は穩健なるに他方は破邪を宜用するの差あるのみなり。

緣起の考に時間的に生起を說くの方面の存することは否定すべからざるべしと雖、中論に於ては諸法の時間的生起を說くにあらずして、空間的に已に成立し居る上に於て說をなすにあるを以て、時間的にのみ解し去るは全然不當なりといはざるを得ず。是れ中論の說が實相論と稱せらるる所以にして、緣起の考は全く空無自性の理論的根據をなすものなり。此の如き思想が中論所說の根本に橫はるもの

にして中論哲學の依りて立つ基礎なり。以下に於ても猶數數之に觸ることあるべきなり。

第三、八不論　八不とは中論最初の歸敬偈に存する不生、不滅、不常、不斷、不一、不異、不來、不去とあるをいふ。此八不は梵文和譯に明に示さるるが如く、緣起の諸法に對して生滅斷常一異去來の諸見を否定し、戲論なき吉祥の空觀に入るに關す。故に青目は之を以て眞諦第一義を說くものとし、無著菩薩は中論一部の大趣意の存するものと見たり。一切のものは緣起の諸法ならざるはなきが故に、前項にいへるが如く無自性卽空にして、生滅乃至去來ありといふが如き實在論的見解を許さざるものなり。常識は相對關聯、相依相俟の事實を忘れて緣起の諸法に對して生ならば生の一方を固執して生なるもの存在すとなす。之を有所得に墮すと稱す。此有所得觀が實に吾人の痼癖なり。此故に有所得觀に障へられて隨處百事凝滯を來たして天空海濶の境に至らざるなり。人あり若し生の立つべからざる所以を誨へんか、吾人は更に然らば滅なるべしと、滅を固執して再び有所得に墮す。進んで滅を破せんか、有所得心は來に固執すべく、來を離れしめんとせば去に著すべし。故に此の如き固執を脫せしめんが爲めに所有場合を擧げて遂に其固執の如何なる處にも留まるを得ざらしめんとするが八不論の要旨なり。されば八不は必らずしも八のみなるを要せず、寧ろ多多益益可なるべし。是卽ち前にいへる言語概念の分析批評に相當するものにして、如何なる言辭も遂に之を容るる餘地なきに至らしむるを要するが故に、其場合にして盡さずんば、却つて勞して功なきに終らんのみ。

八不論の一應の意味は破邪の目指す第一段たる否定を立つるにあり。されど否定は決して否定の爲めの否定にあらずして有所得的取捨迷情を空ずるにあるが故に、取捨の迷情全く拂ひ盡されんか、否定も亦自然に拂ひ除けらるるに至るべし。此時否定が更に否定せらるることとなりて二重の否定となる。之を空亦復空と呼ぶ。通常の論理法に從へば否定の否定は本來のものに還るを法則となせど、中論にて、然らずして、第一の否定は有所得の迷情に對する故に相對的なるが、此が第二の否定によつて捨遣せらるるが故に、相對は全く融じて其處に絕對現はれ來りて前の相對を凡て包攝すとなすなり。從つて破邪が即ち顯正となり、八不が即ち中道と稱せられ得るなり。中論の辯證法は緣起の諸法を空じて無自性不可得となし、其上に諸法を建立せんとするにあれど、如何に辯證法を用ふればとて、又何人が之をなせばとて、決して外界の諸法其者に實際上の影響を及ぼして、元來自性ありしものを事實上無自性とし又は一度破壞したるを更に建立することを得るにはあらず、唯觀念の變化によつて事物其物の事實的情故に異變を來たすことはあり得べからず。故に辯證法は唯吾人の觀念知識の破壞建立に再建なり。即ち諸法に對する觀察、其意識の方法を根本的に改變するにあり。詳しくいへば實在論的有所得心に固有なる固執を脫して相對關係の事實を確認し、諸法は凡て相依相待の上に成立する所以を體認するにあり。諸法には單に外界具體的の事物のみならず、吾人自身の凡ても含まるるものなるが故に、吾人其者も凡て是れ相依相待の上の成立に外ならず、從つて人法二空となる。此人

法に空の明にせらるる所、是れ卽ち八不論の要旨なり。三論宗にあつては此八不を頗る重要視し嘉祥大師の如きは具さに十門を開いて詳說したり。是れ仁壽三年三月二日智泰の爲めに講說したるものなるが、載せて中論疏にあり。第二卷全體をなす。就いて見るべし。

第四、三諦偈　中論第廿四品に存する因緣所生法、我說卽是空、亦有是假名、亦是中道義の一偈は天台宗の初祖北齊の慧文禪師が、大論第廿七卷の一心中得の文と共に中道の理を獨悟し、南嶽慧思禪師に傳はり、更に天台大師に傳りて天台の一宗大成したりと稱せらるるが故に、此一偈は爾來三諦偈と稱せられて極めて有名なるものとなりたり。中論の正系たる三論宗にては之を三是偈と稱し得べきが如し。此一偈は實に中論一部の要旨を現すものなれば、今簡單に之を解釋せんに、第一句の因緣所生法とは前にいへる如く緣起の諸法の意にして一切凡てを指す。凡ては皆衆緣所成にして相依相侯の上に成立せざるものあるとなきが故に、法其者としての固然たる自體自性あるとなし。吾人の有所得的常識にては、法は法としての自性を保持し、他の法と全く區別せられて獨立に實有なりと固執するを常となすが爲に、之を破して以て其法の無自性なる所以を明にし、我說卽是空と示して、畢竟不可得の理を明す。然るに此空は一應は實有に對する破邪否定なれば、常識的には實空、固執せられ易し。されど實有の固執ある間は實空なるが如きも、空と否定するは元來方便假設の手段にして實有の固執全く去れば、空も亦去るべきものに過ぎず。されば空といふは實空として之を立てんとするにあらざ

るを示す爲めに、亦爲是假名と說く。已に假名なり。實有に對して空即ち非有となすと同じく、是れ空有に對して實空を否定し以て非空なるを示さんとするなり。此論理が即ち前來いへる辯證法にして、二諦の否定の行はれたる所なり。かくして有所得取捨の迷情全く掃蕩されて絶對の所見表はれ、今迄否定したる諸法が其儘現じ來る。般若經に之を假名を壞せずして諸法を建立すとも、眞際を動ぜずして實相を演ぶとも稱す。此意を第四句に亦是中道義と說けるなり。中道は有に偏せず、無に墮せざる實相なるが故に、之を非有非空の中道と呼ぶ。

第五、諸法實相　又は中道實相といふも同意にして、諸法實相とは緣起論系の佛教にいふ眞如といふと似たりと見るべし。中論は辯證法による破邪を重用し、破邪即顯正となすが故に、其性質上說相は消極的にして否定的に言表さる、是れ知識に對する批評より出發する必然の歸結にして、東西の哲學史上常に然るべき事なりと雖、其消極的なるは決して單に消極的にのみ終ることにあらずして、最後に於て積極的となるべきものなり。中論にも明に此の積極的方面表はれ居るが故に、中論の說を以て徹頭徹尾消極的なりとなすは、決して正當なる見解にあらざるなり。其積極的方面は殊に此諸法實相を說く所に於て表はる。

中道即ち諸法實相は八不によつて有所得の迷情を掃蕩し、偏執を破却したる所に表はれ來る。已に迷情偏執の掃蕩なれば諸法其者の破建取捨にあらず。故に諸法は何處に於ても依然として儼存す。之

に對して無得の正觀に進みたるとき無自性皆空の眞相明となるなり。是卽ち諸法實相なり。諸法實相に向つて進む向上的方面よりいへば、諸法實相は戲論分別を超絕する絕對なり。三論宗にて之を絕對中と稱す。故に此時の諸法實相は有、無、亦有亦無、非有非無の四句分別を超絕すとなさる。四句分別は印度に於て吾人の思惟の種類方法の凡てを盡くすとなすものにして、有無に限らず、凡て相對的言辭に關して此四句分別を作るを常とす。此四句凡てを否定し捨遣するが故に、諸法實相は言亡慮絕にして、全く消極的に言表はさるる外なし。されど已に諸法實相に證入し得たりとせば、無自性皆空の上に諸法は諸法として成立し前と異るなし。故に諸法實相より見れば一切は其儘建立せられ、凡て實相を演ぶといふを得。三論宗にて此點を成假中と稱す。故に此方面は諸法實相より一切を見る方面にして向下的とも稱するを得べく、正しく積極的方面の表はるる所なり。此の如き諸法實相を證得して絕對中と成假中との方面の體得せられたるを涅槃となす。觀涅槃品第廿五に於て明に以上の如き說をなす。卽ち涅槃は有無等の四句分別によつて言顯はさるるものにあらず(第四偈より第十六偈)といふは卽ち諸法實相の言亡慮絕なるを示すものにして、第三偈に涅槃を說いて無得亦無至云云といふより、第十九、第廿偈に於て涅槃と生死と相卽無別にして娑婆卽寂光淨土なることを肯定し來る所は卽ち諸法建立の積極的方面なり。又觀如來品第廿二に於て如來は一切の戲論を超絕し、寂滅無相となすは絕對中の方面にして、如來の自性と世界の自性と無別無異にして共に無自性なりとなすは已に成

假中の方面を表はすものなり。無畏論に於ても青目釋に於ても之を解して如來の法身(Dharma-kaya)となすは之を證して餘あり。此の如く如來、世界、生死、涅槃、凡て此間に毫釐の差別存せずとなす如き全く是れ諸法實相の立場より說かれ得るとにして、即ち底假中の方面なり。加之、觀顚倒品第廿三の第十六偈以下に說くが如く、此方面より見れば顚倒妄想すら存せざるが故に、世界は瑠璃光塲なるべく、一色一香無非中道とも稱し得べきなり。是れ即ち中論の學說の最後に達せる處にして、中論一部はまさに此の如き建設的方面に根據を與へんが爲めの論なり。觀四諦品第廿四の第十四偈に的確に此意を說明したり。

第六、眞俗二諦　中論の極意よりいへば諸法實相は言詮に亙らざるが故に之を說くの方法なき理なり。否諸佛すら曾て一法をも說きたることなきなり(觀涅槃品第廿五最後)。又生死即涅槃なれば生死の捨つべきなく、涅槃の得べきものなかるべく、從つて下化の說法も用なきなり。

然れども此の如きは絕對に立ちて初めて言はれ得ることにして、一般の凡人衆生は迷妄に蔽はれて此の如き光明界裡の人たらず。種種の見に障られて斷常二見に堕す。八不の所破、六十二見凡て是れ要するに有無又は斷常の二見を出でず。此斷と執し、常と著する取捨の有所得心を破し、導いて無所得の中道に入らしめんが爲に、諸佛は眞俗二諦を用ゆ。斷無の見に對して有と說くは俗諦の說にして、其有に固執するものの爲めに空と說くは即ち眞諦の說なり。又諸法に對して一應有と說いて衆生を導

くは俗諦の應用にして、更に進んで空を說いて畢竟不可得に入らしむるは眞諦の應用なり。更に實有の見に對しては眞諦空を說き、空無の見に對しては俗諦有を說く。故に眞俗二諦は要するに破邪にして八不と同一なるものとなり、其顯はさんとする所は諸法實相に外ならず。從つて二諦即中道と稱せらる。

通常眞俗二諦といへば、所證の境の區別にして俗諦は有の境、眞諦は空の境にして兩者は二の理なりとなす。淸辯論師以後中觀派にても唯識派にても凡て此の如く見る。之を理境の二諦と稱す。されど三論宗にて常にいふが如く、中論の上にては二諦は能說の言敎の上の差別にして、說法化導の方法形式に外ならず。有執を破する爲めに眞諦を以てし、空執を遣る爲めに俗諦を以てするのみ。故に空と說くが眞諦、有と說くが俗諦にして、眞諦は空の理、俗諦は有の境なるにはあらず。之を言敎の二諦と稱し、中論二諦說の特色とせらる。されど唯識派にても無著世親二菩薩の說にありては同じく言敎の二諦なりしなり。此が後世兩派共に理境の二諦となるに至れるなり。

二諦は三論宗に於ては甚だ精密に說明せられ、中論の中心は二諦にありとせらると雖、中論の上にては詳述せられ居らず。されど次の點は注意するを要すべし。已に二諦は破邪と同一なるが故に有見に對すると無見に對するとにては少しく異ることとなるべし。前者に對して眞諦を以てせば、設し一時空に著すとするも、其空も假名なるが故に、諸法實相に證入し得べきも、後者に對すれば先づ俗諦

を用ふべく、然るときは是のみにては猶十分ならず。故に更に眞諦を用ひざるべからざるに至るべし。然るときは二諦は必らずしも一度用ひらるるのみにあらずして適宜幾度も用ひらるべきが如し。されど更に考ふれば有見に對する場合には直ちに眞諦を用ひずして先づ俗諦を用ひて有見に同じ、徐ろに眞諦に於て中道に導き、又無見に對するも、吾人衆生の無見は無なるものありとなすが故に一種の有見に外ならざれば、茲にも亦俗諦用ひられ更に眞諦用ひらるるなり。從つて二諦が幾度も用ひらるるといふよりも、寧ろ一般に俗諦先づ用ひられて眞諦次に用ひらるると見るべきなるべし。

何れにするも俗諦有に更に眞諦空を以て破すとせば、前來いへる如く、其空も亦自然に捨遣せられ、其處に諸法實相顯はるとなすも、中論にては之をも猶空と稱す。茲に於て空の一語には少くとも二種の意味の含まれ居るを知るべし。有に對して破する空は相對的の空にして、此空を更に空じて成假中の方面表はれたる時の空は絶對的にして、其意味に於ては相對空の如く單に消極的なるにはあらざるなり。中論にては空は或は不とも又は無とも稱せらるるが故に、此場合の不又は無も同じく是れ兩方面の意味ありと見ざるべからず。之を混じて、全然消極的とのみなすは、概して未だ精ならざるものなり。然るに又無の本義と同じく用ひられて空が全く虚無の義に用ひらるること中論中全くなきにはあらず、場合に應じて精査するの外なし。されど空の意味が常に虚無の意にして中論の學說は全く虚無論に外ならずとなす西洋一派の學者の如きは全然正しからざるものにして、共に中論の學說を誤

るに足らざるのみ。

【六、中論の宗教的並に歴史的意義】中論は決して單に哲學說を述ぶるのみを以て目的となすにはあらずして、觀業品第十三の最後、觀燃可燃品第十の最後、觀法品第十八、殊に觀四諦品第廿四に見らるるが如く空法を說いて佛法僧三寶の確立を期するを其最後の目的となすなり。後世中觀派の如きは時に徒らに學解に奔つて此大目的を忘じたるが如き觀なきにあらずと雖、此の如きは其弊に陷れるものにして中論眞箇の意義に副はざるものといふべし。

中論の基く思想が全く般若經の思想なることは順中論によつて明に示さるるが如し。而して般若經は大乘佛敎と稱せらるるものの始源をなすものにして、其思想は廣く後世凡ての佛敎思想の發達の根柢をなし、般若經の思想を經ずしては佛敎思想たる能はずと稱するも不可なき程なり。中論は先づ初めて此思想によつて原始佛敎の所說に根據を與へ確然不動のものたらしめんとして、而かもよく其目的を達し得たるものなり。印度に於ける大乘二宗の中中觀派はいふ迄もなく唯識派も亦之によつて其學說の基礎を得て成立發達し、支那に於ても其印度傳來の宗は勿論、支那に於て成立したる宗と雖、凡て之を根柢とせざるなしといふを得べし。故に中論の歷史的意義を明にせんとせば、原始佛敎より進んで、少くとも印度支那佛敎史の殆んど大半に至らざるべからざるのみならず、詳しくは更に西藏佛敎にも闕說せざるを得ざるべし。されど此等を凡て敍せんは固より本解題のよくする所にあらず。

中論の如何に重んぜられたるかの一端は前の中論の註釋書の項について略其輪廓を畫き得べく、又印度佛教史上の事に關しては曾て哲學雜誌(明治四十四年十二月、四十五年四月)に於て其一端を述べたることあり。論述固より幼稚にして淺薄、取るに足らざるもの多くして慚愧に堪へずといへども、印度に於ける中論の歴史的意義を知る爲めに研究すべき人人をば大體擧げ盡くしたりといひ得べきを以て、此點のみ其論述に讓りて今述べず。又支那に關する方面に就いては、志ある讀者は支那佛教史の何れにか覓かれんことを望む。

【七、結論】 以上中論の學說のみに關して比較的に詳述したる所以のものは、以下の百論十二門論の解題に就いて餘りの詳說を省かんが爲めなり。由來百論といひ十二門論といふも中觀派の書として其學說を述ぶれば中論と重複するに至るべければなり。

最後に中論について猶ほ一言すべし。前述の如く中論は龍樹菩薩の初期の作にして、同時に是菩薩の學說全體の基礎をなすことを示すものなり。例へば其著大智度論、十住毘婆沙論の所說の如きは全く中論によつて確立せる學說上の所論なるが如し。菩薩は古來八宗の祖師と稱せらる。八宗は我國平安朝以後にいはれたるとにして、一切凡ての宗の意なれば、後世佛教の發達は菩薩に基くもの多く、菩薩の學說より發展せることを示すの言なり。而して其學說の根柢は中論によつて成るものとせば、中論の所說が菩薩說に凡ての佛教の說中に占むべき地位の蓋し重大なること推して知るべきなり。

第二　百論

【一、提婆菩薩】菩薩は古くは單に南天竺の婆羅門種と傳へられ、後世は詳しく錫蘭島の人なりとせらる。龍樹菩薩に隨うて其學說を受け、中印度竝に南印度に於て外道に對する破邪に努めたり。破邪は中觀派に於ては缺くべからざる事にして、同時に是れ顯正なれば、菩薩の行迹は凡て是れ外道の化導なり。其他の事蹟明ならざれども、傳によれば菩薩によつて破せられたる外道の弟子の爲めに殺されたりといふ。死に臨みて殺者に告げて、菩薩の衣鉢を携へて急ぎ山を越えて去るべし、我が弟子の中未得道のもの來らば汝を害するか又は汝を捕へて王に訴へん、夫れ身は衆患の根本なり、汝之を愛惜するが故に宜しく護るべしと。此言によれば殺者は盜賊の類なりしにあらざるか。殺者去りて後來れる諸弟子に諸法は本空にして我我所なし、本來能害者なく又被害者なし、誰の親、誰れの怨、孰れか惱害たらん、彼の人の害するは吾が往報を害するのみ、我を害するにあらざるなりと告げて脫然として寂せり。此最後臨終寔に是れ中觀の精髓を發揮したるものといふべきが如し。菩薩を通常迦那提婆（Kāṇadeva）と稱すれども、迦那は片目、獨眼龍の意にして、必らずしも眞面目なる尊稱にあらざるべければ、迦那提婆菩薩と呼ぶ如きは甚だ不當なり。又聖天（Āryadeva）菩薩と稱せらる。阿利

耶提婆なれば寧ろ之を以て呼ぶを可とす。菩薩の著書としては付法藏因縁傳には「一百論經を造りて邪見を破す」となすのみなるに、羅什三藏譯の提婆菩薩傳には百論二十品を造り、又四百論を造りて邪見を破すと傳へ、玄奘三藏の西域記には廣百論を造れりとなす。漢譯には凡てにて五部あれど、百論、廣百論、百字論の本偈のみ其著と見るべく、他は疑はし。西藏譯には凡てにて九部あれど、百論は藏譯されず、百字論は龍樹菩薩の著とせられ、又掌中論(解捲論ともいふ、支那にては陳那の著とせらる)を其著とせらる〔三〕。

菩薩の年代に關しては已にいへるが如く佛滅後八百年より九百年少しく以前の間と見るべく、西暦二百七十年頃までを其大體の活動時代となすと見得べし。

【二、百論の註釋及び飜譯】　百論の註釋については、嘉祥大師に百論序疏中に「古疏傳へて云はく、百論を註するもの衆人にして一にあらず、今案して之を論ずれば十余家有り、二人の註あつて最も世に行はる、一には婆藪(Vasu)、二には僧佉斯那(Saṃghasena)、天親に次ぐなり」

〔一〕　此百論經は或は四百論を指すやも知れず。四百論が百論と同種せらるることは[illegible]に說くが如し。されど[illegible]は之を現存漢譯百論と見たるべし。百論二十品と四百論を作るといへばなり。

〔二〕　此の漢譯も藏譯もせられずして梵文にのみ存したる著書あり。現今は斷片のみ殘れど、後にいふ四百卷の梵文斷片の出版者によつて出版せられたり。其出版者は[illegible]なりとなし、他の佛教學者は([illegible])なりとなす。斷片には題號あらざれば何れとも確かならず。

〔三〕　[illegible]あり。僧佉は通常 Sāṅkhya (數論)の音譯とせらるれども、必らずしも然らず。無著菩薩の原名 Asaṅga を同僧佉

といへり。僧佉斯那は衆軍の意なれども、傳記明ならざるのみならず、其註釋は現存せざれば。之を知るに由なし。前者婆藪の註釋は即ち現存漢譯の百論なり。

となす故に佉は伽と同じにも〜の項の順中論の註を見よ。
用ひられしなり。中論註釋書　【四】　暑二、九十二ウ。

嘉祥大師は婆藪開士を以て天親即ち世親菩薩となして疑ふ所なく、又古く已に婆藪と世親とを同一視し、現代の學者亦之を同一視し、眞諦三藏の門下道基が攝大乘論の序に其論本は無著菩薩の所造にして釋は婆藪論師の撰といへる等の事實を證としたり。されど是れ甚だ疑はしき事に屬す。假令眞諦門下が世親を婆藪となしたりとするも羅什又は其門下が婆藪を世親となしたるの事實なくば、直に婆藪を世親となすの證據とはなすを得ず。支那に於ては印度名の長きものを縮めて短くし、例へば羅什といふが如く、全く無意義に終るものすら平然として用ひらるる風習なれば、道基が婆藪と稱したるは、唯是れ婆藪槃豆といふべきを文の爲めに婆藪と略稱したるのみにして、以て後世支那に於て世親が婆藪と稱せられたるの證とはなすを得んも、未だ百論釋家の婆藪が世親なりとの證とはなすを得ず。若し夫れ羅什三藏の有せし百論梵本に婆藪槃豆とありしとせば、何が故に三藏が之を婆藪となしたるか遂に解すべからず。

世親菩薩は其（四）佛性論に於て如提婆法師說偈言として、

意識三有本　諸塵是其因　若見塵無體　有種自然滅

を引用して唯識說の保證とし、之を唯識的に解釋したり。此偈は是れ廣百論破邊執品第六の【五】最後の偈にして、必らずしも唯識的の意にのみ解せらるるにあらざると【六】淸辨論師掌珍論の引用解釋によつて疑なし。而して此廣百論の破邊執品は百論の破塵品第六と共通する所說ありて相似たりと稱し得べく、而も嘉祥大師が之を以て十品の中、但破塵一品除惡偏要となす如く重要なる品なれば、若し百論釋が世親菩薩の作なりとせば少くとも破塵品の釋に於て多少の唯識的解釋の出でざる理あらざるべし。又學者時に羅什三藏が百論二十品の後十品【七】此土無益として省略せりといふ傳說を以て、其後半十品は實假三性[?]の眞釋なりしが爲めに、三藏所傳の僧叡說と異り、遂に之を省略するに至れるなるべしと想像すれど、此は固より單に想像に止まりて信用し難し。蓋し羅什三藏の當時中觀瑜伽の二派が已に此の如く相排拒したるや否やは極めて疑問にして、恐らく此の如き歷史的事實なかるべく、若し夫れ後半十品が唯識說に滿ちたりとせば、前半十品に全く唯識說の痕迹なき理は解すべからざると共に、其前半の釋に於ても唯識的解釋の顯はれざることは全く不可能なりといふを得べし。但し論文に於ても釋に於ても前半十品は翻譯の際、三藏が凡て唯識的臭味を削りたるが爲めなりと考へなば、此は甚だしき無理なるべし。

【五】卷二、五十一オ。
【六】般若燈論釋第十一[?]、卷一、百十三オ、入大乘論上、卷二、六十七オ。堅意は大乘法界無差別論、究竟一乘寶性論の著者たる堅慧と同一人ならんとせらる。堅慧はサーラマチ[?]の譯名なれど、堅意は別人[?]也。

現在百論の釋が特に其外道說を何れの學派の說と指定するに於て誤に陷れること、破神品第二の註中具さに指摘したるが如し。破神品所破の我の考は數論、勝論、正理（Nyāya）の三派の說にして決して釋者婆藪開士のいふが如く數論勝論二派の說のみにあらず。世親菩薩唯識廿論に於て明に正理派の說を知り居りしことを示し、又佛性論に於ては數論說を破する部に正理派の說を混じて破したるが如く、正理派の說に通じ居たることを知り得るに百論釋にては我に關して全く異る正理說を數論說と混ずる如きは同一人の作としては全然解すべからず。更に數論說に關しても百論釋の說く所と佛性論の所說とは一致せざる矛盾あり。其他外道說を誤れるあり、又外道說を釋するに佛敎說を以てなす如きありて、到底婆藪を世親菩薩と同一人と見るを得ざらしむるのみならず、其釋も世親菩薩自身の釋程に優れたりとは見得べからず。されど僧肇の序以來婆藪開士が釋家の長なること一般に認められたるに、其傳全く不明なるが爲めに、此の如き優れたる開士を支那に知られたる論師中に求めんとせるが故に、之を婆藪の名と最も近き婆藪槃豆即ち世親菩薩に求めて、同一人となすに至れるに過ぎざるべし。傳譯者羅什三藏及び其弟子すら同一視すべき事を示さざるを、取りて以て强ひて同一視するの何等の要なかるべし。若し世親菩薩入寂の年代にして現代の學者がいふが如く三百五十年頃とすれば年九歲（三百四十九年）にして罽賓に到り小乘佛敎に於て博學なる名德槃頭達多（Vasudatta）に師事し、其後間もなく阿毘曇六足に精通せし羅什三藏

【七】眞諦三藏大乘唯識論釋には正理の原名の音譯も擧げらる。

が、大毘婆沙を研究し迦濕彌羅佛教徒に俱舍論を與へて物議を生ぜしめたる世親菩薩の名聲を聞知せざりし事は考へられず。三藏已に其名聲を聞き居たりとせば、婆藪槃豆を殊更婆藪となす事も考へられず。故に現今の史料のみにては之を同一視することは到底首肯せられずとなす外なかるべし。婆藪開士は世親菩薩と同一人ならずとするも其傳記の不明なること前述せるが如し。年代に關しては提婆菩薩の年代より考へて其最上限を三百年と見るべく、最下年限は前の青目と同じく三百五十年と見るを得。故に青目と婆藪とは殆んど同時の人となる。此點は中論釋と百論釋とを比較するも首肯し得る所なり。

百論の漢譯は僧肇の序より知らるる如く羅什三藏によつて弘始四年(四百二年)に一度譯出せられたるも其譯完全ならざりしが故に、弘始六年再び譯出せられたるなり。是れ即ち現存の百論にして、此再譯は恐らく初譯以上に潤補せられたる所あるべきも、今初譯存せず、又原梵文出でざれば、一に其再譯によるの外なし。

【三、百論の本偈】 僧肇の序に百論は本來二十品、各品に五偈あり、合せて百偈となる故に之を百論と稱するものなるが、譯者は後十品此土無益として全く之を省き、唯前十品五十偈のみを譯したりとなす。提婆菩薩傳にも百論二十品とあれば、元來二十品なりしものか。現存百論は譯者が特に本偈と釋文とを區別するの用意をなしたるに拘らず、一見甚だ視易からざるものあり。されば下に其全體

の本偈を寫出して一覽に便し、更に之によつて多少の研究に進むべし。但し釋文より本偈を分つには一に前後の文勢と百論疏とに考へたれば、必らずしも現行刊本と全同にはあらず。理由は凡て以下國譯の註中に示したり。又論難解答の側を示す爲めに外と內とを細字を以て表はし置きたり。

捨罪福品第一

頂禮佛足哀世尊　於無量劫荷衆苦　煩惱已盡習亦除　梵釋龍神咸恭敬

亦禮無上照世法　能淨瑕穢止戲論　諸佛世尊之所說　並及八輩應眞僧。

內、惡止善行法、外、汝經有過、初不吉故。內、不然、斷邪見故說是經。無吉故、自他共不可得故。外、是吉自生故。如鹽、內、前已破故。亦鹽相鹽中住故、外、如燈。內、燈自他無闇故、外、初生時二俱照故。內、不然、一法有無相不可得故、不到闇故。外、如見星故、內、太過實故。若初吉。余不吉。外、初吉故。余亦吉、內、不吉多故、吉爲不吉、外、如象手。內、不然、無象過故、外、善行應在初、有妙果故、內、布施等善行故、是惡止善行法、隨衆生意故、佛三種分別、下中上人施戒智、爲報施是不淨、如市易故、持戒求樂報、爲婬欲故、如覆相。外、若上智者、鬱陀羅伽。阿羅漢等爲上。內、爲世界繫縛故不淨、如怨來親、取福捨惡是行法、俱捨。外、福不應捨、以果報妙故。亦不說因緣故、內、福滅時苦。罪住時苦、外、常福無捨因緣故。不應捨。內、福應捨。二相故。汝言馬祀福報常者、但有言說、無因緣故、有漏淨福無常故、尙應捨、何況雜罪福、外、若捨福、不應作。內、生道次第法、如垢衣浣染、外、捨福依何等、內、無相最上。

破神品第二

外、不應言一切法空無相、神等諸法有故、內、覺若神相、神無常、外、不生故常、內、若爾覺非神相、覺行一處故、若爾神與覺等、若以爲遍則有覺不覺相、外、力遍故、無過、內、不然、力有力不異故、外、因與合故、覺力有用、內、墮生相故、外、如燈、如色、內、不然、自相不了故、外、神知合故、如有牛、內、牛相牛中住、非有牛中、外、能用法故、內、不然、知卽能知故、燈不知色等故、外、馬身合故、神爲馬、內、不然、身中神非馬、外、如黑疊、內、若爾無神、外、如有杖、內、不然有杖非杖、若覺相神不一、外、一爲種種相、如頗梨、內、若傳罪福一相、外、不然果雖多作者一、如陶師、內、陶師無別異、外、實有神、比知相故、內、不知非神、外、行無故無知、如煙、內、不然、神能知故、見去者去法到彼故、外、如手取、內、取非手相、外、定有神、覺苦樂故、內、苦樂亦斷、外、不然無觸故、如空、內、若爾無去、外、如盲跛、內、異相故、外、如舍主燒、內、不然、無常故燒、外、必有神、取色等故、內、何不用耳見、外、不然、所用定故、如陶師、內、若爾盲、外、有神、異情動故、一物眼身知故、如人燒、內、人燒、外、如意、內、神亦神、外、云何除神、內、如火熱相、外、應有神、宿習念相續故、生時憂喜行、內、遍云何念、外、合故念生、若念知、外、應有神、左見右識故、內、共合二眼、外、念屬神故、神知、內、不然、分知不名知、外、神雖分知、神名知、如身業、內、若爾無知、外、如衣分燒、內、燒亦如是。

破一品第三

外、應有神、有一瓶等神所有故、內、若有一瓶一、如一、一切成、若不成若顚倒、外、物有一故無過、內、瓶有二、何故二無瓶、外、瓶中瓶有定故、內、不然、瓶有不異故、外、如父子、內、不然、子故父、外、應有瓶、皆信故、內、有不異故、一切無、外、如足分等名身、內、若足與身不異、何故足不爲頭、外、諸分異故無過、內、若衞無身、外、不然、多因一果現故、如色等是瓶、內、如色等瓶亦不一、外、如軍林、內、衆亦如瓶、外、受多瓶故、〔八〕內、非色等多故瓶多、外、有果、以不破因、有因故果成、內、如果無、因亦無、三世爲一、外、不然、因果相待成故、如長短、內、因他相違共過故、非長中長相、亦非短中及共中。

【八】刊本に外曰、受多瓶[illegible]汝說色分等多[illegible]とありて汝說色分等を論の本文としたり。

破異品第四

內、若有等異一、一無、外、不然、有一合故、有一瓶成、內、若爾多瓶、外、總相故、求那故、有一非瓶、內、若爾無瓶、外、受多瓶、內、一無故多亦無、初數無故、外、瓶有有合故、內、瓶應非瓶、外、無無合故非非瓶、內、今有合瓶故、外、不然、有了瓶等故、如燈、內、若有法能了如燈、瓶應先有、若以相可相成、何故一不二、外、如身相、內、若分中有分具者、何故頭中無足、有分如分、外、不然、微塵在故、內、若集爲瓶、一切瓶、外、如縷滴集力、微塵亦爾、內、不然、不定故、外、分分有力、故非不定、內、分有分一異過故、外、汝是破法人、內、無見有有見無等。

破情品第五

外、定我所、有法現前有故、内、見色已知生何用、若不見色、因緣無故生亦無、若一時生、是事不然、生無生共不一時生、有故、無故、先已有故、若眼去遠處見、若見已去、復何用、若不見去、不知所取、無眼處亦不取、外、眼相見故、内、若眼見相應自見眼、外、如指、内、不然、觸指業故、外、光意去故見色、内、若意去到色、此則無覺、外、如意在身〔九〕、内、若爾不合、外、不然、意光色合故見、内、若和合故見生、無見者、外、受和合故以色成、内、意非見、眼非知、色非見知、云何見。

破塵品第六

外、應有情、塵等可取故、内、非獨色是瓶、是故瓶非現見、外、取分故一切取、信故、内、若取分、不一切取、外、有瓶可見、受色現見故、内、若此分現見、彼分不現見、外、微塵無分故、不盡破、内、微塵非現見、外、瓶應現見、世人信故、内、現見無非瓶無、外、眼合故瓶實、内、如現見生無有亦非實、外、五身一分破餘有〔一〇〕、内、若不一切觸、云何色等合、外、瓶合故、内、異除云何瓶觸合、外、色應現見、信經故、内、四大非現見、云何生現見、外、身根取故四大有、内、火中一切熱故、外、色應可見、現在時有故、内、若法後故初亦無、外、受新故有現在時、内、不然、生故新、異故故、得決定。

破因中有果品第七

外、諸法非不住、有不失故、無不生故、内、若果生故有不失、因失故有失、外、如指屈伸、内、不然、業能

〔九〕 明本には如字なし。
〔一〇〕 明本には餘分有となす。

異故、外、如少壯老、內、不一故、若有不失、無失、外、無失有何咎、內、若無無常無罪福等、外、因中先有果、因有故、內、若因中先有果故有果、果無故因無果(一)、因果一故、內、若因果一、無去來、外、名等失生故(二)、內、若爾無果(三)、外、不定故、內、若泥不定、果亦不定、外、微形有故、內、若先有微形、因無果、外、因中應有果、各取因故、內、若當有有、若當無無、外、生住壞次第有故無過、內、若先生非後無果同、外、汝破有果故有斷過、內、續故不斷、壞故不常。

破因中無果品第八

外、生有故一當成、內、生無生不生、外、生時生故無咎、內、生時亦如是、外、生成一義故、內、若爾生後、外、初中後次第生故無咎、內、初中後非次第生、一時生亦不然、外、如生住壞、內、生住壞亦如是、一切處有一切、外、定有生、可生法有故、內、若有生無可生、自他共亦如是、外、定有、生可生共成故、內、生可生不能生、有無相待不然、外、生可生相待故、諸法成、內、若從二生、何以無三、外、應有生、因壞故生亦滅、因中果定故、因果多故、外、因果不破故、生可生成、內、物物非物、非物互不生、不異故。

破常品第九

外、應有諸法、無因法不破故、內、若强以爲常、無常同、外、了因故無過、內、是因不然、外、應有常法、作法無常故、不作法是常、內、無、亦共有、外、定有虛空法、常亦遍、亦無分、一切處一切時信有故、內、分

【一】刊本に中字なし。
【二】刊本は名等失を名等生故となす。
【三】刊本は若爾因無果となす。

中分合故、分不異。外、定有虚空、遍相亦常、有作故。內、不然、虚空處虚空、實無空故。外、有時法、常相有故。內、過去未來中無。是故無未來、外、受過去故、時有、內、非未來相過去、外、應有時、自相別故、內、若爾一切現在、外、過去未來行自相故無咎、內、過去非過去。外、實有方、常相有故、內、不然、東方無初故、外、不然、是方相一天下說故、內、若爾有過、外、雖無遍常有不遍常微塵。是果相有故、內、二微非一切身合、果不圓故、若身一切合、二亦同壞〔二四〕、微塵無常、以虚空別故、以色等別故〔二五〕、有限法有相故、外、有涅槃法、常、無煩惱、涅槃不異故、內、不然、涅槃作法故、外、作因故、內、不然、能破非破。外、無煩惱果、內、縛可縛方便異此無用、外、有涅槃、是若無、內、異處何染〔二六〕、外、誰得涅槃、內、無得涅槃。

破空品第十

外、應有諸法、破有故、若無破余法有故、內、破如可破。外、應有諸法、執此彼故、內、一非所執、異亦爾。外、破他法故、汝是破法人。內、汝是破人、外、破他法故、自法成、內、不爾、成破不一故〔二七〕、成有異〔二八〕、外、說他執過自執成、內、破他法自法成故、一切不成、外、不然、世間相違故、內、是法世間信、外、汝無所執是法成、內、無執不名執。如無。外、汝說無相法、故是壞法人、內、破滅法人是名滅法人、外、應有法、相待有故、內、何有相待、一破故、外、汝無成是成、內、不然、有無一切無故、外、破不然、自空故、內、雖自性空、取相故縛、外、無說法大經無故、內、有第四、外、若空、不應有說、內、因俗故

〔二四〕刊本は當の本文とせず。
〔二五〕刊本は以色味等となす。
〔二六〕刊本には異處云何可染とあり。
〔二七〕刊本は非一となす。
〔二八〕刊本に成名有異となす。

無過、外、俗諦無不實故、內、不然、相待故、如大小、外、知是過得何等利、內、如是捨我名得解脫、畢竟清淨故(一九)。

以上の本偈に於て其文字を數へ見るに約二千二百內外にして之を偈として數ふれば(二〇)六十九偈弱なり。而して第一品に九偈强、第二品に十二偈强、第三品に四偈弱、第四品に五偈半弱、第五品に五偈弱、第六品に六偈弱、第七品に五偈半强、第八品に五偈强、第七品に九偈强、第十品に七偈弱存す。若し刊本との異同を去りて全く刊本に就くとするも、此等の數は甚だしき大差を生ぜず。故に此等の點より見れは僧肇の序の傳ふる所は事實上正確ならず。或は嘉祥大師がいふが如く漢譯文が一品五偈の原則を破り居るは(二一)三義によるといふも、五偈より少きものは第三第五の二品のみにして他品の過多を平均するを得ずして全體に於て殆んど六十九偈となり居るを見れば、十品五十偈となすは不當といはざるを得ず。故に僧肇の傳ふる所を以て事實上信ずべからずとなすか、又は飜譯の際甚だしく附加せられたりとなすか、若しくは省かれたる後十品の論文を此前十品中に加へたりとなすか、何れかに於て其解決を求めざるべからず。されど此等の選擇事項に就いては猶少しく他の方面を觀察するを要すべし。

【一九】刊本は論の本文とせず。

【二〇】散文を偈として數ふるときは三十二字を一偈となす。是梵文の詩形の法則より來ることにして正しき數へ方なり。漢譯に偈として表はす場合は五言四句廿字を一偈となす等一定せざれど、此際は一見して判じ得れば差支なきなり。

【二一】百論序の最後の註を見よ。

【四、百論と四百論並に廣百論】 百論は單に漢譯にのみ存して西藏にも存せず、又梵文にも現今知られ居らざるを以て甚だ珍重すべきものなりと雖、同じく提婆菩薩の著述たる〔二〕四百論又は四百觀論(Catuḥśataka 又は Catuḥśatika)が數數單に百論(Śataka)と稱せられて引用せらるるが故に、此と漢譯百論並に漢譯廣百論との相互の關係を知ることは百論研究上重要なる事なるを以て以下少しく此關係を研究すべし。

四百論は西藏譯に現存し其名には〔三〕Catuḥśataka-śāstrakārikā(四百論頌)といふ。梵文中論註釋者たる月稱論師之に註釋して Bodhisattva-yogācāra-catuḥśatakaṭīkā(菩薩瑜伽行四百論釋)又は單に Catuḥśatakavṛtti(四百論註)と稱し、同じく西藏譯に存す。本論全體は十六品に分れ、其中第七品に廿三偈、第八品に廿四偈、第十一第十二の二品に各二十六偈ある外は、各品に廿五偈づつありて、合計三百七十五偈あり〔四〕、是れ其書名の出である所以なり。梵文は完全なるものは現存せざれど其斷片は甲谷他のハラ、プラサード、シャーストリー(Hara Prasād Śāstrī)博士によりて發見せられ、千九百十四年同氏によつて出版せられたり。本國譯者は數年前博士を其寓居に訪問したる際其一部を寄贈せられ、漢譯に對照[illegible]を求めたるに百論に合するなく、寧ろ玄奘三藏譯の廣百論本に一致するものにして、其一致は四百論

【二】梵文中[illegible]な見よ。

【三】又は Bodhisattva-yogācāra-catuḥśatakaṭīkā [illegible]といふ。

【四】又[illegible]ハラ、プラサード、シャーストリー博士[illegible]なり。されど若し十六品凡てが各廿五偈[illegible]四百偈となりて書名に一致すべし。

の後半第九品が（三五）廣百論の第一品に一致し、乃至第十六品が第八品に一致するを示し、前半八品は廣百論に存せざるを知る。廣百論にては各品凡て廿五偈より成り、合せて二百偈を有し、梵文斷片の第九品以下と精密に符合し、而かも梵文註釋者及び出版者が四百論の本偈ならずとなす偈すら漢譯は、特に第十二品に於て、本偈として之を有するもの四あり。今之を梵文註釋の意より推して考ふれば明に是四百論の本偈なり。故に此第十二品は十四偈ならずして少くとも十八偈を有せざるべからず。此點より考ふれば梵文斷片の出版者が第七品、第八品、第十一品、第十二品に於て偈數は他の十二品と異りて廿五偈よりも少しとせるは信用せられずといふべく、玄奘三藏及び護法論師の說より推して各品皆廿五偈、合計四百偈を有すとなすを正しとすべし。今梵文斷片出版者の表に倣ひて、出版者の數へたる數に則り、梵文斷片が西藏の第何偈に相當するかを示し、之を更に漢譯の第何偈に一致するかを表示すべし。梵文出版者は今いへる偈數に於て誤ありと知らるるのみ

【三五】漢譯第一品第二偈（卽ち梵文斷片四百八十二頁）の前半は第十五行、第十八――十九行の釋文中にあり。但し最後の二綴不足す。恐らく前に別出せられ居たりしが爲めなるべし。而して其後半は其頁に偈として出さる　此偈が卽百九十九ならざるべからず。此偈については梵文中論註三百九十七頁に引用あれば漢譯の正しきを知り得。又漢譯第二偈の前半の一部は四百八十二頁第廿八――廿九行に釋文として存し從つて四百八十三頁の百九十九となす半偈の前半は偈ならず唯後半が偈の一部なり。而して此偈は第百九十九偈ならで、第二百偈の前半なり。四百九十一頁の初偈は第二百五十四偈の前半と後半とにして次は第二百五十五偈の前半なり。四百九十八頁の最後は第二百七十二偈の前半なれば、前の一偈が第二百七十一偈の全體にして次は二百七十二偈の前半なり。五百九頁の最後が第三百十七偈の後半なれば此前の半偈は第三百十七偈の前半なり。五百十

ならや、本來偈の一部分なるべきを釋文中に混じたるあり、又偈ならざる部分を偈の一部となしたるあり、從つて偈の數へ方に錯誤を生じたるありて、其儘には用ひられざる點あれば改訂を要す。下の表中には凡て之を訂正したる結果を以て示したり。

西藏譯梵語品名	偈　數	梵文斷片偈數	漢譯品名	偈數及び梵文との一致
1. Nitya-viparyāsa-prahāṇa-upāya-sandarśana（常顚倒を斷ずる方便の示說）	1—25 (25)	19, 21, 22, 25. (4)		
2. Sukha-viparyāsa-prahāṇa-upāya-sandarśana（樂顚倒を斷ずる方便示說）	56—59 (25)	32—37 (6)		
3. Śuci-viparyāsa-prahāṇa-upāya-sandarśana（三六）（淨顚倒を斷ずる方便の示說）	51—75 (25)	73—75 (3)		
4. Ahaṅkāra-viparyāsa-prahāṇa-sandarśana（我執顚倒を斷ずる方便の示說）	76—100 (25)	76, 77, 89—92, 98—100, (9)		
5. Bodhisattva-ācāra-sandarśana（菩　薩　行　の　示　說）	101—122 (25)	101 (1)		
6. Kleśa-prahāṇa-upāya-sandarśana（煩惱を斷ずる方便の示說）	126—150 (25)	欠		
7. Manuṣya-kāma-bhoga-ālaya-prahāṇa-upāya-sandarśana（人の五欲享樂に對する執着を斷ずる方便の示說）	151—173 (23)	159—169 (11)		

三頁の初半偈は第三百四十七偈の前半にて次の半偈が其後半なり。第三百四十八偈とある半偈は唯其前半丈にて、其後半は唯其一部のみ次に存す。

【三六】梵文斷片にある題號は單に不淨觀(Aśuci-cintā)とあり。

8. Pārikarmika (備準完成？)	174—197 (24)	175—186. 192—197, (18)		
9. Nityārtha-pratiṣedha-bhāvanā-sandarśana (常なるものを否定する修習の示說)	198—222 (25)	198—203, ½, 252, (7½)	破常品第一	(25) 1— 6, ½, 25,
10. Ātma-pratiṣedha-bhāvanā-sandarśana (我を否定する修習の示說)	223—247 (25)	223—226, 233—233, (10)	破我品第二	(25) 1, 4, 11, 16.
11. Kāla-pratiṣedha-bhāvanā-sandarśana (時を否定する修習の示說)	248—261 (14)	224—259 (6)	破時品第三	(25) 7— 12
12. Darśana-pratiṣedha-bhāvanā-sandarśana (見を否定する修習の示說)	265—275 (14)	265—271, ½, 14, (11½)	破見品第四	(25) 4— 14, ½
13. Indriya-artha-pratiṣedha-bhāvanā-sandarśana (根の對象物を否定する修習の示說)	276—300 (25)	288—300 (13)	破根境品第五	(25) 13— 25
14. Antagrāha-pratiṣedha-bhāvanā-sandarśana (邊執を否定する修習の示說)	301—325 (25)	301—321 (21)	破邊執品第六	(25) 1— 21
15. Saṁskṛta-artha-pratiṣedha-bhāvanā-sandśana (有爲のものを否定する修習の示說)	326—350 (25)	½, 344—347, ½, 340—350, (7)	破有爲相品第七	(25) ½, 19— 25
16. Śiṣya-vinirṇaya (弟子訓誨)	356—375 (25)	351, ½ (1½)	教誡弟子品第八	(25) 1, ½

右の表を一見するときは廣百論と梵文斷片の後八品と全く吻合するを知り得べく、之によつて廣百論は本來四百論の一部なるを推定するも何等の過なかるべきなり。然らば何故に廣百論が唯四百論の後半のみを有して完本として存するか。或は玄奘三藏か翻譯の際四百論の後半のみを譯出して廣百論

と名づけたるが如く想像し得られんも、廣百論には護法菩薩の釋するありて其釋は大乘廣百論釋論として漢譯藏經中に存し、同じく玄奘三藏の譯なるより見れば、其釋の初頭の文より考へて明に已に印度に於て四百論の後半のみが獨立に存せしことを知り得べし。何故に後半のみが獨立の一書となりしかは之を西藏譯の品名より見れば前七品は斷方便（Prahāṇa-upāya）を說き第八品にて一度完結し、第九より第十五までは〔二七〕破修習（Pratiṣedha-bhāvanā）を說き第十六品にて完結し、前八品と後八品と互に體裁を同じくし、又其內容も前者は後者中に含まれ得べきものなることを想像推定し得る程なるを以て、此點より考ふれば後八品のみを獨立のものとも見られ得べく、已に印度に於て之を別出して研究したるなるべく、護法菩薩は其後八品のみのものを取りて之に註釋したるなり。西藏譯より見れば第九品以下には百七十八偈あり、漢譯にては二百偈存するに何故に之を廣百論と稱して百論の名稱を保持するか。四百論又は婆藪開士釋の百論の例よりいへば二百論と稱すべきを期待し得べきにあらずや。蓋し四百論其者が月稱論師によつて呼ばるる如く百論とも稱せられたりとせば廣百論はむしろ小百論と稱せられ得べきにあらずや。是れ甚だ解し難き點なれど、蓋し四百論が已に百論とも稱せられたるが如く廣百論の梵本も百論と稱せられありしを玄奘三藏が翻譯の際、已に支那に存せし羅什三藏譯の百論と區別する爲めに廣の一字を加へたるにあらざるか。論

【二七】漢譯は修習の文字を表はさず、又梵文斷片も漢譯と一致して「常のものの否定」（Nitya-artha-pratiṣedha）となしBhāvanā-sandarśana を省きたり。

本より見るも釋論より見るも特に廣百論と呼ばれ居たる證となるべき何等の形跡なし。

四百論又は四百觀論は已に羅什三藏に知られ居たることは中論の第廿七品第廿五偈に當る偈よりも、又同人譯提婆菩薩傳の所載よりも推斷し得。玆に於てか僧肇の百論序にいふ後十品此土無益として三藏之を省きたりとの傳說は、之を信じ得とせば、漢譯百論は四百論の前半に當らずやと想像せしめざるにあらず。若し然りとせば四百論の前後兩半は羅什三藏以前に已に別本二部として流行し居りしを知り得んか。されど此點について猶以下に於て更に少しく論ずべし。

提婆菩薩の言又は書は後世他の人人に引用せらるるもの必らずしも少からず。梵文中論註にては月稱は數數之を引用したり。

二ノ廿五、八ノ十五、八ノ二十（梵斷百九十二）、八ノ廿二（梵斷百九十四）、八ノ廿五（梵斷百九十七）、九ノ二（梵斷百九十九）、九ノ五（梵斷二百二）、十ノ三（梵斷二百廿五）、十ノ十七、十ノ廿五、十一ノ十五、十二ノ廿三、十三ノ一二、十三ノ廿五（梵斷三百）、十四ノ十五（梵斷三百十五）、十六ノ廿五〔二八〕。

此等は百論に曰はく、或は提婆阿闍梨の百論に曰はく、又は聖天師曰はくとして引用せるものにて明に四百論を百論と稱せるを示す。又漢譯論藏中提婆菩薩の言は下の如く引用せらる。

一、中論、如四百觀中說、

【二八】九ノ二以下は順次廣百論のものに該當す。

眞法及說者　聽者難得故　如是則生死　非有邊無邊（著一、五十一オ）〔二九〕。

二、順中論、如阿闍梨提婆偈言、

一法名無體　以無和合故　若一無體者　是則無和合（著二、三十三ウ）〔三〇〕。

三、佛性論、如提婆法師說偈言、

意識三有本　諸塵是其因　若見塵無體　有種自然滅（著二、九十二ウ）〔三一〕。

四、般若燈論、如提婆菩薩百論偈言、

使一切諸法　若先有自體　如是有眼根
云何不自見（著一、七十三ウ）〔三二〕。

如百論偈曰

離住無法體　無常何有住　若初有住者
後時不壞故。
若常有無常　一切時無住　若先是常者
復不得無常。
若無常與住　共法體同時　有住無無常
有無無無住（著一、八十一ウ）〔三三〕。

【二九】入大乘論（著二、六十七ウ）、如尊者提婆所說偈、
生得値法難　聽者亦復難
生死雖無際　聽法故有邊。
と同一なり。

【三〇】次の〔三二〕般若燈論引用中の最後の偈文となり居るものと同一なるべし。

【三一】般若燈論（著一、百十三ウ）、如經偈言、
識是諸有種　彼識行境界
見境無我已　有種子皆滅
入大乘論（著一、六十七オ）、
有尊者提婆所說偈、
識是種子義　量行於六塵
若見諸塵空　有芽則斷滅。
廣百論第十六品第廿五偈と同じ。

【三二】廣百論第五品第十六偈と同じ。梵文斷片第十三品第二百九十一偈を見よ。又百論疏破情品第五に此と同じ[illegible]。

【三三】大乘中觀釋論（著二、十三ウ）百論頌言、
住何有滅相　無常何有住
若先有住法　後不復應有、
若常有無常　有住不有常
或先有無常　後即不有常、
無常與住同　若有之體者
有住何亦妄　並有住亦妄。

如百論中說

世間名字由和合有法體非有體非有故亦無知合

(著一、百十九ウ)(三四)。

五、入大乘論、如尊者提婆所說偈、

薄福之人　不生於疑　能生疑者　必破諸有

(著二、六十二オ)(三五)。

一法若有體　諸法亦復然　一切法本無　因緣
皆悉空　眞實觀一法　諸法不二相　諦了是空
已　則見一切空(著二、六十六オ)。

諸法相續有　則非是斷滅　因滅故果生　不得名爲常(著二、六十六オ)(三六)。

不空而見空　我應得涅槃　邪見非涅槃　如來之所說(著二、六十六ウ)(三七)。

無量億劫中　常在凡夫地　汝今應當知　未來亦如是(著二、六十七ウ)。

或現作師長　或復爲弟子　以種種方便　以化諸凡愚　自在於諸趣　常爲衆恭敬　若不恭敬者　是大
憍慢業(著二、七十二オ)。

六、大乘中觀釋論、如尊者提婆所說頌言。

とあり同一の三偈なり。廣百論第三品第十七偈、第廿三偈、第廿四偈と同じ。

【三四】前の順中論のものと同一なるべし。

【三五】此の原文は次の梵文斷片第八品にあり、第百七十八偈なり。

Asmin dharme'lpapuṇyasya
sandeho'pi na jāyate,
Bhavaḥ sandehamātreṇa
jāyate jarjarīkṛtaḥ (178).

【三六】廣百論第二品第廿五偈と同一なるべし。百論破因中有果論第七の最後及び破因中無果論第八中に此說あり。

【三七】此原文は次の梵文斷片第八品にある第百八十偈なり。

Nā'śūnyaṁ śūnyavad dṛṣṭaṁ
nirvāṇaṁ me bhavatv iti,
Mithyādṛṣṭe na nirvāṇaṁ
varṇayanti tathāgatāḥ (180).

如衣因所成　能成因別異　成法若自無　別異因何有(著二、四ウ)。

七、成實論、又四百觀中說、

小人身苦、君子心憂(藏二、五十ウ)。

廣瀚なる論藏中提婆菩薩の言も猶多く引用せられ居るべしと雖、最も見易き中に於て右の如く存す。以上十七偈中四百論に存すと確め得たるもの少くとも十偈に及ぶ。其他も恐らく四百論の前八品中に發見せらるべし。而して中論、成實論は四百觀と稱するに般若燈論、大乘中觀釋論が百論と呼ぶを以て見れば、四百論が百論とも稱せられたること疑なく、決して單に百論といふの故を以て羅什譯百論と同一視すべきにあらず。のみならず、以上の十七偈は羅什譯百論中には全く發見せられざるものなり。却つて反對に羅什譯百論の各品の中心思想は四百論の後半廣百論の所所に發見せられ得べし。此點より考ふる時は恰かも十二門論が中論に對する關係と同じく百論は四百論に對する入門書序論として著はされたるものにあらずやと考へらる。故に百論は決して四百論の前半にのみ相當するにはあらずして其全體に對する序論と見るを至當とすべし。僧叡の傳ふる所は必らずしも四百論と廣百論との廣略關係を知りて百論の事と混じたりと見るべきにあらずして、寧ろ百論が飜譯の際裁縫刪補せられたるを示し居るものと見るべきにあらざるか(二八)。

【二八】二十品各五偈の傳説を成立せしむる爲には、或は此に出だせる論本文中の十偈あるものを取りて十品五十偈に當ふるとも不可能にはあらざるべきか。此點に關しては今後學者の研究の結果に待たん。

【五、提婆菩薩と瑜伽派】 義淨三藏が其南海寄歸傳にいへるが如く、印度の大乘佛教は中觀瑜伽の二宗にして中觀派は龍樹提婆二菩薩の教系をいひ、瑜伽派は無著世親二菩薩の唯識說を奉ずる系統なれば唯識派とも稱す。此二派は龍樹乃至世親の當時已に別派として存在したるにはあらずして後世學徒が其何れをか偏愛して別派となつて爭ひたるより相對峙するに至れるに過ぎず。無著世親二菩薩の學說は精密周緻にして世親菩薩の沒後其弟子竝に次の弟子の間研究するもの甚だ多く滔滔印度佛教全體を掩ふ程の全盛を得、從つて此間龍樹提婆二菩薩の學說に赴く者甚だ少なかりし狀態なりしなり。佛護淸辯二論師出世するに及びて中觀派勃然として昌へ、殊に淸辯論師の活動に依つて啻に中觀瑜伽の兩派相爭ふに至れるのみならず、中觀一派の中に於てすら論爭行はるるに至れり。曾て哲學雜誌上に其梗概を述べたるが如く當時の兩派の學說は已に龍樹乃至世親の眞說より異り來れるものなれば當時の學說が其儘直に龍樹乃至世親の學說中に存したるにはあらず。無著世親二菩薩の學說に於ては、決して龍樹提婆二菩薩の學說に反するにあらずして、寧ろ前者は後者の說に基いて更に發展せしめて少しく異れる方面を詳說し、相俟つて完璧なる佛教たり得る如くなしたるものと見るべきなり。殊に龍樹菩薩の佛教は極めて廣汎にして、殆んど凡ての後世發達の萠芽を含むもの、無著世親二菩薩の說も其萠芽を發揚せしめて至るべき處まで至らしめたるものと見るを得べきが故に後世の中觀派の固執するが如き偏小なる學說にはあらざりしなり。蓋し如何にして廣汎なりし龍樹佛教が中觀派の如き偏小

のものとなるに至れるやを考ふるに、是れ恐らく提婆菩薩を通じて見たるが爲めなるべし。菩薩の佛教亦必らずしも偏小なるにはあらずと雖、其最も目立つ行迹及著書より見れば偏小にも見へたるに由るべし。其れにも拘らず菩薩の學説は決して瑜伽唯識の説と相容れざるが如きものにあらざるが如し。此點に關して猶將來の研究に俟つべきものありと雖、今玆に二三の點について記し置くべし。

四百論の原名は已にいへるが如く菩薩瑜伽行四百論 Bodhisattva-yogācāra-catuḥśataka と稱せられたり。佛國の學者コルヂエール (P. Cordier) の造れる西藏藏經目錄 (Catalogue du Fonds Tibétain) には Yogācarya を Yogācarya となせども、翻譯名義大集 (Mahavyutpatti) を參照すれば其西藏語は Yogācāra となし得べきものにして、此が正しきことは梵文斷片中にも明に Bodhisattva-yogācāra-catuḥśataka とあるによりて知らる。Yogācāra は瑜伽派 (Yogācāra) の派名に用ひらるる語なれば、假令玆にては菩薩瑜伽行の如く一般的意義に用ひられ居るとするも、後世中觀瑜伽の二派が相背ひたることを念頭に置くものには、此語は直に、提婆菩薩と瑜伽説との間に何等かの聯絡あるにあらずやとの示唆を與ふるに足るものなり。勿論提婆佛教に七識八識の説は存せざりしと雖、世親菩薩が佛性論に於て菩薩の廣百論の一偈を證權として唯識的に解説したるより見れば、菩薩の説、殊に其識の思想は、清辯堅意が全く中觀説にて解するに拘らず、唯識的に解せられ得べきものにして、又甚だ其れに近かりしを知り得べし。特に唯識派の護法論師が廣百論を釋したるものを見れば徹頭徹尾唯識的に解し得るこ

と、到底安慧論師の大乘中觀釋論の比にあらざるを見る。元來中觀說は時間的に「如何にして」なる方面を探究し來れば唯識說を開展し得べきものにして、決して一方は實相論、一方は緣起論として互に內外俱空、內有外空と相異れるものにあらざるを知らば、提婆佛教に唯識的萠芽の存在を否定し得べからず。支那に於ては譯者眞諦三藏幷に義淨三藏が共に陳那菩薩の著とし、又其內容より見るも唯識的なること疑ふの餘地なき（三九）解拳論（又は掌中論）が西藏譯にて提婆菩薩の著として傳へらるるも、此の如き關係より混雜するに至れるにあらざるか。但し此書の著者を陳那菩薩となす支那傳は古くして而かも二回にも亙るが故に、西藏傳よりも信用し得べきこと固より論なし。

【三九】解捲論ともあり。拳の方可なり。英國亞細亞協會雜誌（千九百十八年、二百六十七頁以下）に此西藏譯、英譯、梵語還譯あり。

【六、百論の學說】　百論の學說については特に玆に論ずるの要なかるべし。嘉祥大師が常に百論は破邪を以て其中心となすといへるが如く、破邪に滿つと雖、其破邪は決して破邪の爲めの破邪にあらずして、建設の爲めなること殊に第一品、第六品、第七品、第九品の各の最後部幷に第十品に於て見らるるが如し。故に中論と其主意に於て何等の異なしといはざるを得ず。唯比較的に破邪多きが故に建設的方面なきかの如く誤解せらるるなり。三論の破邪は其儘顯正なることに併せ考へて右に指摘したる百論の文を見れば、中論の觀法品第十八、觀如來品第二十二、觀四諦品第二十四、觀涅槃品第二十五の趣意を有すること明なりといふべし。若

し前にいへる如く百論は結局四百論に對する序論の位置にあるものとすれば、破邪が此論始終を通じて用ひられ居るとは寧ろ至當なりと見るべきなり。加之三論宗の說にては百論の破邪は破不收、收不破、亦破亦收、不破不收の四句に分別せられ、破邪の最後は不破不收にして道門は曾て內外ならず、諸法實相は言亡慮絕して破收の議ずべきなしとなさるるが故に、破邪の當體が寬容なる收顯なること是れ亦論なきなり。

百論所破の外道說は以下の國譯百論の註中に指摘したるが如く、數論勝論正理の三派の說にして此點に於て重要なる歷史的資料を供給するものあり。數論說に於ては所謂二元論的數論說以外當時一元論的數論說の存在せしを知り得べく、勝論說に關しては當時現存勝論經の存在せしを推斷し得べく、之より進んで現存勝論經が龍樹菩薩以前の作となすを得る材料を供給し、正理學派に關しては當時已に其特殊の說を有して一學派として形成しつつありしを示す。此の如く印度の一般哲學史に對して貴重なる史料をなす。更に此等の點を其釋及中論の釋と比較するときは猶一層確實なる證明根據となるものあり。但し百論の釋文は正理學派幷に尼乾子說について確ならざるものあり。婆藪開士が正理學派の說たるべきものを數論學派の說たるが如くなすは、唯、如盲瞼の一本文に誤られたるものならんも、甚だしき缺點なるべく、又尼乾子の說に關しては釋者は百論所破の外道は數論、勝論、尼乾子の三派等の說なるかの如くなせど、百論の本文よりは尼乾子說に關係するもの殆んど發見せら

れずといふを得る程なり。釋者が尼乾子說が所破の一なりと見たるは恐らく廣百論より得來れる考なるべし。廣百論にては破我品第二の第十八偈、或觀我周遍、或見量同身、或執如極微、智者達非有に於て數論勝論正理并に尼乾子說(第二句即ち是なり)に關說し、破見品第四には離繫外道として其說を破したり。離繫は Nirgrantha の譯にして〔四〇〕尼乾陀 (Nirgantha) と全く同じ。

佛教の歷史について考ふるに佛教が外道說を引用することは已に大毘婆沙論等にも存すれども、其最も盛に引用し而かも辯駁するに至れるは龍樹提婆二菩薩以後なりとす。二菩薩に於ては其學說の性質上他說を破すに至れるものなるが、此活動ありて以來は外道各派に於ても亦佛教說を破すること流行するに至れり。而して特に中觀、瑜伽の說が所破となり居ること多きより考ふれば、同じく龍樹提婆二菩薩の活動に其動機を有するを知るに足る。現今所謂六派哲學と稱せらるる學派に於て、各派の經は其製作の年代にして二菩薩以前のものならば佛教說を破することなけれども、二菩薩以後のものは之を破せざるなく、之によつて其製作年代の大體を決定するを得る程なり。而して經に於て佛教を破せざるものにありても次に製作せられたる其經の註釋書に於ては特に佛教を破せざるなきの狀態なり。二菩薩活動の影響亦大なりといふべし。

〔四〇〕尼乾子は乾尼陀といふを正しとす。百論捨罪福品第一の註1)を見よ。

第三　十二門論

【一、著者及び釋者】十二門論の著者は龍樹菩薩なれば三論としては中論、十二門論、百論の順序に呼ぶべきが如くなれども、古來中百十二門論の順となすを通常とす。

十二門論の釋は、之を何人の作と見るべきかに就いて嘉祥大師の十二門論疏によれば古く已に中論と同じく青目の作と見たる學者ありしが如し。其理由とする所は所所に中論の偈を引用すれば是の論主よりも後の人の所引と見ざるべからずといふにあり。嘉祥大師は之に反して龍樹自身の釋なりとなして三種の理由を擧げたり。

十二門論には明に中論の偈を引用し、明に中論と指名するものあるのみならず、其釋に於ても中論の釋と全く同一字を以てするものもありと雖、是れ必らずしも龍樹菩薩の釋ならずとの理由となすに足らず。龍樹菩薩は大智度論に於ても中論の偈として引用せるあり、十住毘婆沙論には中論と指名せざれども、中論の偈を引用したる事實あれば、指名及び引用は龍樹の釋を否定するの理由とならず。又中論釋と一致する釋文は觀相門第四の中論引用の文にして特に其門第二偈の釋なり。されど此は恐らく譯者羅什三藏の改變せし部分にして中論の漢譯より取來れるものなれば、之を以て青目釋と斷定する

を得ず。況んや他の中論より引用せる偈文の釋に於ては青目釋と一致せざるありて明に是れ釋者の異れるを示すに於てをや。十二門論釋文には特に第一人稱を用ひ居るが故に、此等の點より考ふれば龍樹菩薩自身の釋と見るを至當となすべし。

【二、組織及び學說】十二門論は其名の示すが如く十二門より成り、偈文は凡てにて廿六存すれども、以下國譯十二門論の註の中にいへるが如く、各門一偈を有するを原則とし、之を釋するとき中論幷に空七十論の偈を引用して解釋したるなり。故に本來は十二偈より成る書なり。

觀因緣門第一

衆緣所生法　是卽無自性　若無自性者　云何有是法

觀有果無果門第二

先有則不生　先無亦不生　有無亦不生　誰當有生者

觀緣門第三

廣略衆緣法　是中無有果　緣中若無果　云何從緣生

觀相門第四

有爲及無爲　二法俱無相　以無有相故　二法則皆空

觀有相無相門第五

有相相不相　無相亦不相　離彼相不相　相爲何所相

觀一異門第六

相及與可相　一異不可得　若無有一異　是二云何成

觀有無門第七

有無一時無　離無有亦無　不離無有有　有則應常無

觀性門第八

見有變異相　諸法無有性　無性法亦無　諸法皆空故

觀因果門第九

果於衆緣中　畢竟不可得　亦不餘處來　云何而有果

觀作者門第十

自作及他作　共作無因作　如是不可得　是則無有苦

觀三時門第十一

若法先後共　是皆不成者　是法從因生　云何當有成

觀生門第十二

生果則不生　不生亦不生　離是生不生　生時亦不生

以上の十二偈が本來の偈にして此外に第一門に空七十論の一偈、第三門に中論の二偈、第四門に中論の十偈、第十門に中論の一偈を引用せるなり。而して本來の十二偈中第三、第五、第八、第十の四偈は中論の偈を取りたるものにして、第七の一偈は空七十論の第十九偈より取りたるものなれば、十二門論獨得の偈と稱し得べきものは第一、第二、第四、第六、第九、第十一、第十二の七偈に過ぎざることとなる。而かも其七偈すら凡て中論の中に似たるものを發見し得るもののみなり。此事實のみより考ふるも、十二門論は本來中論の入門書概論として述作せられたるものなることを推知し得べし。

本論の含む學說については之を詳述するの必要なし。全體の主意が空を說くにあることは最初に大分深義所謂空也とあるによりて知らるるのみならず、各門の最後に凡て諸法及び人我の空なるとを斷定するによつて確められ得。而かも唯空とのみいふにあらずして、空の二義に準じて所謂成假中の方面を顯はすにあると、觀性門第八の釋に於て中論觀四諦品第廿四と同じく二諦を說き三寶四果の存する所以を明にする點に於て知ることを得。是れ亦本論が中論入門書なることを其學說上よりも示し居る點なり。

十二門論は羅什三藏が弘始十一年(四百九年)に譯出したるものにして、中論の譯と同年なれど恐らく中論の譯に次ぎしなるべし。此書は漢譯のみに存して其他の何處にも現存せず。されど印度に於て後世まで研究せられたることある證は堅意が入大乘論中に十二門論にのみ存する第一門の一偈を引用

し居ることによつて推知し得べし。

此上中百十二門論を讀むについて知り置くべき大體を述べ終れり。教義に關して敍することの比較的に少なき所以は一に讀者が本文に就いて知られんことを庶幾するが爲めのみ。

第四　三論疏

三論は羅什三藏以來研究せられ、講說註解大に行はれ、遂に三論宗成立するに至りて主として三論宗によつて研究せられたり。就中隋代の嘉祥大師吉藏一代の學匠として三論宗を大成し、三論一一に疏を製したり。三論研究には缺くべからざる良書といふべし。大師の博學宏識なる前代及び同代の學匠諸師の說を縱橫に引用して其一一を批判し、凡て是れ三論所破の對象となるとし、更に支那固有の儒道諸教迄も其中に數へて破したり。是れが爲めに所論却つて紛糾を來たせるの觀なきにあらずと雖、三論解說の唯一標準書なり。

中論疏十卷、各卷本末に分れたれば合せて廿卷、何時之を製作せしか明ならざれども、卷二に仁壽三年（六百三年）智泰の爲めに八不を十門に解說したることを述ぶるを以て、其年以後の作なることいふ迄もなし。其以後何年の間なるか確實ならざれども、恐らく大業年中なるべければ、最下年限を大

業十二年(六百十六年)と見るを得べし。中論其者が三論中にて最も重要にして又最も優れたるものなれば、大師の中論疏も最も力を注がれ優れたるものなれども、古き刊行本及び之に基きて公刊せられたる續藏本は疏文のみにして中論偈文竝に靑目の釋文を缺き、讀む者をして不便を感せしむること甚だ多く、時に隔靴掻痒の嘆あらしむ。然るに近來出版せられたる日本大藏經の三論章疏の中に日本大安寺安澄の撰せる中觀論疏記あり。達慧によつて偈文及び靑目釋と會せられて學者に便せるものあり。安澄は善議の門下にして、善議は日本三論宗の第三傳と稱せらるる道慈律師の高足として當時三論宗の法將と呼ばれたる有名なる學者なり。安澄も亦同門の勤操と共に三論に最も造詣深かりし人なり。記は桓武天皇延暦廿年より平城天皇大同元年まで六年間に成れるものなれば當時の三論宗正系の解釋を知るに足るものにして會本は極めて至便なる珍書なり。本國譯者は不幸にして國譯を終了せる後に此書の存在を知りしが故に、之を參考するを得ざりしが、單行本及び續藏本の不便を知りし丈けに此會本の至便を感ずるものなり。後の學者は宜しく此會本によつて安澄及び達慧二師の勞に謝すべきなり。

百論疏は其初めにある如く大業四年(六百八年)十月之を講じたるを疏となせるものにして百論の註釋としては此疏以外に存せざれば、是れ亦常に參考すべきものなり。殊に此中には古傳に基いて現行本が論の本文とせざるものをも本文として區別すべき事を注意する等從ふべき事多し。已に百論其者が

外道派の說に關すること多き上に、大師は博覽明記の學匠なれば此等に關して多くの材料を供給するものあり、良疏といふべし。但し會本の存在せざるは甚だ不便なり。

十二門論疏も大業四年六月廿七日之を講じたるを疏とせるものにて、前二疏と其體裁等凡て相同じ。日本大藏經には藏海の十二門論疏聞思記及び靖慧の十二門論疏抄各一卷あり。順次に伏見天皇、後醍醐天皇の時代に成りたるもの、亦參照するに價すべし。更に十二門論には華嚴宗を大成せる賢首大師が十二門論宗致義記なる釋を製し、日照三藏所傳の所謂新三論によつて解說したるものあり。嘉祥大師の疏よりも簡單なるものなれども良釋書と稱し得べきものなり。所謂新三論なるものは事實上正當ならざる稱呼にして、日照三藏は元來唯識派に屬する人なれば賢首大師が研究註釋せしものに過ぎざるなるべし。

猶中論に關しては日本大藏經中に三論宗の學者快憲が後奈良天皇大永七年に撰せる中觀論廿七品別釋、又は中觀論品釋と稱する書一卷あり。中論疏の說により殆んど拔萃的に各品に關して第一來意、第二題目、第三入文解釋の三門を述べたるものなり。來意とは各品が其前品に對して有する關係を明にしたるもの、題目とは各品の品名の意味を說きたるもの、入文解釋は各品に科段を附したるものなり。中論の各品相互の關係並に各品の所論を科段的に示すこと困難なれば、此種の書も中論研究者に便を與ふること多かりしなるべく、殊に第三門は見易くして益多し。以上日本大藏經の書は凡

て本國譯者の參考し得ざりしものなれども、讀者の之に就かんことを望むの餘り之を記し置きたり。

三論の國譯は元來文學士木村泰賢君擔任の豫定にて已に其豫稿を文學士干潟龍祥君に托せられしものなるが、中途多忙の爲めに予に委任せらるることとなれるなり。乃ち豫稿を採りて凡ての點に於て予自身の欲するままに更訂改竄し以て以下の國譯となしたり。故に國譯文に關する一切の事は全然予自らの責任にして他の何人の與り分つ所にあらざるを以て、以下に存する誤解不備の諸點について讀者は累を他に及ぼさざらんを望む。又四百論品名の西藏譯梵語名に關して文學士池田澄達君を煩はしたり。更に予の常に用ひたる縮刷藏經は畏友文學士鈴木宗忠君の所藏にして同君が凡て予の私用の爲めに貸與せられ居るものなり。茲に鈴木池田干潟三君の好意に深謝す。

猶此解題中に論じたる二三の點について其後大正十年二月、五月、六月の哲學雜誌に論述したるものあり、志ある士は就いて比較研究せられたし。

大正九年一月廿六日

譯者　宇井伯壽　識

釋僧叡序

中論は五百偈有り、龍樹菩薩の所造なり。中を以て名と爲すは、其の實を照すなり。論を以て稱と爲すは、其の言を盡すなり。實は名に非らざれば悟れず。故に中に寄せて以て之れを宣ぶ。言は釋に非らざれば盡きず。故に論を假りて以て之れを明す。其の實既に宣べ其の言既に明なれば、菩薩の行道場の照に於て朗然として(一)懸解す。夫れ滯惑は倒見より生じ、三界之れを以て淪溺し、偏悟は厭智より起り、(二)耿介之れを以て乖を致す。故に知りぬ、大覺は曠照に在り、小智は隘心に纏ふを。之れを照すこと曠からずんば、則ち以て有無を夷げ、(三)道俗を一にするに足らず、之れを知つて盡さざるときは則ち未だ以て(四)中途に涉り二際を泯すべからず、道俗の夷ならざる、二際の泯さざるは菩薩の憂なり。是を以て龍樹(五)大士之れを折うするに中道を以てし、惑趣の徒をして玄指を望んで一變せしめ、之れを括るに(六)即化を

【一】懸解は莊周の言にして凡て纏縛を脫することなり。

【二】耿介は志節といふが如し、小乘に固着して空寂となし、小心を馳らして大道に違求せざるが故に耿介といふ。

【三】道は則ち涅槃、俗は即ち生死。

【四】中途は中道に同じ、二際は有無又は道俗凡て二様端なり。

【五】大士。菩薩といふに同じ。折は中論疏に弃の意となす。

【六】即化とは目前の現事に即して化するをいふ。中論序疏に曰はく、即化者如肇公云、道遠乎哉、觸レ事即眞、聖遠乎哉、體レ之即神と。

以てし、(七)玄悟の賓をして諮詢を朝徹に喪はしむ。蕩蕩焉たり。眞に謂つべし、夷路を沖階に坦げ、(八)玄門を宇内に敞ひ、(九)惠風を陳枚に扇ぎ、甘露を枯悴に流す者なりと。夫れ百梁の構興るときは則ち茅茨の仄陋なるを鄙しむ。斯の論の宏曠なるを覩るときは則ち偏悟の鄙倍なるを知る。(一〇)幸なるかな此の區の赤縣、忽ちに靈鷲を移し、以て鎭と作すを得、(一一)險陂の邊情、乃ち流光の餘惠を蒙る。而今而後、談道の賢始めて與もに實を論ず可し。云はく天竺の諸國敢へて學者に預るの流、斯の論を翫味して以て喉衿と爲さざるはなく、其の翰を染め釋を申る者甚だ亦少からず。今出す所は是れ天竺の梵志(一二)賓伽羅と名づけ、秦には青目と言ふの所釋なり。其の人深法を信解すと雖、而かも辭雅中ならず。

【七】玄悟の賓……喪はしむとは中論序疏に曰はく、此寄斥震旦莊周以呵天竺外道、良以此土無別外道、而用老莊以爲至極、是以斥之、諮詢者問善道之辭也、喪之言亡也、朝徹者郭象云、遺死生、亡內外、豁然無滯、見機而作故云朝徹也、又云朝者旦也、徹者達也、又云一旦能達於理故云朝徹、又云不下因二漸習一而徹理上、業者青童、猶是一朝而達耳、故云朝徹也、今明既稱下所二聞知一一切法即是實相無生上、須忘問答諮詢之事、故云喪諮詢於朝徹也、不レ言下喪二諮詢於老莊一豈復棄二承六師及十八一切智人並九十六術一耶。

【八】玄門。深奥の妙理の意、中論序疏に敞玄門於宇內者、前化及一方、此明遍宣二六合一とあり。又老子云、玄之又玄、衆妙之門、借斯言以目今論也。

【九】惠風は慈風、陳枚は朽ちたる枝なり。版本に慧風とあり。非なり。佛教語にて慧と惠とは智をいふ時同一となす故に惠とありしを慧とし、佛教の智慧の風を外道又は小乘の陳枚に扇がしむと見たるならむ。

【一〇】幸なる哉……鎭と作すを得とは、斯の論の支那に傳りて、その民を化することを、印度の靈鷲山を支那に移して、支那を鎭護する五岳に代はらしむるに譬ふ。赤縣とは支那のこと。靈鷲山は巴(Gijjhakūṭa)(耆闍崛)、梵(Gṛdhrakūṭa)(姞栗陀羅矩吒)、又鷲峰、靈山などいふ、印度摩揭陀國王舍城の東北の山なり、釋迦如來が法華經を說きたまへる所とし、釋迦如來報身の淨土

其の中、乖闊煩重なるものは、(一三)法師皆裁つて之れを裨ひ、(一四)經に於て之れを通じて理盡く、文或は左右未だ善を盡さず、百論は外を治め以て邪を閑め、斯の文は内を祛いて以て滯を流す。(一五)大智釋論の淵博なる、(一六)十二門觀の精詣なる、(一七)斯の四を尋ぬれば眞に日月懷に入つて朗然として鑒徹ならざると無きがごとし、予之れを翫し之れを味ひて手に釋つと能はず、遂に復其の鄙拙を忘れて悟懷を一序に託す。並に(一八)目品の義之れを首に題す。豈に能く釋することを期せんや。蓋し是れ自同を欣ぶの懐のみ。

とす。

【一一】險陂の邊情……蒙るとは偏險なる支那人の心が中道正觀の光の流れに入り、その餘惠を蒙るをいふ。

【一二】賓偈羅は三本に賓羅伽とあり。出三藏記第十一卷所集の序にも賓羅伽とあり。

【一三】法師とは譯者羅什三藏をいふ。

【一四】經とは卽ち龍樹菩薩造の本論五百偈を指す。

【一五】大智度論のこと。

【一六】十二門論を指す。

【一七】斯の四とは中論、百論、大智度論、十二門論の四なり。

【一八】廿七品の名を出し、其各の次に其要旨を簡單に述べたるものにて、十二門論の初めに存するものと同じ。嘉祥大師之を尋ねたれども已に得ざりき、今傳はらず。

國譯中論

卷の第一

(一)觀因緣品第一　十六偈

(二)不生亦不滅、不常亦不斷、不一亦不異、不來亦不出。善く是の因緣を說き、善く諸の戲論を滅す、我稽首し禮す、佛を諸說中第一と。

問うて曰はく、何が故に此の論を造るか。

答へて曰はく、(三)有人言はく、萬物は大自在天從り生ずと。有が言はく、韋紐天從り生ずと。有が言はく、和合從り生ずと。有が言はく、時從り生ずと。有が言はく、世性從り生ずと。有が言はく、變「化」從り生ずと。有が言はく、自然從り生ずと。有が言はく、微塵從り生ずと。

【一】品名、梵、Pratyaya-pārīkṣā nāma prathamaṁ prakaraṇaṁ(觀緣と稱せらるる初品)、略して Pratyaya-parīkṣā(觀緣)。蕃本にも Pratyaya-parīkṣā とあり。略して Pratyaya。以下凡て略號を擧ぐ。觀は觀察討究の意なり。觀因緣の因緣は單に緣とするを可とす。十二門論の第三門には觀緣門となせり。

【二】不生亦不滅、不常亦不斷、不一亦不異、不來亦不出、能說是因緣、善滅諸戲論、我稽首禮佛、諸說中第一。
Anirodham anutpādam
anucchedam aśāśvatam,
Anekārtham anānārtham
anāgamam anirgamaṁ,
Yaḥ pratītyasamutpādaṁ

(四)是の如き等の謬有るが故に無因、邪因、斷常等の邪見に墮し、種種に我、我所を說き正法を知らず、佛は是の如き等の諸邪見を斷じ、佛法を知らしめむと欲するが故に、先づ(五)聲聞法中に於て(六)十二因緣を說き、又已に習行して大心有り深法を受くるに堪ふる者の爲めに(七)大乘法を以て諸法の因緣の相、所謂一切法、不生、不滅、不一、不異等、畢竟空無所有なるを說きたまへり。(八)般若波羅蜜經中に「佛(九)須菩提に告ぐ、菩薩道場に坐する時、十二因緣を觀ずること虛空の盡く可からざるが如し」と說くが如し。佛滅度の後、(一〇)後五百歲の像法中には人根轉鈍にして、深く諸法に著し、十二因緣(一一)五陰十二入十八界等の決定相を求め佛意を知らずして但文字のみに著し、大乘法中畢竟空を說

---

prapañco'pasamaṁ śivaṁ,
Deśayāmāsa sambuddhas
taṁ vande vadatāṁ varaṁ.

「不滅、不生、不斷、不常、不一義、不異義、不來、不去にして、戲論寂靜し、吉祥なる緣起法を敎へ給へる正覺者なる諸說法中の最上者を稽首禮す。」

不來亦不出は通常は不來亦不去ともいふ。善說是因緣の因緣は Pratītya-samutpāda に當れば、是れ通常所謂十二因緣又は十二緣起と同じ、本論にては衆因緣生とも譯さる。緣起卽ち緣生の意なり。本論の意味にては緣生のものは凡て是れ空なり、此を一一明にする爲めに八不を開いて論ずるなり。Prapañca（戲論）は擴がれる現象世界をも指す語卽ち雜多の世界をいふ。此世界は凡て是八種の見方より見られ得るが故に、此八を否定して空の意を明にする爲に八不となしたるなり。諸說中第一 (vadatāṁ varaṁ) の原語 vadatāṁ は「諸說法者」の意。此八不の偈は歸敬序をなすものなれど本論全體の大主意を表はし得るものなり。

【三】有人言。通常はうにん言はくと讀み、或人言はくと同じとす。故に有言はうが言はく又はあるが言はくと讀む。大自在天は摩醯首濕羅天（Maheśvara-deva にて濕婆（Śiva）神を指す。此神を以て世界の創造神と見るは濕婆派の考なり、韋紐天（Viṣṇu）は濕婆派と對する韋紐派の唯一神なり。和合は今的確に明ならざれども恐らく Saṁyoga（合）又は Saṁsarga（又は Yoni（胎）より凡ての生することを說く說ならむ。時（Kāla）は時によ

くを聞きて、何の因緣の故に空なるやを知らずして即ち(二二)疑見を生じ、若し都べて畢竟空ならば云何が罪福報應等有るを分別せんやと。是の如くんば則ち(二三)世諦、第一義諦無し、是の(二四)空相を取つて貪著を起し、畢竟空中に於て種種の過を生ず。龍樹菩薩是等の爲めの故に此の中論を造る(二五)。

不生亦不滅、不常亦不斷、不一亦不異、不來亦不出。(第一偈)

能く是の因緣を說き、善く諸の戲論を滅す、我稽首し禮す、佛を諸說中の第一と(二六)。(第二偈)

此の二偈を以て佛を(二七)讃じ、則ち已に略して第一義を說く。

問うて曰はく、諸法は無量なり、何が故に但

つて萬物の上に成壊ありと見る說、時論師又は時節論師と稱せらるる者の說。世性 Prakṛti は通常自性といふ。數論學派(Sāṃkhya)にて物質的のものの發展する根本質料に名づく。變(化)(Vikāra)、變化によつて萬物の生滅變遷は支配せらるとなす說。三本に變化とあり。此方可なり。自然(Svabhāva)、萬物の變化、人の幸不幸凡て自然に由りて因なしとする說。微塵(Aṇu)は原子といふと同じ。多數の獨立の原子が集合離散して萬物の生成變化ありとなすもの、耆那教以來勝論學派(Vaiśeṣika)等の說く說。佛教にても有部宗の如き亦然り。微塵は後世の極微(Parama-aṇu)と同じ。

【四】三本俱に是の如き謬は::墮すとなす。中論疏には如是等謬とあり。

【五】聲聞法(Śrāvaka-dharma)は通常は聲聞乘(Śrāvaka-yāna)といふ。菩薩乘(Budhisattva-yāna)に對する語にて小乘といふと同じ。菩薩乘は大乘のことなり。具さにいへば小乘中には聲聞乘、緣覺乘を含み、前者は四諦の理を觀じ、後者は十二因緣を觀じて悟る。茲にては猶未だ此の如く截然區別せずして一般的にいへるなり。

【六】觀十二因緣品第廿六を見よ。

【七】大乘法(Mahāyāna-dharma)は通常大乘といふ。大乘に關しては十二門論觀因緣門第一を見よ。聲聞法、大乘法といへば小乘にて說く法、大乘にて說く法の意にて單に小乘大乘といふも同じ。

【八】大品般若無盡品第六十七

だ此の八事のみを以て破すや。
答へて曰はく、法無量なりと雖、略して八事を說けば則ち總じて一切法を破すことと爲る。
不生とは（一八）諸の論師種種に生相を說く。（一九）或は謂はく因果一なりと。或は曰はく因果異なりと。或は謂はく因中先に果有りと。或は謂はく因中先に果無しと。或は謂はく自體より生ずと。或は謂はく他從り生ずと。或は謂はく（二〇）共より生ずと。或は謂はく（二一）有生と。或は謂はく無生と。是の如き等は生相を說くこと皆然らず。此の事後に當に廣く說くべし。生相決定して不可得なるが故に不生なり。不滅とは、若し生無くば何ぞ滅有るを得ん。生無く滅無きを以ての故に餘の六事亦無し。
問うて曰はく、不生不滅は已に總じて一切法

取意引用。

【九】須菩提（Subhūti）。善現、善吉、善業等と譯す。佛十大弟子の一にて、解空第一と稱せらる。

【一〇】佛法繼續の時期を法の純不純に應じて通常正像末の三時とす。三時の長さに關しては異說あれど龍樹菩薩は正像の二期を說き正法（Saddharma）は佛滅後五百年、像法（Saddharma-pratirūpaka）は其後の五百年間をいふ。故に後五百歲は卽ち像法の時期を指す。（大智度論、第二、三十、三十五、六十三、六十七の各卷に正法五百年とあり）末法は通常は像法の終より次の千年をいふ。中論疏には種種の說を擧げたり。

【一一】五陰等は新譯にては五蘊十二處十八界といふ。

【一二】三本倶に見疑となす。中論疏には疑見とあり。

【一三】世諦第一義諦については觀四諦品第廿四を見よ。

【一四】畢竟空を說くは有見を壞し我執を離れしむる爲めなるに、其畢竟空と說くを聞いて空なる或るものありと考へて之に執着して有見と同じ邪見の過に陷る。

【一五】以上緣序にて中論制作の緣起理由並に其開論の制意を述ぶ。以下八不歸敬偈の釋述にして本論に入るなり。

【一六】八不偈は歸敬序なれども茲に再び出して詳釋せるより見れば、同時に之を第一、第二偈と見たるなり。梵文中論にても藏本にても單に歸敬序として偈の中に數へず。

【一七】三本倶に讀じ已つてとなす。

【一八】三本倶に、國く論師とあり。中論疏には諸論師とあり。

を破す。何が故に復六事を說くや。
答へて曰はく、不生不滅の義を成ぜんが爲めの故なり。有る人は不生不滅を受けずして不常不斷を信ず。若し深く不常不斷を求めば卽ち是れ不生不滅なり。何となれば、法若し實に有ならば無なるべからず。先に有つて今無きを是れ斷となす。若し先にも有性ならば是れ則ち常なり。是の故に不常不斷を說いて卽ち不生不滅の義に入らしむ。人あり「或はかく」四種に諸法を破するを聞くと雖も、猶四門を以て諸法を成ぜむも是れ亦然らず。若し一ならば則ち緣無し。若し異ならば則ち相續無けん。後に當に種種に破すべし。是の故に復不一不異を說く。人あり「又かく」六種に諸法を破するを聞くと雖も、猶來出を以て諸法を成ぜむ。來とは諸法の自在天、世性、微塵等從り來るを言ふ。出とは還り去つて本處に至るなり。

〔二二〕復次に、萬物生無し。何となれば、〔二三〕世間現見の故に、世間眼見に〔二四〕劫初穀生ぜず。何となれば劫初の穀を離れて今の穀得べからず。若し劫初の穀を離れて今の穀有らば則ち生有るべし。而かも實には爾らず。是

【一九】因果一は數論、大衆部の說。因果異は勝論、上坐部の說。因中先有果は文に中有先因果とあれど中論疏には因中先有果とあり、此方解し易く又意味は此意なれば此を取りたり。因中先有果は因果一と同說。因中先無果は因果異と同說なり。

【二〇】共とは自他の二の合したるをいふ。

【二一】有生、(無生)は、兩義に解せらる生有りと解せば生相有りの意となる。又有より生ずとも解し得。中論疏にも兩解共可なるを說けり。

【二二】以下再び八不を釋す。

【二三】世間現見は一般にいへば日常經驗にて知らるの意。玆にては日常用ゆる推論にて論證することを指す。現見も眼見も相同じ。

【二四】劫(Kalpa)。佛教にて世界に關して成、住、壞、空の四劫を說く。世界の成立し住し壞し空となる一一の時期な

の故に不生なり。

問うて曰はく、若し不生ならば則ち滅なるべし。

答へて曰はく、不滅なり。何となれば、世間現見の故に。世間現見に劫初穀滅せず。若し滅せば今の穀有るべからず。而かも實には穀有り。是の故に不滅なり。

問うて曰はく、若し不滅ならば常なるべし。

答へて曰はく不常なり。何となれば、世間現見の故に。世間眼見に萬物常ならず、穀芽の時は種は則ち變壞するが如し。是の故に常ならず。

問うて曰はく、若し常ならずば則ち斷なるべし。

答へて曰はく、不斷なり。何となれば世間現見の故に、世間現見に萬物斷ならず、穀從り芽有るが如し。是の故に斷ならず。若し斷ならば相續すべからず。

問うて曰はく、若し爾らば萬物是れ一なるべし。

答へて曰はく、不一なり。何となれば、世間現見の故に。世間現見に萬物一ならず。穀は芽と作らず、芽は穀と作らざるが如し。若し穀は芽と作り、芽は穀と作らば是れ一なるべし。而かも實には爾か

劫といふ。劫初は成劫の初めの意。劫初に穀生ぜず以下を中論疏にては三段に分ちて由解したり。今專門的の說を離れて獨立に解せば穀は種、芽、穀、種、芽、穀と循環して新に無より生じ來ることなければ現今の穀は過去の種に因り順次來るも、畢竟[illegible]にて始なし、故に不生の意立たず不生といふ外なしとなるの意。何となれば以下な形式的に見て因明論法よりいふれば論理學にいふ假言推論の法則を覗せる論法なれど、中論にては、以下に於て常に此の論法を以て論ず。[illegible]の中、中論の論證法の部を參照せよ。

らず。是の故に一ならず。
問うて曰はく、若し一ならずば則ち異なるべし。
答へて曰はく、不異なり。何となれば、世間現見の故に。世間現見に萬物異ならず。若し異ならば、何ぞ穀芽と穀莖と穀葉とを分別せん。〔而かも實に〕樹芽と樹莖と樹葉とを説かず。是の故に異ならず。
問うて曰はく、若し異ならずんば來有るべし。
答へて曰はく、無來なり。何となれば、世間現見の故に。世間現見に萬物來ならず。穀子の中の芽は從來する所無きが如し。若し來ならば芽は餘處從り來るべし。鳥の來つて樹に栖むが如し。而かも實には爾らず、是の故に來ならず。
問うて曰はく、若し來ならずんば出有るべし。
答へて曰はく、不出なり。何となれば、世間現見の故に。世間現見に萬物出ならず。若し出有らば、芽の穀從り出づるを見るべし、蛇の穴從り出づるが如し、而かも實には爾らず。是の故に出ならず。
問うて曰はく、汝不生不滅の義を釋すと雖、我れ造論者の所説を聞かんと欲す。
答へて曰はく、

諸法は自より生ぜず、亦他從り生ぜず、共よりならず、無因ならず、是の故に無生なりと知る(三五)。(第三偈)

自より生ぜずとは、萬物自體從り生ずること有ること無く必らず衆因(緣)を待つ。復次に、若し自體從り生ぜば、則ち一法に二體有り、一には謂はく生、二には謂はく生者となり。若し餘因を離れて自體從り生ぜば、則ち無因無緣なり。又生更に生有らば生は則ち無窮なり。自無なるが故に他も亦無なり。何となれば、自有るが故に他有ればなり。若し自從り生ぜず、亦他從り生ぜずば共生は則ち二過有り、自生と他生との故に。若し無因にして萬物有りといはば、是れ則ち常と爲す。是の事然らず。因無くば則ち果無し。若し因無くして果有らば、布施、持戒等も地獄に墮すべく、十惡五逆も當に天に生ずべし。因無きを以ての故に。

復次に、

諸法の自性の如きは緣の中に在らず、自性無きを以ての故に他性も亦復無し(三六)。(第四偈)

諸法の自性は衆緣の中に在らず。但だ衆緣和

【三五】諸法不自生、亦不從他生、
不共不無因、是故知無生。
Na svato nāpi parato na
dvābhyāṃ nāpy ahetutaḥ;
No'tpannā jātu vidyante
bhāvāḥ kvacana ke cana.
「諸の有は如何なる處にありても如何なるものにても自よりも、他よりも、(自他の)二よりも又無因よりも生じたるもの有ることなし。」
有(bhāva)とは存在する物の意、法といふも同じ。
此の偈は「生ず」といふことの有る可き四場合を舉げし、自從り生ずるか、他從り生ずるか、自他の共和より生ずるか、又は全然因無くして生ずるかの四とし、此の四以外には「生ず」といふことの有る可き場合なしとし、而して此の四の何れに於ても「生ず」と許すこと能はずと說くなり。故に通常此の偈を「四不生の

合するが故に名字を得。自性は卽ち是れ自體なり。衆緣中に自性無し。自性無きが故に自より生ぜず。自性無きが故に他性も亦無し。何となれば、自性に因つて他性有り。他性は他に於て亦是れ自性なり。若し自性を破せば卽ち他性を破するなり。是の故に他性從り生ずべからず。若し自性他性を破せば卽ち共の義を破するなり。無因は則ち大過有り。有因すら尚破す可し、何ぞ況んや無因をや。〔二七〕四句の中に於て生不可得なり。是の故に不生なり。

問うて曰はく、〔二八〕阿毘曇人の言はく、諸法は四緣從り生ずと。云何が不生と言はん。何をか四緣と謂ふ。

因緣、次第緣、緣緣、增上緣の四緣諸法を
生ず、更に第五緣無し〔二九〕。（第五偈）

偈」と稱す。

【二六】 如諸法自性、不在於緣中、以無自性故、他性亦復無。
Na hi svabhāva bhāvānāṁ
pratyayā'diṣu vidyate,
Avidyamāne svabhāve
parabhāvo na vidyate.
月稱の梵文註釋のみは此偈と次偈とを順序を顚倒せしめたり。

四不生の偈にては自とか他とかいふものを一應許して、以て生を破するものなるが、此の偈に於てはその自、他を破し以て自生他生を破せんとす。故に此の偈は直接には實在の問題を取扱ひ、間接に生成問題を論じ、以て前偈を補ふものと見るべし。

【二七】 四句とは自、他、共、無因の四をいふ。三本に四緣とあり。中論疏は四句とす。

【二八】 阿毘曇人(Ābhidharmika)とは發智論六足論等の阿毘曇(Abhidharma)卽ち論藏に重を置き之を研究する人人をいひ、特に小乘有部宗の人人を指す。支那にて古く毘曇宗といはれたる派の人人なり。

【二九】 因緣次第緣、緣緣增上緣、四緣生諸法、更無第五緣。
Catvāraḥ pratyayā hetuś
cā'lambanam anantaraṁ,
Tathai' vā'dhipateyaṁ ca
pratyayo nā'sti pañcamaḥ.
「緣は四なり。因と所緣と次第と及び增上となり。而して第五の緣なし。」
此偈の說く四緣は阿毘曇人卽有部宗の說く所なり。故に此偈は阿毘曇人が論主に對して問ふものとして出すと見て可なるが如し、曇影法師が此偈を問の一となすは靑目釋の四失の一とするは攻むるに鷹に失するにあらざるか。（中論疏

一切所有緣は皆四緣に攝在す。是の四緣を以て萬物生ずることを得。因緣は一切有爲の法に名く。次第緣は過去現在の阿羅漢最後の〔三〇〕心心數の法を除いて、餘の過去現在の心心數の法なり。緣緣、增上緣は一切法なり。

答へて曰はく、

果は緣從り生ずと爲すや、非緣從り生ずと爲すや。是の緣果有りと爲すや、是の緣果無しと爲すや　〔三一〕(第六偈)

若し果有りと謂はば、是の果は緣從り生ずと爲すや、非緣從り生ずと爲すや。若し緣有りと謂はば、是の緣は有果と爲すや、無果と爲すや。二俱に然らず。何となれば、

是の法に因て果を生ず、是の法を名けて緣と爲す。若し是の果未だ生ぜざるとき、何

序參照)

因緣(Hetu pratyaya)。ここにいふ因緣は廣義の因緣の意にて凡てを含む。因卽緣の場合をいふ。

次第緣(Anantara-pratyaya)。玄奘の新譯にては、等無間緣と譯さる。此れは唯、心理現象のみにいふなり、一つの意識狀態が還起し、同時に次の意識狀態に對して開導し、それを引起さしむる場合に、前者を後者の次第緣と稱す。次第とは、直ちに次に繼ぐを以てなり。

緣緣(Ālambana-pratyaya)。新譯にては所緣緣、心は對境を緣じ、對境は心によりて緣ぜらるるを以て對境を心の所緣と稱す。その所緣は心の爲めに緣となるを以て、此れを所緣緣と稱す。故に一切諸法は凡てそれが緣ぜらるる心に對して所緣緣なり。

增上緣(Adhipati-pratyaya)。一切諸法は他の法の生ずることに對して助力し(有力)又は少くもその生ずることを障げず(無力)、此の意味に於て一切諸法は皆、法の生ずることを增上せしむるものなり故に何れの法も皆增上緣なり。前三者も無論此の作用あれどそは此れ以外に特別の作用あるを以て特に各各の名を有す。猶以上四緣に關して詳しくは大毘婆沙論卷廿一、俱舍論卷七等、參照。

【三〇】新譯の心心所と同じ。

【三一】[illegible]、[illegible]、是緣爲有果、是緣爲無果。

Kriyā na pratyayavatī
nā'pratyayavatī kriyā,
Pratyaya nā'kriyāvantaḥ
kriyāvantaś ca santy uta.

「作は緣を有するものにあら

ぞ非縁と名けざらん（三一）。（第七偈）

諸縁は決定無と、何となれば、若し果未だ生ぜざれば是の時名けて縁と為さず。但眼見に縁従り果を生ずるが故に之れを名けて縁とす。縁の成ずることは果に由る、果は後、縁は先なるを以ての故に、若し未だ果有らずんば何をか名けて縁と為すを得ん。瓶の如きは水土和合するを以ての故に瓶の生ずる有り、瓶を見るが故に水土等は是れ瓶の縁なりと知るなり。若し瓶未だ生ぜざる時何を以てか水土等を名けて非縁と為さざらん。是の故に果は縁従り生ぜず。縁よりすら尚生ぜず。何ぞ況んや非縁よりをや。復次に、

果先に縁中に有と無なること倶に不可なり、先に無ならば誰が為めの縁ならん、先に有ならば何ぞ縁を用ゐん（三二）。（第八偈）

す、作は縁を有せざるものにもあらず。作を有せざる諸縁も又作を有する諸縁もなし。」作(Kriyā)とは、茲にては果(Kārya)の意なり。

此の偈は生成問題を因縁と結果とに分けて考ふることを一應許して、以てその因縁も果も不可得なるを説き以て不生に導かんとす。而して因中有果無果の論を提出す。

【三一】 因是法生果、是法名爲縁、若是果未生、何不名非縁。

Utpadyate pratītye'mān

itī'me pratyayāḥ kila,

Yāvān no'tpadyata ime

tāvan nā'pratyayāḥ kathaṁ

「此等のものに縁りて（或物）生ずるとき、此等のものを諸縁と稱す。此等のものの生ぜざる間は如何ぞ非縁ならざる。」

此偈は果が縁より先無の場合を擧げて縁を破す。

【三二】 果先於縁中、有無倶不可、先無爲誰縁、先有何用縁。

Nai'vā'sato nai'va sataḥ

pratyayo 'rthasya yujyate,

Asataḥ pratyayaḥ kasya

sataś ca pratyayena kiṁ.

「無の物に對しても、亦有の物に對しても縁は立てられず。無（の物）に對しては誰れの縁ぞ、又有（の物）に對しては縁は何の用がある。」

梵文にては物(Artha)が縁より先に有るも、先になきも、縁なるものは立てられざることを論じ、漢譯は物卽果が縁中に於て先に有なるも無なるも不可なりと解す。物の有ると無きとは縁に關係していはれ得るを以て、何れにても可なり。

緣の中に先に果有るに非らず、果無きに非らず、若し先に果有らば名づけて緣と爲さず、果先に有るが故に。若し先に果無くも亦名づけて緣と爲さず、餘物を生ぜざるが故に。

問うて曰はく、已に總じて一切の因緣を破したり(三四)。今一一に諸緣を破することを聞かんと欲す。

答へて曰はく、

若し果有にして生ずるに非らず、亦復無にして生ずるに非らず、亦有無にして生ずるに非らずば、何ぞ(三五)緣有りと言ふことを得む(三六)。（第九偈）

若し緣能く果を生ずとせば三種有るべし、若しくは有、若しくは無、若しくは有無なり。先の偈の中に說くが如く、緣の中に若し先に果有らば生と言ふべからず、先に有るを以ての故に、若し先に果無くも生と言ふべからず、先に無きを以ての故に、(三七)亦非緣と同じかるべきが故に。有無も亦生ぜずとは、有無を名づけて半有半無となす。二俱に過有り。又有と無とは相違し無と有とは相違す。

【三四】以上によりて一般に因緣を破せり、次偈よりは四緣の各各を破する也。然るに曇影師は此の靑目の釋は過てり、次の偈迄が一般破なりと說けり（中論序疏引用文參照）。然れども、原典によるも蕃本によるも、必らずしも曇影法師の說のみ可なるにあらざるが如し。

【三五】緣とは實は因（Hetu）のことなるは次の梵文によりて知られ得。之を一般の因緣（Pratyaya）と解したるより曇影法師の說出でたるなり。

【三六】若果非有生、亦復非無生、亦非有無生、何得言有緣。
Na san nā'san na sadasan dharmo nirvartate yadā,
Kathaṁ nirvartako hetur, evaṁ sati hi yujyate.
「有の法も、無の法も、有にして無なる法も生ぜざる時、云何が生ずる因あらむ。此の如くなるが故に（因緣は）立てられず。」

【三七】三本俱に亦緣は無緣と同じきが故にとなす。

何ぞ一法にして二相有ることを得む。是の如く三種に果の生相を求むるに不可得なるが故に、云何ぞ因縁有りと言はむ。次第縁は、

果若し未だ生ぜざる時は則ち滅有るべからず。滅法何ぞ能く縁たらむ。故に次第縁無し（三八）。（第十偈）

諸の心心數法は三世の中に於て次第に生ず。現在の心心數の法滅して未來の心のために次第縁と作る。未來の法未だ生ぜずば誰れがために次第縁と作らん。若し未來の法已に有らば卽ち是れ生ぜるなり。何ぞ次第縁を用ゐむ。現在の心心數法は住する時有ること無し。若し住せずむば何ぞ能く次第縁と爲らむ。若し住有らば有爲法に非ず。何となれば、一切の有爲法は常に滅相有るが故に。若し滅し已れば卽ち他のために次第縁と作ること能はず。若し滅法猶有りと言はば卽ち是れ常なり。若し常ならば卽ち罪福等無けむ。若し滅時に能くために次第縁と作るといはば、滅時は半滅半未滅なり。更に第三法の名づけて滅時と爲すべきもの無し。又佛の說かく、一切の有爲法は念念に滅して一念時も住すること無しと。云何ぞ現

【三八】果若未生時、則不應有滅、滅法何能縁、故無次第縁。

Anutpanne su dharmeṣu
nirodho no'papadyate,
Nā'nantaram ato yuktaṃ,
niruddhe pratyayaś ca kaḥ.

「諸法の未だ生ぜざる時滅は存せず。滅したるものに於て何の縁ぞ。故に次第縁は立てられず。」

此第十偈と次の第十一偈とは梵本、蕃本並に漢譯の中觀釋論、般若燈論皆順序は此の青目釋と轉倒す。而して第三偈原文の意よりすれば此方正し、青目釋の順序は始めよりかかりしものか、又は羅什が譯する時變改せしものか明ならず。

在の法に〔三九〕欲滅、未欲滅有りと言はむ。汝一念の中に是の欲滅、未欲滅無しと謂はば、則ち自の法を破らむ。汝の阿毗曇に說かく、滅法有り、不滅法有り、欲滅法有り、不欲滅法有りと。欲滅法とは現在の法將に滅せむと欲する〔を謂ふ〕。未欲滅法とは現在の將に滅せむと欲する法を除いて、餘の現在の法及び過去未來の無爲法。是れを不欲滅法と名づく。是の故に次第緣無し、緣緣は、

諸佛の所說の如きは、眞實微妙の法なり、
此の無緣の法に於て云何ぞ緣緣有らむ〔四〇〕。
（第十一偈）

佛大乘の諸法を說いて若しくは有色、無色、有形、無形、有漏、無漏、有爲、無爲等の諸法の相は法性に入つて一切皆空にして無相無緣なり。譬へば衆流の海に入つて同じく一味となるが如しと。實法は信ず可し、〔四一〕隨宜の所說は實と爲す可からず。是の故に緣緣無し。增上緣は、

【三九】欲滅未欲滅の欲は將さにと同意味の語。故に前の半滅半未滅と同じ。半滅半未滅は將に滅せむとしつつある狀態を指す。卽ち一部は滅し一部は滅せざるをいふ。

【四〇】如諸佛所說、眞實微妙法、於此無緣法、云何有緣緣。
Anālambana evā'yaṁ san dharma upadiśyate,
Athā 'nālambane dharme kuta ālambanaṁ punaḥ.
原梵文は「此有の法は實に無緣なりと說かれたり、今かく法無緣ならば又何處に緣緣あらむ」の意なり。漢譯は有の法(San dharmaḥ)を眞實微妙法と解したるものにて長行に若しくは有色無色……無緣なりとある佛說の言を指したるなり。San dharmaḥ を眞實微妙法と譯すとせば其原梵文には Sad-dharmaḥ とありしなるべく。San dharmaḥ ならば此場合に眞實微妙法と見るは必ずしも妥當ならざるべし。

【四一】宜しきに隨うて說く所といふも同じ、宜しきとは聽聞者の機根に應じて方便的に說くをいふ。前の實法が機根に拘らず眞實法其儘を說くのと相對す。

諸法は自性無し、故に有の相有ること無し。是の事有るが故に、是の事有りと說くは然らず（四二）。

（第十二偈）

經に十二因緣を說いて、（四三）是の事有るが故に是の事有りと〔いふ〕は、此れ則ち然らず。何となれば、諸法は衆緣從り生ずるが故に自ら定性無し、自ら定性無きが故に有の相有ること無し。有の相無きが故に、何ぞ是の事有るが故に是の事有りと言ふを得む。是の故に增上緣無し。佛は凡夫の有無を分別するに隨ふが故に〔緣を〕說きたまふのみ。復次に、

（四四）略廣因緣、中果を求むるに不可得なり。因緣の中に若し無くば、云何が緣從り出でん（四五）。（第十三偈）

略とは和合因緣中に果無きことなり。廣とは一一の緣中に於ても亦果無きことなり。略廣の因緣の中に果無くんば、云何が果が因緣從り出づと言

【四二】 諸法無自性、故無有有相、說是事有故、是事有不然。
Bhāvānāṁ niḥsvabhāvānāṁ na sattā vidyate yataḥ, Satī'dam asmin bhavatī'ty etan nai'vo'papadyate.
「無自性なる諸の有には有生存せざるが故に、此事ある時此事ありといふ事は可能ならず。」

【四三】 是の事あるが故に是の事あり（Asmin sati idaṁ bhavati）は十二因緣卽ち緣起の根本思想を示せる語にして、諸法は凡て相依相資の關係にありて結局は空無自性無我なるを表はすもの也。然るに阿毘曇人は之を唯時間的因果關係にのみ解して實有を固執する故に不可なりと破するなり。

【四四】 Vyasta は個個の意なれど玆にては範圍の廣狹より見て因緣一般を指して略と譯し、Samasta は一般の意なれど廣く因緣一一について求むるを指したり。

【四五】 略廣因緣中、求果不可得、因緣中若無、云何從緣出。
Na ca vyasta-samasteṣu pratyayeṣu asti tat phalaṁ Pratyayebhyaḥ kathaṁ tac ca bhaven na pratyayeṣu yat.
「略と廣との何れの緣に於ても其果は存せず。緣中に存せざるものが如何にして緣より出でむ。」

はむや。復次に、

若し縁に果無くして、而かも縁の中從り出づと謂はゞ、是の果何ぞ、非縁の中從りも出でざる 四六 (第十四偈)

若し因縁の中に果を求むるも不可得ならば、何故に非縁從り出でざる。泥の中に瓶無きが如くんば、何故に乳の中從りも出でざる 四七 復次に、

若し果縁從り生ずるも、是の縁自性無し、無自性從り生ぜば、何ぞ縁從り生ずるを得む 四八 (第十五偈)

果は縁從り生ぜず、非縁從りも生ぜず。果有ること無きを以ての故に、縁非縁も亦無し 四九 (第十六偈)

果は衆縁從り生ずるも是の縁自性無し。若し

【四六】 若謂縁無果、而從縁中出、是果何不從、非縁中而出。

Athāsad api tat tebhyaḥ pratyayebhyaḥ pravartate,
Apratyayebhyo 'pi kasmān nā'bhipravartate phalaṁ.

「又其無なるものが其等の諸縁より生ずとせば、何故に果は非縁よりも生じ來らざる」此偈は特に因中無果論を破す。

【四七】 因縁中に果を求むるも不可得なるに、而も猶果は其因縁より生ずといはば、何ぞ非縁よりも其果の生ずるを許さざるか。果の存せざるとは因縁にも非縁にも共に通ずるとなれば、因縁の一方よりは生じて非縁の一方よりは生ぜずとはいふを得ざるにあらずや。泥に瓶なくして而も瓶は泥より出づといはば、乳の中に瓶なくも瓶は乳よりも生ずといはれ得るにあらずや、後者を否定せば同じ理由にて前者も否定せらるべきなり。

【四八】 若果從縁生、是縁無自性、從無自性生、何得從縁生。

Phalaṁ ca pratyayamayaṁ
Pratyayāś cā'svayaṁmayāḥ;
Phalam asvamayebhyo yat tat
pratyayamayaṁ katham.

「果は縁所成にして而して縁は自己所成ならず。自己所成ならざるものより生ずる果が何ぞ縁所成ならむ。」縁所成は縁より生ずと同意なり Asvayaṁmaya—asvamaya と同意にて自己所成ならざるもの、自己より成らざるものの意にて漢譯は凡て無自性(Asvabhāva)と同一と解して無自性と譯したり。此譯可なることは月稱の梵文註釋に

無自性ならば則ち法無し、無法何ぞ能く生ぜむ。是の故に果は縁從り生ぜず。非縁從りも生ぜずとは、縁を破するが故に非縁を説くも實に非縁の法は無なり。是の故に非縁從りも生ぜず。若し二從り生ぜずむば、是れ則ち果無きなり。果無きが故に縁非縁も亦無し。

（五〇）觀去來品第二　二十五偈

問うて曰はく、世間眼見に三時に作有り、已去と未去と去時となり。作有るを以ての故に當に知るべし、諸法有ることを。

答へて曰はく、

已去は去有ること無し、未去にも亦去無し。
已去未去を離れて、去時にも亦去無し（五一）。
（第一偈）

Apratyayā asvayaṁmayā を Apratyayāsvabhāvā（縁は縁としての自性なきもの）と解することよりも知らる。

【四九】果不從縁生、不從非縁生、以果無有故、縁非縁亦無。

Tasmān na pratyayamayaṁ nā'pratyayamayaṁ phalaṁ,
Phalā'bhāvāt pratyayā'pratyayāḥ kutaḥ.

「故に果は縁所成にもあらず、縁所成ならざるにもあらず。果なきが故に何處に縁と非縁とあらむ。」

【五〇】品名、梵（Gata-āgata-parīkṣā）。蕃本には（Gata-agata-gamyamāna（已去、未去、去時）とあり。前品は八不の初について論じ、此品は八不の後について説く。前品は生成問題を生を以て代表せしめて論じ、此の品は滅を以て代表せしむ、而して滅は滅し去るとなるを以て又是を去を以て表はすを得。その去るといふ作用は三時に配し得るを以て此品にては此三時に去なきを示し、以て生滅の不可得を説く。而して此品に説く時間の考は有部宗の考に外ならざるを知り得べし。全品の所論頗る煩瑣なるが如くなれども、要は去なる事柄に對する實在論的固執を破し盡さむが爲めに、所有方面より論破するにあり。猶時品第十九を參照すべし。

【五一】已去無有去、未去亦無去。離已去未去、去時亦無去。

Gataṁ na gamyate tāvad agataṁ nai'va gamyate,
Gatā'gata-vinirmuktaṁ gamyamānaṁ na gamyate.

「去りたるは去れず、又去らざるも去れず。去りたると去らざるとを離れたる去りつつあ

已去に去有ること無し、已去の故に。若し去を離れて去の業有らば是の事然らず。未去にも亦去無し、未だ去法有らざるが故に。(五二)去時とは半去半未去に名づく、已去未去を離れざるが故に。

問うて曰はく、

動ある處に則ち去有り、此の中に去時有り、已去未去には非ず、是の故に去時に去あり(五三)(第二偈)

作業有る處に隨つて是の中に去有るべし。眼見に去時の中に作業有り、已去の中には作業已に滅す。未去の中には未だ作業有らず。是の故に當に知るべし、去時に去有りと。

答へて曰はく、

云何が去時に於て、當に(五四)去法有るべき。若し去法を離るれば、去時は不可得なればなり(五五)。(第三偈)

るも亦去れず。」

已に去つたといふ狀態（已去）には去るといふ働きなし、未だ去らずといふ狀態（未去）にも亦去るといふ働きなし。已に去つたといふ狀態及び未だ去らずといふ狀態を離れて、現に去りつつあるといふ狀態にも去るといふ働きなしとの意なり。

【五二】去時とは（Gamyamāna の譯にて、去りつつある、又は去りつつあるを、去りつつある時のものを指す。半去半未去は去りつつある在現なり。

【五三】動處則有去、此中有去時、非已去未去、是故去時去。

Ceṣṭā yatra gatis tatra gamyamāne ca sā yataḥ,
Na gate nā'gate ceṣṭā gamyamāne gatis tataḥ.

「動の存する處には去あり。而して其動は去りつつあるにありて、去りたるにも、未だ去らざるにもなきが故に、去りつつあるに於て去あり。」

此の去時即去りつつあることには、去のあることを說いて去の否定すべからざるをいふなり。

【五四】去法は（Gamanaṁ の譯語にて去るといふ働、去るといふことと共ことをいふ。之を去又は去法と譯す。

【五五】云何於去時、而當有去法、若離於去法、去時不可得。

去時に去〔法〕有らば是の事然らず。何となれば、去法を離れては去時不可得なればなり。若し去法を離るるも去時有らば、應に去時の中にも去有ること、器の中に果有るが如くなるべし。復次に、

若し去時に去ありと言はば、是の人則ち咎
有り、去を離れて去時有らば、去時獨り去
なるが故に（五六）。（第四偈）

若し已去、未去の中に去無く、去時に實に去有りと謂はば、是の人則ち咎有り。若し去法を離れて去時有らば、則ち相因待せず。何となれば、若し去時に去有りと說かば是れ則ち二と爲す。而かも實に爾らず。是の故に去を離れて去時有りと言ふを得ず。復次に、

若し去時に去有らば、則ち二種の去有り、一には謂はく去時と爲す、
二には謂はく去時の去なり（五七）。（第五偈）

Gamyamānasya gamanaṁ
kathaṁ nāmo'papatsyate,
Gamyamānaṁ hy agamanaṁ
yada nai'vo'papadyate.

「去りつつあるものに何ぞ去なるものあり得むや、去なくして去りつつあるものは不可得なるに」。月稱の註釋を有する梵文[illegible]此偈を、

Gamyamāne dvi-gamanaṁ
yadi nai'vo'papadyate.

「去りつつあるものに於て二の去は不可得なるに」となしたり。されど藏本無畏論にても般若燈論にても中觀釋論にても何れも此後者に一致せずして前者と合す。是明に中論偈文が後世多少の變化を受けたることを知り得。此例は猶下にも存す。

【五六】若去時有去、是人則有咎、離去有去時、去時獨去故。

Gamyamānasya gamanaṁ
yasya tasya prasajyate.
Ṛte gater gamyamānaṁ ga-
myamānaṁ hi gamyate.

「去りつつあるものに去ることありと考ふる人には、去りつつあるものが去る故に、去なくして去りつつあるものありとの過が隨伴し來る。」

【五七】若去時有去、則有二種去、一謂爲去時、二謂去時去。

Gamyamānasya gamane pra-
saktaṁ gamanadvayaṁ,

若し去時に去有りと謂はば、是れ則ち過有り。所謂二去有ればなり。一には去に因つて去時有り、二には去時の中に去有り。

問うて曰はく、若し二去有らば何の咎有りや。

答へて曰はく、

若し二の去法有らば、則ち二去者有らむ、去者を離るれば、去法不可得なればなり(五八)。(第六偈)

若し二去法有らば則ち二去者有らむ。何となれば、去法に因つて去者有るが故に、一人に二去二去者有り。此れ則ち然らず。是の故に去時に亦去無し。

問うて曰はく、去者を離れて去法無きは爾る可し、今三時の中に定んで去者有らむ。

答へて曰はく、

若し去者を離るれば、去法不可得なり。去法無きを以ての故に、何ぞ去者有ることを得む(五九)。(第七偈)

若し去者を離れては則ち去法不可得なり。今云何ぞ無去法の中に於て三

Yena tad gamyamānaṁ ca yac cā'tra gamanaṁ punaḥ,

「去りつつあるとに有る去に於ては二種の去随ひ來る、去りつつあるをあらしむる(去)と、又去りつつあるに於ける去となり。」

以上三偈に於て去時の去を破せり。

【五八】 若有二去法、則有二去者、以離於去者、去法不可得。

Dvau gantārau prasajyete prasakte gamanadvaye,
Gantāraṁ hi tiraskṛtya gamanaṁ no'papadyate.

以下第十一偈迄は去法と去者とを對立せしめて、去者(働きの主體)を破す。

【五九】 若離於去者、去法不可得、以無去法故、何得有去者。

Gantārañ cet tiraskṛtya gamanaṁ no'papadyate,
Gamane'sati gantā'tha kuta eva bhaviṣyate.

時に定んで去者有りと言はむ。復次に、

去者は則ち去せず、不去者も亦去せず。去〔者〕と不去者とを離るれば、第三の去者無し(六〇)。(第八偈)

去者有ること無し。何となれば、若し去者有らば則ち二種有り。若しくは去者と若しくは不去者となり。〔若し〕(六一)是の二を離るれば第三の去者無し。

問うて曰はく、若し去者去せば何の咎有らむ。

答へて曰はく、

若し去者去すと言はば、云何が此の義有らむ。若し去法を離るれば、去者不可得なり(六二)。(第九偈)

若し定んで去者は去法を用ふること有りと謂はば、是の事然らず。何となれば、去法を離るれば去者不可得なるが故に、若し去者を離れて定んで去法有らば、則ち去者能く去法を用ゐむ。而かも實には爾らず。復次に、

若し去者に去有らば、則ち二種の去有り。一には謂はく去者の去、二には謂はく去法の去なり(六三)。(第十偈)

【六〇】 去者則不去、不去者不去、離去不去者、無第三去者。
Ganti na gacchati tāvad
agantā nai'va gacchati,
Anyo gantur agantuś ca kas
tṛtīyo hi gacchati.
第一偈の梵文參照。

【六一】 三本は倶に、是の二を離るれば第三なしとなす。

【六二】 若言去者去、云何有此義、若離於去法、去者不可得。
Gantā tāvad gacchatī 'ti
katham evo'papatsyate,
Gamanena vinā gantā
yadā noi'vo'papadyate.
「去者が實に去るといふは如

若し去者去法を用ふと言はば、則ち二過有り。一去者中に於て而かも二去有り。一には去法を以て去者を成じ、二には去者を以て去法を成ず。去者成じ已つて然して後に去法を用ふといはば、是の事然らず。是の故に三時の中に定んで去者去法を用ふること有りと謂ふも、是の事然らず。復次に、

若し去者去すと謂はば、是の人則ち咎有り。去を離れて去者有り、去者に去有りと說くなればなり〔六四〕（第十一偈）

若し人去者能く去法を用ふと說かば、是の人則ち咎有り、去法を離れて去者有ればなり。何となれば、去者、去法を用ふと說かば、是れ先に去者有りて、後に去法有りと爲すなり。是の事然らず。〔六五〕是の故に三時の中に去者有ること無し。

復次に、若し決定して去有り、去者有らば、

何にして可能ならむ。去を離れては去者は不可得なるに。」

【六三】若去者有去、則有二種去、一謂去者去、二謂去法去。

Gamane dve prasajyate
gantā yady uta gacchati,
Gante'ti co'jyate yena gantā
san yac ca gacchati.

「若し又去者が去るとせば二種の去[illegible]は來る。去者と[illegible]らしむる(去)と去者ならしむる去者のなす去となり。」第五偈梵文と比較せよ。

蕃本にては梵文の Co'cyate (稱せらる)は Co'jyate (表はさる)とあり。此[illegible]の上にては其何れなりしや明ならざれど後者なるべし。第二十二、第二十三偈參照。

第十偈第十一偈とは梵本にも蕃本にも順序轉ぜり。第四偈第五偈の順序と比較すれば蕃梵兩本の順序自然なり。

【六四】若謂去者去、是人則有咎、離去有去者、說去者有去。

Pakṣo gantā gacchat'Itiyasya
tasya prasajyate
Gamanena vinā gantā gantur
gamanam icchataḥ.

「去者[illegible]去ると[illegible]すものには去なくして去者あるの過あり。去者に(更に)去を要求するが故に。」

第四偈梵文と比較せよ。

【六五】三本倶に是故にの一句な～し。

初發有るべし。而して三時の中に於て(六六)發を求むるに不可得なり。何となれば、

已去中にも發無し。未去中にも發無し。去時中にも發無し。何れの處にか當に發有るべき(六七)。(第十二偈)

何が故に三時の中に發無きや。

未だ發せずむば去時無く、亦已去も有ること無し。是の二に應に發有るべきなり。未去に何ぞ發有らむ(六八)。(第十三偈)

去無く未去無く、亦復去時も無し、一切發有ること無きに、何が故に而かも分別せむ(六九)。(第十四偈)

若し人未だ發せずむば則ち去時無く、亦已去も無し。若し發有らば當に二處に有るべし。去時と已去との中なり。二俱に然らず、未去の時には、未だ發有らざるが故に、未去中に何ぞ發有らむ。發無きが故に去無し、去無きが故に去者無し、何ぞ已去と未去と去時と有ることを得む。

【六六】發。梵、Gantum ārabhyate 卽ち去り始める、動き始めるを云ふ。

【六七】已去中無發、未去中無發、去時中無發、何處當有發。
Gate nā'rabhyate gantuṁ
gantuṁ nā'rabhyate 'gate,
Nā'rabhyate gamyamāne
gantum ārabhyate kuha.
以下三偈に於て三時に配して去の最初(發)を破す。

【六八】未發無去時、亦無有已去、是二應有發、未去何有發。
Na būrvaṁ gamanā'rambhād
gamyamānaṁ na vā gataṁ
Yātaā'rabhyata gamanam
agate gamanaṁ kutaḥ.
「去が始まる所たる去の初發より以前には去りつつあるもなく、又は已に去れるもなし。未だ去らざるに於て何ぞ去あらむ」。

【六九】無去無未去、亦復無去時、一切無有發、何故而分別。
Gataṁ kiṁ gamyamānaṁ kiṁ agataṁ kiṁ vikalpyate,
Adṛśyamāna ārambhe gamanasyai 'va sarvathā.
「去の初發が如何な場合にも見られざるに、何ぞ已に去れる、去りつつある、及び未だ去らざることが分別されむ」。

問うて曰はく、若し去無く去者無くとも、住と住者と有るべし。

答へて曰はく、

去者は則ち住せず、不去者も住せず。去〔者〕不去者を離れて、何ぞ第三の住有らむ 七〇。（第十五偈）

若し住有り住者有らば、去者の住か若しくは不去者の住なるべし。若し此の二を離れて第三の住有るべきこと是の事然らず。去者は住せず、去未だ息まざるが故に。去と相違するを名づけて住とす。不去者も亦住せず。何となれば、去法の滅するに因るが故に住有り、去無ければ則ち住無し。去者、不去者を離るれば更に第三の住なる者無し。若し第三の住なる者有らば、即ち去者、不去者の中に在り、是を以ての故に去者住すと言ふ可からず。復次に、

去者若し當に住すべくんば、云何ぞ此の義有らむ。若し當に去を離るべくば、去者は不可得なり 七一。（第十六偈）

汝去者住すと謂はば、是の事然らず。何となれば、去法を離るれば去者不可得なり。若し去者に去相在らば、云何が當に住有るべき。去と住とは相違するが故に。復次に、

【七〇】去者則不住、不去者不住、離去不去者、何有第三住。
Gantā na tiṣṭhati tāvad agantā nai'va tiṣṭhati, anyo gantur agantuś ca kas tṛtīyo 'tha tiṣṭhati.
第八偈の梵文參照。以下二偈は住（住まること）を破す。

【七一】去者若當住、云何有此義、若當離於去、去者不可得。
Gantā tāvat tiṣṭhatī'ti katham evo'papatsyate, gamanena vinā gantā yadā nai'vo'papadyate.
第九偈梵文參照。

去未去に住無し。去時にも亦住無し。所有行止の法、皆去の義に同じ(七二)。(第十七偈)

若し去者住すと謂はば、是の人は應に去時、已去、未去の中に在つて住すべし。三處に皆住無し、是の故に汝去者、住有りと言ふは是れ則ち然らず。去法、住法を破するが如く、(七三)行止も亦是の如し、行は穀子從り相續して芽、莖、葉等に至るが如し。(七四)止は穀子滅するが故に芽。莖、葉、滅する[如きをいふ]。相續の故に行と名づけ、斷の故に止と名づく。又(七五)無明は諸行乃至老死に縁となる、是れを行と名け、無明滅するが故に諸行等滅するを是れを止と名づくるが如し。

問うて曰はく、汝種種の(七六)門にて去と去者と住と住者とを破すと雖、而かれども、眼見にては去と住と有り。

答へて曰はく、(七七)肉眼の所見は信ず可から

【七二】 去未去無住、去時亦無住、所有行止法、皆同於去義。Na tiṣṭhati gamyamānān na gatān nā'gatād api, (Gamanaṁ saṁpravṛttiś ca nivṛttiś ca gateḥ samā.「(去者は)去りつつあることを離れても、已に去りたることを離れても、又未だ去らざることを離れても、住せず。行と止との去法は去と等し。」

【七三】 行(Saṁpravṛtti-gamana)とは、「發展し進み行く活動をいふ。

【七四】 止(Nivṛtti-gamana)とは、行の反對にて還滅する活動を云ふ。

【七五】 無明に縁りて行生じ行に縁りて識生じ乃至生老死生ずと見る方面は十二因緣の順觀にて、發展の形式。無明滅するが故に行滅し行滅するが故に識滅し乃至生老死滅すと見る方面は其逆觀にて、還滅の形式也。無明、行の行は Saṁskāra にて行止の行とは同じからず。諸行とは行を複數にて Saṁskārāḥ といふを譯せるなり。

【七六】 門は玆にては方面の意。本書にて此の如き場合には因緣の文字を用ゆ。門とは方法又は見地とせば了解し易し。

【七七】 本論が種種に去、住等を一一破するは要は阿毘曇人又は通

す、若し實に去と去者と有らば、一法を以て成すと爲むや、二法を以て成ずと爲むや。二倶に過有り。何となれば、

去法は去者に卽せば、是の事則ち然らず。
去法は去者に異るも、是の事亦然らず（七八）。
（第十八偈）

若し去法、去者一ならば、是れ則ち然らず。異るも亦然らず。

問うて曰はく、一と異とに何の過有るや。

答へて曰はく、

若し去法に於て、卽ち是れ去者たりと謂はば、作者及び作業、是の事則ち一なるべし（七九）。（第十九偈）

若し去法に於て去者に異る有りと謂はば、去者を離れて去有り、去を離れて去者有らん（八〇）。（第二十偈）

常の人人が實在論的に又は常識的に去又は住なる固然たるものありと執するを破するにあり。去、住は單に言語に過ぎざるなり。上來破し來りて之を明にせしが、今更に根見上の常識論が、決して根據となり得ざることを示す。

【七八】去法卽去者、是事則不然、去法異去者、是事亦不然、

Yad eva gamanaṁ gantā
sa eve'ti na yujyate,
Anya eva punargantā
ga'er iti na yujyate.

「去法なるもの卽ち去者なりといふは正しからず。又去者が去より異るといふも正しからず。」

以下第二十一偈迄、去と去者との一異門の破。

【七九】若謂於去法、則爲是去者、作者及作業、是事則爲一。

Yad eva gamanaṁ gantā
sa eva hi bhaved yadi,
Ekībhāvaḥ prasajyeta
kartuḥ karmaṇa eva ca.

「若し去法なるものが卽ち去者ならば、作者と作業との一體なることとなり了はる。」

【八〇】若謂於去法、有異於去者、離去者有去、離去有去者。

Anya eve punar gantā
gater yadi vikalpyate,
Gamanaṁ syād ṛte gantur
gantā syād gamanād ṛte.

「又若し去者は去より異ると分別せば、去者なくして去法あるべく、去法なくして去者あるべし。」

是の如くの二倶に過有り。何となれば、若し去法即ち是れ去者ならば、是れ則ち錯亂して因緣を破す。去に因つて去者有り、去者に因つて去有り。又去を名づけて法と爲す、去者を名づけて人と爲す。人は常、法は無常なり。若し一ならば則ち二倶に常なるべきか(八一)二倶に無常なるべきかなり。一の中には是の如き等の過有り。若し異ならば則ち相違す。未だ去法有らざるに、應に去者有るべく、未だ去者有らざるに、應に去法有るべし。相因待せずして一法滅すとも一法在るべし。異の中にも是の如き等の過有り。復次に、

　去と去者との是の二に、若し一か異かの法を成せむとするに、二門倶に成ぜず、云何ぞ當に成ずること有るべけむ(八二)。(第二十一偈)

若し去者と去法と若しくは一法を以て成じ、若しくは異法を以て成せむとする有らむに二倶に得べからず。先に已に第三法の成ずること無きを說きたり。若し成ずること有りと謂はば、應に說くべし、因緣に去無く去者無しと。今當に更に說くべし。

　去に因つて去者を知るに、是の去を用ふる能はず。先に去法有ること無し、故に去者の去無し(八三)。(第二十二偈)

【八一】三本倶「に二倶應無常」に作る。

【八二】去去者是二、若一異法成、二門倶不成、云何當有成。
Ekibhāvena vā siddhir
　nānābhāvena vā yayoḥ,
Na vidyate tayoḥ siddhiḥ
　kathaṃ nu khalu vidyate.
「一體によりても異體によりても成ずることなき此(去と去者との)二に如何にして成あらむ。」

【八三】因去知去者、不能用是去、先無有去法、故無去者去。

何れの法に隨以て去者を知るとも、是の去者は是の去法を用ふる能はず。何となれば、是の去法の未だ有らざる時は去者有ること無く、亦去時は已去、未去も無し。先に人有り城邑有りて（八四）所趣有ることを得るが如し。去法と去者とは則ち然らず。去者は去法に因つて成じ、去法は去者に因つて成ずるが故に。復次に、

去に因つて去者を知るに、異の去を用ふる能はず。一の去者中に於て、二去を得ざるが故に（八五）。（第二十三偈）

何れの去法に隨以ひて去者を知るとも、是の去者は異の去法を用ふる能はず。何となれば、一の去者中に二の去法を得可からざるが故に。復次に、

決定して去者有るも、三去を用ふる能はず。不決定の去者も、亦三去を用ゐず（八六）。（第二十四偈）

Gatyā yayo'jyate gantā
gatiṁ tāṁ sa na gacchati,
Yasmān na gatipūrvo'sti ka-
ścit kiṁ cid dhi gacchati.

「去によりて去者と知らしめらるる其去に去者は去ることなし。何となれば彼（去者）は去より以前に存せざればなり。何人も何處にも去ることなし。」

此梵文よりの國譯は直譯に過ぐ。以て漢譯者の如何に巧なるかを比知し得べし。Yayo'jyate は梵文には Yayo'jyate とあれど、漢譯の知に當る故に藏本の文を取りて Ajyate と見たり。（第十偈參照）

此の偈は去法が去者の先にあるといふことあり能はざるが故に、去者が去すといふことなしと說くなり。

【八四】明本に所起とあれど、三本には所趣とあり。

【八五】因去知去者、不能用異去、於一去者中、不得二去故。

Gatyā yayo'jyate [illegible]
[illegible]

Gati dve no'papadyate
yasmād eke pragacchati.

「去者なりと知らしめらるる去より異れるものを去者は去ることなし。一人の去者に於て二の去は不可能なればなり。」

註釋、梵文字については凡て前偈と同じ。

【八六】決定有去者、不能用三去、不決定去者、亦不用三去、

去法定なるも、不定なるも去者三を用ゐず。是の故に去と去者と、所去處とは皆無なり〔八七〕。（第二十三偈）

決定とは「本」實有に名づく、去法に因つて生ぜしにあらざるなり。去法は身動に名づく、三〔種〕は未去、已去、去時に名づく。若し決定して去者有らば去法を離れて去者有るべく住すること有るべからず。是の故に說く、決定して去者有るも三去を用ふる能はずと。若し去者不決定ならば、不決定は本實無に名づく、去法に因つて去者と名づくるを得るを以て、「其去者には」去法無きを以ての故に三去を用ふる能はず。去法に因るが故に去者有らば、若し先に去法無くば則ち去者無けむ。云何が不決定の去者にして三去を用ふと言はんや。去者の如く去法も亦是の如し。若し先に去者を離れて決定して去法有らば、則ち去者に因つて去法有るにあらず。是の故に去者は三去の法を用ふる能はず。若し決定して去法無くば去者何の用ふる所ぞ。是の如く思惟觀察すれば、去法、去者、所去處、是の法皆相因待し、去法に因つて去者有り、去者に因つて去法有り、是の二法に因つて則ち可去の處有り。定んで有と言ふを得ず、定んで無と言ふを得ず。是の故に決定して知んぬ、三法に

Sadbhūto gamanaṁ gantā
triprakāraṁ na gacchati,
Nā' sadbhūto 'pi gamanaṁ
triprakāraṁ sa gacchati.
「實有の去者は三種の去法を去ることなし。非實有の彼も亦三種の去法を去らず。」決定有去者は有決定去者とする方可なり。用の字極めて巧なり。前二偈を見よ。

〔八七〕 去法定不定、去者不用三、是故去去者、所去處皆無。
(Gamanaṁ sadasadbhūtaḥ
triprakāraṁ na gacchati,
Tasmād gatiś ca gantā ca
gantavyaṁ ca na vidyate.
「實有にして又非實有なる（去者）も三種の去法を去ることなし。此故に去と去者と行かるべき處と存せず。」

物を見む(九二)。(第二偈)

是の眼は自體を見ること能はず。何となれば、燈能く自ら照し亦能く他を照すが如く、眼若し是れ見相ならば、亦自ら見、亦他をも見るべし。而かも實には爾らず。是の故に偈の中に說かく、若し眼自ら見ずんば何ぞ能く餘物を見むと。

問うて曰はく、眼能く自ら見ずと雖、而かも能く他を見る。火は能く他を燒けども自ら燒く能はざるが如し。

答へて曰はく、

火の喩は則ち、眼見の法を成ずる能はず。
去と未去と去時とに、已に總じて是の事を
答へたり(九三)。(第三偈)

汝火の喩を作すと雖、眼見の法を成ずる能はず。是の事去來品中に已に答へたり。已去の中に去無く、未去の中に去無く、去時の中に去無きが如

耳鼻舌身意が順次色聲香味觸法に對立する關係にあり。かく對立關係に立つとき之を十二處(又は入)と稱す。更に此對立に働起れば六識生ず。其起る場所より名づけて眼識等と稱す。六根六境六識を十八界といふ。

【九二】是眼則不能、自見其己體、若不能自見、云何見餘物。

Svaṁ ātmānaṁ darśanaṁ hi
tat tam eva na paśyati,
Na paśyati yad ātmānaṁ ka-
thaṁ drakṣyati tat parān.

【九三】火喩則不能、成於眼見法、去未去去時、已總答是事。

Na paryāpto 'gni-dṛṣṭānto
darśanasya prasiddhaye
Sadarśanaḥ sa pratyukto
gamyamāna-gatā'gataiḥ.

「火の譬喩は見を成ずるには完全ならず。彼の見と共にあるものは、去りつつあること、已に去りたること、未だ去らざることによりて破せられたり。」

梵文註釋に次の一偈を擧げて此意を明にしたり。

Na dṛṣṭaṁ dṛśyate tāvad
adṛṣṭaṁ nai'va dṛśyate
Dṛṣṭā'dṛṣṭa-vinirmuktaṁ
dṛśyamānaṁ na dṛśyate.

「已に見たるものは實に見れず、未だ見ざるものも見れず、已に見たると未だ見ざるとを離れて見つつあるものも見れず。」

觀去來品第二の第一偈と比較せよ。

く、已燒、未燒、燒時に俱に燒有ること無きが如く、是の如く已見、未見、見時に俱に見相無し。復次に、

見若し未見の時は、則ち名づけて見と爲さず。而かも見能く見ると言はば、是の事則ち然らず〔九四〕（第四偈）

眼未だ色に對せずんば則ち見ること能はず。爾の時は名づけて見と爲さず。色に對するに因つて名づけて見と爲す。是の故に偈の中に說かく、未見の時に見無し、云何ぞ見を以て能く見む。復次に〔九五〕二處俱に見法無し。何となれば、

見に見有る能はず、非見も亦見ず。若し已に見を破せば、則ち見者を破すと爲す〔九六〕

（第五偈）

見に見ること能はず。先に已に過を說くが故に。非見も亦見ず。見相無きが故に。若し見相無くば云何ぞ能く見む。見法無きが故に見者も亦無し。何となれば、若し見を離れて見者有らば、眼無き者

【九四】見若未見時、則不名爲見、而言見能見、是事則不然。

Na 'paśyamānaṁ bhavati yadā kiṁ cana darśanaṁ, Darśanaṁ paśyati 'ty evaṁ-katham etat tu yujyate.

「見つゝあらざる如何なる見も存せざるに、見が見るといふこと、此の如きが如何にして正しからむ。」普本も此意に解したれど、梵文註釋より見れば、後半は「(彼が)見るといふことと見と此の如きが如何にして正しからむ」と譯すべきが如し。

【九五】二處。とは見と非見となり。又三本俱に何となれば無し。

【九六】見不能有見、非見亦不見、若已破於見、則爲破見者。

Paśyati darśanaṁ nai'va nai'va paśyaty adarśanam, Vyākhyāto darśanena i'va draṣṭā cā'pyupagamyatāṁ.

「見は見ず、不見も見ず、見によつて見者も亦說明せられたりと知るべし。」見不能有見は見に見を有すること能はずとも讀まる。

る亦餘情を以て見るべし。若し見を以て見ば、則ち見の中に見相有つて見者に見相無きなり。是の故に偈の中に說かく、若し已に見を破せば則ち見者を破すと爲すと。復次に、

見を離るるも見を離れざるも、見者は不可得なり。見者無きを以ての故に、何ぞ見と可見と有らん(九七)。(第六偈)

若し見有るも見者は則ち成ぜず。若し見無くも見者亦成ぜず。見者無きが故に云何ぞ見と(九八)可見と有らん。若し見者無くば誰れか能く見法を用つて外色を分別せむ。是の故に偈の中に說かく、見者無きを以ての故に何ぞ見と可見と有らんと。復次に、

見と可見と無きが故に、識等の四法無し。四取等の諸緣、云何が當に有ることを得べき(九九)。(第七偈)

見と可見の法無きが故に識、觸、受、愛等の四法皆無し。愛等無きを以ての故に、(一〇〇)四取等の十二因

【九七】離見不離見、見者不可得、以無見者故、何有見可見。
Tiraskṛtya draṣṭā nā'sty atiraskṛtya ca darśanaṁ,
Draṣṭavyaṁ darśanaṁ cai'va draṣṭary asati te kutaḥ.

【九八】可見(梵 Draṣṭavya.)。見らるべき物、即ち對象なり。

【九九】見可見無故、識等四法無、四取等諸緣、云何當得有。
Draṣṭavya-darśanā'bhāvād vijñānā'di catuṣṭayaṁ
Nā'stī'ti, upā'dānā'dīni bhaviṣyanti punaḥ kathaṁ.
此偈の前に、月稱釋の梵文には第七偈として、
Pratītya mātāpitarau yatho'ktaḥ putra-sambhavaḥ,
Cakṣūrūpe pratītyai'vam ukto vijñāna-sambhavaḥ.
「子の生ずるは父母に緣ると稱せらるるが如く、又識の生ずるは眼と色とに緣ると說かる」とあり、從つて見可見無故云云は第八偈なれど、藏本にも、般若燈論にも、大乘中觀釋論にもなき偈なり。

【一〇〇】四取等とは四種の取と、十二緣起支中の、有(Bhava)、生(Jāti)、老死(Jarāmaraṇa)等なり。

緣分亦無し。復次に、

耳鼻舌身意、聲及び聞者等、當に知るべし是の如き義は、皆上の說に同じ(一〇一)。(第八偈)

見、可見の法空にして衆緣に屬するが故に決定無きが如く、餘の耳等の五情、聲等の五塵も、當に知るべし、亦見、可見の法に同じ。義同じきが故に別して說かず。

(一〇二)觀五陰品第四　九偈

問うて曰はく、經に說かく、五陰有りと。是の事如何。

答へて曰はく、

若し色因を離るれば、色則ち不可得なり。
若し當に色を離るべくば、色因不可得なるべし(一〇三)。(第一偈)

【一〇一】耳鼻舌身意、聲及聞者等、當知如是義、皆同於上說。
Vyākhyātaṁ śravaṇaṁ ghrāṇaṁ rasanaṁ sparśanaṁ manaḥ,
Darśanenai'va jānīyāc chrotṛ- śrotavyakā'di ca.

【一〇二】品名、梵、Skandha-parīkṣā(五陰、新譯にては五蘊)は主として身心即ち個人を其組織要素より觀察分類し說くもの、色(Rūpa)、受(Vedanā)想(Saṃjñā)、行(Saṃskāra)、識(Vijñāna)の五をいふ。陰は集まりたるものの意。色は地水火風の四大及び四大より成る物質にて主として肉體をいひ、受は主として感覺にして知覺も含み、想は知覺、表象、概念、觀念をも含み、行は他の四をして各色等として成立たしむる働にして、識は意識なり。色は物質、受想識は精神にて行は其間に交涉關係あらしめ又物質を物質として、識を識として成立せしむる働なり。

【一〇三】若離於色因、色則不可得、若當離於色、色因不可得。
Rūpakāraṇa-nirmuktaṁ na rūpam upalabhyate,
Rūpeṇā'pi na nirmuktaṁ dṛśyate rūpakāraṇaṁ.
「色の因を離れたる色は得べからず。色を離れたる色因も亦見られず。」
第一偈より第三偈迄は、色と色因との離不離破なり。(離不離破とは、離しても不可得、不離なるも不可得とするなり)

色因とは布の縷に因るが如し。縷を除けば則ち布無く、布を除けば則ち縷無し。布は色の如く、縷は色因の如し。

問うて曰はく、若し色因を離れて色有らば何の過有りや。

答へて曰はく、

色因を離れて色有らば、是の色則ち無因なり。無因にして法有らば、是の事則ち然らず(一〇四)(第二偈)

縷を離れて布有らば、布は則ち無因なるが如く、無因にして法有ることは世間に有ること無き所なり。

問うて曰はく、佛法、外道法、世間法の中に皆無因の法有り。佛法には(一〇五)三無爲有り。無爲は常なるが故に無因なり。外道法中には(一〇六)虛

【一〇四】離色因有色、是色則無因、無因而有法、是事則不然。
Rūpakāraṇa-nirmukte rūpe rūpaṁ prasajyate
Āhetukaṁ, na cā'styarthaḥ kaścid āhetukaḥ kva cit.
色因を離れたる色あらば、色は無因のものとなるべし。何處にも如何なる無因の物あることなし。
無因而有法を三本は無因而有色とす。非なり。中論疏にも無因而有法とあり。

【一〇五】三無爲は擇滅無爲(Pratisaṁkhya-nirodha-asaṁskṛta)非擇滅無爲(Apratisaṁkhya-nirodha-asaṁskṛta)虛空無爲(Ākāśa-asaṁskṛta)をいふ。第一は擇力所得の滅にて智慧の力によつて有漏法の一一に於ける煩惱を斷じて得る唯善無漏の常住法にて卽涅槃なり。第二は緣缺不生にて煩惱の生ずべき因緣缺けて具備せざる爲め、自然に得る滅理にて同じく涅槃也。兩者は有漏法の數丈けある故に兩者の理も無爲なり。第三は無碍無障の常住不變の不動體にて唯一なり。此の爲めに一切諸法は生起し得るが故に諸法に場所を與ふる無障礙の常住體なり。無爲とは凡て常住にして而かも其自身に働なき實體をいふ。

【一〇六】虛空(Ākāśa)、時(Kāla)、方(Diś)、微塵(Aṇu)は勝論學派の常住無因のものと認むるものなり。虛空は前の虛空無爲と同じ、時は時間の觀念を起さしむる實體、方は四方の觀念を起さしむる實體にて、時方の二は要するに虛空の表はれたる方面より名づけたるものなり。微塵は後世極微

空、時、方、神、微塵、涅槃等なり。世間法には虛空、時、方等なり。是の三法は處として有らざること無きが故に名づけて常とす。常なるが故に無因なり。汝何を以てか無因の法は世間に無き所なりと說く。

答へて曰はく、此の無因の法は但（一〇七）言說を有するのみ、思惟し分別すれば則ち皆無し。若し法因緣に從つて有らば、無因と言ふべからず。若し無因緣ならば則ち我が說の如し。

問うて曰はく、二種の因有り、一に（一〇八）作因、二には言說因なり。是の無因の法には作因無し、但言說因のみ有りて人をして知らしむるが故に。

答へて曰はく、言說因有りと雖も是の事然らず。虛空は（一〇九）六種中に破するが如く、餘事は後に當に破すべし。復次に、現事すら尚皆破すべし。何ぞ況んや微塵等の不可見の法をや。此の故に說く無因の法は世間に無き所なりと。

(Paramāṇu)といふものにて即ち原子のと、地水火風の四種の性質の異る原子無數に存し、此等の結合によつて萬物成るなり。神(Ātman 又は Puruṣa)は數論學派にて常住無因となすものにて精神、靈魂なり。勝論學派にても勿論之を認む。涅槃は最高理想として最後に得るもの、通常は解脫(Mokṣa)といひ涅槃とはいはず。此は兩派共に認む。以上の六は之を單に勝論派の認むるもののみを擧ぐと見ても差支なし。

大智度論第十五卷、百論下、破常品第九參照。

【一〇七】言說を有するのみとは名稱として存するのみ、自ら各自が勝手に存すと假說して名けたるものなれば、其名のみ存するに過ぎずとの意。

【一〇八】作因は生因、言說因は了因にして、前者は廣くは實在の根據、後者は認識の根據に該當すと見得べし。上述無因法は生因なくも、了因によつて存在と見ざるべからざるものなり、如何の意。

【一〇九】次の六種品第五を指す。

問うて曰はく、若し色を離れて色因有らば何の過有りや。

答へて曰はく、

若し色を離れて因有らば、則ち是れ無果の因なり。若し無果の因を言はば、則ち此の處有ること無し(二〇)。(第三偈)

若し色の果を除いて但色因有らば、即ち是れ無果の因なり。

問うて曰はく、若し無果にして因有らば何の咎有りや。

答へて曰はく、無果にして因有ること世間に無き所なり。何となれば、果を以ての故に名づけて因とす。若し無果ならば云何ぞ因と名づけん。復次に、若し因中に果無くば、物何を以てか非因依り生ぜざる。是の事破因緣品中に說けるが如し。是の故に無果の因有ること無し。復次に、

若し已に色有らば、則ち色の因を用ゐず、若し色有ること無くも、亦色の因を用ゐず(二一)。(第四偈)

二處に色因有るは、是れ則ち然らず。若し先に因中に色有らば名づけて色因と爲さず。若し先に因中に色無きも亦名づけて色因と爲さず。

問うて曰はく、若し二處倶に然らず、但無因の色のみ有らば何の咎か有る。

【二〇】若離色有因、則是無果因、若言無果因、則無有是處。
Rūpeṇa tu vinirmuktaṁ
yadi syād rūpakāraṇaṁ
Akāryakaṁ kāraṇaṁ syat, nā-
sty akāryaṁ ca kāraṇaṁ,
「若し又色を離れたる色因有らば、果のなき因あるべし。然るに果のなき因は存せず。」此論法は形式的に完全なり。

【二一】若已有色者、則不用色因、若無有色者、亦不用色因。
Rūpe saty eva rūpasya
kāraṇaṁ no'papadyate,
Rupe 'saty eva rūpasya
kāraṇaṁ no'papadyate.
此の偈は色と色因との前後門破。(前後門破とは一が他より先なるも後なるも何れにしても不可得なりとの意なり。)

答へて曰はく、

無因にして而かも色有らば、是の事終に然らず。是の故に有智者は、色を分別すべからず（二三）。（第五偈）

若し因中に果有るも因中に果無きも、是の事すら尚不可[得]なり。何ぞ況んや無因にして色有るをや。是の故に言ふ、無因にして而かも色有らば是の事終に然らず、是の故に有智者は色を分別すべからずと。分別は凡夫に名づく。無明愛染を以て色に貪著し、然して後邪見を以て分別戯論を生じ、因中有果、無果等を説く。今此の中に色を求むるに不可得なり。是の故に智者は分別すべからず。復次に、

若し果因に似るも、是の事然らず。果若し因に似ざるも、是の事亦然らず（二四）。（第六偈）

若し果と因と相似ること是の事然らず。因は細、果は麁なるが故に。因果、色力等、各異なる。布は縷に似たらば則ち布と名づけず、縷は多く布は一なるが故なるが如し。因果相似と言ふを得ず。若し因果相似せざるも是れ亦然らず。麁縷は細布を成ぜず、麁縷は細布を出すこと無きが如し。是

【二三】無因而有色、是事終不然、是故有智者、不應分別色。

Niṣkāraṇaṁ punā rūpaṁ
nai'va nai'vo'papadyate,
Tasmāt rūpagatān kāṁś cin
na vikalpan vikalpayet.

「又無因の色は全く可能ならず。故に何人も、色に關する種種なる分別を分別すべからず」。

【二四】若果似於因、是事則不然、果若不似因、是事亦不然。

Na kāraṇasya sadṛśaṁ
kāryam ity upapadyate,
Na kāraṇasyā'sadṛśaṁ
kāryam ity upapadyate.

「果は因に相似なりといふも可能ならず、果は因に相似せずといふも可能ならず」。此の偈は果と因との似不似破。是事亦不然は是有亦不然とあり。

の故に因果相似せずと言ふを得ず。二義然らず、
故に色無し。色無くば色因無し。

受陰及び想陰、行陰識陰等、其の餘の一切
法、皆色陰に同じ（二四）。（第七偈）

四陰及び一切法亦是の如く思惟し破すべし。

又今造論者空の義を讃美せんと欲するが故に偈を說かく、

若し人問者有らんに、空を離れて答へんと
欲せば、是れ則ち答を成せず。倶に彼の疑
に同じ（二五）。（第八偈）

若し人難問すること有らんに、空を離れて
其の過を說かば、是れ難問を成せず。倶に
彼の疑に同じ（二六）。（第九偈）

若し人論議する時は、各所執有り、空の義を
離れて問答する者有らば、皆問答を成せず。倶

【二四】受陰及想陰、行陰識陰等、其餘一切法、皆同於色陰。

Vedanā citta-saṁjñānāṁ
saṁ-kārāṇāṁ ca sarvaśaḥ,
Sarveṣām eva bhāvānāṁ
rūpeṇai'va samaḥ kramaḥ.

これにては韻の關係にてCittaをVijñāna に代用す。又 Citta（心）も Manas(意)も原始佛教にては多くは Vijñāna と同一なるが爲めにも依る。此の偈は、色に於ける如く、他の四陰亦然りと說く。

【二五】若人有問者、離空而欲答、是則不成答、倶同於彼疑。

Vigrahe yaḥ parihāraṁ kṛte
śūnyatayā vadet,
Sarvaṁ tasyā'parihṛtaṁ
samaṁ sādhyena jāyate.

「若し人駁論せられたる時、空義を以て反對を說かば、所立と同じく凡て反駁せられざるに至らむ。」

【二六】若人有難問、離空說其過、是可成難問、倶同於彼疑。

Vyākhyāne ya upālambhaṁ
kṛte śūnyatayā vadet,
Sarvaṁ tasyā'nupālabdhaṁ
samaṁ sādhyena jāyate.

「若し人解答のなさるる時、空義によつて難詰を說かば、所立と同じく凡て反難せられざるに至らん。」

所立（Sādhya）は將に證明せられんとする立言（命題）をいひ、因明にては之を宗（Pratijñā）といふ。此偈に疑、長行に所疑と譯す。第八偈は立者（主張者）に關係していひ、第九偈は敵者（反駁者）に關係して述べらる。以上二偈は一般に論議に於ても、空義を以てせざれば不完全なることを示すものなれば、此の品の中心的

に亦疑に同じ。人の衆は是れ無常と言ふが如し。問者は言はく、何を以ての故に無常なると。
　答へて言はく、無常の因從り生ずるが故にと。此を答と名づけず。何となれば、因緣中にも亦疑はしく、常たるや無常たるやを知らざる〔あり〕。是れを彼の所疑に同じと爲す。問者若し其の過を說かんと欲するに、空に依らずして、諸法は無常なりと說かば、則ち問難と名づけず。何となれば、汝無常に因つて我が常を破するも、我れは亦常に因つて汝が無常を破す。若し實に無常ならば則ち業報無し。眼耳等の諸法念念に滅して亦分別有ること無し。是の如き等の過有つて皆問難を成ぜずして彼の所疑に同じ。若し空に依つて常を破せば、則ち過有ること無し。何となれば、此の人空相を取らざるが故に。是の故に若し問答せんと欲するすら 二七 尙空法に依るべし。何ぞ況んや離苦寂滅の相を求めんと欲する者をや 二八。

二九 觀六種品第五　八偈

の一切を離れたる附屬的のものなり。

【二七】三本は常となす。

【二八】明藏は之を第一卷の終りとなす。

【二九】品名、梵、Dhātu-parīkṣā. Dhātu は界と譯する。元素といふ梵の意にして地水火風空識の六をいふ。故に六種といひたるなり。此六は實義にいふ六大にして前四は物質、第五は凡てに場所を與ふるもの第[illegible]が個人を[illegible]く世界を[illegible]ものなり。已に五蘊を離して[illegible]の義を立てたるが故に、是んで更に廣く世界をも破せんとするなり。[illegible]先づ六種の相(Lakṣaṇa 體性)を破し、且つ六種を破し而して一切萬有の實在を破す。明藏にては之を第二卷の初めとなす。

問うて曰はく、六種各定相有り。定相有るが故に則ち六種有り。

答へて曰はく、

空相未だ有らざる時、則ち虚空の法無し。若し先に虚空有らば、即ち是れ無相と爲す〔二〇〕。(第一偈)

若し未だ虚空相有らずして先に虚空法有らば、虚空は則ち無相なり。何となれば、無色處を虚空相と名づく。色は是れ〔二一〕作法にして無常なり。若し色未だ生ぜずんば、未生は則ち滅無し、爾の時には虚空相無し。色に因るが故に無色處有り。無色處を虚空相を名づく。

問うて曰はく、若し無相にして虚空有らば何の咎か有る。

答へて曰はく、

是の無相の法は、一切處に有ること無し。無相法の中に於ては、相は則ち相する所無し〔二二〕。(第二偈)

若し常無常法の中に於て無相法を求むるも不可得なり。論者の言の如きは、是れ有、是れ無、云何ぞ各相有ることを知らん。故に生、住、滅は是れ有爲の相なり。生、住、滅無きは是れ無爲の相なり。虚空若し無相な

【二〇】空相未有時、則無虚空法。若先有虚空、則是爲無相。
Nā'kāśaṁ vidyate kiṁcit
pūrvaṁ ākāśalakṣaṇāt,
Alakṣaṇaṁ prasajyate syat
pūrvaṁ yadi lakṣaṇāt.

【二一】作法は Kṛtaka-dharma 即ち作られたるものの意。

【二二】是無相之法、一切處無有、於無相法中、相則無所相。
Alakṣaṇo na kaścic ca
bhāvaḥ saṁridyate kva cit,
Asaty alakṣaṇe bhāve
kramatāṁ kuha lakṣaṇaṁ.
「如何なる無相の有(即ち法又は物)も何處にも存することなし。無相の有存せざる時、何處に相を表はさしめん。」般若燈論には後半を「無相體既無、相於何處轉」とせり。轉は表と同じ(Kramatāṁ = pravartatāṁ)。

らば則ち虚空無し。若し先に無相にして後に相來り相すと謂はば、是れ亦然らず。若し先に無相なるときは則ち法の相す可き無し。何となれば、

有相無相の中、相は則ち住する所無し、有相無相を離れて、餘處にも亦住せず〔二三〕。（第三偈）

〔二四〕峯有り、角有り、尾端に毛有り、頸下に垂頡有る、是を牛相と名くるが如く、若し是の相を離れては則ち牛無し、若し牛無くんば是れ諸相住する所無し。是の故に無相法の中に於ては相は則ち相する所無しと說くなり。有相の中に相亦住せず。先に相有るが故に。水相の中に火相住せざるが如し。先に自相有るが故に。復次に、若し無相の中に相住せば、則ち無因と爲す。無因を名づけて無法と爲す。而るに有相、相、可相は常に相因待するが故に、有相、無相の法を離れて更に第三處の〔二五〕可相無し。是の故に偈の中に有相、無相を離れて餘處にも亦住せずと說く。復次に、

相法有ること無きが故に、可相法も亦無し。可相法無きが故に、相法亦復無し〔二六〕。（第四偈）

【二三】有相無相中、相則無所住、離有相無相、餘處亦不住。

Nā'lakṣaṇe lakṣaṇasya pravṛttir na salakṣaṇe,
Salakṣaṇā'lakṣaṇābhyāṁ nā'py anyatra pravartate.

「無相の物に於ても相の轉なし。有相の物に於ても相の轉なし。有相と無相との外にも亦轉することなし。」

【二四】峯とは Kakud の譯語にて此字には峯と隆肉との兩意あり、此所は隆肉の意にて之を峯と譯せるなり、牛の背にある隆肉を指す。垂頡とは頸の下に垂れたる皮をいふ。Sāsnā の譯語なり。此牛相の定義は百論の釋文にも存し、智度論二、一八の引用なり。

【二五】可相。梵、Lakṣya、相によつて表示さるる物、即ち相の主體なり。

【二六】相法無有故、可相法亦無、可相法無故、相法亦復無。

Lakṣaṇā'sampravṛttau ca na lakṣyam upapadyate,

相住する所無きが故に則ち可相の法無し。可相の法無きが故に相法も亦無し。何となれば、相に因つて可相有り、可相に因つて相有りて共に相因待するが故に。

是の故に今相も無く、亦可相も有ることなし。相可相を離れ已つては、更に亦物有ること無し(二七)。(第五偈)

因縁の中に於て本末推求するに、相、可相は決定して不可得なり。是の二不可得なるが故に一切法は皆無なり。一切法は皆相、可相二法の中に攝在す。或は相を可相と爲し、或は可相を相と爲す。火は煙を以て相と爲し、(二八)煙も亦火を以て相と爲すが如し。

問うて曰はく、若し有有ること無くば當に無有るべし。

答へて曰はく、

若し有をして有ること無からしめば、云何か當さに無有るべき。有無既已に無ならば、有無を知る者は誰ぞ(二九)。(第六偈)

Laksyasyā'nupapattau ca
na laksyam upapadyate.

此の偈は相と不相との因待破なり。

【二七】是故今無相、亦無有可相、離相可相已、更亦無有物。

Tasmān na vidyate laksyaṁ
laksaṇaṁ nai'va vidyate,
Laksya-laksaṇa-nirmukto
nai'va bhāvo'pi vidyate.

以下總結。

【二八】煙も亦復相有りとなす。中論疏にも烟亦復有相となし、白日は火は可相、烟は相、夜は烟は可相、火は相なりと釋す。

【二九】若使無有有、云何當有無、有無既已無、知有無者誰。

Aaidyamāne bhāve ca
kasyā'bhāvo bhavisyati,
Bhāva'bhāva-viddarmā ca
bhāvā'bhāvam avaiti kaḥ.

「有の存在せざるとき誰れの無か存すべき。有無と異る何人か有つて有無を知るや。」

有は存在する物又は法と同じ。前偈には物とも譯され、又多くは法と譯さる。

凡そ物、若くは自ら壞し、若くは他に壞せらるるを名づけて無とす。無は自ら有らず、有に從つて有り。是の故に言ふ、有をして有ること無からしめば云何が無有るべき。眼見、耳聞すら尚不可得なり。何ぞ況んや無物をや。

問うて曰はく、有有ること無きを以ての故に無亦無きも、應に有無を知る者有るべし。

答へて曰はく、若し知者有らば應に有の中に在るべきか、應に無の中に在るべし。有無、既に破る、知者亦同じく破らるべし。

是の故に知りぬ虚空は、有にも非らず亦無にも非らず、相にも非らず

可相にも非らずと。餘の五も虚空に同じ〔二〇〕。（第七偈）

虚空種種に相を求むるに不可得なるが如く、餘の五種も亦是の如し。

問うて曰はく、虚空初に在らず後に在らず、何を以て先に破すや。

答へて曰はく、地、水、火、風は衆緣和合の故に破し易し。識は苦樂の因なるを以ての故に無常變異なることを知るが故に破し易し。虚空には是の如き相無し。但凡夫悕望して有とす。是の故に先に破す。復次に虚空は能く〔二一〕四大を持し、四大の因緣にて識有り。是の故に先に根本を破せば、餘は自ら破せらる。

問うて曰はく、世間の人は盡く諸法を是れ有なり、是れ無なりと見る。汝何を以て獨り世間と相違

〔二〇〕是故知虚空、非有亦非無、非相非可相、餘五同虚空。
Tasmān na bhāvo nā'bhāvo na lakṣyaṃ nā'pi lakṣaṇaṃ,
Ākāśaṃ ākāśa samā dhātavaḥ pañca ye pare.

〔二一〕四大とは地水火風なり。

して無所見と言ふや。

答へて曰はく、

淺智は諸法の、若くは有若くは無の相を見る。是れ即ち見を滅せる、

安隱の法を見る能はざるなり【三二】。（第八偈）

若し人未だ得道せずば、諸法の實相を見ず。愛と見との因緣の故に種種に戲論す。法生ずるを見る時之を謂つて有と爲し、相を取つて有と言ふ。法滅するを見る時之を謂つて斷となし、相を取つて無と言ふ。智者は諸法の生ずるを見て、即ち無の見を滅し、諸法の滅するを見て、即ち有の見を滅す。是の故に一切法に於て所見有りと雖も皆幻の如く夢の如し。乃至無漏道の見すら尚滅す。何ぞ況んや餘見をや。是の故に若し見を滅せる安隱の法を見ざる者は、則ち有を見、無を見る。

【三三】觀染染者品第六　十偈

問うて曰はく、經に說かく、貪欲、瞋恚、愚癡、是れ世間の根本なりと。貪欲に種種の名有り。初めは愛と名づけ、次は著と名づけ、次は染と名づけ、次は淫欲と名づけ、

【三二】淺智見諸法、若有若無相、是則不能見、滅見安穩法。

Astitvaṁ ye tu paśyanti nāstitvaṁ c'ālpa buddhayaḥ

Bhāvānāṁ te na paśyanti draṣṭavyo'pasamaṁ śivaṁ.

「然るに諸法（有）の存在と非存在とを見る智慧少き者は寂滅吉祥の可見物（色即ち法）を見ず。」

歸敬序たる八不の偈參照。

【三三】品名、梵、Rāga-rakta-parīkṣā.

Rāga は貪慾又は貪と譯すを通常とす、染は其の原意にて未だ[illegible]前ならざるもの。此の品にては、一切煩惱及び其れによつて染汚さる者の定在を示す。

者も亦是の如し（一四三）。（第二偈）

若し先に定んで染者有らば則ち更に染を須ゐず、染者先に已に染するが故に。若し先に定んで染者無くば、亦復染を起すべからず。要ず當に先に染者有つて、然して後に染を起すべし。若し先に染者無くば、則ち染を受くる者無し。染法も亦是の如し。若し先に人を離れて定んですを染法有らば、此れ則ち無因なり、云何ぞ起得ん。薪無き火の似如し。若し先に定んで染法無きときは、則ち染者有ること無し。是の故に偈の中に、若し染有るも若し染無きも、染者も亦是の如しと說く。

問うて曰はく、若し染法、染者、先後相待して、生ずること是の事不可得ならば、若し一時に生ぜば何の咎か有る。

【一四三】若無有染者、云何當有染、若有若無染、染者亦如是。

Rakte 'sati punā rāgaḥ kuta
eva bhaviṣyati,
Sati vā 'sati vā rāge, rakte
'py eṣa samaḥ kramaḥ.

以上兩偈は「若し染法を離れて染法より先に染者あらば、其染者によつて染法あるべし、〔かく〕染者あるとき染法あるべし。又染者なき時染法何處にかあらん。染法〈染者を離れて先に〉有るときも、又はなきときも染者に關して前と全く等しき關係なり」の意。後半の意を猶詳しく說く爲め梵文註釋は Sati rāge（染者あるとき）に關して、

Raktid yadi bhavet pūrvaṃ
rāgo raktatiraskṛtaḥ

（若し染者より以前に染者を離れ染法あらば）の半偈を作りて第一偈の前半に模し、其後半に倣ひて「此染法によりて染者あるべし、かく染法あるとき染者あるべし」となるとし、Asati rāge（染法なきとき）に關しては第二偈前半に似て、

Rāge 'sati punā raktaḥ kuta
eva bhaviṣyati

（又染法なきとき染者何處にかあらむ）となりて、之を破し得ること第一偈と第二偈前半と同じ論法となるとしたり。論理的にいへば第一偈の意を破するには第二偈前半よりも、梵文註釋にて第二偈前半に似せて作りたるものを用ゐ、又第一偈に倣ひて作れるものに對して第二偈前半を以てする方嚴密なり。解題の中論の論法の部參照。

以上の二偈は染、染者の前後

答へて曰はく、

　染者及び染法の、俱に成ずるは則ち然らず。染者と染法と俱なるときは、則ち相待有ること無ければなり〔一四四〕。（第三偈）

若し染法と染者と一時に成せば、則ち相待せず。染者に因らずして染法有り、染法に因らずして染者有らば、是の二は應に常なるべし、〔一四五〕已に無因にして成ずるが故に。若し常ならば則ち過多く〔一四六〕解脫の法有ること無し。復次に、今當に一異の法を以て染法、染者を破すべし。〔一四七〕何となれば、

　染者と染法と一ならば、一法云何んぞ合せん。染者と染法と異ならば、異法云何んぞ合せん〔一四八〕。（第四偈）

染法と染者とは若しくは一法を以て合するや、若しくは異法を以て合するや。若し一ならば則ち合

門破にして、此註によりて漢譯の意を解し得べし。三本には若無有染者を若無有染法となしたれど非なり、疏にも染法とし染者となさず。

【一四四】染者及染法、俱成則不然、染者染法俱、則無有相待。
Sahai'va punar udbhūtir
na yuktā rāgaraktayoḥ,
Bhavetāṁ rāgaraktau hi
nirapekṣau parasparaṁ.
「又染法と染者とが俱に生ずることも正しからず。何となれば染法と染者とが互に相待せざるに至るべければなり。」
此の偈は染者と染法と同時に成ずといふことを破す。（同時門破）

【一四五】三本俱に同じくとなす。

【一四六】三本俱に解脫を得るの法となす。

【一四七】三本偈に何となればの句なし。

【一四八】染者染法一、一法云何合、染者染法異、異法云何合。
Nai'katve sahabhāvo'sti, na
tenai'va hi tatsaha,
Pṛthaktve sahabhāvo'tha
kuta eva bhaviṣyati.
「染法と染者と一體ならば合（具存）は存せず、何となれば物が自己と合することなければなり、異ならば又何處にか合あらん。」
以下は一異門破なり。

無けん。何となれば、一法云何ぞ自ら合せん。指端は自ら觸るる能はざるが如し。若し異法を以て合するも、是れ亦不可なり。何となれば、異を以て成ずるが故に、若し各成じ竟れば復合す須からず。合すと雖も猶異なり。復次に一異倶に不可なり。何となれば、

若し一にして合有らば、伴を離れて合有るべし。若し異にして合有らば、伴を離れても亦合すべし【一四九】。（第五偈）

若し染と染者と一なるを強ひて名づけて合と爲さば、應に餘の因緣を離れて、而かも染と染者と有るべし。復次に、若し一ならば亦染と染者との二の名有るべからず。染は是れ法、染者は是れ人なり。若し人と法と一たらば是れ則ち大に亂す。若し染と染者と各異にして而かも合すと言はば、則ち餘の因緣を須ゐずして而かも合有るなり。若し異にして而かも合せば、遠しと離るも亦應に合すべし。

問うて曰はく、一にして合せざるは爾るべし。眼見に異法は共に合す。

答へて曰はく、

若し異にして而かも合有らば、染と染者とは何の事ぞ。是の二相先に異にして、然して後に合相を說くなり【一五〇】。（第六偈）

【一四九】若一有合者、離伴應有合、若異有合者、離伴亦應合。
Ekatve sahabhavaś cet, syāt sahāyaṁ vinā'pi saḥ,
Pṛthaktve sahabhavaś cet, syat sahāyaṁ vinā'pi saḥ.

【一五〇】若異而有合、染染者何事、是二相先異、然後說合相。
Pṛthaktve sahabhavaś ca yadi kiṁ rāgaraktayoḥ,
Siddhaḥ pṛthakpṛthag bhāvaḥ sahabhāvo yatas tayoḥ.
「異體に於て合あらば、(染法と染者とに何ぞ合)あらん、異性成じ居るが故に二物の合あるなり。」

若し染と染者と先に決定して異相有り、而して後、合せば、是れ則ち合ならず。何となれば、是の二相は先に已に異にして後に強ひて合と說くなり。復次に、

若し染及び染者、先に各異相を成せば、
既已に異相を成ずるなり。云何んぞ合を云はん【五一】。（第七偈）

若し染と染者と先に各別相を成せば、汝今何を以てか強ひて合相を說く。復次に、

異相は成ずること有ること無し、是の故に
汝合を欲す。合相竟に成ずること無し、而して復異相を說く【五二】。（第八偈）

汝已に染と染者と異相成ぜざるが故に復合相を說く。合相の中に過有り。染と染者と成せす。汝合相を成ぜんが爲めの故に復異相を說く。汝自ら已に定と爲すも而かも說く所不定なり。何となれば、異相成ぜざるが故に、合相則ち成ぜず。何の異相の中に於て、而も合相を說かんと欲するや【五三】。

【五一】若染及染者、先各成異相、旣已成異相、云何而言合。
Siddhaḥ pṛthak pṛthagbhāvo
yadi vā rāgaraktayoḥ,
Sahabhāvaṁ kim arthaṁ
tu parikalpayase tayoḥ.
「若し又染法と染者との二の異性成じ居らば、何故に汝は他方に於て兩者の合を分別するや。」

【五二】異相無有成、是故汝欲合、合相竟無成、而復說異相。
Pṛthak na sidhyati ity evaṁ
sahabhāvaṁ vikāṅkṣasi,
Sahabhāva-prasiddhyarthaṁ
pṛthaktvaṁ bhūya icchasi.
「異は成ぜずといふ故に、汝は合を願ふ。合を成ぜんが爲めに、汝は更に異を欲す。」

【五三】異相不成故、合相則不成、於何異相中、而欲說合相。
Pṛthagbhāvāprasiddhaś ca
sahabhāvo na sidhyati,
Katamasmin pṛthagbhāve
sahabhāvaṁ sa icchasi.
「異性成ぜざるが故に、合も成ぜず。如何なる異性存する時、汝何ぞ合を欲するや。」
此偈の後半は漢譯とは少しく異る。藏本は漢譯と亘一致す。

(第九偈)

此の中、染と染者との異相成ぜざるを以ての故に、合相も亦成ぜず。汝何の異相の中に於て而かも合相を欲するや。復次に、

是の如く染と染者と、合不合成ずるに非らず。諸法も亦是の如く、合不合成ずるに非らず【一五四】。(第十偈)

染の如く恚、癡も亦是の如し。三毒の如く一切の煩惱、一切の法も亦是の如く先に非らず、後に非らず、合に非らず、散等に非らずして、因縁の成ずる所なり。

【一五四】如是染染者、非合不合成、諸法亦如是. 非合不合成。

Evaṁ raktena rāgasya
siddhir na saha nā'saha,
Rāgavat sarvadharmāṇāṁ
siddhi na saha nā'saha.

「此の如く染法が染者と倶に成ずることも、又不倶に成ずることも存せず。染法の如く諸法が倶に成ずることも不倶に成ずることもあらず。」倶は一體又は合、不倶は異と同意。

卷の第二

(一)觀三相品第七　三十五偈

問うて曰はく、(二)經に說かく、有爲法に三相有り、生住滅なり。萬物は生法を以つて生じ、住法を以て住し、滅法を以て滅すと。是の故に、諸法有り。

答へて曰はく、爾らず。何となれば三相は決定無きが故に。是の三相は是れ有爲にして能く有爲の相を作すとや爲ん。是れ無爲にして能く有爲の相を作すとや爲ん。二俱に然らず。何となれば、

若し生是れ有爲ならば、則ち應さに三相を有すべし。若し生是れ無爲ならば、何ぞ有爲相と名づけん(三)。(第一偈)

【一】品名、梵、Trilakṣaṇa-Parīkṣā. 藏本にては、Upāda-sthiti-bhaṅga（生住滅）とし、梵本にては Saṃskṛta（有爲）とす。何れにしても同じ。要するに此の一品は有爲法に生住滅の三相ありといふを、その各相を破して以て有爲法を破し、有爲を破するを以て無爲を破し、從つて一切法皆空に導くなり。

第十四偈迄については十二門論觀相門第四と比較すべし。

【二】梵文註釋中に Uktaṃ hi Bhagavatā tripi-imāni bhikṣavaḥ saṃskṛtasya saṃskṛtalakṣaṇāni, saṃskṛtasya bhikṣava utpādo 'pi prajñāyate, vyayo 'pi sthity-anyathātvam api iti 薄伽梵によりて次の如くいはれたるが故に比丘等よ、有爲法には三種の有爲相あり、比丘等よ有爲法には生も認められ、滅も住異相も認めらるゝとあり。漢譯の原文に近し。或は漢譯は之を抄譯せるものか。此梵文と殆んど同一の巴利文、巴利增一阿含第一卷（一五二頁）同中阿含にも存す。

若し生是れ有爲ならば、應さに三相を有して生住滅すべきも是の事然らず。何となれば共に相違するが故に。相違とは、生相は應さに生法なるべく、住相は應さに住法なるべく、滅相は應さに滅法なるべく、若し法生ずる時んば、住滅相違の法有るべからず。[又]一時なるも則ち然らず。明暗倶ならざるが如し。是を以ての故に、生は是れ有爲法なるべからず。住滅相も亦應さに是の如くなるべし。

問うて曰はく、若し生は有爲に非らず[とせ]ば、若し是れ無爲ならば、何の咎有りや。

答へて曰はく、若し生是れ無爲ならば、云何ぞ能く有爲法の爲めに相と作らん。何となれば、無爲法は無性なるが故に、有爲を滅するに因つて無爲と名づく。是の故に說く、不生不滅を無爲の相と名づく、更に自性無しと。是の故に無法は法の爲めに相と作る能はず。兎角、龜毛等の法の爲めに相と作る能はざるが如し。是の故に生は無爲に非らず。住滅も亦是の如し。復次に、

三相若し聚散せば、所相有ること能はず。
云何ぞ一處に於て、一時に三相有らん 四。
(第二偈)

【三】 若生是有爲、則應有三相、若生是無爲、何名有爲相。

Yadisaṁskṛta utpādas tatra yuktaḥ trilakṣaṇī; Athā'saṁskṛta utpādaḥ kathaṁ saṁskṛta-lakṣaṇaṁ.

「若し生が有爲なりせば、其處(卽ち生)には三相存すべし。若し又生が無爲ならば何ぞ有爲相ならん。」

蕃本によりて Tatra yuktaḥ trilakṣaṇī; を取る。梵本には Tatra yuktā trilakṣaṇā とあり。

【四】 三相若聚散、不能有所相、云何於一處、一時有三相。

Utpādā'dyās trayo vyastā nā'laṁ lakṣaṇakarmaṇi, Saṁskṛtasya, samastāḥ syur, ekatra kathaṁ ekadā.

「生等の三(相)が各別ならば有爲(の物)の相をなすに十分

是の生住滅相、若しくは一一にして能く有爲法の爲めに相と作るや、若しくは和合して能く有爲法の與めに相と作るや。二俱に然らず。何となれば、若し(五)一一と謂はば、一處の中に於て或は有相有り、或は無相有り。生の時住滅無く、住の時生滅無く、滅の時生住無し。若し和合ならば、共に相違の法なり、云何ぞ一時に俱ならんや。若し三相更に三相有りと謂はば、是れ亦然らず。何となれば、

若し生、住、滅に、更に有爲の相有りと謂はば、是れ即ち無窮たらん。無ならば即ち有爲に非らず。(六)

(第三偈)

若し生、住、滅に更に有爲の相有りと謂はば、生に更に生有り、住有り、滅有り、是の如く三相復更に相有るべし。若し爾らば、則ち無窮なり。若し更に無相ならば、是の三相則ち有爲法と名づけず、亦能く有爲法の爲めに相と作る能はず。

問うて曰はく、汝三相を說いて無窮と爲すは是の事然らず。生、住、滅は是れ有爲なりと雖も、而か

ならず、合一ならば何ぞ同一時に同一處にあるを得ん。」此の偈は、三相若し各別別ならば有爲法の相となる能はず、又若し三相合して一となり居らば、各相相拒否するが故に同一時に同一物の相となるを得ずと說くなり。

【五】 一一(Vyasta)和合(Samasta)。

【六】 若謂生住滅、更有有爲相、是即爲無窮。無即非有爲。

Utpāda-sthiti-bhaṅgānāṃ anyat saṃskṛta-lakṣaṇaṃ
Asti ced anavasthai'vaṃ nā'sti cet te na saṃskṛtāḥ.

「若し生住滅に更に他の有爲相あらば、此の如きは無窮なり。若し(更に他の有爲相)なくば其等(生住滅)は有爲にあらず。」

此の偈は無窮過なり。

も無窮には非らず。何となれば、

　生生の生ずる所、彼の本生を生じ、本生の生ずる所、還た生生を生ず（七）。（第四偈）

法生ずる時自體を通じて七法共に生ず。一には法、二には生、三には住、四には滅、五には生生、六には住住、七には滅滅なり。是の七法の中、本生は自體を除いて能く六法を生ず。生生は能く本生を生じ、本生は能く生生を生ず。是の故に三相是れ有爲なりと雖も、而かも無窮に非らざるなり。

答へて曰はく、

　若し是の生生は、能く本生を生ずと謂はば、
　生生は本生從りするに、何ぞ能く本生を
　生ぜん（八）。（第五偈）

若し是の生生能く本生を生ぜば、是の生生は則ち本生從り生ずと名けず。何となれば是の生生

【七】 生生之所生、生於彼本生、本生之所生、還生於生生。
Utpādotpāda utpādo
　mūlotpādasya kevalaṁ,
Utpādotpādam utpādo
　maulo janayate punaḥ.
「生生（と稱せらるる生）は單に本生の生に過ぎず、更に本生は生生を生ず」の意にて生生とは生の生を指し本生は根本の生をいふ。かく生生は本生の生じたるにて此の時本生は生生によつて生ぜらるるも、更らに本生は生生を生ずるを以つて、互にかく生じて無窮(Anavasthā)の過に陷ることなしと反駁するなり。無窮は Regressus ad infinitum にて無限に取りて終なき過を指す。漢譯も此意味にて解すべし。

【八】 若謂是生生、能生於本生、生生從本生、何能生本生。
Utpādotpāda utpādo
　mūlotpādasys te yadi,
Maulenā'janitas taṁ te
　sa kathaṁ janayiṣyati.
「汝若し生生は本生の生なりと謂はば、本生によつて未だ生ぜられざる彼（生生）が何ぞ能く其（本生）を生ぜんや。」本書の後句は梵文と少しく異同あり、[illegible]は梵文に合するも[illegible]は本書に合す。何れにしても此の偈は、生生が本生を生ずといふを破す。

本生從り生ず。云何ぞ能く本生を生ぜん。復次に。

若し是の本生は、能く生生を生ずと謂はば、本生は彼れ從り生ず、何ぞ能く生生を生ぜん(九)。(第六偈)

若し本生能く生生を生ずと謂はば、是の本生は生生從り生ずと名づけず。何となれば、是の本生は生生從り生ず。云何ぞ能く生生を生ぜん。生生の法は本生を生ずべきも而かも今生生は本生を生ずる能はず。生生未だ自體有らざるに何ぞ能く本生を生ぜん。是の故に本生は生生を生ずる能はず。

問うて曰はく、是の生生の生ずる時は、先に非らず後に非らずして能く本生を生ず。但生生の生ずる時に能く本生を生ずるなり。

答へて曰はく、然らず。何となれば、

若し生生の生ずる時、能く本生を生ぜば、生生すら尚未だ有らざるに、何ぞ能く本生を生ぜん(一〇)。(第七偈)

若し生生の生ずる時能く本生を生ずること、爾る可しと謂はんに、而かも實は未だ有らざるなり。是の故に生生の生ずる時、本生を生ずる能

【九】 若謂是本生、能生於生生、本生從彼生、何能生生生。

[illegible] te maulena janito
maulaṃ janayate yadi,
Maulaḥ sa tena janitas
tam utpādayate katham.

「汝若し本生に由って生ぜられたる彼(生生)が本生を生ずといはば、それ(生生)によって未だ生ぜられざる彼本生が云何で能く其(生生)を生ぜんや。」

即ち此れにては前句が本書とは異同あり、羅本は梵文に同じく、般若燈論は本書に合す。何れにしても此の偈は本生が生生を生ずといふを破す。

【一〇】 若生生生時、能生於本生、生生尚未有、何能生本生。

はず。復次に、

若し本生の生ずる時、能く生生を生ぜば、
本生すら尙未だ有らざるに、何ぞ能く生生
を生ぜん（二）。（第八偈）

若し是の本生の生ずる時、能く生生を生ずること爾るべしと謂はんに、而かも實は未だ有らざるなり。是の故に本生の生ずる時、生生を生ずる能はず。

問うて曰はく、

燈の能く自ら照し、亦能く彼れを照すが如
く、生法も亦是の如く、自ら生じ亦彼れを
生ず（三）。（第九偈）

燈の闇室に入つて諸物を照了し、亦能く自ら照すが如く、生も亦是の如く、能く彼れを生じ、亦能く自ら生ず。

【二】若本生生時、能生於生生、本生尙未有、何能生生生、此第七偈第八偈に其儘相當するものは梵本にも蕃本にも見えず。其代り兩本には漢譯になき次の一偈此間にあり。

Ayam utpādyamānas te
kāmam utpādayed imaṁ,
Yādi'mam utpādayitum
ajātaḥ śaknuyād ayam.

「此の生じつつあるもの（生時）は、汝の欲する如く彼を生じ得ん。若し此未だ生ぜざるものが彼を生じ得とせば。」此の生じつつあるもの（生時、Utpādyamānaḥ）は生生の生時にも、本生の生時にも適用せられ得、又、彼れを（imaṁ）は生生に對しては本生に、本生に對しては生生に適用し得る語なり。然れば、此の一偈は前の第五、六偈と參照して、次で本書の七、八兩偈を含むものと見となる得、蕃本にては卽ち兩方に流用して解したり。般若燈論は偈は原文及び蕃本に合し、解釋は唯本生の生時の方のみに解す。

【三】如燈能自照、亦能照於彼、生法亦如是、自生亦生彼。

Pradīpaḥ svaparātmānau
saṁprakāśayitā yathā,
Utpādaḥ svaparātmānāv
ubhāv utpādayet tathā.

此の偈より第十三偈迄燈の譬破なり。

答へて曰はく、然らず。何となれば、

燈中に自ら闇無く、住處にも亦闇無し、闇を破するを乃ち照と名づく。

闇無くば則ち照無し（三）。（第十偈）

燈の體には自ら闇無し。明の及ぶ所の處にも亦闇無し。明と闇と相違するが故に、闇を破するが故に照と名づく。闇無くば則ち照無し。何ぞ燈自ら照し亦彼れを照すと言ふを得ん。

問うて曰はく、是の燈未だ生せずして照有るに非らず、亦生じ已つて照有るに非らず。但燈生ずる時、能く自ら照し亦彼れをも照すなり。

答へて曰はく、

云何ぞ燈生ずる時にして、能く闇を破せん。此の燈初めて生ずる時は、

闇に及ぶ能はず（四）。（第十一偈）

燈生ずる時を半生半未生と名づく。燈體未だ成就せざるに、云何ぞ能く闇を破せん。又燈は闇に及ぶ能はず。人賊を得たるを乃ち名づけて破と爲すが如し。若し燈闇に到らずと雖も、而かも能く闇を破すと謂はば、是れ亦然らず。何となれば、

【三】燈中自無闇、住處亦無闇、破闇乃名照、無闇則無照。

Pradīpe nā'ndhakāro 'sti yatra ca'sau pratiṣṭhitaḥ,
Kiṁ prakāśayati dīpaḥ prakāśo hi tamovadhaḥ.

「燈の中にも、又燈の存する所にも暗なし。燈は何を照らすや。何となれば照は暗を破るが故なればなり。」

【四】云何燈生時、而能破於闇、此燈初生時、不能及於闇。

Katham utpadyamānena pradīpena tamo hataṁ,
No'tpadyamāno hi tamaḥ pradīpaḥ prāpnute yadā.

「生じつつある燈によつて何ぞ闇が破られん、生じつつある燈は闇に達せざるものなるに。」

燈若し未だ闇に及ばずして、能く闇を破せば、燈は此の間に在つて、則ち一切の闇を破せん(一五)。

(第十二偈)

若し燈力有りて、闇に到らずして能く闇を破せば、此の處に燈を燃さば、應さに一切處の暗を破すべし。然るに倶に及ばざるが故に。何れも不可なり。復次に、燈自ら照し彼れを照すべからず。何となれば、

若し燈能く自ら照し、亦能く彼を照さば、闇も亦應に自ら闇にして、亦能く彼を闇すべし(一六)。

(第十三偈)

若し燈は闇と相違するが故に。能く自ら照し亦彼れを照らすとせば、闇も燈と相違するが故に。亦自ら蔽ひ彼れを蔽ふべし。若し闇は燈と相違するも自ら蔽ひ彼れを蔽ふこと能はずんば、燈も闇と相違するも亦自ら照し亦彼れを照すべからず。是の故に燈の喩は非なり。

生の因緣を破すること未だ盡きざるが故に今當に更に説くべし。

此の生若し未だ生せずんば、云何ぞ能く自ら生ぜん。若し生じ已つて自ら生せば、生

【一五】燈若未及闇、而能破闇者、燈在於此間、則破一切闇。

Aprāpyai'va pradīpena yad vā nihataṁ tamaḥ,
Ihasthaḥ sarvalokasthaṁ sa tamo nihaniṣyati.

【一六】若燈能自照、亦能照於彼、闇亦應自闇、亦能闇於彼、

Pradīpaḥ svaparātmānau saṁprakāśayate yadi,
Tamo'pisvaparātmānau chādayiṣyaty asaṁśayaṁ.

「若し燈が自及び他のものを照らすとせば、暗も亦疑もな

じ已れるに何ぞ生を用ゐん（一七）（第十四偈）

是の生自ら生ずる時、生じ已つて生ずとや爲ん、未だ生ぜざるに生ずとや爲ん。若し未だ生ぜざるに生ずるときは、則ち是れ法無し、法無くんば何ぞ能く自ら生ぜん。若し生じ已つて生ずと謂はば、已成爲り、復生ずることを須ゐず。已に作して更に作すべからざるが如し。若しくは已生、若しくは未生、是の二倶に生ぜざるが故に生無し。汝先に說かく、生は燈の如く能く自ら生じ、亦彼れを生ずと。是の事然らず。住滅も亦是の如し。復次に、

生は生已つて生ずるに非らず、亦未だ生ぜざるに生ずるに非らず、生ずる時にも亦生ぜず。去來の中に已に答へぬ（一八）。（第十五偈）

生とは衆緣和合して生有るに名づく。已生の中には作無きが故に生無し。未生の中にも作無きが故に生無し。生時にも亦然らず。生法を離れて生時不可得なり。生時を離れて生法亦不可得なり。云何ぞ生時に生ぜん。是の事去來の（一九）中に已に答へぬ、已生の法は生ず可からず。何となれば、生じ已つて復生じ、是の如く展轉するときは則ち無窮となる。作し已つて復作すが如し。復次に、若し生じ已つ

く、自及び他のものを暗くし得べし。」

【一七】此生若未生、云何能自生、若生已自生、生已何用生。
Anutpanno'yam utpādaḥ
avātmānaṁ janayet kathaṁ,
Atho'tpanno janayate jāte
kiṁ janyate punaḥ.
以下第十九偈迄生を三時に配して破す。

【一八】生非生已生、亦非未生生、生時亦不生、去來中已答。
No'tpadyamānaṁ no'tpannaṁ
nā'nutpannaṁ kathaṁ cana,
Utpadyate tathā'khyātaṁ
gamyamāna-gatā'gataiḥ.

【一九】觀去來品第二の第一偈參照。

て更に生ずとせば、何の生法を以て生せん。是の生相未だ生せずして、而かも生じ已つて生ずと言はば、則ち自ら所說に違ふ。何となれば、生相未だ生せずして汝は生を謂ふ。若し未だ生せずして生を謂はば、法或は生じ已つて而して生ず可く、或は未だ生せずして而かも生ず可し。汝先に生じ已つて生ずと說く、是れ則ち不定なり。復次に、燒き已つて復燒くべからず、去り已つて復去るべからざるが如く、是の如き等の因緣の故に、生じ已つて生ずべからず。未生の法も亦生せず。何となれば、法若し未だ生せずば、則ち生の緣と和合すべからず。若し生の緣と和合せずんば、則ち法の生ずること無し。若し法未だ生の緣と和合せずして而かも生せば、應さに作法無くして而かも作し、去法無くして而かも去し、染法無くして而かも染し、恚法無くして而かも恚し、癡法無くして而かも癡すべし。是の如くんば則ち皆世間法を破る。是の故に未生の法は生せず。復次に、若し未生の法生せば、世間の未生の法皆應さに生ずべし。一切の凡夫の未生の菩提、今應に菩提不壞法を生ずべし。阿羅漢は煩惱有ること無きに、今應に煩惱を生ずべく、兎等は角無きに、今皆應に生ずべし。但是の事然らず。是の故に未生法亦生せず。

問うて曰はく、未生法生せずば、未だ緣有らざるを以て作無く作者無く、時無く方等無きが故に生せざるなり。若し緣有らば作有り作者有り、時有り方等有りて和合するが故に未生の法生ず。是の故に若し一切未生の法皆生せずと說かば、是の事然らず。

答へて曰はく、若し法緣有り、時有り、方等有りて和合するとき則ち生せば、先有なるも亦生せず。先無なるも亦生せず。「先」有無も亦生せず。三種先に已に破したり。〔二〕是の故に生じ已るも生せず、未だ生せざるも亦生せず、生時にも亦生せず。何となれば、「その」已生の分は生せず、未生の分も亦生せず。先に答へしが如し。復次に若し生を離れて生時有らば、生時に生ずべし。但生を離れて生時無し。是の故に生時にも亦生せず。復次に、若し生時に生ずといはば、則ち二生の過有り。一には生を以ての故に生時と名づけ、二には生時中に生ずるを以てす。二皆然らず。二法有ること無し。云何ぞ二生有らん。是の故に生時にも亦生せず。復次に、生法未だ發せざるときは則ち生時無し。生時無きが故に生は何の所依ぞ。是の故に生時に生ずとも言ふを得ず。是の如く推求するに生じ已つても生無く、未だ生ぜざるにも生無く、生時にも生無し。生無きが故に生は成せず。生成せざるが故に住滅も亦成せず。生住滅成せざるが故に有爲法は成せず。是の故に偈の中に說かく、去未去、去時の中に已に答へぬと。

問うて曰はく、我れ定んで生じ已つて生じ、未だ生せずして生じ、生時に生ずと言はず。但衆緣和合するが故に生有り「といふのみなり」。

答へて曰はく、汝是の說有りと雖も、此れ則ち然らず。何となれば、

若し生時は生ずと謂はば、是の事已に成せず。云何が衆緣合して、爾の時而かも生ずることを得

〔二〕刊本に巳說とあり、已說の誤植。

ん〔二〕。（第十六偈）

生時の生は已に種種の因緣をもて破せり。汝今何を以て、更に衆緣和合の故に生有りと說くや。若し衆緣の具足も、不具足も、皆生と同じく破す。

復次に、

若し法衆緣より生ぜば、卽ち是れ寂滅性なり。是の故に生と生時と、
是の二倶に寂滅なり〔三〕。（第十七偈）

衆緣所生の法には自性無きが故に寂滅なり。寂滅を名けて無となす。此の無、彼の無相、言語の道を斷じ、諸の戲論を滅す。衆緣の名は、縷に因つて布有り、蒲に因つて席有るが如し。若し縷に自ら定相有らば、麻從り出づべからず。若し布に自ら定相有らば、縷從り出づべからず。而かも實に縷從り布有り、麻從り縷有り。是の故に縷にも亦定性無し、布にも亦定性無し。燃と可燃とが因緣和合して成じて自性有ること無きが如く、可燃無なるが故に燃も亦無なり。燃無なるが故に可燃も亦無なり。一切法も亦是の如し。是の故に衆緣從り生ずる法には自性無し。自性無きが故に空にして、野馬の實無きが如し。是の故に偈の中に說かく、生と生時と二倶に寂滅なりと。生時の生

【二】 若謂生時生、是事已不成、云何衆緣合、爾時而得生。
Utpadyamānam utpattāv idaṁ na kramate yadā
Kathaṁ utpadyamānaṁ tu pratiyo 'tpattim ucyate
「此生じつつあるものは生に於て表はれざるに、如何んが生に緣つて生じつつあるものありといふを得ん。」

【三】 若法衆緣生、卽是寂滅性、是故生生時、是二倶寂滅。
Pratītya yad yad bhavati tat tac chāntaṁ svabhāvataḥ,
Tasmād utpadyamānaṁ ca śāntam utpattir eva ca.
「緣によりて生ずるものは凡て皆其自性上寂靜なり。此故に生じつつあるものも生も共に寂靜なり。」

を說くべからず。汝種種の因緣をもて、生相を成ぜんと欲すと雖も、皆是れ戲論にして寂滅の相に非らず。

問うて曰はく、定んで三世の別異有り。未來世の法は生を得。因緣あれは即ち生ず。何が故に生無しと言ふや。

答へて曰はく、

若し未生の法有りて、說いて生ずる者有りと言ふ。此の法先に已に有らば、更に復何ぞ生を用ゐん（三）（第十八偈）

若し未來世の中に未生法有つて生せば、是の法先に已に有り、何ぞ更に生ずることを用ゐん。法有らば更に生ずべからず。

問うて曰はく、未來に有りと雖も、現在の相の如くにはあらず。現在の〔相〕となるを以ての故に生と說く。

答へて曰はく、現在の相は未來の中に無し。若し無くんば云何が未來の生法の生を言はん。若し有らば未來と名づけず、應に現在と名づくべし。現在は更に生ずべからず。二俱に生無きが故に生せず。復次に汝生時に〔自ら〕生じ亦能く彼れを生ず」と謂はば、今當に更に說くべし。

【三】若有未生法、說言有生者、此法先已有、更復何用生。

Yadi kaścid anutpanno bhāvaḥ sa vidyate kva cit, Utpadyeta sa kiṃ tasmin bhāva utpadyate 'sati.

「若し何等かの未生の物何處にか存せば、其物は生ずべし。此の如きもののなきに何物か生ぜん。」

藏本にては「若し何等かの未生の物何處にか存せば其物は何故に生ずるや。其物已に存せば生ずることなし」と讀まる。

若し生時生ずと言はば、是れ能く所生有るなり。何ぞ更に生有つて、能く是の生を生ずるを得ん(二四)。(第十九偈)

若し生が生時に能く彼れを生ぜば、是の生誰れか復能く生ぜん。

若し更に生の生すること有りと謂はば、生は則ち無窮なり。生を離れて生の生ずること有らば、法は皆能く自ら生ぜん(二五)。(第二十偈)

生更に生有らば、生は則ち無窮なり。若し是の生更に生無くして自ら生せば、一切の法は亦た能く自ら生ぜん。而かも實には爾らず。復次に、

有法は生ずべからず。無も亦生ずべからず。有無も亦生ぜず。此の義先に已に説きぬ(二六)。(第二十一偈)

【二四】 若言生時生、是能有所生、何得更有生、而能生是生。

Utpadyamānam utpādo
yadi cotpādayaty ayaṁ
Utpādayet tam utpādam
utpādaḥ katamaḥ punaḥ.

「若し又此生が生じつつあるものを生ぜば、其生を更に如何なる生が生ずるや。」

【二五】 若謂更有生、生生則無窮、離生生有生、法皆自能生。

Anya utpādayaty enaṁ
yady utpādo'navasthitiḥ
Athā'nutpāda utpannaḥ
sarvam utpadyate tathā.

「若し他の生(が此の生)を生ずとせば、生は則ち無窮なり。又若し不生にして生じたりとせば、一切は皆かくの如くにして生ぜん。」

般若燈論の譯最もよく合す。此の偈は無窮に墜するを避けんとすれば、自然生の過に墜すとする也。

【二六】 有法不應生、無亦不應生、有無亦不生、此義先已說。

Sataś ca tāvad utpattir
asataś ca na yujyate,
Na sataś cā'sataś ce'ti
pūrvam evo'papāditaṁ.

「有の生も無の生も全く正しからず、有無の(生も)なきこと前に已に說きたり。」

觀因緣品第一の第八第九偈參照。

凡そ所有生は、有法にして生有りとなすか、無法にして生有りとなすか、〔亦〕有〔亦〕無法にして生有りとなすかなり。是れ皆然らず。是の事先に已に說きたり。此の三事を離れて更に生有ること無し。是の故に生無し。復次に、

若し諸法の滅時、是の時には生ずべからず。法若し不滅ならば、終に是の事有ること無し(二七)。

(第二十二偈)

若し法滅相ならば、是の法は生ずべからず。何となれば、二相は相違するが故に。一には是れ滅相、法是れ滅なりと知る。二には是れ生相、法是れ生なりと知る。二相相違の法、一時なるは則ち然らず。是の故に滅相の法は生ずべからず。

問うて曰はく、若し滅相の法生ずべからずば、不滅相の法は應さに生ずべし。

答へて曰はく、一切有爲法は念念に滅するが故に、不滅の法無し。有爲を離れて決定して無爲法有ること無し。無爲法は但名字のみあり。是の故に說かく、不滅の法は終に是の事有ること無しと。

問うて曰はく、若し法生ずること無くとも、應さに住有るべし。

【二七】　若諸法滅時、是時不應生、法若不滅者、終無有是事。

Nirudhyamānasyo'tpattir na bhāvasyo'papadyate.
Yaś cāniruddhya(?)nas na sa bhāvo no'papadyate.

「滅しつつある物の生は可能ならず。然るに又滅しつつあらざる物は不可得なり。」

此の偈は滅時の生を破し、同時に不滅の法を破す。

答へて曰はく、

不住法も住せず、住法も亦住せず、住時も亦住せず。無生云何が住せん(二八)。(第二十三偈)

(二九)不住法住せず、住相無きが故に。住法も亦住せず。何となれば、已に住有るが故に。去に因るが故に住有り、若し住法先に有らば應さに更に住すべからず。(三〇)住時も亦住せず。住不住を離れて更に住時無し。(三一)是の故に亦住せず。是の如く一切處に住を求むるに不可得なるが故に。即ち是れ生無し。若し生無くんば云何が住有らん。復次に、

若し諸法滅する時は、是れ則ち住すべからず。法若し不滅ならば、終に是の事有ること無し(三二)。(第二十四偈)

若し法滅相ならば、是の法住相有るべからず。何となれば、一法の中に二相の相違有るが故に。一には是れ滅相、二には是れ住相なり。一時一處に住滅相有るは、是の事然らず。是の故に滅相の法に住有りと言ふを得ず。

【二八】 不住法不住、住法亦不住、住時亦不住、無生云何住。
Na sthitabhāvas tiṣṭhaty asthita bhāvo na tiṣṭhati,
Na tiṣṭhati tiṣṭhamānaḥ ko'nutpannas ca tiṣṭhati.
此の偈は三時に住無きを示す。觀去來品第二の第十五、第十六、第十七偈參照。

【二九】 版本に大住法とあり、不住法の誤植なり。上欄に三本には倶に不住法不住、無住相

【三〇】 三本に不住も住せず、住相無きが故に、住時も亦住せずとなす。

【三一】 三本に是の故に住時も亦住せずとあり。

【三二】 若諸法滅時、是則不應住、法若不滅者、終無有是事。
Sthitir niruddhyamānasya na bhāvasyo'papadyate,
Yaś cā'niruddhyamānas tu sa bhāvo no'papadyate.
前の第廿二偈の梵文參照。此の偈は滅時の住を破し、又不滅の法を破す。

問うて曰はく、若し法不滅ならば應さに住有るべし。

答へて曰はく、不滅の法有ること無し。何となれば、

　所有一切法、皆是れ老死の相なり。終に法有りて、老死を離れて住する有るを見ず（二三）。（第二十五偈）

一切法生ずる時は無常なり。常に無常に隨逐するもの二有り。老及び死と名づく。是の如く、一切法は、常に老死有るが故に住時無し。復次に、

　住は自相住ならず、亦異相住ならず、生の自生ならず。亦異相生ならざるが如し（二四）。

　（第二十六偈）

若し住法有らば、自相住と爲んや、他相住と爲んや。二倶に然らず。若し自相住ならば則ち是れ常たり、一切の有爲法は衆緣從り生ず。若し住法自ら住せば則ち有爲と名づけず。住若し自相住ならば法も亦自相住なるべし。眼の自ら見る能はざるが如く、住も亦是の如くなるべし。若し異相住な

【二三】所有一切法、皆是老死相、終不見有法、離老死有住。

Jarāmaraṇadharmeṣu sarvabhāveṣu sarvadā
Tiṣṭhanti katame bhāvā ye jarāmaraṇaṁ vinā.

此の偈は諸法無常なるを以て住有ることなしと說く。

【二四】住不自相住、亦不異相住、如生不自生、亦不異相生。

Sthityā'nyayā sthiteḥ sthānaṁ tayai'va ca na yujyate,
Utpādasya yatho'tpādo na'tmanā na parātmanā.

「他の住によりても、又其者〔の住〕によりても住の住は立てられず、恰かも生の生が自體によりても他體によりても立てられざるが如し。」前の第十四偈と比較して知るべし。

此の偈は生を論ずる場合に、自生他生不可得なりしが如く住も亦然り、自住他住不可得なりと說く。

らば則ち住に更に住有り。是れ則ち無窮なり。復次に、異法の異相を生ずるを見る。異法に因らずして而かも異相有るを得ず。異相不定なるが故に、異相に因つて住するは是の事然らず。

問うて曰はく、若し住無くとも應さに滅有るべし。

答へて曰はく、無し。何となれば、

法已に滅せば滅せず、未だ滅せざるも亦滅せず、滅時にも亦滅せず。
無生何ぞ滅有らん（三五）。（第二十七偈）

若し法已に滅せば則ち滅せず。先に滅せしを以ての故に。未だ滅せざるも亦滅せず。滅相を離るが故に。滅時にも亦滅せず。二を離れて更に滅時無し。是の如く推求するに、滅法即ち是れ無生なり。無生ならば何ぞ滅有らん。復次に、

法若し住有らば、是れ則ち應さに滅すべからず。法若し住せざるも、
是れ亦應さに滅すべからず（三六）。（第二十八偈）

若し法定んで住ならば則ち滅有ること無し。何となれば、住相有るが故に。若し住法にして滅せば則ち二相有り。住相と滅相となり。是の故に住の中に滅有りと言ふを得ず。生死の一時に有ることを得ざるが如し。若し法不住なるも亦滅有ること

【三五】法已滅不滅、未滅亦不滅、滅時亦不滅、無生何有滅。
Nirudhyate nā'niruddhaṁ na niruddhaṁ nirudhyate,
Tathā'pi nirudhyamānaṁ kim ajātaṁ nirudhyate.
此の偈は滅を三時に配して破す。

【三六】法若有住者、是則不應滅、法若不住者、是亦不應滅。
Sthitasya tāvad bhāvasya nirodho no'papadyate,
Nā'sthitasyā'pi bhāvasye nirodhaṁpapydyate.
法若有住者は三本に若法有住者とあり。

無し。何となれば、住相を離るるが故に。若し住相を離るれば則ち法無し。法無くば云何が滅せん。

復次に、

是の法是の時に於ては、是の時に於て滅せず。是の法異時に於ては、異時に於て滅せず（三七）。（第二十九偈）

若し法滅相有らば、是の法は自相滅とやせん、異相滅とやせん。二俱に然らず。何となれば、乳は乳時に於て滅せず。乳時有るに隨つて乳相定んで住するが故に。非乳時にも亦滅せず、若し非乳ならば乳の滅と言ふを得ざるが如し。復次に、

一切の諸法は、生相不可得なるが如く、生相無きを以ての故に、即ち亦滅相も無し（三八）（第三十偈）

先に推求せしが如く、一切法の生相不可得なり。爾る時には即ち滅相無し。生を破るが故に生無し。生無くんば云何が滅有らん。若し汝の意、猶ほ未だ已まずんば、今當に更に滅を破するの因緣を說くべし。

若し法是れ有ならば、是れ即ち滅有ること無し。一法に於て、而かも有無の相有るべ

【三七】是法於是時、不於是時滅、是法於異時、不於異時滅。

Tayai'va vasthayā'vasthā na
hi sai'va nirudhyate,
Anyayā'vasthayā'vasthā na
ca'nyai'va nirudhyate.

「此の（乳の）狀態によりて其の（乳の）狀態は滅せず、他の（酪の）狀態によりても他の（乳の）狀態は滅せず。」

【三八】如一切諸法、生相不可得、以無生相故、即亦無滅相。

Yadai'va sarvadharmāṇām
utpādo no'papadyate,
Yadai'vaṁ sarvadharmāṇām
nirodho no'papadyate,

「一切諸法の生不可得なる時、此の如く一切の諸法滅も不可

からず(三九)。(第三十一偈)
諸法有る時、滅相を推求するに不可得なり。何となれば、云何が一法の中、亦は有亦は無の相ならむ。光影處を同じうせざるが如し。復次に、

若し法是れ無ならば、是れ即ち滅有ること無し。譬へば第二頭無なるが故に、斷ず可からざるが如し(四〇)。(第三十二偈)

法若し無ならば、則ち滅相無し。第二頭第三手は無の故に斷ず可からざるが如し。復次に、

法自相によりて滅せず、他相によりても亦滅せず。自相によりて生せず、他相によりても亦生せざるが如し(四一)。(第三十三偈)

先に生相を説きしが如く生は自ら生せず、亦他從り生せず。若し自體を以て生せば、是れ則ち然らず。一切の物皆衆緣從り生ず、指端の自ら觸ること能はざるが如く、是の如く生も自ら生ずること能はず、他從り生ずることも亦然らず。何となれば、生は未だ有らざるが故に、他從り生ずべからず。

得なり。」

【三九】若法是有者、是則無有滅、不應於一法、而有有無相。

Sataś ca tāvad bhāvasya
nirobho no'papadyate,
Ekatve na hi bhāvaś ca
nā'bhāvaś co'papadyate.

「有の物の滅は實に不可得なり。何となれば一體に於て有と非有とは不可能なればなり。」
此の偈と次の偈とは有無の破なり。

【四〇】若法是無者、是即無有滅、譬如第二頭、無故不可斷。

Asato'pi na bhāvasya
nirodho upapadyate,
Na dvitīyasya śirasaḥ
chedanaṁ vidyate yathā.

【四一】法不自相滅、他相亦不滅、如自相不生、他相亦不生。

Na svātmanā nirobho'sti
nirobho no parātmanā,
Utpādasys yatho'tpādo
nā'tmanā na parātmanā.

此の偈は生の場合に自生他生の不可得なりしが如く、滅亦然りと説くなり。前の第廿六偈と比較せよ。

是の生無なるが故に自體無し。自體無なるが故に他も亦無なり。是の故に他從り生ずることも亦無しす。滅法も亦是の如く、自相によって滅せず、亦他相によりて滅せず。復次に、

生住滅成ぜざるが故に、有爲有ること無し。有爲法無なるが故に、何ぞ無爲有ることを得ん【四二】。（第三十四偈）

汝先に説く、生、住、滅の相有るが故に有爲有り、有爲有るを以ての故に無爲有りと。今理を以て推求するに三相不可得なり。云何ぞ有爲有ることを得ん。先に説けるが如く無相の法有ること無し。有爲法無なるが故に何ぞ無爲有ることを得ん。無爲相は不生、不住、不滅に名づく。有爲相を止むるが故に無爲相と名づく。無爲は自ら別相無し。是の三相に因って無爲相有り、火の熱相爲り、地の堅相爲り、水の冷相爲るが如し。無爲は則ち然らず。

問うて曰はく、若し是の生、住、滅畢竟無ならば、云何が論の中に名字を説くことを得ん。

答へて曰はく、

幻の如く亦夢の如く、乾闥婆城の如く、所説の生住滅、其の相も亦た是の如し【四三】。（第三十五

【四二】 生住滅不成、故無有有爲、有爲法無故、何得有無爲。
Utpāda-sthiti-bhaṅgānām asiddher nā'sti saṃskṛtam /
Saṃskṛtasyā'prasiddhau ca kathaṃ setsyaty asaṃskṛtam.
此の頌は有爲不可得なるを以て無爲も不可得なるを示す。

【四三】 如幻亦如夢、如乾闥婆城、所説生住滅、其相亦如是。
Yathā māyā yathā svapno gandharvanagaraṃ yathā /
Tathotpādas tathā sthānaṃ tathā bhaṅga udāhṛtam.

偈）

生、住、滅の相有ること無きこと決定す。凡人は貪著して有決定と謂ふ。諸の賢聖は憐愍して其の顚倒を止めんと欲して、還つて其の所著の名字を以て說を爲す。語言は同じと雖も、其の心は則ち異る。是の如く生、住、滅の相を說けば應さに難ずること有るべからず。〔四四〕幻化の所作の如く其の所出を責むべからず。中に於て憂喜の想有るべからず。但應さに眼見すべきのみ。夢中の所見は實を求むべからざるが如く乾闥婆城は日出の時現じて而かも實有ること無く、但假に名字を爲し、久しからずして則ち滅するが如く生、住、滅も亦是の如し。凡夫は分別して有と爲す。智者推求すれば則ち不可得なり。

〔四五〕觀作作者品第八　十二偈

問うて曰はく、現に作有り、作者有り、所用の作法有り。三事和合するが故に果報有り。是の故に作者作業有るべし。

答へて曰はく、上來の品品の中に一切法を破して皆餘り有ること無し。三相を破するが如し。三相無なるが故に有爲有ること無し。有爲無なるが故に無爲無し。有爲、無爲無なるが故に一切法に盡く

【四四】三本には幻の如く化の所作の如くとあり。

【四五】品名、梵 Karma-kāraka-parīkṣā. 番本には Kāraka-karma とあり。一切生物は各作業(作 Karman)をなす。その作業に從つて生死界に輪廻す。今正觀するにその作(業)及びその主體(作者 Kāraka)何れも定在のものに非ず。從つて生死涅槃畢竟空なりと說かんとするが、即ち此の品の主意なり。

作と作者と無し。若し是れ有爲ならば、有爲の中に已に破せり。若し是れ無爲ならば、無爲の中に已に破せり。復問ふべからず。汝著心深きが故に復更に問ふ。今當に復答ふべし。

決定して作者あらば、決定の業を作さず。決定して作者無くも、無[決]定の業を作さず（四六）。（第一偈）

若し先に定んで作者有り定んで作業有らば、則ち作すべからず。若し先に定んで作者無く定んで作業無くも亦作すべからず。何となれば、

決定業には作無し、是の業は無作者ならん。定の作者にも作無し、作者亦無業ならん（四七）。（第二偈）

若し先に決定して作業有らば、更に作者有るべからず。又作者を離れて作業有るべきこと、但是の事然らず。若し先に決定して作者有らば、更に作業有るべからず。又作業を離れて、作者有るべきと、但是の事然らず。是の故に決定の作者、決定の作業は作有るべからず。不決定の作者、不決定の作業も亦作有るべからず。何となれば、本來無なるが故に。作者有り作業有るすら尚作ある能はず。何ぞ況んや作者無く作業無きをや。復次

【四六】決定有作者、不作決定業。決定無作者、不作無定業。
Sadbhūtaḥ kārakaḥ karma
　sadbhūtaṁ na karoty ayaṁ,
Kārako nā'py asadbhūtaḥ
　karmā'sadbhūtam īhate.
「此定有の作者は定有の業をなさず、定無の作者も亦定無の業をなさず。」

【四七】決定業無作、是業無作者、定作者無作、作者亦無業。
Sadbhūtasya kriyā nā'sti
　karma ca syād akartṛam,
Sadbhūtasya kriyā nā'sti
　kartā ca syād akarmakaḥ.
「定有（の業）には作用なし、故に業は作者を有せざるものなるべし。定有（の作者）にも作用なし、故に作者は業を有せざるものなるべし。」

に、

若し定んで作者有り、亦定んで作業有らば、作者及び作業は、即ち無因に墮せん（四八）。（第三偈）

若し先に定んで作者有り、定んで作業有りて汝作者に作有りと謂はば、即ち無因となる。作業を離れて作者有り、作者を離れて作業有らば則ち因緣從り有るにあらず。

問うて曰はく、若し因緣從り作者、作業有らずんば、何の咎有りや。

答へて曰はく、

若し無因に墮せば、則ち因無く果無く、作無く作者無く、所用の作法無し（四九）。（第四偈）

若し作等の法無くんば、則ち罪福有ること無し。罪福等無きが故に、罪福の報も亦無し（五〇）。（第五偈）

【四八】 若定有作者、亦定有作業、作者及作業、即墮於無因。

Karoti yady asadbhūto
'sadbhūtaṁ karma kārakaḥ,
Ahetukaṁ bhavet karma
kartā cā'hetuko bhavet.

「若し定有ならざる作者が定有ならざる業を作すとせば、然らば業は無因なるべく、作者も亦無因なるべし。」本論の偈は前句少しく異る。何れにしても意味は結局同じく、無因なるを以て不可なりと說くなり。

【四九】 若墮於無因、則無因無果、無作無作者、無所用作法。

Hetāv asati kāryaṁ ca
kāraṇaṁ ca na vidyate,
Tadabhāve kriyā kartā
kāraṇaṁ ca na vidyate.

此の偈より第六偈迄無因の過を說く。

【五〇】 若無作等法、則無有罪福、罪福等無故、罪福報亦無。

Dharmā'dharmau na vidyate
kriyā'dīnām asaṁbhave,
Dharme cā'saty adharme ca
phalaṁ taj jaṁ na vidyate.

「若し作等有ること無くんば、則ち法非法なし。法非法なくんば、それより生ずる果報無し。」本書にては法非法を罪福となしたり。

若し罪福の報無くんば、亦涅槃有ること無し。諸の所作有る可きもの、皆空にして果有ること無し〔五一〕。（第六偈）

若し一因に墮せば一切法は則ち因無く果無し、能生の法を名づけて因と爲し、所生の法を名づけて果と爲す。是の二即ち無なり。是の二無なるが故に、作無く作者無く、亦所用の作法無く、亦罪福無し。罪福無きが故に亦罪福の果報及び涅槃の道無し。是の故に無因從り生ずるを得ず。

問うて曰はく、若し作者不定にして不定業を作さば何の咎有りや。

答へて曰はく、一事無なるすら尚作業を起す能はず。何ぞ況んや二事都て無なるをや。譬へば、化人虚空を以て舍と爲すが如し、但言說のみ有つて作者作業無し。

問うて曰はく、〔五二〕若し作者無く作業無くんば所作有る能はず。今作者有り作業有り、應さに作有るべし。

答へて曰はく、

作者の定と不定とは、二の業を作す能はず、
有無相違するが故に、一處よりせば則ち二無し〔五三〕。（第七偈）

作者の定不定は定不定の業を作す能はず。何

【五一】若無罪福報、亦無有涅槃、諸可有所作、皆空無有果。
Phale'sati na mokṣāya na svargāya'papadyate
Mārgaḥ, sarvakriyāṇāṁ ca nairarthakyaṁ prasajyate.
「若し果報無くんば、解脫及び昇天に至るの道なし。故に一切の所行は[illegible]べし。」

【五二】此問の形式は因明論理の形式的法則に合す。

【五三】作者定不定、不能作二業、有無相違故、一處則無二。
Kārakaḥ sad-asad-bhūtaḥ
sad-asat kurute na tat,

となれば、有無相違するが故に、一處より二有るべからず。有は是れ決定、無は是れ不決定なり。一人一事なるに云何が〔同時に〕有無を有せん。復次に、

有は無を作る能はず、無は有を作る能はず。
若し作と作者と有らば、其の過先に說けるが如し〔五四〕。（第八偈）

若し作者有つて而かも業無くんば何ぞ能く所作有らん。若し作者無くして而かも業有るも亦所作有る能はず。何となれば、先に說けるが如く、有の中に若し先に業有らば、作者復何の作する所あらん。若し業無くんば、云何が作することを得可き。是の如くんば則ち罪福等の因緣、果報を破る。是の故に偈の中に說かく、有は無を作る能はず、無は有を作る能はず、若し作と作者と有らば其の過先に說けるが如しと。復次に、

作者は定〔の業〕を作さず。亦不定、及び定不定の業を作さず。其の過先に說けるが如し〔五五〕。（第九偈）

Paraspara-viruddhaṁ hi sac ca'sac cai'kataḥ kutaḥ.
「定有非定有の作者はかの定有と非定有と〔の二の業〕を作さず、互に相矛盾する定有と非定有とが一より來ることなきが故に。」
此は定有非定有共なる場合を破するなり。

【五四】有不能作無、無不能作有、若有作作者、其過如先說。
Sati ca kriyate nā'san nā'sati kriyate ca sat
Kartrā, sarve prasajyante doṣās tatra ta eva hi.
「有の作者によりて無は作られず、又無の作者によつて有は作られず、彼の凡ての過が其處に隨ひ來るべきが故に。」
有の作者は此偈の定有の作者、無の作者は非定有の作者を指す。彼の凡ての過とは本章第二偈の前半と第四偈の前半とにいへるを指す。其過如先說は三本に其過先已說とあり。次偈も同じ。

【五五】作者不作定、亦不作不定、及定不定業、其過如先說。

定業已に破ぶる。不定業も亦破ぶる。定不定業も亦破ぶる。今一時に總じて破せんと欲するが故に是の偈を說く。是の故に作者は三種の業を作す能はず。今三種の作者も亦業を作す能はず。何となれば、

作者は定なるも不定なるも、亦定亦不定なるも、業を作す能はず。其の過先に說けるが如し。（註一六）（第十偈）

作者は定なるも、不定なるも、亦定亦不定なるも、業を作す能はず。何となれば、先の三種の過の因緣の如し。此の中に廣さに廣く說くべし。是の如く、一切處に作者作業を求むるに、皆不可得なり。（註一七）

問うて曰はく、若し作無く作者無しと言はば則ち復無因に墮せん。

Nāsadbhūtaṁ na sadbhūtaḥ
sad-asadbhūtam eva vā
Karoti kārakaḥ karma
pūrvo'ktair eva hetubhiḥ.

「定有の作者は非定有又は定有非定有の業を作らず、前に說きたる理由によるが故に。」（本章第二偈後半、第四偈前半、第七偈後半參照）

梵文にては前偈に續きて此偈は定有の作者は自らと性質を異にする非定有の業、又は定有亦非定有の業を作るとなさず、先に已に其理由を說けるが如しの意となる。漢譯は前偈を一般の場合としたれば此偈も亦作者一般について定有、非定有、亦定有亦非定有の業を作ること能はずとの意なり。

【一六】 作者定不定、亦定亦不定、不能作於業、其過如先說。

Nāsadbhūta'pi sadbhūtam

sad-asadbhūtam eva vā
Karoti kārakaḥ karma
pūrvo'ktair eva hetubhiḥ

「非定有の作者は定有又は定有非定有の業を作らず、前に說きたる理由によるが故に。」（第四偈第二偈の前半、第七偈前半參照）

梵文は前偈に續きて此偈は、非定有の作者が性質の異る定有又は非定有非定有の業を作さずとなし、漢譯にては前偈にては、作者が三種の業何れかも作らずとなせるに、此偈は三種の何れの作者も業を作すとなしとするなり。

【一七】 梵本及び藏本に下記梵文の一偈あり。

Karoti sad-asadbhūto na
san nā'sac ca kārakaḥ
Karma tat tu vijānīyāt
pūrvo'ktair eva hetubhiḥ.

「定有非定有の作者も有又は

答へて曰はく、是の業衆縁從り生ず。假名にして有と爲す。決定有ること無く〔從つて〕汝の所說の如くならず。何となれば、

業に因つて作者有り、作者に因つて業有り、
業を成ずる義是の如し。更に餘事有ること
無し(五八)。(第十一偈)

業は先には決定無し。人に因つて業を起し、業に因つて作者有り。作者亦決定無し、作業有るに因つて名づけて作者とす。二事和合するが故に作と作者とを成ずることを得。若し和合從り生ずるときは則ち自性無し。自性無きが故に空なり。空ならば則ち所生無し。但凡夫の憶想分別に隨ふが故に作業有り作者有りと說く。第一義中には作業無く作者無し。復次に、

作と作者とを破するが如く、受と受者とも亦爾り。及び一切諸法も、亦應に是の如く破すべし(五九)。
(第十二偈)

作と作者と相離るるを得ず。相離るるを得ざるが故に決定せず。決定無きが故に自性無きが如く受と受者とも亦是の如し。受を五陰身と名づく。受者は是れ人なり。是の如く、人を離れて五陰無く、五陰を

無の業を作らず、其は前に說きたる理由によりて知るべし。」、第七偈、第二偈の後半參照)以上の三偈にて兩本は三種の作者の互に自己と性質を異にする業を作さざるを說き已る。漢譯は此を第十偈にて盡くせるなり。

【五八】因業有作者、因作者有業、成業義如是、更無有餘事。

Pratītya kārakaḥ karma taṁ pratītya ca kārakaṁ
Karma pravartate nā'nyat paśyāmaḥ siddhikāraṇaṁ

【五九】如破作作者、受受者亦爾、及一切諸法、亦應如是破。

Evaṁ vidyād upādānaṁ vyutsargād iti karmaṇaḥ
Kartuś ca, karmakartṛbhyāṁ śeṣān bhāvān vibhāvayet.

離れて人無し。但衆緣從り生ず。受と受者との如く、餘の一切法も亦應に是の如く破すべし(六〇)。

(六一)觀本住品第九　十二偈

問うて曰はく、人有り言はく、

眼耳等の諸根、苦樂等の諸法、誰か是の如き事を有す。是れを則ち本住と名く(六二)。(第一偈)

若し本住有ること無くんば、誰か眼等の法を有せん。是の故を以て當に知るべし、先に已に本住有りと(六三)。(第二偈)

眼耳鼻舌身命等の諸根を名づけて眼耳等の根と爲す。苦受、樂受、不苦不樂受、想、思、憶念等の心心數法を名けて苦樂等の法と爲す。(六四)

論師有りて言はく、先に未だ眼等の法有らざる

【六〇】明識は之を以て第二卷の終りとす。

【六一】品名、梵、Pūrva-parīkṣā. 藏本には Upādātṛ-upādāna (受者・受又は取者、取)とあり。

本住(Pūrva, vyavasthita-bhāva)とは當面的に常一主宰の我を指す。我は凡ての機關、凡ての精神作用の所有者且つ一者發動者として、機關及び作用よりも以前に存立す。少くとも其等よりも深く存立すと考へられる。本章に於ては此の如き實在論的若くは常識的の考を破して、一切皆空の主意に導き入れんとするなり。明識は之を第三卷の初めとす。

【六二】眼耳等諸根、苦樂等諸法、誰有如是事、是則名本住。

Darśana-śravaṇa'dīni
vedanādīni c'āpy atha.
Bhavanti yasya prāg ebhyaḥ
so'stī'ty eke vadanty uta.

「見聞等更に受等を所有する者は此等のものよりも以前に存在すと或物は主張す。」

【六三】若無有本住、誰有眼等法、以是故當知、先已有本住。

Kathaṃ hy avidyamānasya
darśanā'di bhaviṣyati
Bhāvasya tasmāt prāg ebhyaḥ
asti bhāvo vyavasthitaḥ.

「存在せざるものに對して如何んぞ見等あるべき、故に此等(見等)よりも以前に確に本住するものあり。」

【六四】梵文註釋によれば正量部にては取(Upādāna)よりも以前に受者(Upādātṛ)存すと主張すといふ。此論師の說も似たりといふべし。

とき、應さに本住有るべし。是の本住に因つて眼等の諸根増長することを得。若し本住無くんば、身及び眼等の諸根何に因つて生じて増長することを得と爲すや。

答へて曰はく、

若し眼等の根、及び苦樂等の法を離れて、先に本住有らば、［そは］何を以てか知らる可き（六五）。（第三偈）

若し眼耳等の根、苦、樂等の法を離れて先に本住有らば、何を以つてか說く可き、何を以つてか知る可き。外法たる瓶衣等の如きは、眼等の根を以つて知ることを得、內法は苦樂等の根を以つて知ることを得。經中に說くが如し、（六六）可壞は是れ色相、能受は是れ受相、能識は是れ識相なりと。汝眼、耳、苦、樂、等を離れて、先に本住有りと說かば、何を以つてか、知つて是の法有りと說くを得可き。

問うて曰はく、（六七）論師有りて言はく、出入息視、眴、壽命、思惟、苦、樂、憎、愛、動發等は是れ神の相なり。若し神有ること無くば云何

【六五】若離眼等根、及苦樂等法・先有本住者、以何而可知。
Darśanaśravaṇādibhyo vedanādibhya eva ca
Yaḥ prāgvyavasthito bhāvaḥ kena prajñapyate 'tha saḥ.

【六六】可壞は Rūpyati. 能受は Vadayati, 能識は Vijānāti の譯語なり。漢譯雜阿含（辰帙二、九ウ）巴利雜阿含廿二ノ七十九（第三卷八六頁）に此文の原文と認められ得べきもの存す。

【六七】此論師とは勝論學派の人を指す。此處に擧げたる神相は勝論經三・二・四と殆んど同一にて、明に是勝論經より取來れるものなり。視は目を開きて見るをいひ、眴は目を閉づるをいふ。兩字にて瞬目の意となる。思惟は

ぞ出入息等の相有らんと。是の故に當に知るべし、眼耳等の根、苦樂等の法を離れて、先に本住有りと。

答へて曰はく、是の神若し有ならば、應さに身內に在りて壁中に柱有るが如くなるべきか。若しくは身外に在りて人鎧を被りたるが如くなるべきか。若し身內に在らば身は則ち壞す可からず。神常に內に在るが故に。是の故に神は身內に在りと言ふは、但言說のみ有つて虛妄無實なり。若し身外に在つて身を覆ふこと鎧の如くならば、身は應さに見る可からざるべし、神は細密に覆ふが故に。亦壞す可からざるべし。而かも今實に身の壞するを見る。是の故に當に知るべし、苦、樂等を離れて先に餘法無し。若し臂を斷ずる時は神は縮みて內に在つて斷ず可からずと謂はば、頭を斷ずる時も亦應さに縮みて內に在つて死す可からざるべし。而かも實には死有り。是の故に知りぬ。苦樂等を離れて先に神在りといふは、但言說のみ有つて、虛妄無實なりと。復次に、(六八)若し身大なれば則ち神大なり、身小なれば則ち神小なり、燈大なれば則ち明大に、燈小なれば則ち明小なるが如しと言はば、是の如き神は則ち身に隨ふ、常なるべからず。若し身に隨はば、身無なるときは則ち神も無ならん。燈滅するとき則ち明滅するが如し。若し神無常ならば則ち眼、耳、苦、樂等と同じ。是の故に當に知るべ

通常覺とせられ智慧をいふ。動發は新譯に勤勇といひ、意志的努力をいふ。神とは我をいふ。神の相とは人我の存在を推斷し得べき認識根據なりの意。

此經文の引用は已に龍樹菩薩の大智度論第廿三卷に存す。百論破神品第二の注(3)を見よ。

【六八】此說は耆那敎即ち尼乾子の說なり。

し、眼、耳等を離れて先に別の神無し。復次に、風狂病人の如きは自在を得ず、作すべからずして而かも作す。若し神有つて是れ諸の作主ならば、云何ぞ自在を得ずと言はん。若し風狂病は神を惱まさずんば、應さに神を離れて別に所作有るべし。是の如く種種に推求するに、眼、耳等の根、苦樂等の法を離れて先に本住無し、若し必ず眼、耳等の根、苦、樂等の法を離れて本住有りと謂はば、是の事有ること無し。何となれば、

若し眼耳等を離れて、而も本住有らば、亦應に本住を離れて、而も眼耳等有るべし（六九）（第四偈）

若し本住は眼耳等の根、苦樂等の法を離れて先に有らば、今眼耳等の根、苦樂等の法も亦應に本住を離れて而も有るべし。

問うて曰はく、二事相離るることは爾る可し。但本住を有らしめん。

答へて曰はく、

法を以て人有るを知る。人を以て法有るを知る。法を離れて何ぞ人有らん。人を離れて何ぞ法有らん（七〇）。（第五偈）

法とは眼耳苦樂等なり。人とは是れ本住なり。汝法有るを以ての故に人有るを知り、人有るを以ての故に法有るを知ると謂はば、今眼耳等の

【六九】若離眼耳等、而有本住者、亦應離本住、而有眼耳等。
Vinā'pi darśanā'dini yadi
ca'sau vyavasthita'ḥ,
Amūny api bhaviṣyanti
vinā tena na saṁśayaḥ.
第三偈と第四偈とは本住が他のものと離れて存在すといふを破す。

【七〇】以法知有人、以人知有法、

法を離れて何ぞ人有らん。人を離れて何ぞ眼耳等の法有らん。復次に、

一切の眼等の根、實に本住有ること無し。
眼耳等の諸根は、異相にして分別す(七二)。(第六偈)

眼耳等の諸根、苦樂等の諸法は實に本住有ること無し。眼に因つて色を縁じて眼識を生ず。和合因縁を以て眼耳等の諸根有るを知る。本住を以ての故に知るに非らず。是の故に偈の中に説かく、一切の眼等の根實に本住有ると無く、眼耳等の諸根各自能く分別すと。

問うて曰はく、

若し眼等の諸根本、住有ること無くんば、眼等の一一の根、云何ぞ能く塵を知らん(七三)。(第七偈)

離法何有人、離人何有法。

Ajyate kena cit kaścit, kiṁ
　cit kena cid ajyate,
Kutaḥ kiṁ cid vinā kaścit,
　kiṁ cit kaṁ cid vinā kutaḥ.

「或物(法)によりて或者(人)が表はされ、又或者(人)によつて或物(法)が表はさる。或物(法)なくして如何ぞ或者(人)あらん、又或者(人)なくして如何ぞ或物(法)あらん。」此の偈は人法相待因するを示す。

【七二】 一切眼等根、實無有本住、眼耳等諸根、異相而分別。

Sarvebhyo darśanā'dibhyaḥ
　kaścit pūrvo na vidyate,
Ajyate darśanā'dīnām
　anyena punar anyadā.

「一切の見等より先たる何物も存せず。又見等の互の異によりて異時に表はさる。」異相にして又は互の異によりて異時にとは見によつて見者、聞によつて聞者が表はれ、聞によつて聞者の表はるべきをいふ。分別すとは色聲等の境を取るをいふ。之を外部より見て表はざるといふ。

【七三】 若眼等諸根、無有本住者、眼等一一根、云何能知塵。

Savebhyo darśanā'dibhyo
　yadi pūrvo na vidyate,
Ekaidasmīt katham pūrvo
　darṣanī'deḥ sa vidyate.

「若し一切の見等より先なるもの存せずば、云何ぞ見等の一一より先なるもの存せん。」漢譯は少しく異るも蕃本並に般若燈論何れも梵文に合す。

若し一切眼耳等の諸根、苦樂等の諸法、本住無くんば、今一一の根云何ぞ能く塵を知らん。眼耳等の諸根には思惟無し、知ると有るべからずして而かも實には塵を知る。當に知るべし、眼耳等の諸根を離れて更に能く塵を知る者有り。

答へて曰はく、若し爾らば一一の根の中に各知者有りとせんや。一の知者諸根の中に在りとせんや二俱に過有り。何となれば、

見者卽聞者にして、聞者卽受者ならば、是の如き等の諸根には、則ち應に本住有るべし(七三)。(第八偈)

若し見者卽ち是れ聞者にして、聞者卽ち是れ受者ならば、則ち是れ一神なるべし。(然る時は)是の如き眼等の諸根には應さに先に本住有るべし。色聲香等には定んで知者有ること無し。或は眼を以て聲を聞くこと、人の六向に有つて意に隨つて見聞するが如くなる可し。若し聞者見者是れ一ならば、眼等の根に於て意に隨つて見聞すべし。但是の事然らず。

若し見[者]聞[者]各異り、受者も亦各異らば、見時にも亦聞くべし。是の如きと

【七三】見者卽聞者、聞者卽受者、如是等諸根、則應有本住。

Draṣṭā sa eva sa śrotā sa eva yadi vedakaḥ,
Ekaikasmād bhavet pūrvaṁ evaṁ cai'tan na yujyate.

「若し彼れ其者が見者、彼れ其者が聞者、彼れ其者が受者ならば、一一より先なるもの(本住)あるべし。然るに此の如くば其は正しからず。」

若し一神ありとせば其は見者聞者にして同時に知覺者なるべし。故に眼は又聞等の働をもなすべし。然るに此の如きは實に適せず。故に一神あり

きは則ち神は多なり【七四】（第九偈）

若し見者、聞者、受者各異らば、則ち見時にも亦應さに聞くべし。何となれば、見者を離れて聞者有るが故に。是の如く鼻舌身の中、神は塵に一時に行ずべし。若し爾らば人は一にして神は多く、一切の根を以て一時に諸塵を知らん。而かも實には爾らず、是の故に見者、聞者、受者倶に用ふべからず。復次に、

眼耳等の諸根、苦樂等の諸法、「それ等の」從つて生ずる所の諸大、彼の大にも亦神無し【七五】（第十偈）

若し人、眼耳等の諸根、苦樂等の諸法を離れて別に本住有りと謂はば、是の事已に破したり。今眼耳等の所因の四大に於て、是の四大の中にも亦本住無し。

問うて曰はく、若し眼耳等の諸根、苦樂等の諸法に本住有ること無きは爾るべし。眼耳等の諸根、苦樂等の諸法は有るべし。

答へて曰はく、

といふを得ずと說くなり。

【七四】若見聞各異、受者亦各異、見時亦應聞。如是則神多。

Draṣṭā'nya eva śrotā'nya
vedako'nyaḥ punar yadi
Sati syād draṣṭari śrotā ba-
hutvaṁ cā'tmanāṁ bhavet.

「若し又見者は見者、聞者は聞者、受者は受者にて互に相異らば、見者のある時聞者あるべく、又神は多数たるべし。」

【七五】眼耳等諸根、苦樂等諸法、所從生諸大、彼大亦無神。

Darśana-śravaṇā'dīni
vedanā'dīni cā'py atha
Bhavanti yebhyas teṣv eṣa
Bhūteṣv api na vidyate.

「見聞等及び受等の生ずる此等大種に於ても亦此者（本住）は存せず。」

此の偈は四大に於て本住無きを示す。

若し眼耳等の根、苦樂等の諸法、本住有ること無くんば、眼等も亦應に無なるべし(七六)。(第十一偈)

若し眼、耳、苦、樂等の諸法に本住有ること無くんば、誰れか此の眼耳等を有せん。何に縁つてか有ならん。是の故に眼耳等も亦無し。復次に、

眼等の本住無し。今も後も亦復無し。三世に無なるを以つての故に、有無の分別無し(七七)。(第十二偈)

本住を思惟し推求するに、眼等に於て、先に無く、今も後も亦無し。若し三世に無ならば、即ち是れ無生寂滅にして(七八)難有るべからず。若し本住無くんば、云何が眼等有らん。是の如く、問答戲論則ち滅す、戲論滅するが故に、諸法則ち空なり。

(七九)觀燃可燃品第十　十六偈

問うて曰はく、應さに受と受者と有るべきは燃と可燃との如くなるべし。燃は是れ受者、可燃は是

【七六】 若眼耳等根、苦樂等諸法、無有本住者、眼等亦應無。
Darśana-śravaṇā'dini vedanā'dini cā'py atha
Na vidyate cel yasya sa na vidyanta imāny api.
「見聞等乃至受等を有するものは存せずとせば、此等のもの(見乃至受等)も亦存せず。」此の偈は本無くば支無きを示す。

【七七】 眼等無本住、今後亦復無、以三世無故、無有無分別。
Prāk ca yo darśanā'dibhyaḥ sāmpratam co'rdhvam eva ca
Na vidyate 'sti vā'sti'ti nivṛttās tatra kalpanāḥ.

【七八】 難とは本章第二偈前半の難詰を指す。

【七九】 品名、梵、Agni-indhana-parīkṣā. 此の品は前二品の意を譬喩を以て說く。燃(Agni)は火、可燃(Indhana)は薪なり。火と薪とによりて凡ての相互相對關係のものを破す。

れ受、所謂在陰なり。

答へて曰はく、是の事然らず。何となれば、燃と可燃と倶に成ぜざるが故に。燃可燃若しくは一法を以て成ずるや。若しくは二法を以て成ずるや。二倶に成ぜざるなり。

問うて曰はく、且く一異の法を置け。若し燃と可燃と無しと言はば、今云何が一異の相を以つて破せん。兎角、龜毛の無なるが故に破す可からざるが如し。世間の眼見は、實に事有つて後に思惟す可し。金有つて然して後に燒く可く、鍛ふ可きが如し。若し燃と可燃と無くば、一異の法を以つて思惟すべからず。若し汝一異の法有りと許さば、當に知るべし、燃と可燃と有り。若し有を許さば、則ち已有爲らん。

答へて曰はく、世俗の法に隨つて言說せば、應さに過有るべからず。燃と可燃と若しくは一と說き、若しくは異と說くも、名けて〔八〇〕受と爲さず。若し世俗の言說を離るれば則ち所論無し。若し燃と可燃とを說かずんば、云何が能く所破有らん。若し所說無くんば則ち義明なる可からず。論者有りて、有無を破せんと欲せば、必ず應に有無を言ふべきが如し。有無を稱するを以ての故に有無を受くるにはあらず。是れ世間の言說に隨ふを以ての故に咎無し。〔八一〕若し口に言有るときは便ち是れ受ならば、汝破を言へば即ち自破と爲る。燃と可燃

【八〇】受は承認の意。
【八一】若し口に言あるときは便ち是れ受ならば、論者が若し燃と可燃をなしといはば、「今云何が一異の相を以て破せん」答者の言を口にせるを指す。若し之を口にすることが即ち其を承認することなりと

とも亦是の如し。言說有りと雖亦復受けず、是の故に一異の法を以て燃と可燃とを思惟するに、二倶に成ぜず。何となれば、

若し燃是れ可燃ならば、作と作者と則ち一なり。若し燃は可燃と異ならば、可燃を離れて燃有るべし〔八二〕。（第一偈）

燃は是れ火、可燃は是れ薪なり。作者は是れ人、作は是れ業なり。若し燃と可燃と一なるときは則ち作と作者とも亦應さに一なるべし。若作と作者と一なるときは則ち陶師と瓶と一なり。作者は是れ陶師、作は是れ瓶なり。〔然るに〕陶師は瓶に非らず、瓶は陶師に非らず。云何ぞ一爲らん。是れを以て作と作者とは一ならず。故に燃と可燃とも亦一ならず。若し一は不可なりと謂はば、則ち應さに異なるべし。是れ亦然らず。何となれば、若し燃は可燃と異ならば、應さに可燃を離れて別に燃有るべし。是れ可燃是れ燃と分別せば、處處に可燃を離れて應さに燃有るべし。而かも實には爾らず。是の故に異も亦不可なり。復次に

是の如くならば常に應さに燃すべく、可燃に因つて生ぜざるべし。則ち燃火の功無し。亦無作の火と名づく〔八三〕。（第二偈）

せば、汝問者が更に之を破するは即ち問者自ら自己の說を破することとなるべき理也。此の如く、世俗の言說に隨ひて其言說を用ゆるも、必らずしも是れ其言說を承認したるにはあらざるなり。

【八二】若燃是可燃、作作者則一、若燃異可燃、離可燃有燃。

Yad indhanaṁ sa ced agnir ekatvaṁ kartṛ-karmaṇoḥ |
Anyaś ced indhanād agnir indhanād apy ṛte bhavet.

是れ燃可燃の一異門破なり。

【八三】如是常應燃、不因可燃生、則無燃火功、亦名無作火。

若し燃と可燃と異なるときは、則ち燃は可燃を待たずして而かも常に燃なり。若し常に燃なるときは、則ち自ら其の體に住して因緣を待たず。人功則ち空し。人功とは將さに火を護つて燃せしむとするなり。是の功は現に有り。是の故に知る。火は可燃に異らず。復次に、若し燃が可燃に異ならば、燃は即ち無作なり。可燃を離れて火は何所にか（八四）燃せん。若し爾らば、火は則ち無作なり。無作の火は是の事有ること無し。

問うて曰はく、云何ぞ火が因緣從り生ぜずんば、人功亦空しき。

答へて曰はく、

燃は可燃を待たざるときは、則ち緣從り生ぜず。火若し常に燃せば、人功則ち應さに空しかるべし（八五）。（第三偈）

Nityapradipta eva syād
　apradipanahetukaḥ
Punar ārambhavaiyarthyam
　evaṃ cā'karmakaḥ sati.

「常住に燃ゆるものたるべく、燃因なきものたるべく、又起業の要なきものたるべし。此の如くならば(火は即ち)無作のものなり。」前偈の半、火が薪と別ならば、薪なくも火は有るべしといへるに續きて、此の如き火は常住に燃ゆるものたるべく云云といへるなり。最後の此の如くならばは漢譯にては最初に置かる。梵本も藏本も最後にのみ附帶して說明せらる。

【八四】 燃は三本には然とあり、然は燃と同じければ何れにても可なり。

【八五】 燃不待可燃、則不從緣生、火若常燃者、人功則應空。

paratra nirapekṣatvād
　apradipanahetukaḥ
Punar ārambhavaiyarthyam
　nityadiptaḥ prasajyate.

「他に關待せざるが故に燃因なきものなり。又常住に燃ゆる(火)は起業の要なきこととなるべし。」漢譯人功空しはĀrambha-vaiyarthyam の譯語にて、此梵語は火の消へざる爲め、薪を加へて火を絕えざらしむることをなすの無要なるを意味す。

燃と可燃と若し異ならば、則ち可燃を待たずして燃有らん。若し可燃を待たずして然有らば則ち（八六）相因の法無し。是の故に因縁従り生ぜず。復次に若し燃が可燃に異らば則ち應さに常に燃すべし。若し常に燃せば應さに可燃を離れて別に燃を見るべく、更に人功を須ひざるべし。何となれば、

若し汝燃時を名づけて、可燃となすと謂は
ば、爾の時但だ薪のみ有り。何物か可燃を
燃する（八七）。（第四偈）

若し先に薪有りて燃時を可燃と名づくと謂はば、是の事然らず、若し燃を離れて、別に可燃有らば、云何が燃時を可燃と名づくと言はん。

復次に、

若し異ならば則ち至らず。至らざれば則ち
焼けず。焼けざれば則ち滅せず。滅せざれ
ば則ち常住なり（八八）。（第五偈）

若し燃が可燃に異らば則ち燃は可燃に至るべからず。何となれば、相待して成せざるが故に。若し燃が相待して成せずんば則ち自ら其の體に住す。何ぞ可燃を用ひんや。是の故に至らず。若し至らず

【八六】相因とは因待の意。

【八七】若汝謂燃時、名爲可燃者、爾時但有薪、何物燃可燃。
Tatrai'tasmād idhyamānam indhanaṁ bhavatī'ti cet,
Kene'dhyatāṁ indhanaṁ tat tāvan mātram idaṁ yadā.
「若し今夫故に燃えつゝあるもの（燃時）是卽ち薪（可燃）なりといはば、此時に是れ（薪）のみなるに、此薪（可燃）が何によりて燃せられん。」

【八八】若異則不至、不至則不燒、不燒則不滅、不滅則常住。
Anyo na prāpsyate'prāpto nadhakṣyaty adahan punaḥ
Na nirvāsyaty anirvāṇaḥ sthāsyate vā svaliṅgavān.
「異は到らず、到らざれば燒けざるべし。燒けざるものは又消えざるべし。消えざるものは實に自相を持して住むべし。」

んば則ち可燃を燃せや。何となれば、至らずして而かも能く燒くこと有ること無きが故に。若し燒けずんば則ち滅無し。應さに常に自相に住せん。是の事爾らず。

問うて曰はく、

燃は可燃と異にして、而かも能く可燃に至ること、此の〔人〕彼の人に至り、彼の人此の人に至るが如し(八九)。(第六偈)

燃は可燃と異にして而かも能く可燃に至ること、男の女に至るが如く、女の男に至るが如し。

答へて曰はく、

若し燃と可燃とは、二にして倶に相離ると謂はば、是の如き燃は則ち能く、彼の可燃に至らん(九〇)。(第七偈)

若しくは燃を離れて可燃有り。若しくは可燃を離れて燃有りて各自ら成せば、是の如きは則ち應に燃は可燃に至るべし。而かも實には爾らず。何となれば、燃を離れて可燃無く、可燃を離れて燃無きが故に。今男を離れて女有り、女を離れて男有り。是の故に汝の喩は非なり。喩成ぜざるが故に燃は可燃に至らず。

【八九】 燃異於可燃、而能至可燃、如此至彼人。彼人至此人。
Anya eve 'ndhanād agnir
indhanaṁ prāpnuyād yadi
Strī samprāpnoti puruṣaṁ
puruṣaś ca striyaṁ yathā.
本書に此の人彼の人は梵文にては女、男とすること長行の譯の如し

【九〇】 若謂燃可燃、二倶相離者、如是燃則能、至於彼可燃。
Anya eva 'ndhanād agnir
indhanaṁ kāmam āpnuyāt
agnīndhane yadi syātām
anyonyena tiraskṛte
此偈の第二句、「二倶相離者」は三本には「一倶相離者」とあり、卽ち「若し燃と可燃と一にして倶に相離ると謂はば」となれり。二とある方可なり。

問うて曰はく、燃と可燃とは相待して而して有り。可燃に因つて燃有り、燃に因つて可燃有り。二法相待して成ず。

答へて曰はく、

若し可燃に因つて燃あり。燃に因つて可燃有らば、先に定んで何の法有つて、而して燃可燃有るや〔九二〕。（第八偈）

若し可燃に因つて而して燃成ぜば、亦應さに燃に因つて可燃成ずべし。是の中、若し先に定んで可燃有らば、則ち可燃に因つて而かして燃成ぜん。若し先に定んで燃有らば、則ち燃に因つて可燃成ぜん。今若し可燃に因つて而かして燃成ぜば、則ち先に可燃有つて而かして後に燃有らん。應さに燃を待つて而して可燃有るべからず。何となれば、可燃は先に在り、燃は後に在るが故に。若し燃が可燃を燃せずば是れ則ち可燃成ぜず。又可燃は餘處に在つて燃を離れざるが故に、若し可燃成ぜずんば燃も亦成ぜず、若し先に燃あり後に可燃有らば、燃も亦是の如きの過有り、是の故に燃と可燃との二倶に成ぜず。復次に、

若し可燃に因つて燃あらば、則ち燃は成じて復成ぜん。是れ可燃の中と爲す、則ち燃有ること無しと爲す〔九三〕。（第九偈）

〔九二〕若因可燃燃、因燃有可燃、先定有何法、而有燃可燃。
Yady indhanam apekṣyāgnir apekṣyāgniṁ yady indhanam
Kataraṭ pūrvaniṣpannaṁ yad ... apekṣyāgnir indhanam.
以下、第十一偈に至る迄、燃可燃相因待して成ずといふを破す。

若し可燃に因つて而して燃を成ぜんと欲せば則ち燃は成じ已つて復成ぜん。何となれば、燃は自ら燃の中に住す。若し燃自ら其の體に住せずして可燃に從つて成ぜば、是の事有ること無し。是の故に是の燃が可燃從り成ずること有らば、今則ち燃成じて復成ぜん。是の如きの過有り。復可燃に燃無きの過有り。何となれば、可燃は燃を離れて自ら其の體に住するが故に。是の故に燃可燃相因待すること、是の事有ること無し。

【九二】若因可燃燃、則燃成復成、是爲可燃中、則爲無有燃。

Yadi'ndhanam apekṣyā'gnir agneḥ siddhasya sādhanam,
Evaṁ satī'ndhanaṁ cā'pi bhaviṣyati niragnikaṁ.

「若し火(燃)が薪(可燃)に因りて成せば、已に成じたる火の(更に)成ずることあるべし。此の如くならば、又他の薪あるべし。」

【九三】若法因待成、是法還成待、今則無因待、亦無所成法。

Yo'pekṣya sidhyate bhāvas tam evā'pekṣya sidhyati,
Yadi yo'pekṣitavyaḥ sa sidhyatāṁ kam apekṣya kaḥ.

復次に、

若し法因待して成ぜば、是の法還つて待を成ず。今則ち因待無く、亦所成の法無し[九三]。(第十偈)

若し法因待して成ぜば、是の法還つて本の爲に因待と成る。是の如くんば決定して則ち二事無し。可燃に因つて而して燃を成じ、還た燃に因つて而して可燃を成ずるが如し。是れ則ち二俱に無定なり。無定なるが故に不可得なり。何となれば。

若し法待有つて成ぜば、未だ成ぜざるに云何が待せん。若し成じ已つて待有らば、成じ已つて何

ぞ待を用ひん（九四）。（第十一偈）

若し法因待して成せば、是の法先に未だ成せず。未成は則ち無なり。無なるときは則ち云何ぞ因待有らん。若し是の法先に已に成せば、已成何ぞ因待を用ひん。是の二倶に相因待せず。是の故に汝先に燃、可燃相因待して成ずと說くは、是の事有る事無し。是の故に、

可燃に因つて燃無く、因らざるも亦燃無し。燃に因つて可燃無く、因らざるも可燃無し（九五）。（第十二偈）

今可燃に因待して燃成せず。可燃に因待せざるも燃亦成せず。可燃も亦是の如し。燃に因るも燃に因らざるも二倶に成せず。是の過先に已に說きたり。復次に、

燃は餘處より來らず。燃處にも亦燃無し。可燃も亦是の如し。餘は去來に說けるが如し（九六）。（第十三偈）

燃は餘方より來つて可燃に入るにあらず。可燃の中にも亦燃無し。薪を析いて燃を求むるに不可得なるが故に。可燃も亦是の如し。餘處より來つて燃中に入るにあらず。燃の中にも亦可燃無し。燃已つては燃せず。未だ

【九四】若法有待成、未成云何待、若成已有待、成已何用待。
Yo'peksya sidhyate bhāvaḥ so'siddho'pekṣate kathaṁ
Athā'py apekṣaesiddhas tv apeksyā' syana yujyate.

【九五】因可燃無燃、不因亦無燃、因燃無可燃、不因無可燃。
Apeksye'ndhanam agnir na nā'napeks yā'gniri ndhanaṁ,
Apeksye'ndhanam agniṁ na nā'napeks yā'gnim indhanaṁ.
此の偈は因待するもせざるも燃可燃成ぜざるを示す。

【九六】燃不餘處來、燃處亦無燃、可燃亦如是、餘如去來說。
Agnendhaty anyato nā'gnir indhane'gnir na vidyate,
Atre'ndhane śesam uktaṁ gamyamāna-gato'gataiḥ.

燃せざるも燃せず。燃時にも燃せず。是の義〔九七〕去來の中に說けるが如し。是の故に、

可燃が即ち燃なるに非ず。可燃を離れても燃無し。燃は可燃を有すること無く、燃の中にも可燃無し〔九八〕。（第十四偈）

可燃中に燃無し。可燃即ち燃なるに非ず。何となれば、先に已に作と作者との一の過を說けるが故に、可燃を離れて燃無し。常燃等の過有るが故に。燃、可燃を有すること無く、燃の中に可燃無く、可燃の中に燃無し。異の過有るを以ての故に、三皆成ぜず。

問うて曰はく、何が故に燃可燃を說くか。

答へて曰はく、燃は可燃によつて燃有るが如く、是の燃の如く受に受者有り。受は五陰に名づく。受者は人に名づく。燃可燃成ぜざるが故に、受も受者も亦成ぜず。何となれば、

燃と可燃との法を以つて、受と受者との法を說き、及び以つて瓶衣、一切等の諸法を說く〔九九〕。（第十五偈）

【九七】去來品第二を指す。

【九八】可燃即非燃、離可燃無燃。燃無有可燃、燃中無可燃。

Indhanaṁ punar agnir na nā'gnir anyatra ce'ndhanāt. Nā'gnir indhanavān nā'gnir indhanāni na teṣu saḥ.

「火(燃)は又薪(可燃)にあらず、又火は薪と倶にあるにあらず、火は薪を有するにもあらず、火の中に薪あるにもあらず、薪の中に火あるにもあらず。」

可燃即非燃は三本に若可燃無燃とあり、燃無有可燃は燃亦無可燃とあり。釋より見るも三本は非なり。梵文より見れば本長行の初めの「可燃中に燃無し」は偈文の中に入る可きなり。漢譯にては字數の上より之を除きたるなり。此の偈は五求門破なり。即ち燃と可燃との關係を五種に求むるに不可得なるを示す。此の破は上方は偏の場合に於ても屢應用さる。

【九九】以燃可燃法、說受受者、及以說瓶衣、一切等諸法。

Agnīndhanābhyāṁ vyākhyāta ātmopādānayoḥ kramaḥ,

可燃は燃に非らざるが如く、是の如く受は受者に非らず。作と作者と一なるの過有るが故に。又受を離れて受者無し。異は不可得なるが故に。異の過を以ての故に。三皆成ぜず。受と受者との如く。外の瓶衣等の一切法皆上說に同じく、無生にして畢竟空なり。是の故に、

若し人我有り。諸法は各異相なりと說かば、當に知るべし是の如き人、佛法の味を得ず〔一〇〇〕。（第十六偈）

諸法本從り已來無生にして畢竟寂滅の相なり。是の故に品末に是の偈を說く。若し人我相を說くこと、〔一〇一〕犢子部衆の說くが如く、色即ち是れ我なりと言ふを得ず。色を離れて是れ我あり、我は第五不可說藏中に在りと言ふを得ず。〔一〇二〕薩婆多部衆の諸法は各各相あり、是れ善、是れ不善、是れ無記、是れ有漏無漏、有爲無爲等の別異ありと說くが如し。是の如き等の人は諸法寂滅の相を得ず。佛語を以て種種の戲論を作すなり。

Sarvo niravaśeṣeṇa sārdham ghaṭa-paṭā'dibhiḥ.

【一〇〇】若人說有我、諸法各異相、當知如是人、不得佛法味。

Ātmanaś ca satattvaṁ ye bhāvānāṁ ca pṛthak pṛthak
Nirdiśanti na tān manye śāsanasyā'rtha-kovidān.

【一〇一】犢子部。巴、Vajjiputtaka 梵、Vatsīputrīya-vāda は犢なるを以て犢子部と稱す。小乘十八部中の一にて、此の派の特徵は、非即非離蘊の我を認め、第五不可說藏中にありと說くにあり。

【一〇二】薩婆多部。華、Sarvāsti-vāda, 巴、Sabbatthi-vāda. 譯して說一切有部、又は略して有部と稱す。小乘十八部中最も有力なるものの一にて、その特徵は、三世實有法體恆有と說くにあり。猶此等諸派の事に關しては異部宗輪論等を參照すべし。

（一〇三）觀本際品第十一　凡八偈

問うて曰はく、（一〇四）無本際經に說かく、衆生生死に往來して本際不可得なりと。是の中、衆生有り生死有りと說く。何の因緣を以ての故に而かも是の說を作すや。

答へて曰はく、

大聖の所說、本際不可得なり。生死始有ること無く、亦復終有ること無し（一〇五）。（第一偈）

聖人に三種有り。一には外道（一〇六）五神通、二には阿羅漢、辟支佛、三には得神通の大菩薩なり。佛は三種の中に於て最上なるが故に大聖と言ふ。佛の言說したまふ所、是れ實說ならざるは無し。生死始無し。何となれば、生死の初と後とは不可得なり。是の故に無始と言ふ。汝若し初後無くも應さに中有るべしと謂はば、是れ亦然らず。何となれば、

【一〇三】品名、梵、Pūrva-apara-koṭi-parīkṣa（前後際品）。番本、般若燈論、中觀釋論俱に Saṁsāra（輪廻）とす。此の品にては、此の生死界の始め及び終りの不可得なるを示し、始め終り不可得ならば生死界といふも、決定有のものにあらず。生死界のみならず、一切法皆始終なく、畢竟空なりと教へんとす。

【一〇四】無本際經、漢譯雜阿含、辰二、五十六左、巴利雜阿含二十二ノ九十九、百。

【一〇五】大聖之所說、本際不可得、生死無有始、亦復無有終。
Pūrvā prajñāyate koṭir ne'ty uvāca mahāmuniḥ,
Saṁsāro'navarāgro hi nā'syā'dir nāpi paścimam.
「前際は知られずと大牟尼は說き給へり。生死輪廻は始終なく、又前も後もあらざればなり。」

【一〇六】五神通は佛敎の六神通の中、漏盡通を缺くをいふ。

若し始終有ること無くんば、中當さに云何が有らん。是の故に此の中に於て、先後共も亦た無し(一〇七)。(第二偈)

中と後とに因るが故に初有り、初と中とに因るが故に後有り。若し初無く、後無くんば、云何が中有らん。生死の中には、初と中と後と無し。是の故に説く、先、後、共も不可得なり。何となれば、

若し先に生有り。後に老死有らしめば、不老死にして生有らん。生ぜずして老死有らん(一〇八)。(第三偈)

若し先に老死有つて而して、後に生有らば、是れ則ち無因と爲す。不生にして老死有らんや(一〇九)。(第四偈)

生死の衆生若し先に生じ漸く老有り而して後に死有らば、則ち生には老死無し。〔然るに〕法は應さに生じて老死有り。老死して生有るべきなり。又老死せずして而かも生せば、是れ亦然らず。又生に因らずして老死有らん。若し先に老死し後に生

【一〇七】若無有始終、中當云何有、是破於此中、先後共亦無。

Nai'vā'graṁ nā'varaṁ yasya
tasya madhyaṁ kuto bhavet
Tasmān nā'tro'papadyante
pūrvo'para-sahakramāḥ.

「始もなく終もなきものには、中何處にかあらん。此故に此處には前後同時なし。」

【一〇八】若使先有生、後有老死者、不老死有生、不生有老死。

Pūrvaṁ jātir yadi bhavej
jarāmaraṇam uttaraṁ
Nirjarāmaraṇā jātir bhavej
jāyeta cā'mṛtaḥ.

「若し生先にありて老死後にあらば、老死なき生あるべく、又不死も生ぜん。」

【一〇九】若先有老死、而後有生者、是則爲無因、不生有老死。

Paścāj jātir yadi bhavej
jarāmaraṇam āditaḥ
Ahetukam ajātasya syāj
jarāmaraṇaṁ kathaṁ.

「若し初めに老死ありて後に生あらば、是無因のものなり、不生のものに如何にして老死あらんや。」

せば、老死は則ち無因なり。生は後に在るが故に。又不生に何ぞ老死有らん。若し〔二〇〕生、老、死の先後は不可なりと謂はば、「更に」一時に成ずと謂ふも、是れ亦過有り。何となれば、

生及び老死は、一時に共なるを得ず。生時則ち死有り、是の二俱に無因ならん〔二一〕。（第五偈）

若し生、老、死一時ならば、則ち然らず。何となれば、生時則ち死有るが故に。法は應さに生時に有り。死時に無なるべきなり。若し生時に死有らば、是の事然らず。若し一時に生せば則ち相因ること有ること無し。牛角一時に出づるときは則ち相因らざるが如し。是の故に、

若し初後共、是れ皆然らざらしめば、何が故ぞ戲論して、生老死有りと謂ふや〔二二〕。（第六偈）

生、老、死を思惟するに三皆過有るが故に。即ち無生にして畢竟空なり。汝今何故ぞ貪著して生老死を戲論し決定相有りと謂ふや。復次に、

諸の所有因果、相及び可相法、受及び受者等、所有一切法、（第七偈）

〔二〇〕生老死を先後なりとなすことを不可なりといはば、問者は然らば一時に成ずといふべし、一時成も亦大の過ありの意。

〔二一〕生及於老死、不得一時共、生時則有死、是二俱無因。

Na jarā-maraṇenai'va jātiś ca saha yujyate,
Mriyate jāyamānaś ca syāc ca'hetukato'bhayoḥ.

「生は老死と俱なることを得ず。生じつつあるもの（生時）も死すべく、又「生死の」二は無因なるものたるべし。」

〔二二〕若使初後共、是皆不然者、何故而戲論、謂有生老死。

Yatra na prabhavanty ete Pūrvo'para-sahakramāḥ
prapañcayanti tāṁ jātiṁ taj jarā-maraṇaṁ ca kiṁ.

「此等の前後同時の生せざる所に何故に其生及び其老死を戲論するや。」

但生死に於いて、本際不可得なるのみに非ず、是の如き一切法は、本際皆亦無なり〔二三〕。(第八偈)

一切法とは所謂因果、相可相、受及び受者等にして、皆本際無し。但生死に本際無きのみに非らず。略して開示するを以ての故に生死に本際無しと説くのみ。

〔二四〕観苦品第十二　十偈

人有り説いて曰はく、

自作と及び他作と、共作と無因作と、是の如く諸苦を説くも、果に於いては則ち然らず〔二五〕。(第一偈)

人有り言はく、苦悩は自作なりと。或は言はく他作なりと。或は言はく亦は自作、亦は他作

【二三】諸所有因果、相及可相法、受及受者等、所有一切法。非但於生死、本際不可得、如是一切法、本際皆亦無。
Kāryaṁ ca kāraṇaṁ cai'va
lakṣyaṁ lakṣaṇam eva ca
Vedanā vedakaś cai'va santy
arthā ye ca ke cana,
Pūrvā na vidyat: koṭiḥ
saṁsārasya na kevalaṁ
Sarveṣāṁ api bhāvānāṁ
pūrvā koṭī na vidyate.
「前に生死輪廻の前際存せざるのみにあらず、果、因、可相、相、受、受者の如き所有る一切のものに前際存することなし」と。相及可相法は三本に及相可相法とあり。

【二四】品名、梵、Duḥkha-parīkṣā. 世諦に於ては此の人世は苦なりと説く。されど第一義諦に於ては苦も亦不可得なるを説かんとす。

【二五】自作及他作、共作無因作、如是說諸苦、於果則不然。
Svayaṁ kṛtaṁ parakṛtaṁ
dvābhyaṁ kṛtaṁ ahetukaṁ
Duḥkham ity eka icchanti
tac ca kāryaṁ na yujyate.
此の偈は、苦は自作とするも他作とするも、自他共作とするも、亦無因作とするも皆不可得なりと説く。是れ此品の総説なり。作はなすと讀むもつくるの意なり。自作は苦自ら苦を作るの意なれど人が自ら苦を作るの意ともせらる。第四偈を見よ。他作は他によりて作らるるの意。共作は自と他と倶に作るの意。此の三の場合の外には、無因にして作らるる場合あるのみ。

なりと。或は言はく無因作なりと。果に於ては皆然らず。果に於ては皆然らずとは、衆生は衆緣を以て苦を致し。苦を厭いて滅を求めんと欲す。苦惱の實の因緣を知らずして、(二六)四種の謬有り。是の故に果に於ては皆然らずと說く。何を以ての故に。

苦若し自作ならば、則ち緣從り生せず。此の陰有るに因つての故に、而かも彼の陰生ずること有ればなり(二七)。(第二偈)

若し苦自作ならば、衆緣從り生せず。自とは自性從り生ずるに名づく。是の事然らず。何となれば、前の五陰に因つて、後の五陰の生有ればなり。是の故に苦は自作なるを得ず。

問うて曰はく、若し此の五陰は彼の五陰を作ると言はば、則ち是れ他作なり。

答へて曰はく、是の事然らず。何となれば、

若し此の五陰、彼の五陰に異ると謂はば、是の如きは則ち、他從り苦を作すと言ふべし(二八)。(第三偈)

【二六】四種の謬とは苦を自作、他作、共作、無因作となすをいふ。

【二七】苦若自作者、則不從緣生、因有此陰故、而有後陰生。

Svayaṃ kṛtaṃ yadi bhavet pratītya na tato bhavet
Skandhān imān amī skandhāḥ sambhavanti pratītya hi.

此の陰は今將に死せんとする五陰身をいひ、後の陰とは未來生に得んとする五陰をいふ。

此の偈は自作を破す。

【二八】若謂此五陰、異彼五陰者、如是則應言、從他而作苦。

Yady amībhya ime 'nye syur ebhyo vā'mī pare yadi
Bhavet parakṛtaṃ duḥkhaṃ parair ebhir amī kṛtāḥ.

「若し此(の五陰)が、彼(の五陰)より異ならば、或は若し彼(の五陰)が此(の五陰)より異ならば、他作の苦あるべく、此の等の他(の五陰)によりて作られたる彼(の五陰)あるべし」。

若し此の五陰は彼の五陰と異り、彼の五陰は此の五陰と異ならば、應さに他從り作すべし。縷と布と異ならば、應さに縷を離れて布有るべきが如し。若し縷を離れて布無くば、則ち布は縷に異ならず。是の如く彼の五陰此の五陰に異ならば、則ち應さに此の五陰を離れて彼の五陰無くば、則ち此の五陰は彼の五陰に異らず。是の故に苦は他從り作らると言ふべからず。

問うて曰はく、自作ならば是の人人自ら苦を作し自ら苦を受けん。

答へて曰はく、

若し人自ら苦を作さば、苦を離れて何ぞ人有りて、而して彼の人に於て、而かも能く自ら苦を作すと謂はん(二九)。(第四偈)

若し人自ら苦を作すと謂はば、五陰の苦を離れて何の處にか別に人有つて、而も能く自ら苦を作さん。應さに是の人を說くべくして、而かも說く可からず。是の故に苦は人の自ら作すに非らず。若し人自ら苦を作さず、他人苦を作して此の人に與ふと謂はば、是れ亦然らず。何となれば、

若し苦他人作して、而して此の人に與ふれば、若し當に苦を離れたるに、何ぞ此の人の受くること有るべき(三〇)。(第五偈)

【二九】若人自作苦、離苦何有人、而謂於彼人、而能自作苦。

Svapudgalakṛtaṁ duḥkhaṁ
yadi duḥkhaṁ punar vinā
Svapudgalaḥ sa katamo ·
yeva duḥkhaṁ svayaṁ
kṛtaṁ.

此れは再び自作を破す。

【三〇】若苦他人作、而與此人者、若當離於苦、何有此人受。

Parapudgalajaṁ duḥkhaṁ
yadi yasmai pradīyate
Parena kṛtvā tad duḥkhaṁ
sa duḥkhena vinā kutaḥ.

「若し苦が他の人より生ずるならば、他によつて其苦が作られて與へらるる此人は苦なくして何ぞ受けん。」

此の偈と次の偈とは再び他作を破するなり。

若し他人苦を作し、此の人に與ふといはば、五陰を離れて、此の人の受くること有ること無し。復た次に、

苦若し彼の人作つて、持して此の人に與ふれば、苦を離れたるに何ぞ人有つて、而かも能く此れに授けん〔二二〕（第六偈）

若し彼の人苦を作つて此の人に授與すと謂はば、五陰の苦を離れて何ぞ彼の人苦を作つて、持して此の人に與ふること有らん。若し有らば應さに其の相を說くべし。復次に、

自作若し成せずんば、云何ぞ彼れ苦を作さん。若し彼の人苦を作さば、即ち亦自作と名づく〔二三〕。（第七偈）

種種の因緣によつて彼の自作の苦成せず。而して他作の苦を言はんも、是れ亦然らず。何となれば、此と彼と相待するが故に。若し彼れ苦を作さば、彼に於て亦自作の苦と名づく。自作の苦は先に已に破したり。汝が受くる自作の苦成せざるが故に。他作も亦成せず。復次に、

苦は自作と名けず。法は自作の法ならず。

【二二】苦若彼人作、持與此人者、離苦何有人、而能授於此。
Parapudgalajaṁ duḥkhaṁ yadi kaḥ parapudgalaḥ
Vinā duḥkhaṁ yaḥ kṛtvā parasmai prahiṇoti tat.
「若し苦が他の人より生ずるものならば、如何なる他の人が苦なくして苦を作りて之を外の人に與へんや。」
此の偈は蕃本にのみ缺けたり。

【二三】自作若不成、云何彼作苦、若彼人作苦、即亦名自作。
Svayaṁ kṛtasyā prasiddher duḥkhaṁ parakṛtaṁ kutaḥ,
Paro hi duḥkhaṁ yat kuryāt tat tasya syāt svayaṁ kṛtaṁ.
此の偈には他作といふも他自力に於ては自作なり。而して自

彼れ自體有ること無し。何ぞ彼れが作せし苦有らん(二三)。(第八偈)

自作の苦は然らず。何となれば、刀が能く自ら割く能はざるが如く、是の如く法も自ら法を作すこと能はず。是の故に自作なる能はず。他作も亦然らず。何となれば、苦を離れて彼の自性無し。若し苦を離れて彼の自性有らば、應さに彼れ苦を作すと言ふべし。彼れも亦即ち是れ苦なり、云何ぞ苦は自作の苦ならん。

問うて曰はく、若し自作、他作然らずんば、應さに共作有るべし。

答へて曰はく、

若し此彼の苦成せば、共作の苦有るべし。此彼すら尚作無し、何に況んや無因作をや(二四)。(第九偈)

自作他作すら猶尚過有り、何に況んや無因作をや。無因は過多し。(二五)破作作者品の中に說けるが

作成ぜずんば從つて他作成ぜずといふ。

【二三】苦不名自作、法不自作法、彼無有自體、何有彼作苦。

Na tāvat svaktaṁ duḥkhaṁ
na hi tenai'va tat kṛtam
Raro nā'tmakṛta cet syād
duḥkhaṁ parakṛtaṁ kathaṁ.

「然るに苦は自作ならず。何となれば其れによつて他が作らるるにあらざればなり。若し彼が自作ならずんば何ぞ他作の苦あらんや。」

【二四】若此彼苦成、應有共作苦、此彼尙無作、何況無因作。

Syād ubhābhyāṁ kṛtaṁ
duḥkhaṁ syād ekaikakṛtaṁ
yadi,
Parā'kārā'svayaṁ kāraṁ
duḥkhaṁ ahetukaṁ kutaḥ

「若し個個のものによつて作られたる〔苦〕あらば〔自他〕兩者によつて作られたる苦あるべし。〔然るに〕他は作らず、自作のものなし。何ぞ無因作の苦あらん。」

此偈は共作と無因作を破す。

【二五】作作者品第八を指す。

如し。復次に、

但に苦を說くに、四種の義成せざるのみに非らず、一切外の萬物に、四種の義亦た成せず(二六)。(第十偈)

佛法の中には五受陰を說いて苦と爲すと雖も外道八有りて苦受を苦と爲すと謂ふ。是の故に說く、但に苦を說くに四種の義成せざるのみにあらず、外の萬物、地水山木等、一切の法も皆亦成せず。

(二七)觀行品第十三　九偈

問うて曰はく、

佛經の所說の如きは、虛誑は妄取の相なり、諸行は妄取の故に、是れを名けて虛誑と爲す(二八)。(第一偈)

【二六】非但說於苦、四種義不成、一切外萬物、四義亦不成。
Na kevalaṁ hi duḥkhasya cāturvidhyaṁ na vidyate
Bāhyānām api bhāvānāṁ cātruvidyaṁ na vidyate.

【二七】品名、梵、Saṁskāra-parīkṣā 蔣本には Tattva(諦、眞理)とあり。Saṁskāra は常に行と譯さる。行とは造作遷流の義にして凡て物の[illegible]する力、及び[illegible]したる物を意味す。五蘊十二處十八界の諸法即ち物理にいへば精神も物質も凡て其等が其各自の者として成立するは行の力にして、又其等は凡て行とも稱せらる。故に行は法即ち物と同意味にも用ひらる。諸行無常といひ、諸法無我といひ、何れも凡ての物を指す也。原始佛教は物の存在を論ずるよりも物の支配せらるる理法を論ずるを主とし、世界は凡て行の世界となす。世界のみならず個人も凡て行に支配せらるるものなれば、個人の業は行の一面の發現とせられ、行と業と同一視せらるること多し。原始佛教は人を中心とし、人に關する範圍のみにて世界に關說するが故に、人を支配するものは又世界を支配するものなり、五蘊の中の行は身心凡てを支配し成立せしむるものなるが、同時に又一面即ち世界も此行によつてなる也。然るに理法たる行は何等實[illegible]然のものにあらず、故に因緣生無自性不可得なる所以となる。本章は此主意を明にするなり。蔣本に Tattva といふは在りの儘其儘を指す文字な

佛經の中に說かく、(二九)虛誑は卽ち是れ妄取の相なり。第一實は所謂涅槃にして妄取の相に非らず。是の經說を以ての故に、當に知るべし、諸行に虛誑あり、妄取の相なればなり。

答へて曰はく、

虛誑は妄取ならば、是の中何の取る所ぞ。
佛の是の如き事を說くは、以て空の義を示さむと欲するなり(三〇)。(第二偈)

若し妄取相の法卽ち是れ虛誑ならば、是の諸行の中に何の取る所とか爲す。佛の是の如く說くは、當に知るべし空の義を說くなり。

問うて曰はく、云何が一切の諸行皆是れ空なりと知るや。

答へて曰はく、一切の諸行は虛妄の相なるが故に空なり。諸行は生滅にして住せず。自性無きが故に空なり。諸行を五陰と名づく。行從り生ずるが故に。(三一)五陰を行と名づく。是の五陰皆虛妄にして

れば、諸行の空なる點を指していへるなり。

【二八】如佛經所說、虛誑妄取相、諸行妄取故、是名爲虛誑。
Tan mṛṣā moṣadharma yad
　Bhagavān ity abhāṣata,
Sarve ca moṣadharmāṇaḥ
　saṃskārās tena te mṛṣā.
「妄取法なるものは是虛妄なりと薄伽梵は說き給へり。而して凡ての行は妄取法なり、故に諸行は虛妄なり。」

【二九】此經の原文は梵本の註釋中に引用せらるる次のものなるべし。
Sutra uktaṃ: tan mṛṣā moṣadharma yad idaṃ saṃskṛtaṃ, etad dhi khalu bhikṣavaḥ paramaṃ satyaṃ yad idaṃ (or yad uta) amoṣadharma nirvāṇaṃ, sarva-saṃskārāś ca mṛṣā moṣadharmāṇa iti.

【三〇】虛誑妄取者、是中何所取、佛說如是事、欲以示空義。
Tan mṛṣā moṣadharma yad
　yadi kiṃ tatra muṣyate,
Etat tūktaṃ Bhagavatā
　śūnyatāparidīpakaṃ.
「若し妄取法なるものは是虛妄ならば、此中何物か妄取せらるるや。然れども薄伽梵によつて說かれたるは空義の說示なり。」

【三一】三本に五陰を行と名づくの一句なし、以下五陰の空なるを說くに。先づ初めに色の空なるを說く。

定相有ること無し。何となれば、嬰兒の時の色は匍匐の時の色に非らず、匍匐の時の色は【一三】行時の色に非らず、行時の色は童子の時の色に非らず、童子の時の色は壯年の時の色に非らず、壯年の時の色は老年の時の色に非らざるが如し。色の如く念念に住せざるが故に、決定性を分別するに不可得なり。嬰兒の色を即ち是れ匍匐と爲し、乃至老年の色を異と爲さば、二俱に過有り。何となれば、若し嬰兒の色は即ち是れ匍匐の色乃至老年の色ならば、是の如くんば則ち是れ一色にして皆嬰兒爲り、匍匐乃至老年有ること無し。又泥團の如きは、常に是れ泥團にして終に瓶と作らざるべし。何となれば、色常に定まるが故に。若し嬰兒の色匍匐の色に異ならば、則ち嬰兒は匍匐と作らず。匍匐は嬰兒と作らず。何となれば、二の色は異なるが故に是の如く童子と少年と壯年と老年との色相續すべからず。親屬の法を失ふ有つて、父無く子無からん。若し爾らば唯嬰兒のみ有つて應さに父を得べく餘即ち匍匐乃至老年は分有るべからず。是の故に二俱に過有り。

問うて曰はく、色は不定なりと雖も嬰兒の色滅し已つて相續して更に乃至老年の色を生ず。上の如き過有ること無かるべし。

答へて曰はく、嬰兒の色相續して生ぜば、滅し已つて相續して生ずとなすか。滅せずして相續して生ずとなすか。若し嬰兒の色滅せば云何ぞ相續有らん。無因を以ての故に。薪の可燃有りと雖も火滅

【一三】赤子の歩行するに至れる時をいふ。此の行は歩行の意なり。

するが故に相續有ること無きが如し。若し嬰兒の色滅せずして而かも相續せば、即ち嬰兒の色は滅せず。常に本相に住して亦相續無し。

問うて曰はく、我れ滅不滅の故に相續して生ずと說かず。但不住の相、生に似るが故に、相續して生ずと說く。

答へて曰はく、若し爾らば則ち定色有つて而かも更に生ぜん。是の如くならば應に千萬種の色有るべし。但是の事然らず。是の如くんば亦た相續無し。是の如く一切處に色を求むるに定相有ること無し。但世俗の言說を以ての故に有るなり。芭蕉樹は實を求むるに不可得にして但皮葉のみ有るが如し。是の如く智者は色相を求むるに念念に滅して更に實の色の得可き無し。不住の色形色相、相似に次第に生じ、分別す可きこと難し。燈炎は定色を分別するに不可得なるが如し。是の定色從り更に色生ずること有るも不可得なり。是の故は色は無性なるが故に空なり。但世俗の言說を以ての故に有り。

【一五二】色の空を明にせる故、之を更に受等に及ぼして其等の空なる所以を說く。

【一五三】受も亦是の如し、智者種種に觀察するに、次第相似の故に生滅し、別知す可きこと難し。水流の相續あるが如し。但覺を以ての故に、三受身に在りと說く。是の故に應に知るべし、受は色と同じく說く。

想は名相に因つて生ず。若し名相を離るるときは則ち生せず。是の故に佛說きたまはく、分別して

名字の相を知る。故に名づけて想と爲すと。決定して先に有なるに非らず。衆緣從り生じて定性無し。定性無きが故に影の形に隨ふが如し。形に因つて影有り、形無くんば則ち影無し。影に決定性無し、若し定んで有ならば、形を離れて應さに影有るべし。而かも實には爾らず。是の故に衆緣從り生じて自性無きが故に不可得なり。想も亦是の如し。但外の名相に因つて、世俗の言說を以ての故に有なり。

識は色聲香味觸等と眼耳鼻舌身等とに因つて生ず。眼等の諸根別異なるを以ての故に識に別異有り。是の識は色に在りと爲すや、眼に在りと爲すや、中間に在りと爲すや。決定有ること無し。但生じ已つて塵を識り、此の人を識り彼の人を識る。此の人を知るの識は卽ち是れ彼の人を知るの識と爲すや、異と爲すや。是の二分別す可きこと難し。眼識の如く耳識も亦分別す可きこと難し。分別し難きを以ての故に或は一と言ひ、或は異と言ひ、決定の分別有ること無し。但衆緣從り生ずるが故に、眼等分別するが故に、空にして自性無し。伎人の一珠を含み、出し已つて復人に示せば、則ち疑を生ずるが如し。是れ本の珠と爲りや、更に異ありと爲すやと。識も亦是の如し。生じ已つて更に生ず。是れ本の識爲りや、是れ異の識爲りや。是の故に當に知るべし、識住せざるが故に、自性無く、虛誑なること幻の如しと。

諸行〔一二四〕亦是の如し。諸行とは身口意なり。

【一二四】五陰の順序は通常と異り――行を最後として說明す。此行

行に二種有り。淨と不淨となり。何等をか不淨と爲す。衆生を惱ます貪著等を不淨と名づく。衆生を惱まさざる實語不貪著等を淨と名づく。或は增或は減なり。淨行の者は人中、欲天、色天、無色天に在り、果報を受け已つて則ち滅ずるも、還た作すが故に增と名づく。不淨行の者も亦是の如し。地獄、畜生、餓鬼、阿修羅の中に在り、果報を受け已つて則ち滅ずるも、還た作すが故に增と名づく。是の故に諸行に增有り減有るが故に住せず。人病有るが如し。宜に隨ひ將に適すれば病則ち除愈す。將に適せざれば病則ち還た集まる。諸行亦是の如し。增有り減有るが故に決定ならず。但世俗の言說を以ての故に有なり。世諦に因るが故に第一義諦を見るを得。（一三五）所謂無明は諸行を緣じ、諸行從り識著有り、識著の故に名色有り、名色從り六入有り、六入從り觸有り、觸從り受有り、受從り愛有り、愛從り取有り、取從り有有り、有從り生有り、生從り老、死、憂、悲、苦、惱、恩愛別苦、怨憎會苦等有り。是の如き諸苦は皆行を以て本と爲す。佛は世諦を以ての故に說く。若し第一義諦を得、（一三六）眞智慧を生ぜば、則ち無明息む。無明息むが故に諸行も亦集せず。諸行集せざ

は特に業と同一意義の方面を取りて說明するが如し。五陰の說にありては斯く見て說明するも適切なるを失はず。

【一三五】以下十二因緣の順觀。之を世諦とす。通常十二因緣は無明より生、老、死までを數へて十二とすれど猶憂悲等を數ふる方古き形にして十二以上なり。十二は後世いへることにして古くは十二とはせず。十二因緣の原語は巴、Paṭicca-samuppāda 梵 Pratītya-samutpāda にして緣起、緣生と譯すべきもの。十二の文字なく、十二は唯附加して記せるものなり。緣起は本音文には衆緣生、衆因緣生、衆緣所生と譯さる。

【一三六】以下十二因緣の逆觀。之を第一義諦とす。

るが故に、【三七】見諦所斷の身見、疑、戒取等斷じ、及び思惟所斷の貪、恚、色染、無色染、調戲、無明亦斷す。是の斷を以ての故に一一の【三八】分滅す。所謂、無明、諸行、識、名色、六入、觸、受、愛、取、有、生、老、死、憂、悲、苦、惱、恩愛別苦、怨憎會苦等皆滅す。是の滅を以ての故に五陰身は畢竟滅して更に餘有ること無し。唯但空のみ有り。是の故に佛は空の義を示さんと欲するが故に、諸行の虚誑を說く。復次に諸法は性無きが故に虚誑なり。虚誑なるが故に空なり。偈に說くが如し。

　諸法は異有るが故に、皆是れ無性なりと知る。無性の法も亦無なり。一切法空なるが故に。【三九】（第三偈）

諸法は性有ること無し。何となれば、諸法は

【三七】見諦所斷。我我の煩惱(惑 Kleśa)に二種あり、一を見道所斷惑(Darśana-mārga-prahātavya-kleśa)、又は見惑ともいひ、二を修道所斷惑(Bhāvanā-mārga-prahātavya-kleśa)又は修惑ともいふ。前者は四諦の理に迷ふより起る惑にして、見道によりて斷ぜらる。直接是れに屬する者として俱舍論にては身見、邊見、邪見、見取見、戒禁取見及び疑を擧ぐ。後者は諸法の事相に迷ふて起る惑にして、修道によりて斷ぜらる、是れに屬するものとして俱舍論にては貪、瞋、癡、慢の四を擧ぐ。猶以上二惑のことにつき詳しくは俱舍論を見るべし。見諦は新譯俱舍論にては見道、思惟は修道と譯さる。見惑修惑の十は根本煩惱と稱せらるれども、本論文の見諦所斷、思惟所斷の惑とは少しく分類を異にするものなり。阿含經にては身見(Sakkāyadiṭṭhi)、疑(Vicikicchā)、戒取(Sīlabbataparāmāsa)、愛欲(Kāmacchanda)、瞋恚(Byāpāda)を五下分結(Pañcorambhāgiya-saṃyojana)と稱し、色貪(Rūparāga)、無色貪(Arūparāga)、慢(Māna)、掉擧(Uddhacca)、無明(Avijjā)を五上分結 pañca Uddhambhāgiya-saṃyojana と稱す。本論文の惑は、之を指す。戒取は戒禁取、貪は愛欲、恚は瞋又は瞋恚、色染は色貪、調戲は掉擧と同じ。但し五下分結の順序は巴利阿含と漢譯四阿含とにては相異り、漢譯四阿含相互の間にても相異るものあれど、玆には本論文の順序に合する巴利阿含の順序を取りたり。

生ずと雖も自性に住せず。是の故に無性なり。如し嬰兒の定んで自性に住せば、終に匍匐乃至老年を作さず。而るに嬰兒は次第に相續して異相有つて匍匐乃至老年を現ず。是の故に說く、
諸法の異相を見るが故に無性なりと知る。
問うて曰はく、若し諸法（一四〇）異相にして無性ならば、卽ち無性の法有り、何の咎有りや。
答へて曰はく、若し無性ならば云何が法有らん。云何が相有らん。何となれば、根本有ること無きが故に。但性を破せんが爲めの故に無性を說く。是の無性の法若し有ならば一切法は空なりと名づけず。若し一切法空ならば云何ぞ無性の法有らん。
問うて曰はく、
諸法若し無性ならば、云何ぞ嬰兒、乃至老年に於て、而も種種の異有りと說くや（一四一）。（第四偈）
諸法若し無性ならば則ち異相有ること無し。而かも汝異相有り、是の故に諸法の性有りと說く。若し諸法の性無くんば云何ぞ異相有らん。
答へて曰はく、

【一三八】分とは十二因緣の十二一を指す。新譯にて十二支緣起といふ支と同じ。
【一三九】諸法有異故、知皆是無性、無性法亦無、一切法空故。
Bhāvānāṁ niḥsvabhāvatvam anyathābhāvadarśanāt Asvabhāvo bhāvo nā'sti bhāvānāṁ śūnyatā yataḥ.
【一四〇】三本倶に「異相にして」なし。
【一四一】諸法若無性、云何說嬰兒、乃至於老年、而有種種異。此れに相當する梵文なし。番本にも般若燈論にも大乘中觀釋論にも皆なし。

若し諸法に性有らば、云何にしてか異るを得ん。若し諸法に性無くんば、云何にしてか異る有らん〔二三〕（第五偈）

若し諸法に決定して性有らば、云何が異性を得可き。決定有を名づけて變異す可からずとす。眞金は變ず可からざるが如く、又暗性は變じて明と爲らず、明性は變じて暗と爲らざるが如し。復次に、

是の法に則ち異無く、異法にも亦異無し。壯は老と作らず、老も亦壯と作らざるが如し〔二四〕（第六偈）

若し法に異有らば、則ち異相有るべし。即ち是の法を異と爲んや、異の法を異と爲んや。是の二然らず。若し即ち是の法異ならば、則ち老は應さに老と作すべきに、而かも老は實には老と作さず。若し異の法異ならば、老は壯と異り壯は應さに老と作すべし。而かも壯は實には老と作さず。二俱に過有り。

問うて曰はく、若し法即ち異ならば、何の咎か有る。今眼見に年少にして日月歲數を經て則ち老となるが如し。

答へて曰はく、

【二三】若諸法有性、云何而得異、若諸法無性、云何而有異。
Kasya syād anyathābhāvaḥ
svabhāvaś cen na vidyate,
Kasya syād anyathābhāvaḥ
svabhāvo yadi vidyate.
「若し自性無くば何物に異性ありや、若し自性あらば何物に異性ありや。」

【二四】是法則無異、異法亦無異、如壯不作老、老亦不作壯。
Tasyai'va nā'nyathābhāvo nā'
py anyasyai'va yujyate,
Yuvā na jīryate yasmād
yasmāj jīrṇo na jīryate.

若し是の法卽ち異ならば、乳は應さに卽ち是れ酪なるべし。乳を離れて何の法有つて、而も能く酪を作すか(一四四)。(第七偈)

若し是の法卽ち(一四五)異ならば、乳は應さに卽ち是れ酪なるべく更に因緣を須ひざるべし。是の事然らず。何となれば、乳と酪とは種種の異有るが故に、乳は卽ち是れ酪ならず。是の故に法は卽ち異ならず。若し異の法を異と爲すと謂はば、是れ亦然らず。乳を離れて更に何物か有つて酪と爲らん。是の如く思惟するに是の法は異ならず。異の法も亦異ならず。是の故に應さに偏に所執有るべからず。

問うて曰はく、(一四六)是れを破し異を破すも、猶空の在る有らん。空は卽ち是れ法なり。

答へて曰はく、

若し不空の法有らば、卽ち應に空の法有るべし。實には不空の法無し、何ぞ空の法有ることを得ん(一四七)。(第八偈)

若し不空の法有らば、相因の故に應に空の法有るべし。而も上來種種の因緣もて不空の法を破したり。不空の法無きが故に則ち相待無し、相待無

【一四四】若是法卽異、乳應卽是酪、離乳有何法、而能作於酪。
Tasya ced anyathābhāvaḥ
kṣiram eva bhaved dabhi,
Kṣīrād anyasya kasya cid
dadhibhāvo bhaviṣyati.

【一四五】版本に盡とあり。異の誤植なり。中論疏にも汝若言是法卽異者乳應卽是酪とあり。

【一四六】是れとは第六偈の初めに是の法を異とせんや、異の法を異とせんやといへる前者を指す。

【一四七】若有不空法、則應有空法、實無不空法、何得有空法。
Yady aśūnyaṁ bhavet kiṁ
cit syāc chūnyam iti kiṁcana,
Na kiṁ cid asty aśūnyaṁ ca
kutaḥ śūnyaṁ bhaviṣyati.

きが故に何ぞ空の法有らん。

問うて曰はく、汝不空の法無きが故に空の法亦無しと說く。若し爾らば卽ち是れ空を說くなり。但相待無きが故に應さに執有るべからず。若し對有らば應さに相待有るべし。若し對無くば則ち相待無し。相待無きが故に則ち相無し。相無きが故に則ち執無し。是の如きを卽ち空を說くと爲す。

答へて曰はく、

大聖の空の法を說くは、諸見を離せんが爲めの故なり。若し復空有りと見ば、諸佛の化せざる所なり(一四八)。(第九偈)

大聖は(一四九)六十二の諸見、及び無明、愛等の諸煩惱を破せんが爲めの故に空を說きたまふ。若し人空に於て復見を生せば、是の人化す可からず。譬へば病有らば須らく藥を服せば治す可く、若し藥復病と爲らば則ち治す可からざるが如し。火の薪從り出づれば、水を以て滅す可きが如し。若し水從り生せば何を用つてか滅することを爲さん。(一五〇)空は是れ水の如く、能く諸

【一四八】大聖說空法、爲離諸見故、若復見有空、諸佛所不化。

Śūnyatā sarvadṛṣṭīnāṃ proktā niḥsaraṇaṃ jinaiḥ
Yeṣāṃ tu śūnyatādṛṣṭis tān asādhyān babhāṣire.

「一切の見を離せんが爲めに勝者(佛)により空が說かれたり。然るに人若し空見を抱かばこれを不所度と稱す」

【一四九】佛教にて古くより外道の邪見の說(卽ち見)を六十二に纏めたりしが、後世是が定まれる數となれり。例へば九十六種の外道等の名數の如し。漢譯長阿含梵動經、巴利長部梵網經に出す所なり。[illegible]のものは大乘[illegible]、[illegible]圓了の論ぜる所なり。[illegible]らずしも六十二の[illegible]にあらず、多數を言表はすに六十二見なる定まれる數を用ひしのみ。

【一五〇】如空是水能滅諸煩惱火[illegible]如是空水能滅又は如是空[illegible]能滅なりしにあらざるか。[illegible]

煩惱の火を滅す。人有り、罪重く、貪著の心深く、智慧鈍きが故に、空に於て見を生じて、或は空有りと謂ひ、或は空無しと謂ふ。有無に因つて還た煩惱を起す。若し空を以て此の人を化せば則ち我れ久しく是の空を知ると言はん。若し〔一五一〕是の空を離れては則ち涅槃の道無し。經に說くが如し、空、無相、無作の門を離れて解脫を得ば、但言說有るのみと〔一五二〕。

〔一五三〕觀合品第十四　八偈

說いて曰はく、上に〔一五四〕破根品の中に見、所見、見者皆成せずと說きたり。〔一五五〕是の三事は異法の故に則ち合無し。合無きの義、今當さに說くべし。

問うて曰はく、何が故に眼等の三事合無きや。

答へて曰はく、

より如空是水能滅にても差支なし。

【一五一】三本には是の字なし。されど中論疏には是の字あり。

【一五二】明藏は之を第三卷の終とし、宋藏・元藏は第二卷の終とす。

【一五三】品名、梵 Saṃsarga-parīkṣā. 六情品第三の下にいへる情塵意の三事合生の如く、境と根と我との合を破して、識の生なきを示す。明藏は之なを第四卷の初めとし、宋、元藏は第三卷の初めとす。

【一五四】六情品第三を指す。所見は可見と同じ、見らるる境をいふ。

【一五五】中論疏は此合品第十四の八偈を三に分ち初二は暫らく異を許し置きて合を破し、次五偈は正しく異無きを示し、最後一偈は無異の故に合なしと示すとし、初二偈を更に二分し第一偈は見等三法異故無合を示し第二偈は一切法異故無合を明にすとなしたり。之によれば是の三事は無異法の故には最後の一偈の說く所を初めに出だせるなり。

見可見見者、是の三各異方なり。是の如く三法異にして、終に合時有ること無し。【二五六】（第一偈）

見は是れ眼根、可見は是れ色塵、見者は是れ我なり。是の三事各異處に在つて終に合時無し。異處とは眼は身内に在り、色は身外に在り、【二五七】我は或は言ふ身内に在りと、或は言ふ一切處に遍しと。是の故に合無し。復次に、若し見法有りと謂はば、合して而して見ると為すや、合せずして而かも見ると為すや。二俱に然らず。何となれば、若し合して而して見ば、塵有る處に隨つて應さに根有り我有るべし。但是の事然らず。是の故に合せず。若し合せずして而かも見ば、根と我と塵とは各異處に在るも亦應さに見有るべし。而かも實には見ず。何となれば、眼根は此に在つて遠處の瓶を見ざるが如し。是の故に二俱に見ず。

問うて曰はく、【二五八】我と意と根と塵の四事合するが故に知生すること有つて能く瓶衣等の萬物を知る。是の故に見、可見、見者有り。

答へて曰はく、是の事は【二五九】根品の中に已に破したり。今當に更に說くべし。汝四事合するが故に知生すと說くも、是の知は瓶衣等の物を見已つて生ずと為すや。未だ見ずして而も生ずと為すや。若し見已つて生ぜば、知は則ち用無けん。若し未

【二五六】見可見見者、是三各異方、如是三法異、終無有合時。
[illegible] trīṇy etāni dviśo dviśaḥ
Sarvaśaś ca na saṃsargam anyonyena vrajanty uta.

【二五七】[illegible]

【二五八】我、意、根、塵の四事は[illegible]指すならん。

【二五九】六情品第三を指す。

だ見ずして而かも生ぜば、是れ則ち未だ合せざるなり。云何が知の生ずること有らん。若し四事一時に合して而して知生ずと謂はば、是れ亦然らず。若し一時に生ぜば則ち相待無し。何となれば、先に瓶有りて、次に見、後に知生ず、一時ならば則ち先後無し。知無きが故に見と可見と見者とも亦無し。是の如く諸法は幻の如く夢の如くにして定相有ること無し。何ぞ合有ることを得んや。合無きが故に空なり。復次に、

染と可染と、染者とも亦復然り。餘の入餘の煩惱も、皆亦復是の如し(一六〇)。(第二偈)

見と可見と見者との合無きが故に、染と可染と染者とも亦應さに合無かるべし。見と可見と見者との三法を說くが如し。則ち聞と可聞と聞者との餘の入等を說く。染と可染と染者とを說くが如く、則ち瞋と可瞋と瞋者と餘の煩惱等を說く。復次に、

異法は當に合有るべし。見等は異有ること無し。異相成ぜざるが故に、見等云何が合せん(一六一)。(第三偈)

凡そ物皆異を以ての故に合有り。而るに見等の異相は不可得なり。是の

【一六〇】染與於可染、染者亦復然、餘入餘煩惱、皆亦復如是。

Evaṁ rāgaś ca raktaś ca rañjanīyaṁ ca dṛśyatāṁ,
Traidhena śeṣāḥ kleśāś ca śeṣāṇy āyatanāni ca,

「染と可染と染とも亦此の如く、見らるべきなり。餘の諸煩惱も餘の處も亦此三種によりて「說明せられ得。」入は處と同じにて十二處を指す。

【一六一】異法當有合、見等無有異、異相不成故、見等云何合。

Anyenā'nyasya saṁsargas tac ca'nyatvaṁ na vidyate Draṣṭavya-prabhṛtīnāṁ yan na saṁsargaṁ vrajanty ataḥ.

「異は異と合す、而かも可見等の異性は存せず、故に其等は合に至らず。」

故に合無し。復次に、

但に可見等の異相、不可得なるのみに非らず、所有一切の法も、皆亦異相無し【一三】。（第四偈）

但見と可見と見者等の三事の異相の不可得なるのみに非らず、一切法も皆異相無し。

問うて曰はく、何故に異相有ること無きか。

答へて曰はく、

異は異に因つて異有り、異は異を離れて異無し。若し法因從り出づれば、是の法は因に異らず【一四】。（第五偈）

汝が所謂異、是の異は異法に因るが故に名づけて異と爲す。異法を離れては名づけて異と爲さず。何となれば、若し法衆緣從り生せば、是の法は因に異らず。因壞すれば果も亦壞するが故に。樑椽等に因つて舍有り、舍は樑椽に異らず、樑椽等壞すれば舍も亦壞するが如くなるが故に。

問うて曰はく、若し定の異法有らば何の咎有りや。

答へて曰はく、

【一三】非但可見等、異相不可得、所有一切法、皆亦無異相。

Na ca kevalaṁ anyatvaṁ draṣṭavyā'der na vidyate

Kasya cit kena cit sārdhaṁ nā'nyatvaṁ upapadyate.

非但可見等は三本の文にして麗藏は非但見等法とし聖本亦之を取る。[illegible]とせずして可見となす。

【一四】異因異有異、異離異無異、若法從因出、是法不異因。

Anyad anyat-pratītyā'nyam nā'nyad anyad ṛte'nyataḥ

Yat-pratītya ca yat tasmāt tad anyan no'papadyate.

「異は異によつて異なり、異なくしては異は異ならず、其(因)による此(果)が其(因)より異なることは不可能なり。」

若し異從り離れて異あらば、應さに餘の異に異有るべし。異從り離れて異無し。是の故に異有ること無し(一六四)。(第六偈)

若し異從り離れて異法有らば、則ち應さに餘の異を離れて異法有るべし。而かも實には異從り離れて異法有ること無し。是の故に餘の異無し。五指の異を離れて拳の異有らば、拳の異は應さに瓶等の異物に於て異有るべし。今五指の異を離れて拳の異は不可得なり。是の故に拳の異は瓶等に於て異法有ること無し。

問うて曰はく、我が經に說く、異相は衆緣從り生せず。分別と總相との故に異相有り、異相に因るが故に異法有りと(一六五)。

答へて曰はく、

異の中に異相無く、不異の中にも亦無し。

【一六四】若離從異異、應餘異有異、離從異無異、是故無有異。

Yady anyad anyad anyasmād anyasmād apy ṛte bhavet
Tad anyad anyad anyasmād ṛte nā'sti ca nā'sty ataḥ.

「若し異が異より異ならば、異なくも(異)あるべし、然るに其は異よりの異なくば存せず、故に異は存せず。」

【一六五】梵文註釋中に次の如き言あり。

Kiṁ tarhi iha-anyatvaṁ nāma sāmānya-viśeṣo 'sti, tad yatra samavetaṁ sa padārthaḥ padārthāntara-nirapekṣaya-api para ity ucyate, tasmād ukta-dosa-anavasaro'smat pakṣa iti.

(然るに今異相は卽ち同異なり。所和合の存する所、句義は他の句義に相待せざるも他なりと說かる。故に我が主張には汝の所難の過咎の歸せらるることなし。)

是我が經の原文其者にはあらざれども原文を彷彿せしむるに足る。之に因るも又漢譯の文意よりいふも勝論學派の者が問者の位置にあるものなること明にして、我が經は勝論學派の者が勝論學派の書又は學說を指していへるなり。現存勝論經には上文と同一の文なし。分別は Viśeṣa の譯、總相は Sāmānya の譯にして前者は新譯にて異、後者は同と譯さる。異と同とは概念の種と類卽ち下位概念と上位概念とを實在論的に見たるもの也。物たる限りは必らず異か又は同たるものなれば、玆に已に異相存すとの義なり。

異相有ること無きが故に、則ち此彼の異無し〔一六六〕。（第七偈）

汝分別と總相との故に異相有り、異相に因るが故に異法有りと言ふ。若し爾らば異相衆緣從り生ず。是の如くんば即ち衆緣法を說くなり。是の異相は異法を離れて不可得なるが故に。異相は異法に因つて而して有り、獨り成ずること能はず。今異法の中に異相無し。何となれば、先に異法有るが故に何ぞ異相を用ひんや。不異の法の中にも亦異相無し。何となれば、若し異法が不異法中に在らば不異法と名づけず。若し二處に俱に無ならば即ち異相無し。異相無きが故に此彼亦無し。

復次に異法無きが故亦合無し。

是の法自ら合せず、異法も亦合せず。合者と及び合時と、合法とも亦皆無し〔一六七〕。（第八偈）

是の法は、自體によつて合せず、一なるを以ての故に、一指は自ら合せざるが如し。異法も亦合せず、異なるを以ての故に、異事已に成せば、合を須ひざるが故に。是の如く思惟するに合法は不可得なり。是の故に說く、合者と合時と合法と皆不可得なりと。

〔一六六〕異中無異相、不異中亦無、無有異相故、則無此彼異。
Nā 'nyasmin vidyate 'nyatvam ananyasmin na vidyate.
Avidyamāne cā 'nyatve nā 'sty anyad vā tad eva vā.
「異相は異の中にもなく、不異の中にもなし。異相存せざるが故に異も又は同もなし。」

〔一六七〕是法不自合、異法亦不合、合者及合時、合法亦皆無。
Na tena tasya saṃsargo nā 'nyenā 'nyasya yujyate,
Saṃsṛjyamānaṃ saṃsṛṣṭaṃ saṃsraṣṭā ca na vidyate.
「此法の此法との合も、異法が異法との合も可能ならず。故に合しつつあるものと、合したる物と、合する者とは存せず。」

(一)觀有無品第十五　十一偈

問うて曰はく、諸法各性有り。(二)力用有るを以ての故に。瓶に瓶性有り、布に布性有るが如し。是の性衆緣合する時則ち出づ。

答へて曰はく、

衆緣の中に性有らば、是の事則ち然らず。
性衆緣從り出づれば、卽ち名づけて作法と
爲す(三)。(第一偈)

若し諸法性有らば應さに衆緣從り出づべからず。何となれば、若し衆緣從り出づければ卽ち作法にして空性有ること無し。

問うて曰はく、若し諸法の性(四)衆緣從り作せ

【一】品名、梵、Svabhāva-parīkṣā(觀自性品)、番本には Bhāva-abhāva(有無)とあり。此方漢譯のに合す。此の品は正しく有無の二見を破す。前品の初めにいへる如く三本は之を卷の初めとせず。

【二】力用(Kriyā)は作用、機能、活動の意。

【三】衆緣中有性、是事則不然、性從衆緣出、卽名爲作法。

Na saṁbhavaḥ svabhāvasya
yuktaḥ pratyayahetubhiḥ,
Hetupratyayasaṁbhūtaḥ
svabhāvaḥ kṛtako bhavet.

「自性が緣因によりて生ずることは可能ならず。因緣より生じたる自性は所作のものなるべし。」

作法又は所作のもの(Kṛtaka)は作られたるものの意、次には單に作とも譯さる。此の偈・次偈とは、自性は衆緣從り出でざるを示して、以て自性無きを說く。

【四】或は衆緣從りの作ならば。三本には從字なし、故に衆緣の作ならばとなる。されど中論疏には若性從衆緣作有何咎耶とあり。作は兹にては

ば、何の咎有りや。

答へて曰はく、

性若し是れ作ならば、云何が此の義有らん。
性を名づけて無作とす。異法を待たずして
成ず(五)(第二偈)

金を銅に雜ふれば、則ち眞金に非ざるが如く、是の如く、若し性有らば則ち衆緣を須ひず、若し衆緣從り出づれば當に知るべし眞性無し。又性若し決定ならば應さに他を待つて出づべからず。長、短、彼、此、定性無きが故に他を待つて而して有るが如し。

問うて曰はく、諸法若し自性無くば應さに他性有るべし。

答へて曰はく、

法若し自性無くば、云何ぞ他性有らん。自性は他性に於て、亦名づけて他性と爲す(六)(第三偈)

諸法の性は衆緣作の故に、亦因待して成ずるが故に自性無し。若し爾らば、他性は他に於ては亦是れ自性なり。亦衆緣從り生じ、相待するが故に、亦無も無きが故に。云何が諸法は他性從り生ずと言

生ずの意。

【五】性若是作者、云何有此義、
性名爲無作、不待異法成、

Svabhāvaḥ kṛtako nāma
bhaviṣyati punaḥ kathaṁ,
Akṛtrimaḥ svabhāvo hi
nirapekṣaḥ paratra ca.

「又何で自性が卽ち所作のものとならんや。何となれば自性は無所作のものにして、又他に相待せざるものなればなり。」

【六】法若無自性、云何有他性、
自性於他性、亦名爲自性。

Kutaḥ svabhāvasyābhāve
parabhāvo bhaviṣyati,
Svabhāvaḥ parabhāvasya
parabhāvo hi kathyate.

「自性なくば他性何で有らん。何となれば他性は其他に取りては自性といはるればなり。」此の偈は自性無きを以ての故に他性亦無きを示す。

以上三偈に關しては因緣品第二偈參照。

はんや。他性も亦是れ自性なるが故に。

問うて曰はく、若し自性と他性とを離れて諸法有らば何の咎有りや。

答へて曰はく、

自性と他性とを離れて、何ぞ更に法有ることを得ん。若し自他の性有らば、諸法則ち成ずることを得（七）。（第四偈）

汝自性と他性とを離れて法有りと說かば、是の事然らず。若し自性と他性とを離るれば則ち法有ると無し。何となれば、自性と他性と有らば法則ち成ず。瓶の體は是れ自性、（八）依る物は是れ他性なるが如し。

問うて曰はく、若し自性と他性とを以つて有を破せば、今應さに無有るべし。

答へて曰はく、

有若し成ぜずんば、無云何が成ず可けん。有法有るに因るが故に、有の壞するを名づけて無と爲す（九）。（第五偈）

若し汝已に有の成ぜざるを受くれば、亦應さに無も亦無なることを受くべし。何となれば、有の法壞敗するが故に無と名づく。是の無は有の壞す

【七】 離自性他性、何得更有法、若有自他性、諸法則得成。
Svabhāvaparabhābhyaṁ
rte bhāvaḥ kutaḥ punaḥ
Svabhāve parabhāve vā
sati bhāvo hi sidhyati.

【八】 依物是他性を三本は衣物是他性（衣なる物は是他性なり）となす。中論疏には瓶爲自體外一切皆是他也とあり。三本の文可なるが如し。

【九】 有若不成者、無云何可成。因有有法故、有壞名爲無。
Bhāvasya ced aprasiddhir
abhāvo nai'va sidhyati,
Bhāvasya hy anyathābhāvam
abhāvaṁ bruvate janāḥ.
「有若し成せずんば無も亦成せず。何となれば有の異相を人人は無といへばなり。」

るに因りて而して有るなり。復次に、

若し人有と無とを見、自性と他性とを見ば、是の如くんば則ち、佛法の眞實義を見ず（一）。（第六偈）

若し人深く諸法に著せば、必ず有見を求め、若し自性を破すれば則ち有を見、若し有を破すれば則ち無を見、若し無を破すれば則ち迷惑す。若し利根にして著心薄きものは、諸見を滅せる安隱を知るが故に、更に（二）四種の戲論を生ぜず。是の人は則ち佛法の眞實義を見る。是の故に上の偈を說く。復次に、

佛は能く有無を滅す、化迦旃延經中の、所說の如く、有を離れ亦無を離る（三）。（第七偈）

（三）摩訶迦旃延經中に、佛、正見の義を說いて有を離れ無を離ると爲す。若し諸法の中に少しにても決定して有ならば、佛は應さに有と無とを破すべからず。若し有を破すれば、則ち人謂つて無と爲さ

【一】若人見有無、見自性他性、如是則不見、佛法眞實義。

Svabhāvaṁ parabhāvaṁ ca bhāvaṁ cābhāvam eva ca
Ye paśyanti na paśyanti te tattvaṁ buddhaśāsane.

【二】四種の戲論は有、無、自性、他性の四見をいふ。

【三】佛能滅有無、如化迦旃延、經中之所說、離有亦離無。

Kātyāyanāvavāde cāstīti nāstīti cobhayam
Pratiṣiddhaṁ bhagavatā bhāvābhāvavibhāvinā.

如[illegible]

[illegible]あり。

【三】摩訶迦旃延經、雜阿含、第十二卷、五十四左、同六十九右參照。

[illegible]

ん。佛は諸法の相に通達するが故に。二倶に無なりと說きたまふ。是の故に汝應さに有爲の見を捨つべし。復次に、

若し法實に有性ならば、後に則ち無となるべからず。性若し異相有らば、是の事終に然らず〔二四〕。

（第八偈）

若し諸法が決定して有性ならば終に變異すべからず。何となれば、若し定んで自性有らば應さに異相有るべからず。上の眞金の喩の如し。今現に諸法に異相有るを見るが故に當に知るべし。定相有ること無きを。復次に、

若し法實に有性ならば、云何が異となる可けん。若し法實に無性なるも、云何が異となる可けん。〔二五〕（第九偈）

若し法定んで有性ならば、云何が變異す可き。若し無性ならば則ち自體無し。云何が變異す可き。復次に、

定んで有ならば則ち常に著す、定んで無な

【二四】若法實有性、後則不應無。性若有異相、是事終不然。

Yady astitvaṁ prakṛtya syān
na bhaved asya nā 'stitā
Prakṛter anyathābhāvo
na hi jātūpapadyate.

「若し法の〔本〕性上有性有らば、其物の無性は有るべからず。何となれば、法の本性が異相となることは全く不可得なればなり。」

後則不應無は三本の文にして明本には後則不應異とあり。中論疏にも此偈と次の偈とは共に其前半は就有性門破異、後半は又共に就性無性門破異となすが故に嘉祥大師も明本の如く無を異となす讀によれるなり。されど梵文によれば無となす方正し。般若燈論にも法若有自體、則不得言無とあり。藏本にも無とあり。されど若し、後に則ち〔有と〕異るもの（即ち無）となるべからずとの意に讀めば異とするも差支なし。

【二五】若法實有性、云何而可異。若法實無性、云何而可異。

Prakṛtau kasya cā 'satyām
anyathātvaṁ bhaviṣyati

ならば則ち斷に著す。是の故に有智者は、
應さに有無に著すべからず〔二六〕。（第十偈）

若し法定んで有相有らば則ち終に無相無し。是れを即ち常と爲す。何となれば、三世を說く者の如きは、未來の中に法相有り、是の法現在に來至し、過去に轉入して本相を捨てずと。是れは則ち常と爲す。又因の中に先に果有りと說く、是れを亦常と爲す。若し定んで無有りと說かば、是の無は必ず先有今無なり。是れを則ち斷滅と爲す。斷滅を無相續と名づく。是の二見に因由すれば即ち佛法を遠離す。

問うて曰はく、何が故に有に因りて常見を生じ、無に因りて斷見を生ずるや。

答へて曰はく、
若し法定性有らば、無に非らず則ち是れ常なり。先に有りて而して今無ならば、是れを則ち斷
滅と爲す〔二七〕。（第十一偈）

若し法性定んで有ならば、則ち是れ有相にし

Prakṛtau kasya ca satyām
anyathātvaṃ bhaviṣyati.

「法の本性が無なるとき何物か異相かあるべき、又本性有なるとき何物か異相となるべき。」

此の偈は物は定性有るも無きも、共に變異すべからざるを說く。

【二六】定有則著常、定無則著斷、是故有智者、不應著有無。

Asti'ti śāśvatā grāho nā'sti'ty
ucchedadarśanaṃ.
Tasmād astitvanāstitve
nā'śrīyeta vicakṣaṇaḥ.

「有りといふは常住に著するもの、無しといふは斷見なり。故に賢者は有性無性に著すべからず。」

此偈は定有といはば、常見に墮し、定無といはば、斷見に墮すを示す。次偈は何それを說明す。

【二七】若法有定性、非無則是常、先有而今無、是則爲斷滅。

Asti yad dhi svabhāvena na
tan nā'stī'ti śāśvataṃ,

て無相に非らず。終に應に無となるべからず。若し無ならば則ち有に非らず、即ち無〔法〕と爲す。先に已に過を說くが故に。是の如きは則ち常見に墮す。若し法先に有にして敗壞して而して無ならば、是れを斷滅と名づく。何となれば有は應さに無となるべからざるが故に。汝有無各定相有りと謂ふが故に。若し斷常見有らば則ち罪福等無く、世間の事を破す。是の故に應さに捨つべし。

(一八)觀縛解品第十六　十偈

問うて曰はく、生死は都て根本無きに非らず。中に於て應さに衆生往來し、若しくは諸行往來すること有るべし。汝何の因緣を以ての故に衆生及び諸行盡く空にして往來すること有ること無しと說くや。

答へて曰はく、

諸行往來せば、常にしては應さに往來すべからず、無常にしても亦應さにすべからず。衆生も亦

Nā'stidānim abhūt purvam
ity ucchedaḥ pra ajyate.
「其自性上存するものは卽ち無きにあらずといふは常〔見〕なり。以前には存在せしが今は無しといふは斷〔見〕たるに至るべし。」

【一八】品名、梵、Bandhana-mokṣa-parīkṣā
此品にては、吾吾は煩惱に縛せられて生死界に往來す、煩惱の縛を解けば涅槃に到達すといふ世諦の敎に對し、若しそれに執著を生ぜば亦眞の涅槃を得ず。何となれば涅槃に達すと思ひて著すれば其は卽ち縛となればなり。而も此等縛といひ解といふも畢竟空不可得なるを示す。

復然り(一九)。(第一偈)

諸行六道生死の中を往來すといはば、常相にして往來すとなすや、無常相にして往來すと爲すや。二俱に然らず。若し常相にして往來せば、則ち生死の相續無し。決定を以ての故に。自性住するが故に。若し無常を以て往來せば、亦往來して、生死相續すること無し。不決定を以ての故に。自性無きが故に。(二〇)若し衆生往來するも亦是の如き過有り。復次に、

若し衆生陰・界と諸入との中を往來せば、五種に求むるに盡く無し。誰れか往來する者有らん(二一)。(第二偈)

生死と(二二)陰界入とは卽ち是れ一義なり。若し衆生此の陰界入の中に於て往來せば、是の衆生は然可然品の中に於て(二三)五種に求るに不可得なり。誰れか陰界入の中に於て往來する者有

【一九】諸行往來者、常不〔常〕往來、無常亦不應、衆生亦復然。

Saṁskārāḥ saṁsaranti cen na nityāḥ saṁsaranti te,
Saṁsaranti ca nā'nityāḥ sattve'py eṣa samaḥ kramaḥ.

茲に諸行といふは、前の行品第十三の註のいへる如く、五陰をいふ。故に結局衆生といふと同じ事なり。諸行といふて個人を意味するときは個人を全體として見ていひ、衆生といふ際は中心的方面よりいひ、人我に關係す。

【二〇】三本は若衆生故往來者(若し衆生なるが故に往來せば)となす。往來す(Saṁsarati)は輪廻流轉すの意なり。

【二一】若衆生往來、陰界諸入中、五種求盡無、誰有往來者。

Pudgalaḥ saṁsarati cet skandhā-'yatana-dhātuṣu
Pañcadhā mṛgyamāṇo'sau nā'sti kaḥ saṁsariṣyati.

【二二】陰界入。陰は五陰、五蘊品第四に説明したり。入は十二入、又は十二處、卽ち眼耳鼻舌身意の六根、及びそれに對する六境をいふ。界は六種品第五のDhātuとは異り、六根六境に、それによつて生ずる六識を合せて、十八界となすをいふ。詳しくは俱舍論を見よ。

【二三】五種に求むるに不可得。燃可燃品第十五偈を指す。三本は五種品中五種に求むるに

らん。復た次に、

若し身從り身に至りて、往來せば即ち無身なり。若し其れ身有ること無くんば、則ち往來有ること無し(三四)。(第三偈)

若し衆生往來せば、有身にして往來すと爲すや、無身にして往來すと爲すや。二倶に然らず。何となれば、若し有身にして往來せば、一身從り一身に至る。是の如くなるときは則ち往來する者は無身なり。又若し先に已に有身ならば、應さに身從り身に至るべからず。若し先に無身なるときは則ち無有なり。若し無有ならば云何が生死往來有らん。

(三五)問うて曰はく、經に說かく、涅槃有り一切の苦を滅すと。是の滅は應さに諸行の滅、苦なる衆生の滅なるべし。

答へて曰はく、二倶に滅せず。何となれば、

不可得とす。

【三四】若從身至身、往來即無身、若其無有身、則無有往來。

Upādānād upādānaṁ
saṁsaran vibhavo bhavet,
Vibhavaś cā'nupādānaḥ kaḥ
sa kiṁ saṁsariṣyati.

「取より取に流轉するものは非有たるべし。如何なる非有並に無取か如何に流轉せんや。」

漢譯は取を直に身と解し非有と無取とを直に無身と解せるなり。般若燈論は取と譯す。

【三五】問曰、經說有涅槃滅一切苦、是滅應諸行滅苦衆生滅。

苦衆生滅の苦は若の誤植なるやも知れざること次の偈の衆生若滅者及び長行の若諸行滅若衆生滅より推測せらる。されど中論疏よりは何等の助を得る能はず。

問の意は中論疏の說にては涅槃は已に人法を滅す、故に是人法の生あることを反證するものなり。從つて上の說の如く人及び法が生死に往來することなしとはいふを得すといふにあり。

諸行若し滅せば、是の事終に然らず。衆生若し滅せば、是の事亦然らず（二六）。（第四偈）

汝若くは諸行滅し、若くは衆生滅すと說く。是の事先に已に答へぬ。諸行は性有ること無し。（二七）衆生も亦種種に推求するに生死往來不可得なり。是の故に諸行滅せず。衆生も亦滅せず（二八）。

問うて曰はく、若し爾らば則ち縛無く解無からん。根本不可得なるが故に。

答へて曰はく、

諸行に生滅の相あり、縛ならず亦解ならず、衆生も先に說くが如く、縛ならず亦解ならず（二九）。（第五偈）

汝諸行及び衆生は縛解有りと謂はば、是の事然らず。諸行は念念に生滅するが故に應さに縛解有るべからず。衆生も先に五種に推求するに不可得なりと說きたり。云何が縛解有らん。

復次に、

若し身を名づけて縛と爲さば、身有らば則ち縛ならず、身無きも亦縛ならず、何に於

【二六】諸行若滅者、是事終不然、衆生若滅者、是事亦不然。
Saṁskārāṇāṁ na nirvāṇaṁ kathaṁ cid upapadate.
Sattvasyā'pi na nirvāṇaṁ kathaṁ cid upapadyate.
「諸行の滅が如何にして可能ならんや。衆生の滅も亦如何にして可能ならんや。」
茲に滅といふは Nirvāṇam にして通常涅槃といふ語なり。其原意は消滅を意味するが故に滅と涅槃の理想に達すとの兩方面に通ず。

【二七】三本には衆生も亦無し種種に云云となす。

【二八】此等の意は、中論疏の說にては、衆生及び諸行はもと自ら生ぜず、故に今所滅なし、もと不生の故に縛の本なく、今滅なき故に解の本なし、縛の本なきが故に生死せず、解の本なきが故に涅槃せずとの意なり。

【二九】諸行生滅相、不縛亦不解、衆生如先說、不縛亦不解。
Na badhyante na mucyante udaya-vyaya-dharmiṇaḥ
Saṁskārāḥ pūrvavat sattvo badhyate na na mucyate.
「諸行は生滅の性を有するものにして縛せられず。解せら

てか而かも縛有らむ（三〇）。（第六偈）

若し五陰身を名づけて縛と爲すと謂はば、若し衆生先に五陰有らば則ち應に縛すべからず。何となれば、一人に二身有るが故に。身無きも亦應さに縛すべからず。何となれば、若し身無くば則ち五陰無し。五陰無くば則ち空なり。云何が縛す可けん。是の如く第三に更に所縛無し。

復次に、

若し可縛より先に縛あらば、則ち應さに可縛を縛すべし。而かも先には實に縛無し。餘は去來に答へしが如し（三一）。（第七偈）

若し可縛より先に縛有りと謂はば、則ち應さに可縛を縛すべし。而かも實には可縛を離れて先に縛無し。是の故に衆生に縛有りと言ふを得ず。或は言はく、衆生は是れ可縛にして、五陰は是れ縛なりと。或は言はく、五陰の中の諸煩惱は是れ縛にして、餘の五陰は是れ可縛なりと。是の事然らず。何となれば、若し五陰を離れて先に衆生有らば、則ち應さに五陰を以て衆生を縛すべし。而かも實には五陰を離れて前の衆生無し。若し五陰を離れて前に煩惱有らば、則ち應さに煩惱を以て五陰を縛すべ

れず。衆生も前の如く縛せられず、解せられず。」

【三〇】 若身名爲縛、有身則不縛、無身亦不縛、於何而有縛、

Bandhanaṁ ced upādānaṁ
so'pādāno na badhyate
Badhyate nā'nupādānaḥ
kiṁ avastho'tha badhyate.

「若し取が縛ならば取を有するものは縛せられず、取なきものも亦縛せられず。然らば其に住するものが如何にして縛せられんや。」

茲にても梵文の取(Upādāna)を本書にては身となしたり。

【三一】 若可縛先縛、則應縛可縛、而先實無縛、餘如去來答。

Badhnīyād bandhanaṁ kāmaṁ bandhyāt pūrvaṁ
bhaved yadi
Na cā'sti tat, śeṣam uktaṁ
gamyamāna-gatā'gataiḥ.

餘去來答は其餘は去來品第二に答へたるが如しの意。

若し人是の念を作し、我れ受を離れて涅槃を得と。是の人即ち受に縛せらる。復次に、生死を離れて、而かも別に涅槃有るにあらず。實相の義は是の如し。云何が分別有らん(三五)。(第十偈)

諸法實相第一義の中には、生死を離れて別に涅槃有りと說かず。(三六)經に說くが如し。涅槃即生死、生死即涅槃と。是の如く諸法實相の中に云何が是れ生死、是れ涅槃と言はんや。

(三七)觀業品第十七　三十三偈

問うて曰はく、汝種種に諸法を破すと雖、而かも業は決定して有なり。能く一切衆生をして果報を受けしむ。經に說くが如し。一切衆生皆業に隨つて生ず。惡者は地獄に入り、福を修す

【三五】 不離於生死、而別有涅槃、實相義如是、云何有分別。

Na nirvāṇa-samāropo na saṁsarā'pakarṣaṇaṁ
Yatra kas tatra saṁsāro nirvāṇaṁ kiṁ vikalpyate.

「涅槃の建立なく輪廻(生死)の捨離なき所其所に如何なる輪廻、如何なる涅槃が分別せられん。」

「..所其所に」は諸法實相、第一義諦(Paramārtha)を指す。

【三六】 何れの經なるや明ならざれども、此の如き句は般若系統の經には數數存す。

【三七】 品名、梵、Karma-phala-parīkṣā(觀業果)。般若燈論も業品とすれど蕃本は梵本と同じ。業果は相違釋にて業と果報となれば漢譯は此中の業のみを取りて果報は其中に含ましめたるなり。

業は動機及び行爲を其表現せられたる方面より名づけたる名にして、實は行爲を起す心的狀態をも含む語なり。吾人の心に或行動をなさんとの欲望生ずるが此欲望の生じたる狀態に於ける心は過去及び同時の諸緣によつて制約せられて善行若くは惡行をなさんと去る者なり、是れ所思業也。而して此が機關によつて行爲として表はる。是れ所謂思已業の名の起る所也。此業は更に其業の起れる心的狀態に影響し後來の心的狀態を消極的にも又積極的にも制約規定す、是れ所謂無表業にして業の果也。此業の果は嚴密にいへば無限に連續すべきものなれば業果は單に無表業のみにはあらで、更に廣く又遠く未來の生をも含む。此凡てが業とい

る者は天に生じ、道を行ずる者は涅槃を得と。是の故に一切法は應さに空なるべからず。所謂業とは、

人能く心を降伏し、衆生を利益せば、是れを名づけて慈善と爲す。二世の果報の種なり(三八)。(第一偈)

人は三毒を有し、他を惱ます「ことを爲す」が故に(三九)行を生ずるも、善者は先に自ら惡を滅す。是の故に其心を降伏し他人を利益すと說く。他を利益すとは(四〇)布施、持戒、忍辱等を行じ衆生を惱まさず、是れを他を利益すと名づく、亦慈善福德と名づく、亦今世後世の樂果の種子と名づく。復次に、

大聖は二業を説きたり。思と思從り生ずるものとなり。是の業の別相の中に、種種に分別して説く(四一)。(第二偈)

大聖略して業に、(四二)二種有りと説きたまへ

ふも意支なき故に、業果を業とのみ省略するも何等の不都合なし。以上の業の事に就ては吾人が日常善をなし、惡をなしたる時の心的狀態の生滅を反省すれば明瞭に了解せられ得。此品は此の如き業の常識的實在的見解を破して畢竟空の理を說示す。

【三八】人能降伏心、利益於衆生、是名爲慈善、二世果報種。

Ātmasaṁyamakaṁ cetaḥ parānugrāhakaṁ ca yat
Maitraṁ sa dharmas tad bījaṁ phalasya pretya ca iha ca.

「自ら制し他を憐愍し慈悲ある心は是れ即ち法なり。是は死後來世及び現世に於ける果報の種たるものなり。」梵文註釋より見れば此偈はかく譯すべきものなるが如し。

【三九】行は Saṁskāra にして、今迄用ひ來れる意なれど、此にては特に業と同意の方面を指す。

【四〇】是れ即ち菩薩行たる六度の中、初三を擧げたるなり。後三即ち精進、禪定、智慧にて六度となる。

【四一】大聖說二業、思與從思生、是業別相中、種種分別說。

Cetanā cetayitvā ca karmo' ktaṁ paramarṣiṇā

り、一には思、二には思從り生ずるもの。是の二業は阿毘曇の中に廣く說くが如し。

佛所說の思とは、所謂意業是れなり。思從り生ずる所のものとは、卽ち是れ身口業なり〔四三〕。（第三偈）

思は是れ〔四四〕心數法なり。諸の心數法の中に能く發起して所作有るが故に業と名づく。是の思に因るが故に外の身口業を起す。餘の心心數法に因つて所作有りと雖、但思を所作の本と爲す。故に思を說いて業と爲す。是の業今當に相を說くべし。

身業と及び口業と、作と無作業と、是の如き四事の中に、亦は善亦は不善あり。（第四偈）

用從り福德を生ず、罪の生ずるも亦是の如し、及び思を七法と爲す。能く諸業の相を了す〔四五〕。（第五偈）

Tasyā'nekavidho bhedaḥ karmaṇāḥ parikīrtitaḥ.

【四二】二種業。

思業——意業(Manasa-Karman)

思已業—身業(Kāyika-Karman)
　　　　—口業(Vācika-Karman)

大毘婆沙論業蘊十五卷倶舍論業品六卷等參照、從思生のものとは思已業と同じ。

【四三】佛所說思者、所謂意業是、所從思生者、卽是身口業。

Tatra yac cetane'ty uktaṁ
karma tan mānasaṁ smṛtaṁ
Ceteyitvā ca yat tū'ktaṁ
tat tu kāyika-vācikam.

【四四】心數法。新譯には心所有法 (Cittasaṁprayuktasaṁskārāḥ)。心をその本體の方とその働きの方とに分ち、前者を心王(Citta)又は心法と稱し、後者を心所有法と稱す。蓋し後者は前者の所有するものなるを以てなり。小乘倶舍論にては四十四、大乘唯識となりては五十一を數ふ。

【四五】身業及口業、作與無作業、如是四事中、亦善亦不善。從用生福德、罪生亦如是、及思爲七法、能了諸業相。

Vāg-vispando'viratayo
yās'cā'vijñapti-saṁjñitāḥ,
Avijñaptaya evā'nyāḥ
smṛtā viratayas tathā,

口業とは、〔四六〕四種の口業、身業とは三種の身業、是の七種の業に二種の差別有り、作有ると無作有るとなり、作時は作業なり、作し已つて常に隨逐して生ずるを無作業と名づく。是の二種に善と不善と有り。不善を不止惡と名づけ、善を止惡と名づく。復た用從り福德を生ずる有り、施主が受者に施すが如き、若し受者受用すれば施主は二種の福を得、一には施從り生ずるもの、二には用從り生ずるものなり。人の箭を以て人を射するが如し。若し箭人を殺せば二種の罪有り、一には射從り生ずるもの、二には殺從り生ずるものなり。若し射すも殺さずんば射者は但射の罪を得て殺の罪無し。是の故に偈の中に罪福は用從り生ずと說く。是の如きを名づけて六種の業と爲す。第七を思と名づく。是の七種即ち是れ業相を分別す。是の業に今世後世の果報有り。是の故に決定して業有り果報有り。故に諸法は應

Paribhogā'nvayaṁ puṇyam
apuṇyaṁ ca tathāvidhaṁ
Cetanā ce'ti saptaite dhar-
māḥ karmā'ñjanāḥ smṛtāḥ.

「語と動と及び無表と稱せらるる非遠離と又他の無表といはるる遠離」と「受用より生ずる功德と及び同樣の非功德と並に思と、此等が業を表はす七法と稱せらる」。
身業は梵文の動にて、動は身體の運動(śarīra-ceṣṭā)、口業は語にて、語は此處にては顯色語(Vyaktavarṇoccāraṇā)即ち發表せられたる語、無作業は新譯に無表業といふものなり。梵文の非遠離は惡を捨てざるにいひ、遠離は捨てたるにいふ故に漢譯の善不善に當る。受用又は用は施者が僧衆に種種のものを施し、僧衆がこれを受け費すをいふ。梵文にては語と動とに無表を又は表業をいはざれど、是れ表業を意味す。漢譯には無表業表業兩者とし、梵文は遠離非遠離を無表業とす。梵文註釋にては七法を善惡の語、善惡の動、無表用の善、無表用の惡、受用より生ずる功德、受用より生ずる罪、及び思となす。
諸業の分類については倶舍論業品を見よ。本論の偈釋にも異說あり、中論疏八本を見よ。

【四六】 口業の四は虛誑語、離間語、麤惡語、雜穢語。身業の三は殺生、偸盜、邪婬なり。

さに空なるべからず。

答へて曰はく、

業住して報を受くるに至らば、是の業を卽ち常と爲す。若し滅せば卽ち業無し、云何ぞ果報を生せん(四七)。(第六偈)

業若し住して果報を受くるに至らば、卽ち是れを常と爲す。是の事然らず。何となれば、業は是れ生滅の相にして、一念すら尙住せず、何に況んや果報に至るをや。若し業滅すと謂はば、滅せば則ち無し。云何が能く果報を生ぜん。

問うて曰はく、

芽等の相續して、皆種子從り生じ、是れ從りして果を生じ、種を離れては相續無し。(第七偈)

種從り相續有り、相續從り果有り、先に種後に果有りて、斷ならず亦常ならざるが如し。(第八偈)

是の如く初心從り、心法相續して生じ、是れ從りして果有り、心を離れて相續無し。(第九偈)

心從り相續有り、相續從り果有り、先に業後に果有りて、斷ならず亦常ならず(四八)。(第十偈)

【四七】業住至受報、是業卽爲常、若滅卽無業、云何生果報。
Tiṣṭhaty āpākakālāc cet karma tan nityatāṃ iyāt
Niruddhaṃ cen niruddhaṃ sat kiṃ phalaṃ janayiṣyati.

【四八】如芽等相續、皆從種子生、從是而生果、離種無相續。

穀從り芽有り、芽從り莖葉等の相續有り、是の相續從り果の生ずること有り、種を離れては相續し生ずること無し。是の故に穀子從り、相續有り、相續從り果有り、先に種、後に果有るが故に斷ならず、亦常ならざるが如く、穀種の喩の如く業の果も亦是の如し。初心に罪福を起すは猶穀種の如し。是の心に因つて餘の心心數法相續し生じ、乃至果報あり、先業後果の故に、斷ならず亦常ならず。若し業を離れて果報有らば、則ち斷常有り。是の善業の因緣果報とは所謂、

能く福德を成ずる者は、是れ十の白業道なり。二世五欲の樂は、即ち是れ白業の報なり（四九）（第十一偈）

白とは直淨に名づく。福德の因緣を成ずとは、是の十の白業道從り（五〇）不殺、不盜、不邪婬、不妄語、不兩舌、不惡口、不無益語、不嫉、不恚、不邪見を生ずるなり。是れを名づけて善と爲す。身口

從種有相續、從相續有果、
先種後有果、不斷亦不常。
如是從初心、心法相續生、
從是而有果、離心無相續。
從心有相續、從相續有果、
先業後有果、不斷亦不常。

Yo'ṅkuraprabhṛtir bījāt
saṁtāno'bhipravartate,
Tataḥ phalam ṛte bījāt sa
ca nā'bhipravartate
Bījāc ca yasmāt saṁtānaḥ
saṁtānāc ca phalo'bhavaḥ
Bījāpūrvaṁ phalaṁ tasmān
no'cchinnaṁ nā'pi śāśvatam
Yas tasmāc cittasaṁtānaś
cetaso'bhipravartate,
Tataḥ phalam ṛte cittāt sa
ca nā'bhipravartate.
Cittāc ca yasmāt saṁtānaḥ
saṁtānāś ca phal'dbhavaḥ,
Karmapūrvaṁ phalaṁ
tasmān no'cchinnaṁ nā'pi
śāśvatam.

【四九】能成福德者、是十白業道、二世五欲樂、即是白業報。
Dharmasya sādhano'pāyāḥ
Suklāḥ karmapathā daśa,
Phalaṁ kāmaguṇāḥ pañca
dhārmasya pretya ce'ha ca.
能成福德者は三本には能成福業者とあり。十白業道は又十善業道ともいふ。

【五〇】此十は即ち是十白業道なり。

意從り是の果報を生ずとは、今世には名利を、後世には天人中の貴處に生ずるを得るなり。布施、恭敬等は種種の福德有りと雖も、略して說けば則ち十善道の中に攝在す。

答へて曰はく、

若し汝の如く分別せば、其の過則ち甚だ多し。是の故に汝が所說は、義に於て則ち然らず（五一）。（第十二偈）

若し業と果報とは相續するを以ての故に穀子を以て喩と爲さば其の過甚だ多し。但此の中には廣く說かざるのみ。汝穀子の喩を說く如きは是の喩然らず。何となれは、穀子は觸有り形有り、見る可くして相續有り。我是の事を思惟するすら尚未だ此言を受けず。況んや心及び業は觸無く形無く、見る可からず、生滅して住せず。相續を以てせんと欲すとも是の事然らず。復次に、穀子從り芽等相續有りといはば、滅し已つて相續すと爲すや、滅せずして相續すと爲すや。若し穀子滅し已つて相續すといはば、則ち因無しと爲す。穀子滅せずして而も相續せば、是の穀子從り常に諸穀を生ずべし。若し是の如くんば一穀子は則ち一切世間の穀を生ずべし。是の事然らず。是の故に業と果報との相續は則ち然らず。

問うて曰はく、

今當に復更に業と果報とに順ずるの義の、
諸佛と辟支佛と、賢聖との稱歎したもふ所

【五一】 若如汝分別、其過則甚多、 Balavaś ca mahāṃtaś ca
是故汝所說、於義則不然。 doṣāḥ syur api kalpanā

を說くべし(五二)。(第十三偈)

所謂、

不失の法は券の如く、業は負財物の如し。此の性則ち無記なり。分別して四種有り(五三)。(第十四偈)

見諦にては斷ぜざる所、但思惟の所斷なり。是の不失法を以て、諸業は果報有り(五四)。(第十五偈)

若し見諦所斷にして、而かも業相似に至らば、則ち業を破する等、是の如き過咎を得べし(五五)。(第十六偈)

一切諸の行業は、相似なるも不相似なるも、一界に初めて身を受くるとき、爾の時報獨り生ず(五六)。(第十七偈)

是の如き二種の業は、現世に果報を受く。

Yady eṣā tena nai'vai'ṣā
kalpanā'tro'papadyate.

【五二】 今當復更說、順業果報義、諸佛辟支佛、賢聖所稱歎。

Imāṁ dunaḥ pravakṣyāmi
kalpanāṁ yā'tra yojyate,
Buddhaiḥ pratyekabuddhaiś
ca śrāvakaiś cā'nuvarṇitaṁ.

「又當に諸佛、諸緣覺、諸聲聞によりて讃歎せられ、此に適せる此等の分別を說くべし。」辟支佛(緣覺)、賢聖(聲聞)は小乘に屬するが故に今當に說くべきとは大小乘によつて認めらるる說なり。般若燈論は此緣を阿含經中の偈となす。

【五三】 不失法如券、業如負財物、此性則無記、分別有四種。

Pattraṁ yathā'vipraṇāśas
tatha'rṇam iva karma ca
Caturvidho dhātutaḥ sa
prakṛtyā'vyākṛtaś ca saḥ.

「不失法が債券なるが如く、業は負債の如し。不失法は界よりいへば四種にして、本性よりいへば無記なり」。

般若燈論に正量部人言、阿含經中佛如是說、有不失法以業法故、不斷不常、諸體得成とあるによれば、不失法(avipraṇāśa)は正量部の認むるものなり。此等の點については三[illegible]部論(藏四、三九)を見よ。不失法は欲界、色界、無色界、無漏界の繫なれば界よりいは四種、[illegible]記性なり。

【五四】 見諦所不斷、但思惟所斷、以是不失法、諸業有果報。

Prahāṇato na praheyo
bhāvanāheya eva vā
Tasmād avipraṇāśena
jāyate karmaṇāṁ phalaṁ.

「此不失法は、見[illegible]よりの所斷にあらず、修道所斷なり。故に此不失法により

或は言はく報を受け已つて、而かも業は猶故のごとく在りと（五七）。（年十八偈）若しくは度果し已つて滅し、若しくは死し已つて而して滅す。是の中に於て、有漏及び無漏を分別す（五八）。（第十九偈）

不失の法は當に知るべし券の如し。業は（五九）物を取るが如し。是の不失の法は欲界繫、色界繫、無色界繫、亦は（六〇）不繫なり。若し善、不善、無記を分別する中には但是れ無記なり。是の無記の義は阿毗曇の中に廣く說く（六一）。見諦にては斷せざる所、一果從り一果に至る。中に於て思惟の所斷なり。（六二）是を以て諸業は不失の法を以ての故に果生ず。若し見諦所斷にして而かも業相似に至らば、則ち業を破ぶるの過を得、是の事阿毗曇の中に廣く說く（六三）。復次に、不失

て諸業の果生ず」。

【五五】 若見諦所斷、而業至相似、則得破業等、如是之過咎。

Prahāṇataḥ praheyaḥ syāt
karmaṇaḥ saṁkrameṇa vā
Yadi doṣāḥ prasajyeraṁs
tatra karmavadhādayaḥ.

「若し見道所斷の斷より又は(他の)業の顯現によりて(不失法の)所斷あらば業の滅壞等の過生ずべし。」

Karmaṇaḥ saṁkrameṇa は梵文注釋に Yadi....karmaṇo vināśaḥ karma-antara-saṁmukhībhāvena vināśaḥ syāt (若し業の滅によりて、卽ち他の業の顯現によりて滅せらば)とあり。

【五六】 一切諸行業、相似不相似、一界初受身、爾時報獨生。

Sarveṣāṁ viṣabhāgānāṁ
sabhāgānāṁ ca karmaṇāṁ
Pratisaṁdhau sadhātūnāṁ
eka utpadyate tu saḥ.

「然るに同界に屬する不相似及び相似の凡ての業が結合する時彼(不失法)獨り生ず。」

【五七】 如是二種業、現世受果報、或言受報已、而業猶故在。

Karmaṇaḥ karmaṇo dṛṣṭe
dharma utpadyate tu saḥ.
Dviprakārasya sarvasya
vipakve'pi ca tiṣṭhati.

「然るに二種の凡ての業に對する彼(不失法)は現世に於て(諸業の)一一に對して生ず。又(業の)熟したる時に於ても猶存す。」

二種の業は思業思已業にても或は有漏無漏にても何れにても可なり。

【五八】 若度果已滅、若死已而滅、於是中分別、有漏及無漏。

Phalavyatikramād vā sa
maraṇād vā nirudhyate,
Anāsravaṁ sāsravaṁ ca

法は一界に於て諸業の相似不相似の初めて身を受くる時果報獨り生ず（六四）。現在の身に於て業從り更に業を生ず。是の業に二種有り。重きに隨つて報を受く。或は言ふ有り、是の業は報を受け已つても業猶在り、念念に滅せざるを以ての故にと（六五）。若しくは度果し已つて滅し、若しくは死し已つて而して滅すとは、（六六）須陀洹等は度果し已つて而して滅す。諸の凡夫及び阿羅漢は死し已つて而して滅す。此の中に於て有漏及び無漏を分別すとは、須陀洹等の諸賢聖從りにて有漏無漏等應さに分別すべし（六七）。

問うて曰はく、若し爾らば則ち業と果報と無し。

答へて曰はく、是の義俱に斷常の過を離れず。是の故に亦應さに受くべからず。

答へて曰はく、

空なりと雖も亦斷ならず。有なりと雖も亦常ならず。業果報の不失、是れを佛の所說と名づく（六八）。

（第二十偈）

【六八】雖空亦不斷、雖有亦不常、業果報不失、是名佛所說。

vibhāgaṁ tatra lakṣayet.

「彼(不失法)は果を趣へ已つて後又は死して後に滅す　此中無漏と有漏との區別を示すべきなり」

【五九】物を取るは負債するをいふ。

【六〇】不繫は前いへる無漏なり。

【六一】以上第十四偈の釋。阿毗曇は小乘の論藏をいふ。

【六二】是以諸業、以不失法故果生、以上第十五偈の釋。

【六三】以上第十六偈の釋。

【六四】以上第十七偈の釋。

【六五】以上第十八の偈の釋。

【六六】須陀洹(預流)、斯陀含(一來)、阿那含(不還)、阿羅漢の四向四果については俱舍論等を見よ。

【六七】以上第十九偈の釋。

此の論の所說の義は斷常を離る。何となれば業は畢竟空にして寂滅の相なり。〔其〕自性は有を離る、何の法か大に斷ず可き、何の法か失す可き。顚倒の因緣の故に生死に往來するも亦常ならず。何となれば、若し法顚倒從り起らば則ち是れ虛妄にして實無し。實無きが故に常に非らず。復次に、顚倒に貪著して實相を知らざるが故に、業を失せず、此れは是れ佛の所說なりと言ふ。復次に、

諸業は本より生ぜず。定性無きを以ての故に、諸業は亦滅せず、其不生を以ての故に（六九）。（第二十一偈）

若し業有性ならば、是れ則ち名づけて常と爲す。不作も亦業と名づけん。常は則ち作す可からず（七〇）。（第二十二偈）

若し不作の業有らば、不作にして而かも罪有らん。梵行を斷ぜずして、而かも不淨の過有らん

Śūnyatā ca na ca 'cchedaḥ
saṁsaraś ca na śāśvataṁ,
Karmaṇo 'vipraṇāśaś ca
dharmo buddhena deśitsḥ.
「佛によつて說かれたる業の不失は、空にして而かも斷ならず、輪廻にして而かも常ならず。」

【六九】 諸業本不生、以無定性故、諸業亦不滅、以其不生故。
Karma no 'tpadyate kasmāt
niḥsvabhāvaṁ yatas tataḥ,
Yasmāc ca tad anutpannaṁ
na tasmād vipraṇaśyati.
「何故に業は生ぜざるや。其は無自性なるを以ての故なり又其が不生なるが故に滅失することなし。」

【七〇】 若業有性者、是則名爲常、不作亦名業、常則不可作。
Karma svabhāvataś cet syāc
chāśvataṁ syād asaṁśayaṁ,
Akṛtaṁ ca bhavet karma,
kriyate na hi śāśvataṁ.
「若し業が自性上存在せば、疑もなく常住なるべし。又業は不作なるべし。何となれば常住なるものは作されざればなり。」

(七一)。(第二十三偈)

是れ則ち一切の、世間語言の法を破る。罪を作し及び福を作すも、亦差別有ること無からん(七二)。(第二十四偈)

若し業決定し、而して自ら性有りと言はば、果報を受け已つて、而して應さに更に復受くべし(七三)。(第二十五偈)

若し諸の世間の業は、煩惱從り生ぜば、是の煩惱は實に非らず、業は當に何ぞ實有るべき(七四)。(第二十六偈)

第一義の中にては諸業は生ぜず。何となれば性無きが故に。不生の因緣を以ての故に則ち滅せず。常を以ての故に則ち滅せざるには非らず(七五)。若し爾らずんば業の性は應に決定して有なるべし。若し業決定して有性ならば、則ち是

【七一】若有不作業、不作而有罪、不斷於梵行、而有不淨過。

Akṛtā'bhyāgama-bhayaṁ, syāt karmā'kṛtakaṁ yadi,
Abrahmacaryavāsaśca doṣas tatra prasajyate.

「若し業が不作のものならば、不作にして來る怖畏あるべく、又此處に梵行に住せざるの過生ずべし。」

【七二】是則破一切、世間語言法、作罪及作福、亦無有差別。

Vyavahārā virudhyante sarva eva na saṁśayaḥ,
Puṇya-pāpa-krtor nai'va pravibhāgaś ca yujyate.

「〔然らば是れ〕一切の世俗法に矛盾すること疑なし、又善惡を作したるものの區別可能ならず。」

【七三】若言業決定、而自有性者、受於果報已、而應更復受。

Tat vipakvavipākaṁ ca punar eva vipakṣyati,
Karma vyavasthitaṁ yasmāt tasmāt svābhāvikaṁ yadi.

「若し業は決定したるものなるが故に自性を有するものならば、其異熟の已に熟したる〔業〕も再び熟すべし。」

【七四】若諸世間業、從於煩惱生、是煩惱非實、業當何有實。

Karma kleśātmakaṁ ce'daṁ te ca kleśā na tattvataḥ
Na cet te tattvataḥ kleśāḥ karma syāt tattvataḥ kathaṁ.

「此業は煩惱を性とするものなり、而して此等煩惱は實相的ならず(自性を有するものならず、廿三の第二偈參照)、若し此等煩惱にして實相的ならずば、業が如何にして實相的ならん。」

【七五】以上廿一偈の釋。

れを常と爲す。若し常ならば則ち是れ不作の業なり。何となれば、常法は作す可からざるが故に（七六）。復次に、若し不作の業有らば、則ち他の人罪を作し此の人報を受け、又他の人梵行を斷じて而して此の人罪有るべし（七七）。則ち世俗の法を破る　若し先に有ならば、冬には應さに春事を爲すことを思ふべからず。春には應さに夏事を爲すことを思ふべからず。是の如き等の過有り。復次に福を作すと及び罪を作すとは則ち別異有ること無し。布施、持戒等の業を起すを名づけて福を作すと爲す。殺、盜等の業を起すを名づけて罪を作すと爲す、若し不作にして而かも業有らば則ち分別有ること無し（七八）

復次に、是の業若し決定して有性ならば則ち一時に果報を受け已つて復應さに更に受くべし。是の故に汝不失法を以ての故に業報有りと說かば、則ち是の如き等の過有り（七九）。復次に、若し業は煩惱從り起らば、是の煩惱は有る無きこと決定す。但憶想分別に從つて有なり。若し諸の煩惱實無くんば業云何が實有らん。何となれば、性無きに因るが故に業も亦性無し。

【七六】以上第廿二偈の釋。
【七七】以上第二十三偈の釋。
【七八】以上第廿四偈の釋。
【七九】以上第廿五偈の釋。

問うて曰はく、若し諸の煩惱及び業は無性にして實ならざるも、今果報の身現に有り。應さに是れ實なるべし。

答へて曰はく、

諸の煩惱と及び業とは、是れを身の因緣と說く。煩惱と諸業とは空なり、何ぞ況んや諸身に於て

をや（八〇）。（第二十七偈）

諸の賢聖の說く、煩惱と及び業とは是れ身の因緣なりと。是の中に愛は能く（八一）生を潤し、業は能く上、中、下、好、醜、貴賤等の果報を生ず。今諸の煩惱と及び業とは、種種に推求するに有る無きこと決定す。何ぞ況んや諸身に決定の果有らんや。因緣に隨ふが故に。

問うて曰はく、汝種種の因緣を以て業と及び果報とを破すと雖も、而かも經に業を起す者有りと說く。業を起す者有るが故に業有り果報有り。說くが如し、

無明の蔽ふ所、愛結の縛する所、而かも本作者に於て、卽ならず亦異ならず（八二）。（第二十八偈）

（八三）無始經の中に說かく、衆生無明の爲めに覆はれ愛結に縛せられ、無始の生死の中に於て往來し

【八〇】 諸煩惱及業、是說身因緣、煩惱諸業空、何況於諸身。

Karma kleśāś ca dehānāṃ pratyayāḥ samudāhṛtāḥ

Karma kleśāś ca te śūnyā yadi deheṣu kā kathā.

「業と諸煩惱とは諸身體の因緣と稱せらる。業と諸煩惱とが空ならば諸身體に關して何の說あらんや。」

【八一】 生を潤しは三本倶に著を生ずに作り、果報を生ずは果報を作るとなす。煩惱は直に果をなして有ならしめ、業は六道の果をなして差別せしむるものなれば、上文の文可なるが如し。

【八二】 無明之所蔽、愛結之所縛、而於本作者、不卽亦不異。

Avidyā-nivṛto jantus tṛṣṇā-saṃyojanaś ca saḥ,

Sa bhoktā sa ca na kartur anyo na ca sa eva saḥ.

「無明に覆はれたる彼れ有情は又愛を結縛となす、彼は受者（食者）なり。而して彼は作者より異にもあらず、又作者其者にもあらず。」

不卽亦不異は三本には不異亦不一となす。何れにても可なり。中論疏には下半偈に立作受二者不一不異とあり。

【八三】 無始經。本際品第十一の下に無本際經とせしに同じ、その經を見よ。

て種種の苦業を受く。今受者は先の作者に於て卽是ならず亦異ならずと。若し卽是ならば人罪を作して牛の形を受けん。則ち人は牛と作らず、牛は人と作らず。若し異ならば則ち業果報を失し(八四)無因に墮す。無因ならば則ち斷滅なり。是の故に今受者は先の作者に於て卽是ならず、亦異ならず。

答へて曰はく、

業は緣從り生ぜず、非緣從り生ぜず。是の故に則ち、能く業を起す者有ること無し。(第二十九偈)

業も無く作者も無くば、何ぞ業の果を生ずるあらん。若し其れ果有ること無くば、何ぞ果を受くる者有らん(八五)。(第三十偈)

若し業も無く業を作す者も無くんば、何ぞ業從り果報を生ずること有らん。若し果報無くんば云何が果報を受くる者有らん。業に三種有り。五陰の中の假名の人は是れ作者、是の業の善惡の處に於て生ずるを名づけて果報となす。若し業を起す者すら尙無くば、何ぞ況んや業有り、果報及び果報を受くる者有らんや。

問うて曰はく、汝種種に業、果報、及び起業者を破すと雖も、而かも今現見に衆生業を作し果報を

【八四】 隨於無因、無因則斷滅は三本には無因、則無因の五字なし。

【八五】 業不從緣生、不從非緣生、是故則無有、能起於業者。無業無作者、何有業生果、若其無有果、何有受果者。

Na pratyayasamutpannaṁ nā'pratyayasamutthitaṁ
Asti yasmād idaṁ karma tasmāt kartā'pi nā'sty ataḥ,
Karma cen nā'sti kartā ca kutaḥ syāt karmajaṁ phalaṁ
Asaty atha phale bhoktā kuta eva bhaviṣyati.

以上業の畢竟空なるを示す。

受く。是の事云何。

答へて曰はく、

世尊の神通、所作の變化人の如き、是の如き變化人は、復化人を變作す。（第三十一偈）

初の變化人の如き、是れを名づけて作者となす、變化人の所作、是を則ち名づけて業となす〔八六〕。（第三十二偈）

諸の煩惱と及び業と、作者と及び果報と、皆幻と夢との如く、炎の如く亦嚮の如し〔八七〕（第三十三偈）

佛の神通力所作の化人の如き、是の化人復化人を化作す。化人の如きは實事有ること無く但眼見す可きのみ。又化人の口業の說法、身業の布施等、是の業實無しと雖而かも眼見す可し。是の如く生死身、作者及び業も亦應に是の如く知るべし。諸の煩惱とは名づけて三毒と爲す。分別するに、〔八八〕九十八使、九結、十纏、六垢等

【八六】如世尊神通、所作變化人、如是變化人、復變作化人。如初變化人、是名爲作者、變化人所作、是則名爲業。

Yathā nirmitakaṁ śāstā nirmimita'rddhisaṁpadā
Nirmito nirmsnitā'nyaṁ sa ca nirmitakaḥ punaḥ.
Yathā nirmitakākāraḥ kartā yat karma tat kṛtaṁ
Tad yathā nirmitenā'nyo nirmito nirmitas tathā.

【八七】諸煩惱及業、作者及果報、皆如幻與夢、如炎亦如嚮、

Kleśāḥ karmāṇi dehāś ca kartāraś ca phalāni ca
Gandharvanagarākārā marīcisvapnasaṁnibhāḥ.

「[illegible]、[illegible]、[illegible]作者及び諸果報は[illegible]の如くにして[illegible]に似たり。」本漢譯にも[illegible]を缺くと、梵本、[illegible]に之を有す、[illegible]に依る。[illegible]り。

【八八】以上三偈譬喩を以て說く。九十八使。使とは煩惱の異名、此の中、見惑に八十八[illegible]

無量の諸の煩惱有り。業は名づけて身口意業と爲す。今世後世分別するに、善、不善、無記苦報、樂報、不苦不樂報、現報業、生報業、後報業是の如き等の無量有り。作者を名づけて能く諸煩惱業を起し能く果報を受くる者と爲す。果報とは善惡業從り生ずる無記の五陰に名く。是の如き等の諸業は皆空にして無性、幻の如く、夢の如く、(八九)炎の如く響の如し。

(九〇)觀法品第十八　十二偈

問うて曰はく、若し諸法盡く畢竟空にして無生無滅なるを是れを名づけて諸法實相となさば、云何が入らんや。

答へて曰はく、我我所の著を滅するが故に一切法空を得。無我の慧を名づけて入となす。

て九十八使とす。

九結。結も亦煩惱の異名生死の苦果を結集し、衆生を繫縛して解脱せしめざるが故に名づく、此れを九種に分ち九結とす。

十纏。纏も煩惱の異名、衆生の身を纏縛し自在ならしめざる故に名づく。是れに十種を數ふ。

六垢。煩惱に從つて眞心を汙穢するもの六あり。此れを六垢と稱す。

以上に關して詳細には倶舍論第二十一、顯宗論第二十一等參照。

【八九】　註の(87)を見よ。

【九〇】　品名、梵、Dharma-parikṣā なるが梵文には我品(Ātma-parikṣā 蒂本には我法品(Ātma-dharma-parikṣā)とあり。此の一品は諸法無我を說く。中論中重要なる品の一なり。

【九一】　若我是五陰、我即爲生滅。若我異五陰、則非五陰相。若無有我者、何得有我所、滅我我所故、名得無我智。

Ātmā skandhā yadi dhaved
　udayavyaya-bhāg-bhavet
Skandhebhyo 'nyo yadi bhaved askandha-
　lakṣaṇaḥ,
Ātmany asati cā'tmīyaṁ
　kuta eva bhaviṣyati,
Nirmamo nirahaṁkāraḥ
　śamād ātmā'tmanīnayoḥ.

「我なきとき、如何にして我所あらん。我と我所との寂靜の故に無我所及び無我表はる。」

問うて曰はく、云何が諸法の無我なるを知るや。

答へて曰はく、

若し我が是れ五陰ならば、我は即ち生滅となす。若し我は五陰と異ならば、則ち五陰の相に非らず。（第一偈）

若し我有ること無くんば、何ぞ我所有ることを得ん。我我所を滅するが故に、無我智を得と名づく（九二）。（第二偈）

無我智を得れば、是れを則ち實觀と名づく。無我智を得し者、是の人を希有となす（九三）。（第三偈）

内と外との我我所、盡く滅して有ること無きが故に、諸受即ち爲めに滅す、受滅すれば則ち身自滅す。（第四偈）

【九二】 得無我智者、是則名實觀、得無我智者、是人爲希有、

Nirmamo nirahaṁkāro
　yaś ca so'pi na vidyate,
Nirmamaṁ nirahaṁkāraṁ
　yaḥ paśyati na paśyati.

「無我所にして又無我なるものは存せず。無我所及び無我を見るものは見ざるなり」。梵文註釋に之を釋して「凡てに於て我も陰も其自相不可得なるが故に此等より別々なる他の者あることなし、之を無我所及び無我となす。然るにかく自相の存在せざる無我所及び無我に、實在と見るものは是れ即ち實相を見ざるものなり」といへり。我所とは「是は予の所有のもの、予に屬す」との觀念にして、其對象は主として五陰其他なり、我とは自己中心の自己を指す。何れも執著的のものなり。

【九三】 内外我我所、盡滅無有故、諸受即爲滅、受滅則身滅、業煩惱滅故、名之爲解脫、業煩惱非實、入空戲論滅、諸佛或說我、或說於無我、諸法實相中、無我無非我、

Mame'ty aham iti kṣiṇe
　bahirdhā'dhyātmam eva ca
Nirudhyata upādānaṁ tat
　kṣayāj janmanaḥ kṣayaḥ;
Karma-kleśa-kṣayān mokṣa
　karmakleśā vikalpataḥ
Te prapañcāt prapañcas tu
　śūnyatāyāṁ nirudhyate,
Ātme'ty api prajñapitam
　anātme'ty api deśitaṁ
Buddhair nā'tmā na cā'nātmā
　kaścid ity api deśitaṁ,

「内外に於て「此は予のものなり」「此は予なり」の觀念の滅盡したる時は、受は滅滅すべ

業と煩惱と滅するが故に、之れを名づけて解脱と爲す。業と煩惱とは實に非らず。空に入つて戲論は滅す。(第五偈)

諸佛は或は我を說き、或は無我を說く。諸法實相の中には、我無く非我無し(九三)。(第六偈)

諸法實相は、心行言語斷じ、無生亦無滅にして、寂滅なると涅槃の如し(九四)。(第七偈)

一切は實なり、非實なり、亦實亦非實なり非實非非實なり、是れを諸佛の法と名づく(九五)。(第八偈)

自ら知つて他に隨はず、寂滅にして戲論無く、異無く分別無し、是れを則ち實相と名づく(九六)。(第九偈)

若し法緣從り生ぜば、因に卽せず異ならず、

く、其滅靜より生の滅壞來る。業と煩惱との滅壞より解脫あり。業と煩惱とは妄想分別より來る。此等(妄想分別)は戲論より來る。然るに戲論は空に於ては滅盡す。諸佛によりて或は(有)我と假設せられ、或は無我と敎へらる。然も亦何等の我なく又無我なしとも敎へらる。」

「此は予のものなり」「此は予なり」は五陰に對していふことなり。五陰を自己のものと考へ、又五陰を自己なりとなすことをいふ。

【九四】 諸法實相者、心行言語斷、無生亦無滅、寂滅如涅槃、

Nivṛttam abhidhāvyaṁ
 nivṛtte cittagocare,
Anutpannā'niruddhā hi
 nirvāṇam iva dharmatā.

「心の境滅するとき言語の境滅す。法性(諸法實相)は不生不滅にして實に涅槃の如し。」(Abhidhātavyam = vācām viṣayaḥ, gocara = viṣaya ārambaṇaṁ)。

【九五】 一切實非實、亦實亦非實、非實非非實、是名諸佛法。

Sarvaṁ tathyaṁ na vā
 tathaṁ, tathyaṁ cā'tathya
 meva cā,
Nai'vā'tathyaṁ nai'vā ta-
 thyam etad buddhā'nuśā-
 sanaṁ.

「凡ては眞なり(一)、或は眞にあらず(二)、眞にして又不眞なり(三)、不眞にもあらず眞にもあらず(四)、此が卽ち諸佛の敎なり。」此の四を四句分別と稱す。中論には以下に於て多く用ひらる。

【九六】 自知不隨他、寂滅無戲論、無異無分別、是則名實相、

Aparapratyayaṁ śāntaṁ
 prapañcair aprapañcitaṁ,

是の故に實相名づく、不斷亦不常なり。(第十偈)

不一亦不異、不常又不斷、是れをば諸の世尊、教化の甘露味と名づく(九七)。(第十一偈)

若し佛出世せず、佛法已に滅盡するも、諸の辟支佛の智は遠離從り生ず。(九八)(第十二偈)

人有り說く、神は應に二種有るべしと。若しくは五陰卽ち是れ神なり、若しくは五陰を離れて神有り。若し五陰是れ神ならば、神は則ち生滅の相なり。偈の中に說くが如し、若し神是れ五陰ならば、卽ち是れ生滅の相なりと。何となれば、生じ已つて壞敗するが故に。生滅の相を以ての故に。五陰は是れ無常なり。五陰の無

Nirvikalpam anānārtham
etat tattvasya lakṣaṇam.

「他を緣とすることなく、寂靜にして、戲論によりて戲論せられず、妄想分別を離れ無異なる是れ卽ち實相の特徵也」

諸法實相又は實相の原語は Dharmatā (法性)又は Tattva (諦、眞理)なり。

【九七】 若法從緣生、不卽不異因、是故名實相、不斷亦不常。不一亦不異、不常亦不斷、是名諸世尊、教化甘露味。

Pratītya yad yad bhavati
na hi tāvat tad eva tat,
na cānyad api tat tasmān
no cchinnaṁ nāpi śāśvatam.
Anekārtham anānārtham
anucchedam aśāśvatam
Etac chloka nāthānāṁ
buddhānāṁ śāsanam.

「因に緣りて生ずるものは、生ぜられたる限り、其因其ものにはあらず、又其因と全く異るにもあらず、故に斷ならず、又常ならず、不一不異にして不常不斷なり。此の如きが諸佛世尊の甘露の教法なり。」觀因緣品第一の八不の註を參照せよ。

【九八】 若佛不出世、佛法已滅盡、諸辟支佛智、從於遠離生。

Sambuddhānām anutpāde śrāvakāṇāṁ punaḥ kṣaye
Jñānaṁ pratyekabuddhānām
asaṁsargāt pravartate.

「諸正等覺者、諸佛の出世せざる時、又諸聲聞の滅盡せるとき、諸緣覺の智は遠離より出ず。」

以上漢譯と梵文と異る點少からず、般若燈論は寧ろ梵文に近し參照すべし。

長行の神は我と同意にして、Ātman の漢譯なり。

常なるが如く、生滅の二法も亦是れ無常なり。何となれば、生滅も亦生じ已つて壞敗するが故に、無常なり。神若し是れ五陰ならば、五陰は無常なるが故に神も亦應さに無常生滅の相なるべし。但是の事然らず。若し五陰を離れて神有らば、神には即ち五陰の相無し。偈の中に說くが如し、若し神五陰に異ならば則ち五陰の相に非らずと。而して五陰を離れて更に法有ること無し。若し五陰を離れて法有らば何の相何の法を以て而かも有るや。若し神は虛空の如く五陰を離れて而かも有りと謂はば、是れ亦然らず。何となれば、(九九)破六種品の中に已に破せらる。虛空は法として名づけて虛空と爲すもの有ること無し(一〇〇)。若し (一〇一)信有るを以ての故に神有りと謂はば、是の事然らず。何となれば、信に四種有り。一には現事信ず可し、二には比知信ず可しと名づく。烟を見て火有りと知るが如し。三には譬喩信ず可しと名づく。國に鍮石無くば之れを金の如しと喩ふるが如し。四には賢聖の所說の故に信ず可しと名づく。地獄有り天有り(一〇二)鬱單曰有りと說くが如し。見し者有ること無けれども聖人の語を信ずるが故に知る(一〇三)。[然るに]是の神は一切の信の中に於て不可得な

【九九】 觀六種品第五を指す。
【一〇〇】 以上神は即ち五陰なりとの考を破し、第一偈の前半を釋したり。
【一〇一】 此の信とは後文の說より考ふれば後世所謂量の意にして、恐らく Pramāṇa (量)の譯語なるべし。次の文に信の四種を說くが此四種は量の四種なればなり。量とは知識を得る道具又は方法と解釋せらるれども、知識を得る過程を形式化して、具體化し實在視したる者なり。故に信有るを以ての故にとは論理的證明の根據(方法)あるが故にの意なり。
【一〇二】 鬱單曰。三本には曰を越とす。梵、Uttara-kuru北方に存すとせらる想像的樂園なり。
【一〇三】 以上の現見可信、比知可信、譬喩可信、賢聖所說故可信は通常所謂現量(Pratyakṣa)比量(Anumāna)譬喩量(Upa-

り。現事の中にも亦無く、比知の中にも亦無し。何となれば、比知とは先に見るが故に後に比類して而も知るに名づく。人先に火に煙有るを見、後に但煙を見て則ち火有るを知るが如し。神の義も然らず。誰か能く先に神と五陰と合するを見、後に五陰を見て神有るを知らんや。若し謂はく、【一〇四】三種の比知有り、一には如本、二には如殘、三には共見。【一〇五】如本とは、先に火に煙有るを見、今煙を見て本の如く火有りと知るに名づく。如殘とは、飯の熟くに一粒熟すれば皆熟すと知るが如きに名づく。共見とは、眼見に人此れ從り去つて彼に到り、亦其の去ることを見るが如く、日も亦是の如く、東方より出でて西方に到る、去ることを見ずと雖も、人に去相有るを以ての故に日にも亦去有るを知る。是の如く、苦、樂、愉、愛、覺知等も亦應さに所依有るべし。人民を見て必ず王に依ることを知るが如きに名づく。是の事皆然らず。何となれば、【一〇六】共相の信は先に人と去法と合して而して餘方に至り、後に日の餘方に到るを見

mâna)聖教量(Āpta-vacana=śabda)の四量の異譯なり。此量を說く文は漢譯佛典中最古の一なり。猶此漢譯文については英文十句義論譯(The Vaiśeṣika Philosophy, London, 1917)、八十六頁以下を參照せよ。

【一〇四】比量の三種は通常は有前、有餘、平等と譯す。是れ眞諦三藏の譯語なり。又は前比、後比、同比ともいふ。是れ吉迦夜の譯語なり。原語は順次 Pūrvavat, Śeṣavat, Sāmānyadṛṣṭa なり。羅什の如本、如殘、共見の譯語最も可なり。

【一〇五】比量の三種及び其解釋に就ては正理經(Nyāyasūtra)一、一、五及び其註釋及び金七十論卷上を見よ。共見による我の存在の證明は、全く正理學派の用ゆる所にして、吾學僧叟云云の證明は正理經と合す。猶百論破神品の註を參照せよ。

【一〇六】共相は前の共見と同じ。百論破神品に此れと同じ譬喩あり。

るが故に去法有るを知る。「然るに今」先に五陰と神と合するを見、後に五陰を見て神有るを知ること有ること無し。是の故に共相比知の中にも亦神無し。聖人所說の中にも亦神無し。何となれば、聖人の所說は皆先に眼見して而して後に說くなり。又、諸の聖人は餘事の信ず可きを說くが故に。當に知るべし地獄等亦信ず可きを說く。而るに神は爾らず。先に神を見て而して後に說く者有ること無し。是の故に四信等の諸信の中に於て神を求むるに不可得なり。神を求むるに不可得なるが故に無なり。是の故に五陰を離れて別の神無し【一〇七】。復次に、【一〇八】破根品の中に見と見者と可見と破せらるが故に神も亦同じく破せらる。又眼見の麤法すら尚不可得なり、何ぞ況んや虛妄の憶想等にて而も神有らんや。是の故に知る、無我なりと、我有るに因るが故に我所有り。若し我無きときは則ち我所無し。八聖道分を修習して我我所の因緣を滅するが故に、無我無我所の決定智慧を得【一〇九】。又無我無我所は、第一義の中に於ても亦不可得なり。無我無我所は能く眞に諸法を見る。凡夫人は我我所を以て慧眼を障ふるが故に實を見る能はず。今聖人は我我所無きが故に、諸の煩惱も亦滅す。諸の煩惱滅するが故に、能く諸法實相を見る【一一〇】。內と外との我我所滅するが故に、諸受も亦滅す。諸受滅するが故に、無量の後身も皆亦滅す【一一一】。是れを名づけて【一一二】無餘涅槃と說く。

問うて曰はく、有餘涅槃は云何。

【一〇七】以上我は五陰を離れて別在するの考を破し、第一偈後半を釋し終る。

【一〇八】觀六情品第三を指す。

【一〇九】以上第二偈の釋。

【一一〇】以上第三偈の釋。

【一一一】以上第四偈の釋。

【一一二】無餘涅槃と有餘涅槃。一

答へて曰はく、諸の煩惱と及び業と滅するが故に心解脱を得るに名く。是の諸の煩惱と業とは皆憶想分別從り生じて實有ること無し。諸の憶想分別は的戲論從り生ず。諸法實相、畢竟空を得ば諸の戲論則ち滅す。是れを名づけて有餘涅槃と說く。實相の法是の如し【一三】。諸佛は一切智を以て衆生を觀ずるが故に種種に爲めに說きたまふ。亦は有我と說き、亦は無我と說く。若し心未だ熟せずんば、未だ涅槃の分有らず。罪を畏るるを知らず。是れ等の爲めの故に有我と說く。又得道者の諸法は空にして、但假名にして我有りと知る有り。是れ等の爲めの故に我を說くも咎無し。又布施持戒等の福德有りて、生死の苦惱を厭離し、涅槃の永滅を畏る。是の故に佛は是れ等の爲めに無我と說く。諸法は但因緣和合して生ずる時空生じ、滅する時空滅す。是の故に無我と說き、但假名にして我有りと說く。又得道者は無我を知りて斷滅に墮せざるが故に我無しと說くも咎なし。是の故に偈の中に說く、諸佛は有我を說き、亦無我を說く。若し眞實の中に於ては我非我を說かず。

問うて曰はく、若し無我是れ實なるも、但世俗を以ての故に我有りと說かば何の咎有りや。

答へて曰はく、我法を破するに因つて無我有り。我は決定して不可得ならば何ぞ無我有らん。若し

切煩惱滅し生死界に流轉すべき業因消滅し究竟安隱の境に達せるを涅槃(巴 Nibbāna 梵 Nirvāṇa)を得たりと稱す。而かもその際、過去の業因によりて受けたる現身の存する時は、是れを有餘涅槃(巴 Saupādisesa, nibbāna 梵 Sopadhi-śeṣa-nirvāṇa)と稱す。蓋し餘依存すればなり。此の現身も滅して、餘依無きに至らば是れを無餘涅槃(巴 Anupādisesa-nibbāna, 梵 Anupadhiśeṣa-nirvāṇa)と稱す。

【一三】以上第五偈の釋。

決定して無我有らば則ち是れ斷滅にして貪著を生ず。般若の中に說くが如く、菩薩、有我も亦行に非らず、無我も亦行に非らずと〔二四〕。

問うて曰はく、若し我と非我と空と不空とを說かずんば、佛法は何の所說を爲すや。

答へて曰はく、佛は諸法實相を說く。實相の中には語言の道無く、諸の心行を滅す。心は取相の緣を以て生じ、先世の業と果報とを以ての故に有るのみ。諸法を實見すること能はず。是の故に心行滅すと說く。

問うて曰はく、若し諸の凡夫の心は實を見る能はずんば、聖人の心は應さに能く實を見るべし。何が故に一切の心行滅すと說くや。

答へて曰はく、諸法實相は卽ち是れ涅槃なり。涅槃を滅と名づく。是の滅は涅槃に向ふが爲めの故に亦名づけて滅と爲す。若し心是れ實ならば何ぞ空等の解脫門を用ゐん。諸の禪定の中、何が故に滅盡定を以て第一と爲すや、又亦終に無餘涅槃に歸すや。是の故に當に知るべし、一切の心行は皆是れ虛妄なり、虛妄なるが故に應さに滅すべし。諸法實相は、諸の心數法を出で、生無く滅無く、寂滅相にして涅槃の如し。

問うて曰はく、〔二五〕經の中に、諸法は先より來た寂滅相にして卽ち是れ涅槃なりと說く。何を以て涅槃の如しと言ふや。

〔二四〕以上第六偈の釋。
〔二五〕何れの經なるや明ならざれども、般若系統の經には數存する種類の言なり。

答へて曰はく、著法の者、法を分別するに二種有り、是れ世間、是れ涅槃と。涅槃を是れ寂滅と說き、世間を是れ寂滅と說かず。此の論の中に一切法性は空にして寂滅相なりと說く。著法の者は解せざるが爲めの故に涅槃を以て喩と爲す。汝涅槃の相は空、無相、寂滅にして戲論無しと說くが如し、一切世間の法も亦是の如し（二六）。

問うて曰はく、若し佛は我と非我とを說かず、諸の心行滅し言語の道斷せば、云何が人をして諸法實相を知らしめんや。

答へて曰はく、諸佛には無量の方便力ありて、諸法に決定相無きを、衆生を度せんが爲めに或は一切は實なりと說き、或は一切は不實なりと說き、或は一切は實不實なりと說き、或は一切は非實非不實なりと說く。一切は實なりとは、諸法の實性を推求するに、皆第一義平等一相に入つて所謂無相なり。諸流の色を異にし味を異にするも大海に入つては則ち一色一味なるが如し。一切は不實なりとは、諸法は未だ實相に入らざる時、各各分別して觀ずるに皆實有ること無し。但衆緣合するが故に有なり。一切は實不實なりとは、衆生に三品有り、上中下有り。上は諸の法相の非實非不實を觀じ、中は諸の法相の一切實一切不實を觀じ、下は智力淺きが故に諸の法相の少實少不實を觀じ、涅槃は無爲法、壞せざるが故に實なりと觀じ、生死は有爲法、虛僞なるが故に不實なりと觀ず。非實非不實なりとは、實不實を破せんが爲めの故に非實非

【二六】以上第七偈の釋。

不實なりと說くなり。

問うて曰はく、佛は餘處に於ては非有非無を離ると說く。此の中何を以て非有非無是れ佛の所說なりと言ふや。

答へて曰はく、餘處には（二七）四種の貪著を破せんが爲めの故に說く。此の中、四句に於て戲論無くば、佛說を聞けば則ち道を得、是の故に非實非不實と言ふ（二八）。

問うて曰はく、佛は是の四句の因緣を以て說き、又諸法實相を得と知る。何の相を以てか知る可き、又實相とは云何。

答へて曰はく、若し能く他に隨はずんば他に隨はずとは、若し外道神力を現じて是れは道、是れは非道なりと說くと雖、自ら其の心を信じて、而も之に隨はず。乃至變身して佛に非ざることを知らずと雖も、善く實相を解するが故に心動す可からず。此の中、法の取る可く捨つ可き無きが故に寂滅の相と名づく。寂滅の相なるが故に戲論の爲めに戲論せられず。戲論に二種有り、一には愛論、二には見論なり。是の中此の二の戲論無し。二戲論無きが故に憶想分別無く、（二九）別異相無し。是れを實相と名づく（三〇）。

問うて曰はく、若し諸法盡く空ならば、將に斷滅に墮せざるや。又不生不滅ならば或は常に墮す

【二七】四種の貪著とは一切實、一切非實、一切實非實、一切非實非非實の如き一事に對して、四種の言顯はし卽ち四句分別に固執するをいふ。次に四句といふも同じ。
【二八】以上第八偈の釋。
【二九】三本には分別異相とあり。
【三〇】以上第九偈の釋。

るや。

答へて曰はく、然らず。先に實相に戲論無く、心相寂滅し、言語の道斷すと說きたり。汝今取相に貪著せば實相法の中に於て斷常の過を見る。實相を得る者は諸法は衆緣從り生じて是れ因に卽せず亦因に異らず、是の故に斷ならず常ならずと說く。若し果因に異らば則ち是れ斷なり。若し因に異らずば則ち是れ常なり（二二一）。

問うて曰はく、若し是の如く解せば何等の利有りや。

答へて曰はく、若し道を行ずる者能く是の如き義に通達せば、則ち一切法に於て不一、不異、不斷、不常なり。若し能く是の如くならば卽ち諸の煩惱戲論を滅することを得、常樂の涅槃を得。是の故に說く、諸佛は甘露味を以て敎化すと。世間に天の甘露漿を得るときは則ち老病死無く、諸の衰惱無しと言ふが如し（二二二）。此の實相法は是れ眞の甘露味なり。佛の實相を說くに三種有り。若し諸法の實相を得、諸の煩惱を滅せば名づけて聲聞法と爲す。若し（二二三）大悲を生じ、無上心を發せば名づけて大乘と爲す。若し佛出世せずして、佛法有ること無き時も辟支佛は遠離に因って智を生ず。若し佛衆生を度し已って、無餘涅槃に入り、遺法滅盡して先世に若し應さに道を得べき者有り、少しく厭離の因緣を觀じ、獨り山林に入り、憒閙を遠離して道を得ば辟支佛と名づく（二二四）。

【二二一】以上第十偈の釋。
【二二二】以上第十一偈の釋。
【二二三】三本には大悲とあり。されど中[illegible]とあり。
【二二四】以上第十二偈の釋。

（一三五）觀時品第十九　六偈

問うて曰はく、應さに時有るべし、因待を以ての故に成ず。過去時有るに因りて則ち未來現在時有り。現在時に因つて過去未來時有り。未來時に因つて過去現在時有り。上中下一異等の法も亦相因待するが故に有り。

答へて曰はく、

若し過去時に因つて、未來現在有らば、未來及び現在は、應に過去時に在るべし（一三六）。（第一偈）

若し過去時に因つて未來現在時有らば、則ち過去時中に應さに未來現在時有るべし。何となれば、所因の處に隨つて法の成ずる有らば、是の處に應さに是の法有るべし。燈に因つて明の成ずること有るが如く、燈有る處に隨つて應さに明有るべし。是の如く過去時に因つて未來現在時を成ぜば則ち過去時の中に應さに未來現在時有るべし。若し過去時の中に未來現在時有らば、則ち三時を盡く過去時と名づくべし。何となれば、未來現在時は過去時の中に在るが故に。若し一切時盡く過去ならば、則ち未來現在時無し、盡く過去なるが故に。若し未來現在時無くば、亦應さに過去時無かるべし。

【一三五】品名、梵、Kāla-parīkṣā 此の品に於ては先づ三時を假りに許して、それを破して以て時間を破せんとす。猶去來品第二を參照すべし。

【一三六】若因過去時、有未來現在、未來及現在、應在過去時。

Pratyutpanno 'nāgatas ca
yady atītam apekṣya hi,
Pratyutpanno 'nāgatas ca
kāle 'tīte bhaviṣyatah.

何となれば、過去時は未來現在時に因るが故に過去時と名づく。過去時に因つて未來現在時を成ずるが如く、是の如く亦應さに未來現在時に因つて過去時を成ずべし。今未來現在時無きが故に過去時も亦應さに無かるべし。是の故に先に說く、過去時に因つて未來現在時を成ずること是の事然らずと。若し過去時の中に未來現在時無くして、而かも過去時に因つて未來現在時を成ずと謂はば、是の事然らず。何となれば、

若し過去時の中に、未來現在[時]無くんば、未來現在時、云何ぞ過去に因らん　(二三)。(第二偈)

若し未來現在時過去時の中に在らずんば、云何が過去時に因つて未來現在時を成ぜん。何となれば、若し三時各異相ならば、應さに相因待して成ずべからず。瓶衣等の物各自ら別に成じて相因待せざるが如し。而して今過去時に因らずんば則ち未來現在時成ぜず、現在時に因らずんば則ち過去未來時成ぜず。未來時に因らずんば則ち過去現在時成ぜず。汝先に過去時の中に未來現在時無しと雖、而かも過去時に因つて未來現在時を成ずと說くは、是の事然らず。

問うて曰はく、若し過去時に因らずして未來現在時を成ぜば何の咎有りや。

答へて曰はく、

【二三】若過去時中、無未來現在、未來現在時、云何因過去。
Pratyutpanno 'nāgataś ca na stas tatra punar yadi
Pratyutpanno 'nāgataś ca syātāṃ katham apekṣya tam //

過去時に因らずんば、則ち未來時無し。亦現在時無し。是の故に二時無し（二八）。（第三偈）

過去時に因らずんば則ち未來現在時を成ぜず。何となれば、若し過去時に因らずして現在時有らば何れの處に於て現在時有らん。未來も亦是の如し。何れの處に於て未來時有らん。是の故に過去時に因らずんば、則ち未來現在時無し。是の如く相待して有なるが故に、實に時有ること無し。

是の如き義を以ての故に、則ち知る餘の二時、上中下一異、是れ等の法皆無きことを（二九）。（第四偈）

是の如き義を以ての故に當に知るべし、餘の未來現在も亦應さに無かるべく、及び上中下一異等の諸法も亦應さに皆無かるべし。上に因つて中下有り、上を離れては則ち中下無きが如く、若し上を離れて中下有らば則ち應さに相因待すべからず。一に因るが故に異有り、異に因るが故に一有り。若し一が實有ならば應さに異に因つて而して有なるべからず。若し異が實有ならば應さに一に因つて而して有なるべからず。是の如き等の諸法も亦應さに是の如く破すべし。

問うて曰はく、歲、月、日、須臾等の差別有るが如きが故に時有るを知る。

答へて曰はく、

【二八】不因過去時、則無未來時、亦無現在時、是故無二時。

Anapekṣya punaḥ siddhir nā'tītaṁ vidyate tayoḥ
Pratyutpanno'nāgataś ca tasmāt kālo na vidyate.

【二九】以如是義故、則知餘二時、上中下一異、是等法皆無。

Etenai'vā'vaśiṣṭau dvau krameṇa parivartakau
Uttamā'dhama-madhyā'dīn ekatvā'dīṁś ca lakṣayet.

時住するも不可得なり。時去るも亦得べからず。時若し不可得ならば、云何が時相を說かん〔三〇〕(第五偈)

物に因っての故に時有らば、物を離るれば何ぞ時有らん。物すら尚所有無し。何ぞ況んや當に時有るべき〔三一〕。(第六偈)

時若し住せずんば[illegible]きに得可からず。時住するも亦無し。若し時不可得ならば云何が時相を說かん。若し時相無くんば則ち時無し。物に因つて生ずるが故に則ち時と名づけば。若し物を離るれば則ち時無し。上來種種の因緣に諸物を破したり。〔三二〕物無きが故に何ぞ時有らんや〔三三〕。

〔二四〕觀因果品第二十　二十四偈

問うて曰はく、衆因緣和合して、現に果の生ずること有るが故に。當に知るべし。是の果は衆緣和合從り有なり。

【三〇】時住不可得、時去亦叵得、時若不可得、云何說時相。
Na'sthito gr̥hyate kālaḥ sthitiḥ kālo na vidyate,
Yo gr̥hyetā'gr̥hītaś ca kālaḥ prajñapyate kathaṁ.
「住せざる時は領せられず。住する時にして領せらるるものも存在せず。故に領せられざる時が如何にして施設されん。」
[illegible]がたし、なし、[illegible]、何れにも讀まる。

【三一】因物故有時、離物何有時、物尚無所有、何況當有時。
Bhāvaṁ pratītya kālaś cet kālo bhāvād r̥te kutaḥ,
Na ca kaścana bhāvo'sti kutaḥ kālo bhaviṣyati.

【三二】三本に此の一字なし。中論疏には、[illegible]、華菜等物上來種種破[illegible]となり。

【三三】因緣は之を[illegible]となす。

【二四】品名、梵、Hetu-phala-parīkṣā. 品名は梵本には Sāmagrī-parīkṣā(觀和合)とあり。[illegible]。
此の品は觀因緣品第一と共に因[illegible]觀合品第十四と關聯せしめて見る可し。
明識は之を第五卷の初とす。

答へて曰はく。

若し衆縁和合して而して、果の生ずること有らば、和合の中に已に有り。何ぞ和合を須ひて生ぜん（二三五）（第一偈）

（二三六）若し衆因縁和合して果の生ずること有り、是の果は則ち和合の中に已に有り、而かも和合從り生ずと謂はば、是の事然らず。何となれば果若し先に定體有らば、則ち應さに和合從り生ずべからず。

問うて曰はく、衆縁和合の中に果無しと雖、而かも果は衆縁從り生ぜば何の咎有りや。

答へて曰はく、

若し衆縁和合して、是の中に果無くば、云何が衆縁の、和合從りして果生ぜん（二三七）（第二偈）

若し衆縁和合從り則ち果生ぜば、（二三八）是の和合の中に果無くして而も和合從り生ず。是の事然らず。

【二三五】若衆縁和合、而有果生者、和合中已有、何須和合生。

Hetoś ca pratyayānāṁ ca sāmagryā jāyate yadi

Phalam asti ca sāmagryāṁ sāmagryā jāyate katham.

「若し諸因と諸縁との和合によりて生ぜば、果は已に和合中に存す。何ぞ和合によりて生ぜん。」又は「若し果は諸因と諸縁との和合によりて生じ、而して和合の中に存せば、何ぞ和合によりて生ぜん。」

【二三六】三本倶に若謂衆因縁和合有果者とあり。之によれば若し衆因縁和合して果有りと謂はば、……而かも和合より生ぜばとなる。

【二三七】若衆縁和合、是中無果者、云何從衆縁、和合而果生。

Hetoś ca pratyayānāṁ ca sāmagryā jāyate yadi

Phalaṁ nā'sti ca sāmagryāṁ sāmagryā jāyate katham.

「若し諸因と諸縁との和合によりて生ぜば、果は和合の中に存せず。何ぞ和合によりて生ぜん。」又は「若し果は諸因と諸縁との和合によりて生じ、而して和合の中に存せずば何ぞ和合によりて生ぜん。」

【二三八】三本倶に是を若とす、之によれば、若し和合の中に果無くもとなる。

何となれば、若し物自性無くば是の衆縁に生ぜず。復次に、

　若し衆縁和合し、是の中に果有らば、和合の中に應に有るべくして、
　而かも實には不可得なり 〔三九〕 （第三偈）

若し衆縁和合の中從り果有らば、若し色ならば應さに眼見す可く、若し非色ならば應さに意知す可し。而かも實には和合の中に果は不可得なり。是の故に和合の中に果有ること、是の事然らず。復次に、

　若し衆縁和合し、是の中に果無くば、是れ則ち衆因縁と、非因縁と同じ 〔四〇〕 （第四偈）

若し衆縁和合の中に果無くば、則ち衆因縁は卽ち非因縁と同じ。乳は是れ酪の因縁なり。若し乳の中に酪無く、水の中にも亦酪無く、若し乳の中に酪無くば則ち水と同じ、應さに但乳從り出づと言ふべからざるが如し。是の故に衆縁和合の中に果無くば是の事然らず。

問うて曰はく、因は果の爲めに因と作り已つて滅し、〔四一〕而かも因果有り是の如き咎無し。

答へて曰はく、

【三九】若衆縁和合、是中有果者、和合中應有、而實不可得。
Hetoś ca pratyayānāṁ ca
sāmagryāṁ asti cet phalaṁ
Gṛhyeta nanu sāmagryāṁ
sāmagryāṁ ca na gṛhyate.

【四〇】若衆縁和合、是中無果者、是則衆因縁、與非因縁同。
Hetoś ca pratyayānāṁ ca
sāmagryāṁ nā'sti cet
phalaṁ.
Hetavaḥ pratyayāś ca syur
ahetu-pratyayaiḥ samāḥ.

【四一】三本共に因有因果生とあり。之によれば因は果の爲めに因と作り已つて滅す。而かも因有つて果生ずとなる。

若し因は果に因を與へて、因と作り已つて而して滅せば、是の因に二體有り、一は與へ一は則ち滅す（一三）。（第五偈）

若し因は果に與へて因と作り已つて而して滅せば、是の因に則ち二體有り。一には謂はく與ふる因、二には謂はく滅する因なり。是の事然らず。一法に二體有るが故に。是の故に因は果に與へて因と作り已はつて、而して滅すること、是の事然らず。

問うて曰はく、若し因は果に與へずして因と作り已つて而して滅し、亦果の生ずること有りと謂はば、何の咎有りや。

答へて曰はく、

若し因は果に與へずして、因と作り已つて而して滅せば、因滅して而かも果生ず。是の果は則ち無因なり（一四）。（第六偈）

若し是の因は果に與へずして因と作り已つて而して滅せば、則ち因滅し已つて而して果生ず。是の果則ち無因なり。是の事然らず。何となれば、現見に一切の果は無因より生ずる者有ると無し。是の

【一三】若因與果因、作因已而滅、是因有二體、一與一則滅。
Hetukaṁ phalasya dattva yadi hetur nirudhyate
Yad dattaṁ yan niruddhaṁ ca hetor ātmadvayaṁ bhavet.
「若し因が果の（生ずる）爲めに因を與へ而して滅せば、與へたるものと滅したるものとが因の二の自體なるべし。」
Phalasya=phalasya-utpatty-arthaṁ;
Ātmadvayaṁ=ātmabhāva-dvayaṁ.

【一四】若因不與果、作因已而滅、因滅而果生、是果則無因。
Hetuṁ phalasyā'dattvā ca yadi hetur nirudhyate,
Hetau niruddhe jātaṁ tat phalam āhetukaṁ b[illegible]a
「若し因が果の（生ずる）爲めに因を與へずして滅せば、因滅したる時生じたる其果は無因のものなるべし。」

故に汝因は果に與へずして、因と作り已つて而して滅し、亦果の生ずること有りと說かば、是の事然らず。

問うて曰はく、衆緣合する時に而かも果の生ずること有らば何の咎有りや。

答へて曰はく、

若し衆緣合する時に、而かも果の生ずること有らば、生者と及び可生とは、則ち一時に倶なりとす〔四四〕（第七偈）

若し衆緣合する時果の生ずること有らば、則ち生者と可生とは即ち一時に倶なり。但是の事爾らず。何となれば、父と子との一時に生ずるを得ざるが如し。是の故に汝衆緣合する時に果の生ずること有りと說かば、是の事然らず。

問うて曰はく、若し先に果の生ずること有つて、而して後に衆緣合せば、何の咎有りや。

答へて曰はく、

若し先に果の生ずること有つて、而して後に衆緣合せば、此れ即ち因緣を離る、名づけて無因の果と爲す〔四五〕。（第八偈）

若し衆緣未だ合せずして而かも先に果の生ず

【四四】若衆緣合時、而有果生者、生者及可生、則爲一時倶。
Phalaṁ sahai'va sāmagryā yadi prādur bhavet punaḥ
Ekakālau prasajyete janako yaś ca janyate.
「若し又果が和合と倶に現はるとせば、生ずるものと生ぜらるるものとが同一たるに至るべし。」

【四五】若先有果生、而後衆緣合、此即離因緣、名爲無因果。
Pūrvam eva ca sāmagryāḥ
Phalaṁ prādur bhaved yadi,

ると有らば、是の事然らず。〔是の〕果は因縁を離るが故に、則ち無因の果と名づく。是の故に汝衆縁未だ合せざる時先に果の生ずること有りと説かば、是の事則ち然らず。

問うて曰はく、因滅し變じて果と為らば、何の咎有りや。

答へて曰はく、

若し因變じて果と為らば、因は即ち果に至る。是れ則ち前生の因は、生じ已つて而かも復生せん(一四六)。(第九偈)

因に二種有り、一には(一四七)前生、二には共生。若し因滅し變じて果と為らば、(一四八)是の前生の因應さに還た更に生ずべし。但是の事然らず。何となれば、已に物を生ぜば更に生ずべからず。若し是の因即ち變じて果と為ると謂ふ。是れ亦然らず。何となれば、若し即是ならば名づけて變と為さず。若し變ならば即是と名づけず。

問うて曰はく、因は盡くは滅せずして、但名字のみ滅して而して因の體變じて果と為る。泥團の

Hetu-pratyaya-nirmuktaṁ phalaṁ āhetukaṁ bhavet.

【一四六】若因變為果・因即至於果、是則前生因・生已而復生。

Nirud dhe cet phalaṁ hetau hetoḥ saṅkramaṇaṁ bhavet,
Pūrvajātasya hetoś ca punarjanma prasajyate.

「若し因が滅したるとき果、生ぜば、因の轉爲あるべく、又前に已に生じたる因の再生あるに至るべし。」

若し因が滅したる時果生ぜば果は因を自體とするものにして、唯因が轉じて果と爲れるもののみ。故に因は前に生じ已つて更に生ずる如き重生の過に陷るべしとの意なり。(梵文註釋及般若燈論參照)

【一四七】前生因は時間的因果にして因は前、果は後にある相生因果をいひ、共生は空間的因果にして因と果と同時に存在する相[illegible]因果なり。倶舍論の六因五果を參照せよ。

【一四八】三本倶に果是前生因應還更生とあり。之によれば果は是前生、因は應さに還た更に生ずべしとなる。

變じて瓶と爲るは泥團の名を失つて而して（一四九）瓶の名生ずるが如し。
答へて曰はく、泥團先に滅して而かも瓶生ずること有らば、名づけて變と爲さず。又泥團の體は獨り瓶を生ぜず。瓦甕等皆泥中從り出づ、若し泥團に但名のみ有らば、變じて瓶と爲るべからず。變ずとは、乳の變じて酪と爲るが如きに名づく。是の故に汝因の名滅すと雖而かも變じて果と爲ると說かば、是の事然らず。
問うて曰はく、因滅失すと雖、而かも能く果を生ず。是の故に果有る。是の如き咎無し。
答へて曰はく、

云何が因滅失して、而かも能く果を生ぜん。又若し因が果に在らば、
云何が因は果を生ぜん（一五〇）。（第十偈）

若し因滅失し已らば云何が能く果を生ぜん。若し因滅せずして而かも果と合せば何ぞ能く更に果を生ぜん。
問うて曰はく、是の因遍じて果を有し而かも果生ず。
答へて曰はく、

若し因遍じて果を有せば、更に何等の果をか生ぜん。因は果を見るも見ざるも、是の二俱に生ぜ

【一四九】三本並に瓶の名を生ずるが如しと爲す。
【一五〇】云何因滅失、而能生於果。又若因在果、云何因生果。
Janayet phalam utpannam
niruddho 'staṅgataḥ katham
Tiṣṭhann api katham hetuḥ
phalena janayed vṛtaḥ.
「已に滅し沒したる（因）が云何がよく已に生じたる果を生ずることを得ん。又已に果と結合し住せる因が云何がよく（果を）生ぜむ」。

ず（二五一）。（第十一偈）

是の因若し果を見ざるすら尚果を生ずべからず。何ぞ況んや見るをや。若し因自ら果を見ざれば、則ち應さに果を生ずべからず。何となれば、若し果を見ざれば、果は則ち因に隨はず。又未だ果有らず。云何が果を生ぜん。若し因先に果を見ば應さに復生ずべからず、果已に有るが故に。復次に、

若し過去の因と言はば、而かも過去の果と、
未來と現在との果とに於ては、是れ則ち終
に合せず（二五二）。（第十二偈）

若し未來の因と言はば、而かも未來の果と、
現在と過去との果とに於ては、是れ則ち終
に合せず（二五三）。（第十三偈）

若し現在の因と言はば、而かも現在の果と、
未來と過去との果とに於ては、是れ則ち終
に合せず（二五四）。（第十四偈）

過去の果は過去、未來、現在の因と合せず。未來の果は未來、現在、過去の因と合せず。現

【二五一】若因遍有果、更生何等果、因見不見果、是二俱不生。

Athā'vṛtaḥ phalenā'sau
katamaj janayet phalaṁ,
Na hy adṛṣṭvā vā dṛṣṭvā
vā hetur janayate phalaṁ.

「或は其（因）は果と結合せずば如何なる果をか生ぜん。因は果を見て生ずるにもあらず、又は果を見ずして生ずるにもあらず。」

【二五二】若言過去因、而於過去果、未來現在果、是則終不合。

Nā'tītasya hy atītena
phalasya saha hetunā
Nā'jātena na jātena
saṁgatir jatu vidyate.

「過去の果が過去、未生及び已生（卽ち現在）の因と相合すること遂にあることなし。」

【二五三】若言未來因、而於未來果、現在過去果、是則終不合。

Na jātasya hy ajātena
phalasya saha hetunā
Nā'tītena na jātena
saṁgatir jātu vidyate.

「已生（卽ち現在）の果が未生、過去及び已生現在の因と相合することも遂にあることなし。」

【二五四】若言現在因、而於現在果、未來過去果、是則終不合。

Nā'jātasya hi jatena

在の果は現在、未來、過去の因と合せず。是の如く三種の果は終に過去と、未來と現在との因と合せず。復次に、

若し和合せずんば、因何ぞ能く果を生ぜんや。若し和合有らば、因何ぞ能く果を生ぜん。(三五)(第十五偈)

若し因と果と和合せずんば則ち果無し。若し果無くんば云何が因能く果を生ぜん。若し因と果と和合する(三六)時因能く果を生ずと謂ふも是れ亦然らず。何となれば、若し果因の中に在らば、則ち因の中に已に果有り、云何にしてか復生ぜん。復次に、

若し因空にして果無くば、因何ぞ能く果を生ぜん。若し因空ならずして果あらば、因何ぞ能く果を生ぜん(三七)。(第十六偈)

若し因に果無くば、果無きを以ての故に因は空なり。云何が因果を生ぜん。人繫縛せざるが如し。

---

phalasya saha hetunā
Nā'jātena saṅgatir jātu
vidyate.

「未生の果が已生(現在)、未生及び已滅(過去)の因と和合することは遂にあることなし。」以上三偈とも漢譯は果と因とを轉じて譯し也。意味の上にては何れにても差支なけれども、現存梵文の構成よりいへば果が因との合は存せずの順序なるが如し。及び漢譯より考へ更に梵文三偈中の文字の順序より考ふるに、梵文第十三偈の初の Na jātasya は第十四偈の初の Nā'jātasya と混雜したるものにして正しからず。第十三偈の初めを Nā-jātasya (未生の....)とし、第十四偈の初めを Na jātasya (已生卽ち現在の....)とするを正しとす。蓋し漢譯もしかくの如く備はるを見る。

【三五】若不和合者、因何能生果、[illegible]

Avatyaṁ saṅgataṁ hetuḥ
kathaṁ janayate phalaṁ
Satyāṁ vā saṅgatau hetuḥ
kathaṁ janayate phalaṁ.

【三六】三本倶に時を則となす。

【三七】若因空無果、因何能生果、若因不空果、因何能生果。

Hetuḥ phalena śūnyaś cet
kathaṁ janayet phalaṁ.
Hetuḥ phalenā'śūnyaś cet
kathaṁ janayate phalaṁ.

云何が能く子を生まん。若し因に先に果有らば、已に果有るが故に應さに復生ずべからず。復次に今當に果を說くべし。

果は不空ならば生せず。果は不空ならば滅せず。果は不空なるを以ての故に、生せず亦滅せず。(第十七偈)

果は空なるが故に生せず。果は空なるが故に滅せず。果は是れ空なるを以ての故に、生せず亦滅せず　(二六八)(第十八偈)

果若し不空ならば應さに生ずべからず、應さに滅すべからず。何となれば、果若し因の中に先に決定して有ならば更に復生ずることを須ひず。生無なるが故に滅無なり。是の故に果は不空なるが故に不生不滅なり。若し果は空なるが故に生滅有りと謂ふも、是れ亦然らず。何となれば、果若し空ならば、空は無所有に名づく、云何が當に生滅有るべき。是の故に果は空なるが故に不生不滅なりと說く　復次に、今一異を以て因果を破せん。

因と果と是れ一ならば、是の事終に然らず。因と果と若し異なるも、此の事亦然らず。(第十九偈)

若し因と果と是れ一ならば、生と及び所生とは一なり。若し因と果と是れ異ならば、因は則ち非

【二六八】果不空不生、果不空不滅、
以果不空故、不生亦不滅。
果空故不生、果空故不滅、
以果是空故、不生亦不滅。

Phalaṁ notpatsyate 'śūnyaṁ
aśūnyaṁ na nirotsyate
Aniruddham anutpannam
aśūnyaṁ tad bhavishyati,
Kathaṁ utpatsyate śūnyaṁ
kathaṁ śūnyaṁ nirotsyate
Śūnyam apy aniruddhaṁ tad
anutpannaṁ prasajyate.

「不空なる果は生ぜず、不空なる〔果〕は滅せざるべし。最不空なる〔果〕は不滅にして又不生なるべし。空が如何にして生ずべけん、空が如何にして滅すべけん。此空も亦不滅にして不生たるべし。」

因に同じ（一五九）（第二十偈）

若し果定んで性有らば、因は何の爲めに生ずる所あらん。若し果定んで性無くんば、因は何の爲めに生ずる所有らん。（第二十一偈）

因が果を生ぜずば、則ち因の相有ること無し。若し因の相有ること無くば、誰れか能く是の果を有せん（一六〇）。（第二十二偈）

若し衆因緣從りして、而かも和合の生ずること有らば、和合は自らは生ぜず、云何が能く果を生ぜん。（第二十三偈）

是の故に果は、緣の合不合從り生ぜず。若し果有ること無くんば、何れの處にか合法有らん（一六一）。（第二十四偈）

是の衆緣の和合法は自體を生ずると能はず。

【一五九】因果是一者、是事終不然、因果若異者、是事亦不然。若因果是一、生及所生一、若因果是異、因則同非因。

Hetoḥ phalasya cai'katvaṁ
　na hi jātū'papadyate
Hetoḥ phalasya cā'nyatvaṁ
　na hi jātū'papadyate,
Ekatve phala-hetvoḥ syad
　aikyaṁ janaka-janyayoḥ
Pṛthaktve phala-hetvoḥ syād
　tulyo hetur ahetunā.

【一六〇】若果定有性、因爲何所生、若果定無性、因爲何所生。因不生果者、則無有因相、若無有因相、誰能有是果。

Phalaṁ svabhāva-sadbhūtaṁ
　kiṁ hetur janayiṣyati
Phalaṁ svabhāvā'sadbhūtaṁ
　kiṁ hetur janayiṣyati,
Na cā'janayamānasya
　hetutvam upapadyate
Hetutvā'nupapattau ca
　phalaṁ kasya bhaviṣyati.

【一六一】若從衆因緣、而有和合生、和合自不生、云何能生果。是故果不從、緣合不合生、若無有果者、何處有合法。

Na ca pratyaya-hetūnām
　iyam ātmānam ātmanā
Yā sāmagrī janayate sā
　kathaṁ janayet phalam,
Na sāmagrīkṛtaṁ phalaṁ
　nā'sāmagrīkṛtaṁ phalaṁ
Asti pratyaya-sāmagrī kuta
　eva phalaṁ vinā.

「此緣及び因の和合にして自ら自らを生ぜずんば云何がよく果を生ぜん。和合によつて作られたる果なく、非和合によつて作られたる果もなし。果なくして何處に緣（及び因）の和合あらん。」

而有和合生は三本俱に之を而

自體無なるが故に何云が能く果を生ぜん。是の故に果は縁の合從り生ぜず、亦不合從りも生ぜず。若し果有ること無くんば、何れの處にか合法有らん。

(二六二)觀成壞品第二十一　二十偈

問うて曰はく、一切世間の事現に是れ壞敗の相なり。是の故に壞有り。

答へて曰はく、

成を離るるも及び成と共なるも、是の中に壞有ること無し。壞を離るるも及び壞と共なるも、是の中に亦成無し(二六三)(第一偈)

若しくは成有るも若しくは成無きも倶に壞無し。若しくは壞有るも若しくは壞無きも倶に成無し。

何となれば、

若し成を離れては云何が壞有らん。生を離れて死有るが如く、是の事則ち然らず。(第二偈)

成と壞と共にして有らば、云何が成と壞と有らん。世間に生と死と、一時に倶なること然らざるが如し。(第三偈)

有和合法となす。

【二六二】品名。梵。Saṁbhava-vibhava-parīkṣā.

成壞とは殆んど生滅と同意味なり。されど成壞といふ時は特に世界の生滅に關していふを通例とす。

【二六三】離成及共成、是中無有壞、離壞及共壞、是中亦無成。
Vinā vā saha vā nā'sti vibhavaḥ saṁbhavena vai,
Vinā vā saha vā nā'sti saṁbhavo vibhavena vai.

若し壞を離れては、云何が當さに成有るべき。無常は未だ曾て、諸法に在らざる時有ること無し

(二六)(第四偈)

若し成を離るれば壞は不可得なり。何となれば、若し成を離れて壞有らば、則ち成に因つて壞有るにあらず。壞は則ち無因なり。又成法無くして而かも壞す可けん。成は衆緣の合に名づく。壞は衆緣の散に名づく。若し成を離れて壞有らば、成無くして誰れか當さに壞すべき。瓶無くば瓶の壞を言ふを得ざるが如し。是の故に成を離れては壞無し。若し成と共にして壞有りと謂ふも、是れ亦然らず。何となれば、法先に別に成じて而して後に合有り、合法は異を離れす。若し壞異を離るれば壞は則ち無因なり。是の故に成と共にも亦壞無し。若し壞を離るるも壞と共なるも成有ること無くば、若し壞を離れて成有らば、成は則ち常爲り、常は是れ不壞の相なり。

【註】若離於成者、云何而有壞、如離於生有死、是事則不然。成壞共有者、云何有成壞、如世間生死、一時俱不然。若離於壞者、云何當有成、無常未曾有、不在諸法時。

Bhaviṣyati kathaṁ nāma
　vibhavaḥ saṁbhavaṁ vinā
Vinai'va janma maraṇaṁ
　vibhavo no'dbhavaṁ vinā,
Saṁbhavenai'va vibhavaḥ
　kathaṁ sa saha bhaviṣyati
Na janmamaraṇaṁ cai'vaṁ
　tulyakālaṁ hi vidyate,
Bhaviṣyati kathaṁ nāma
　saṁbhavo vibhavaṁ vinā
Anityatā hi bhāveṣu na
　kadā cin na vidyate.

三本には一時俱不然を一時則不然とす。一時なら(成と壞と一時なるときは)則ち然らずとなる。

梵本、藏本、般若燈論共に第四偈の次に次の偈を有す。

Saṁbhavo vibhavenai'va
　kathaṁ saha bhaviṣyati
Na janmamaraṇaṁ cai'vaṁ
　tulyakālaṁ hi vidyate.

此偈は第二偈に壞が如何にして成と共に有らんといへるに對し、成が如何にして壞と共に有らんといへるにて、壞成二字の轉換の外文字迄も同一なれば、上の漢譯は之を一偈に縮めて第三偈に成と壞とを同時にいへるなり。從つて漢譯は一偈足らざることとなれり。

而かも實には法有りて常にして不壞の相なるを見ず。是の故に壞を離れては成無し。若し壞と共にして成有りと謂ふも、是れ亦然らず。成と壞とは相違す。云何が一時に有らん。人の髮有ると髮無きと一時に倶なることを得ざるが如し。成と壞とも亦爾り。是の故に壞と共にして成有ること是の事然らず。何となれば、若し法を分別する者は成の中に常に壞有りと說くと謂はば、是の事然らず。何となれば、若し成の中に常に壞有らば、則ち應さに住法有るべからず、而かも實には住有り。是の故に若し壞を離るるも壞と共なるも應さに成有るべからず。復次に、

成と壞と共にして成ずること無し。離るるも亦成ずること有ること無し。是の二倶に不可なり。云何が當さに成ずること有るべき（二六五）。（第五偈）

若し成と壞と共なるも成ずること無し。離るるも亦成ずること無し。若し共にして成ずとも則ち二法は相違す。云何が一時ならん。若し離るれば則ち無因なり。二門倶に成ぜず。云何が當さに成ずること有るべき。若し有らば應さに說くべし。

問うて曰はく、現に盡滅相の法有り。是の盡滅相の法は、亦は盡と說き、亦は不盡と說く。是の如

【二六五】成壞共無成、離亦無有成、是二倶不可、云何當有成。
Sahā'nyonyena vā siddhir
vinā'nyonyena vā yayoḥ
Na vidyate, tayoḥ siddhiḥ
kathaṁ nu khalu vidyate.
「互に相倶なるも或は互に相離るるも其成立なき二つ（成と壞）の云何にして成立することあらん。」漢譯偈文の無成、有成、有成の成は三字何れも皆成立の意にして成壞に對する成（Saṁbhava）にはあらず。之を示す爲め國譯には特に成ずることの擬譯をなしたり。

くならば則ち應さに成と壞と有るべし。

答へて曰はく、

盡ならば則ち成有ること無く、不盡なるも亦成無し。盡ならば則ち壞有ること無く、不盡なるも亦壞無し(一六六)。(第六偈)

諸法は日夜の中念念に常に滅盡して過去す。水流の住せざるが如し。是れを則ち盡と名づく。是の事取る可からず、說く可からず。野馬に決定(一六七)性の得可きこと無きが如く、是の如く(一六八)盡に決定性の得可きこと無し。云何が分別して成有りと說くを得可けん。是の故に盡なるも亦成ならずと言ふ。成無きが故に亦應さに壞有るべからず。是の故に盡なるも亦壞有ること無しと說く。又念念に生滅して常に相續不斷の故に名づけて不盡となす。是の如き法は決定常住にして不斷なり。云何が分別して說いて今是れ成の時なりと言ふを得可き。是の故に無盡なるも亦成無しと說く。成無きが故に壞無し。是の故に不盡なるも亦壞無しと說く。是の如く推求するに實事不可得なるが故に成も無く壞も無し。

問うて曰はく、且らく成と壞とを置け、但法をして有らしめば何の咎有りや。

【一六六】盡則無有成、不盡亦無成、盡則無有壞、不盡亦無壞。
Kṣayasya saṁbhava nā'sti nā'kṣayasyā'sti saṁbhavaḥ
Kṣayasya vibhava nā'sti vibhavo nā'kṣayasya ca.
「滅盡したる物の成(生)あることなく、滅盡せざる物の成(生)も亦無し、滅盡したる物の壞(滅)あることなく、滅盡せざる物の壞(滅)も亦無し。」此偈中の成も壞も凡て名詞にして品名の成壞なり。

【一六七】性は三本に不とあり。之によれば野馬の無決定不可得なるが如くとなる。野馬はかげろふといふ。

【一六八】三本倶に滅盡とあり。

答へて曰はく、

若し成と壞とを離るれば、是れ亦法有ること無し。若し當さに法を離るべくんば、亦成と壞と有ること無し〔一六九〕。（第七偈）

成と壞とを離るれば法無しとは、若し法に成無く壞無くんば、是の法は應さに或は無或は常なるべし。而かも世間には常法有ること無し。汝成と壞とを離れて法有りと說かば、是の事然らず。

問うて曰はく、若し法を離れて但〔一七〇〕成と壞と有らば何の咎有りや。

答へて曰はく、法を離れて成と壞と有ること是れ亦然らず、何となれば、若し法を離るれば誰れの成、誰れの壞なる。是の故に法を離れて成と壞と有ること是の事然らず。復次に、

若し法の性空ならば、誰れか當さに成と壞と有るべき。若し性不空なるも、亦成と壞と有ること無し〔一七一〕。（第八偈）

【一六九】若離於成壞、是亦無有法、若當離於法、亦無有成壞。

Saṁbhavo vibhavaś cai'va vinā bhāvaṁ na vidyate,
Saṁbhavaṁ vibhavaṁ cai'va vinā bhāvo na vidyate,

「有なくしては成と壞とあることなく、成と壞となくしては有あることなし。」

Bhāva（物）は直接の意味にては有なり。存在するは廣く物なれば物と譯するも可なるべけれども、若し Abhāva（無）と對する時は有と譯すべし。本書にては常に法と譯さる。法は物の意なり。但し觀涅槃品第廿五にては有と譯さる。

【一七〇】三本は俱に成壞を生滅とす。

【一七一】若法性空者、誰當有成壞。若性不空者、亦無有成壞。

Saṁbhavo vibhavaś cai'va na śūnyasyo'papadyate,
Saṁbhavo vibhavaś cai'va na'śūnyasyo'papadyate.

誰れかは何ぞと同意なり。寧ろ何ぞと讀むを可とせん。

若し諸法の性空有らば、空に何ぞ成と壞と有らん。若し諸法の性不空ならば、不空は則ち決定有なり。亦應さに成と壞と有るべからず。復次に、

　成と壞と若し一ならば、是の事然らず。成と壞と若し異なるも、是の
　事亦然らず　(二七二)（第九偈）

成と壞との一を推求するときは則ち不可得なり。何となれば、異相なるが故に、種種に分別するが故に。又成と壞と異なるも亦不可得なり。何となれば、別有ること無きが故に。亦た因無きが故に。復次に、

　若し現に見るを以て、而かも生と滅と有りと謂はば、則ち是れ癡妄に
　して、而かも生と滅と有りと見ると爲す　(二七三)（第十偈）

若し眼見を以て生と滅と有るは、云何が言說を以て破せられんと謂はば是の事然らず。何となれば、眼見の生と滅とは則ち是れ愚癡顚倒の故に。諸法の性を見るに空にして決定無きこと、幻の如く夢の如し。但凡夫は先世の顚倒の因緣に此の眼を得。今世の憶想分別の因緣の故に生と滅と眼見すと言ふ。第一義の中には實に生と滅と無し。是の事已に　(二七四)破相品の中に於て廣く說きたり。復次に、

【二七二】[illegible]
Saṁbhavo vibhavaś cai'va
　nai'ka ity upapadyate.
Saṁbhavo vibhavaś cai'va
　na nānā'ty upapadyate.
【二七三】[illegible]
Dṛśyate saṁbhavaś cai'va
　vibhavaś cai'va te bhavet
Dṛśyate saṁbhavaś cai'va
　mohād vibhava eva ca.
[illegible]同じ。
【二七四】[illegible]觀三相品第七を指す。

法從り法を生せず。亦非法を生ぜず。非法從り、法及び非法を生ぜず(一七五)。(第十一偈)

法從り法を生ぜずとは、(一七六)若しくは至るも、若しくは失ふも、二倶に然らず。法從り法を生ぜば、若くは至るも、若くは失ふも是れ則ち無因なり。無因は則ち斷常に墮す。(一七七)若し至るを以て法從り法を生ぜば、是の法至り已つて而して名づけて生と爲す。則ち是を常と爲す。又生じ已つて更に生ぜば又亦無因より生ず。是の事然らず。(一七八)若し失を以て法從り法を生ぜば、是れ則ち因を失ひ、生は無因なり。是の故に失從りも亦法を生ぜず。法從り非法を生せずとは、非法は所有無きに名づく。法は有に名づく。云何が有相從り無相を生ぜん。是の故に法從り非法を生ぜず。非法從り法を生せずとは、非法を名づけて無と爲す。無云何ぞ有を生ぜんや。若し無從り有を生ぜば、是れ則ち無因なり。無因ならば則ち大過有り。是の故に非法從り法を生せず。非法從り非法を生せずとは、非法は所有無きに名づく。云何が無所有從り無所有を生ぜん。兎角は龜毛を生ぜざるが如し。是の故に非法從り非法を生ぜず。

【一七五】從法不生法、亦不生非法、從非法不生、法及於非法。
Na bhāvāj jāyate bhāvo
bhāvo'bhāvān na jāyate,
Nā'bhāvāj jāyate'bhāvo'bhāv
bhāvān na jāyate.
「有は有より生ぜず、有は無より生ぜず。無は無より生ぜず、無は有より生ぜず。」第七偈の註參照。

【一七六】版本は若失若至にすれど、三本倶に若至若失に作り、中論疏亦然り。故に若至若失を取る。至は因が因の性を持して果に至りて果生となるの意。失は因の性失はれて果生ずるの意。

【一七七】版本に若已至(若し已に至りて)とあるも三本にも中論疏にも若以至とあり。

【一七八】版本に若已失(若し已に失うて)とあり。三本には若以失とあり。

問うて曰はく、法と非法とは種種に分別するが故に無生なりと雖も、但法は應さに法を生ずべし。

答へて曰はく、

法は自從り生ぜず。亦他從り生ぜず。自他從り生ぜず。云何にしてか生有らん（一七九）。（第十二偈）

法未だ生ぜざる時は無所有なるが故に、又即ち自ら生ぜざるが故に、是の故に法は自より生ぜず。若し法未だ生ぜずんば則ち亦他無し。他無きが故に他從り生ずと言ふを得ず。又未だ生ぜずんば則ち自無し。自無くんば亦他無し（一八〇）。共よりも亦生ぜず。若し三種に生ぜずんば、云何が法從り法の生ずること有らん。復次に、

若し所受の法有らば、即ち斷常に墮せん。當に知るべし所受の法は、常爲るか無常爲らん（一八一）。（第十三偈）

法を受くとは是れ善、是れ不善、常、無常等を分別するなり。是の人は必ず若しくは常見、若しくは斷見に墮す。何となれば、所受の法は應さに二種有るべし。若しくは常若しくは無常なり。二俱に然らず。何となれば、

【一七九】法不從自生、亦不從他生、不從自他生、云何而有生。

Na svato jāyate bhāvaḥ
parato nai'va jāyate
Na svataḥ parataś cai'va
jāyate jāyate kutaḥ.

[illegible]

【一八〇】三本俱に不共亦不生とあり。

【一八一】若有所受法、即墮於斷常、當知所受法、爲常爲無常。

Bhāvam abhyupapannasya
śāśvato'ccheda[illegible]
Prasajyate sa bhāvo hi
nityo'nityo'tha vā bhavet.

「有を許すものには常斷の見隨ひ來る、其有は常住か若しくは無常なるべければなり。」爲常爲無常は三本には若常若無常とあり。之によれば若しくは常、若しくは無常なりとなす。

若し常ならば即ち常邊に墮し、若し無常ならば即ち斷邊に墮す。

問うて曰はく、

所有る受法は、斷常に墮せず。因と果との相續の故に、斷ならず亦常ならず（一八三）。（第十四偈）

人有り、分別して諸法を説くを信受すと雖も而かも斷常に墮せず。經に説くが如し、五陰は無常、苦、空、無我にして斷滅ならずと。罪福の無量劫數に不失なるを説くと雖、而かも是れ常ならず。何となれば、是の法は因と果と常に生滅相續するが故に往來絶えず。生滅の故に常ならず。相續の故に斷ならず。

答へて曰はく、

若し因と果との生滅、相續して而かも斷ならずんば、滅は更に生せざるが故に、因は即ち斷滅と爲る（一八四）。（第十五偈）

若し汝諸法は因と果との相續の故に斷ならず常ならずと説くも、若し滅法ならば已に滅して更に復生せず。是れ則ち因斷ず。若し因斷せば云何が相續有らん、已滅は生せざるが故に。復次に、

【一八三】所有受法者、不墮於斷常、因果相續故、不斷亦不常、

Bhāvam abhyupapannasya nai'vo'cchedo na śāśvataṁ
Udaya-vyaya-saṁtānaḥ phala-hetvor bhavaḥ sa hi.

「有を許すものは斷なく常なし、此（吾人の）生は果と因との生滅の相續なればなり。」bhava（生）は bhāva（有）と區別すべし。bhava は此吾人の生にて本書にては常に有と譯さる。

【一八四】若因果生滅、相續而不斷、滅更不生故、因即爲斷滅、

Udaya-vyaya-saṁtānaḥ phala-hetvor bhavaḥ sa cet,
Vyayasyā'punarutpatter hetū'cchedaḥ prasajyate.

法は自性に任せば、應さに有の無有るべからず。涅槃は相續を滅すれば、則ち斷滅に墮せん〔一八四〕。（第十六偈）

法決定して有相の中に在らば、爾の時無相無し。瓶に定んで瓶相有らば、爾の時失壞の相無きが如し。瓶有る時に隨つて失壞の相無く、瓶無き時も亦失壞の相無し。何となれば、若し瓶無くんば則ち所破無し。是の義を以ての故に滅は不可得なり。滅を離るるが故に亦生無し。何となれば、生と滅とは相因待するが故に。又常等の過有るが故に。是の故に應に一法に於て而かも有無有るべからず。又汝先に因と果との生滅相續の故に諸法を受くと雖、斷常に墮せずと說くも、是の事然らず。何となれば、汝因と果との相續を說くが故に〔一八五〕三有の相續有り。相續を滅するを涅槃と名づく。若し爾らば、涅槃の時は應さに斷滅に墮すべし。三有の相續を滅するを以ての故に。復次に、

若し初有滅せば、則ち後有有ること無し。
初有若し滅せざるも、亦後有有ること無し〔一八六〕。（第十七偈）

初有は今世の有に名づけ、後有は來世の有に名づく。若し初有滅して次に後有有らば、是れ

【一八四】法住於自性、不應有有無、涅槃滅相續、則墮於斷滅。

Sadbhāvasya svabhāvena na'sadbhāvaś ca yujyate
Nirvāṇakāle co'cchedaḥ praśamād bhavasaṃtateḥ.

「實有のものが其自性によりて非實有となることなし。（若し非實有とならば）涅槃の時には有の相續は寂靜となるが故に斷あるべし。」

【一八五】三有とは三界といふに同じ。

【一八六】若初有滅者、則無有後有、初有若不滅、亦無有後有。

Carame na niruddhe ca prathamo yujyate bhavaḥ.
Carame na'niruddhe ca prathamo yujyate bhavaḥ.

「最後の（生）滅する時最初の

即ち無因なり。是の事然らず。是の故に初有滅して後有有りと言ふを得ず。若し初有滅せざるも、亦應さに後有有るべからず。何となれば、若し初有未だ滅せずして而かも後有有らば、是れ則ち一時に二有有り。是の事然らず。是の故に初有滅せずんば後有有ること無し。

問うて曰はく、後有は初有の滅するを以て生ずるにあらず、不滅を以て生ずるにもあらず。但滅しつつある時に生ず。

答へて曰はく、

若し初有の滅しつつある時に、而も後有生せば、滅時は是れ一有にして、生時も是れ一有ならん(一八七)。(第十八偈)

若し初有の滅しつつある時に後有生せば、則ち二有は一時に倶なり。一有は滅時、一有は是れ生時なり。

問うて曰はく、滅時生時二有倶ならば則ち然らず。但現見に初有の滅する時に後有生ず。

生あることなし。又最後の(生)滅せざる時も最初の生あることなし。」Carame-bhava (最後の生)は死せんとする時を指す。Prathama-bhava (最初の生)は来世に生ぜる時を指す。般若燈論には死有、初有と譯さる。但し吾人の生は過去に向つても未来に對しても無限の連續なれば其結の取り方によつて最後の生は最初の生ともなる。漢譯には此現在の生を基點として初有、来世の生を後有とし、梵文は来世の生を基點として現生を最後の生、来生を最初の生となす。

【一八七】若初有滅時、而後有生者、滅時是一有、生時是一有。

Nirudhyamāne carame
pratbamo yadi jāyate,
Nirudhyamāna ekaḥ syāj
jāyamāno'para bhavet.

「若し最後(の生)滅しつつある時最初(の生)生ぜば、滅しつつあるものは一にして生じつつあるものは他のものなるべし。」滅しつつあるものと生じつつあるものとは互に異るの意。

答へて曰はく、

若し生に於て滅すと言ひ、而かも一時なりと謂はば、則ち此の陰に於て死し、則ち此の陰に於て生ぜん(一八八)。(第十九偈)

若し生時滅時一時にして二有無く、而かも初有の滅する時に後有生ずと謂はば、今應さに何の陰の中に在るに隨つて死すとも、則ち此の陰に於て生ずべし。應さに餘の陰の中にて生ずべからず、何となれば、死者は則ち是れ生者なり。是の如き死と生とは相違の法にして、應さに一時一處なるべからず。是の故に、汝先に滅時生時一時にして二有無きも、但だ現見に初有の滅する時に、後有生ずと說くは、是の事然らず。

復次に、

三世の中に有の相續を、求むるに不可得なり。若し三世の中に無くば、何ぞ有の相續有らん(一八九)。(第二十偈)

【一八八】若言於生滅、而謂一時者、則於此陰死、卽於此陰生。

Na cen nirudhyamānaś ca jāyamānaś ca yujyate
Sārdhaṁ ca mriyate yeṣu teṣu skandheṣu jāyate.

「若し又滅しつつあるものと生じつつあるものと同時たり得ず(して而かも最後の生滅して最初の生生ず)とせば、此(五)陰に於て死し而かも同じ此(五)陰に於て生ずべし。」漢譯は少しく異る如し。故に漢譯に從ひて譯せば、若し然らずとせば(卽ち先に異なるにあらずとせば)滅しつつあるものと生じつつあるものと同時たるに至るべく、又此(五)陰に於て死し而かも同じ此(五)陰に於て生ずべし、となすを得べし。

【一八九】三世中求有、相續不可得、若三世中無、何有有相續。

Evaṁ triṣv api kāleṣu na yukta bhava-saṁtatiḥ
Triṣu kāleṣu yā nāsti sā kathaṁ bhava-saṁtatiḥ.

三有とは、欲有、色有、無色有に名づく。無始の生死の中實知を得ざるが故に。常に三有、相續有り。今三世の中に於て諦かに求むるに不可得なり。若し三世の中に有ること無くば、當さに何れの處に於てか有の相續有るべき。當さに知るべし有の相續有るは、皆愚癡顛倒に從ふが故に有にして、實の中には無し。

卷の第四

[一]觀如來品第二十二　十六偈

問うて曰はく、一切世中の尊に、唯如來正徧知のみ有りて、號して法王、一切智人と爲す。是れ則ち應さに有なるべし。

答へて曰はく、今諦かに思惟するに、若し有ならば應さに取るべし。若し無くんば何の取る所ぞ。何となれば、如來は、

陰に非らず陰を離れず、此彼に相在せず。
如來は陰を有せず。何れの處にか如來有らん[二]（第一偈）

若し如來實に有ならば、五陰を是れ如來と爲すか、五陰を離れて如來有りと爲すか、如來の

【一】品名、梵、Tathāgata-Parīkṣā. Tathāgata は此の如く行きたる人、又は此の如く來れる人の兩意に解せらる。されど一般には此の如き等の意にして當時の人を意味せしが、佛陀自ら自稱として用ひては如(Tathā)に行きたる人又は如より來れる人、若しくは如に行きて又來れる人の意と解せらる。原始佛教にては此兩者の意を異にし、此れが死後存するや否や、並に此が五陰と同一なりや否やの問題に攻究せられ、佛教以外にても亦問題とせられたり。本論は此兩問題を扱ひて一切皆空諸法實相の旨を明かす。

【二】非陰不離陰、此彼不相在、如來不有陰、何處有如來。Skandhā na 'nyaḥ skandhebhyo nāsmin skandhā na teṣu saḥ, Tathāgataḥ skandhavān na katamo 'tra tathāgataḥ.
「如來は陰にもあらず、陰より異るにもあらず、如來の中に陰あるにもあらず、陰の中に如來あるにもあらず、如來は陰を有するにもあらず、然らば其處に如何なる如來かあ

中に五陰有りと爲すか、五陰の中に如來有りと爲すか。如來は五陰を有すと爲すか。是の事皆然らず。

五陰是れ如來に非らず。何となれは、生滅の相なるが故に。五陰は生滅の相なり。若し如來是れ五陰ならば、如來は卽ち是れ生滅の相なり。若し生滅の相ならば如來に卽ち無常、斷滅等の過有らん。又受者と受法と則ち一ならん。受者は是れ如來、受法は是れ五陰なり。是の事然らず。是の故に如來は是れ五陰に非らず。

五陰を離れても亦如來無し。若し五陰を離れて如來有らば、應さに生滅の相有るべからず。若し爾らば如來に常等の過有らん。又眼等の諸根は見知すること能はず。但是の事然らず。是の故に五陰を離れても亦如來無し。

如來の中にも亦五陰無し。何となれば、若し如來の中に五陰有ること、器中に果有り、水中に魚有るが如くならば、則ち異有りと爲す。若し異ならば卽ち上の如き常等の過有り。是の故に如來の中に五陰無し。

又五陰の中にも如來無し。何となれば、若し五陰の中に如來有ること、牀上に人有り、器中に乳有る

ろ。」此彼不在相は三本には此彼非相在とあり。此第一偈は五求破にして內外大小に通じて破す。

如來は如實の實相の體現者なり。故に實相の體現といふことを肉身より抽象して考へ、玆に實相を體現すると、肉身との關係問題となり來る。然るに肉身は卽ち五陰なれば終に五陰と如來との問題となる。故に初十偈は此問題を論ず。

が如くならば、是の如きは則ち別異有り。上に過を說くが如し。是の故に五陰の中にも如來無し。如來は亦五陰を有せず。何となれば、若し如來五陰を有すること、人の子を有するが如くならば、是の如くんば卽ち別異有り。若し爾らば上の如き過有り、是の事然らず。是の故に如來は五陰を有せず。是の如く五種に求むるに不可得なり。何等か是れ如來なる。

問うて曰はく、是の如き義に如來を求むれば不可得なり。而かも五陰和合して如來有り。

答へて曰はく、

陰合して如來有らば、則ち自性有ること無し。若し自性有ること無くんば、云何が他に因つて有らん(三)。(第二偈)

若し如來は五陰和合するが故に有ならば、卽ち自性無し。何となれば、五陰の和合に因つて有なるが故に。

問うて曰はく、(四)如來は自性を以て有なるにあらず。但他性に因つて有なるべし。

答へて曰はく、若し自性無くんば云何が他性に因つて有ならん。何となれば、他性も亦自性

【三】陰合有如來、則無有自性、若無有自性、云何因他有。

Buddhaḥ skandhān upādāya yadi nâsti svabhāvataḥ / Svabhāvataś ca yo nâsti kutaḥ sa parabhāvataḥ.

「若し陰によつて佛(如來)あらば、佛は實自性上あるにはあらず、自性上あるにあらざるものが如何にして他性によりて有るべき乎。」佛といふて如來といはざるは[illegible]の[illegible]のみ。以下三偈は[illegible]第二偈、觀合品及び[illegible]品より解し得。

【四】[illegible]に如來は自性を以ての故に有なるにあらず、[illegible]

無し。又相待因すること無きが故に。他性不可得なり。不可得なるが故に名づけて他と爲さず

復次に、

法若し他に因つて生ぜば、是れ卽ち非我と爲す。若し法非我ならば云何が是れ如來ならん 五。（第三偈）

若し法衆緣に因つて生ぜば、卽ち我有ること無し。五指に因つて拳有り、是の拳自體有ると無きが如し。是の如く五陰に因つて我と名づければ、是の我は卽ち自體無し。我に種種の名有り、或は衆生、人、天、如來等と名づく。若し如來は五陰に因つて有らば卽ち自性無きが故に無我なり。若し無我ならば云何が說いて如來と名づけん。是の故に偈の中に說く、法若し他に因つて生ぜば是れ卽ち非我と爲す。若し法非我ならば云何が是れ如來ならんと。復次に、

若し自性有ること無くんば、云何が他性有らん。自性と他性とを離れて、何をか名づけて如來と爲さん 六。（第四偈）

應さに他性に因るが故に有なるべしとなす。

【五】法若因他生、是卽爲非我、若法非我者、云何是如來。

Pratītya parabhāvaṁ yaḥ
so'nātme'ty upapadyate
Yaś ca'nātmā sa ca katham
bhaviṣyati tathāgataḥ.

「他性に因りて生ずるものは無我なりとなすべし。而して無我なるものが如何にして如來たり得ん。」梵文註釋の說にては我の字は自性と同義語として用ひたるなり（ātma-śabdo'yaṁ svabhāva-śabda-paryāyaḥ）。漢譯の註にては我は我として釋せらる。是卽爲非我は三本には倶に是卽非有我とあり。

【六】若無有自性、云何有他性、離自性他性、何名爲如來。

Yadi nā'sti svabhāvaś ca
parabhāvaḥ kathaṁ bhavet
Svabhāva-parabhāvābhyāṁ
ṛte kaḥ sa tathāgataḥ.

若し自性無くんば他性も亦應さに有るべからず。自性に因るが故に他性と名づく。此れ無なるが故に彼れも亦無なり。是の故に自性と他性との二俱に無なり。若し自性と他性とを離れては誰れをか如來と爲さん。復次に、

若し五陰に因らずして、先に如來有らば、今陰を受くるを以ての故に、則ち說いて如來と爲さん(七)。(第五偈)

今實に陰を受けずば、更に如來法無し。若し受けざるを以て無ならば、今當さに云何が受くべき(八)。(第六偈)

若し其れ未だ受有らずんば、所受を受と名づけず。受法無くして、而かも名づけて如來と爲すこと有ること無し(九)。(第七偈)

若し一異の中に於ても、如來は不可得にして、五種に求むるも亦無なり。云何が受の中に有らん(一〇)。(第八偈)

又所受の五陰は、自性從り有なるにあらず。

【七】 若不因五陰、先有如來者、以今受陰故、則說爲如來。
Skandhān yady anupādāya bhavet kaś cit tathāgataḥ,
Sa idānīm upādadyād upādāya tato bhavet.
「若し陰を取らずして已に如來なるものあらば、其如來は今則ち陰を取るべく、其によつて如來たるべし。」
陰を取るは陰によるの意にても可なり。肉身を得ると也。以下三偈は五陰の受不受について破す。

【八】 今實不受陰、更無如來法、若以不受無、今當云何受。
Skandhān cāpy anupādāya nāsti kaś cit tathāgataḥ.
Yaś ca nāsty anupādāya sa upādāsyate katham.
「又陰を取らずしては如何なる如來もなし。取らずしてなきもの(如來)が何ぞ陰を取らん。」

【九】 若其未有受、所受不名受、無有無受法、而名爲如來。
Na bhavaty anupādattam upādānaṁ ca kiṁ cana
Na cāsti nirupādānaḥ kathaṁ cana tathāgataḥ.
「未所取もなく又如何なる取もなし。云何が無取なる如來

若し自性より無くば、云何が他性より有らん(一一)。(第九偈)

若し未だ五陰を受けざる先に如來有らば、是の如來は今應さに五陰を受け已つて如來と作るべし。而かも實には未だ五陰を受けざる時先に如來無し。今云何が當さに受くべき。又五陰を受けずんば、五陰を名づけて受と爲さず、受無くして而かも名づけて如來と爲すこと有ること無し。又如來は一異の中に求むるに不可得にして五陰の中に五種に求むるも亦不可得なり。若し爾らば、云何が五陰の中に於て如來有りと說かん。又所受の五陰は自性從り有なるにあらず。若し他性從り有なりと謂はば、自性從り有ならざるに云何が他性從り有ならん。何となれば、自性無きを以ての故に、又他性も亦無し。復次に、

是の如き義を以ての故に、受も空受者も空なり。云何ぞ當に空を以て、而かも空の如來を說くべ

あり得ん。」未所取は未所取の取にて如來に未だ取られざる取の意。取とは結局五陰と同じ。

【一〇】 若於一異中、如來不可得、五種求亦無、云何受中有。

Tattvā'nyatvena yo na'sti mrgyamānaś ca pañcadhā

[Upādānena sa katham

prajñapyata tathāgataḥ.

「(陰との)同異によりて(求むるも存せず、かく)五種に求むるに存せざる如來が云何にしてか取によりて施設せられん。」 Tattvā は Ekatva の意なれば陰と同一の意なり。五種は第一偈にいへる如來と五陰との五種の關係攻究を指す。或は五種に求むるに同によりても異によりても存せざる如來がとも譯し得べし。此第八偈以下三偈は上を總括す。

【一一】 又所受五陰、不從自性有、若無自性者、云何有他性。

Yad apī'dam upādānam tat

svabhāvān na vidyate

Svabhāvataś ca yan nā'sti

kutas tat parabhāvataḥ.

「又此取なるものは其自性上存するにはあらず、自性上存するにあらざるものが何ぞ他性によつて存するに至らん。」

けん(二)。(第十偈)

是の義を以て思惟するに受、及び受者皆空なり。若し受にして空ならば云何ぞ空の受を以て而かも空の如來を說かん。

問うて曰はく、汝受も空、受者も空なりと謂はば、則ち定んで空有りや。

答へて曰はく、然らず。何となれば、

空は則ち說く可からず。非空も說く可からず。共も不共も說く叵らず。但假名を以て說く(三)。(第十一偈)

諸法の空は則ち說くべからず。諸法の不空も亦說くべからず。諸法の空にして不空なるも亦說くべからず。非空非不空も亦說くべからず。何となれば、但相違を破するが故に假名を以て說く。是の如く正觀し思惟すれば、諸法實相の中應さに諸難を以て難と爲すべからず。何となれば、

【二】以是思惟者、受空受者空、云何當以空、而說空如來。

Evaṁ śūnyam upādānam
upādātā ca sarvaśaḥ
Prajñapyate ca śūnyena
kathaṁ śūnyas tathāgataḥ.

【三】空則不可說、非空不可說、共不共叵說、但以假名說。

śūnyam iti na vaktavyam
aśūnyam iti vā bhavet,
Ubhayaṁ no'bhayaṁ ce'ti
prajñaptyarthaṁ tu kathyate.

共(Ubhaya)とは空にして同時に不空なるをいふ、即ち亦空亦非空を指し、不共(no 'bhaya)は空にもあらず非空にもあらざるをいふ、即ち非空非不空を指す。前の空、非空とにて四句となる。之を四句分別といふ。假名を以てとは假りに[illegible]の爲に說くなり。此偈より以下は第一偈より第十偈までに如來と五陰との關係について論じたるを受けて如來の死後有無に付いて論ず。其爲めに先づ四句分別について論ずるなり。蓋し如來の死後の[illegible]は[illegible]に於て論ぜらるるは、佛陀在世よりの方法なれば、先づ之について論じ置けば、[illegible]して論ずべきことなればなり。

寂滅相中には、常無常等の四無く、寂滅相中には、邊無邊等の四無し（一四）。（第十二偈）

諸法實相は是の如く微妙寂滅なり。但過去世に因つて四種の邪見、世間は有常、世間は無常、世間は常無常、世間は非常非無常を起す。寂滅の中には盡く無し。何となれば、諸法實相は畢竟清淨にして取る可からず。空すら尚受けず、何ぞ況んや四種の見有らんや。四種の見は皆受に因つて生ず。諸法實相には因る所の受無し。四種の見は皆自見を以て貴しと爲し、他見を賤しと爲す。諸法實相には此彼有ること無し。是の故に、寂滅中には四種の見無しと說く。（一五）過去世に因つて四種の見有るが如く、未來世に因つて四種の見有るも亦是の如し。世間は有邊、世間は無邊、世間は有邊無邊、世間は非有邊非無邊と。

【一四】 寂滅相中無、常無常等四、寂滅相中無、邊無邊等四。

Śāśvatā'śāśvatā'dy atra
　kutaḥ śānte catuṣṭayaṁ,
Antā'nantā'di cā'py atra
　kutaḥ śānte catuṣṭayaṁ.

寂滅相は寂靜（Śanta）にて諸戲論を絕せる諸法實相を指す。諸法實相は八不の上に表はるゝが故に其處には常、無常、亦常亦無常、非常非無常の四句分別も、邊、無邊、亦邊亦無邊、非邊非無邊の四句分別も反撥さる。

【一五】 過去世に因つてとは行者が禪定によつて自ら經來れる過去の生を觀察し、其定觀力の相違によつて世界又は靈魂の常無常等の四見を起すをいふ。未來世に因つてとは反對に未來に繼續する自己の生を觀察して有限、無限等の四見を立つるなり。有邊は有限の意なり。嚴密にいへば有邊は廣さにも關す。此等の見については長阿含梵動經の六十二見に詳說せらる。但し本論とは少しく異る點あり。後世に於ては世間常無常等、世間有邊無邊等と如來死後有無等を纏めて十四難と呼ぶに至れるが故に、本論にても此三種十四難について論ずる也。但し常無常、邊無邊等の二種よりは如來滅後有無等を直接必要なる問題とす。

問うて曰はく、若し是の如く如來を破せば、則ち如來無きか。

答へて曰はく、

邪見深厚なる者は、則ち如來無しと說く。
如來は寂滅相なるを、有と分別するも亦非なり（二六）。（第十三偈）

邪見に二種有り、一には世間の樂を破す、二には涅槃の道を破す。世間の樂を破すとは、是れ麤邪見なり。（二七）罪無く福無く如來等の賢聖無しと言ふなり。是の邪見を起せば善を捨てて惡を爲す。則ち世間の樂を破す。涅槃の道を破すとは我に貪著して、有無を分別し、善を起して惡を滅す。善を起すが故に世間の樂を得るも、有無を分別するが故に涅槃を得ず。是の故に若し如來無しと言はば、深厚の邪見にして、乃ち世間の樂を失す、何ぞ況んや涅槃をや。若し如來有りと言ふも、亦是れ邪見なり。何となれば、如來

【二六】 邪見深厚者、則說無如來、如來寂滅相、分別有亦非。
Yena grāho gṛhītas tu
ghano 'stī'ti tathāgataḥ.
Nāstī'ti sa vikalpayan
nirvṛtasyā'pi kalpayet.
「然るに如來は存すとの深厚なる執着（見）を有する分別者は又涅槃に入れる如來に對しては存せずと分別すべし。」此偈は梵文註釋に從へばかく譯すべきものなるが如し。漢譯とは多少の異同あり。漢譯にては梵文全偈を前半にて縮譯し、後半は更に其反對の場合を補ひて附加せるものと見るを得んか。意味よりいへば漢譯は間然する所なし。但し漢譯は梵文の Nirvṛtasya を前の第十二偈の寂滅（śānta）の意とし、梵文註釋は涅槃（Parinirvṛta）の意に取る故に漢譯の意よりいへば、如來は諸法實相と同一なれば有無等といふべからざるに邪見深厚のものは無となす。されど無とはすべからず、されど又有とするも不可なりとの意となる。梵文註釋よりいへば、如來は存すと考ふる如きものは又如來は涅槃後は存せず、と斷無に陷したりと考ふるに至る。されどかく一方にのみ考ふべきにあらずとの意となる。

【二七】 三本共に罪福無く罪福の報無くに作る。

は寂滅相なるに、而かも種種に分別するが故に。是の故に、寂滅相中如來有りと分別するも亦た非と爲す。

是の如き性空の中には、思惟も亦如來の滅度の後、有と無とを分別すべからず（一八）。（第十四偈）

諸法實相は性空なるが故に、應さに如來の滅後に於て若しくは有、若しくは無、若しくは有無を思惟すべからず。（一九）若し如來は本從り已來畢竟空なり、何ぞ況んや滅後をや。

如來は戲論を過ぐ、而して人は戲論を生ず。

戲論は慧眼を破す。是れ皆佛を見ず（二〇）。

（第十五偈）

戲論とは憶念して相を取り、此彼を分別して佛の滅、不滅等を言ふに名づく。是の人は戲論の爲に慧眼を覆はるるが故に、如來の法身を見ること能はず。此の如來品の中、（二一）初中後に思惟するに如來の空性は不可得なり。是の故に偈に說く、

【一八】 如是性空中、思惟亦不可、如來滅度後、分別於有無。
Svabhāvataś ca śūnye 'sminś
cintā nai 'vo 'papadyate,
Paraṁ nirodhād bhavati
buddho na bhavatī 'ti vā.
「此自性上空なるものに於ては、滅後佛は存す或は存せずとの思惟は容れられず。」漢譯の性空は梵文より見れば本來自性上の空の意なり。
漢譯は又中論疏に思惟則不可と切斷して釋するより見れば「是の如き性空の中には思惟も亦不可なり。如來の滅度の後、有無を分別せんや」と讀むべきが如し。

【一九】 中論疏に佛本來絕四句、況滅後是四句、故不可作四句思惟とあるより見れば、有、無、有無は猶有非無の一句を含むものなり。

【二〇】 如來過戲論、而人生戲論、戲論破慧眼、是皆不見佛。
Prapañcayanti ye buddhaṁ
prapañcā 'titam avyayaṁ
Te prapañca-hataḥ sarve
na paśyanti tathāgataṁ.
「戲論を超絕し不壞なる佛を戲論する人人は凡て戲論に害せられて如來を見ず。」

【二一】 中論疏によれば初とは此

如來の所有ゆる性は、即ち是れ世間の性なり。如來は性有ること無し、世間も亦性無し〔三〕。（第十六偈）

此の品の中にて思惟し推求するに、如來の性は即ち是れ一切世間の性なり。

問うて曰はく、何等か是れ如來の性なる。

答へて曰はく、如來には性有ること無し。世間に性無きと同じ。

三　觀顛倒品第二十三　二十二偈

問うて曰はく、

憶想分別從り、貪恚癡を生ず。淨不淨顛倒なり。皆衆緣從り生ず〔四〕。（第一偈）

經に說かく、淨不淨の顛倒に因り、憶想分別して貪恚癡を生ずと。是の故に當に知るべし、

品の初めに有は是れ如來なりといふを破すを指し、中とは空等の四句は是れ如來なりといふを破すを指し、後とは如來は都無にあらず又定有にあらずと[illegible]するを指す。

〔三〕如來所有性、即是世間性、如來無有性、世間亦無性。

Tathāgato yat svabhāvas tat svabhāvam idaṁ jagat,
Tathāgato niḥsvabhāvo niḥsvabhāvam idaṁ jagat.

「如來の自性なるものは即ち此世間の自性なり。如來は無自性なり、此世間も亦無自性なり。」

此頌に於て如來と世界とを同一視し、如來の自性は世界の自性となすは最も注意すべし。龍樹菩薩の佛如來は已に全く形而上學的實在にして法身といふに當る。青目已に明に如來の法身の品を以て釋したり。[illegible]參照すべし。前の[illegible]品第十八も亦必らず參照して研究せらるべきものなり。

〔三〕品名、梵、Viparyāsa-parīkṣā.

此品[illegible]倒は四種にして身受心法の不淨苦空無常なるに關して淨樂我常となすをいふ。本品にては[illegible]に關して上[illegible]をなす。

〔四〕從憶想分別、生於貪恚癡、淨不淨顛倒、皆從衆緣生。

Saṁkalpa-prabhavo rāgo dveṣo mohaś ca kathyate.
Śubhāśubha-viparyāsān saṁbhavanti pratītya hi.

「貪欲[illegible]及び愚癡は[illegible]想分別より生ずるものなりと說かる。何となれば其等は淨、不淨、顛倒に緣つて生ずればなり。」

貪恚癡有り。

答へて曰はく、

若し淨不淨、顚倒に因つて三毒を生ぜば、
三毒には卽ち性無し。故に煩惱には實無
し(二五)。(第二偈)

若し諸の煩惱は淨不淨顚倒に因つて、憶想分別して生ぜば、卽ち自性無し。是の故に諸の煩惱には實無し。復次に、

我と法との有と及び無と、是の事終に成ぜ
ず、我無くんば諸の煩惱の、有と無とも
亦成ぜず(二六)。(第三偈)

我は因緣有つて若しくは有、若しくは無にして成ず可きこと無し。今我無くんば諸の煩惱は云何が有無を以て而かも成ず可けん。何となれば、

漢譯の意は中論疏によれば第一句は三毒の因を說き、第二句は所生の果を示し、第三句は此因より果を生ずることを釋す。淨不淨顚倒を計するを以て三毒を生ずるなり。第四句は二種の相生を明す。卽ち一には憶想分別より顚倒を生ず、二には淨不淨顚倒より三毒を生ず。故に皆[illegible]より生ずといふなり。之によれば漢譯は梵文と同意味なり。又中論疏に維摩經の貪欲以虛妄分別爲本、顚倒以想分別爲本、想分別以無住爲本の言を引用したり。[illegible]中の[illegible]に說かくの文と同一にはあらざれども、多分の類似あり。梵文註釋にては淨によつて貪欲生じ、不淨によつて瞋恚生じ、顚倒によつて愚癡生ずるなりとなす。

【二五】若因淨不淨、顚倒生三毒、
三毒卽無性、故煩惱無實。

Śubhā'śubha-viparyāsān
saṁbhavanti pratītya ye.
Te svabhāvān na vidyanti
tasmāt kleśā na tattvataḥ.

「淨不淨顚倒に緣りて生ずるものは其自性上よりは存せざるものなり。故に煩惱は實相よりいへば「存するに」あらず。」

【二六】我法有以無、是事終不成、
無我諸煩惱、有無亦不成。

Ātmano'stitva-nā'stitve na
kathaṁ cic ca sidhyataḥ.
Taṁ vinā'stitva-nā'stitve
kleśānāṁ sidhyataḥ katham.

「我の有性と無性とは何にして成ぜん。其(我)を離れて諸煩惱の有性と無性とも亦如何にして成ぜん。」

中論疏に此一偈の上半は我有以無を擧げ、下半は法有無を類すと解し、我是有是無は上

が如く。諸煩惱も亦垢心の中に於て五種に求むるも亦不可得なり。又垢心は煩惱の中に於て五種に求むるも亦不可得なり。復次に、

淨不淨顚倒は、是れ則ち自性無し。云何ぞ此の二に因つて、而かも諸の煩惱を生ぜん（二九）（第六偈）

淨不淨顚倒とは、顚倒は虚妄に名づく。若し虚妄ならば即ち自性無し。（三〇）自性無くんば則ち顚倒無し。若し顚倒無くんば云何が顚倒に因つて諸煩惱を起さん。

問うて曰はく、

色聲香味觸、及び法を六種と爲す。是の如きの六種は是れ三毒の根本なり（三一）（第七偈）

是の六入は三毒の根本なり。此の六入に因つて淨不淨顚倒を生ず。淨不淨顚倒に因つて貪恚癡を生ずるなり。

巴利語の Sakkāya-diṭṭhi を正しく梵語とせるもの也。觀如來品第一偈にいへる如く有身見(即ち我見)は五種に求むるに不可得なり。之と同じく煩惱も所惱も何れも互に於て五種に求むるに不可得なり。此意味は青目釋の長行にも明に表はる。故に之を表はす爲めに漢譯第三句煩惱於垢心を煩惱も及び垢心もと讀みたり。般若燈論には煩惱與染心となり。Kliṣṭa は結局心を指すに相違なきが故に垢心と譯するも固より可なり。

【二九】 淨不淨顚倒、是則無自性、云何因此二、而生諸煩惱。

Svabhāvato na vidyante
śubhā'śubha-viparyayāḥ
Pratītya katamān kleśāḥ
śubhā'śubha-viparyayān.

「淨不淨顚倒は其自性上存せず、如何なる淨不淨顚倒に緣りて諸煩惱生ぜん。」 茲にては顚倒の梵語は Viparyaya にて前の Viparyāsa と同じ。

【三〇】 是三本の文なり。刊本には即無性、無性則とあり。

【三一】 色聲香味觸、及法爲六種、如是之六種、是三毒根本。

Rūpa-śabda-rasa-sparśā gandhā dharmāś ca ṣaḍvidham
Vastu rāgasya dveṣasya
mohasya ca vikalpyate.

答へて曰はく、

色聲香味、觸及び法の體の六種は、皆空にして炎と夢との如く、乾闥婆城の如し。

（第八偈）

是の如き六種の中に、何ぞ淨不淨有らん。猶ほ幻化人の如く、亦鏡中の像の如し[三]。

（第九偈）

色、聲、香、味、觸、法の自體は未だ心と和合せざる時は、空にして所有無し。炎の如く夢の如く[三]化人の如く鏡中の像の如し。但心を誑惑して定相有ること無し。是の如き六入の中に何ぞ淨不淨有らん。復次に、

淨相に因らざれば、則ち不淨有ること無し。淨に因つて不淨有り。是の故に不淨無し[四]。

（第十偈）

【一】色聲香味觸・及法體六種、皆空如炎夢、如乾闥婆城。如是六種中、何有淨不淨、猶如幻化人、亦如鏡中像、

Rūpa śabda-rasa-sparśā gandhā dharmāś ca kevalāḥ
Gandharva-nagarā'kārā marīci-svapna-saṃnibhāḥ,
Aśubhaṃ vā śubhaṃ vā'pi kutas teṣu bhaviṣyati
Māyāpuruṣa-kalpeṣu pratibimbasameṣu ca.

及法體六種は長行より見るも意味よりするも「及法六種」の誤にあらざるか。中論疏に初偈は六塵の體空を明かすとあれば「及法の六種」と改めて可なるべし。炎は三本に焰とあり。梵文は「色聲味觸香及び法は[illegible]自性にして乾闥婆城の如くにして又光炎及び夢に似たり。此等の幻化人の[illegible]しき物に於て何ぞ不淨[illegible]淨あらん。」[illegible]淨と[illegible]て[illegible]自性[illegible] iti parikalpitamātrā niḥsvabhāvā ity arthaḥ) 其れのみ[illegible](Parikalpita)と同じ。

【三】刊本には單に化とあり。三本倶に化人とあり。

【四】不因於淨相、則無有不淨、因淨有不淨、是故無不淨。

Anapekṣya śubhaṃ nāsty aśubhaṃ prajñapayemahi
Yat pratītya śubhaṃ tasmāc chubhaṃ nai'vo'papadyate.

「淨に待せずしては不淨は存せず。[illegible]不淨に[illegible]淨は不可得なり。」

漢譯の偈の後半は次の第十一

若し淨に因らずしては、先に不淨有ること無し。何に因つてか而かも不淨を說かん。是の故に不淨なし。復次に、

不淨に因らざるも、則ち亦淨有ること無し。不淨に因つて淨有り。是の故に淨有ること無し（三五）（第十一偈）

若し不淨に因らずしては先は淨有ると無し。何に因つてか而かも淨を說かん。是の故に淨有ること無し。復次に、

若し淨有ること無くんば、何に由つてか而かも貪有らん。若し不淨有ると無くんば、何に因つてか而かも恚有らん（三六）。（第十二偈）

淨不淨無きが故に則ち貪恚を生ぜず。

問うて曰はく、經に常等の四顚倒を說く。若

偈の後半の梵文と合し、此第十偈の梵文の後半と合せず。

【三五】 不因於不淨、則亦無有淨、因不淨有淨、是故無有淨。

Anapekṣya śubhaṁ nāsti
śubhaṁ prajñapayemahi
Yat pratītya śubhaṁ tasmād
aśubhaṁ nai'va vidyate.

「不淨に待せずしては淨は存せず。其(淨)に推りて不淨を吾等は說く。故に不淨は存することなし。」

漢譯の偈の後半は此梵文の後半と合せずして前の第十偈の後半の梵文と合す。徳言梵論には若不因淨者、則無有不愛、因愛有不愛、是故無有愛、無不愛待愛、無愛待不愛、皆以愛爲緣、施設有不愛とあり。是故無有愛は是故無不淨を訂正し譯したるが如くなれど、因愛有不愛は訂正せられ居らず。次は「不愛の待なくば愛はなし、愛は不愛に待す。若し愛を以て緣と爲さば、不愛有りと施設せんや」と讀むべく、「愛は不愛に待す」は譯者の待と見るべく、「其(淨)によりて不淨を吾等は說く」とは誤なり。梵本にては Yat pratītya śubhaṁ は Yat pratītya aśubhaṁ となり、次の Yat pratītyā 'śubhaṁ は Yat pratītya śubhaṁ となり居るが如し。何れも漢譯に同一ならざるも、因明論理の法則よりいへば、梵文の組立の正しきが如し。されど一概に因明論理のみにて律すべきにあらざることいふ迄もなし。猶ほ研究すべし。

【三六】 若無有淨者、何由而有貪、若無有不淨、何由而有恚。

Avidyamāne ca śubhe
kuto rāgo bhaviṣyati
Aśubhe 'vidyamāne ca

し無常の中に常を見れば、是れを顚倒と名づく。若し無常の中に無常を見れば、此れは顚倒に非ず。餘の三顚倒も亦是の如し。顚倒有るが故に顚倒者も亦應さに有るべし。何が故ぞ都べて無しと言ふや。

答へて曰はく、

無常に於て常と著するを、是れ則ち顚倒と名づけば、空の中には常有ること無し。何れの處にか常の〔顚〕倒有らん(三七)。（第十三偈）

若し無常の中に於て常と著するを、名づけて顚倒と爲さば、諸法の性空の中には常有ること無し。是の中何れの處にか常顚倒有らん。餘の三も亦是の如し。復次に、

若し無常の中に於て、無常と著するは倒に非ずとせば、空の中には無常無し。何か顚倒に非ざる有らん(三八)。（第十四偈）

---

kuto dveṣo bhaviṣyati.

【三七】於無常著常、是則名顚倒、空中無有常、何處有常倒。

Anitye nityaṁ ity evaṁ
yadi grāho viparyayaḥ
Nā nityaṁ vidyate śūnye
kuto grāho viparyayaḥ.

「若し無常の中に於て常なりとの此の如き執が顚倒ならば、空の中には無常在し、如何にして其執が顚倒ならん。」漢譯第三句の空中無有常は梵文の空の中には無常なしと一致せざれど、舊本には「空の中には常あることなし何ぞ其執が顚倒ならざる」とありて即ち無常に於て常と執するは顚倒也の意也とせり。梵文註釋によれば此偈の意味は無常なる五陰に於て常と執するは顚倒なり、空の中には無常は存せず、即ち無常性の存せざる時何ぞ其と矛盾する常無性即ち常見の顚倒あるべき、故に顚倒は存せずといふにあり。

【三八】若於無常中、著無常非倒、空中無無常、何有非顚倒。

Anitya nityaṁ ity evaṁ
yadi grāho viparyayaḥ
Anityam ity api grāhaḥ
śūnye kiṁ na viparyayaḥ.

「若し無常の中に於て常なりとの此の如き執が顚倒なら

若し無常に著して是れを無常と言ふは名づけて顛倒と爲さずとせば、諸法性空の中には無常無し。無常無きが故に誰れをか顛倒にあらずと爲さん。餘の三も亦是の如し。復次に、

可著と著者と著と、及び所用の著法と、是れ皆寂滅の相なり。云何が而かも著有らん(三九)。(第十五偈)

可著は物に名づけ、著者は作者に名づけ、著は業に名づけ、(四〇)所用の著法は所用の事に名づく。是れ皆性空にして寂滅の相なり。(四一)如來品の中に説く所の如し。是の故に著有ること無し。

復次に、

若し著法有ること無くんば、邪は是れ顛倒と言ひ、正は不顛倒と言ふ。誰れにか是の如き事有らん(四二)(第十六偈)

著は憶想して此彼有無等を分別するに名づく。(四三)若し此の著法無くんば誰をか邪顛倒と爲し、誰

ば、無常なりとの執も亦空の中に於て何ぞ顛倒ならざる。」漢譯は梵文と一致せざれども蕃本にては何れの版にても漢譯と合す。蕃本の獨逸譯者は「此の如き執が顛倒にあらずば」とあるを「顛倒ならば」とあるべきものとして排斥したれども、此は獨逸譯者が梵本をのみ信憑せる獨斷のみ。「顛倒にあらずば」とありし中論の存せしこと漢蕃兩本上疑なく、又其他の部分も第十三偈より見るに漢蕃兩本の文の方正しといふべし。般若燈論には混雜あり。

【三九】可著著者著、及所用著法、是皆寂滅相、云何而有著。

Yena gṛhṇāti yo grāho grahītā yac ca gṛhyate

Upaśāntāni sarvāṇi tasmād grāho na vidyate.

【四〇】三本倶に所用著法とあり。刊本には所用法とのみあり。

【四一】觀如來品第廿二、第十二偈を指す。

【四二】若無有著法、言邪是顛倒、言正不顛倒、誰有如是事。

Avidyamāne grāhe ca mithyā vā samyag eva vā

Bhaved viparyayaḥ kasya bhavet kasyā'viparyayaḥ.

「誤にても又は正にても執は存在せざるに、誰に顛倒があり、誰に不顛倒があらん。」

【四三】三本にかくあり。刊本には若無此著者とあり。

をか正不顛倒と爲さん。復次に、

倒有るも倒を生ぜず、倒無きも倒を生ぜず、倒者も倒を生ぜず、不倒も亦生ぜず。（第十七偈）

若しは顛倒時に於ても、亦顛倒を生ぜず。汝自ら觀察す可し。誰れか顛倒を生ぜん耶。（第十八偈）

已に顛倒せば則ち更に顛倒を生ぜず、已に顛倒するが故に。顛倒せざる者も亦顛倒せず、顛倒有ること無きが故に。顛倒時にも亦顛倒せず、二過有るが故に。汝今憍慢心を除きて善く自ら觀察せよ。誰れをか顛倒者と爲さん。復次に、

諸の顛倒の不生、云何が此の義有らん。顛倒有ること無きが故に何ぞ顛倒者有らん耶。（第十九偈）

【註】有倒不生倒、無倒不生倒、倒者不生倒、不倒亦不生。若於顛倒時、亦不生顛倒、汝可自觀察、誰生於顛倒。

Na cā'pi viparītasya
saṁbhavanti viparyayāḥ
Na cā'py aviparītasya
saṁbhavanti viparyayāḥ
Na viparyasyamānasya
saṁbhavanti viparyayāḥ
Vimṛśasva svayaṁ kasya
saṁbhavanti viparyayāḥ.

「顛倒者にも顛倒は生ぜず、顛倒せざる者にも顛倒は生ぜず、顛倒しつゝある者にも顛倒は生ぜず、汝自ら觀察せよ、誰れにか顛倒は生ぜん。」

【註】諸顛倒不生、云何有此義、無有顛倒故、何有顛倒者。

Anutpannāḥ kathaṁ nāma
bhaviṣyanti viparyayāḥ
Viparyayeṣv ajāteṣu
viparyayagataḥ kutaḥ.

「不生なる顛倒が如何にして有らんや、[illegible]に何者に顛倒に陥れるものあらん。」

梵文此頌に次ぐ第廿偈として次の頌有り。

[illegible]

Na svato jāyate bhāvaḥ
parato nai'va jāyate,
Na svataḥ parataś ce'ti
viparyayagataḥ kutaḥ.

「物（即ち法）は自よりも生ぜず、他よりも生ぜず、自他よりも（生ぜず）何處に顛倒に至れるものあらん。」

顚倒は種種の因緣に破せらるるが故に、不生に墮在す。彼れ不生に貪著して不生こそ是れ顚倒の實相なれと謂ふ。是の故に偈に說く、云何が不生を名づけて顚倒と爲さんと。乃至無漏法すら尚名づけて不生の相と爲さず、何ぞ況んや顚倒是れ不生の相ならん。顚倒無きが故に何ぞ顚倒者有らん。顚倒に因つて顚倒者有ればなり。復次に、

若し常我樂淨にして、而かも是れ實有ならば、是の常我樂淨は、則ち是れ顚倒に非らず（四六）。（第二十偈）

若し常我樂淨の是の四にして實に性有らば、是の常我樂淨は則ち顚倒に非らず。何となれば、定んで實事有るが故に。何ぞ顚倒と言はん。若し常我樂淨（ ）（四七）倒の是の四無しと謂はば、無常、苦、無我、不淨の是の四は應さに實有にして、顚倒と名づけず、顚倒と相違するが故に、不顚倒と名づくべし。是の事然らず。何となれば、

若し常我樂淨にして、而かも實に有ること無くんば、無常苦不淨、是れ則ち亦應さに無かるべし（四八）。（第二十一偈）

【四六】若常我樂淨、而是實有者、是常我樂淨、則非是顚倒、

Ātmā ca śuci nityaṁ ca
sukhaṁ ca yadi vidyate,
Ātmā ca śuci nityaṁ ca
sukhaṁ ca na viparyayaḥ.

若常我樂淨は三本には我若常樂淨とあり、是常我樂淨は是常樂我淨とあり。中論疏には若常樂我淨とあり、梵文にては我淨常樂なり。我若常樂淨は正しからざれども、其他は何れにても可なり。中論疏にあるものは普通の稱呼なり。

【四七】明藏に倒字なし、中論疏には四倒既無則四行應有とあり。倒字なかるべからず。

【四八】若常我樂淨、而實無有者、無常苦不淨、是則亦應無。

Nā'tmā ca śuci nityaṁ ca
sukhaṁ ca yadi vidyate,
Anātmā'śucy anityaṁ ca
nai'va duḥkhaṁ ca vidyate.

漢譯第三句には無我を補うて

若し常我樂淨の是の四にして實に無くば、無なるが故に無常等の四事も亦應さに有るべからず。何となれば、相因待すること無きが故に。

復次に、

是の如くして顚倒滅すれば、無明も則ち亦滅す。無明滅するを以ての故に、諸行等も亦滅す【四九】。（第二十二偈）

是の如くしてとは其の義の如くして、諸の顚倒を滅するが故に、十二因緣の根本の無明も亦滅す。無明滅するが故に【五〇】三種の行業乃至老死等皆滅す。復次に、

若し煩惱に性實にして、而かも所屬有らば、云何が當さに斷ず可けん。誰れか能く其の性を斷せん【五一】。（第二十三偈）

若し諸の煩惱は卽ち是れ顚倒にして而かも實に性有らば、云何が斷ず可き。誰れか能く其の性を斷せん。若し諸の煩惱は皆虛妄にして性無く、而して斷ず可しと謂ふも、是れ亦然らず。何となれば、

若し煩惱は虛妄にして、性無く屬無くば、云何が當さに斷すべき、誰れか能く無性を斷せん【五二】。（第

言むべし。梵文には無我、不淨、無常、苦とあり。

【四九】如是顚倒滅、無明則亦滅、以無明滅故、諸行等亦滅。

Evaṁ nirudhyate 'vidyā viparyāsa-nirodhanāt,
Avidyāyāṁ niruddhāyāṁ saṁskārādyaṁ nirudhyate.

【五〇】無明の次は行なり。此行を身と口と意、又は身口意の三業となす、故に三種の行業といふなり。

【五一】若煩惱性實、而有所屬者、云何當可斷、誰能斷其性。

Yadi bhūtāḥ svabhāvena kleśāḥ ke cid dhi kasya cit,
Kathaṁ nāma prahīyeran kaḥ svabhāvaṁ prahāsyati.

【五二】若煩惱虛妄、無性無屬者、云何當可斷、誰能斷無性。

Yady abhūtāḥ svabhāvena kleśāḥ ke cid dhi kasya cit,
Kathaṁ nāma prahīyeran ko 'sadbhāvaṁ prahāsyati.

二十四偈）

若し諸の煩惱は虛妄無性にして、則ち所屬無くば、云何が斷ず可けん、誰れか能く無性法を斷せん（五三）。

（五四）觀四諦品第二十四　四十偈

問うて曰はく、四顚倒を破して、四諦に通達すれば四沙門果を得。

若し一切皆空ならば、生も無く亦滅も無し。是の如くんば則ち、四聖諦の法有ること無し（五五）。（第一偈）

四諦無きを以ての故に、見苦と斷集と、證滅と及び修道と、是の如き事皆無し（五六）。（第二偈）

是の事無きを以ての故に、則ち四道果無し。

【五三】 明藏は之を第五卷の終りとなす。

【五四】 品名、梵、Ārya-satya-parīkṣā（觀聖諦）、蕃本には Satya（諦）とあり。聖（Ārya）は一種の尊稱にして、諦は苦集滅道の四諦を指す。故に何れにても意相同じ。此品以前一切皆空の旨を諸種の方面より明にせしが、觀行品第十三の最後にいへる如く一切を空する空を實在論的に執著する時は却つて皆空の旨に反す。故に此品に於て四諦に關して空に執著するものを誡めて、空亦復空の主義を示し、佛の說法の形式たる俗諦眞諦の性質を明にして、諸法實相の眞意を徹底せしめんとす。明藏は之を第六卷の初めとなす。

【五五】 若一切皆空・無生亦無滅、如是則無有、四聖諦之法。
Yadi śūnyaṁ idaṁ sarvam udayo nā'sti na vyayaḥ
Caturṇām āryasatyānām abhāvas te prasajyate.

【五六】 以無四諦故、見苦與斷集、證滅及修道、如是事皆無。
Parijñā ca prahāṇaṁ ca bhāvanā sākṣikarma ca
Caturṇām āryasatyānām abhāvān no'papadyate.
見苦（Parijñā）、斷集（Prahāṇa）、修道（Bhāvanā）、證滅（Sākṣi-karman）は有部宗にて無學の聖者の有する盡智の內容たる知、斷、修、證にて我已に苦を知り、我已に集を斷じ、我已に滅を證し、我已に道を修せりとの自覺をいふ。見苦の

四果有ること無きが故に、得向の者も亦無し(五七)。(第三偈)

若し八賢聖無くんば、則ち僧寶有ること無く、四諦無きを以ての故に、亦法寶も有ること無し(五八)。(第四偈)

法僧寶無きを以て、亦佛寶も有ること無し。是の如く空を說かば、是れ則ち三寶を破すべし(五九)。(第五偈)

若し一切世間は皆空にして所有無くんば、卽ち應さに生無く滅無かるべし。生無く滅無きを以ての故に、則ち四聖諦無し。何となれば、集諦從り苦諦を生ず。集諦は是れ因、苦諦は是れ果なり。苦集諦を滅するを名づけて滅諦と爲す。能く滅諦に至るを名づけて道諦と爲す。道諦は是れ因、滅諦は是れ果なり。是の如く四諦に因有り果有り。若し生無く滅無くんば則ち四諦無し。四

[illegible]語は[illegible]の如く梵語と同一、其他も然り。

【五七】以是事無故、則無四道果、無有四果故、得向者亦無。

Tad abhāvān na vidyante catvāry [illegible]phalāni ca

Phalā'bhāve phalasthā no na santi pratipannakāḥ.

「其れ(即ち[illegible])の無きが故に四聖果あることなし。果なきが故に果位もなく、又向もなし。」

則無四道果は三本にに則無有四果とあり。預流、一來、不還、羅漢と稱せる果を四沙門果と稱するを指す。此四には向(Pratipannaka)即ち果に達する道に居るものと、已に果に達せる果(Phalastha)との二あり。之を四向四果と稱し、合せて四双八輩ともいふ。漢譯に得向とあるは果と向とをいふ。

【五八】若無八賢聖、則無有僧寶、以無四諦故、亦無有法寶。

Saṃgho nāsti na cet santi te'ṣṭau puruṣapudgalāḥ

Abhāvāc cā'ryasatyānāṃ saddharmo 'pi na vidyate.

八賢聖[illegible]は四双八[illegible]

【五九】以無法僧寶、[illegible]

Dharme cā'sati saṃghe ca [illegible]

[illegible]

bruvāṇaḥ pratibādhase.

「法[illegible]に如何が[illegible]あり[illegible]。此の如く[illegible]かば[illegible]寶をも破壞す。」

諦無きが故に則ち見苦、斷集、證滅、修道無し。見苦、斷集、證滅、修道無きが故に則ち四沙門果無し。四沙門果無きが故に則ち四向四得の者無し。若し此の八賢聖無くんば則ち僧寶無し。又四聖諦無きが故に法寶も亦無し。若し法寶僧寶無くんば云何が佛有らん。法を得るを名づけて佛と爲す。法無くんば何ぞ佛有らん。汝諸法の皆空を說かば則ち三寶を壞せん。復次に、

空法は因果を壞し、亦罪福を壞す。亦復
悉く、一切世俗の法を毀壞す（六〇）。（第六偈）

若し空法を受くれば、則ち罪福及び罪福の果報を破し、亦世俗法を破す。是の如き等の諸過有るが故に、諸法は應さに空なるべからず。

答へて曰はく、

汝は今實に、空と空の因緣とを知り、及び空
の義とを知ること能はず。是の故に自ら惱
を生ず（六一）。（第七偈）

汝は云何なるか是れ空相、何の因緣を以て空を說くやを解せず、亦空の義を解せず。法の如

【六〇】 空法壞因果、亦壞於罪福、亦復悉毀壞、一切世俗法。

Śūnyatāṁ phala-sadbhāvaṁ
adharmaṁ dharmam eva ca
Sarva-saṁvyavahārāṁś ca
laukikān pratibadhase.

「空（を說くも）のは果報の實有、非法、法、及び世俗の一切の慣用法をも破壞す。」

此偈は前の第五偈の後半と連屬するものなり。世俗の一切の慣用法は、次に說く世諦を指すこととなる。以上六偈は一切皆空を說く者の過誤として問者の擧げたる反對なり。前五偈は一切破空論にては一切の出世間的の四諦乃至三寶を破壞する所以を明かし、後一偈は廣く世間的の習慣慣用を破壞することを說き、以て一切を空となすべからずとなすなり。第七偈以下は此反對に答ふる論主の說なり。

【六一】 汝今實不能、知空空因緣、及知於空義、是故自生惱。

Atra brūmaḥ śūnyatāyāṁ
na tvaṁ vetsi prayojanaṁ
Śūnyatāṁ śūnyatā'rthaṁ ca
tata evaṁ vihanyase.

「玆に於て我等は答へていふ。汝は空に於ける用（動機）、空及び空の意味を知らず、故に

く知る能はざるが故に、是の如き疑難を生ずるなり。復次に、

諸佛は二諦に依つて、衆生の爲めに法を說きたまふ。一には世俗諦を以てし、二には第一義諦なり。(第八偈)

若し人、二諦を分別することを知る能はずんば、則ち深佛法に於て、眞實義を知らず(六三)。(第九偈)

世俗諦とは、一切法性空なるも而かも世間の顚倒の故に虛妄の法を生ず。世間に於ては是れ實なり。諸の賢聖は眞に顚倒性なりと知るが故に、一切法皆空にして生無しと知る。聖人に於て是れ第一義諦なるを名づけて實と爲す。諸佛は是の二諦に依つて而かも衆生の爲めに法を說きたまふ。若し人如實に二諦を分別すること能はずんば、則ち甚深の佛法に於て實義を知らず。若し一切法の不生は是れ第一義諦なり、第二の俗諦を須ひずと謂ふも、是れ亦然らず。何となれば、

汝は此の如く論詰すと。」以下二諦說。

【六三】 諸佛依二諦、爲衆生說法、一以世俗諦、二第一義諦。若人不能知、分別於二諦、則於深佛法、不知眞實義。

Dve satye samupāśritya
buddhānāṁ dharmadeśanā
Lokasaṁvṛti-satyaṁ ca
satyaṁ ca paramārthataḥ,
Ye'nayor na vijānanti
vibhāgaṁ satyayor dvayoḥ
Te tattvaṁ na vijānanti
gambhīraṁ buddhaśāsane.

「二種の眞理(諦)に依りて諸佛の說法あり、世俗的眞理と勝義の眞理となり。此二の眞理の區別を知らざる人人は諸佛の教法に於ける甚深の眞相を知らず。」

二諦の名稱は譯者により種々に譯せらる。世諦、世俗諦、俗諦に對し眞諦、眞實諦、勝義諦、第一義諦とするが如し。梵語にも Lokasaṁvṛti-satya, Saṁvṛti-satya, Vyavahāra-satya, Lokavyavahāra-satya に對し Paramārtha-satya とし、又は單に Laukika と Paramārthika とを用ゆることもあり。二諦の意味及び本論の用法等については解題に述べたる所を參照すべし。

若し俗諦に依らざれば、第一義を得ず。第一義を得ずんば、則ち涅槃を得ず(六三)。(第十偈)

第一義は皆言説に因る。言説は是れ世俗なり。是の故に若し世俗に依らずんば、第一義は則ち説く可からず。若し第一義を得ずんば、云何んが涅槃に至ることを得ん。是の故に諸法は無生なりと雖而かも二諦有り。復次に、

正しく空を観ずること能はずんば、鈍根は則ち自ら害す。呪術を善くせず、善く毒蛇を捉へざるが如し(六四)。(第十一偈)

若し人鈍根にして善く空法を解せずんば、空に於て失有つて而して邪見を生ず。毒蛇を捉ふるに利あらんと爲るも、善く捉ふること能はずんば、反つて害せらるが如し。又呪術[もて]所作有らんと欲するも、善く成ずること能はずんば、則ち還つて自ら害するが如し。鈍根の空法を観ずるも亦是の如し。復次に、

世尊は是の法の、甚深微妙の相にして、鈍根の及ぶ所に非らずと知る。是の故に説くことを欲せざりき(六五)。(第十二偈)

【六三】 若不依俗諦、不得第一義、不得第一義。則不得涅槃。
Vyavahāram anāśritya
paramārtho na deśyate
Paramārtham anāgamya
nirvāṇaṁ nā'dhigamyate.
「俗[諦]に依らずんば眞[諦]は説示されず。眞[諦]に達せずんば涅槃は證得されず。」

【六四】 不能正観空、鈍根則自害、如不善呪術、不善捉毒蛇。
Vināśayati durdṛṣṭā
śūnyatā mandamedhasaṁ
Sarpo yathā durgṛhīto
vidyā vā duṣprasādhitā.
「不完全に見られたる空は鈍知のものを害す。恰かも不完全に捕へられたる蛇、或は不完成の呪術の如し。」

【六五】 世尊知是法、甚深微妙法、非鈍根所及、是故不欲説。
Ataś ca pratyudāvṛttaṁ
cittaṁ deśayituṁ muneḥ
Dharmaṁ matvā'sya dharma-

世尊は法の甚深微妙にして鈍根の解す所に非らざるを以て、是の故に說くことを欲せざりき。

復次に、

汝、我れ空に著して、而して我れ過を生ずと爲すと謂ふも、汝の今說く所の過は、空に於ては則ち有ること無し（六六）。（第十三偈）

汝、我れ空に著するが故に我れ過を生ずと爲すと謂ふも、我が說く所の性空は、空も亦復空にして、是の如きの過無し。復次に、

空の義有るを以ての故に、一切法は成ずることを得。若し空の義無くんば、一切は則ち成ぜず（六七）。（第十四偈）

空の義有るを以ての故に一切世間、出世間の法は皆悉く成就す。若し空の義無くんば則ち皆成就せず。復次に、

汝今自ら過有つて、而かも以て我れに廻向す。人の馬に乘る者は、自ら所乘を忘るるが如し

---

sya mandair duravagāhat iti.

「其故に、彼の法が鈍知のものによりてよく領解せられざるを[illegible]て、牟尼（世尊）の法を說示せんとの心は止みぬ。」是れ[illegible]一度此法を[illegible]せざらんと考へたることある[illegible]を指すなり。

【六六】汝謂我著空、而爲我生過。汝今所說過、於空則無有。

Śūnyatāyāṁ adhilayaṁ yaṁ
Punaḥ kurute bhavān
Doṣa-prasaṅgo nā'smākaṁ
sa śūnye no'papadyate.

【六七】以有空義故、一切法得成。若無空義者、一切則不成。

Sarvaṁ ca yujyate tasya
śūnyatā yasya yujyate
Sarvaṁ na yujyate tasya
śūnyaṁ yasya na yujyate.

「空が適合するものに對しては一切凡てが適合す。空が適合せざるものに對しては一切は適合せず。」意味は漢譯にて解するを得べし。一切は空の義あるが故に成じ、空の義なくば成就せざるが故に、一切皆空のみ眞なりと說くなり。

（六八）（第十五偈）

汝有の法の中に於て過有るに、自ら覺ること能はずして而して空の中に於て過を見るは、人の馬に乘つて而かも其の所乘を忘るるが如し。何となれば、

若し汝諸法は、決定性有りと見れば、即ち
諸法は、因無く亦緣無しと見ると爲す（六九）。

（第十六偈）

汝諸法は定性有りと說く。若し爾らば則ち諸法の無因無緣を見るなり。何となれば、若し法決定して有性ならば、則ち應さに不生不滅なるべし。是の如き法は何ぞ因緣を用ひん。若し諸法因緣從り生せば、則ち性有ること無し。是の故に諸法は決定して性有らば、則ち因緣無し。若し諸法は決定して自性に住すと謂ふも、是れ則ち然らず。何となれば、

即ち因果、作作者作法を破し、亦復一切萬物の生滅を壞すと爲す（七〇）。（第十七偈）

【六八】 汝今自有過、而以迴向我、
如人乘馬者、自忘於所乘。
Sa tvaṁ doṣan ātmanīyan
asmāsu paripātayan
Aśvam evā'bhiruḍhaḥ sann
aśvam evā'si vismṛtaḥ.

【六九】 若汝見諸法、決定有性者、
即爲見諸法、無因亦無緣。
Svabhāvād yadi bhāvānāṁ
sadbhāvam anupaśyasi
Ahetupratyayān bhāvāṁs
tvaṁ evaṁ sati paśyasi.
此の偈と次偈とは前偈を反面より說く。即ち、畢竟空に到達せざれば一切皆壞すと示す。

【七〇】 即爲破因果、作作者作法、
亦復壞一切、萬物之生滅。
Kāryaṁ ca kāraṇam cai'va
kartāraṁ karaṇam kriyāṁ
Utpādaṁ ca nirodhaṁ ca
phalaṁ ca pratibādhase.
「汝は即ち果、因、作者、作具、作、生、滅、及び果報を破壞す。」

諸法は定性有らば、則ち因果等の諸事無し、偈に說くが如し。

衆因緣生の法は、我れ即ち是れを無なりと說く。亦是れを假名と爲す。亦は是れ中道の義なり（七二）（第十八偈）

未だ曾つて一法も、因緣從り生ぜざるは有らず。是の故に一切法は、是れ空ならざる者無し（七三）。（第十九偈）

衆因緣生の法、我れ即ち是れを空なりと說く。何となれば、衆緣具足し和合して而して物生ず。是の物は衆因緣に屬するが故に自性無し。自性無きが故に空なり。空も亦復空なり。但衆生を引導せんが爲めの故に假名を以て說く。有と無との二邊を離るるが故に名づけて中道と爲す。是の法に性無きが故に有と言ふとを得ず、

【七二】 衆因緣生法、我說即是無、亦爲是假名、亦是中道義。

Yaḥ pratītyasamutpādaḥ

śūnyatāṁ tāṁ pracakṣmahe

Sā prajñaptir upādāya

pratipat sai'va madhyamā.

「緣起するもの（法）は吾等は凡て之を空と說く。故に又其は假設（假名）なり。是れ即ち中道なり。」

此偈の前二句は通常は因緣所生法我說即是空といふ。中論疏にも因緣所生法我說即是空ともあり。此偈は中論中最も有名なる偈の一にして天台宗の因りて起る基の一をなし、三諦偈と稱せられて傳唱せらる。三論宗にては特に命名せざれども、其釋より見れば三諦偈と稱し得るが如し。此偈は中論一部の大主意を示し得る程のものにて詳しくは解題の解說を參照すべし。[illegible]中論疏に於て吉藏大師は此偈は佛陀が經中に說きたるを龍樹菩薩が引用して論主の[illegible]に失なきことを顯はすとし、次の偈を釋する時に其經は[illegible]首[illegible]なりと指名し、又其四句是空の義は佛陀自身の言葉なりとせり。華首經は羅什譯佛說華手經十卷、五の異名あれど此中に此偈と同一なるもの存するに非ず。經中には[illegible]空無相を說くこと多ければ之を指したるならん。[illegible]因緣所生法我說即是空の文にして[illegible]一字九、四十一左）に相當文ある梵本 Anavataptahradāpasaṃkramaṇa, sūtra の一偈を引證したり。般若燈論にては明に論の偈となし、入大乘論にては之を龍樹所說偈として

亦空無きが故に無と言ふことを得ず。若し法に性相有らば、則ち衆縁を待たずして而かも有ならん。若し衆縁を待たずんば則ち法無し。是の故に空ならざる法有ること無し。汝上に說く所の空法に過有りとせば、此の過は今還つて汝に在り。何となれば、

　若し一切にして空ならずんば、則ち生滅有ること無し。是の如くんば則ち、聖諦の法有ること無し（七三）。（第二十偈）

若し一切法各各性有りて空ならずんば、則ち生滅有ることなし。生滅無きが故に、則ち四聖諦の法無し。何となれば、

　苦にして縁從り生ぜずんば、云何が當さに苦有るべき。無常は是れ苦の義なり。定性ならば無常無し（七四）。（第二十一偈）

引用したり。故に龍樹菩薩自身の作れる偈なること疑なし。我說の我は複數にて佛陀の用ゆる語ならず。

【七二】 未曾有一法、不從因縁生、是故一切法、無不是空者。

Apratītya samutpanno
　dharmaḥ kaś cin na vidyate
Yasmāt tasmād aśūnyo hi
　dharmaḥ kaś cin na vidyate.

此偈は中論疏によれば、其偈半は外人が因縁を信ぜず衆縁中に性有りと謂ふを恐れて攝法を明にし、下半は因縁所生法なれば一法も是れ空ならざるなく、是れ假ならざるなく、是れ中ならざるなしと說いて三是を結ぶもの也。是れ空のみをいふは略して唯一を擧ぐるのみ、實は假中の二も含まるるなりと解す。以下、已に一切皆空を成立せしめ得たれば、是より以下は本品初六偈の過を一一却つて反對者に歸せしめんとするなり。

【七三】 若一切不空、則無有生滅、如是則無有、四聖諦之法。

Yady aśūnyam idam sarvam
　udayo nā'sti na vyayaḥ
Caturṇām āryasatyānām
　abhāvas te prasajyate.

「若し此一切が不空ならば、生も滅もなし。四聖諦の無（の過）は汝（の說）に隨ひ來るべし。」

【七四】 苦不從縁生、云何當有苦、無常是苦義、定性無無常。

Apratītya samutpannaṁ
　kuto duḥkhaṁ bhaviṣyati,
Anityam uktaṁ duḥkhaṁ hi
　tat svābhāvye na vidyate.

「縁によらずして生ずる苦何れの處にかあらん。無常は苦なりと說かる。其（無常性）は自性を有するものには存在せ

苦にして縁從り生ぜざるが故に。（生ぜずんば）即ち苦無し。何となれば、經に說く、無常は是れ苦の義なりと。(七五) 若し苦に常性有らば、云何が無常有らん。自性を捨てざるを以ての故に復次に、

若し苦にして定性有らば、何が故に集從り生ぜん。是の故に集有ること無し。空の義を破するを以つての故に(七六)。（第二十二偈）

若し苦に定性有らば、則ち應さに更に生ずべからず。先に已に有るが故に。若し爾らば則ち集諦無し。空の義を壞するを以ての故に。復次に、

苦若し定性有らば、則ち應さに滅有るべからず。汝定性に著するが故に、即ち滅諦を破す(七七)。（第二十三偈）

苦若し定性有らば、則ち應さに滅すべからず。何となれば、性は則ち滅無きが故に。復次に、

苦若し定性有らば、則ち道を修すること有ること無し。若し道修習す可くんば、即ち定性有る

[illegible]なり。」

【七五】 [illegible] Duḥkha [illegible] ham iti [illegible]たり、無常なるものは即ち苦なりと [illegible] 諦の原文ならん。

【七六】 若苦有定性、何故從集生、是故無有集、以破空義故。

Svabhāvato vidyamānaṁ
kiṁ punaḥ samudeṣyate,
Tasmāt samudayo nā'sti
śūnyatāṁ pratibādhataḥ.

「[illegible]」

【七七】 苦若有定性、則不應有滅、[illegible]。

Na nirodhaḥ svabhāvena
[illegible]
Svabhāvaparyavasthānāṁ
nirodhaṁ pratibādhase.

「自性上有なる苦には滅無し。汝は自性を固執するが故に滅を破壞す。」

こと無し（七八）。（第二十四偈）

法若し定んで有らば則ち修道有ること無し。何となれば、若し法にして實ならば則ち是れ常なり。常ならば則ち增益す可からず。若し道修す可くんば、道には則ち定性有ること無し。復次に、

　若し苦諦有ること無く、及び集滅諦無くんば、苦を滅す可き所の道は、竟に何の所に至ると爲んや（七九）。（第二十五偈）

諸法にして若し先に定んで性有らば、則ち苦集滅諦無し。今滅苦の道は竟に何れの滅苦の處に至ると爲んや。復次に、

　若し苦定んで性有つて、先より來見ざる所ならば、今に於て云何が見んや。其の性は異らざるが故に（八〇）。（第二十六偈）

【七八】　苦若有定性、則無有修道、若道可修習、即無有定性。
Svābhāvye sati mārgasya
　bhāvanā no'papadyate
Athā'sau bhāvyate mārgaḥ
　svābhāvyaṁ te na vidyate.
「道（が）自性を有するものなりせば道の修習は可能ならず。然るにかの道は修習せらる、（故に）汝（の說）にては（道の）自性を有するものなることなし。」

【七九】　若無有苦諦、及無集滅諦、所可滅苦道、竟爲何所至、
Yadā duḥkhaṁ samudayo
　nirodhaś ca na vidyate
Mārgo duḥkhanirodhatvāt
　katamaḥ prāpayiṣyati
(Mārgena duḥkhanirodhaḥ
　katamaḥ prāpayiṣyati ?).
「苦、集及び滅存せざる時、道によつて何れの苦滅に達せしめられ得べき。」

【八〇】　若苦定有性、先來所不見、於今云何見、其性不異故、
Svabhāvenā'parijñānaṁ
　yadi tasya punaḥ kathaṁ
Parijñānaṁ nanu kila
　svabhāvaḥ samavasthitaḥ
「若し（苦が）自性上知られざるものならば、今云何にして其れが知られんや。」
「若し（苦は）其自性上不可知ならば、何ぞ今其の知あらん。自性は住するものにあらずや。」
Parijñāna（知）は第二偈の見苦即ち知苦の知（Parijñā と同一也。次偈の三も第二偈を參照して其同一を知るべし。

若し先に凡夫の時苦の性を見ること能はずんば、今亦應さに見るべからず。何となれば、不見性は定まれるが故に。復次に、

見苦の然らざるが如く、斷集と及び證滅と、修道と及び四果とも、是れ亦皆然らず（八一）。（第二十七偈）

苦諦の性先に不見ならば後にも亦應さに見るべからざる如く、是の如く亦應さに斷集、證滅、修道も有るべからず。何となれば。是の集の性は先より來斷せずば、今も亦應さに斷ずべからず。性は斷ず可からざるが故に。滅も先より來證ならずば、今も亦應さに證すべからず。先より來證せざるが故に。道も先より來修せずば、今も亦應さに修すべからず。先より來修せざるが故に。是の故に四聖諦と、見、斷、證、修の四種の行と皆應さに有るべからず。四種の行無きが故に、四道果も亦無し。何となれば、

是の四道果の性は、先より來得可からず。諸法の性若し空ならば、今云何が得可けん（八二）。（第二十八偈）

諸法若し定性有つて、四沙門果は先より來未得ならば、今云何が得可き。若し得可くんば、性

【八一】 如見苦不然、斷集及證滅、修道及四果、是亦皆不然。
Prahāṇa-sākṣātkāre
bhāvanā na caivam eva te
Parijñānaṃ na yujyate
catvāry api phalāni ca.

【八二】 是四道果性、先來不可得、諸法性若定、今云何可得。
Svabhāvenānadhigataṃ yat
phalaṃ tat punaḥ katham
Śakyaṃ samadhigantuṃ syāt
svabhāvaṃ parigṛhṇataḥ.
「自性に固執する人には、自性上證得せられざる果が何ぞ、今證得し得られん。」

は則ち定無し。復次に、

若し四果有ること無くんば、則ち得と向との者無し。八聖無きを以ての故に、則ち僧寶有ること無し（八三）（第二十九偈）

四沙門果無きが故に、則ち得果と向果との者無し。八賢聖無きが故に、則ち僧寶有ると無し。而かも經には八賢聖を說いて名づけて僧寶と爲す。

復次に、

四聖諦無きが故に、亦法寶も有ること無し。法寶と僧寶と無くんば、云何が佛寶有らん（八四）（第三十偈）

四聖諦を行じて涅槃の法を得。若し四諦無くんば則ち法寶無し。若し二寶無くんば、云何が當さに佛寶有るべき。汝是の如き因緣を以て、諸法の定性を說かば、則ち三寶を壞せん。

問うて曰はく、汝諸法を破すと雖、究竟道たる（八五）阿耨多羅三藐三菩提は應さに有るべし。是の道に因るが故に名づけて佛と爲す。

答へて曰はく、

汝の說にては則ち、菩提に因らずして而も佛有り。亦復佛に因らざる

【八三】若無有四果、則無得向者、以無八聖故、則無有僧寶。

Phalā'bhāve phalasthā no
na santi pratipannakāḥ
Saṁgho nā'sti na cet santi
te'ṣṭu puruṣapudgalāḥ.

【八四】無四聖諦故、亦無有法寶。無法寶僧寶、云何有佛寶。

Abhāvac cā'syarsatyānāṁ
saddharmo'pi na vidyate
Dharme cā'sati saṁghe ca
kathaṁ buddho bhaviṣyati,

以上によつて本品初五偈の難過を凡て問者に還歸して空の義を立つるもの、論主に何等の過なきを示し得たり。以下小結論として、菩提について空の義を說示す。

【八五】阿耨多羅三藐三菩提、梵、Anuttara-samyak-sambodhi は無上正等覺、又は無上正遍知なり。

も、而かも菩提有らん(八六)。(第三十一偈)

汝諸法は定性有りと說かば、則ち應さに菩提に因つて佛有り、佛に因つて菩提有るべからず。是の二は性常に定なるが故に。復次に、

復た勤めて精進して、菩提道を修行すと雖、若し先に佛の性非らずんば、應さに成佛するを得べからず(八七)。(第三十二偈)

先に性無きを以ての故に、鐵に金性無くんば、復た種種に鍛煉すと雖、終に金と成らざるが如し。

復次に、

若し諸法空ならずんば、罪と福とを作す者無からん。空ならずんば何の作す所かあらん。其の性定まるを以ての故に(八八)。(第三十三偈)

若し諸法不空ならば、終に人有つて罪と福とを作す者無し。何となれば、罪福の性は先に已に定まるが故に。又作と作者と無きが故に。復次に、

【八六】汝若因不因、菩提而有佛、亦復不因佛、而有於菩提。
Apratītyā'pi bodhiṁ ca
tava buddhaḥ prasajyate,
Apratītyā'pi buddhaṁ ca
tava bodhiḥ prasajyate.

【八七】雖復勤精進、修行菩提道、若先非佛性、不應得成佛。
Yaś cā'buddhaḥ svabhāvena
sa bodhāya ghaṭann api
Na bodhisattva-caryāyāṁ
bodhiṁ te'dhigamiṣyati.
「汝の意にしても、其自性上佛にあらざるものは菩提に精進すとも[illegible]ることなし。」

【八八】若諸法不空、無作罪福者、不空何所作、以其性定故。
Na ca dharmam adharmaṁ
vā kaś cij jātu kariṣyati
Kim aśūnyasya kartavyaṁ
svabhāvaḥ kriyate na hi.

汝罪福の中に於て、果報を生ぜずせば、是れ則ち罪福を離れて、而も諸の果報有り（八九）

（第三十四偈）

汝罪福の因緣の中に於て皆果報無くんば、則ち應さに罪福の因緣を離れて而かも果報有るべし。何となれば、果報は因を待たずして出づるが故に。

問うて曰はく、罪福を離れては善惡の果報無かる可し。

答へて曰はく、

若し罪福從り、而かも果報を生ずと謂はば、果は罪福從り生ずるに、云何が不空なりと言はん（九〇）

（第三十五偈）

若し罪福を離れて善惡の果無くんば、云何が果を不空なりと言はん。若し爾らば作者を離るれば則ち罪福無し。汝先に諸法は不空なりと說きたるは、是の事然らず。復次に、

汝一切法の、諸の因緣空の義を破せば、則ち世俗に於て、諸の餘の所有法を破す（九一）。（第三十六偈）

以下は本品初の第六偈の難過を問者に還歸し、空の義の過なきを示す。

【八九】汝於罪福中、不生果報者、是則無罪福、而有諸果報、

Vinā dharmaṁ adharmaṁ
ca phalaṁ hi tava vidyate.
Dharmā'dharma-nimittaṁ
ca phalaṁ tava na vidyate.

「汝の說にては法(福)と非法(罪)とを離れて果報あるが故に、汝の說にては法と非法とに生ぜらるる果報あることなし。」

【九〇】若謂從罪福、而生果報者、果從罪福生、云何言不空。

Dharmā'dharma-nimittaṁ
vā yadi te vidyate phalaṁ
Dharmā'dharma-samutpan-
nam aśūnyaṁ te kathaṁ
phalaṁ.

【九一】汝破一切法、諸因緣空義、則破於世俗、諸餘所有法、

Sarva-saṁvyavahārāṁś ca
laukikān pratibādhase
Yat pratītyasamutpāda-
śūnyatāṁ pratibādhase.

亦苦盡の事も無し(九四)。(第三十九偈)

若し空法有ること無くれば、則ち世間出世間の所有功德の未得者は皆應に得有るべからず。亦應さに煩惱を斷ずる者有るべからず。亦苦盡も無し。何となれば、性定まるを以ての故に。

是の故に經中に說かく、若し因緣法を見れば、則ち能く佛を見、苦集滅道を見ると爲すと(九五)。(第四十偈)

若し人一切法の衆緣從り生ずるを見れば、是の人は即ち能く佛の法身を見、智慧を增益し、能く四聖諦苦集滅道を見、四聖諦を見て四果を得、諸の苦惱を滅す。是の故に應さに空の義を破すべからず。若し空の義を破すれば、則ち因緣法を破す。因緣法を破すれば、則ち三寶を破す。若し三寶を破すれば則ち自破と爲す。

(九六)觀涅槃品第二十五　二十四偈

「自性が種種の狀態を脫して(存在せば)」、世間は不生、不滅にして又常住不動なるべし。」

【九四】若無有空者、未得不應得、亦無斷煩惱、亦無苦盡事。

Asaṁprāptasya ca prāptir duḥkha-paryanta-karma ca
Sarva-kleśa-prahāṇaṁ ca yady aśūnyaṁ na vidyate.

「若し不空ならば、未得者の得も、苦盡の業も、一切煩惱の斷も存せざるべし。」

【九五】是故經中說、若見因緣法、則爲能見佛、見苦集滅道。

Yaḥ pratītyasamutpādaṁ paśyatī'daṁ sa paśyati
Duḥkhaṁ samudayaṁ cai'va nirodhaṁ mārgam eva ca.

「此緣起を見るものは即ち苦、集、滅及び道を見る。」

是故經中說は梵本にも蕃本にも般若燈論にも存せず。般若燈論の長行に是故經說、若見因緣法、是人能見佛、亦見聖諦、能得聖果、滅諸煩惱とあり。何れの經とも明示せられず、中阿含、象跡喩經(昃、五、三十九ウ)巴利中阿含第一卷(百九十頁)參照。

【九六】品名、梵 Nirvāṇa-parīkṣā. 已に觀縛解品第十六に於て解脫の畢竟不可得なるを說き、觀如來品第廿二に於て解脫者

問うて曰はく、

若し一切法空にして、生無く滅無くんば、何をか斷じ何の滅する所あつて、而かも稱して涅槃と爲すや(九七)。(第一偈)

若し一切法にして空ならば、則ち生無く滅無し。生無く滅無くんば、何の斷ずる所、何の滅する所あつて而かも名づけて涅槃と爲すや。是の故に一切法は應さに空なるべからず。諸法は空ならざるを以ての故に、諸の煩惱を斷じ、五陰を滅するを名づけて涅槃と爲す。

答へて曰はく、

若し諸法不空ならば、則ち生無く滅無し。何をか斷じ何の滅する所あつて、而かも稱して涅槃と爲すや(九八)。(第二偈)

若し一切世間にして不空ならば、則ち生無く滅無し。何の斷ずる所、何の滅する所あつて、而かも名づけて涅槃と爲すや。是の故に、有無の二門は則ち涅槃に至るに非らず。名づくる所の涅槃とは、

即ち如來の畢竟不可得にして如來と世間と其自性を同じくすることを説きたれば、[illegible]涅槃も[illegible]畢竟空不可得にして世間と其性を一にすることを知り得。此品に於て此點を明かすを要義として、更に他の哲學的議論に觸れたり。

【九七】若一切法空、無生無滅者、何斷何所滅、而稱爲涅槃。

Yadi śūnyam idaṁ sarvam udayo nā'sti na vyayaḥ,
Prahāṇād vā nirodhād vā kasya nirvāṇam iṣyate.

【九八】若諸法不空、則無生無滅、何斷何所滅、而稱爲涅槃。

Yady aśūnyam idaṁ sarvam udayo nā'sti na vyayaḥ,
Prahāṇād vā nirodhād vā kasya nirvāṇam iṣyate.

無得亦無至、不斷亦不常、不生亦不滅、是を說いて涅槃と名づく（九九）。（第三偈）

無得とは、行に於ても果に於ても所得無きなり。無至とは、處として至る可き無きなり。不斷とは五陰は先より來畢竟空なるが故に、道を得て無餘涅槃に入る時も亦所斷無きなり。不常とは若し法の分別に得可き有らば、則ち名づけて常と爲す。涅槃は寂滅にして法の分別す可き無きが故に、名づけて常と爲さず。生滅も亦爾なり。是の如き相なる者を名づけて涅槃と爲す。復次に（一〇〇）經に說かく、涅槃は有に非らず、無に非らず、有無に非らず、非有に非らず、非無に非らず。一切法の不受にして內寂滅なるを涅槃と名づくと。何となれば、

涅槃は有と名づけず。有は則ち老死の相なり。終に有法の、老死の相を離るるもの有ること無し（一〇一）。（第四偈）

眼見に一切萬物は皆生滅するが故に、是れ老死の相なり。涅槃にして若し是れ有ならば、則ち應さ

【九九】無得亦無至、不斷亦不常、不生亦不滅、是說名涅槃。

Aprahīṇam asaṃprāptam
anucchinnam aśāśvatam,
Aniruddham anutpannam
etan nirvāṇam ucyate.

無得亦無至は梵文にては無捨無得となり居るを見る。般若燈論にも無退亦無得とあり。捨又は退とは煩惱を捨脫するをいふ。此偈については前の八不の偈を參照すべし。

【一〇〇】何れの經なるか明ならず。中論疏にては後半は楞伽經によるとなす。されど是れ疑はし。以下第十六偈まで此經の意によつて涅槃が四句を超絶することを論ず。

【一〇一】涅槃不名有、有則老死相、終無有有法、離於老死相。

Bhāvas tāvan na nirvāṇaṃ
jarā-maraṇa-lakṣaṇaṃ
Prasajyeta'sti bhāvo hi na
jarā-maraṇaṃ vinā.

「初めに、涅槃は有にあらず。〔然らざれば涅槃には〕老死の相結合すべし。何となれば老死を離れて有は存せざればなり。」

に老死の相を有すべし。但是の事然らず。是の故に涅槃は有と名づけず。又生滅老死を離れて別に定法有つて 一〇二 而かも涅槃と名づくるを見ず。若し涅槃にして是れ有ならば即ち應さに生滅老死の相を有すべし。老死の相を離るゝを以ての故に名づけて涅槃と爲す。復次に、

若し涅槃にして是れ有ならば、涅槃は卽ち有爲なり。終に一法として、
而かも是れ無爲なる者有ること無し 一〇三。（第五偈）

涅槃は是れ有に非らず。何となれば、一切萬物は衆緣從り生じて皆是れ有爲なり。一法として名づけて無爲と爲す者有ること無し。常法を假に無爲と名づくと雖へども、理を以て之れを推すに、無常の法すら尙有ること無し、何ぞ況んや常法にして見る可からず、得可からざる者をや。復次に、

若し涅槃にして是れ有ならば、云何が無受と名づけん。受に從らずして、而かも名づけて有法と爲すもの有ること無し 一〇四。（第六偈）

若し涅槃にして是れ有法なりと謂はば、經に則ち應さに無受は是れ涅槃と說くべからず。何となれば、有法有つて不受にして而かも有ること無し。是の故に涅槃は有に非らず。

問うて曰はく、若し有に涅槃に非らずんば、無は應さに是れ涅槃なるべきや。

【一〇二】三本には而名涅槃の句なし。

【一〇三】若涅槃是有、涅槃卽有爲、終無有一法、而是無爲者。
Bhāvaś ca yadi nirvāṇaṁ nirvāṇaṁ saṁskṛtam bhavet
Nāsaṁskṛto hi vidyate bhāvaḥ kva cana kaś cana.

【一〇四】若涅槃是有、云何名無受、無有不從受、而名爲有法。
Bhāvaś ca yadi nirvāṇam anupādāya tat katham
Nirvāṇaṁ, nānupādāya kaś cid bhāvo hi vidyate.
無受は無取に同じ。
以上涅槃の非有なるを明し、四句中の第一句を釋る。

答へて曰はく、

有すら尙ほ涅槃に非らず。何ぞ況んや無に於てをや。涅槃は有を有すること無し。何れの處にか當さに無有るべき(一〇五)。(第七偈)

若し有は涅槃に非らずんば、云何が是れ涅槃ならん。何となれば、有に因るが故に無有り、若し有無くんば何ぞ無有らん。經に說くが如し、先有今無を則ち無と名づくと。涅槃は則ち然らず。何となれば、有の法の變じて無と爲るに非らざるが故に。是の故に無も亦涅槃と作らず。

復次に、

若し無が是れ涅槃ならば、云何ぞ不受と名づけん。未だ曾て不受にして、而も名づけて無法と爲すもの有らず(一〇六)。(第八偈)

若し無が是れ涅槃なりと謂はば、經に則ち應さに不受を涅槃と名づくと說くべからず。何となれば、不受にして而かも無法と名づくるもの有ると

【一〇五】有尙非涅槃、何況於無耶、涅槃無有有、何處當有無。

Yadi bhāvo na nirvāṇaṁ
abhāvaḥ kiṁ bhaviṣyati
Nirvāṇaṁ, yatra bhāvo na
nā'bhāvas tatra vidyate.

「若し涅槃が有ならずば、何ぞ非有(無)が涅槃ならん。有の存せざる所には非有(無)は存せず。」梵文註釋にては此偈の後半の初字は Nirvāṇaṁ は前半に關係する文字なり。故に右の譯となる。然るに蕃本にては前半と後半とを切斷し其間に釋を入れたれば Nirvāṇaṁ は後半と關係し、更に nā'bhāvas を abhāvas となして na を有せず。故に「涅槃が有ならずば、何ぞそが無なるべき。涅槃が有なる所にては無は存せず」となる。漢譯も蕃本と同じく讀めど後半に na を省かず。

【一〇六】若無是涅槃、云何名不受、未曾有不受、而名爲無法。

Yady abhāvaś ca nirvāṇam
anupādāya tat katham
Nirvāṇaṁ, na hy abhāvo'sti
yo'nupādāya vidyate.

不受は無取と同じ。

以上涅槃の非無なるを說いて、四句中の第二句を終る。

無し。是の故に涅槃は無に非らずと知る。

問うて曰はく、若し涅槃は有に非らず、無に非らずんば、何等か是れ涅槃なる。

答へて曰はく、

受と諸の因緣との故に、生死の中に輪轉す。受と諸の因緣とにあらざるを、是れを名づけて涅槃と爲す（一〇七）。（第九偈）

如實に顚倒を知らざるが故に。五受陰に因つて生死に往來す。如實に顚倒を知るが故に、則ち復五受陰に因つて生死に往來せず。無性の五陰は復相續せざるが故に說いて、涅槃と名づく。

復次に、

佛の經中に、有を斷に非有を斷すと說くが如し。是の故に知る涅槃は、有に非らず亦無にも非らず（一〇八）。（第十偈）

【一〇七】受諸因緣故、輪轉生死中、不受諸因緣、是名爲涅槃。

Ya ājavaṁjavibhīva
upādāya pratītya vā
So'pratītyā'nupādīya
nirvāṇam upadiśyate.

「若し（五陰）を取りて、或は（因緣に）緣りて生死往來する狀態にして、緣らず取らざるときは、是涅槃なりと說かる。」此梵文より見れば漢譯は上記の如く讀むべく、「諸の因緣を受くるが故に、生死の中に輪轉す。諸の因緣を受けざるを、是を名づけて涅槃と爲す」と讀む如き通常の讀方にては可ならざるが如し。受とは取と同じ。長行に五受陰といふは通常は五取陰といふ。五陰と同じ。又梵文註釋にては此偈は佛陀の直接の言なりとす。卽ち何れかの經の偈なりとなすなり。長行の譯は漢譯にても藏本にても倶に失して眞切に偈の意を明かにせざるが如し。

【一〇八】如佛經中說、斷有斷非有、是故知涅槃、非有亦非無。

Prahīṇaṁ cī'bravic chāstā
bhavasya vibhīvasya ca
Tasmīn na bhāvo nī'bhāvo
nirvāṇam iti yujyate.

「佛(Śāstī)は生(有)と離生(非有)との斷とを說きたり。是故に涅槃は有に非らず、無に非らずといふが正し。」梵文註釋に經を引用して此偈の典據を示し、其經は般若燈論の引用するものと同一なるが如くなれども、適切にはあらざるが如し。

以上涅槃の非有なることに關する結論。

有は三有に名づけ、非有は三有の斷滅に名づく。佛は此の二を斷ずる事を說くが故に、當さに知るべし涅槃は有に非らず、亦無にも非らずと。

問うて曰はく、若しは有も、若しは無も涅槃に非らずんば、今有と無との共に合せる、是れ涅槃なりや。

答へて曰はく、

若し有と無との合を、涅槃と為すと謂はば、
有無は即ち解脫たれば、是の事則ち然らず
(一〇九)。(第十一偈)

若し有と無との合を涅槃と為すと謂はば、即ち有為の二事の合を解脫と為す。是の事然らず。何となれば、有と無との二事は相違するが故に云何ぞ一處に有らん。復次に、

若し有と無との合を、涅槃と為すと謂はば、
涅槃は無受に非ざるべし。是の二は受從り生ずればなり(一一〇)。(第十二偈)

若し有と無との合を涅槃と為すと謂はば、經に應さに涅槃は無受に名づくと說くべからず。何とな

【一〇九】若謂於有無、合為涅槃者、有無則解脫、是事則不然。
Bhaved abhāvo bhāvaś ca
nirvāṇaṁ ubhayaṁ yadi
Bhaved abhāvo bhāvaś ca
mokṣas tac ca na yujyate.
合とは兩者の意なり。

【一一〇】若謂於有無、合為涅槃者、涅槃非無受・是二從受生。
Bhaved abhāvo bhāvaś ca
nirvāṇam ubhayaṁ yadi
Nā'nupādāya nirvāṇam
upādāyo'bhayaṁ hi tat.
是二從受生は有無の二は互に相因待して有たり無たり得るが故にの意なり。即ち有ありて無あり無ありて有あり、相獨立にあらずとの意也。梵文註釋にもかく釋したり。蕃本の獨逸譯者は「涅槃は此(有と無との)二に依るが故に」と譯したれど蕃文果して然りしや否や。獨譯者は多くは梵文を讀み之を通じて蕃文を讀むの態度なれば、Upādāyo'bhayaṁ hi tat をかく讀みたるが為めにあらざるか。

れば、有と無との二事は之に從り生じ、相因つて而して有なり。是の故に有と無との二事の合を涅槃と爲すを得ず。復次に、

有と無と共に合して成せば、云何が涅槃と名づけん。涅槃は無爲に名づく。有と無とは是れ有爲なり【一二】。（第十三偈）

有と無との二事共に合するを涅槃と名づくるを得ず。涅槃は無爲に名づく。有と無とは是れ有爲なり。是の故に有無は是れ涅槃に非らず。

復次に、

有と無との二事の共、云何が是れ涅槃ならん。是の二は同處ならず。明と暗と倶ならざるが如し【一三】。（第十四偈）

有と無との二事は涅槃と名づくるを得ず。何となれば、有と無とは相違し、一處なるの得可からざること、明と暗との倶ならざるが如し。是の故に有の時には無無し。無の時には有無し。云何が有と無と共に合せるを而かも名づけて涅槃と爲さん。

【一二】有無共合成、云何名涅槃、涅槃名無爲、有無是有爲。
Bhaved abhāvo bhāvaś ca
　nirvāṇam ubhayaṁ kathaṁ
Asaṁskṛtam ca nirvāṇam
　bhāvā'bhāvau ca saṁskṛtau.
「有と無との二、云何ぞ涅槃ならん。涅槃は無爲にして有と無とは有爲（なれば）なり。」

【一三】有無二事共、云何是涅槃、是二不同處、如明暗不倶。
Bhaved abhāvo bhāvaś ca
　nirvāṇa ubhayaṁ kathaṁ
Na tayor ekatrā'stitvam
　āloka,tamasor yathā.
「涅槃の中に云何ぞ有と無との二存せん。此（有と無との）二の同處に存在することなきこと恰かも明と暗との（一處に存せざる）が如し。」
Nirvāṇa は Nirvāṇe なれば於格なるに、梵文原本には誤らく前偈等と同じく Nirvāṇaṁ とありしならん。
以上によつて涅槃の非有無なるを明かし、四句の第三句を終れり。

問うて曰はく、若し有と無と共に合せるは涅槃に非らずんば、今非有非無は應さに是れ涅槃なるべし。

答へて曰はく、

若し非有非無、之れを名づけて涅槃と爲せば、此の非有非無は、何を以てか而かも分別せん（二三）。

（第十五偈）

若し涅槃が非有非無ならば、此の非有非無は何に因つてか而かも分別せん。是の故に非有非無、是れ涅槃なるは是の事然らず。復次に、

非有無を分別する。是の如きを涅槃と名くけば、若し有と無とにして成ずれば、非有非無も成ぜん（二四）。（第十六偈）

汝非有非無を分別する、是れ涅槃なりとせば是の事然らず。何となれば、若し有と無とにして成ずれば、然る後、非有非無も成ず。有と相違するを無と名づけ、無と相違するを有と名づく。是の有無は（二五）第三句の中に已に破したり。

【二三】若非有非無、名之爲涅槃、此非有非無、以何而分別。

Nai'vā'bhāvo nai'va bhāvo nirvāṇaṃ yadi vidyate,
Nai'vā'bhāvo nai'va bhāva iti kena ajyate.

「若し涅槃は無にもあらず有にもあらずとせば、何によつて無にあらず有にあらずと解せられん。」

梵文にても藏本にても般若燈論にても此偈は第十六偈をなし、漢譯の第十六偈が第十五偈をなす。

【二四】分別非有無、如是名涅槃、若有無成者、非有非無成。

Nai'vā'bhāvo nai'va bhāvo nirvāṇam iti yā'ñjanā
Abhāve cai'va bhāve ca sā siddhe sati sidhyati.

「涅槃は無にもあらず有にもあらずとの分別は無と有とが成立したるとき成立す。」

【二五】第三句は四句分別中の第

有と無とは無なるが故に、云何が非有非無有らん。是の故に涅槃は非有に非らず、非無に非らず(二六)。復次に、

如來は滅度の後、有とも無とも言はれず。亦有無とも、非有及び非無とも言はれず。(第十七偈)

如來は現在時にも有とも無とも言はれず。亦有無とも非有及び非無とも言はれず (二七)(第十八偈)

若しくは如來の滅後、若しくは現在に、如來有ることも亦受けず、如來無きとも亦受けず、亦は如來有り亦は如來無きも亦受けず。如來有に非らず、如來無に非らざるも亦受けず。不受を以ての故に、應さに涅槃の有無等を分別すべからず。如來を離れて、誰れか當さに涅槃を得

三句にして、第十一偈より第十四偈までを指す。

【二六】以上によつて涅槃の非非有非非無なるを明かし、四句中の第四句を終れり。

【二七】如來滅度後、不言有與無、亦不言有無、非有及非無。如來現在時、不言有與無、亦不言有無、非有及非無。

Paraṁ nirodhād bhagavān
　bhavatī'ty eve no'hyate.
Na bhavaty ubhayaṁ ce'ti
　no'bhayaṁ ce'ti no'hyate,
Tiṣṭhamāno'pi bhagavān
　bhavatī'ty eve no'hyate
Na bhavaty ubhayaṁ ce'ti
　no'bhayaṁ ce'ti no'hyate.

「滅後薄伽梵は存すといはれず、存せずとも、〔存すと存せずとの〕兩俱とも、〔存するにあらず存せざるにあらずとの〕非俱ともいはれず。住するも亦薄伽梵は存すといはれず、存せずとも、〔存すと存せずとの〕兩俱とも、〔存するにあらず存せざるにあらずとの〕非俱ともいはれず。」

此二偈は之を觀如來品第廿二に參照せよ。如來は涅槃の體現者にして、涅槃の四句を超絶するは如來が四句を超絶せると同じなれば、如來と涅槃と又同一視せらる。故に此二偈は第四偈以下を總括したるものなり。觀如來品第廿二にいへる如く如來と世間と同性を一とし、觀法品第十八にいへる如く諸法の實相は四句を超絶し八不によつて表はさるるものなれば、諸法の實相と世間の性と如來と涅槃とは畢竟異なるものならざるに至る。中論の主意上此點は重要なるもの也。詳しくは解說を見よ。又右いへるより次の偈の出て來る所以も明となる

べき。何の時、何の處に、何の法を以て涅槃を說かん。是の故に一切時、一切種に涅槃の相を說かん。是の故に

求むるに不可得なり。復次に、

涅槃と世間とは、少しの分別も有ること無く、世間と涅槃とも、亦少しの分別も無し（二八）。（第十九偈）

五陰の相續往來の因緣の故に、說いて世間と名づく。五陰の性は畢竟空にして無受寂滅なり、此の義先に已に說きたり。一切法は不生不滅なるを以つての故に、世間と涅槃とは、分別有ること無く、涅槃と世間とも、亦た分別無し。復た次に、

涅槃の實際と、及び世間の際と、是の如き二際は、毫釐の差別も無し（二九）。（第二十偈）

究竟して世間と涅槃との實際を推求するに生際無し。平等にして不可得なるを以ての故に、毫釐の差別も無し。復次に、

べし。

【二八】涅槃與世間、無有少分別、世間與涅槃、亦無少分別、

Na saṁsārasya nirvāṇāt
kiṁ cid asti viśeṣaṇaṁ
Na nirvāṇasya saṁsārāt
kiṁ cid asti viśeṣaṇaṁ

「輪廻は涅槃に對して如何なる區別もなく、涅槃は輪廻に對して何等の差異もなし。」諸法實相の上よりいへば生死即涅槃、煩惱即菩提又は娑婆即寂光淨土にして二元あつて互に區別し差異あることなし。以下の偈と共に本偈は本論の初頭より論じ來りて遂に其高潮に達したる本論最後の思想を示す。

【二九】涅槃之實際、及與世間際、如是二際者、無毫釐差別。

Nirvāṇasya ca yā koṭiḥ
koṭiḥ saṁsārasya ca
Na tayor antaraṁ kiṁ cit
susūkṣmam api vidyate.

「涅槃の際なるものは即ち輪廻の際なり。兩者には最微細なる何等の區別も存せず。」際とは前後際（Pūrva-aparā-koṭi）にして最初又は最後の端をいふ。西藏語に Mtha' と譯さる。

滅後の有無等と、有邊等と常等との諸見は、涅槃と未來と、過去世とに依る（三〇）。（第二十一偈）

如來の滅後、如來有り、如來無し、亦は如來有り亦は如來無し。如來有るに非らず如來無きに非らず、世間は邊有り、世間は邊なし、世間は亦は邊有り亦は邊無し、世間は邊有るに非らず邊無きに非らず、世間は常、世間は無常、世間は亦は常亦は無常、世間は常有るに非らず常無きに非らず。此の三種十二見、如來の滅後の有無等の四見は、涅槃に依つて起る。世間の有邊無邊等の四見は未來世に依つて起る。世間の常無常等の四見は過去世に依つて起る。如來の滅後の有無等は不可得なり。涅槃も亦是の如く。世間の前際と後際との如く有邊無邊と、有常無常等も不可得なり。涅槃も亦是の如し。是の故に世間涅槃等は異有ること無しと說く。復次に、

一切の法は空なるが故に、何の有邊無邊、亦邊亦無邊、非有非無邊ぞ。（第二十二偈）

何者か一異爲る。何の有常無常、亦常亦無常、非常非無常ぞ。（第二十三偈）

諸法は不可得にして、一切の戲論を滅す。人も無く亦處も無く、佛も亦所說無し（三一）。

（第二十四偈）

一切の法は一切時、一切種に、衆緣從り生ずるが故に、畢竟空なるが故に、自性無し。是の

【三〇】滅後有無等、有邊等常等、諸見依涅槃、未來過去世。
Paraṁ nirodhād antādyāḥ śāśvatādyāś ca dṛṣṭayaḥ Nirvāṇam aparāntaṁ ca pūrvāntaṁ ca samāśritāḥ.

【三一】一切法空故、何有邊無邊、亦邊亦無邊、非有非無邊。何者爲一異、何有常無常、亦常亦無常、非常非無常。諸法不可得、滅一切戲論、無人亦無處、佛亦無所說。
Śūnyeṣu sarvadharmeṣu kim anantaṁ kim antavat

如き法の中に、何者か是れ有邊なる、〔二二〕誰をか有邊と爲さん。何者か是れ無邊、亦有邊亦無邊非有邊非無邊なる、誰をか非有邊非無邊と爲さん。何者か是れ常なる。誰をか是れ常と爲さん。何者か是れ無常、常無常、非常無無常なる。誰をか非常非無常と爲さん。〔二三〕何者の身か卽ち是れ神なる。何者の身か神に異る。是の如き等の六十二の邪見は、畢竟空の中に於て皆不可得なり。諸の有所得皆息み、戯論皆滅す。戯論滅するが故に、諸法の實相に通達し安隱道を得。〔二四〕因緣品從り來、諸法を分別し推求するに、有も亦無く、無も亦無く、有無も亦無く、非有非無も亦無し。是れを諸法實相と名づけ、亦〔二五〕如、法性、實際涅槃とも名づく。〔二六〕是の故に如來は時として〔人の爲めに涅槃の定相を說くこと〕無

Kim anantam antavac ca
n'nantam na'ntavac ca
kim,
Kim ta leva kim anyat kim
śāśvataṁ kim aśāśvatam
Aśāśvatam śāśvataṁ ca kim
vā no'bhayam apy ataḥ,
Sarvo'palambho'paśamaḥ
prapañco'paśamaḥ śivaḥ
Na kva cit kasya cit kaś cid
dharmo buddhena deśitaḥ.

「一切法は空なる時、何の無邊ぞ、何の有邊ぞ、何の無邊有邊ぞ、何の非無邊非有邊ぞ、何の同ぞ、何の異ぞ、何の常ぞ、何の非常ぞ、何の非常常ぞ、或は又何の非倶ぞ。一切の有所得滅し、戯論滅して吉祥なり。如何なる法も何處にても何人の爲めにも佛によつて說かれたることなし。」

漢譯の無人亦無處佛亦無所說は中論疏が此長行を釋する所より見れば、無人とは涅槃の說法を受くるの人無しの意、無處とは涅槃を說く處なしの意。無所說は說かるる涅槃もなしの意なり。又此長行より見れば、佛亦無所說を佛亦有所說と讀みたるものにて、此によれば「人〔の爲め〕に〔佛は亦所說有ること無く、亦處として佛は亦所說有ること無し」と讀み得。佛亦無所說にては無人亦無處と結合すれば無字一つ丈け過多にして却つて反對の意となれば、暫らく上の如く獨立に讀む外なし。但し意味は以上いへる事と梵文の譯より十分知り得べし。

【二二】譯は何と同じ。

【二三】明本に者身何卽是神とあれど、何者身卽是神の誤植なり。神は我(Ātman)の意なること前にいへり。されど身と同異を論ずるときは命(Jīva)

く、處として人の爲めに涅槃の定相を說くこと無し。是の故に說く、諸の有所得皆息み、戲論皆滅すと。

(二七)觀十二因緣品第二十六　九偈

問うて曰はく、汝(二八)摩訶衍を以て第一義の道を說くも、我れ今聲聞法の第一義の道に入ることを說くを聞かんと欲す。

答へて曰はく、

衆生は癡に覆はれて、後の爲めに三行を起す。是の行を起すを以ての故に、行に隨つて六趣に墮す　(二九)　(第一偈)

諸行の因緣を以て、識は六道の身を受く。識著有るを以ての故に、名色を增長す　(三〇)　(第二偈)

な用ゆるを通例とす。此頌[illegible]が十二に餘りて十四となるなり。

【二五】觀因緣品第一を指す。此[illegible]より見るも明に[illegible]の[illegible]は此品にあり、特に第十八偈以後にあるを知り得。

【二六】即は Tathā 又は Tathatā にて眞如といふと同一なるべく、法性は Dharmatā にて本質的に諸法實相といふと同じ、實際は前の偈中にある如く Koṭi にて前後際なれど之を實際の[illegible]見て如・法性と同一と見たるなり。

【二七】[illegible]說涅槃定相。無時無處の無は爲人說を否定する語なり。時無く處なしと讀めに、次の爲人說涅槃定相は前來の意と矛盾す。[illegible]の[illegible]を[illegible]にては讀み易し。

【二七】品名、梵、Dvādaśāṅga-parīkṣā(觀十二支)。十二支とは十二緣起支にて十二因緣といふと同じ。前の觀涅槃品[illegible]は終りたれば、此品と次の偈とは特に小乘說に關して論ず。一種附錄的のものとも見得べし。特に十二因緣について[illegible]法我說即是空云云といひ、又若見因緣法即爲能見佛云云といへるが如く、因緣法が重要視せらるゝが爲なり。[illegible]十二因緣と[illegible]。

【二八】摩訶衍は大乘、聲聞法は小乘。

【二九】衆生癡所覆、爲後起三行、以起是行故、隨行墮六趣。

Punarbhavāya saṃskārān avidyā-nivṛtas tridhā

名色増長するが故に、因つて而かも六入を生ず。情と塵と識と利合して、以て六觸を生ず(三一)。(第三偈)

六觸に因るが故に、卽ち三受を生ず。三受に因るを以ての故に、渇愛を生ず(三二)。(第四偈)

愛に因つて四取有り。取に因るが故に有有り。若し取者取らずんば、則ち解脫して有無し(三三)。(第五偈)

有從りして而かも生有り。生從り老死有り。老死に從るが故に、憂悲諸の苦惱有り。(第六偈)

是の如き等の諸事は、皆生從りして而かも有り。但是の因緣を以て、而かも大苦陰を集す(三四)。(第五偈)

Abhisaṁskurute yāṁs tair
gatiṁ gacchati karmabhiḥ.
「無明に覆はれたるものは再生に導く三種の行を自ら爲し、其業によりて趣に行く。」癡は無明、後は後生卽ち再生、隨行の行は業、六趣の六は意味上の附加にて地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上の六生なり。行と業とについては已に註したり。

【三〇】以諸行因緣、識受六道身、以有識著故、增長於名色。
Vijñānaṁ saṁniviśate saṁ-
skāra-pratyayaṁ gatau
Saṁniviṣṭe'tha vijñ'ne
nāma-rūpan niṣicyate.
「行を緣とする識は趣に入る。而して識が趣に入りたる時名色發生す。因緣を以て又は緣とするは緣りて生ずるの意。六道は六趣と同じ。

【三一】名色增長故、因而生六入、情塵識和合、以生於六觸。
Niṣikte nāmarūpe tu
ṣaḍāyatana-saṁbhavaḥ.
Saḍāyanam āgamya
saṁsparśaḥ saṁpravartate.
「名色發生したる時、他方には、六入の生あり。六入生じて後觸生ず。」六入は六處と同じにて眼耳鼻舌身意なり。情は六根、塵は六境、識は六識なり。六觸は六根に於ける觸なり。情塵識和合以生於六觸の前半は「六入生じて後」を布演し補ひたるが如く見ゆれど、實は次の蕃本にも般若燈論にも相當文ある一偈半の梵文を縮めたるものなり。恐らく原文がかくありしならん。
Cakṣuḥ pratītya rupaṁ ca
samanvāhāram eva ca,
Nāmarupaṁ pratītyai'vaṁ
vijñānaṁ saṁpravartate.
Saṁnip'tas trayaṇāṁ yo

是れを謂つて、生死諸行の根本と爲す。無明者の造る所、智者の爲さざる所なり(一三五)。

(第八偈)

是の事滅するを以ての故に、是の事則ち生ぜず。但是の苦陰聚は、是の如くにして正しく滅す(一三六)。

凡夫は無明に盲せらるるが故に、身口意の業を以て、後身の爲めに六趣の諸行を起す。所起の行に隨つて上中下有り。識は六趣に入つて行に隨つて身を受く。識著の因縁を以ての故に名色集る。名色集るが故に六入有り。六入の因縁の故に三受有り。三受の因縁の故に渴愛を生ず。渴愛の因縁の故に四取有り。四取の取る時身口意の業を以て罪と福とを起し、後の三有をして相續せしむ。有從り而かも生有り、生從り

---

rūpavijñānacakṣuṣām,
Sparśaḥ saḥ,
「眼と色と作意とに縁り卽ち名色を縁として此の如く識生ず、色と識と眼との三者の和合なるもの卽ち是觸なり。」Samanvāhāra は Manaskāra (作意)にて心所の一、有念とも譯さる。注意する心の意、作意は名色中にて名に入り眼と色とは色に入る。眼は根卽ち[illegible]、色は境卽ち境、識は識、此三合して觸ある故に、此一偈半は觸の生ずる所以を詳說したるのみ。故に漢譯の[illegible]六觸の中に含まるるとなり。梵文及び其他にては此一偈半は第四偈と第五偈半となれば、漢譯は此點にて本品の偈數を縮め、更に以下にては梵文等の第五偈後半と第六前偈半が漢譯の第四偈をなすに至る。

【一三四】因於六觸故、卽生於三受、以因三受故、而生於渴愛。
Tasmāt sparśāc ca vedanā saṃpravartate (5).
Vedanāpratyayā tṛṣṇā
vedanārthaṃ hi tṛṣyate.
「受の因縁より愛生ず、受に縁りて愛あり。何となれば受の境(對象)を愛欲するが故に。」受は苦と樂と捨(不苦不樂)の三なれば三受といふ。渴愛は通常には愛といふ。此梵文の[illegible]半は前の Sparśaḥ saḥ と結合して[illegible]なり。

【一三五】因愛有四取、因取故有有、若取者不取、則解脫無有。
Tṛṣṇāvān upādānam
upādatte caturvidham (6).
Upādāne sati bhava
upādātuḥ pravartate,
Syād dhi yady anupādāno
mucyeta na bhaved

而かも老死有り。老死從り憂、悲、苦、惱、種種の衆患有り。但大苦陰集有り。是の故に知る凡夫は無智にして此の生死諸行の根本を起し、智者は起さざる所なることを。如實の見を以ての故に則ち無明滅す。無明滅するが故に諸行も亦滅す。因滅するを以ての故に果も亦滅す。是の如く觀十二因緣の生滅を修習するの智の故に是の事滅す。是の事滅するが故に乃至生、老、死、憂、悲、大苦陰皆如實に正しく滅す。正しく滅すとは畢竟滅なり。是の十二因緣の生滅の義は、阿毘曇修多羅の中に廣く說くが如し。

(三七) 觀邪見品二十七　三十一偈

問うて曰はく、大乘法に邪見を破することを聞きたり。今聲聞法に邪見を破することを聞か

---

bhavah (7).
「愛欲する時四種の取取る。取あるとき取者に對して有生す。何となれば若し無取ならば解脫し、有はあらざればなり」。四取とは愛欲(Kāma)戒禁取見(Śīlavrata)見(Dṛṣṭi)我見(Ātmavāda)なり。漢譯は梵文其他の一偈半を一偈に縮めたるなり。

【三四】從有而有生、從生有老死、從老死故有、憂悲諸苦惱。如是等諸事、皆從生而有、但以此因緣、而集大苦陰。
Pañca skandhāḥ sa ca bhavaḥ
　bhavāj jātiḥ pravartate,
Jarā-maraṇa-duḥkhā'di
　śokāḥ saparidevanāḥ (8).
Daurmanasyam upāyāsā
　jāter etat pravartate,
Kevalasyai'van etasya
　duḥkha skandhasya saṁ
　bhavah　(9).
「其有は卽ち五陰なり。有より生生す。老、死、苦等、憂、悲、惱、失望、此等は生より生す。此の如くにして、此單〔に妄想のみ〕なる苦陰の生するあり。」此の如くにして因緣のみの力によりての意なれば但以此因緣は適譯なり。

【三五】是謂爲生死、諸行之根本、無明者所造、智者所不爲。
Saṁsāra-mūlān saṁskārān
　avidvān saṁskaroty ataḥ
Avidvān kārakas tasmān
　navidvāṁs tattva-dar
　śanāt.　(10).
「故に無知者は輪廻の根本たる諸行を作くる。從つて無知者は作者なり。知者は眞實を見るが故に然らず。」是謂爲生死諸行之根本は「是を生死の爲めに諸行は之れ根本なりと謂ふ」と讀めば梵文の意には合す。般若燈論にても此と

んと欲す。

答へて曰はく、

我は過去世に於て、有爲りしや是れ無爲りしや。世間は常なり等の見は、皆過去世に依る。（第一偈）

我は未來世に於て、作爲りや不作爲りや。有邊なり等の諸見は、皆未來世に依る〔二三八〕。（第二偈）

我は過去世に於て有爲りしや無爲りしや、有無爲りしや、非有非無爲りしや。是を常等の諸見は過去世に依ると名づく。我は未來世に於て作爲りしや、不作爲りしや、作不作爲りしや、非作非不作爲りしや。是を邊世邊等の諸見は未來世に依ると名づく。是の如き等の諸邪見は何の因緣の故に名づけて邪見と爲すや。是の事今當さに

同一文にて長行には釋して諸行生死根とあれば、此の如く讀みたるを知り得べく、從つてかく讀むも差支なきを見る。されど青目釋の長行よりいへば上の如く讀むべきものにあらざるか。藏本には此偈の前半を「故に知者は……作らず」となす。恐らくSaṁskārān na vidvān とありし梵本より藏譯したるが爲めならむ。尚梵文には、藏本及び般若燈論にも相當文ある次の一偈あり。

Avidyāyāṁ niruddhāyāṁ saṁskārāṇām asaṁbhavaḥ,
Avidyāyā nirodhas tu jñāne-nā'syai'va bhāvanāt (11).

「無明滅したる時諸行は不生となる。然るに無明の滅は智によつて彼の〔十二緣起の〕修習より起る。」此偈の意は長行には存す。

【二三六】以是事滅故、是事則不生。但是苦陰聚、如是而正滅。

Tasyā tasya nirodhena tat tan nā'bhipravartate,
duḥkhaskandhaḥ kevalo'yam evaṁ samyag nirudhyate (12).

「それぞれの〔前の〕ものの滅によつてそれぞれの〔後の〕ものの生ぜず。かくの如くして此單なる苦陰は正しく滅す。」

【二三七】品名、梵、Dṛṣṭi-parīkṣā, 大乘に對して邪見といはば、小乘及び一般外道にして、小乘に對して邪見といはば、多くは外道なり。

【二三八】我於過去世、爲有爲是無、世間常等見、皆依過去世。我於未來世、爲作爲不作、有邊等諸見、皆依未來世。

Dṛṣṭayo'bhūvaṁ nā'bhūvaṁ
kiṁ nv atīte'dhvanī'ti ca,
Yās tāḥ śāśvata-lokā'dyāḥ

説くべし。

過去世に我は有りきとは、是の事得可からず。過去世の中の我は、今世の我と作らず（三九）。（第三偈）

若し我は即ち是れにして、而も身に異相有りと謂はば、若し當さに身を離れて、何れの處にか別に我有る（四〇）。（第四偈）

身を離れて我有ると無しと、是の事已に成ずと爲し、若し身は即ち我なりと謂はば、若は都べて我有ること無し（四一）。（第五偈）

但身のみを我と爲さず、身相は生滅するが故に。云何が當さに受を以て、而も受者と作さん（四二）。（第六偈）

若し身を離れて我有らば、是の事則ち然らず。無受にして而かも我有りとするも、而

---

pūrvāntaṁ samupaśritāḥ.
Dṛṣṭayo na bhaviṣyāmi kim
anyāo'nāgate'dhvani
Bhaviṣyāmī'ti cā'ntā'dyā
aparāntaṁ samāśritāḥ.

「過去時に於て吾は有りしや、無かりしや、の此等世界は常住なり等の諸見は前際に依止す。未來時に於て吾は無かるべきや、或は有るべきや、（の此等世界は）有邊なり等の諸見は後際に依止す。」第一偈前半は梵文の寫本にては失はれて跡を留めざれど、梵文月稱釋の蒂譯より考へ第二偈の前半に參照して梵文出版者の補へるものを取る。爲有爲是無は詳しくは有、無、有無、非有非無の四句となるものを其二句のみ出だせるなり。世間常も爲作爲不作も世間有邊も同じく各四句となすべきものなり。此等の四句は已に前に出でたり。

【三九】過去世有我、是事不可得。過去世中我、不作今世我。

Abhūm atītam adhvānam
ity etan no'papadyate,
Yo hi janmasu pūrveṣu
sa eva na bhavaty ayaṁ.

「過去時に吾はありきといふは正しからず。何となれば前生にありしものは其儘此（現在の）ものにあらざればなり。」

【四〇】若謂我即是、而身有異相、若當離於身、何處別有我。

Sa evā'tme'ti tu bhaved
upādānaṁ viśiṣyate
Upādāna-vinirmukta ātmā
te katamaḥ punaḥ.

「其（過去の我）が即ち（此）我にして、他方に於て取と異る（といはば）取を離れて又汝に何れの我かある。」

Upādānī は通常は取と譯さ

かも實に、不可得なり（一四三）。（第七偈）

今我は受を離れず、亦即ち是れ受ならず、無受に非らず無きに非らず、此れ即ち決定義なり（一四四）。（第八偈）

我は過去世に於て有りとは、是の事然らず。何となれば、先世の中の我は即ち今の我と作らず。常の過有るが故に。若し常ならば則ち無量の過有り。何となれば、人の修福の因緣の故に天と作り而して後人と作るが如し。若し先世の我即ち是れ今［世］の我ならば、天は即ち是れ人なるべし。又人の罪業の因緣を以ての故に（一四五）旃陀羅と作り、後婆羅門と作るが如し。若し先世の我即ち是れ今の我ならば、旃陀羅は即ち是れ婆羅門なり。譬へば（一四六）舍衛國の婆羅門（一四七）提婆達と名づくるもの王舍城に到るを亦提婆達

れ、本論漢譯にては常に受と譯されたれど、此品にては身と譯さる。取は五陰の意なれば何れにても可なり。

【一四一】離身無有我、是事爲已成、若謂身即我、若都無有我、

Upādāna-vinirmukto nā'sty
　ātme'ti kṛte sati,
Syād-upādānam evā'tmā
　nā'sti ce'tme'ti vaḥ punaḥ.

「取を離れたる我無しと、成立せる時、取其者が我なり（とせば）、汝等の我は又無し。」若都無有我の若を汝と讀むは附會の如く見ゆれども、若しは若くはにては意通ぜざる[illegible]ければ汝の意の方可なるが如し。

【一四二】但身不爲我、身相生滅故、云何當以受、而作受者。

Na co'pādānam evā'tmā
　vyeti tat samudeti ca
Kathaṁ hi nāmo'pādānam
　upādātā bhaviṣyati.

「又取其者が我なるにあらず、其（取）は滅し又生ずればなり」、又如何にするも取が取者たることは[illegible]はざればなり。」

【一四三】若離身有我、是事則不然、無受而有我、而實不可得。

Anyaḥ punar upādānād-
　ātmā nai'vo'papadyate
Gṛhyeta hy anupādāno yady
　anyo na ca gṛhyate.

「又取より異る我も正しからず、何となれば若し異るならば、無取が認めらるべきに（實は）認められざればなり。」

【一四四】今我不離受、亦不即是受、非無受非無、此即決定義。

Evaṁ nā'nya upādānān na
　co'pādānam eva saḥ.
Ātmā nā'sty anupādāno
　na'pi nā'sty eṣa niścayaḥ.

「此の如く我者は受より異るにもあらず、受其者なるにも

と名づくるが如く。王舍城に到るを以ての故に異と爲らず。若し先に天と作り、後に人と作らば、則ち天は卽ち是れ人なり。旃陀羅は卽ち是れ婆羅門なり。但是の事然らず。何となれば、天は卽ち是れ人ならず。旃陀羅は卽ち是れ婆羅門ならず。此等の常の過有るが故に（一四八）

若し先世の我は今の我と作らずと謂はば、人の衣を浣ぐ時を名づけて浣者と爲し、刈る時を名づけて刈者と爲し、而して浣者と刈者と異ならずと雖も、而かも浣者は卽ち是れ刈者にあらざが如し。是の如く我が天の身を受くるを名づけて天と爲し、我が人の身を受くるを名づけて人と爲す。我は異ならずして而かも身異有らば是の事然らず。何となれば、若し卽ち是れならば、應さに天は人と作ると言ふべからず。今浣者と刈者に於て異と爲すや、不異と爲すや。若し不異

あらず、無受なるにもあらず、又無きにもあらず。是れ決定なり。」梵文の最後の nā'pi nā'sty eṣa niścayaḥ は漢譯は「無きにあらず、是決定なり」の意と譯すれども、梵文註釋は「無しといふは是決定にあらず」(Tasmān na-asty ātma-iti ni cayo'py eṣa na-upapadyate. 故に我なしといふ決定正しからず)と釋し、般若燈論も亦不定是無と譯し、蕃本の無畏論も、又は梵文月釋の蕃文も凡てかくの如く譯す。

【一四五】旃陀羅 又は栴陀羅（Caṇḍāla）、首陀羅（Śūdra）族の男と、婆羅門族の女との間に生れし子なり。四姓の外にありて、最も卑しき種とせられ、屠殺を業とす。故に又屠者、執暴惡人など譯す。

【一四六】舍衛城（Śrāvasti, Sāvatthi）は憍薩羅國（Kosala）の首府にて波斯匿王（Pasenadi）毘琉璃王（Viḍūḍabha）の都城、恒河の北岸遠くにあり。今の Sāhet Māhet ならん。王舍城（Rājagṛha, Rājagaha）は摩竭陀國（Magadha）の首府にて頻毘娑羅王（Bimbisāra）阿闍世王（Ajātasattu）の都城、恒河の南岸にあり。今の Rājgir なり。

【一四七】提婆達。具さには提婆達多（Devadatta）天授と譯す。單に某甲といふ代りに能く此名を出す。三本に提達とあり。非なり。

【一四八】以上第三偈の釋。

なれば、一は即ち是れ刹利なるべし。是の如くんば先世の天は即ち是れ人、旃陀羅は即ち是れ婆羅門ならず、我も亦常の過有らん。若し異ならば、天者は即ち刹利と作らず。是の如くんば、天は人と作らず、我も亦無常ならん。無常ならば則ち我相無し。是の故に即ち是れと言ふを得ず。

問うて曰はく、我は即ち是れにして、但受に因るが故に是れは天、是れは人なりと分別す。受は五陰身に名づく。業の因縁を以ての故に是れは天、是れは人、是れは旃陀羅是れは婆羅門なりと分別す。而かも我は實には天に非らず、人に非らず、旃陀羅に非らず、婆羅門に非らず。是の故に是の如きの過無し。

答へて曰はく、是の事然らず。何となれば、若し身が天と作り、人と作り、旃陀羅と作り、婆羅門と作り、而かも是れ我に非らずんば則ち身を離れて別に我有り。今罪福、生死往來も皆是れ身にして、是れ我に非らず。罪の因縁の故に三惡道に墮し、福の因縁の故に三善道に生ず。若し苦、樂、瞋、喜、憂、怖等は皆是れ身にして我に非ずんば、何をか我を用つて爲ん。俗人の罪を治するに、出家の人に關けざるが如し。五陰の因縁相續し罪福失せざるが故に解脫有り。若し皆是れ身にして我に非らずんば、何をか我を用つて爲ん（一九）。

【一九】以上第四偈の釋。

問うて曰はく、罪福等は我に依止す。我には所知有り身には所知無し。故に知者は應さに是れ我なるべし。起業の因縁たる罪福は是れ作法なり。當さに知るべし、應さに作者有るべし。作者は是れ我

なり。身は是れ我の所用にして、亦是れ我の所住處なり。譬へば舍主の草、木、泥、墼等を以て舍を治するに、自ら身の爲めにするが故に、所用に隨つて舍を治するに好惡有るが如し。我も亦是の如し、善惡等を作すに隨つて好醜の身を得。六道の生死は皆我の所作なり。是の故に罪福の身は皆我に屬す。譬へば舍は但舍主に屬して他人に屬せざるが如し。

〔一五〇〕答へて曰はく、是の喩然らず。何となれば、舍主は形有り、觸有り、力有るが故に能く舍を治す。汝の所說の我は形無く觸無きが故に作力無く、自ら作力無く、亦他をして作さしむること能はず。若し世間に一法として形無く觸無くして能く所作有る者有らば、則ち信受して作者有りと知るべし。但是の事然らば、若し我是れ作者ならば、則ち應さに自ら苦事を作すべからず。若し是れ念者ならば樂事を貪るべく、應さに忘失すべからず。若し我にして苦を作さずして而かも苦强ひて生ぜば、餘の一切も皆亦自ら生じ、我の所作に非らざらん。若し見者是れ我ならば、眼能く色を見て、眼は應さに是れ我なるべし。若し眼見て而かも我に非らずんば、則ち先に見者是れ我なりと言ふに違ふ。若し見者是れ我ならば、我は則ち應さに聲を聞く等の諸塵を得べからず。何となれば、眼是れ見者ならば、聲を聞く等の塵を得る能はざるが故に。是の故に我は是れ見者なりとは、是の事然らず。若し刈者の鎌を用つて草を刈るが如く、我も亦是の如く手等を以て能く所作有りと謂はば、是の事然らず。

【一五〇】此前後の我論については百論破神品第二、及び其脚註を參照すべし。具さに外道說と校照せしめたり。

何となれば、今蘊を離れて別に知者有るも、而かも身、心、諸根を離れて別の作者無し。若し作者は眼耳等の所得に非らずと雖、亦作有りと謂はば、則ち石女の兒能く所作有らん。是の如く一切諸根は皆應さに無我なるべし。若し右眼に物を見て而かも左眼に識る、當さに知るべし、別に見者有りと謂はば、是の事然らず。今右手は習作するも左手は能くせず。是の故に別に、作者有ること無し。若し別に作者有らば、右手の習ふ所、左手も亦應さに能くすべし、而かも實には能くせず。是の故に、更に作者無し。

復次に、我有りといふ者の言はば、他の果を食するを見て口中に涎出づ是れ我の相爲りと。是の事然らず。何となれば。是れ念力の故にして、是れ我の力に非らず。又亦卽ち是れ我の因緣を破る。人は衆中に在つて涎の出づるを愧づるも、而かも涎は強ひて出でて【三二】自在なるを得ず、當さに知るべし無我なり。復次に、又顚倒の過罪有り、先世の是の父にして、今世の子と爲らば、是の父と子との我は一にして但身のみ異る有り。一舍從り一舍に至るも、父なるが故に是れ父にして、異舍に入るを以ての故に便ち異り有るにあらざるが如し。若し我有らば、是の二は應さに一なるべし。是の如きは則ち大過有り。

若し無我なるも五陰の相續の中に亦是の過有りと謂はば、是の事然らず。何となれば、五陰は相續

【三二】不得自在とは自由に爲するる能はずの意。若し我ありとせば、其我によつて自由に爲し得て、自己の意のままに爲るべき筈なり。自在は自由といふと同じ。

すと雖も或時は用有り、或る時は用無し。蒲桃の漿は持戒の者は應さに飲むべく、蒲桃の酒は應さに飲むべからず、若し變じて苦酒と爲さば還た復應さに飲むべきが如し。五陰の相續も亦是の如く、用有り不用有り、若し始終一我ならば是の如き過有るも、五陰の相續には是の如き過無し。但五陰和合するが故にのみ假りに名づけて我と爲す、決定有ること無し。樑椽和合して舍有り、樑椽を離れて別の舍無きが如く、是の如く五陰和合するが故に我有り、若し五陰を離るれば實には別の我無し。是の故に我は但假名のみ有つて定實有ること無し。汝先に受を離れて別に受者有り、受を以て受者を分別し、是れ天、是れ人なりと說きしこと、是れ皆然らず。當さに知るべし但受のみ有りて別の受者無し。若し受を離れて別に我有りと謂はば、是の事然らず。若し受を離れて我有らば、云何が是の我相を說き得可き。若し相の說く可き無くんば、則ち受を離れて我無し【一五二】。若し身を離れて我無く、但身のみ是れ我なりと謂ふも、是れ亦然らず。何となれば、身には生滅の相有り、我は則ち爾らず。復次に、云何が受を以て卽ち受者と名づけん【一五三】。若し受を離れて受者有りと謂ふも、是れ亦然らず。若し五陰を受けずして而かも受者有らば、應さに五陰を離れて別に受者有るべく、眼等の根にて得可くして而かも實には得可からず【一五四】。是の故に我は受を離れず、是の受に卽せず、亦無受に非らず、亦復無にも非らず。此は是れ定まれる義なり。是の故に當に知るべし過去世に我有りとは是の事然らず【一五五】。何

【一五二】以上第五偈の釋。
【一五三】以上第六偈の釋。
【一五四】以上第七偈の釋。
【一五五】以上第八偈の釋。

となれば、

過去に我は作ならずとは、是の事然らず。過去世の中の我が、今に異なるも亦然らず〔二五六〕。（第九偈）

若し異有りと謂はば、彼れを離れて應さに今有るべく、我は過去世に住し、而かも今の我自ら作せん〔二五七〕（第十偈）

是の如くんば則ち斷滅にして、業の果報を失す。彼作して而かも此れ受く、是の如き等の過有り〔二五八〕。（第十一偈）

先に無にして而かも今有ならば、此の中にも亦過有り。我は則ち是れ作法、亦は是れ無因爲らん〔二五九〕。（第十二偈）

過去世の中の我は今の我と作らずとは、是の事然らず。何となれば、過去世の中の我と今の

【二五六】過去我不作、是事則不然、過去世中我、異今亦不然。
Na'bhūm atītam adhvānam
ity etan no'papadyate
Yo hi janmasu pūrveṣu
tato'nyo na bhavaty ayaṁ.
「過去時には昔はあらざりきといふ此事は正しからず。何となれば前生に於けるものより異なりて此ものあるにあらざればなり」（第三偈[illegible]）

【二五七】若謂有異者、離彼應有今、我住過去世、而今我自作。
Yadi hy ayaṁ bhaved anyaḥ
pratyākhyāyā'pi taṁ bhavet
Tathai'va ca sa saṁtiṣṭhet
tatra jāyeta vā nirṛtaḥ).
「若し此〔現在の我〕が〔過去の我より〕異らば、其〔過去の我〕を離れても〔此は〕有るに至るべし。然らば其〔我〕は其處に生すべきか或は不死にして生すべし。」

【二五八】如是則斷滅、失於業果報、彼作而此受、有如是等過。
Ucchedaḥ karmaṇāṁ nāśaḥ
tathā'nyena kṛta'karmaṇāṁ
Anyena paribhogaḥ syād
evamādi prasajyate.
「斷滅、諸業の滅失、及び他によつて作られたる諸業が、此れより他のものによりて受用せらる、此の如き等の過謬が來るべし。」
[illegible]なれば、前と共に讀むべきなり」。又此第十一偈は、梵文の[illegible]ど、梵文[illegible]て[illegible]を取りたり。

【二五九】先無而今有、此中亦有過、我則是作法、亦爲是無因。
Na'py abhūtvā samudbhūto

我と異ならず。若し今の我と過去世の我と異ならば、應さに彼の我を離れて而かも今の我有るべし。又過去世の我は、亦彼に住し、此の身は自ら更に生ずべし。若し爾らば卽ち斷邊に墮して諸業の果報を失す。又彼の人罪を作し此の人報を受けん。是の如き等の無量の過有り。又是の我應さに先に無くして而かも今有るも、是れ亦過有り。我は則ち是れ作法、亦は是れ無因より生ぜん。是の故に過去の我は今の我と作らざること、是の事然らず。復次に、

過去世の中の、有我と無我との見、若しくは共と若しくは不共との如き、是の事皆然らず（一六〇）。

（第十三偈）

是の如く推求するに、過去世の中の邪見、有、無、亦有亦無、非有非無、是の諸の邪見は先に說く因緣の過の故に是れ皆然らず。

我は未來世に於て、作と爲し不作と爲す、是の如きの見は、皆過去世に同じ（一六一）。（第十四偈）

我は未來世の中に於て作と爲し不作と爲す、是の如き四句過去世の中の過咎の如く、應さに此の中

doso hy atra prasajjyate,
Kṛtako vā bhaved ātmā
vaiśbhito va py ahetukaḥ.

「〔先に〕存在せずして〔今〕生じたるにあらず。何となれば此中に過失が來ればなり。〔即ち〕我は所作のものなるか又は無因のものなるべし。」

作法又は所作のものとは作られたるものの意。

【一六〇】如過去世中、有我無我見、
若共若不共、是事皆不然。
Evaṁ dṛṣṭir atīte yā nā 'bhūn ahaṁ abhūm ahaṁ
Ubhayaṁ no 'bhayaṁ ce 'ti nai 'ṣā samupapadyate.

【一六一】我於未來世、爲作爲不作、
如是之見者、皆同過去世。
Adhvany anāgate kiṁ nu bhaviṣyāmī 'ti darśanam
Na bhaviṣyāmi ce 'ty etad atītenā 'dhvanā samam.

に在つて說くべし。復次に、

若し天即ち是れ人ならば、則ち常邊に墮す。天は則ち無生と爲る、常法は生ぜざるが故に（一六二）。（第十五偈）

若し天即ち是れ人ならば、是れ則ち常と爲す。若し天にして人中に生ぜずんば、云何が名づけて人と爲さん。常法不生の故に、常も亦然らず。復次に、

若し天にして人に異ならば、是れ即ち無常と爲す。若し天にして人に異ならば、是れ即ち相續無し（一六三）。（第十六偈）

若し天と人と異ならば則ち無常と爲す。無常は則ち斷滅等の過を爲す。先に過を說くが如し。若し天と人と異ならば則ち相續無し。若し相續有らば異と言ふを得ず。復次に、

若し半天半人ならば、則ち二邊に墮す。常と及び無常となり。是の事則ち然らず（一六四）。（第十七偈）

若し衆生にして半身は是れ天、半身は是れ人ならば、若し爾らば則ち常、無常有り。半天は是れ常、半人は是れ無常なり。但是の事然らず。何とな

【一六二】若天即是人、則墮於常邊、天則爲無生、常法不生故。
Sa devaḥ sa manuṣyaś ced
evaṁ bhavati śāśvatam
Anutpannaś ca devaḥ syāj
jāyate na hi śāśvatam.

【一六三】若天異於人、是則爲無常、若天異人者、是則無相續。
Devād anyo manuṣyaś ced
aśāśvatam ato bhavet.
Devād anyo manuṣyaś cet
saṁtatir no'papadyate.

【一六四】若半天半人、則墮於二邊、常及於無常、是事則不然。
Divyo yady ekadeśīḥ syād
ekadeśaś ca mānuṣaḥ
Aśāśvataṁ śāśvataṁ ca
bhavet tac ca na yujyate.
「若し一部分は天的にして一部分は人的ならば、無常にして又常住なるべし。然も斯の如きは正しからず。」

れば、一身に二相の過有るが故に。復次に、

若し常と及び無常と、是の二倶に成ぜば、是の如くんば則ち應さに、非常非無常を成ずべし。(一六五)

(第十八偈)

若し常と無常との二倶に成ぜば、然る後に非常と非無常とを成ぜん。常と無常とは相違するが故に、今實には常と無常とは成ぜず。是の故に非常と非無常とも亦成ぜず。復次に、今生死無始も是れ亦然らず。何となれば、

法若し定んで來有り、及び定んで去有らば、生死は則ち無始なり。而かも實には此の事無し(一六六)

(第十九偈)

法若し決定して從來する所有り、從去する所有らば、生死は則ち應さに無始なるべし。是の法を智慧を以て推求するに從來する所有り、從去する所有るを得ず。是の故に生死無始なること、是の事然らず。復次に、

今若し常有ること無くんば、云何が無常亦常亦無常、非常非無常有らん(一六七)(第二十

【一六五】若常及無常、是二倶成者、如是則應成、非常非無常。

Aśāśvataṁ śāśvataṁ ca prasiddham ubhayaṁ yadi
Siddhe na śāśvataṁ kāmaṁ nai'vā'śāśvatam ity api.

「無常と常とが倶に二として成ぜらるれば、又隨意にあらず、無常にあらず、の二も成ず。」

【一六六】法若定有來、及定有去者、生死則無始、而實無此事。

Kutaś cid āgataḥ kaś cit kiṁ cid gacchet punaḥ kva cit
Yadi tasmād anādis tu saṁsāraḥ syān na cā'sti saḥ.

【一六七】今若無有常、云何有無常、非常非無常。

Nā'sti cec chāśvataḥ kaś

偈）

若し爾らば、智慧を以て推求するに、法として常を得可き者無し。誰れか當さに無常有るべき。常に因つて無常有るが故に。若し二倶に無くんば云何が亦有常亦無常有らん。若し有常無常無くんば、云何が非有常非無常有らん。亦有常亦無常に因るが故に、非有常非無常有り。是の故に過去世に依止する常等の四句は不可得なり。有邊無邊等の四句の未來世に依止する、是れ亦不可得なり。今當さに說くべし。何となれば、

若し世間有邊ならば、云何が後世有らん。若し世間無邊なるも、云何が後世有らん（二六）（第二十一偈）

若し世間有邊ならば、應さに後世有るべからず。而かも今實には後世有り。是の故に世間の有邊なるは然らず。若し世間無邊なるも、亦應さに後世有るべからず。而かも實には後世有り。是の故に世間の無邊なるも亦然らず。復次に、是の二邊不可得なり。何となれば、

cit ko bhaviṣyaty aśāśvataḥ.

Śāśvato 'śāśvataś ca'pi

[illegible]

「若し如何にして常も在せずとせば、如何なる無常、常と無常、及び此二より離るるものかあらん。」此二より離るるものとは常と無常の二か否定する非有常非無常なり。故に護譯にては前に非常非無常となす。[illegible]

[illegible]

長行よりは少しく簡なれど殆んど同じ。

【二六】若世間有邊、云何有後世、若世間無邊、云何有後世。

Antavān yadi lokaḥ syāt

paralokaḥ kathaṃ bhavet

Athā'py anantavāṃl lokaḥ

paralokaḥ kathaṃ bhavet.

五陰は常に相續すること、猶燈火の炎の如し。是を以ての故に世間は、應さに邊無邊なるべからず（二六九）。（第二十二偈）

五陰從り復五陰を生ず。是の五陰は次第に相續すること、衆緣和合して燈炎有るが如し。若し衆緣盡きずんば燈は則ち滅せず。若し盡くれば則ち滅せん。是の故に世間を有邊無邊と說くことを得ず。復次に、

若し先の五陰壞し、是の五陰に因つて、更に後の五陰を生ぜずんば、世間は則ち有邊なり。（第二十三偈）

若し先の陰壞せず。亦た是の陰に因つて、後の五陰を生ぜずんば、世間は則ち無邊なり（二七〇）。（第二十四偈）

【二六九】五陰常相續、猶如燈火炎、
以是故世間、不應邊無邊。
Skandhānāṃ eṣa saṃtāno
yasmād dīpā'rciṣām iva
Pravartate tasmān nā'ntā-
'nantavattvaṃ ca yujyate.
「此五陰の相續は恰かも燈炎の（相續）の如く起るが故有邊無邊は正しからず。」

【二七〇】若先五陰壞、不因是五陰、
更生後五陰、世間則有邊。
若先陰不壞、亦不因是陰、
而生後五陰、世間則無邊。
Pūrve yadi bhajyerann
utpadyeran na cā'py amī
Skandhāḥ skandhān pratītye
'mān atha loko'ntavān
bhavet.
Pūrve yadi na bhajyerann
utpadyeran na cā'py amī
Skandhāḥ skandhān pratītye
'mān loko'nanto bhaved
atha.

若し先の五陰壞し、是の五陰に因つて更に後の五陰を生ぜずんば、是の如くば則ち世間は有邊なり。若し先の五陰滅し已つて、更に餘の五陰を生ぜざるを、是れを名づけて邊と爲す。邊は末後身に名づく。若し先の五陰壞せず。是の五陰に因つて而かも後の五陰を生ぜずんば、世間は則ち無邊なり。是

れ即ち常に爲す。而かも實には然らず。是の故に世間の無邊なること、是の事然らず。世間に二種有り。國土世間と衆生世間となり。此れは是れ衆生世間なり。復次に、四百觀中に說くが如し。

　眞法及び說者、聽者得難きが故に、是の如くんば則ち生死は、有邊にも無邊にも非ず【七二】。

眞法を得ざる因緣の故に生死往來は邊有ること無し。或る時は眞法を聞くことを得て、得道するが故に、無邊と言ふを得ず。今當さに更に亦有邊亦無邊を破すべし。

　若し世間は半有邊、世間は半無邊ならば、是れ則ち亦有邊、亦無邊なり然らず【七三】。

(第二十五偈)

若し世間は半有邊半無邊ならば、則ち應さに是れ亦有邊亦無邊なるべし。若し爾らば則ち一法に二相あり。是の事然らず。何となれば、

【七二】眞法及說者、聽者難得故、如是則生死、非有邊無邊。四百論は聖提婆の著にして、支那には傳らざりしも、藏譯には完本存す。梵本は其一部のみ保存せられ、近年漸く出版せられたり。無畏論にも大德聖天(提婆)曰くとして存す。梵文月稱[illegible]にも存せず。中論疏にては註釋者青目が之を引用するなり。或は龍樹自身の引用せるものとなして何れとも斷定せず。[illegible]卷下、第二、六十七左)に[illegible]として、生得眞法、聽者甚難得、如是則生死、非有邊無邊と同一偈なり。文字の異は譯者の異なるのみ。猶ほ四百觀に就いて參照すべし。

【七三】若世半有邊、世間半無邊、是則亦有邊、亦無邊不然。

Antavān ekadeśaś ced ekadeśas tv anantavān
Syād antavān anantaś ca lokas tac ca na yujyate.

「若し一部は有邊にして一部は無邊ならば、世間は有邊にして又無邊ならん。而かも此は正しからず。」

彼の五陰を受くる者、云何ぞ一分は破し、一分は而かも破せざる。是の事則ち然らず。（第二十六偈）

受も亦復是の如し。云何ぞ一分は破し、一分は而かも破せざる。是の事亦然らず（二七三）。（第二十七偈）

五陰を受くる者、云何が一分は破し、一分は破せざる。一事にして亦常亦無常なるを得ず。受も亦是の如し。云何が一分は破し、一分は破せざらん。常無常の二相の過の故に。是の故に世間の亦有邊亦無邊、是れ卽ち然らず。今當さに非有邊非無邊の見を破すべし。

若し亦有無邊の、是の二成ずることを得ば、非有非無邊も、是れ則ち亦應さに成ずべし（二七四）。（第二十八偈）

有邊と相違するが故に無邊有り、長と相違して短有るが如し。有無と相違すれば、則ち亦有亦無有り。亦有亦無と相違するが故に、則ち非有非無有り。若し亦有邊亦無邊定んで成ぜば、應さに非有邊非無邊有るべし。何となれば、相待に因るが故に。上に已に亦有邊亦無邊の第三の句を破したり。今云何ぞ當さに非有邊非無邊有るべけん。相待無きを以ての故に。是の如く推求するに、未來世

【二七三】彼受五陰者、云何一分破、
一分而不破、是事則不然。
受亦復如是、云何一分破、
一分而不破、是事亦然。

Kathaṁ tāvad upādātur
ekadeśo vinaṅkṣyate,
Na naṅkṣyate cai'kadeśa
evaṁ cai'tan na yujyate,
Upādānai'kadeśaś ca kathaṁ
nāma vinaṅkṣyate
Na naṅkṣyate cai'kadeśo,
nai'tad apy upapadyate.

【二七四】若亦有無邊、是二得成者、
非有非無邊、是則亦應成。

Antavac cā'py anantaṁ ca
prasiddham ubhayaṁ yadi
Siddhe nai'vā'ntavat kāmaṁ
nai'vā'nantavad ity api

に依止する有邊無邊等の四見は皆不可得なり。復次に、

一切法空なるが故に、世間常等の見、何れの處何れの時に於て、誰れか是の諸見を起さん[二四]。

(第二十九偈)

[二五]上に聲聞法を以て諸見を破したり。今此の大乘の法の中に說かく、諸法は本從り以來畢竟空の性なり。是の如き空性の法の中には人無く法無し、應さに邪見と正見とを生ずべからず。處とは土地に名づけ、時とは日月歲數に名づく、誰れとは名づけて人と爲す。是れを諸見の體と名づく。若し常無常等の決定の見有らば、應當に人有つて此の見を出生すべし。我を破するが故に人の是の見を生ずること無し。應さに處所に有る色法の現見なるすら尚破すべし、何ぞ況んや時方をや。若し諸見有らば應さに定實有るべし。若し定あらば則ち應さに破すべからず。上より來種種の因緣を以て破したり。是の故に當さに知るべし、見に定體無し、云何ぞ生ずることを得ん。偈に說くが如し、何れの處何れの時に於て、誰れか是の諸見を起さんと。

瞿曇大聖主憐愍して是の法を說き、悉く一切の見を斷ぜしめん。我れ今稽首し禮す[二六]。(第三十

[二四] 一切法空故、世間常等見、何處於何時、誰起是諸見。
Atha vā sarvabhāvānāṃ śūnyatvāc chāśvatādayaḥ
Kva kasya katame kasmāt saṃbhaviṣyanti dṛṣṭayaḥ.

[二五] [illegible]

[二六] 瞿曇大聖主、憐愍說是法、悉斷一切見、我今稽首禮。
Sarvadṛṣṭiprahāṇāya yaḥ saddharmam adeśayat
Anukampām upādāya taṃ namasyāmi gautamam.
〔一切見を斷ぜしめんが爲に憐愍を以て正法を說き給ひし瞿曇に我今歸命し奉る。〕

偈）

一切の見とは略說すれば則ち五見、廣說すれば則ち六十二見なり。是の諸見を斷せしめんが爲めの故に法を說く。大聖主瞿曇は是れ無量無邊不可思議の智慧者なり。是の故に我れ稽首し禮す。

國譯中論終

釋僧肇序

百論は蓋し是れ聖心に通ずるの津途、眞諦を開くの要論なり。佛（一）泥曰の後八百餘年、出家大士有り、厥の名は提婆、玄心獨悟、儁氣高朗、道當時に映き、神世表に超えたり。故に能く（二）三藏の重關を闢き、（三）十二の幽路を坦ぐ。（四）擅に迦夷に歩ひ、法の城塹となる。時に外道紛然として異端競ひ起り、邪辯眞に逼り、殆ど正道を亂す。乃ち仰いで聖教の陵遲を慨き、俯して群迷の縱惑を悼み、將に遠く沈淪を拯はんとす、故に斯の論を作る。正を防り邪を閑むる所以、大に宗極を明にするものなり。是を以て正化之れを以て隆り、邪道之れを以て替る。夫れ衆妙を領括するに非ずんば孰か能く斯の若くならん。論に百偈有り、故に百を以て名と爲す。理致淵玄、群籍の要を統べ、文旨婉約、制作の美を窮む。然かも至趣幽簡にして、其の門を得るもの尠し。

【一】刊本及び百論疏に泥曰とあり、出三藏記所集の序には泥洹とあり。泥曰は涅槃、泥洹に同じ。

【二】經律論を三藏といふ。三藏といへば當時は小乘教を稱す。重關とは百論疏に三の不三と權の實との二義を以て釋すれど、單に難解の意と見るも可なり。

【三】十二は十二部經をいふ。一切の經を其性質形式等より十二に分類せるものなれば凡ての教といふ意なり。幽路は難了の意。前の重關と對す。

【四】擅とあるは非なり。擅は獨の意。迦夷は迦夷羅にて迦維羅衛城(Kapilavastu)、即ち佛陀出世の處。

品。【一〇】品各五偈あり。後の十品は其の人以て此の土に益無しと爲し、故に闕いて傳はらず。冀くは明識の君子、詳にして攬れ。

【一〇】品各五偈といふも現存漢譯のものは此れに合せず、其の理由は百論序疏に曰ふが如く、註人釋するに廣略有ることと、翻論人重ねて増減せしことと、漢語異ることとの爲なり。

國譯百論

卷の上

捨罪福品第一

【論】(一)佛の足を頂禮し奉る、哀、世尊、無量劫に於て衆苦を荷ひ、煩惱已に盡き習も亦除き、梵釋龍神咸く恭敬す。亦、無上にして世を照らすの法、能く瑕穢を淨め戲論を止むる、諸佛世尊の所說と、並びに及び八輩の應眞僧とを禮し奉る。

【釋】(二)外の曰はく、偈に世尊の所說と言ふ、何等か是れ世尊なる。

(三)內の曰はく、汝何が故に是の如き疑を生ずるや。

【一】頂禮佛足哀世尊、於無量劫荷衆苦、煩惱已盡習亦除、梵釋龍神咸恭敬。亦禮無上照世法、能淨瑕穢止戲論。諸佛世尊之所說、並及八輩應眞僧。

頂禮は咸恭敬までかかる語なり。佛の足を頂禮し奉るが主文章にして、哀世尊以下は凡て佛と同格の語、卽ち佛の形容語なり。哀は Karuṇin 卽ち哀憐を有する人の譯語なるべく、佛の異名なり。世尊も亦異名なり。荷衆苦は衆生の爲めに荷ふなり、故に哀の說明ともなる。煩惱已に盡き、其煩惱の習氣（Vāsanā）もなければ、苦ある理なけれども衆生の爲めに苦を荷ふなり。梵は梵天（Brahmā）、釋は釋提

を誦し、六諦に於て、(三)求那諦の中に、日に三たび洗ひ、再び火を供養する等和合して神分に善法を生ずと言ひ、勒沙婆の弟子は、(三)尼乾子・經を誦し、五熱身を炙し、髮を拔く等の受苦の法、是れを善法と名づけ、又(四)諸師有り、自餓の法を行じ、淵に投じ、火に赴き、自ら高巖より墜ち、寂默し、常に立ち、牛戒を持つ等、是れを善法と名づく。是の如き等皆是れ不淨の法なり、何を以てか、獨り佛のみ能く說くと言ふや。

內の曰はく、是れ皆邪見にして、正見を覆ふが故に、能く淸淨の法を說くこと能はず。是の事後に廣く說くべし。

外の曰はく、佛は何等の善法の相を說くか。

內の曰はく、

百論の主意に從ふものの言ふ所を示す。

【四】刊本に牽とあるも、三本及び疏に韋とあり。[illegible]

【五】[illegible]

【六】迦毘羅(Kapila)、[illegible]ともあり。黄頭仙など譯す。數論學派(即ち僧佉派 Sāṅkhya)の[illegible]とせらるる人なり。

【七】優樓迦(Ulūka)。嘔露迦[illegible]ともあり。[illegible]仙など譯さる。[illegible]梟の意。勝論學派(即ち衛世師派 Vaiśeṣika)の開祖とせらるる人なり。迦那陀(Kaṇāda)とも稱せらる。

【八】勒沙婆(Ṛṣabha)は耆那教(Jaina)即ち尼乾子(Nigantha)の遠祖にして初主(Ādinātha)と尊稱せらる。耆那教は佛教の過去七佛の如く、過去廿四祖を認む。勒沙婆は其第一祖なり。故に初主といはる。尼乾子[illegible]とす。

【九】僧佉經(Sāṅkhya-sūtra)は僧佉派の經典の意にして、[illegible]佉經 Sāṅkhya-sūtra)と同一にはあらず。破神品第二の初の註を見よ、[illegible]の弟子とは必ずしも[illegible]の直接の弟子にはあらず。凡て[illegible]

益語、意の慈悲、正見等なり、是の如き種種の清淨法、是れを善法と名づく。何等をか行と爲す。是の善法中に於て、信受し修習する、是れを名づけて行と爲す。

外の曰はく、

〔論〕（一七）汝經有過、初不吉故（汝が經に過有り。初め吉ならざるが故に）。

〔釋〕諸師（一）經を作るの法、初めに吉を説くが故に、義味解し易く、法音流布す。若し智人讀誦念知すれば、便ち增壽威德尊重を得。經有り、（一八）婆羅呵波帝（秦には廣主經と言ふ）と名づくるが如き、是の如き經等、初めに皆吉と言ふ。初吉なるを以ての故に中、後も亦吉なり。汝の經は初めに惡を説くが故に是れ吉ならず。是れを以て汝が經に過有りと言ふなり。

那教にて常になす所なり。常立は常に太陽を凝視し立つ苦行の一種。牛戒を持つは牛の如き生活をなすなり。此等は凡て之によりて昇天を願ふなり。故に此等を各〻善法となすなり。疏に以上を十師と爲したり。

【一五】惡はPāpman 善はPuṇya の譯なるべし。品名の捨罪福の罪はAdharman 福はDharman を譯するが、譯者の通例なれば、罪福と惡善と大體は同一なれど、語としては異る。註の(二)にいへる如く白抜きの文字は漢譯文になし。但し百論の本文たるを示す爲め漢譯者は割註に必ず修妬路の三字を置く。修妬路はSūtraにて經の意なれど、是本文なることを示す文字なり。此文字の代りに以下凡て(論)を其頭に附す。(釋)は全く此國譯者の附したるものなり。此論は本文と註釋と一見明ならざれば之を明にする爲に、特に論の本文のみは漢文を存し其下に括弧を設けて和譯すべし。

【一六】以上身三口四意三を十不善道、又は十惡道となす。貪、瞋惱、邪見は四種と見られ易けれども然らず。瞋惱は瞋恚と同じ。

【一七】印度にては一の善には其初めは必ず吉祥の意味の語を用ひて書出すを法とす。今此百論の本文は初めに惡い文字ある故に不吉の難あるなり。

【一八】婆羅呵波帝はBārhaspatyaにして、經名としてはBārhaspatya-sūtra なり。Bārhaspatya はBṛhaspati を奉ずる派をいひ、廣主の譯は文字通の譯なり。疏に廣主經者明二治化之道一廣明二國主之德一、或言二是歲星天子所造一、或言二

に無窮なるが故に、生じて更に生有るを以ての故に。亦共よりも生ぜず、(三)二俱に過なるが故に。凡そ生法に三種有り。自と他と共となり。是の三種の中に求むるに不可得なり。是の故に吉事無し。

外の曰はく、

□ 是吉自生故、如鹽(是の吉自ら生ずるが故に。鹽の如し)。

□ 譬へば鹽の自性鹹にして、能く餘物をして鹹ならしむるが如く、吉も亦是の如く、自性吉にして、能く餘物をして吉ならしむ。

內の曰はく、

□ 前已破故、亦鹽相鹽中住故(前に已に破するが故に。亦鹽の相は鹽中に住するが故に)。

□ 我れ先に法として自性より生ずるもの有ること無しと破しぬ。復次に汝の意に鹽は因緣從り生ず、是の故に鹽は自性鹹ならずと謂はば、我れ汝が語を受けず。今當に還た汝が語を以て汝が所說を破すべし。鹽は他物と合すと雖、物は鹽とならず。鹽の相は鹽の中に住するが故に。譬へば牛の相は馬の相とならざるが如し。

外の曰はく、

□ 如燈(燈の如し)。

【三】 二俱過故の二は自と他との二なり。

【釋】譬へば【三】燈の既に自ら照し、亦能く他を照すが如く、吉も亦是の如く、自ら吉にして、亦能く吉ならざる者をして吉ならしむ。

內の曰はく、

【修】燈自他無闇故（燈には、自にも他にも闇無きが故に）。

【釋】燈には自ら闇無し。何となれば、明と闇とは並はざるが故に、燈には亦能照と不能照とも無きが故に、亦二相の過の故に、一には能照、二には受照なり、是の故に燈は自ら照さず。所照の處にも亦闇無し、是の故に他を照す能はず。闇を破するを以ての故に照と名づく。闇の破すべき無きが故に照に非ず。

外の曰はく、

【修】初生時二俱照故（初めて生ずる時、二俱に照すが故に）。

【釋】我れに燈は先に生じて、後に照すと言はず、初めて生ずる時に自ら照し亦能く他を照すなり。

內の曰はく、

【修】不然、一法有無相不可得故（然らず。一法に有無の相不可得なるが故に）。

【釋】初生の時を半生半未生と名づく。生じて照す能はざること前に說けるが如し。何に況んや未照にして能く照す所有らんや。復次に一法云何ぞ亦は有相、亦は無相ならん。

【三】燈の譬に關しては中論觀三相品第七の第九偈以下等を參照すべし。

復次に、

〔論〕不到闇故(闇に至らざるが故に)。

〔釋〕燈は若しくは已生なるも、若しくは未生なるも、倶に闇に到らず、性相違するが故に。燈若し闇に到らずんば、云何が能く闇を破せん。

外の曰はく、

〔論〕如呪星故(呪星の如くなるが故に)。

〔釋〕若し遙に遠人を呪して能く惱さしんに、亦星の變は天に在れど人をして不吉ならしむるが如く、燈亦是の如し。闇に到らずと雖、而かも能く闇を破す。

内の曰はく、

〔論〕太過實故(太だ實を過ぐるが故に)。

〔釋〕若し燈力を有し闇に到らずして、而かも能く闇を破せば、何ぞ天竺に燈を照して〔三〕振旦の闇を破すること、呪星の力の能く遠きに及ぶが如くならざる。而かも燈の事は爾らず。是の故に汝の喩は非なり。

復次に、

〔三〕振旦は三本に震旦ともあり。支那をいふ。此國名は恐らく原梵文には印度の一地方の名を擧げありしを譯する際支那の人に解し易き爲め振旦とせしにあらざるか。百論は二回譯され、而かも譯者が多少筆を加へたるものなればなり。僧叡開士自ら振旦を知り居りしかは大なる疑問なり。

■ 若初吉餘不吉(若し初め吉ならば、餘は吉ならず)。

■ 若し汝の初めに吉と云はば餘は應さに吉ならざるべし。若し餘も亦吉ならば、汝初め吉と言ふは是れ妄語爲り。

外の曰はく、

■ 初吉故餘亦吉(初め吉なるが故に、餘も亦吉なり)。

■ 初め吉の力あるが故に餘も亦吉なり。

内の曰はく、

■ 不吉多故、吉爲不吉(不吉多きが故に吉も不吉と爲る)。

■ 汝經の【二四】初めに吉と言はば、則ち多は不吉なり。不吉多きを以ての故に、應さに吉は不吉となるべし。

【二四】初め吉なるは其餘の多は不吉となるべし。

外の曰はく、

■ 【二五】如象手(象の手の如し)。

■ 譬へば象は手を有するが故に有手と名づけ、眼耳頭等を有するを以て、名づけて有眼耳頭と爲さざるが如く、是の如く、少しの吉の力を以ての故に、多くの不吉をして吉爲らしむ。

内の曰はく、

[illegible] 不然、無象過故（然らず。象なきの過の故に）。

[illegible] 若し象と手と異らば頭足等とも亦異る。是の如くんば則ち別の象無し。若し分中に、(二六)有分具せば何ぞ頭の中に足有らざる。(二七)破異品中に說くが如し。若し象と手と異らざるも、亦別の象無し。若し有分と分と異らずんば、頭は應さに是れ足なるべし、二事は象と異らざるが故に。(二八)破一品中に說くが如し。是の如く、吉事は種種の因緣に求むるに不可得なり。云何ぞ初め吉なるが故に中後も亦吉なりと言はん。

外の曰はく、(二九)惡止の止は妙、何ぞ初めに在らざる。

內の曰はく、行者は先に惡を知るを要す。然して後に能く止む。是の故に先に惡、後に止なり。

外の曰はく、

[illegible] 善行應在初、有妙果故（善行は應さに初めに在るべし、妙果有るが故に）。

[illegible] 諸の善法は妙果有り。行者は妙果を得んと欲するが故に惡を止む。是の如くならば應さに先に善行を說き、後に惡止を說くべし。

【二五】 象は梵 Hastin 此は手（Hastin）を有する者の意なり。

【二六】 分は Avayava にて一部分なり。支とも譯さる。有分は Avayavin にて部分を有するもの、即ち全體なり。一部分なる頭の中に全體あらば、其全體の中の一部分たる足も頭の中にあるべき理なり。

【二七】 下の第三品を指す。同本に破異中とあれど、宋及び三本には破異品中とあり。

【二八】 下の第三品を指す。

【二九】 惡は止めらるるよからざるもの、止は惡を止むるよきもの即ち妙なり。故に何故に止惡といはずして、殊に惡止と初頭にいふや、惡止と同じ意味を、吉なる止惡の語にて表はし得るに非らずやの意。

内の曰はく、次第法の故に、先に麤垢を除き、次に細垢を除く。若し行善にして惡を止めざれば、善を修すること能はず。是の故に先に麤垢を除き後に善法に染む。譬へば衣を洗ふに先に垢を去り、然る後に染む可きが如し。

外の曰はく、已に惡止を說く、應さに復善行を言ふべからず。

内の曰はく、

【修】布施等善行故（布施等は善行なるが故に）

【論】布施は是れ善行にして、是れ惡止に非ず。復次に大菩薩の如く、惡已に先に止みて、〔三〇〕四無量心を行じ、衆生を憐愍して、他命を保護す。是れ即ち善行にして止惡に非ず。

外の曰はく、布施は是れ慳を止むるの法なり。是の故に布施は應さに是れ止惡なるべし。

内の曰はく、然らず。若し布施せざるは、便ち是れ惡ならば、諸の布施せざるは悉く應さに罪有るべし。復次に、諸漏盡の人は慳貪已に盡く、布施の時に何の惡をか止めん。或は人有つて布施を行ずと雖も慳心止まず。〔三一〕縦ひ復能く止むも、然かも善行を以て本とす。是の故に布施は是れ善行なり。

【三〇】四無量心とは慈(Maitrī)、悲(Karuṇā)、喜(Muditā)、捨(Upekṣā)の四にて、[illegible]力に於て、又その結果に於て[illegible]無量なるが故にいふ。[illegible]には身口に就いて止と行との異を明し、今は意地に約して止と行との異を辨ず。六菩薩は惡の止むべきなきも而かも善を行ず。故に善行が是止惡にはあらずとあり、[illegible]ずしも善行を[illegible]とせず、[illegible]。

【三一】[illegible]の心を[illegible]し、[illegible]の果を求めんとす、之に[illegible]つて慳を止め得とするも、且は本意にあらず。故に善行を以て本と為すの意と解す。

外の曰はく、已に善行を説く、應さに復惡止を説くべからず。何となれば、惡止は卽ち是れ善行なるが故に。

内の曰はく、止相は息なり、行相は作なり、性相違するが故に。是の故に善行を説くも、惡止を攝せず。

外の曰はく、是の事實に爾り。我れ惡止と善行と是れ一相なりと言はず。但惡止むときは則ち是れ善法なり。是の故に若し善行を言はば、應さに復惡止を言ふべからず。

内の曰はく、應さに惡止と善行とを説くべし。何となれば、惡止は受戒の時、諸の惡を息むに名づく。善行は善法を修習するに名づく。若し但善行の福のみを説いて、惡止を説かずんば、人有つて受戒惡止するも、若しくは心不善、若しくは心無記ならば是の時善を行せざるが故に、應さに福有るべからず。是の時惡止むが故に亦福有り。是の故に應さに惡止を説くべし。亦應さに善行をも説くべし。

論 是惡止善行法、隨衆生意故、佛三種分別、下中上人施戒智(是の惡止善行の法、衆生の意に隨ふが故に、佛は三種に分別す、下、中、上人の施、戒、智なり)。

釋 行者に三種有り、下智の人には布施を敎へ、中智の人には持戒を敎へ、上智の人には智慧を敎ふ。布施は他を利益し、財を捨つる相應思、及び身口業を起すに名づく。持戒は若しくは口に語り、若しくは心に生じ、若しくは受戒して、今日從り復三種の身邪行、四種の口邪行を作さざるに名づ

く。智慧は、諸法の相中、心定にして動せざるに名づく。何を以て下、中、上を說くや。利益衆生するが故に。布施は少利益、是れを下智と名づけ。持戒は中利益、是れを中智と名づけ、智慧は上利益、是れを上智と名づく。復次に施の報は下、戒の報は中、智の報は上なり。是の故に下、中、上の智を說く。

外の曰はく、布施は皆是れ下智なりや不や。

内の曰はく、然らず。何となれば、施に二種有り。一には不淨、二には淨行なり。不淨の施は是れを下智人と名づく。

外の曰はく、何等を不淨の施と名づくるや。

内の曰はく、

【論】爲報施是不淨、如市易故（報の爲めに施すは是れ不淨なり。市易の如くなるが故に）。

【疏】報に二種有り。現報と後報となり。現報は、名稱敬愛等なり。後報は、後世の富貴等なり。是れを不淨施と名づく。何となれば、還つて得んと欲するが故なり。譬へば賈客の遠く他方に到り、雜物を持し、多く饒益する所ありと雖、然かも衆生を憐愍するに非らず、自ら利を求むるを以ての故に、是の業は不淨なるが如く、布施して報を求むるも亦復是の如し。

外の曰はく、何等を淨施と名づくるや。

内の曰はく、若し人他を愛敬利益するが故に、今世後世の報を求めずして、衆の菩薩及び諸の上人の清淨施を行ずるが如くなる、是れを淨施と名づく。

外の曰はく、持戒は皆是れ中智の人なりや不や。

内の曰はく、然らず。何となれば、持戒に二種有り。一には不淨、二には淨なり。不淨の持戒は中智の人と名づく。

外の曰はく、何等か不淨の持戒なる。

内の曰はく、

論 持戒求樂報、爲婬欲故、如覆相（持戒して樂の報を求め、婬欲の爲めの故に。覆相の如し）。

釋 樂の報に二種有り、一には生天、二には人中の富貴なり。若しくは持戒して天上に天女と娛樂せんことを求め、若しくは人中に五欲樂を受けんとす。何となれば、婬欲の爲めの故なり。覆相の如しとは、内に他の色を欲し、外に親善を詐るなり。是れを不淨の持戒と名づく。（三二）阿難が難陀に語るが如し。

（三三）「羝羊相觸れ、前を將ゐて而して更に却くが如く、汝欲の爲めに戒

【三二】 阿難(Ānanda)。佛の十大弟子の一人にて、常に佛に隨侍し、多聞第一と稱せらる。難陀(Nanda)の出家の因緣は出曜經第廿四(藏六、二十八左)に存すれども詳しくは本行集經第五十六、五十七(辰九、五十七左以下)に見ゆ。出家して後初めの中は一意天上にて天女と娛樂するの報を得ん爲めに持戒を怠らざりき。此後阿難は佛陀の命によりて此難陀を度したり。此引用の偈は此時のものなるべし。此偈を引用せるは如覆相故の例證としてなり。

【三三】 如羝羊相觸　將前而更却　汝爲欲持戒　其事亦如是。身雖能持戒　心爲欲所牽　斯業不淸淨　何用是戒爲。

を持つこと其の事亦是の如し。身は能く戒を持つと雖、心は欲の爲めに牽かる。斯の業清淨ならず、何すれぞ是の戒を用つて爲ん。」

外の曰はく、何等を淨の持戒と名づくるや。

内の曰はく、行者是の念を作す、一切の善法は戒を根本とす、持戒の人は則ち心悔いず、悔いざれば則ち歡喜す、歡喜すれば則ち心樂しむ、心樂しめば一心を得、一心ならば實智を生ず、實智生ずれば則ち厭を得、厭を得れば則ち欲を離る、欲を離るれば解脱を得、解脱すれば涅槃を得。是れを淨の持戒と名づく。

外の曰はく、

[illegible] 若上智者、鬱陀羅伽、阿羅邏等爲上(若し上智なるは【註】鬱陀羅伽、阿羅邏等を上とするや)。

[illegible] 若し行智の人、是れを上智と名づけば、今鬱陀羅伽、阿羅邏外道等適さに上智の人と爲すべし。

内の曰はく、然らず。何となれば、智にも亦二種有り、一には不淨、二には淨なり。

【註】目本に阿羅邏を脱す。三本にはあり。疏にも之を認め居るを知る。鬱陀羅伽(Udraka Rāmaputra [illegible]なり、[illegible]此人の[illegible]佛出家し未だ成道せざる前に問ひたる二仙人の一人。阿羅邏(Ārāḍa kālīma 又はĀlāra Kālāma 是も[illegible]なり)、此人も[illegible]する二仙人の一人なり。何れも[illegible]宗教家なりしなり。何れも佛陀よりも四十五年[illegible]に死したり。

外の曰はく、何等をか不淨智と名づく。

内の曰はく、

【論】為世界繫縛故不淨、如怨來親(世界に繫縛せらるるが故に不淨なり。怨の來り親しむが如し)。

【釋】世界智は能く生死を增長す。何となれば、此の智還つて繫縛するが故に。譬へば怨家の初め詐つて親附し、久しければ則ち害を生ずるが如し。世界智も亦是の如し。

外の曰はく、但此の智のみ能く生死を增長す。施戒も亦爾るや。

内の曰はく、

【論】取福捨惡是行法(福を取り、惡を捨つるは是れ行法なり)。

【釋】福は福報に名づく。

外の曰はく、若し福は福報に名づけば、何を以て(三五)修妬路の中に但福とのみ言ふや。

内の曰はく、福は因に名づく、福報は果に名づく。或は因を說いて果と為し、或は果を說いて因と為す。此の中には因を說いて果とす。譬へば千兩の金を食すといふが如し。金は食すべからざるも、金に因つて食を得るが故に金を食すと名づく。又畫を見て是れ好手と言ふが如し。手に因つて畫くことを得るが故に好手と名づく。取るとは著するに名づく。福報に著するなり。惡は先に已に說きたり。行とは人を將ゐて常に生死の中に行かしむるに名づく。

【三五】 註(一五)を見よ。

外の曰はく、何等か是れ不行法なる。

內の曰はく、

〔論〕俱捨（俱に捨するなり）。

〔釋〕俱にとは福報、罪報に名づく。捨すとは心著せざるに名づく。心福に著せずんば、復び五道に往來せず。是れを不行法と名づく。

外の曰はく、

〔論〕福不應捨、以果報妙故、亦不說因緣故（福は應さに捨つ可からず、果報妙なるを以ての故に。亦因緣を說かざるが故に）。

〔釋〕諸の福の果報は妙なり。一切の衆生は常に妙果を求む、云何が捨つべき。又佛の言へるが如し、諸比丘、福に於て畏るること莫かれと。汝今又因緣を說かず。是の故に應さに福を捨つべからず。

內の曰はく、

〔論〕福滅時苦（福滅する時は苦なればなり）。

〔釋〕福は福報に名づけ、滅は失壞に名づく。福の報滅する時、所樂の事を離れ大憂苦を生ず。佛の說くが如し、樂受の生ずる時は樂、住する時は樂、滅する時に苦なりと。是の故に應さに福を捨つべし。又佛の福に於て畏るること莫かれと言へるが如きは、助道、應さに行ずべきが故なり。佛の說く、

が如く、(三六)福すら尚捨つべし。何に況んや罪をや。
外の曰はく、罪と福とは相違するが故に。汝福の滅する時苦なりと言はば、罪の生じ住する時も應さに樂なるべし。
内の曰はく、
【論】罪住時苦(罪の住する時苦なり)。
【釋】罪は罪報に名づく。罪報の生ずる時苦なり。何に況んや住する時をや。佛の說くが如し、苦受の生ずる時は苦、住する時は苦、滅する時は樂なりと。汝罪と福とは相違するが故に、罪の生ずる時は應さに樂なるべしと言はば、今當に答ふべし、汝何ぞ福と罪とは相違するが故に、罪の滅する時は樂、生じ、住する時は苦なりと言はざる。
外の曰はく、
【論】常福無捨因緣故不應捨(常の福には捨の因緣無きが故に應さに捨つべからず)。
【釋】汝福を捨つるの因緣を說いて滅する時は苦なりとす。今常の福報の中には滅の苦無きが故に應さに捨つべからず。經に說くが如し、能く(三七)馬祀を作さば、是の人は衰、老、死を度

【三六】此句については中阿含阿黎吒經(晨七、六十五右)、巴利中阿含卷一(百三十六頁)、金剛經第六分と比較せよ。
【三七】馬祀(Aśvamedha)は馬を犧牲とする祭祀にして、初は子孫の繁榮を祈るものなりしが、後には大王の行ふ大儀式となれり。玆にては之を行うて天に生じ常住の樂福を得る

汝の馬祀等の業は因緣より生ずるが故に皆無常なり。

復次に、

論 有漏淨福無常故尙應捨。何況雜罪福(有漏の淨の福すら、無常の故に尙應さに捨つべし。何に況んや罪を雜ふる福をや)。

釋 馬祀の業の如きは中に殺等の罪有るが故に。復次に僧佉經に言ふが如し。祀法は〔三九〕不淨、無常、勝負の相の故にと。是を以て、應さに捨つべし。

外の曰はく、

論 若捨福不應作(若し福を捨つれば應さに作すべからず)。

釋 若し福必ず捨つべくば、本應さに作すべからず。何ぞ智人有つて空しく苦事を爲さんや。譬へば陶家の器を作りて還た破ぶるが如し。

内の曰はく、

論 生道次第法、如垢衣浣染(道を生ずる次第の法なり。垢衣は浣つて染むべきが如し。)

釋 垢衣は先に浣つて後、淨にして、乃ち染むるが如く、浣淨は虛しか

【三九】 金七十論の第二の頌文に「有濁失優劣」とあり。其梵文に Sa hy aviśuddhi-kṣayātiśaya-yuktaḥ (何となれば其は不淨、可壞、優勝を有するものなるが故に)とあり。上文は此と同じ。不淨は殺罪を雜ふる故なり。濁といふも同じ。無常とは天上の樂はいつかは天上を退く故に又は世界は滅する故に常住不變ならざるが故なり。失も可壞も同じ意なり。勝負、優劣、優勝とは天上に於ても樂の優るものを受くると劣るものを受くるとの差あるが故なり。此點よりいへば此僧佉經は金七十論卽ち數論頌(Sāṃkhya-kārikā)と同一の如く見え、註(九)にいへる事に反するが如くなれど必ずしも然らず。破神品第二の註を參照すべし。

らず。何となれば、染法の次第の故に。垢衣は染を受けざるを以ての故に。是の如く先に罪垢を除き、次に福徳を以て心に熏じ、然る後に涅槃道の染を受くるなり。

外の曰はく、

【論】捨福依何等（福を捨て、何等に依るや）。

【釋】福に依つて惡を捨つ。何に依つて福を捨てん。

内の曰はく、

【論】無相最上（無相最上なり）。

【釋】福を取れば人は天中に生ず。罪を取れば三惡道に生ず。是の故に無相の智慧は最第一なり。無相は一切の相の憶念せざるに名づく。一切の受を離れ、[四〇]過去未來現在の法に心所著無し。一切法自性無きが故に則ち所依無し。是れを無相と名く。是の方便を以ての故に能く福を捨つ。何となれば、[四一]三種の解脱門を除いては第一利は不可得なり。佛の諸比丘に語るが如し、「若し人有つて我れ空、無相、無作を用ひずして若しくは智、若しくは見を得んと欲して、增上慢無しと言はば是の人は空言無實なり」と。

【四〇】論に過去未來現在心無所著とし、三世の法に於ても亦外相を取らず、内に愛著なきを明かすと解す。一本の字有るも可なるべし。

【四一】三種の解脱門は空、無相、無願をいふ。此中無相のみを擧げたるは、外道は取相多きものなれば、之に對し三解脱門の總名としてなり。第一利とは涅槃なり。

(四二)破神品第二

外の曰はく、

論 不應言一切法空無相、神等諸法有故（應さに一切の法は空、無相なりと言ふべからず。神等の諸法は有なるが故に）。

釋 迦毘羅、優樓迦等は言はく、神及び諸法は有なりと。迦毘羅は言はく、「冥初從り覺を生じ、覺從り我心を生じ、我心從り五微塵を生じ、五微塵從り五大を生じ、五大從り十一根を生ず。神は主にして常爲り、覺相にして、中に處して、常住不壞不敗なり。諸法を攝受す。能く此の二十五諦を知れば卽ち解脫を得。此れを知らざる者は、生死を離れず（四三）」と。優樓迦は言はく、「實に神有り常なり。出入息、視、眴、壽

【四二】 神は中論にもありし如く我の意にして有情の主體なり、數論派にては Puruṣa（神我）、勝論派及び一般には Ātman（我）の語にて表はす。

【四三】 以上是れ則ち數論派の廿五諦也。冥初は通常自性（Prakṛti）又は勝因（Pradhāna）、古くは非變異（Avyakta）といふ。物質流出の根本質料なり。覺は前にいへる如し。我心は通常は我慢（Ahaṃkāra）といふ。五微塵は通常五唯（Pañca-tanmātra）といひ、聲觸色味香なり。微塵は羅什已來は Aṇu の譯語として用ふれば、玆にては Tanmātra の譯語にして用ひたるなるべし。五大（Pañca-mahābhūta）は地水火風空なり。十一根は五知根（Pañca-jñānendriya）卽ち眼耳鼻舌身と五作業根（Pañca-karmendriya）卽ち語手足大小遺根と意（Manas）の十一なり。此廿四に純精神の我（Puruṣa）相對し存す。覺相については下の議論を見よ。處中とは我は活動者（作者）にあらずして自性のみ活動者なるが、我は此活動を單に見居るのみにて其に關せざるをいふ。攝受諸法は自性の流出發展を享け樂しむをいふ。以上廿四諦の發展流出は、金七十論の本文數論頌（Sāṃkhyakārikā）とは一致させざれば婆藪開士の見たる僧佉經は金七十論等にはあらざるなり。從來學者は數論の學說といへば金七十論數論頌等のみを標準として他の異說發達等を硏究せざりき。此等の點について詳しき事は哲學雜誌（大正七年九月より八年四月まで）の數論學派の起原及

外の曰はく、神と覺とは一なり。

內の曰はく、

論 覺若神相神無常(覺若し神の相ならば、神は無常なり)。

釋 若し覺是れ神の相ならば、覺無常なるが故に神は應さに無常なるべし。譬へば熱は是れ火の相、熱無常なるが故に火も亦無常なるが如し。今覺は實に無常なり。何となれば、相各異るが故に、因緣に屬するが故に、本無今有の故に、已有還無の故に。

外の曰はく、

論 不生故常(不生の故に常なり)。

釋 生相の法は無常なり。神は生相に非ざるが故に常なり。

內の曰はく、

論 若爾覺非神相(若し爾らば、覺は神の相に非ず)。

覺と同じく用ひたるなり。覺の相と見るも、覺の相は疏に了別を相となすとなす故に、了別と同意と也、結局覺の一字と同意となる。今覺の意の中竝にては何れを取るべきかを考ふるに、前來よりの文字の用法にていへば自性の果たる覺と同文字なれば、之と解する方自然なるが如くなれども、此時の覺は大とも稱せられ純粹に物質的にして、神我の觀照によりて初て精神作用の宿る內的機關なれば之を神我其者とはなすを得ず。故に覺は知又は思と同意味と解するを可とす。然るときは「覺相是神」は數論派の特色ある根本思想の一なれば、何れの書にも含まる。假令明文存せざるも必らず豫想せらるゝ考なり。されど又覺相の覺を自性の果たる大と稱せらるるものに解するも必らずしも不可にはあらず。下文には此の如くも解して論じ居るを見る。此く解せば相はあらはれの意と見、覺に精神作用の表はれたるを覺相といふと解すべし。其表はれたるは即ち了別作用なり。

■覺は是れ無常なり。汝神は常なりと說かば、神は應さに覺と異るべし。若し神と覺と異らずんば、覺は無常なるが故に神も亦應さに無常なるべし。復次に、若し覺は是れ神の相ならば、是の處有ること無し。何となれば、

■覺行一處故(覺は一處にのみ行ずるが故に)。

■若し覺にして是れ神の相ならば、汝が法中、〔註一〕神は一切處に遍ず。覺も亦應さに一時に遍く五道に行ずべし。而かも覺は一處にのみ行じて周遍すること能はず。是の故に覺は神の相に非らず。

復次に、

■若爾神與覺等(若し爾らば神と覺とは等し)。

■汝覺を以て神の相と爲さば、神は應さに覺と等しかるべし。神は則ち遍せず、譬へば火に熱と不熱との相無きが如く、神亦是の如く、應さに遍と不遍との相有るべからず。

復次に、

■若以爲遍則有覺不覺相(若し以て遍と爲さば、則ち覺と不覺との相有り)。

■汝神をして遍ならしめんと欲せば、神は則ち二相有り。覺と不覺との相なり。何となれば、覺

【註一】神我が一切處に遍ずるとは金七十論の本文卽ち數論頌に存せざれども、數論學派には古くより二[illegible]說の[illegible]と一[illegible]の派と行はれ、後者の我は一切に遍ずとせらる。金七十論の[illegible]す。[illegible]なり。

ば遍せざるが故に、神若し覺の處に墮せば是れ卽ち覺にして若し不覺の處に墮せば是れ則ち不覺なり。

外の曰はく、

【論】(四七)力遍故無過(力遍ずるが故に過無し)。

【釋】有る處には覺に用無しと雖、此の中にも亦覺の力有り。是の故に無覺の過無し。

內の曰はく、

【論】不然、力有力不異故(然らず。力と有力と異らざるが故に)。

【釋】若し覺の力有る處には是の中に覺は應さに用有るべきに、而かも用無し。是の故に汝が語は非なり。若し是の如く覺の無用の處にも、亦覺の力有りと說かば但是れ語有るのみ。

外の曰はく、

【論】因緣合故、覺力有用(因緣合するが故に、覺の力は用有り)。

【釋】神は覺の力を有と雖、因緣の合するを待つを要するが故に、乃ち能く用有り。

內の曰はく、

【論】墮生相故(生相に墮するが故に)。

【四七】力とは疏に理也、體也、有力用也、事也、以覺有於用故名有力と釋せり。

【釋】若し因緣合する時に覺に用有らば、是の覺に因緣に屬するが故に、則ち生相に墮す。若し覺と神と異ならずば、神も亦是れ生相なり。

外の曰はく、

【論】如燈(燈の如し)。

【釋】譬へば燈の能く物を照せども、物を作ること能はざるが如く、因緣も亦是の如く、能く覺をして用有らしむれども、覺を生ずること能はず。

內の曰はく、然らず、燈にして瓶等を照さずと雖、而かも瓶等は得可く、亦用をも持すべし。若し因緣合せざる時は覺は不可得なり、神も亦苦樂を覺する能はず。是の故に汝の喩は非なり。

外の曰はく、

【論】如色(色の如し)。

【釋】譬へば色は先に有りと雖、燈にして照さずんば則ち了せず。是の如く覺も先に有りと雖、因未だ合せざるが故に亦了せず。

內の曰はく、

【論】不然、自相不了故(然らず。自相了せざるが故に)。

【釋】若し未だ照有らずんば、人は了せずと雖、色相自ら了す。汝が[四八]覺

【四八】覺相は覺と同じ。覺の相[illegible]

相は自ら了せず。是の故に汝が喩は非なり。復次に、(四九)無相を以ての故に。色相は人の知るを以ての故に色相と爲すにはあらず。是の故に若し見ざる時にも常に色有り。汝は知は是れ神相とす。應さに無知の處を以て知と爲すべからず。無知の處を知と爲さば是の事然らず。汝が法中には知と覺とは一義なり。

外の曰はく、(五〇)優樓迦の弟子衞世師經を誦す。言はく、知と神と異る、是の故に神は無常の中に墮せず。亦無知にもあらず、何となれば、

論 (五一)神知合故、如有牛(神と知と合するが故に、有牛の如し)。

釋 譬へば人と牛と合するが故に人を有牛と名づくが如く、是の如く、(五二)神と情と意と塵と合するが故に、神に知生ずること有り。」神が知に合するを以ての故に神を有知と名づく。

内の曰はく、

論 牛相牛中住、非有牛中(牛の相は牛の中に住し、有牛の中に非ず)。

釋 牛の相は牛の中に住し、有牛の中に在らず。是の故に人と牛と合すと雖、有牛は牛と作らず。但牛のみ牛爲り。是の如く神と知と合すと雖、

別を以て相となすとある如く、了別を指すこととなる。

【四九】 無相とは疏に色は人の之を知る相有ること無きをいふとあり。色には青黃ありて相となる、人知を以て相とするにあらず。

【五〇】 已に數論派の知又は思と神我との同一を破したれば、以下は勝論派の知と我と異るとの說を破す。勝論說にては知は我の屬性にして我の本質をなすものにあらず。此說は勝論派及び正理派の特色ある說なり。

【五一】 此言は現今の勝論經に存するにはあらず。論主も之を勝論經より取りたるにはあらず。されど神と知と合すとは勝論派の說なり。有牛は牛を有するものの意。次の有知の例證なり。

【五二】 此一文は勝論經三、二、

知の相は知の中に住し、神は知とならず。汝神と情と意と塵と合するが故に知生ずと言ふも、是の知は能く色塵等を知る。是の故に但知のみ能く知り、神知るに非ず。譬へば火は能く燒くも、有火人が燒くに非ざるが如し。

外の曰はく、

[修] 能用法故(能く法を用ゆるが故に)。

[釋] 人は見相を有すと雖、燈を用ゆれば則ち見、燈を離るれば則ち見ず。神は能知を有すと雖、知を用ゆれば則ち知り、知を離るれば則ち知らず。

内の曰はく、

[修] 不然、知即能知故(然らず。知は則ち能知の故に)。

[釋] 情と意と塵と合するを以ての故に知生ず。是の知は能く色等の諸塵を知る。是の故に知は卽ち能知、是れ所用に非らず。若し知卽ち能知ならば、神は復何の用ぞ。燈の喩は非なり。何となれば、

[修] 燈不知色等故(燈は色等を知らざるが故に)。

[釋] 燈は先に有りと雖、色等を知ること能はず。知法に非ざるが故に。是の故に但知のみ能く色を知る。若し知ること能はずんば名づけて知と爲さず。是の故に縱ひ能知有りとも、彼れ能く何の用ぞ。

一より取りたるものなり。神は我、情は根卽ち感官、意は意根、塵は境卽ち對象なり。佛教にては我を認めざるが故に知識は情塵意三事合生なれど、勝論派にては四事合生、數論には三事合して神に和生するなり。

【三】 疏には見性とあり。

外の曰はく、

【論】馬身合故神爲馬（馬身と合するが故に神を馬と爲す）。

【釋】譬へば神は馬身と合するが故に神を名づけて馬と爲す、神は身に異ると雖、亦神を名づけて馬と爲すが如く、是の如く、神と知と合するが故に、神を名づけて知と爲す。

内の曰はく、

【論】不然、身中神非馬（然らず。身中の神は馬に非ず）。

【釋】馬身は卽ち馬なり。汝身と神と異ると謂はば、則ち神と馬と異る。云何ぞ神を以て馬とせんや。是の故に此の喩は非なり。神を以て神に喩ふれば、則ち（五四）負處に墮す。

外の曰はく、

【論】（五五）如黑疊（黑疊の如し）。

【釋】譬へば黑疊の黑は疊に異ると雖、疊は黑と合するが故に名けて黑疊と爲すが如く、是の如く、知は神に異ると雖、神と知と合するが故に、神を名づけて知と爲す。

内の曰はく、

【論】若爾無神（若し爾らば神無し）。

【五四】負處に墮すとは理由立たずして議論に敗を取る意。
【五五】三本は氎とす。以下同じ。疏は疊とす。

〔疏〕 若し神と知と合するが故に神を名けて知と為さば、神は應さに神に非ざるべし。何となれば、我れ先に知は即ち是れ覺知と說きたり。若し知を神と名づけずんば神も亦能知と名づけず。若し他と合するが故に他を以て名と為さば、知と神と合するに、何ぞ知を名づけて神と為さざる。又先に異體の【六六】義を說くが如きは自ら汝が經に違ふ。又汝が經にては異は是れ【六七】求那、體は是れ【六八】陀羅驃なり。【六九】陀羅驃は求那とならず、求那は陀羅驃とならず。

外の曰はく、

〔論〕 知有杖（有杖の如し）。

〔疏〕 譬へば人と杖と合するが故に人を有杖と名づけ、但杖とのみ名づけず。杖は人と合すと雖も杖を有人と名づけず、亦人と名づけざるが如く、是の如く神と知と合するが故に神を能知と名づけ、但知とのみ名づけず、亦知と神と合するが故に知を名づけて神と為すには非らず。

内の曰はく、

【六六】 異體は六諦中の第二、德のことなり。勝論種品第一の註一二〇を見よ。

【六七】 陀羅驃は Dravya の音譯にして實と譯す。勝論種品第一の註一二三を見よ。

【六八】 「陀羅驃不作求那、求那不作陀羅驃」は勝論派の最も重要なる根本說の一也。陀羅驃即ち實とは凡て物より成る、德、業等凡ての屬性が存在として依の物としての實體なし。又其實體等は求那即ち德と稱せられ、此運動は德と名づけらる。第二種は實の他は〜る狀態形式なり。從つて實は主體にして德業は屬性、或は實に所有せらる。德實は〜して相依て存し得るものなれば必ず實を離れず。されど此實と德とが世間見られ得ざることは以上の註に於て明なり。上の文は勝論派に非難するに在るべきけれども、根本の考を示す者は斯る言なり。

【六九】 勝論經七、二、十九を參照せよ。

論 不然、有杖非杖(然らず。有杖は杖に非らず)。

釋 杖と有杖と合すと雖、有杖を杖と爲さず。是の如く知相は知の中にして神の中に非らず。是の故に神は能知に非らず。

外の曰はく、(六〇)僧佉人復言ふ、「若し知と神と異ならば、上の如きの過有り。我が經の中には是の如き過無し。何となれば、覺は卽ち神の相なるが故に、我れは覺相を以て神と爲す。是の故に常に覺して覺せざること無し」と。

內の曰はく、已に先に破したりと雖、今當に更に說くべし。

論 若覺相神不一(若し覺相ならば神は一ならず)。

釋 覺に種種の苦樂の覺等有り。若し覺にして是れ神相ならば神は種種なるべし。

外の曰はく、

論 不然一爲種種(六一)相、如頗梨(然らず。一にして種種の相となる。頗梨の如し)。

釋 一頗梨珠の色に隨つて變じて、或は靑、黃、赤、白等なるが如く、是の如く一覺は塵に隨つて

【六〇】 已に勝論派の知と我と異る說を破したり。婆藪開士は以下を更に復び數論派の說を破す也と解して僧佉人復言となす。是甚だ疑問なり。以下の論の本文(論)を見るに多少の數論說あるも大部分は正理學派(卽ち那耶又は尼夜耶Nyāya)の說なり。下の「外の曰はく」の註に於て一一之を注意すべし。

【六一】 疏には種種の相の相の字なし。頗梨は水晶なり。正理經三、二、九に之に似たる說あり。

別異し、或は苦を覺し、或は樂を覺す等、覺に種種の相有りと雖、實は是れ一覺なり。

内の曰はく、

【修】若罪福一相（若し爾らば罪と福と一相なり）。

【釋】若し他を益する覺、是れを福と名づけ、若し他を損ずる覺、是れを罪と名づけ、一切の悪人心に是の法を信じ、若し益他の覺、損他の覺、是れ一ならば、應さに罪と福と一相なるべし。施と盗と等の如きも亦應さに一なるべし。復次に珠の先に有つて色に隨つて而して變ずるが如し。然るに覺は縁と共に生ず。是の故に汝の喩は非なり。復次に珠は新新に生滅するが故に、相は則ち一ならず。汝珠は一なりと言ふは是れ亦非なり。

外の曰はく、

【修】〔六二〕不然、果雖多作者一、如陶師（然らず。果は多なりと雖、作者は一なり。陶師の如し）。

【釋】一の陶師の瓶瓮等を作るが如し。作者一なるが故に果便ち一なるには非ざるなり。是の如く一覺にして能く損益等の業を作すなり。

内の曰はく、

【修】陶師無別異（陶師に別異無し）。

【釋】譬へば陶師の身は一にして異相なく、而かも瓶瓮等とは異るが如し。然るに益他の覺、損他の

【六二】此と同一の言は正理經にも數論派の書にもなし。

覺は實に異相有り。又損益等は覺とは異らず。是の故に汝の喩は非なり。

外の曰はく、

論 (六三)實有神、比知相故(實に神有り。比知相あるが故に)。

釋 物有り、現知す可からずと雖、比相を以ての故に知る。人の先に去りて、然して後に彼に到るを見て、日月の東より出でて、西に沒するに、去ることを見ずと雖、(六四)彼に到るを以ての故に去ることを知るが如く、是の如く諸の求那の陀羅驃に依るを見、(六五)比知相を以ての故に神有ることを知る。神と知と合するが故に、神を能知と名づく。

内の曰はく、是の事先に已に破したり。今當に更に說くべし。

論 不知非神(知ならざるは神に非らず)。

【六三】 此文より以下殊に正理經と合す。比知の相は比量の相にて相は比量の理由根據となるものをいふ。此文については正理經一、一〇及び二、一、二十三幷に勝論經三、一、十九及び三、二、四を參照すべし。

【六四】 是れ卽ち比量の三種中の平等比量(又は同比、共見 Sāmānyato dṛṣṭa)なり。中論觀法品第十八の註を見よ。三種比量は正理經一、一、五にあり。金七十論の頌文第五の註を參照すべし。

【六五】 德は實に依止するものなることは先に已に註したり。勝論派の此說は其儘正理派の採用する所なり。此處の德が實に依るとは、實とは卽ち我(神)なり。我には覺(知)、樂、苦、欲、恚、勤勇の德ありて依止す。此等の德は我の特有の德にて他に共通することなし。故に此等の德の存するを知れば、之を比量の相として、此等の德の依止する我の存在を推斷し得るなり。註(六三)の下にいへる正理經及び勝論經の經は凡て此意を表はすものなり。正理經一、一、一〇は破神品第二の神に引用せられ(百四)に註したる勝論經三、二、四の後半と同じ。卽ち正理經は勝論經より借來りて自己の證明となしたる也。勝論經三、二、四は勝論派獨得のもの、正理經一、一、一〇は正理派獨得のものにて他に類似のものなきものなり。

【釋】汝が法神偏じ廣大にして而かも知少し。若し神にして知ならば有る處、有る時には不知なり、是れ則ち神に非らず。有る處をば身の外に名づく。有る時をば身の内に名づく。睡眠、悶等、是の時には不知なり。若し神にして知相ならば有る處有る時不知なるは是れ則ち神に非らざるなり。何となれば、知相無きが故に。汝知相を以て神有りとせば空にして實無きなり。

外の曰はく、

【經】〔六六〕行無故知無、如煙（行無きが故に知なし、煙の如し）。

【釋】煙は是れ火の相なれど炭の時には煙無し、是の時煙無しと雖も而かも火は有るが如く、是の如く知は神の相なりと雖、若しくは知有り、若しくは知無きも、神は應さに常に有るべし。

内の曰はく、

【經】不然、神能知故（然らず。神は能知の故に）。

【釋】若し不知の時も神をして有らしめんと欲せば、神則ち能知ならず、亦知相無し。何となれば、汝の神は知無き時にも亦神有るが故に。復次に若し煙無き時にも現に火を見て火有るを知る、神若しくは知有る、若しくは知無きも、能見者無し。是の故に汝の喩は非なり。

復次に、汝其相を見て比知するが故に神有りと說くも、此れ亦非なり。何となれば、

【六六】正理經三、二、八に此言あり。[illegible]行は（煙）にて行くこと、[illegible]ことの意、[illegible]のものが文義に行かざる故に[illegible]なきのみ、[illegible]にあらずの意なり、[illegible]は十分な[illegible]らざるが如し。

論 見去者去法到彼故(去者去法の彼に到るを見るが故に)。

釋 若し去者を離れては去法無く、去法を離れては去者の彼に到る無し。是の如く去者を見て彼に到ると曰はば必らず去法有ることを知る。若し神を離れて知無くば是の事然らず。是の故に應さに知を以ての故に神有りと知るべからず。鑑を見るも而かも(六七)毛の想有るべからず。石女を見るも而かも兒の想有るべからず。是の如く應さに知を見るも便ち神の想有るべからず。

外の曰はく、

論 (六八)如手取(手の取るが如し)。

釋 譬へば手の時有つて取り、時有つて取らざるも、取らざる時を以て名づけて手と爲さずとす可からず。手は常に手と名づくるが如く、神も亦是の如し。時有つて知り、時有つて知らず。知らざる時を以て名づけて神となさずとす可からず。神は常に神と名づく。

内の曰はく、

論 取非手相(取は手の相に非ず)。

釋 取は是れ手の業にして、手の相には非らず。何となれば、取を以ての故に知つて手と爲さず。汝は知を以て卽ち神の相とす。此の喩は非なり。

【六七】疏に毛相とあるも刊本の毛想を取る。

【六八】此言は正理經に存せず。但し三、二、三十八と比較せよ。

外の曰はく、

【修】〔六九〕定有神、覺苦樂故（定んで神有り。苦樂を覺するが故に）。

【論】若し覺無くんば、則ち身〔七〇〕觸を覺すること無く、苦樂を覺すること能はず。何となれば、死人は身有るも、苦樂を覺すること能はず。是の如く知にして身に有らば、能く苦樂を覺す。此れ則ち神と爲す。是の故に定んで神有り。

内の曰はく、

【修】若惱亦斷（若し惱めば亦斷せん）。

【論】刀の身を害するが如し。此の時惱を生ず。若し刀神を害し、神亦惱有らば、神も亦應さに斷ずべし。

外の曰はく、

【修】不然、〔七一〕無觸故、如空（然らず。觸無きが故に。空の如し）。

【論】神は觸無きが故に斷ずべからず。舍を燒くる時、內空にして觸無きが故に燒く可からず、但熱のみ有るが如く、是の如く、身を斷ずる時も內の神は觸無きが故に斷ず可からず、但惱のみ有り。

【六九】是れ即ち正理經一、一、一〇の我存在の證明なり。簡の爲に全文を出さざるのみ。或には我存在の證明は是より以下六種ありとす。一、[illegible]苦樂、二、[illegible]、三、[illegible]、四、[illegible]、五、[illegible]左見右識、六、[illegible]念屬神、證有神是れなりとす。此文は此第一[illegible]苦樂[illegible]なり。以下第二、第三として[illegible]す。

【七〇】刊本に[illegible]とあれども、三本に[illegible]とあり。

【七一】我を無觸となすことは勝論の學説にても然り。正理經に此文無けれども必要なし。但し三、二、一に覺について說たる言あり。

內の曰はく、

論 若爾、無去（若し爾らば去無し）。

釋 若し神觸無くんば、身は應さに餘處に到るべからず。何となれば、去法は思惟より生じ、身の動從り生ず。身に思惟無し、覺法に非ざるが故に。神に動力無し、身法に非ざるが故に。是の如くんば身は應さに餘處に到るべからず。

外の曰はく、

論 (七二)如盲跛（盲と跛との如し）。

釋 譬へば盲と跛と相假りて能く去るが如く、是の如く、神には思惟有り。身には動力有り、和合して而して去る。

內の曰はく、

論 異相故（異相なるが故に）。

釋 盲と跛との如きは二觸二思惟の故に法は應さに能く去るべきも、身と神とには二事無きが故に應さに去るべからず。是の故に去法無し。若し爾らずんば、上の如き斷の過有り。復次に (七三)汝空の熱するを謂ひしも、此の事然らず。何となれば、空は觸無きが故に。熱の空に遍する微くも、身觸は熱を覺す、空の熱するには非らざるなり。但假り

【七二】 此喩は正理經になくして、數論派にて常に用ゆるものなり。金七十論の頌文第二十一を見よ。數論派の神我は活動的ならずして恰かも跛者の足なきが如く、自性は活動的なれども無知なれば盲者の見えざるが如し。正理派にては我は活動的のものにして自性を說くことなし。故に此處にては此譬は嚴密にあらず。此譬は四世紀頃よりは佛教にも採用されたり。

【七三】 註(七一)の本文釋にあり。

に空熱すと謂ふのみ。

外の曰はく、

【論】（七四）如舍主惱（舍主の惱むが如し）。

【釋】舍を燒く時、舍主惱むも而かも燒けざるが如く、是の如く、身断ずる時、神は但惱むのみにして而かも断せず。

内の曰はく、

【論】不然、無常故燒（然らず。無常の故に燒く）。

【釋】舍の燒くる時、草木等は無常なるが故に亦燒け亦熱す。空は常なるが故に燒けず熱せず。是の如く、身は無常なるが故に、亦惱み亦断ず。神は常なるが故に惱まず断せず。復次に舍主は火に遠ざかるが故に應さに燒くべからず。汝が經に（七五）神は遍滿すと言ふが故に亦應さに断壞すべし。

外の曰はく、

【論】（七六）必有神、取色等故（必ず神有り。色等を取るが故に）。

【釋】五情は五塵を知ること能はず、知法に非らざるが故に。是の故に知る神は能知なるを。神は眼等を用つて、色等の諸塵を知る。人の鎌を以て五穀を收刈するが如し。

【七四】此喩は正理經になし。但し。三、一、四―五と比較せよ。

【七五】此言は正理經中に明文なけれども正理經も最後は一我を認むる故に此說を許すこととなるべし。されど此は數論士が實論說として解釋する經中にある者なれば、必らずしも正理經と合せしむる要なし。

【七六】是は第二、取色等故、證有神なり。正理經三、一、二―三を見よ。

内の曰はく、

論 何不用耳見(何ぞ耳を用つて見ざる)。

釋 若し神にして見るに力有らば、何ぞ耳を用ひて色を見ざる。火の能く燒くは、處處に燒くが如く、又人の或る時には鎌無くも手にて亦能く斷ずるが如し。又舍に(七七)六向有り、人其の内に居して所在に能く見るが如く、神も亦是の如く、處處に應さに見るべし。

外の曰はく、

論 (七八)不然、所用定故、如陶師(然らず。所用定まるが故に。陶師の如し)。

釋 神は見る力を有すと雖、然れども眼等の伺ふ所同じからずして、塵に於て各定まるが故に、耳を用つて色を見ること能はず。陶師の能く瓶を作ると雖、泥を離れては作すこと能はざるが如く、是の如く神は見る力を有すと雖、眼に非ずんば見ること能はず。

内の曰はく、

論 若爾盲(若し爾らば盲なり)。

釋 若し神は眼を用つて見ば、則ち神と眼と異る。神と眼と異らば、則ち神は眼無し。神は眼無く

【七七】六向は六の口を開ける方面、即ち窓又は入口をいふ。人の體の五官と意とに譬ふ。

【七八】正理經三、一、三と同じ。如陶師はなし。

して云何が見ん。汝の陶師の喩も、是れ亦然らず。何となれば、泥を離れて更に瓶有ること無く、泥即ち瓶爲り。而かも眼と色と異るが故に（七九）。

外の曰はく、

【論】（八〇）有神、異情動故（神有り。異情動くが故に）。

【釋】若し神無くんば、何故に他の果を食するを見て、口中に涎を生ずるや。是の如く、應さに眼を以て味を知るべからず。眼を有する者能く知るなり。

復次に、

【論】（八一）一物眼身知故（一物を眼と身とが知るが故に）。

【釋】人は眼にて先に瓶等を識り、闇中眼を用ひずと雖、身觸にて亦知るが如し。是の故に神有ることを知る。

内の曰はく、盲の如し。

修妬路の中に已に破しぬ。復次に若し眼他の果を食するを見て、而して口に涎を生せば、眼情何を以てか動かざる。身も亦是の如し。

外の曰はく、

【七九】神の方には[illegible]と色と三あり、陶師の方には陶師と[illegible]との三なるも、[illegible]

【八〇】第三、[illegible]神なり。正理經三、一、十二と同じ。

【八一】正理經三、一、[illegible]

論 （八二）如人燒（人の燒くが如し）。

釋 譬へば人の能く燒くと雖、火を離れては燒くこと能はざるが如く、神も亦是の如し。眼を用つて能く見るも、眼を離れては見ること能はず。

内の曰はく、

論 火燒（火燒くなり）。

釋 人燒くと言はば、是れ則ち妄語なり。何となれば、人に燒相無く、火自ら能く燒くなり。風の木を動かし、相楷に火を生じ、山澤を焚燒するが如きは、作者有ることなし。是の故に火自ら能く燒く、人の燒くに非らざるなり。

外の曰はく、

論 （八三）如意（意の如し）。

釋 死人は眼有りと雖、意無きが故に、神は則ち見ず、若し意有らば神は則ち見るが如く、是の如く、神は眼を用つて見、眼を離れては見ず。

内の曰はく、若し意有れば能く知り、意無くんば知ること能はずんば、但意のみ眼等の門の中に行うて便ち知る。神は復何の用ぞ。

外の曰はく、意は自ら知らず。若し意と意と相知らば、此れ則ち無窮なり。我が神は一なるが故

【八二】此言正理經になし。

【八三】正理經三、二、二十七—三十二と比較せよ。

に、神を以て意を知る、無窮に非ざるなり。

內の曰はく、

〔論〕 神亦神（神は亦神なり）。

〔釋〕 若し神が意を知らば、誰れか復神を知らん。若し神が神を知らば、是れ亦無窮なり。我が法には現在の意を以て過去の意を知る、意法無常なるが故に咎無し。

外の曰はく、

〔論〕 (四四)云何除神（云何が神を除かん）。

〔釋〕 若し神を除かば、云何が但意のみにて諸塵を知らんや。

內の曰はく、

〔論〕 如火熱相（火の熱相の如し）。

〔釋〕 譬へば火の熱は作者を有すること無きも、火の性自ら熱にして、熱ならざるの火有ること無きが如く、是の如く、意は是れ知相にして復神を須ると雖、性は知なるが故に能く知る。神は知と異るが故に神は應さに知るべからず。

外の曰はく、

〔論〕 (四五)應有神、宿習念相續故、生時憂喜行（應さに神有るべし。宿習の念相續するが故に。生れた

【四四】 是も正理經になけれども意は働くことなきが故に、我なくば此の如き說は必然的に說かるるものなり。正理經一、一、十六及び三、二、六十以下參照。

【四五】 是れ第四、以宿習證有神なり。正理經三、一、十九の意なり。

る時憂と喜との行あり)。

〔釋〕 小兒の生れて、便ち憂、喜等の事を行ずることを知るが如き、敎ふる者有ること無きも、先世の宿習の憶念相續するを以ての故に。今世に還た種種の業を爲すなり。是の故に知る、神有り亦常相なることを。

内の曰はく、

〔論〕 遍云何念(遍ならば云何が念せん)。

〔釋〕 神は常にして諸塵に遍して念せざる時無し、念は何に從つてか生せん。復次に若し念にして一切處に生せば、念も亦應さに一切處に遍すべし。是の如くんば一切處に應さに一時に念ずべし。若し念にして(八六)分分の處に生せば、神は則ち分有り。分有るが故に無常なり。復次に、若しくは神知ること無きも、若しは知るも、神に非らず。此の事先に已に破しぬ。

外の曰はく、

〔論〕 (八七)合故念生(合の故に念生ず)。

〔釋〕 若し神と意を合せば、(八八)勢發するを以ての故に念生ず。何となれば、神と意と合すと雖、勢發せずんば、則ち念は生せず。

【八六】 分分の處は彼處の一分、此處の一分なり。

【八七】 此說は勝論派の唱ふるものにして正理派の採用する處なり。正理經三、二、二十六以下及一、一、十六並に三、二、六十以下參照。

【八八】 勢とは Prayatna にて通常精勇と譯さる。意志的努力なり。

內の曰はく、先に已に破したりと雖、今當に重ねて說くべし。神若し知相ならば、應さに念を生ずべからず。若し知相に非らざるも、亦應さに念を生ずべからず。

復次に、

論 若念知(若し念ならば知なり)。

釋 若し念生ぜば是の時知り、若し念生ぜずば、是の時知らず。應さに念は卽ち是れ知なるべし。神は復何の用ぞ。

外の曰はく、

論 (八九)應有神、左見右識故(應さに神有るべし。左見右識の故に)。

釋 人の先に左眼に見て、後に右眼にて識るが如し。應さに彼れ見て此れ識るべからざるに、內に神有るを以ての故に、左に見て右に識るなり。

內の曰はく、

論 (九〇)共合二眼(共に二眼に合す)。

釋 分知を知と名づけず、復次に若し徧ならば知なし。復次に遍ならば云何んが念せん。復次に若し念ならば知なり。復次に何ぞ耳を用つて見ざる。復次に若し徧ならば盲なり。復次に左眼に見る如きは、應に右眼に識るべからず。神も亦應に此れには分見し、彼れには分識すべ

【八九】是れ第五、舉ニ左見右識一證レ有レ神なり。正理經三、一、七の言なり。

【九〇】刊本に合な答に作る。三本及び疏に合とあり。疏の解より見るに共に二眼に合すとは次の釋にある如く、今迄內の曰はくとして破せるものは共に合して此左眼見右眼識の二眼に答ふることとなるの意なり。左眼見は眼見、右眼識は眼識にて、分見は分識也。神遍なれば分見分識といはば初見初識とは言へざることとなるなり。

からず。是の故に應さに右眼に見て、右眼に識るを以ての故に便ち神有りとすべからず。

外の曰はく、

(九一)念屬神故、神知(念は神に屬するが故に神は知る)。

念は神法に名づく。是の念は神の中に生ず。是の故に神は念を用つて知る。

内の曰はく、

不然、分知不名知(然らず。分知は知と名づけず)。

若し神の一分の處に知生ぜば、神則ち分知するなり。若し神分知せば、神を知と名づけず。

外の曰はく、神の知は分知に非らず。何となれば、

(九二)神雖分知、神名知、如身業(神は分知すと雖、神は知と名づく。身業の如し)。

譬へば身分の手に所作有るを、名づけて身作と爲すが如く、是の如く神は分知すと雖、神を知と名づく。

内の曰はく、

若爾無知(若し爾らば知無し)。

【九一】是れ第六、擧三念屬レ神證レ有レ神なり。正理經三、一、十四にあり。三、二、二六以下參照せよ。

【九二】此言は正理經にはなけれども、二、一、二十三を參照せよ。

【修】汝が法神は遍にして意は少なり。神と意と合するが故に神に知生ず。是の知と意と等しく少なり。若し少の知を以て神を知と名づけば、汝何ぞ多の不知を以ての故に神を不知と名づくと言はざる。又汝の身業の譬は此の事然らず。何となれば、（九三）分と有分との一異は不可得なるが故に。

外の曰はく、

【論】（九四）如衣分燒（衣の分燒けたるが如し）。

【釋】譬へば衣の一分燒けたるを、名づけて燒衣と爲すが如く、是の如く、神の一分のみ知なりと雖、名づけて神知と爲す。

内の曰はく、

【論】燒亦如是（燒も亦是の如し）。

【修】若し衣の一分燒けたるは名づけて燒と爲さず。應さに分燒と名づくべし。汝一分の燒を以ての故に衣を燒と名づけば、今多く燒けざるは應さに不燒と名づくべし。何となれば、是の衣は多く燒けずして、實に用有るが故に。是れを以て語言に著すること莫れ（九五）。

【九三】分は Avayava にて部分、有分は Avayavin にて全體のことなり。部分と全體との論は正理經二、一、三十一―三十四、及び四、二、四―十六に存す。

【九四】此[illegible]は正理經に[illegible]。今いふ全體と部分との論の部を參照すべし。提婆菩薩は此分燒を不都合なりとなせど佛教にても一部分燒けたるのみなるも燒衣といはれ得として燒衣の例を取ることあり。

【九五】以上論（六〇）にいへが如く我存在の證明は正理派の主張なるものにして其中只一つのみ數論派の說あり。實に六種の證明のみならず、他の細目の[illegible]外の[illegible]く[illegible]も[illegible]のみいふことにして[illegible]の說にあらず。正理經にのみ存して數論派の書にも、又勝論經にすら存せず。故に（六〇）の[illegible]以下は論主が正理[illegible]を破すと見るを至當とす。婆藪開士のいふが如くんば一度

(九六)破一品第三

外の曰はく、

論 (九七)應有神、有一瓶等、神所有故(應さに神有るべし。有と一と瓶等とは神の所有なるが故に)。

論 若し神有らば則ち神の所有有り。若し神無くんば則ち神の所有無し。有と一と瓶等とは是れ神の所有なるが故に神有り。

内の曰はく、然らず。何となれば、神已に不可得なるが故に今有と一と瓶等とを思惟するに、若しくは(九八)一を以て有なるも、若しくは異を以て有なるも、二倶に過有り。

外の曰はく、有と一と瓶等とは、若し一を以て有ならば何の過有りや。

已に數論勝論の説を破し、更に數論派を破して重複するのみならず、若し重複を許し得とせば、更に勝論派にも及ぶべきなり。又若し重複を不可とせば數論勝論の次には尼乾子にても破すべきなり。尼乾子には我は身體の大小に應じて大小の差ありといふ如き特別の説ありて佛教者のよく破する所なればなり。蓋し事實は議論よりも證明力を有す。以上正理經と一致するの事實は殆んど如何なる議論をも説破し得て、論主にいふ説を成立せしめ得べし。

【九六】 佛旨の説く所にては一切一なりの考は數論説、一切は異なりは勝論説、一切は亦一亦異なりは尼乾子説、一切は非一非異なりは若提子の説なりといふ。是れ提婆菩薩の後以後にいはるる所也。外道小乘四宗論、入大乘論、廣百論釋論、成唯識論等之をいふ。然るに此百論には唯一と異との二のみあり。百字論の註の部にも一と異との二のみ。故に提婆菩薩自身には此四宗の考なかりしを知る。猶一と異も必らずしも一は數論説、異は勝論説と限りたるにあらず。以下の論文及び註を見よ。

【九七】 神は前にいへる如く我なり。論主の頃は勝論派は猶無神論にて自在神等を認めず。有(Satta 又は Bhava)は勝論説にては存在といふ概念に相對して外界にも存在といふ一の物ありと見て之を有と名けたるものなり。有性ともいふ。六諦中の第四同(Sāmānya 後の論文に總相とあるもの是なり)の中の最上位に有るもの也、論理學にいふ物又は存在の如き最上位の概念即ち範疇

内の曰はく、

【論】 若有一瓶一、如一、一切成、若不成、若顚倒(若し有と一と瓶と一ならば、一の如く一切は成ずるか、若しくは成ぜざるか、若しくは顚倒かなり)。

【釋】 若し有と一と瓶と一ならば、(九九)因陀羅、釋迦と僑尸迦と、其の因陀羅有る處には則ち釋迦と僑尸迦と有るが如く、是の如く、有の處に隨つて則ち一と瓶と有り。一の處に隨つて則ち有と瓶と有り。瓶の處に隨つて則ち有と一と有り。若し爾らば衣等の諸物も亦應さに是れ瓶なるべし。有と一と瓶とは一なるが故に。是の如くんば其れ一物有らば皆應さに是れ瓶なるべし。今瓶衣等の物は悉く應さに是れ一なるべし。復次に有は(一〇〇)常なるが故に、一と瓶とも亦應さに常なるべし。復次に若し有を說かば則ち一と瓶

を外界實在物と見たるものと解すべし。一は Ekatva(一性)の事にて第二諦の德の中の數(Saṃkhyā)の中に含まるるものなり。是も一といふ概念に對應して外界に實在する物なり。其一が瓶の如き事物に附る故に一つの瓶との概念を生ぜしむること、恰かも前の有又は有性が事物に[illegible]に事物が存在すと知られ得ると同じ。瓶は第一諦の實の中に含まるるものなり。以上の有、一、瓶は外界の實在物なれど、之に對すれば內界觀念中にも此等の概念存することとなる。故に此等を我が所有といひ得るなり。但し勝論派にては有、一、瓶等は、觀念論者又は唯心論者のいふ如く吾人の觀念に外ならざるとか、又は心を離れて存在するに非ず等となすにはあらず。勝論派は實在論者にして、外界は之より獨立に又觀念と並行して實在すとなすなり。

【九八】 此一とは一つといふ通常の意なり。異に對す。

【九九】 因陀羅釋迦僑尸迦 Indra, [illegible]

【一〇〇】 [illegible] 常住にして唯一のものなり。

とを說くなり。復次に（一〇一）一は是れ數なり、有と瓶とも亦應さに是れ數なるべし。復次に若し瓶五身ならば有と一とも亦應さに五身なるべし。若し瓶有形有對ならば、有と一とも亦應さに有形有對なるべし。若し瓶無常ならば、有と（一〇二）一とも亦應さに無常なるべし。是れを一の如く一切は成ずと名づく（一〇三）。若し（一〇四）處處の有是の中に瓶無くば、今處處の瓶是れ亦瓶無し。有と異ならざるが故に。復次に事事の有是れ瓶ならずば、今の瓶は則ち瓶には非らず。有と異ならざるが故に。復次に若し有を說いて一と瓶とを攝せずば、今一と瓶とを說くも亦應さに一と瓶とを攝すべからず、有と異ならざるが故に。復次に若し有は瓶に非ずんば、瓶も亦瓶に非ず、有と異らざるが故に。是れを一の如く一切は成ぜずと名づく（一〇五）。若し瓶を說かんと欲せば應さに有を說くべし。有を說かんと欲せば應さに瓶を說くべし。復次に汝瓶成ずるが故に有と一とも亦成ず。若し有と一と成ずるが故に瓶も亦應さに成ずべし、一

【一〇一】註（九七）參照。次の五身とは色聲香味觸をいふ。破塵品第六參照。

【一〇二】一の數は勝論說にては數其物は常なれど、一の數としては其宿る物の常と無常とに隨つて、或は常、或は無常なるものあり。

【一〇三】以上論文の如一一切成を釋するなり。

【一〇四】處處の有とは有卽ち有性が事物に宿らず有性其物としての有の意也。事事の有と對す。事事の有とは有卽ち有性が事物に宿りて其事物をして有なりと思らしむる時の有性をいふ。或は之を逆に見て處處の有とは事物に宿れる有性、事事の有は有性其物としての有と解するも可なり。疏にも之に對し異解あるを述べ、舊師相承多用此釋とし て前者の解を述べ、嘉祥大師自らの說として後者の解を取りたり。處處の瓶は後者の解の方了解し易ければ、後者の解かならん。處處の瓶は事物としての瓶なり。

【一〇五】以上論文の如一一切皆不成を釋す。

なるを以ての故に、是れを一の如くば一切は顚倒すと名づく。(此中四紙は名字を辨ず。傳記すべきなし)[一〇六]。

外の曰はく、

論 [一〇七]物有一故無過(物に有と一とあるが故に、過無し)。

釋 物は是れ有、亦是れ一なり。是の故に若し瓶有る處には必ず有と一と有り。有と一との處は皆是れ瓶なるには非らず。復次に若し[一〇八]瓶を說かば、當に知るべし、已に有と一とを攝す。有と一とを說かば必ず瓶を攝するには非らず。

内の曰はく、

論 瓶有二、何故一無瓶(瓶に[一〇九]二有り、何が故に一に瓶無きや)。

釋 若し有と一と瓶と一ならば、何が故に有と一との處に瓶無きか。復次に云何が有と一とは瓶を攝せずと說くか。

外の曰はく、

論 瓶中瓶有定故(瓶中に瓶の有は定なるが故に)。

釋 瓶中に瓶は瓶の有と瓶とは異らず、而かも衣物等には異る、是の故に在在處の瓶には是の中に

【一〇六】以上論文の中「一切は顚倒す」[illegible]文中に存するものなり。

【一〇七】勝論派にては總ての物が有と一とを其中に含蓄せるものなり。[illegible]一として有と一とを有す。

【一〇八】瓶といへば有と一とは其中に含まる。但し有と一とは其他のものにも適するが故に瓶よりも其範圍廣し。故に瓶は有と一との中に包含せらるるも有と一とは瓶に包攝せらるることなし。

【一〇九】二とは有と一とを指す。

瓶の有有り。亦在在處の瓶の有にも是の中に瓶有り、在在の有の處に瓶有るには非らず。

內の曰はく、

論 不然、瓶有不異故(然らず。瓶と有とは異ならざるが故に)。

釋 有は是れ　(二〇)總相なり。何となれば、若し有を說かば則ち瓶等の諸物を信じ、若し瓶を說かば衣等の諸物を信ぜず。是の故に瓶は是れ別相、有は是れ總相なり、云何が一と爲らん。

外の曰はく、

論 (二一)如父子(父子の如し)。

釋 譬へば一人にして亦は子、亦は父なるが如く、是の如く總相も亦是れ別相、別相も亦是れ總相なり。

內の曰はく、

論 不然、子故父(然らず。子の故に父なり)。

釋 若し未だ子を生ぜずんば名づけて父と爲さず。子生じて然して後に父爲り。復次に是の喩は我

【二〇】註(九七)にいへる如く總相は第四諦の同の異譯なり。別相は第五諦の異の異譯なり。總相と別相卽ち同と異とは若し馬を基礎としていへば此馬は白馬黑馬に對しては同卽ち總相の中に入り、白馬黑馬は異卽ち別相の中に入る。又動物に對すれば馬は却つて異卽ち別相に入り、動物は同卽ち總相に入る。かく兩者は相互的關係にあり。恰も論理學の槪念分類の上位槪念下位槪念卽ち類と種との關係の如し。但し勝論說にては槪念に對應するもの外界に實在し、同又は異なる物なり。此同なる物が馬に宿る故に、馬は同の中に入り、異なる物が宿る時異の中に入るなり。有は總相中の最上位にあり、瓶は之に對すれば別相の中に入る。

【二一】此意は父は其子に對すれば父なれど、其親に對すれば同じく子なり。相對するものによりて父たり子たるなり。總相別相の關係も亦此の如しとなり。

に同じて、汝には則ち非なり。

外の曰はく、

[修] 衆有瓶、皆信故(應さに瓶あるべし、皆信ずるが故に)。

[論] 世人眼見に瓶の用有ることを信ず、是の故に應さに瓶有るべし。

內の曰はく、

[修] 有不異故一切無(有と異らざるが故に一切は無なり)。

[論] 若し瓶と有と異らずんば瓶は應さに是れ總相にして別相に非ざるべし。別相無きが故に、總相も亦無し。別相有るに因るが故に總相有り。若し別相無くんば則ち總相無し。是の二無なるが故に一切は皆無なり。

外の曰はく、

[修] 一二 如頭足分等名身(頭足分等を身と名づくるが如し)。

[論] 頭足分等は身と異らずと雖、但足のみを身と爲さざるが如く、是の如く瓶と有とは異らずと雖、而かも瓶のみ總相には非らず。

內の曰はく、

[修] 若足與身不異、何故是不爲頭(若し足と身と異らずんば、何が故に足を頭と爲さざる)。

【一二】三本には頭分足分等とあれど、[illegible]

【釋】若し頭足分等は身と異らずんば足は應さに是れ頭なるべし。是の(二三)二は身と異らざるが故に。因陀羅と釋迦とは異らざるが故に、因陀羅即ち釋迦といふが如し。

外の曰はく、

【論】諸分異故無過(諸分は異なるが故に過無し)。

【釋】分と(二四)有分とは異ならざるも、分と分とは異らざるに非ず。是の故に頭と足とは一ならず。

內の曰はく、

【論】若爾無身(若し爾らば身無し)。

【釋】若し足と頭と異らば、頭と足分等とは異る。是の如くんば但諸分のみ有つて、更に有分の之れを名づけて身と爲すもの無し。

外の曰はく、

【論】不然、多因一果現故、如色等是瓶(然らず。多の因にして一の果現ずるが故に。色等是れ瓶なるが如し)。

【釋】色分等の多の(二五)因の一の瓶の果を現じ、此の中、但色のみ瓶たるに非らず、亦色を離れて瓶たるに非らず、是の故に色分等は一たらざるが如く、足分等と身とも亦是の如し。

【二三】二とは頭と足とを指す。

【二四】有分は卽ち全體のことなれば、此處にては頭及び足の部分に對する身體をいふ。部分を其を含む全體に對すれば異らざるも、部分相互は異るなり。

【二五】勝論說にて部分は其全部に對しては因なりといひ、全部は其部分に對して果なりといふ。勝論派の因果は時間的のもののみならずして、空間的にも因果といふこと有部宗と同じ。

内の曰はく、

【論】如色等瓶亦不一（色等の如く瓶も亦一ならず）。

【釋】若し瓶と色聲香味觸の五分と異らずんば、應さに一の瓶と言ふべからず。若し一の瓶と言はば、色分等も亦應さに一なるべし。色等と瓶と異らざるが故に。

外の曰はく、

【論】如軍林（軍と林との如し）。

【釋】〔二六〕若し象馬車步の多衆合するが故に名づけて軍と爲す。又松柏等の多樹合するが故に名づけて林とす。獨松を林と爲すにも非らず、亦松を離れて林と爲すにもあらず。軍も亦爾り。是の如く一の色を名づけて瓶と爲すにもあらず、亦色を離れて瓶と爲すにもあらず。

内の曰はく、

【論】衆亦如瓶（衆も亦瓶の如し）。

【釋】若し松柏等は林と異らずんば、應さに一の林と言ふべからず。若し一の林と言はば、松柏等も亦應さに一なるべし、林と異らざるが故に。松樹の根、莖、枝、節、華、葉の如きも亦應さに是の如く破すべし。軍等の如き一切の物も盡く應さに是の如く破すべし。

〔二六〕軍林の譬は正理經、二、一、三十四に存す。象馬車步とは象軍、馬軍、車軍、步軍の四軍(Caturaṅga)のことにて、印度にては古來此の四軍今日[illegible]

外の曰はく、

【經】受多瓶故(多瓶を受くるが故に)。

【論】(二七)汝色分等の多を說かば、瓶も亦應さに多なるべし。是の故に一の瓶を破して而かも多の瓶を受けんと欲す。

内の曰はく、

【經】非色等多故瓶多(色等多なるが故に、瓶多なるには非らず)。

【論】我れは汝が過を說くなり、多の瓶を受くるには非らず。汝自ら色分等の多を言ふ。別の瓶法の色等の果と爲るもの無し。

外の曰はく、

【經】有果、以不破因、有因故果成(果有り。因を破せざるを以て、因有るが故に果成ず)。

【論】汝は瓶の果を破して、色等の瓶の因を破せず。若し因有らば必ず果有り。果なき因無し。復次に色等の瓶の因は是れ(二八)微塵の果なり。汝色等を受くるが故に因と果と倶に成ず。

内の曰はく、

【二七】漢譯文にては此の句も論の文とすれど、何等かの誤ならん。今は釋と見たり。此方次の文によく續づくを見ればなり。疏の釋は簡單にして何れも決定に資せず。

【二八】微塵は Aṇu にて世俗の極微(Parama-aṇu)と同じ、原子の意なり。勝論說にては多くの原子集合して瓶等となる、瓶子は因にして瓶等は果なりと說く。

【論】如果無因亦無(果の無なるが如く因も亦無なり)。

【釋】若し瓶と色等の多分とは異ならざるが故に瓶に應さに一なるべからざるが如く、今色等の多分と瓶とは異ならざるが故に色等は應さに多なるべからず。又汝の言の如く、果無き因無し、今果破るが故に、因も亦自ら破る、汝が法は因と果と一なるが故に。

復次に、

【論】三世爲一(三世は一と爲る)。

【釋】泥團の時は現在、瓶の時は未來、土の時は過去なり。若し因と果と一ならば、泥團の中に應さに瓶と土と有るべし。是の故に三世の時は一となる。已作、今作、當作、是の如き語は壞せん。

外の曰はく、

【論】不無、因果相待成故、如長短(然らず。因と果とは相待して成ずるが故に。長短の如し)。

【釋】長に因つて短を見、短に因つて長を見るが如く、是の如く、泥團より瓶を觀れば則ち是れ因、土を觀れば則ち是れ果なり。

内の曰はく、

【論】因他相違共過故、非長中長相、亦非短中及共中(他に因ると、相違と、共との過の故に、長中長相に非らず、亦短中にも及び共中にも非らず)。

【釋】若し實に長相有らば、若しくは長中に有るか、若しくは短中に有るか、若しくは共中に有るかなり。是れ不可得なり。何となれば、長中に長相無し、他に因るを以ての故に。短に因るが故に長となす。(二九)[短]中にも亦長性無し、相違するが故に。若し短中に長有らば、名づけて短と爲さず。長短の共の中にも亦長無し、二俱に過あるが故に。若しくは長中に有るも、若しくは短中に有るも、先に過有るを說きたり。短相も亦是の如し。若し長短無くんば、云何が相待せん(三〇)。

(三一)破異品第四

外の曰はく、汝先に有と一と瓶との異も、是れ亦過有りと言ひたり。何等の過か有る。

內の曰はく、

【二九】刊本にも三本にも此短字なけれども、意味より見るも、本疏に論文の非短中を釋して若短中有レ長則長短相害とあるに見るも、短字を補ふを可とすべし。

【三〇】以上論文と釋とを見るに何れも凡て是れ勝論說にして一の數論說もなし。故に註(九〇)にいへる如く破一品の一は決して數論說にあらず。即ち提婆菩薩自身は數論說は一切は一なりにて、勝論說は一切異なりとなしたるにあらざるを知り得。

【三一】刊本即ち高麗藏にては前の破一品第三を卷上の終りとし、此破異品第四を卷下の初めとす。されど三本は此破異品第四を卷上の終りとし、次の破情品第五を卷下の初めとす。一異は相關係すること密接なれば三本に從ひて分卷することとせり。疏は序と第一との釋を上卷とし、之を又三に分ち、第二より第六までの釋を中卷とし、之を又三に分ちたれども、第二を一、第三と第四とを二、第五と第六とを三とし、第七より第十までの釋を下卷とし、又三に分ちたり。合計九卷となれど、破一品第三と破異品第四とを分つことを示さず。寧ろ續きとして分つべからざることを示す。

【論】〔三三〕若有等異一、一無（若し有等にして一と異らば一は無し）。

【釋】若し有と一と瓶と異らば各無し。瓶は有と一と異らば、此の瓶は有に非らず、一に非らず。有は一と瓶と異ならば、瓶に非らず。一に非らず、一は有と瓶と異ならば、瓶に非らず、有に非らず。是の如く各各失す。復次に若し瓶失するも有と一とは應さに失すべからず。有失するも一と瓶とは應さに失すべからず。一失するも有と瓶とは應さに失すべからず。異を以ての故に。譬へば此の人滅すとも彼の人應さに滅すべからざるが如し。

外の曰はく、

【論】不然、有一合故、有一瓶成（然らず。有と一と合するが故に、有と一と瓶と成す）。

【釋】有と一と瓶とは異なると雖も瓶は有と合するが故に瓶を有と名づく。瓶は一と合するが故に瓶を一と名づく。瓶失するも有と一とは應さに失すべからずと言ふは、是の語非なり。何となれば、聚合するが故に。異に三種有り、一には合異、二には別異、三には變異なり。合異とは陀羅驃と求那との如し。別異とは此の人と彼の人との如し、變異とは牛糞團の變じて灰團となるが如し〔三四〕。異合を以ての故に瓶失せば一も亦失し、

【三三】三本に若有一瓶等異一一無とあり。疏には刊本の如くあり。

【三四】勝論説にては合（Saṃyoga）は第二諦德の一にして、元來離れ居りし二物の結合するは此合ある物の爲めなりとなす。然るに陀羅驃即ち實と求那即ち德とは如何なる場合にも全く獨立に離れて存することなく、常に德は實に依止し、實は德を所有し存す。此の如き不離の結合關係を實在的の一の物と見て之を和合（Samavā-

一失すれば瓶も亦失す。有は常の故に失せず。

內の曰はく、

論 若爾多瓶(若し爾らば多瓶なり)。

釋 瓶は有と合するが故に有瓶なり。瓶は一と合するが故に一瓶なり。又瓶は亦瓶なり。是の故に、多瓶なり。汝陀羅驃と求那とは合異の故に、瓶失すれば一も亦失し、一失すれば瓶も亦失すと言はば、我れ汝の異を破せんと欲するに、云何が異を以て異を證せんや。應さに更に因を說くべし。

外の曰はく、

論 總相故、求那故。有一非瓶(總相の故に、求那の故に、有と一とは瓶に非らず)。

釋 〔二四〕有は是れ總相の故に瓶に非らず。一は是れ求那の故に瓶に非らず。瓶は是れ陀羅驃なり。

內の曰はく、

論 若爾無瓶(若し爾らば瓶無し)。

釋 若し有は是れ總相なるが故に瓶に非らず、一は是れ求那なるが故に瓶に非らずば、瓶は是れ陀羅驃なるが故に有に非らず一に非らず、是れ則ち瓶無し。

外の曰はく、

る)とし、六諦中の第六となす。異の三種の第一合異の合は此和合を指す。和合し居りて而かも異なるを合異となす也。別異は元來別のものにて異なるものの場合。卽ち德の中の別體(Prthaktva)の有る二物間にいふ。變異は變化して異なるものにて、變化せざる以前は同じものなる場合なり。

【二四】破一品第三の註(九七)及(一一〇)を見よ。

【修】(一三五)受多瓶(多瓶を受けん)。

【論】汝先に多瓶を説きたり。一瓶を破せんと欲して更に多瓶を受く。

内の曰はく、

【修】一無故多亦無(一無なるが故に、多も亦無なり)。

【論】汝以瓶は有と合するが故に有瓶、瓶は一と合するが故に一瓶、又瓶は亦瓶なりといふ。若し爾らば(一三六)世界は一瓶を言ふに、而かも汝は以て多瓶と為す。是の故に一瓶を多瓶となし。一を多と為すが故に、則ち一瓶無し。一瓶無きが故に多も亦無し。先に一、後に多なるが故に。

復次に、

【修】初數無故(初數無きが故に)。

【論】數法に初めは一なり。若し一と瓶と異ならば、則ち瓶は一と為らず。一無きが故に多も亦無し。

外の曰はく、

【修】(一三七)瓶有有合故(瓶の有は有との合の故に)。

【論】瓶と有と合するが故に、瓶を有と名づく、盡く有なるには非らず。是の如く瓶と一と合するが故に、瓶を一と名づく、盡く一なるには非らず。

【一三五】破一品(第三)に[illegible]所の論文と比較せよ。

【一三六】世界は世人の意。

【一三七】刊本に[illegible]とあり。三本及び疏に瓶有有合故とあり。

内の曰はく、但是れ語有るのみ。此の事先に已に破したり。若し有は瓶に非らずんば則ち瓶無し。今當に更に說くべし。

〔論〕瓶應非瓶（瓶は應さに瓶に非らざるべし）。

〔釋〕若し瓶と有と合するが故に瓶有ならば、是の有は非瓶なり。若し瓶と非瓶と合せば、瓶は何を以てか非瓶と作らざる。

外の曰はく、

〔論〕（三八）無無合故非非瓶（無には合無きが故に、非瓶に非らず）。

〔釋〕非瓶を無瓶と名づく。無ならば則ち合無し。是の故に瓶は非瓶と作らず。今有ならず、有の故に應さに合有るべし。合有るが故に瓶有り。

内の曰はく、

〔論〕今有合瓶故（今有は瓶と合するが故に）。

〔釋〕若し非瓶ならば則ち有無し。有無くば則ち合無し。今有は瓶に合するが故に有は應さに瓶となるべし。若し汝瓶は未だ有と合せざるが故に無なり、無の故に合無きなりと謂はば、先に說くが如く、無法の故に合無きなり。是の如く未だ有と合せざる時は瓶は則ち無無なり。無法の故に應さに有と合すべからず。

【三八】勝論派は西曆五世紀頃より其中に無を一つの諦と見んとする傾向あり、六世紀中頃よりは之を認めて獨立の一諦となせしが、論主の頃には猶未だ無を一諦となせしことなし。上文にても之を知り得。

外の曰はく、

【修】不然、有了瓶等故如燈（然らず。有は瓶等を了ずるが故に。燈の如し）。

【釋】有は但瓶等の諸物の因たるのみに非らず、亦能く瓶等の諸物をも了ず。譬へば燈の能く諸物を照すが如し。是の如く有は能く瓶を了ずるが故に、卽ち瓶有ることを知る。

內の曰はく、

【修】若有法能了如燈、瓶應先有（若し有法にして能く了ずること燈の如くんば、瓶は應に先に有るべし）。

【釋】今先に諸物有り、然して後に燈を以て照了す。有にして若し是の如くならば、有の未だ合せざる時、瓶等の諸物は應さに先に有るべし。若し先に有らば後の有は何の用ぞ。若し有の未だ合せざる時、瓶等の諸物無く、有合するが故に有らば、有は是れ[二二九]作因にして了因に非らず。

復次に、

【修】[二三〇]若以相可相成、何故一不二（若し相を以て可相成せば、何が故に一は二とならざる）。

【二二九】因には作因と了因との二種ありと知らる。作因は數に作因と譯さるるものにして、事實上結果たるものを作り出す因なり。了因とは已に存在するものを了知せしむる因なり。前者は種と芽、後者は燈火と瓶の例によつて解せらるべし。果の方より考ふれば作因の果は生因のある所に生じ來り、了因の果は吾人の心の中に生ずる了知なり。

【二三〇】宋本に何故一不作二とあり。この二字は吉藏疏にも何等の註なし。此論旨については中論觀六種品第五、十二門論觀一異門第六參照。

【釋】若し汝有を以て瓶の相と爲すが故に瓶有ることを知らば、若し相を離るれば可相の物は則ち成ぜず、是の故に有は亦應さに更に相有るべし。若し更に相無くして法有るを知つて有となさば、瓶等も亦應さに爾るべし。燈の喩は先に已に破しぬ。復次に燈は自ら照して、外照を假らざるが如く、瓶も亦自ら有つて、外有を待たず。

外の曰はく、

【論】如身相(身相の如し)。

【釋】足分を以て有分を知りて身と爲し、足は更に相を求めざるが如く、是の如く有を以て瓶の相と爲すが故に瓶有るを知りて、有は更に相を求めず。

内の曰はく、

【論】〔三一〕若分中有分具者何故頭中無足(若し分中に有分具せば、何が故に頭中に足無き)。

【釋】若し身法の足分等の中に有るは、具有なりや、分有なりや。若し具有ならば頭中に應さに足有るべし、身法は一なるが故に。若し分有なるも、亦然らず。何となれば、

【論】有分如分(有分は分の如し)。

【釋】若し足の中にて有分は足分と等しく餘分の中にても亦爾らば、則ち有分と分とは一と爲る。是の故に有分の名づけて身と爲すもの有ること無し。〔三二〕是の如くば足等の自

【三一】破一品第三の註(一一)の中の論文を見よ。

【三二】刊本に如是足分等自有有

ら、有分なるも、亦同じく破せらる。有分無きが故に諸分も亦無し。

外の曰はく、

■ 〔三三〕不然、微塵在故(然らず。微塵在るが故に)。

■ 諸分無きにあらず。何となれば、微塵に分無く、分中に在らざるも、微塵集まるが故に、能く瓶等の果を生ず。是の故に應さに有分有るべし。

內の曰はく、

■ 〔三四〕若集爲瓶一切瓶(若し集つて瓶を爲せば、一切は瓶なり)。

■ 汝微塵に分無しと言ふ。但是れ語有るのみ〔三五〕。後に當に破すべし。今當に略說すべし。微塵集つて瓶をなす時、若し都て集つて瓶を爲せば、一切の微塵は盡く應さに瓶を爲すべし。若し都て集つて瓶を爲さずば、一切は瓶に非らず。

外の曰はく、

■ 如縷〔三六〕滴集力、微塵亦爾(縷滴の集まる力の如し。微塵も亦爾り)。

■ 一一の縷は象を制する能はず、一一の水滴は瓶を滿たす能はざるも、多く集らば則ち能くするが如く、是の如く微塵は集まるが故に、力能く瓶

分亦同破とあり。三本は如是手足等自有分亦同破となす。疏には此文を釋して如是足等下自レ上已來破二麁總別一今第二破二細總別一是爲二有分一指名爲レ分、亦應レ作二分在其在一破レとあり。[illegible]

[illegible]て適用して破するの意との意なり。

【三三】微塵は Anu にて後世の極微(Paramāṇu)と同じ。原子の意なり。勝論派にて微塵を[illegible]らず。[illegible]なす。[illegible]の、今一歩にして実無となる

を爲る。
內の曰はく、
【論】不然、不定故(然らず。不定なるが故に)。
【疏】譬へば一一の石女は子を有すること能はず、一一の盲人は色を見ること能はず、一一の沙は油を出すこと能はず、多く集まるも亦能はざるが如く、是の如く微塵も一一能くせず、多も亦能くせず。
外の曰はく、
【論】分分有力、故非不定(分分に力有り、故に不定に非ず)。
【疏】縷滴の分分に力有りて能く象を制し、瓶を滿たす。石女、盲、沙は、分分に力無きが故に、多も亦力無し。是の故に不定に非らず。應さに石女、盲、沙を以て喩と爲すべからず。
內の曰はく、
【論】分有、分一異過故(分と有分とは一異の過あるが故に)。
【疏】分と有分とは若しくは一なるも、若しくは異なるも、是の過先に已に破したり。復次に有分無きが故に分も亦無し。若し有分未だ有らざる時は、分は不可得ならば、云何が作力有らん。若し有分已

ものの意にて極微の義譯なり。隣虛の譯語は眞諦三藏獨得の譯語なり。疏主嘉祥大師は幼少の時、眞諦三藏に面會し吉藏なる名を與へられたる人なれば、學說は從來異り來りたるも、親しむ所ありて此譯語をも用ひたるなるべし。

【一四】三本は之を本文となさざるが如しと雖、疏より見れば論の本文なり。

【一五】以上の原子論は主として勝論說なること後に註すべし。破常品第九の註を見よ。

【一六】渧は三本に滴に作る。今は滴とす。滴の方普通の文字なり。

(一)巻の下

破(二)情品第五

外の曰はく、

[論] (三)定有我所、有法、現前有故(定んで我所有り。法有り、現前有の故に)。

[釋] 情と塵と意と合するが故に知生ず。此の知は是れ(四)現前知なり。是の知は實有なるが故に、情と、塵と、意と有り。

內の曰はく、

[論] 見色已知生何用(色を見已つて、知生せば、何の用ぞ)。

[釋] 若し眼先に色を見、然して後に知生せば、知は復何の用ぞ。若し先に知生じ、然して後に眼、色を見るも、是れ亦然らず。何となれば、

【一】刊本卽ち高麗版にては破異品第四以下を巻下とすれど、三本にては此破情品第五以下を巻下とす。今之に從ふ。破異品第四の註(一二)を見よ。

【二】情は根と同じくして、感官を指す。

【三】刊本に定有我所とあり。三本及び疏には定有我我所とあり。されど疏は之を釋する時は定有我所とし、定有我我所となさず。我所とは知の如く、佛教に心所有法(又は心所法、心數法)といふと同じ。

【四】現前知は通常所謂現量知、卽ち現量によつて生ずる知なり。故に現前とは現量といふと同じ。

たず、見は知を待たず。復次に、(九)眼は色に到つて見ると爲すや、色に到らずして見ると爲すや。

〔論〕若眼去遠遲見(若し眼去らば遠きは遲く見るべし)。

〔釋〕若し眼去つて色に到つて乃ち見れば、遠き色は應さに遲く見るべく、近き色は應さに速に見るべし。何となれば、去法は爾るが故に。而かも今近き瓶、遠き月一時に見る。是の故に知る、眼は去らざるを。若し去らずば則ち和合無し。復次に若し眼力色に到らずして而かも色を見れば。何が故に近きを見て遠きを見ざる。遠近は應さに一時に見るべし。

復次に、眼設し去らば。見已つて去ると爲すや。見ずして去ると爲すや。

〔論〕若見已去。復何用(若し見已つて去らば、復何の用ぞ)。

〔釋〕若し眼先に色を見て、事已に辨せば、去ることは復何の用ぞ。

〔論〕若不見去、不如意所取(若し見ずして去らば、意の取る所の如くならざるべし)。

〔釋〕若し眼先に色を見ずして而かも去らば、意の取る所の如き、則ち取る能はず。眼は無知の故に東に赴くに則ち西すべし。

復次に、

なり。一時生ならば見知は時間上同時にして相待して生ずることなかるべし。

【九】 眼爲到色見耶、爲不到色見耶、若眼去遠遲見の全體が論の本文なるやも知れず。されどかくの如き長き本文ありや否やは疑はしく、釋より見るも上文の最後の一句のみが論の本文なるが如し。

【論】無眼處亦不取（眼無き處亦取らず）。

【釋】若し眼去つて色に到つて而かも色を取らば、身には則ち(一〇)眼無し。身に眼無きが故に。此れ則ち取ること無し。若し眼去らずして而かも色を取らば、色には則ち眼無し。色に眼無きが故に彼れも亦取ること無し。復次に若し眼去らずして而かも色を取らば、應さに天上の色及び障外の色を見るべし。然るに見ず。是の故に是の事亦非なり。

外の曰はく、

【論】眼相見故（眼の相は見なるが故に）。

【釋】見は是れ眼の相なり。緣中に於て力有りて能く取る、性自ら然るが故に。

内の曰はく、

【論】若眼見相、應自見眼（若し眼は見を相とせば(一一)應さに自ら眼を見るべし）。

【釋】若し眼は見を相とすること、火の熱を相として、自ら熱し、能く他をして熱せしむるが如く、是の如く眼若し見を相せば、應さに自ら眼を見るべし。然るに見ず。是の故に眼は見を相とするに非ず。

【一〇】[illegible]

【一一】[illegible]みたり。

外の曰はく、

論 如指(指の如し)。

釋 眼は見を相とすと雖、自ら眼を見ざること、指端の自ら觸るると能はざる如し。是の如く眼は見を相とすと雖自ら見ること能はず。

内の曰はく、

論 不然。觸指業故(然らず。觸は指の業なるが故に)。

釋 觸は是れ指の業にして指の相には非らず。汝、見は是れ眼の相と言はば、何ぞ自ら眼を見ざる。是の故に指の喩は非なり。

外の曰はく、

論 (一三)光意去故見色(光と意と去るが故に色を見るなり)。

釋 眼の光と及び意と去るが故に彼に到つて能く色を取るなり。

内の曰はく、

論 若意去到色、此則無覺(若し意去りて色に到らば、此れは則ち無覺なり。

釋 意若し色に到らば、意は則ち彼に在り、意若し彼に在らば、身には則ち意無し。猶死人の如し。

【一三】眼に一種の光ありて、眼が物を見る時には、其光が其物まで到るが故に、物が初めて見らるると說くは、勝論說特に論主當時までの勝論說に存するとなし。此點は全く正理派の說なり。正理經三、一、三二に說かる。意の去ることは明ならず。意は體內を極めて速に運動することは說かると雖、體外に出づることは說かれ居らず。後文に如意在身とあり。故に意の去るといふは身外に去るにあらずして、身中にて他所にありたる時、眼が色と相對すれば、意は速に其他所より眼と色との對し居る方に動き來ることなり。

然るに意は實には去らず。遠近一時に取るが故に、過去と未來とを念ずと雖、念は過去と未來とに在らず。念の時に去らざるが故に。

外の曰はく、

【修】如意在身（意の如きは身に在り）。

【釋】意は身に在りと雖、而かも能く遠く知る。

内の曰はく、

【修】若爾不合（若し爾らば合せず）。

【釋】若し意は身に在り、而かも色は彼に在らば、色彼に在るが故に則ち和合無し。若し和合無くんば、色を取ること能はず。

外の曰はく、

【修】不然、意光色合故見（然らず。意と光と色と合するが故に見る）。

【釋】眼と意と且身に在つて和合し、意の力を以ての故に眼光をして色と合せしめ、是の如くして色を見る。此の故に和合を失せず。

内の曰はく、

【修】〔三〕若和合故見生、無見者（若し和合の故に見生せば見者無し）。

【三】刊本には若和合故とあれ

【外】汝は和合の故に色を見ると謂ふ。若し但眼のみ色を見、但意のみ色を取ると言はば、是の事然らず。

外の曰はく、

【修】受和合故取色成（和合を受くるが故に、色を取ることは成ず）。

【論】汝和合を受くれば、則ち和合有り、若し和合有らば應さに色を取ること有るべし。

内の曰はく、

【修】意非見、眼非知、色非見知、云何見（意は見に非らず、眼は知に非らず、色は見と知とに非らず。云何が見ん）。

【論】意は眼と異るが故に意は見相に非らず。見相に非らざるが故に見ること能はず。眼は四大造の故に、知相に非らず。知相に非らざるが故に、知ること能はず。色も亦見相にも非らず、亦知相にも非らず。是の如くんば復和合すと雖、云何が色を取らん。耳、鼻、舌、身も亦是の如く破す（一四）。

破（一五）塵品第六

ど、三本及び疏には若合故とあり。次も同じ何れにても可なれども和合となすも單に合(Saṃyoga 又は Saṃnikarṣa)の意にして第六諦の和合(又は無障礙 Samavāya)とは全く異なるを注意し置くを要す。

【一四】以上此品にて破せらるる説も、凡て是れ勝論説にして其内に多少の正理説を混ずるのみ。但し此破せらるる説の如きは正理派にても採用せし説なり。然して殆んど數論説の如きは所破中に存せず。

【一五】塵は境、即ち主として外界環境の對象なり。

外の曰はく、

【論】應有情、瓶等可取故（應さに情有るべし。瓶等は取る可きが故に）。

【釋】今現見に瓶等の諸物は取る可きが故に。若し諸情にして諸塵を取る能はずんば、當さに何等を用つてか取るべき。是の故に知る、情有りて能く瓶等の諸物を取ることを。

內の曰はく、

【論】非獨色是瓶、是故瓶非現見（獨り色のみ是れ瓶なるには非らず、是の故に瓶は現見に非らず）。

【釋】瓶中の色は現に可見なるも、香等は可見ならず。獨り色のみ瓶を爲すに非らずして、香等も合して瓶を爲す。瓶若し現に可見ならば、香等も亦應さに現に可見なるべし、而かも可見ならず。是の故に瓶は現見に非らず。

外の曰はく、

【論】取分故、一切取信故（分を取るが故に、一切取なり、信の故に）。

【釋】瓶の一分は可見なるが故に瓶を現見と名づく。何となれば、人は瓶を見已つて我れ是の瓶を見ると信知す。

內の曰はく、

【論】若取分、不一切取（若し分を取らば、一切取ならず）。

【疏】瓶の一分の色は可見なるも、香分等は可見ならず。今分に有分と作らず。若し分にして有分と作らば、香等の諸分も亦應さに可見なるべし。是の故に瓶は盡く可見なるには非らず。是の專破一破異中に說きしが如し。

外の曰はく、

【論】有瓶可見、〔二六〕受色現見故（有瓶は可見なり。色の現見を受くるが故に）。

【疏】汝色の現見を受くるが故に、瓶も亦應さに現見なるへし。

內の曰はく、

【論】若此分現見、彼分不現見（若し此の分は現見なるも、彼の分は現見ならず）。

【疏】汝色は現見なりといふは、此の事然らず。〔二七〕現色は形有るが故に、彼の分と中の分とは見ならず。此の分を以て障ふるが故に。〔二八〕此の分も亦是の如し。復次に、前に若し分を取らば一切取ならざるが如く、〔二九〕彼れ應さに此れに答ふべし。

【二六】刊本に受色現可見とあれど、三本及び疏には受色現見とあり。

【二七】註を一方より見る場合を考ふべし。疏の釋によれば論の本文にては此分は現見、彼分に不現見の二なるに、釋にては此分は現見、中分と彼分との二は不現見なりとなす。

【二八】刊本には彼方亦如是とあり。三本及び疏には此分亦如是とあり註を此側より見れば此分は現見なるも、彼側より見れば此分は不現見となるが如く、見方を逆にしたる場合を此分亦如是といへるなり。

【二九】前に分を取らば一切取ならずといひしが、其言は移して此處に持來りて破となすを得との意也。即ち一分現見にして二分不現見ならば、瓶の全體一切が現見なりとはいふを

外の曰はく、

【問】 (二)微塵無分故、不盡破(微塵は分無きが故に、盡破ならず)。

【答】 微塵は分無きが故に、一切現見なり、何の過有りや。

內の曰はく。

【論】 微塵非現見(微塵は現見に非らず)。

【釋】 汝が經に曰はく、(三)微塵現見に非らずと。是の故に現見の法と成ること能はず。若し微塵も亦現見ならば、色と同じく破す。

外の曰はく、

【問】 瓶應現見、世人信故(瓶は應さに現見なるべし。世人信ずるが故に)。

【答】 世人は盡く瓶は是れ現見にして用有りと信ずるが故に。

內の曰はく、

【論】 現見無非瓶無(現見に無なるも、瓶無なるには非らず)。

【釋】 汝若し瓶を現見せずば、是の時瓶無しと謂はば是の事然らず。瓶は現見ならずと雖、(三)瓶は無

得ざるなり。

【二】 微塵即ち原子は上來破せられたる色現見香等不現、一分現見二分不現見の過なき性質のものなれば、上來の破は微塵には及ばず。盡に凡てを破したることにはならずとの意なり。

【三】 是れ勝論説なり。勝論師に此句文は存せざれども、[illegible]一、六句よりて之を知り得[illegible]

【三】 關中に瓶有る場合を考ふべし。勝論師にては現見せずば關中に瓶有るも瓶無しと同じとは説かず。

なるには非らず。是の故に瓶は現見に非らず。

外の曰はく、

【論】眼合故無過(眼合するが故に過無し)。

【釋】瓶は現見の相なるも、眼未だ會せざる時は、人は自ら見ずと雖、是の瓶は現見の相ならざるに非らず。

內の曰はく、

【論】如現見生無、有亦非實(現見の生無きが如く、有も亦實に非らず)。

【釋】若し瓶未だ眼と合せざる時未だ異相有らず。後に見る時少しく異相の生ずること有らば、當さに知るべし、此の瓶に現見の相生ずることを。今實に異相の生ずること無し。是の故に現見の相生せず。現見の相生ずること無きが如く、瓶の有も亦無し。

外の曰はく、

【論】(三)五身一分破餘有(五身の一分は破するも餘は有り)。

【釋】(四)五身は是れ瓶、汝一色を破して香等を破せず。今香等は破せられざるが故に應さに塵有るべし。

【三】刊本に余分有とあるも、三本及び疏には餘有とあり。
【四】五身は色聲香味觸より成るをいふ。其中の一分を破すも他の四分は破せられざれば色の一分のみにては、破は未だ十分ならずとの意。

是れ現見なり。汝云何が現見の色無しと言ふや。

內の曰はく、

【論】四大非眼見、云何生現見(四大は眼見に非らず。云何が現見を生ぜん)。

【釋】地は堅相、水は濕相、火は熱相、風は動相。是の四大にして眼見に非らずば、此の所造の色も應さに現見に非らざるべし。

外の曰はく、

【論】身根取故四大有(身根の取なるが故に四大は有り)。

【釋】今身根は四大を取るが故に四大は有り。是の故に火等の諸物、四大所造なるものも、亦應さに有るべし。

內の曰はく、

【論】火中一切熱故(火中にては一切は熱なるが故に)。

【釋】四大の中但火のみ是れ熱相にして、餘は熱相に非らず。今火の中の四大應に是れ熱相なり。是の故に火は四身とならず。若し餘は熱せずんば、名づけて火と爲さず。是の故に火は四身と爲らず。地の堅相、水の濕相、風の動相も亦是の如し。

外の曰はく、

【論】色應可見、現在時有故(色は應さに可見なるべし、現在時は有なるが故に)。

【釋】眼情等は現在時に塵を取るを以ての故に。是れを現在時と名づく。若し眼情等が色塵等を取ること能はずんば、則ち現在時無し。今實には現在時有り、是の故に色は可見なるべし。

内の曰はく、

【論】若法後故初亦故(若し法にして後に故ならば初めも亦[三六]故なり)。

【釋】若し法にして後に故相現せば、是の相は故時に生ずるに非らず、初生の時已に隨つて有るも、微なるが故に知らざるのみ。故相轉現じ、是の時知る可し、人の衣を著くるに初め已に微なるが故に之に隨つて覺えず知らず。久しければ則ち相現ずるが如し。若し初め無なるが故に後も亦無ならば是れ應さに常に新なるべし。若し無ならば、故相は應さに生ずべからず。[三七]是を以て、初め故にして之に隨ひ、後に則ち相現ず。今諸法は住せざるが故に則ち住時無し。若し住時無くんば塵を取る處なし。

外の曰はく、

【論】受新故故有現在時(新と故とを受くるが故に、現在時有り)。

【釋】汝新相と故相とを受く。生を迎ふる時名づけて新と爲し、異を願する時名づけて故と爲す。是の二相は過去時に取る可きにも非らず。亦未來時に取る可きにも非らず。現在時を以ての故に新と故

【三六】故は古と同じ。

【三七】明本是以初漸故隨之とあり、三本及び續に隨の字なし。

との相は取る可し。

內の曰はく、

【論】不然、生故新、異故故（然らず。生の故に新、異の故に故なり）。

【釋】若し法久しければ新相を生じ已つて是の新相を過ぐ。新に異らば則ち故と名づく。若し故相生ずれば故は則ち新と爲る。是の新、是の故、但言說のみ有り。第一義中には新も無く、中も無く、故も無し。

外の曰はく、若し然らば何の利をか得ん。

內の曰はく、

【論】得永離（永離を得）。

【釋】若し新に中と作らず、中は故と作らずば、種子、芽、莖、節にして壞せば華實は各合せざるが如く、各合せざるが故に、諸法は住せず。住せざるが故に遠離す。遠離するが故に取ることを得可からず（二八）。

（二九）破因中有果品第七

外の曰はく、

【二八】以上の破せらるる中、釋より見れば勝論說ならざるものあれど、論の本文は凡て勝論說として差支なきもののみなり。

【二九】因中有果論（Satkārya-vāda）は數論派の根本思想にして、轉變論的學說（Pariṇāma-vāda）の素樸的の考にして因果無別（Kārya-kāraṇa-abheda）を主張す。次の因中無果論（Asatkārya-vāda）が積聚說（Ārambha-vāda）の根本思想をなし、因果別異（Kārya-kāraṇa-bheda）を主張すると相對す。此破因中有果品第七と、次の破因中無果品第八とは、十二門論觀有果無果門第二と對照すべし。

形と瓶の形と異ると雖、而かも泥たるは異らず。

內の曰はく、

論 不然、業能異故(然らず。業と能と異るが故に)。

釋 屈申は是れ指の業、指は是れ能なり。若し業則ち是れ能ならば、屈する時は應さに指を失すべし。復次に屈と申とは應さに是れ一なるべし。

(二四)汝の經の如き、泥團は卽ち是れ瓶なるが故に、指の喩は非なり。

外の曰はく、

論 如少壯老(少と壯と老との如し)。

釋 一人の身にして亦は少、亦は壯、亦は老なるが如く、因と果とも亦是の如し。

內の曰はく、

論 不一故(一ならざるが故に)。

釋 少は壯と作らず、壯は老と作らず。是の故に汝が喩は非なり。

復次に、

論 若有不失、無失(若し有失せずんば失無し)。

り。疏には屈伸とあり。申は伸と同じく用ひらるるが故に何れにても可なり。

【二四】汝の經の如きは汝が經に說くの意。此經の說は數論派の說を指すならんも、數論派の書中に此言あるには非ず。數論派の因中有果、因果無別の說を追窮すれば泥と瓶とは遂に一とならざるべからずといふにあり。泥なる因中に瓶たる果は已に存在すれば也。

［論］若し有失せずんば、泥團は應さに變じて瓶と爲るべからず。是れ則ち瓶無し。若し有失せずんば、無も無きが故に亦應さに失すべからず。然らば則ち都べて失無し。

外の曰はく、

［修］無失無有何咎（失無きは何の咎有りや）。

［破］若し常なるが故に失無くんば、泥團は應さに變じて瓶とならず、無常無きは何の過有りや。

內の曰はく、

［論］若無無常、無罪福等（若し無常無くんば、罪福等無し）。

［破］若し無常無くんば罪福等無く、亦當さに無かるべし。何となれば、罪人は常に罪人となつて、應さに福人と爲るべからず、福人は常に福人となつて、應さに罪人と爲るべからず。罪福等とは布施と盜奪、持戒と犯戒等なり。是の如きは皆無し。

外の曰はく、

［修］〔三〕因中先有果、因有故（因中に先に果有り、因有るが故に）。

［破］若し泥中に先に瓶無くんば泥は應さに瓶の因と爲るべからず。

內の曰はく、

［論］〔吴〕若因中先有果故有果、果無故因無果（若し因中に先に果有るが故に

【三】會七十論中文第九、因中有果論の五理由の第五と對比せよ。

【吴】刊本には若因先有果故と

に果有らば、果無きが故に因に果無し)。

外の曰はく、

〔釋〕若し泥團は瓶と作るも、泥は失はれざるが故に因中に果有らば、是の瓶若し破せば、應さに因中に果無かるべし。

〔論〕〔三七〕因果一故(因と果とは一なるが故に)。

〔釋〕土は因、泥は果、泥は因、瓶は果の如く、因變じて果と爲つて、更に異法無し。是の故に應さに因中に果無かるべからず。

内の曰はく、

〔論〕若因果一、無未來(若し因果一ならば未來無なり)。

〔釋〕泥團は現在にして、瓶は未來爲るが如く、若し因果一ならば則ち未來無し。未來無きが故に亦現在も無し。現在無きが故に亦過去もなし。是の如くば三世は亂す。

外の曰はく、

〔論〕〔三八〕名等失生故(名等失はれて生ずるが故に)。

〔釋〕更に新法無し、而して故法は失せず。但名のみ時に隨つて異る。一泥團の瓶と爲り、瓶破して〔三九〕瓮と爲り、瓮破して還た泥と爲るが如く、是の如く都べて去來無し。

あれど、三本及び疏には若因中先有果故とあり。論の本文は果無故因無果の六字にはあらざるか。

【三七】註(二九)、(三〇)を見よ。是因果無別と同意なり。

【三八】刊本に名等失名等生故とあれど、三本及び疏には名等失生故とあり、意味は刊本にあると同じ。

【三九】疏には瓮とあり。何れも

［釋］泥團中にては瓶の形は微なるが故に知り難し。陶師の力の故に是の時明了す。泥中の瓶は不可知なりと雖、當さに知るべし、泥中には必ず微形有り。二種の不可知有り、或は無の故に知れず、或は有れども因緣を以ての故に知れず。［四三］因緣に八あり、何等か八なる。遠きが故に知れず、遠き國土の如し。近きが故に知れず、眼睫の如し。根壞するが故に知れず、聾盲の如し。心住せざるが故に知れず、人の意の亂するが如し、細なるが故に知れず、微塵の如し。障の故に知れず、壁外の事の如し。勝の故に知れず、大水の少鹽の如し。相似の故に知れず、一粒の米を大聚の米の中に投ずるが如し。是の如く泥團中の瓶は眼見ずと雖、要らず蒲より出でず。是の故に微なる瓶は定んで泥中に在り。

内の曰はく、

［論］若先有微形因無果（若し先に微形有らば、因に果無し）。

［釋］若し瓶の未だ生ぜざる時、泥中に微形有り。後に眼に知る可くんば是れ則ち因中に果無きなり。何となれば、本に瓶相無くして後に乃ち生ずるが故に。是を以て因中に果無し。

外の曰はく、

【四三】不可知の八因緣は、十二門論觀有果無果門第二の釋中にあり。元來數論派の說なること數論頌（Sāṁkhya-kārikā）の第七頌、漢譯金七十論第七頌によりて知らる。是によりて又百論の此の部分が、數論說を破し居るものなることを知り得るなり。

【三九】因中應有果、各取因故（因中應に果有るべし。各因を取るが故に）。

【四〇】因中應に先に果有るべし。何となれば、瓶を作るには泥を取つて蒲を取らず。若し因中に果無くんば、亦蒲をも取る可し。而かも人は定んで泥能く瓶を生じ、【四一】埴を埏して器を成し、燒を受くるに堪ふることを知るが故に、是を以て因中に果有り。

内の曰はく、

【四二】若當有有、若當無無（若し當さに有るべくんば有なり、若し當さに無かるべくんば無なり）。

【四三】汝言ふ、泥中より當さに瓶を出すべきが故に、因中に先に果有りと。今瓶破するが故に瓶當に果無かるべし。是を以て因中に果無し。

外の曰はく、

【四四】生住壞次第有故無過（生住壞次第有るが故に過無し）。

【四五】瓶の中に破相有りと雖、必らず先に生じ、次に住し、後に破す。何となれば、未生には破無きが故に。

内の曰はく、

【四六】若先生非後無果同（若し先に生じて後に非ずんば果無きと同じ）。

【四四】金七十論第九頌因中有果 [illegible]

るなり。

[illegible]

【釋】(四七)。若し泥中に瓶の生住壞有らば、何が故に要らず(四八)先に生じ後に壞して、先に壞し後に生ぜざる。汝未生の故に破無しと言ふも、是の如くんば瓶の未生の時住も無く壞も無し。此の二先に無くして後に有るが故に、因中に果無し。

外の曰はく、

【論】(四九)汝破有果故、有斷過(汝有果を破するが故に、斷の過有り)。

【釋】若し因中有果を非と爲さば、應さに因中無果なるべし。若し因中無果ならば則ち斷滅に墮す。

内の曰はく、

【論】續故不斷、壞故不常(續の故に斷ならず。壞の故に常ならず)。

【釋】汝知らずや、穀子從り芽等相續するが故に斷ならず。穀子等の因壞するが故に常ならず。是の如く諸佛は(五〇)十二分因緣生法を說いて、因中有果無果を離るるが故に斷常に著せず。中道を行じて涅槃に入る(五一)。

じ。

【四七】三本は若泥中有瓶生更壞者とあり。若し泥中に瓶有り生じて保ち壞せばと讀まる。

【四八】泥中に瓶あり、其瓶に生住滅あらば、生が前にして後に壞あると共に壞が前にして後に生あるも可能なるべし。若し生前壞後が必要ならば、壞は常に果のみ存し泥中の瓶になし。故に果無しと同じとなる。

【四九】疏には若破因中有果故とあり。三本は有斷故とす。非なり。

【五〇】十二分は新譯に十二緣起支といふ支と同じ。緣起を十二によりて說く故に其一一を支又は分といふなり。中論觀四諦品第廿四、及び觀十二因緣品第廿六を見よ。

【五一】以上第七品に破せらるる說は主として數論說なるを知り得べし。

團の後、瓶に非らざる時に有りと爲すや。若し瓶は初、瓶の時に瓶の生ずると有らば、是の事然らず。何となれば、瓶は已に有るが故に、是の(三六)初中後は共に相因待す。若し中後無くんば初無し、若し瓶の初有らば、必ず中後有り。是の故に瓶已に先に有らば、生は復何の用ぞ。若し泥團の後瓶に非らざる時に瓶生するも、是れ亦然らず。何となれば、未だ有らざるが故に。若し瓶に初中後無くんば、是れ則ち瓶無し。若し瓶無くんば、云何が瓶の生ずること有らん。復次に、若し瓶の生ずると有らば、若しくは泥團の後瓶の時應さに有るべきか、若しくは瓶の初、泥團の時應さに有るべし。泥團の後、瓶の時には瓶の生ずること無し。何となれば、已に有るが故に(三七)亦瓶の初、泥團の時にも瓶の生ずること有るに非らず。何となれば、未だ有らざるが故に。

外の曰はく、

已有不レ須二生相生一、二、始造レ瓶初名レ之爲レ初、此是未有生相不レ能レ生、泥有二二後一者、一、是用レ泥盡竟名爲二泥後一、此是已有、不レ須二生相生一、二、是作レ泥始竟名爲二泥後一、此是未有生相不レ能レ生とあり。上文に瓶の初とあるは作レ瓶成初、次の瓶の時は既是瓶成、卽是瓶時也。次の泥團の後とは造泥始竟、次の瓶に非らざる時とは既是泥團、未レ有二於瓶一故と稱せらる。

【三六】 疏に初とは瓶の口の成るをいひ、中とは其腹の成るをいひ、後とは其底の成るをいふと釋す。されど此は瓶の作らるるよりいへば逆なり。初は底の作らるるに當り、中は腹、後は口の作らるるにいふとせざれば、印度の製瓶法に合せず。

【三七】 刊本には亦成の初泥團の時にも成の生ずること有るに非ずとあれど、こは前文の「若しくは瓶の初、泥團の時應さに有るべし」に對する破にして、或は成は瓶の成と見られざるにあらざれども、此時は猶未だ瓶の成なき時なれば成の字は用ひられず。故に成は二字ともに瓶の誤植と見る外なし。

論　生時生故無咎(生時に生ずるが故に咎無し)。

釋　〔五八〕我は若しくは已生、若しくは未生に瓶の生ずること有るを言はず。第〔五九〕三の法生ずる時に是れ生ず。

内の曰はく、

論　生時亦如是(生時も亦是の如し)。

釋　生時は先に說くが如し、若し生ならば是れ則ち生じ已りしか、若しくは未生かなり。云何が生有らん。生時は半生半未生に名づく。二過亦前に破するが如し。是の故に無生なり。

外の曰はく、

論　生成一義故(生と成とは一義なるが故に)。

釋　我は〔六〇〕瓶の生じ已つて生有りとも言はず、亦未生にして生有りとも言はず。今瓶は現に成ず、是れ則ち瓶の生ずるなり。

内の曰はく、

論　若爾生後(若し爾らば生は後なり)。

釋　〔六一〕成をば生じ已るに名づく。若し生無くば、初無く中無し。若し初無く亦中も無くば成無し。

【五八】明本に我不言若已生、若未生有成生とあり。成は瓶の誤植なるべし。註の(五七)、(五八)、(六三)を見よ。若し誤植ならずば、生の成ずることと讀むべし。

【五九】明本に二とし、三本に三とす。已生未生に對する故に三とする方可なるべし。

【六〇】三字の瓶は明本に何れも成に作る。恐らく瓶の誤植なり。瓶は外が但無三顯見一而立一見瓶現成一即是生一也とあり。註(五七)、(五八)、(六三)を見よ。若し誤植ならずば生を成ずと又は生は成ずの如く讀むべし。

【六一】初中後の三分完全したるを成と名づく。

是の故に應さに成を以て生と爲すべからず。生は後に在るが故に。

外の曰はく、

論 初中後次第生故無咎(初中後次第生の故に咎無し)。

釋 泥團次第に生じて、(六二)底、腹、咽、口等、初中後の次第生を成ず。泥團の次に(六三)瓶の成ずること有るに非らず。亦(六三)瓶の時にも(六三)瓶の生ずること有るに非らず。亦無にして(六三)瓶の生ずるにも非らず。

内の曰はく、

論 初中後非次第生(初中後は次第生に非らず)。

釋 初は無前有後に名づけ、中は有前無後に名づけ、後は有前有後に名づく。是の如く初中後は共に相因待す。若し離るれば云何が有らん。是の故に初中後は應さに次第生なるべからず。

論 一時生亦不然(一時生も亦然らず)。

釋 若し一時生ならば、應さに是れ初、是れ中、是れ後と言ふべからず。亦相因待せず。是の故に然らず。

【六二】 註(五六)を見よ。底は初、腹は中、口は後なること、此文にて明なるべし。「泥團次第生成、底腹咽口等、初中後次第生」は疏に如二瓶底生即瓶底成、乃至口生即是口成一とあれば、成は必らずしも瓶の誤植と見る要なかるべし。

【六三】 五字の瓶は刊本に凡て成に作る。疏には刊本の亦非成時有成生を亦非瓶時下云云と指し、刊本の亦非無成生を亦非無瓶生下云云と指す。明に成は瓶の誤植なるを知る。

外の曰はく、

論　如生住壞(生住壞の如し)。

釋　有爲相の如きは生住壞次第に有り、初中後も亦是の如し。

內の曰はく、

論　(一四)生住壞亦如是(生住壞も亦是の如し)。

釋　若しくは次第に有るも、若しくは一時に有るも、是の二は然らず。何となれば、住無くば則ち生なし。若し住無くして生有らば、亦應さに生無くして住有るべし。壞も亦是の如し。若し一時ならば、應さに是れ生、是れ住、是れ壞を分別すべからず。

復次に、

論　一切處有一切(一切處に一切有らん)。

釋　(一五)一切處とは三の有爲相に名づく。若し生、住、壞にして亦有爲相ならば、今、生の中應に三相有るべし。是れ有爲法なるが故に。一一の中に復三相有り。然らば則ち無窮なり。住、壞も亦是の如し。今、生、住、壞の中に更に三相無くば今の生、住、壞を有爲相と名づけず。若し汝、生生と生と共に生ずること父子の如しと謂はば、是の事然らず。是の如き生生、若しくは因中に先に有って相

【一四】以下中論觀三相品第七に參照。

【一五】此の譬の論法は今、中論觀三相品第七のと同じ。

待するも、若しくは因中の先に無くして相待するも、若しくは因中に先に少有少無にして相待するも、是の三種は（六七）破情中に已に說きたり。復次に父（六八）先に有り然して後に子を生ずるが如く、是の父更に父有り。是の故に此の喩は非なり。

外の曰はく、

論 定有生可生法有故（定んで生有り、可生の法有るが故に）。

釋 若し生有らば可生有り、若し生無くんば則ち可生無し。今瓶等は可生の法にして現に有るが故に必ず生有り。

內の曰はく、

論 若有生無可生（若し生有らば可生無し）。

釋 若し瓶生ずること有らば、瓶は已生にして可生と名づけず。何となれば、若し瓶無くんば、亦瓶の生ずることも無し。是の故に若し生有らば、則ち可生無し。何に況んや無生をや。

復次に、

論 自他共亦如是（自と他と共とも亦是の如し）。

釋 若し生と可生との是の二、若しくは自生なるも、若しくは他生なるも、若しくは共生なるも、

【六六】上の生は大生、下の生は小なり。大小更互に相生する故に共生といふ。

【六七】破情品第五の初を見よ。

【六八】先は疏に前とあり。疏によるに此文には舊本と或本との二本ありて、舊本には如子前有、然後更生子とあり、或本には上文の如く如父前有云云とありといふ。嘉祥大師は何れにても可なりとなす。如子前有とすれば子は果生にして無始以來有るも前の小生は然らずの意。如父前有とすれば父は大生に喩ふ。大生は大生より生ぜざれば、父が又父より生ずることとは異るの意。

〔二九〕破吉中に已に說きたり。

外の曰はく、

【修】定有、生可生共成故（定んで有り、生と可生とは共に成ずるが故に）。

【內】先に生有りて後に可生有るに非らず。一時に共に成ずるなり。

內の曰はく、

【論】生可生不能生（生と可生とは生ずること能はず）。

【釋】若し可生にして能く生を成せば、則ち生は是れ可生にして、能生と名づけず、若し生無くんば何ぞ可生有らん。是の故に二事皆無し。

復次に、

【論】有無相待不然（有と無と相待することは然らず）。

【釋】今可生未だ有らざるが故に無なり。生は則ち是れ有なり。有と無と何ぞ相待することを得ん。是の故に皆無なり。

外の曰はく、

【修】生可生相待故諸法成（生と可生と相待するが故に諸法は成ず）。

【內】但生と可生とのみ相待して成ずるには非らず。是の二相待するが故に瓶等の諸物は成ずるな

【二九】破吉とは捨罪福品第一の初め、吉を破する部分をいふ。

り。

内の曰はく、

論 若從二生、何以無三（若し二從り生ぜば、何を以てか三無からん）。

釋 汝言ふ、生と可生と相待するが故に諸法は成ずと。若し二從り果を生ぜば、何ぞ第三法の有らざること、（七〇）父母の子を生ずるが如くなる。今生と可生とを離れて、更に瓶等の第三法有ること無し。是の故に然らず。

外の曰はく、

論 （七一）應有生、因壞故（應さに生有るべし、因壞するが故に）。

釋 若し果生ぜずんば因は應さに壞すべからず。今瓶の因壞するを見るが故に應さに生有るべし。

【七〇】 疏によれば如父母生子は生と可生との外に第三法なきの例也。生は能生にして生相に屬し、可生は瓶等なり。父母は同じく是れ能生にして生相に屬し子は所相に屬す。故に唯二なり。されど「何ぞ第三法有らざる。父母の子を生ずるが如く、今生と可生とを離れて、更に瓶等の第三法有ることなし」と見るも必らずしも解せられざるにあらず。疏によれば瓶は可生なれば、釋文の「瓶等の第三法有ること無し」は意味をなさざるととなる。或は父母を生と可生とし、子を第三法とするは、無理なりといはんも、喩は必らずしも全分義同の喩たるを要せず。子の第三法たり得る點の一分喩のみにても、喩としては差支なきこと、一般佛書に通ず。

【七一】 此言は嚴密にいへば因中無果論者の言となすを得ざると共に、又因中有果論の立場よりも言ふを得ざる言なり。又此より以下は、因中有果說にも關係して破するが故に、此品の初めに因中有果無果の何れか可生ありといへるより生一般を破して、更に因中有果無果何れにても生を說くを得ずとなすなり。

內の曰はく、

論　因壞故生亦滅(因壞するが故に生も亦滅す)。

釋　若し果生ぜば、是の果は因壞する時有りと爲すや、壞して後に有りと爲すや。若し因壞する時有らば、壞と異らざるが故に生も亦滅す。若し壞して後に有らば、因已に壞するが故に因無く、因無きが故に果も應さに生ずべからず。

復次に、

論　(三)因中果定故(因中果は定まるが故に)。

釋　若し因中に先に果有るも、先に果無くも、二俱に生無し。何となれば若し因中に果無くば、何を以てか但泥中にのみ瓶有り、縷中にのみ布有らん。若し其れ俱に無くば、泥に應さに布有るべく、縷に應さに瓶有るべし。若し因中に先に果有らば、是の因中に是の果生ずること、是の事然らず。何となれば、是の因は即ち是の果なり。汝の法因果異らざるが故に。是の故に因中に若しくは先に果有るも、若しくは先に果無きも、是れ皆生せず。

復次に、

論　因果多故(因と果と多の故に)。

【三】論は之を定有、定無、亦有亦無、非有非無の四句となし。釋は前二句のみをいふとなす。註(吉藏)と比較せよ。必らずしも四句となす要なかるべし。

【釋】若し因中先に果有らば、則ち乳の中に酪、酥等有り。又酥の中に酪、乳等有らん。若し乳の中に酪、酥等有らば、則ち一因の中多果なり。若し酥中に酪、乳等有らば、則ち一果中多因なり。是の如く、先後因果一時に倶に過有り。若し因中果無くも、亦是の如き過あり。是の故に因中に果有るも果無きも是れ皆生無し。

外の曰はく、

【論】因果不破故、生可生成(因果は破せられざるが故に、生と可生と成ず)。

【釋】汝因中多果、果中多因は、過と爲すと言ふも、因果無しと言はず。是の故に生と可生と成ず。

内の曰はく、

【論】物物非物、非物互不生(物と物と非物と非物と互に生せず)。

【釋】物は物を生せず、非物は非物を生せず。物は非物を生せず、非物は物を生せず。若し物は物を生ずること母の子を生ずるが如くならば、是れ則ち然らず。何となれば、母は實には子を生せず。子先に有つて母從り出づるが故に。若し母の血分從り生ずる、以て物は物を生ずと爲すと謂ふも、是れ亦然らず。何となれば、血分等を離れて母は不可得なるが故に、若し變生の如き、以て物は物を生ずと爲すと謂ふも、是れも亦然らず。何となれば、壯は卽ち變じて老と爲るも、壯は老を生ずるに非らざるが故に。若し鏡中の像の如き、以て物は物を生ずと爲すと謂ふも、是れも亦然らず。何となれば、

れば、鏡中の像は從來する所無きが故に。復次に鏡中の像の面と相似するが如く、像の果も亦應さに因と相似すべきに、而かも然らず。是の故に物は物を生ぜず。非物は非物を生ぜずとは、兎角の兎角を生ぜざるが如し。物は非物を生ぜずとは、石女の子を生ぜざるが如し。非物は物を生ぜずとは、龜毛の蒲を生ぜざるが如し。是の故に生法有ること無し。復次に、若し物は物を生ぜば、是れ應さに二種に法生ずべし。若しくは因中有果、若しくは因中無果なり。是れ即ち然らず。何となれば、若し因中に先に果無くば、因は應さに果を生ずべからず、因の遮に異果は得可からざるが故に。若し因中に先に果有らば、云何が生滅せん。

論 不異故(異らざるが故に)。

釋 若し瓶と泥團と異らずんば、瓶の生ずる時泥團は應さに滅すべからず。泥團も亦應さに瓶の因となるべからず。若し泥團と瓶と異らずんば、瓶は應さに作すべからず。瓶も亦應さに泥團の果と爲るべからず。是の故に若くは因中有果なるも、若くは因中無果なるも、物は物を生ぜず〔七二〕。

〔七三〕破常品第九

外の曰はく、

【七二】以上破因中無果品第八中にて破する所は決して必らずしも勝論說ならずして、一般に生の可能を破したるのみ。殊に因中有果をも雜へ破するを以て、此品の後の部分は破因中有果と破因中無果とに對する精論の如きものなり。

【七三】此品に於ては常住なりと主張するものについて一一破邪するを主とす。其破邪の對象となるものは虛空、時、方、微塵、涅槃の五を主とす。中論觀五陰品第四の第

論 應有諸法（七五）無因法不破故（應さに諸法有るべし。無因の法は破せざるが故に）。

釋 汝有因の法を破すと雖、無因の常法を破せず。（七六）虛空、時、方、微塵、涅槃の如き、是の無因の法は破せざるが故に應さに諸法有るべし。

內の曰はく、

論 若强以爲常、無常同（若し强ひて以て常となせば、無常も同じ）。

釋 汝有因の故に常と說くや、無因の故に常と說くや。若し常法にして有因ならば、有因は卽ち無常なり。若し無因を常と說かば、亦無常とも說くべし。

外の曰はく、

論 了因故無過（了因の故に過無し）。

釋 二種の因有り、一には作因、二には了因

二偈の釋に青目は佛法有三無爲：：外道法中、虛空、時、方、神、微塵、涅槃等を常住なるものとして擧げたり。此等は龍樹菩薩の大智度論第十五卷に復次、外道及佛弟子、說常法有同有異、同者虛空、涅槃、外道言有神、時、方、微塵、冥初、如是等名爲異とあるに基くものなり。今百論の此部に神卽ち我を入れざるは、已に破神品第二に之を破したればなり。虛空、時、方、微塵、涅槃何れも勝論說にして、唯涅槃のみ他の學派に通ずるが如きのみ。下の註を見よ。

【七五】 刊本に無因常法不破故とあれど、三本及び疏には常字なし。此言は勝論經四、一、一の言と合す。

【七六】 虛空(Ākāśa)は勝論說にていへば、六諦の第一、實の中に入るものにして、此宇宙全體の凡ての物を除きたりと考ふるときは、宇宙は一の大空洞となる。此宇宙的空虛なるもの(Cosmic vacuum)を虛空と稱するなり。時(Kāla)とは同じく實の一にして、時間と同一と見らるれども、勝論說にては遲速等を知らしむる一のものなり。方(Diś)も實の一にして、東西南北等を知らしむる一のものなり。論理的に見れば時と方とは寧ろ虛空の表はれたるものにて虛空は因、時方は其果となるべきものなれど、勝論派は一應は三のものを同じ地位のものとなす。微塵(Aṇu)は後世いふ極微(Parama-aṇu)にて原子(Atom)と同じ。涅槃については下の論文及び註を見よ。

なり。若し作因を以てせば、是れ即ち無常なり。我が（七七）虛空等の常法は、了因を以ての故に常と說く、無因の故に常と說くに非らず、亦有因の故に無常と說くに非らず。是の故に强ひて常と爲すには非らず。

內の曰はく、

【論】是因不然（是の因然らず）。

【論】汝常法（七八）有因と說くと雖、是の因は然らず。神は先に（七九）已に破したり。餘の常法は後に當さに破すべし。

外の曰はく、

【論】（八〇）應有常法、作法無常故、不作法是常（應さに常法有るべし。作法は無常なるが故に不作法は是れ常なり。）

【論】眼見に瓶等の諸物は無常なり。若し是の法に異らば應さに是れ常なるべし。

內の曰はく、

【七七】勝論說にては虛空、時、方は了因の故に常と說くといひ得れども、微塵については了因の故に常と說くとはいふを得ず。無因の故に常なりと

【七八】有因とは了因を有するをいふ。

【七九】破神品第二を指す。之によつて百論破常品第九には、本來大智度論によりて六種の常法を破するにありしを、神のみを前に出だせるものなるを知るべし。

【八〇】此言は勝論經二、二、二八と比較せよ。勝論說の實に有するものなり。作法は因と[illegible]作法（[illegible]）に、作られたるもの（果）。作法は無常なり等の文は、論理的に嚴密にいへば、常のものは作法にあらずと推論せらるるのみなり。されど作法と無常とは同延同義の概念なれば、不作法は常なりとなすも、事實上には[illegible]。但し論理的にいへば、事實の[illegible]否な存有するを得ず

論 無亦共有（無なり。亦共に有なり）。

釋 （八一）汝作法と相違するを以ての故に不作法と名づく。今作法中に有の相を見るが故に。應さに不作法無かるべし。復次に、汝作法と相違するを以ての故に、不作法を常と爲さば、今作法と不相違の故に、是れ應さに無常なるべし。何となれば、不作法と作法とは、同じく觸無きが故に。不作法は應さに無常なるべし。是の如く遍常と不遍常と、悉く已に總じて破したり。今當さに別して破すべし（八二）。

外の曰はく、

論 （八三）定有虛空法、常亦遍、亦無分、一切處一切時信有故（定んで虛空法有り、常にして亦遍、亦無分なり、一切處、一切時に有りと信ずるが故に）。

釋 世人は一切處に虛空の有ることを信ず。是の故に遍なり。過去未來現在一切時に虛空の有ることを信ず。是の故に常なり。

内の曰はく、

論 分中分合故分不異（分の中の分と合するが故に、分と異らず）。

【八一】作法には有卽ち存在の相あれど、之と矛盾する不作法には存在の相なし。故に無なるべしとの意、以上無なりの意を釋す。

【八二】以上總じて常法を破し、以下別して破す。先づ第一に虛空を破す。

【八三】此虛空の考は全く勝論派の考なり。正理派を除いて此の如く考ふる學派なし。勝論經、二、一、二十八―三十一を見よ。

【論】 若し瓶中に(八四)向中の虚空あらば、是の中に虚空都て有りと爲すや、分に有りと爲すや。若し都有ならば即ち遍ならず。若し是れを遍と爲さば、瓶も亦應さに遍なるべし(八五)。若し分有ならば虚空は但是れ分のみにして有ること無し。有分有つて名づけて虚空と爲すものなし。是の故に虚空は遍に非らず、亦常にも非らず(八六)。

外の曰はく、

【修】 (八七)定有虚空、遍相亦常、有作故(定んで虚空有り、遍相にして亦た常なり。作有るが故に)。

【論】 若し虚空無くば、則ち擧無く、下無く、去來等無し。何となれば、容受の處無きが故に。今實に所作有り、是を以て虚空有り。亦遍、亦常なり。

内の曰はく、

【八四】 向中の向は十方の方と同じ。

【八五】 以上本文の分中の釋。

【八六】 以上分合と分不異との釋。瓶中の虚空は凡ての虚空を含むか、虚空の一分を含むか。前者ならば此外に虚空なきこととなる。而して瓶に遍ならざれば虚空も普遍のものならざることとなる。後者ならば虚空は無分なれば瓶中の空を分とし、之を有する有分たる全體の虚空は存せざることとなる。此の二の外に第三の選擇事項なきが故に虚空の遍常は立てられず。

【八七】 此言は勝論經二、一、二十と比較せよ。作とは勝論説にいふ業(Karma)の異譯なり。勝論説の業は主として運動にして五種類を取、捨、屈、伸、行の五となす。五業の譯語は適切ならざれど、取は上方に向ふ運動、捨は下方に向ふもの、屈は彼方より此方に近づき來るもの、伸は其反對、行は前四の運動が何れか一方は固定し他方が動くについていふに反し、運くもの全體が前後左右に水平運動をなすをいふ。此等の運動は凡て虚空の存在を豫想する。故に、運動のある限り虚空は存せざるべからずとなすなり。釋文に擧とあるは取業、下とあるは捨業、去來は行業(又は屈伸にも適せん)なり。

【論】不然、虚空處虚空（然らず。虚空は虚空に處す）。

【釋】若し虚空法有らば應さに住處有るべし。若し住處無くんば是れ即ち法無し。若し虚空は孔穴中に住せば、(八八)是れ則ち虚空は虚空中に住するなり。容受の處有るが故に。而かも然らず。是を以て虚空は孔穴中に住せず、亦(八九)實の中にも住せず。何となれば、

【論】實無空故（實には空無きが故に）。

【釋】是の實を空と名づけず。若し空無くんば即ち住處無し。容受の處無きを以ての故に。復次に、汝(九〇)作處是れ虚空と言はば、實の中には作處無きが故に即ち虚空無し。是の故に虚空は亦遍にも非ず、亦常にも非ず。復次に、無相の故に虚空無し。諸法は各各相有り。相有るを以ての故に諸法有るを知る。地の堅相、水の濕相、火の熱相、風の動相、識の知相の如し。而して虚空に相無し。是の故に無し。

外の曰はく、虚空に相有り、汝知らざるが故に無きなり。無色は是れ虚空の相なり(九一)。

内の曰はく、然らず、無色とは破色に名づく。更に法有るに非らず。猶樹を斷ずれば更に法有るこ

【八八】刊本に是則虚空住處空中とあり。三本には處を虚となす。前者は是れ即ち虚空は住して空中に處すとも讀み得べきも、後者の方解し易く、又論の本文にも合す。

【八九】實とは六諦中の第一陀羅驃をいふ。

【九〇】三本に住處是虚空とし、次にも實中無住處故となす。刊本は住を作とす。疏は此部は外が住處を擧げて空を證するを破する段とし、實の中には作なし、應さに空もなかるべしと解す。

【九一】中論觀六種品第五の第一偈の釋參照。

と無きが如し。是の故に虚空の相有ること無し。

復次に、虚空に相無し。何となれば、汝無色は是れ虚空の相と說かば、若し色未だ生ぜずんば、是の時虚空の相無からん。

復次に、色は是れ無常法、虚空は是れ有常法ならば、若し色未だ有らざる時、應さに先に虚空法有るべし。若し未だ色有らずば滅する所無く、虚空は卽ち無相なり。若し無相ならば卽ち法無し。是の故に無色は是れ虚空の相に非らず、但名のみ有つて而かも實無し。諸の遍常のものも亦是の如く總じて破す（九二）。

外の曰はく、

論　（九三）有時法、常相有故（時法有り、常相有るが故に）。

釋　法有り、現見す可からずと雖、（九四）共相を以て比知するが故に、有を信ず。是の如く時は微細にして不可見なりと雖、節氣、花實等を以ての故に時有りと知る。此れ卽ち果を見て因を知るなり（九五）。復次に（九六）一時、不一時、久、近等の相を以ての故に時有りと知るべし。時有らざること無し。是の故に常なり。

【九二】以上にて虚空を破し終り、以下時を破す。

【九三】時法とは時なるものゝ意。勝論經二、二、六―八を見よ。大智度論第二卷にも勝論派の時法を破すことを此と比較すべし。

【九四】共相比知は中論等に同比と譯さるる Sāmānyato の譯なり。中論觀法品第十八の釋、及び前の破常品第二を見よ。

【九五】大智度論第二卷にも此說明あり。

【九六】此證明は全く勝論經二、二、六の引用なり。一時は同時の意。不一時は同時ならざる、又は前或は後時の意。久は遲、近は速の意なれど、前と後とに見るも可なり。大智度論にも此證明あり。

内の曰はく、

【論】過去未來中無、是故無未來(過去には未來中に無し。是の故に未來無し)。

【釋】泥團の時は現在、土の時は過去、瓶の時は未來なるが如き、此れ卽ち時の相なり。常なるが故に、過去の時は未來の時と作らず。汝が經に言ふ、(九七)時是れ一法なりと。是の故に過去の時は終に未來の時と作らず、亦現在の時とも作らず。若し過去にして未來とならば、卽ち雜の過有り。又過去の中に未來の時無し。是の故に未來無し、現在も亦是の如く破す。

外の曰はく、

【論】受過去故時有(過去を受くるが故に時有り)。

【釋】汝過去時を受くるが故に必ず未來時有り。是の故に實に時法有り。

内の曰はく、

【論】非未來相過去(未來の相は過去に非ず)。

【釋】汝聞かずや、我先に過去の土は未來の瓶と作らずと說きたり。若し未來相の中に墮せば、是れを未來相と爲す。云何が過去と名けん。是の故に過去無し。

外の曰はく、

【論】(九八)應有時、自相別故(應さに時有るべし。自相別なるが故に)。

【九七】勝論經二、二、八の意なり。

【九八】此言と次の外曰の言とは勝論經に存せず。されど勝論派は實在論に立つ故に此の如き言をなすは明なり。

〔釋〕若しくは現在には現在の相有り、若しくは過去には過去の相有り、若しくは未來には未來の相有り。是の故に時有り。

内の曰はく、

〔論〕若爾一切現在（若し爾らば一切は現在なり）。

〔釋〕若し三時に自相有らば、今盡く應さに現在なるべし。若し未來ならば是れを無と爲す。若し有ならば未來と名づけず、應さに已來と名づくべし。是の故に是の義然らず。

外の曰はく、

〔論〕（九九）過去未來行自相故無咎（過去未來は自相を行ずるが故に咎なし）。

〔釋〕過去時と未來時とは、現在相を行ぜず、過去時は過去相を行じ、未來時は未來相を行ず。是の各各自相を行ずるが故に過無し。

内の曰はく、

〔論〕過去非過去（過去は過去に非ず）。

〔釋〕若し過去にして過去せば、名づけて過去と爲さず。何となれば、自相を離るるが故に。火の熱を捨つれば名づけて火と爲さざるが如し、自相を離るるが故に。若し過去は過去せずんば、今應さに過去時は過去相を行ずと說くべからず。未來も亦是の如く破す。是の故に時法は實無し。但言說のみ

【九九】註（九八）を見よ。

有り（一〇〇）。

外の曰はく、

〔論〕（一〇一）實有方、常相有故（實に方有り。常相有るが故に）。

〔釋〕日の合する處是れ方相なり、我が經に說くが如し。若しくは過去、若しくは未來、若しくは現在に、日初めて合する處、是れを東方と名づく（一〇二）。是の如く餘の方は日に隨つて名と爲す。

内の曰はく、

〔論〕不然、東方無初故（然らず。東方初め無きが故に。

〔釋〕日は四天下を行き（一〇三）須彌山を繞る、鬱單越の日中は弗于逮の日出時にして弗于逮の人は以て東方と爲す。弗于逮の日中は閻浮提の日出にして、閻浮提の人は以て東方と爲す。閻浮提の日中は拘耶尼の日出にして、拘耶尼の人の以て東方と爲す。拘耶尼の日中は鬱單越の日出にして、鬱單越の人は以て東方と爲す。是の如く悉く是れ東方南

【一〇〇】以上にて時を破し終る。以下方を破す。

【一〇一】勝論經、二、二、十—十六を見よ。大智度論第十巻にも勝論派の方を破し、勝論經と一致す。

【一〇二】勝論經二、二、十四—十六の意と全く合す。大智度論にあるものは少しく異れども元來は之と同意なりしを知り得。

【一〇三】須彌山云云。世界の中心に須彌山(Sumeru)あり、日は其の周圍を繞る。須彌山の四方海上に四大洲あり、北方なるを鬱多羅拘留(Uttarkuru 北拘留)本書に云ふ鬱單越(Uttaravati 北方遶の意)、東方を弗于逮(Pūrvavideha 東勝身洲)、南方を閻浮提(Jambudvipa)、西方を拘耶尼(Aparagodāniya 西牛貨洲の意)と稱す。

方西方北方なり。復次に、(一〇四)日合せざる處、是の中には方無し、無相を以ての故に。復次に、不定の故に、此にては以て東方と爲し、彼にては以て西方と爲す。是の故に實の方無し。

外の曰はく、

【論】(一〇五)不然、是方相一天下說故(然らず。是の方相は一の天の下の說なるが故に)。

【註】是の方相は一の天の下の說に因る。都て說くが爲めには非らず。是の故に東方は初め無きの過に非らず。

内の曰はく、

【論】若爾有邊(若し爾らば邊有り)。

【註】若し日の先に合する處、是れを東方と名づくれば、卽ち諸方は邊有り、邊有るが故に分有り、分有るが故に無常なり。是の故に言說には方有るも、實には方無しと爲す(一〇六)。

外の曰はく、

【論】(一〇七)雖無遍常有不遍常微塵、是果相有故(遍にして常なること無しと

【一〇四】大智度論にも此意あり。

【一〇五】勝論經二、二、十三と比較せよ。

【一〇六】以上にて方を破し終り、以下微塵を破す。

【一〇七】勝論派の原子說なり。勝論經にては原子說は其二、一、八―九。四、一、一―五。四、二、四。五、二、十三。七、一、十八―二十一。並に二、二、一―五。七、一、二―十四。一、二、一―二に論ぜらる。以下の論文及び釋文は主として此等の中の或經と一致す。此書については四、一、一―四を見よ。果相有故は果より因を推理する方法にして勝論經の好みて用ゆる所なり。四、一、二、二、一、二十四、一、二、二等其他多し。

雖、不遍にして常なる微塵有り。是の果相有るが故に)。

【頌】世人或は果を見て因有りと知り、或は(一〇八)因を見て果有りと知る。芽等を見て種子有りと知るが如し。世界の法、諸の物を生ずる見るに、(一〇九)先に細にして後に麁なるが故に。知る可し、二微塵を初果と爲し、一微塵を以て因とするを。是の故に微塵有り、(一一〇)圓にして常なり、(一一一)無因なるを以ての故に。

内の曰はく、

【論】(一一二)一微塵非一切身合、果不圓故(一の微塵は一切身合に非ず。果は圓ならざるが故に)。

【釋】諸微塵の果生ずる時、一切身の合に非らず。何となれば、二の微塵等の果は眼見に圓ならざるが故に。若し微塵の身の一切にて合せば

【一〇八】見因知有果は因より果を推理する方法にて勝論經四、一、三。一、二、一に存す。

【一〇九】先細後麁は、勝論派の常に說く所なり。勝論派の原子は圓(即ち球體 Pārimāṇḍala 又は Pārimāṇḍalya)にして、四大の性質に應じ、地原子、水原子の種類ありて各無限數也。此等の集合によつて世界は成立するが、其集合の仕方は初め一原子と一原子と結合し、之を二微果(Dvyaṇuka)と稱し、前の一原子と一原子とを因とするに對して此二微果は果といはる。更に他の一原子と結合して三微果(Tryaṇuka)となり、順次、四微果、五微果をなし、かくして麁なる凡ての果を成立せしむるなり。唯識は論述記に此結合の順序說かれ居るが、其は後世の說にて原始的の說は右述べたるが如し。但し唯識述記の文の解釋は古來甚だしく曲解せられ、現今に於てすら之を正解せるもの殆んどなし。釋文に初果とあるは二微果なり。

【一一〇】微塵を圓即ち球體となすこと勝論原子說の特色なり。其球體の量は最小限度のものなれば、量なきにあらざれども決して可見的にあらず。此球體は之を幾何學の點の定義と比較して解し得。

【一一一】勝論派は常住なるものは無因なりとす。四、一、一にあり。

【一一二】一切身とは一の微塵の凡ての方面に於ての意なり。二の微塵合するには其凡ての方面に於て合するにあらずして、何れかの一方面と一方面との結合なり。故に其果は圓

二微塵等の果も亦應さに圓なるべし。

復次に、

論 〔二三〕若身一切合、二亦同壞（若し身の一切の合ならば、二も亦同じく壞す）。

釋 若し微塵疊なりて合せば則ち果は高し。若し多く合せば則ち果は大なり。〔二四〕一分を以て合するが故に微塵には分有り、分有るが故に無常なり。

復次に、

論 〔二五〕微塵無常、以虚空別故（微塵は無常なり。虚空を以て別つが故に）。

釋 若し微塵有らば應當に虚空の與めに別たるべし。是の故に微塵には分有り、分有るが故に無常なり。

復次に、

論 〔二六〕以色等別故（色等を以て別つが故に）。

とはならず。若し凡ての方面にて合せば、其は混合にて二微塵たるを失ふ。故に重り合へば高さを生ず。

【二三】明本には之を論の本文とせざれども、諸本には此文是修妬路、從若塵至合下天親釋也となせば、之に從って論の本文とせり。

【二四】正理經四、二、卅三に中觀派よりの破として出せり。

【二五】此言は勝論經には存せずして、正理經四、二、十八に中觀派より原子論を破するの言として出せり。

此論の本文は諸本に微塵無常以虚空別故として出す。[illegible]ることをなすを得るを以て、正理經の言より見て上文を取りたり。次の論文を比較すれば此文のみを虚空と別なるを以ての故にの如く讀むは無理なり。加之虚空上別なるが故に無常なりといひては勝論說上無意味となる。

【二六】明本に以色味等別故とあれど三本及疏には味なし。

[釋] 若し微塵是れ有ならば、應さに色味等の分有るべし。是の故に微塵には分有り、分有るが故に無常なり。

[論] 復次に、

二七 有形法有相故（有形の法は相有るが故に）。

[釋] 若し微塵にして有形ならば、應さに長、短、方、圓等有るべし。是の故に微塵には分有るが故に無常なり。無常なるが故に微塵無し（二八）。

外の曰はく、

[論] 有涅槃法、常、無煩惱涅槃不異故（涅槃法有り、常なり。煩惱無きと（二九）涅槃とは不異なるが故に）。

[釋] 愛等の諸煩惱永く盡く、是れを涅槃と名づく。（三〇）煩惱有らば則ち生死有り、煩惱無きが故に、永く復生死せず。是の故に涅槃を常と爲す。

內の曰はく、

[論] 不然、涅槃（三一）作法故（然らず。涅槃は作

【二七】刊本は之を論の本文とせざれども疏には之を偈としたれば、之に從ひて本文と見たり。正理經四、二、廿三中に此意あり。

【二八】以上にて微塵を破し終り、以下涅槃を破す。

【二九】勝論經は涅槃といはず解脫といへど、元來解脫について多く說かず。經五、二、十五—十八。六、二、十—十六。一、一、二。一、一、四などに說くのみ。常とし、煩惱なしとするは一致す。されど此の如きは印度の他學派にも通ずるものなり。

【三〇】勝論經五、二、十八。六、二、十五と殆んど意合す。愛は勝論派にては貪（Rāga）

の法なるが故に)。

【釋】道を修するに因るが故に、諸の煩惱無し。若し煩惱無き是れ則ち涅槃ならば、涅槃は則ち是れ作の法なり。作の法なるが故に無常なり。復次に、若し煩惱無くば是れを無所有と名づく。若し涅槃と無煩惱と不異ならば則ち涅槃無し。

外の曰はく、

【論】作因故(作因なるが故に)。

【釋】涅槃は無煩惱の作因爲り。

内の曰はく、

【論】不然、〔三三〕能破非破(然らず、能破は破に非らず)。

【釋】若し涅槃能く解脱を爲さば、則ち解脱に非らず。復次に、若し煩惱を破さざる時は應さに涅槃無かるべし。何となれば、果無きが故に因無し。

外の曰はく、

【論】無煩惱果(無煩惱は果なり)。

【釋】此の涅槃は是れ無煩惱に非らず。亦無煩惱の因も是れ無煩惱の果に非らず。是の故に涅槃無き

といふ。

【三二】作法は所作法即ち作られたるものの意。

【三三】涅槃は無煩惱の作因にして、涅槃によりて常住となる。涅槃は即ち煩惱を破し、無となす、故に常住なり。

に非らず。

内の曰はく、

【論】縛可縛方便異此無用（縛と可縛と方便、此れと異らば用無し）。

【釋】縛は煩惱及び業に名づけ、可縛は衆生に名づけ、方便は八聖道に名づく。道を以て縛を説くが故に、衆生は解脱を得。若し涅槃有つて是の三法に異らば則ち所用無し。復次に、煩惱無き是れを無所有と名く、無所有は應さに因と爲るべからず。

外の曰はく、

【論】有涅槃、是若無（涅槃有り、是れ無の若し）。

【釋】若し縛と可縛と方便との三事無き處、是れを涅槃と名づく。

内の曰はく、

【論】（一三）畏處何ん染（畏處に何んが染せん）。

【釋】無常の過患を以ての故に、智者は有爲法に於て棄捐して欲を離る。若し涅槃は無にして諸情及び所欲の事有らば、則ち涅槃は有爲法に於て甚大の畏處なり。汝何か故ぞ心染するや。涅槃は一切の著を離れ、一切の憶想を滅し、非有非無、非物非非物に名づく。譬へば燈の滅するが如く、論說すべからず。

【一三】刊本に畏處云何可染とあり。三本及び疏には畏處何染とあり。意は相同じ。

論 應有諸法、破有故、若無破餘法有故(應さに諸法有るべし。破有るが故に。若し破無くば餘法有るが故に)。

釋 汝一切の法相を破す。是の破若し有らば應さに一切法は空なりと言ふべからず、破有るを以ての故に。是の破有るが故に一切法を破すと名づけず。若し破無くば一切法は有なり。

内の曰はく、

論 破如可破(破は可破の如し)。

釋 汝は破に著するが故に有無の法を以て是の破を破せんと欲す。汝知らずや、破成ずるが故に一切の法は空にして所有無きことを。是の破若し有らば已に可破の中に墮して空にして無所有なり。是の破若し無ならば、汝何の破する所ぞ。第二の頭無しと說くが如き、破を以ての故に便ち有るにはあらず。人の無と言ふが如き、無と言ふを以ての故に有るにはあらず。破と可破とも亦是の如し。

外の曰はく、

論 應有諸法、執此彼故(應さに諸法有るべし。此れ彼れを執するが故に)。

釋 汝異法を執するが故に一法の過を說き、一法を執するが故に異法の過を說く。是の二執は應ずるが故に一切の法は有なり。

内の曰はく、

【論】一非所執、異亦爾（一は所執に非らず、異も亦爾り）。

【釋】一異の不可得なること、先に已に破したり。先に已に破するが故に所執無し。復次に若し人有りて汝に所執無くして、我れ(三六)一異の法を執すと言ひ、若し是の問有らば、應さに是の如く破すべし。

外の曰はく、

【論】破他法故。汝是破法人（他の法を破するが故に、汝は是れ破法の人なり）。

【釋】汝は他の法を破することを好み、強ひて違を生じて、自ら所執無しと爲す。是の故に汝は是れ破人なり。

内の曰はく、

【論】(三七)汝是破人（汝こそ是れ破人なれ）。

【釋】空と說く人には所執無し、所執無きが故に破人に非らず。汝は自の法を執して他の執を破する故に、汝こそ是れ破人なれ。

外の曰はく、

【論】破他法故自法成（他の法を破するが故に自の法は成ず）。

【三六】即ち一異を以て有執のものを破すべし。然るに論主自身は一異を執せざるが故に一異を以て破すべからざる也。若し之を義に見れば、外が自身は一異に執し、汝内は所執なくして我を破するも、我は一異に執して憚れずとして問來らば、内は一異を執せざるも之を以て汝を破す、汝憚れざらんやといふべしの意となる。疏は此の兩者の意ありとす。前者が釋文の直接の意なり。

【三七】疏には汝破法人とあり。釋には破人なる用ゆ。

【釋】汝他の法を破する時、自の法即ち成ず。何となれば、他の法若し負くるならば自の法は勝つが故に。是れを以て我れは破人に非らず。

内の曰はく、

【論】不然、成破〔二八〕不一故(然らず。成と破と一ならざるが故に)。

【釋】成は功德を稱歎するに名づけ、破は其の過罪を出だすに名づく。歎德と出罪とは名づけて一と爲さず。

復次に、

【論】〔二九〕成有畏(成は畏有り)。

【釋】畏は無力に名づく。若し人自ら法に於て〔三〇〕畏るるが故に成ずること能はざるもの他の法に於ては畏れざるが故に好んで破す。是の故に成と破とは一ならず。若し他の法を破せば是れ即ち自ら法を成ずとは汝何が故に先に言ふや。空を說く人は但他の法を破するのみにして自ら所執無し。

外の曰はく、

【論】說他執過自執成(他の執の過を說けば、自の執成ず)。

【釋】〔三一〕汝何を以てか自ら法を成せずして但他の法を破するのみなるや。他の法を破するが故に即

【二八】刊本に非一とあり。三本及び疏は不一とす。
【二九】刊本に成名有畏とあり。三本及び疏には名字なし。
【三〇】外人は已に破せられて自法を立てんとする勇氣なく、自法に於て畏るるも、他法に於ては畏無きが故に破を好むなり。
【三一】刊本には汝何以不自執成法とあれども、三本及び疏に執字なし。

ち是れ自ら法を成ず。

内の曰はく、

〔修〕破他法自法成故、一切不成（他の法を破して自の法成ずるが故に、一切は成ぜず）。

〔論〕他の法を破するが故に、自の法成ぜば、自の法成ずるが故に一切は成ぜず。一切は成ぜざるが故に我れ所成無し。

外の曰はく、

〔修〕不然、世間相違故（然らず。世間と相違するが故に）。

〔論〕若し諸法は空にして無相ならば、世間の人は盡く信受せず。

内の曰はく、

〔修〕是法世間信（是の法は世間信ず）。

〔論〕是の因縁の法は世間は信受す。何となれば、因縁生の法は是れ卽ち無相なり。汝乳の中に酪、酥等有り、童女已に諸子を姙み、食の中に已に糞有り、又、梁、椽等を除いて別に更に屋有り、縷を除いて別に布有りと謂ひ、或は因中に果有りと言ひ、或は因中に果無しと言ひ、或は因縁と離れて諸法生ずと言ふも、其の實は空にして應さに世事を說くと言ふべからず。是の人の所執誰れか當さに信受すべき。我が法は偏らず、世人と同じきが故に、一切は信受す。

外の曰はく、

【論】汝無所執是法成（汝所執無くも、是の法成ず）。

内の曰はく。

【釋】汝無執と言ふは是れ則ち執なり。又我が法は世人と同じと言ふは是れ則ち自ら執するなり。

【論】無執不名執、如無（無執を執と名づけず、無の如し）。

【釋】我れ先に因緣生の諸法は是れ卽ち無相なりと說きたり。是の故に我れ所執無し。所執無ければ名づけて執と爲さず。譬へば無と言ふが如し。是れ實に無あらず、無を言ふを以ての故に、便ち無有るにはあらず。無執も亦是の如し。

外の曰はく、

【論】汝說無相法故、是滅法人（汝は無相の法を說くが故に、是れ滅法の人なり）。

【釋】若し諸法は空にして無相ならば、此の執も亦無し。是れ則ち一切法無し。一切法無きが故に是れを滅法の人と名づく。

内の曰はく、

【論】破滅法人是名滅法人（法を破滅するの人、是れを滅法の人と名づく）。

【釋】我れ自ら法無ければ則ち所破無し。汝は我を滅法を謂ひて、而して破せんと欲せば、是れ則ち

謂法の人なり。

外の曰はく、

[illegible] 應有法、相待有故(應さに法有るべし。相待有るが故に)。

[illegible] 若し長有らば必ず短有り、高有らば必ず下有り、空有らば必ず實有り。

内の曰はく、

[illegible] 何有相待、(一二)一破故(何ぞ相待有らん、一破せらるるが故に)。

[illegible] 若し一無くんば、則ち相待無し、若し少しにても不空有らば應さに相待有るべし。若し不空無くんば則ち空無し。云何が相待せん。

外の曰はく、

[illegible] 汝無成是成(汝が無の成は是れ成なり)。

[illegible] (一三)實空にして馬無しと言はば則ち馬無きこと有るが如く、是の如く汝は諸法は空にして無相なりと言ふと雖、而かも能く種種の心を生ずるが故に應さに無有るべし。是れ則ち無の成は是れ成ずるなり。

内の曰はく、

[illegible] 不然、有無一切無故(然らず。有無と一切無なるが故に)。

【一二】一とは相待の一をいふ。

【一三】本には如し言二屋無馬一とあり。

【釋】我が實相中の種種の法門は有無皆空なりと說く。何となれば、若し有無ければ亦無も無し。是の故に有と無と一切無なり。

外の曰はく、

【論】破不然、自空故(破は然らず。自ら空なるが故に)。

【釋】諸法は自性空にして作有ること無くんば、作無きを以ての故に應さに破有るべからず。愚癡の人の虛空を破せんと欲して、徒らに自ら疲勞するが如し。

内の曰はく、

【論】雖自性空、取相故縛(自性空なりと雖、相を取るが故に縛あり)。

【釋】一切法は自性空なりと雖、但邪想分別の爲めの故に縛あり、是の顚倒を破せんが爲めの故に、破を言ふも、實には所破無し。譬へば愚人の熱時の焰を見て、妄りに水想を生じて之を追うて疲勞するに、智者告げて、此れ水に非らざるなりと言ふは、彼の想を斷せんが爲めにして、水を破せんが爲めならざるが如く、是の如く、諸法の性は空なるに、衆生は相を取るが故に著すれば、是の顚倒を破せんが爲めの故に破を言ふも、實には所破無し。

外の曰はく、

【論】無說法、大經無故(無說の法は大經に無きが故に)。

[論] 汝有を破し、無を破し、有無を破して、今非有非無に墮す。是の非有非無は不可說なり。何となれば、有無の相不可得なるが故に、是れを無說の法と名づく。是の無說の法は衛世師經にも、僧佉經にも、尼乾法等の大經中にも皆無きが故に信ずべからず。

內の曰はく、

【二四】有第四(第四有り)。

[論] 汝が大經中にも亦無說の法有り。衛世師經にては、【二五】聲を大と名づけず、小と名づけず。【二六】僧佉經にては泥團は瓶に非らず、非瓶に非らず、【二七】尼乾法にては光は明に非らず、闇に非らざるが如く、是の如く諸經に第四の無說の法有り。汝何ぞ無と言ふや。

外の曰はく、

[註] 若空、不應有說(若し空ならば應さに說有るべからず)。

[論] 若し都べて空にして無說の法を以て是と爲さば、今何を以て善惡の法を說いて敎化するや。

【二四】有第四を三學派に對しての意とすれば、其學派は數論勝論正理の三學派となすを得べきこと前來の註にて明なるべし。されど釋は正經派の代りに尼乾子を入れたり。

【二五】勝論經に此文なけれども、勝論說にては聲は第二諦德の一なれば、德の性質上德は德を有せざれば、德の一たる聲が、同じく德の一たる量の中の大又は小の德を有する能はざることは其根本思想の一なり。

【二六】數論派の書にも此の如き言なかるべきも、是れ卽ち其根本思想たる因中有果說よりかくいへるなり。

【二七】尼乾陀卽ち耆那教は相對主義を根本思想とし、凡て相對的條件的斷言のみなす說なるを以て、單に光といふのみにては、月の光も之れを日光に比すれば明にあらず、星光に比すれば闇にあらずといふ如く、相對的にいふも、其根本思想に基ふものなり。尼乾子のことは釋文に見らるること甚だ少し。

内の曰はく、

論 〔一三八〕隨俗故無過（俗に隨ふが故に過無し）。

釋 諸佛の說法は、常に〔一三九〕俗諦と第一義諦とに依る。是の二は皆實にして、妄語に非らざるなり。佛は諸法の無相を知ると雖、然れども阿難に告げて、舍衞城に入りて乞食せよと。若し土木等を除いては城は得可らざるも、而かも俗に隨うて語るが故に妄語に墮せざるが如く、我れも亦佛に隨つて學するが故に過無し。

外の曰はく、

論 俗諦無不實故（俗諦は無にして不實なるが故に）。

釋 俗諦若し實ならば則ち第一義諦に入る。若し不實ならば何を以てか諦と言はん。

内の曰はく、

論 不然、相待故、如大小（然らず。相待の故に。大小の如し）。

釋 俗諦は世人に於ては實爲るも、聖人に於ては不實爲り。譬へば一〔一四〇〕柰の棗に於ては大爲るも、瓜に於ては小爲り、此の二は皆實にして、若し棗に於て小と言ひ、瓜に於て大と言はば、是れ則ち妄語なるが如く、是の如く俗に隨つて語るが故に過無し。

〔一三八〕刊本及宋三本に隨俗語故無過（俗に隨うて語るが故に過無し）とあれど、疏には語字なし。
〔一三九〕二諦については中論觀四諦品第廿四及び十二門論觀性門第八を見よ。
〔一四〇〕三本及び疏に柰とあり。

外の曰はく、

【論】如是過得何等利（是の過を知るは何等の利を得るや）。

【釋】初めに捨罪福乃至破空の如く、是の如く諸法皆過有るを見れば、何等の利を得るや。

内の曰はく、

【論】如是捨我名得解脫（是の如く我を捨つるを解脫を得と名づく）。

【釋】是の如く三種に諸法を破す。初は捨罪福、中は破神、後は破一切法、是れを無我無我所と名づく。又諸法に於て不受不著にして、有と聞いて喜ばず、無と聞いて憂へず、是れを解脫と名づく。

外の曰はく、何を以てか解脫を得と名づくと言うて、實には解脫を得ざるや。

内の曰はく、

【論】【四一】畢竟清淨故（畢竟清淨なるが故に）。

【釋】神を破するが故に、人の涅槃を破する無し。故に解脫無し。云何が人の解脫を得と言はん。俗諦に於ての故に、說いて解脫と名づく。

【四一】明本に之を論の本文とせざれど、麗本には此是偈本、曰今無有文[illegible]前後にあり。之に從ふ。

國譯百論終

釋僧叡序

十二門論は蓋し是れ實相の折中、道場の要軌なり。(一)十二は衆枝を摠ぶるの大數なり。門とは開通無滯の稱なり。之を論とするは、以て其源を窮め其理を盡さんと欲するなり。若し一理の盡きざるときは、卽ち衆異紛然として(二)惑趣の乖有り。一源の窮めざるときは、則ち衆(三)途扶踈して殊致の跡有り。殊致の夷ならざる、乖趣の泯せざるは、(四)大士の憂なり。是を以て、龍樹菩薩、出者の由路を開き、十二門を作つて以て之れを正す。之れを正すに十二を以てするときは、則ち有無兼ね暢べ事として盡きざるなし。事を有無に盡すときは、則ち功を造化に忘じ、(五)理を虚位に極むるときは、則ち我を二際に喪ふ。然れば則ち、我を喪ふは、(六)筌を落すに在り。筌の忘ずるは寄を(七)遺るに存す。筌我兼ね忘して(八)始め

【一】版本にも出三藏記第十一卷同集の序文にも十二門とあり。三本及び十二門論疏には門の字なし。

【二】版本に或とあり。三本にも十二門論疏にも出三藏記にも惑とす。

【三】版本、出三藏記には塗とあり。三本、十二門論疏に途とあり。

【四】大士とは菩薩といふに同じ。

【五】理を虚位に極むとは、空の理を知るといふ意。虚位は實相眞如法位異名也とあり。

【六】筌とは魚を網する物、落すとは除亡といふ意。十二門論疏に「夫欲レ除所破之我、必須レ亡能破之筌、若能破不レ亡、則所破不レ參、故喪レ我在レ乎落レ筌」とあり。筌は能破に譬へ、我を所破とす。能破と所破とは相對なれば一方を存すれば他方を除亡するを得ず。能破の言教は所破のものを除くが爲めなり。所破を除き得

才の美なるものをや。〔二〇〕景仰の至りに勝へず、敢て鈍辭〔二一〕短思を以て序して之れを申ぶ。並に目品の義、之れを首に題す。〔二二〕豈に能く益することを期せんや。庶くは此の心を以て自ら進むの〔二三〕路を開かんのみ。

致識虚闕とす。

【一九】三本に植とあり。版本出三藏記に殖とあり。

【二〇】景は三本及び疏には崇とし、版本及び出三藏記は慕とす。疏に崇は敬なりとあり。

【二一】版本に短思とあり。三本及び出三藏記に揑とあり。

【二二】版本及び出三藏記に豈其能益也とあり、三本に豈期能益耶とあり。

【二三】版本に聞疾進之跡耳とあり。聞は開の誤植。疾は三本に自とあり。出三藏記の序の三本には以此微開疾進之路耳とあり。

品目（一）

觀因緣門第一

萬法の因る所各（二）性有るに似たり。推して之れを會するに（三）實に自ら性無し。通達無滯、故に之れを門と謂ふ。

觀有果無果門第二

重ねて無性の法を推す。先有にして而かも生ずとやせん。先無にして而かも生ずとやせん。有無に生無し。之れを以て門と爲す。

觀緣門第三

上に因を推し、此れは緣を推す。因緣は廣略（四）に（五）皆果有ること無し。故に以て門と爲す。

觀相門第四

上の三門は因緣無生を推し。此れは（六）三相

【一】此品目は即ち僧叡法師の作にて前の序文の最後にいへるものなり。版本は之を序文の前に置けども、序文最後の言より然にては序文の次に置くこととせり。文簡潔にして意明ならざるものなきにあらず。學者の叱正を俟つ。僧叡法師は中論についても此の如き品目を作りたれども、巳に散逸せるなり。

【二】三本に性を姓とし、似を以とす。姓は非なり。各性有るを以てと讀まる。

【三】三本に實因無性故言觀とあり。實に性無きに因るが故に觀と言ふと讀まる。

【四】三本は廣略の下に無點心足出人間物外遊絕往還讎笑白雲元不定又如霖雨濟世の二

有推す、三相既に無なり。之れを以て門と爲す。

觀有相無相門第五

此れは三相の實を推すに、有相にして而して相とやせん、無相にして而して相とやせん。有無に相無き故に以て門と爲す。

觀一異門第六

即ち有相無相を推すに、一法に在りとやせん、異法に在りとやせん。一ならず異ならず。之れを以て門と爲す。

觀有無門第七

上に三相の相に非らざるを推し、此れは四相も亦非なるを明す。生住を有とやせん、壞異を無とやせん。同處に有ならず、異處にも亦無なり。故に以て門と爲す。

觀性門第八

既に有無を知る。又其の性を推すに、變易無常、緣從りして有なり。則ち性に非らざるなり。故に以て門と爲す。

觀因果門第九

十七字あり。此中南は宋元藏一には南とあり。【五】三本は皆な品とす。【六】三本は其三相となす。

無性の法には既に因果無し。變異の處に推求するに則ち理を得ることなし。故に以て門と爲す。

觀作門第十

因無く果無くば、則ち無作と爲す。四處に既に無し。之れを以て門と爲す。

觀三時門第十一

既に無作を推すには、必ず其の因を盡すが故に、三時を尋ぬるに無作なり。以て門と爲す。

觀生門第十二

作は造有りとやせん、生は起有りとやせん。時の中に既に無し、誰れをか生者とせん。即ち以て門と爲す。

國譯十二門論

觀因緣門第一

[一]說いて曰はく、今當に略して[二]摩訶衍の義を解すべし。

問うて曰はく、摩訶衍を解せば、何の義利かある。

答へて曰はく、摩訶衍は是れ十方三世諸佛の甚深の法藏にして、大功德の利根の者の爲めに說く。末世の衆生は薄福鈍根にして、經文を尋ぬと雖も[三]通了すること能はず。我れ此等を愍み開悟せしめんと欲し、又如來の無上大法を光闡せんと欲す。是の故に略して摩訶衍の義を解す。

問うて曰はく、摩訶衍は無量無邊にして稱數す可からず。直に是れ佛語すら尙盡す可からず、況んや復其の義を解釋演散することをや。

答へて曰はく、是の義を以ての故に我れ初めに略解と言ひしなり。

【一】三本には釋して曰はくとあり。

【二】摩訶衍。梵 Mahāyāna の音譯なり。Mahā は大 Yāna は乘、卽ち乘物なり。譯して大乘といふ。

【三】刊本に通達とあれども、十二門論疏に通了とあり。

問うて曰はく、何が故に名づけて摩訶衍と爲すや。

答へて曰はく、(四)摩訶衍とは二乘に於りも上爲るが故に名づけて大乘とす。諸佛は最大にして是の乘に能く至るが故に名づけて大とす。諸佛大人の是の乘に乘ずるが故に名づけて大とす。又能く衆生の大苦を滅除し、大利益事を與ふるが故に名づけて大とす。又(五)觀世音、(六)得大勢、(七)文殊師利、(八)彌勒菩薩等、是の諸の大士の所乘なるが故に名づけて大とす。又此の乘を以て、能く一切諸法の邊底を盡すが故に名づけて大とす。又般若經中に佛自ら說くが如し「摩訶衍の義は無量無邊なり」と。是の因緣を以ての故に名づけて大とす。(九)大分の深義は所謂空なり。若し能く是の義に通達すれば卽ち大乘に

【四】以下大乘の大と稱せらるる所以を說く。六種の理由を擧げ、更に釋によつて盡す。(一)小乘に對して大乘となす。二乘は聲聞乘緣覺乘の二にして卽ち小乘をいふ。(二)所至處より大と名づけらる。所至之處が大なれば[illegible]也。(三)所乘の人卽ち諸佛大人の所乘なるが故に大といふ。(四)用に就いて大なることを明かす。用に所除用と能與用とあり。文に示さるる如し。(五)因中の人に從つて名を立てて大となすを示す。(六)因用に從いて名を立てて大となす。(七)又に經を引用して證となす。[illegible]果大には大多勝の三義ありて小乘の小に小少劣の三義あるに對す。今はこの一義のみを述ぶれど餘の二は其中に含まるる意なりと釋せらる。

【五】觀世音(Avalokiteśvara)。光世音、觀自在、觀音ともいはるる菩薩にして、慈悲を本誓とす。彌陀三尊にては左脇にあり。

【六】得大勢(Mahāsthāmaprāpta)。大勢至、得大勢至ともいはれ、智慧門を司る。彌陀三尊の右脇にある菩薩なり。

【七】文殊師利(Mañjuśrī) 文殊といはるる菩薩にして、妙吉祥と譯さる。釋迦三尊にては右脇の普賢菩薩に對して左脇に立つ。智慧を司る菩薩なり。

【八】彌勒(Maitreya) 慈氏と譯さるる菩薩にして、將來佛なり。兜率天(Tuṣita)に住せらる。

【九】大分とは特に撰せらるるが十二門の趣の眼目にては

通達し、(一〇)六波羅蜜を見足して障礙する所無し。是の故に、我れ今但だ空を解釋す。空を解釋するには。當に十二門を以て、空の義に入るべし。

初めは是れ因緣門。所謂

(一一)衆緣所生の法、是れ卽ち自性無し。
若し自性無くば、云何が是の法有らん。

衆緣所生の法に二種有り、一には內、二には外なり。衆緣にも亦二種有り、一には內、二には外なり。外の因緣とは、泥團、轉繩、陶師等和合するが故に瓶の生ずると有るが如く、又、縷、繩、機、杼、(一二)織師等和合するが故に疊の生ずることあるが如く、又治地、築基、梁、椽、泥、草、人功等和合するが故に舍の生ずることあるが如く、又乳、(一三)酪、器、鑽搖、人功等和合するが

大分の大は前にいふ大乘なり。分とは大乘には萬德を含み、空有を含むも、今は空の一分を釋するをいふ。故に大乘の一部分卽ち第一義諦空を說くを意味す。十二門論宗致義記には大分とは大都(オホヨソ)の意と釋す。

【一〇】六波羅蜜 Ṣaṭ-pāramitā は大乘の特色をなすものにて
布施波羅蜜(Dāna-pāramitā)
持戒波羅蜜(Śīla-pāramitā)
忍辱波羅蜜(Kṣānti-pāramitā)
精進波羅蜜(Vīrya-pāramitā)
禪定波羅蜜(Dhyāna-pāramitā)
智慧波羅蜜(Prajñā-pāramitā)
のことをいふ。

【一一】衆緣所生法、是卽無自性、若無自性者、云何有是法、中論觀有無品第十五、觀因果品第二十、觀四諦品第二十四、觀因緣品第一の偈參照。中論には此と同一の偈發見せられざれど、堅意菩薩の入大乘論卷上(昃二、六十六右)に尊者龍樹說偈として引用せらる、若因緣所生法、是卽無自性、若無自性者、云何有體相。是れ也、文字の異は譯者の異なるが爲めのみ。同一偈なること疑なし。

又此偈より考ふるに觀因緣門第一の因緣の原語はPratītya-samutpāda(緣起、緣生衆因生)なるべし。

【一二】織は刊本に識とあり。誤植なること明けし。

【一三】刊本に酪器とあり、宋元藏には酪酪鑽器とし、明藏には乳酪鑽器とす。酪(Dadhi)は乳の一變したる味なり。酥(Ghṛta 又は Taila)は更に酪の一變したる味なり。

縁法は實に生ずることなし、若し生有りと爲すと謂はば、
一心の中に在りと爲すや、多心の中に在りと爲すや。

是の十二因緣の法は實に自ら生ずること無し。若し生ずること有りと謂はば、一心の中に有りと爲すや、衆心の中に有りと爲すや。若し一心の中に有らば、因と果とは卽ち一時にして共に生ず。又因と果と一時に有らば、是の事然らず。何となれば、凡そ物は因を先にし果を後にするが故に。若し又衆心の中に有らば、十二因緣の法は則ち各各別異にして先分は心と共に滅し已る、後分は誰をか因緣と爲さん。滅法は所有無し、何ぞ因と爲ることを得ん。十二因緣の法、若し先に有らば、應さに若しくは一心、若しくは多心なるべし。二つ俱に然らず。是の故に衆緣は皆空なり。緣空なるが故に緣より生ずる法も亦空なり。是の故に當に知るべし、一切の有爲法は皆空なり。有爲法すら尚ほ空なり、何に況んや我をや。五陰、十二入、十八界等の有爲法に因るが故に我有りと說く。可然に因るが故に〔八〕然有りと說くが如し。若し、陰、入、界空ならば、更に法として說いて我と爲す可きもの有ることなし。可然無くんば然を說くべからざるが如し。經に說くが如し、「佛諸の比丘に告ぐ、我に因るが故に我所有り、若し我無きときは則ち我所無し」と。
是の如く、有爲法は空なるが故に、當に知るべし、無爲涅槃の法も亦空なり。何となれば、此の五

を以て空の義を明かしたるものなり。支那に傳らざりしも西藏藏經には存す。梵文中論註釋にも蕃本無畏論にも此中より引用せられたる偈存す。偈中緣法とは緣起(Pratītya-samutpāda)をいふなり。

〔八〕 然は燃と同じ。可然は薪にして、然は火なり。中論觀然可然品第十參照。

陰滅して更に餘の五陰を生ぜざるを、是れを涅槃と名づく。五陰本來自ら空なり、何を所滅の故に說いて涅槃と名づけん。又我も亦空なり。誰か涅槃を得ん。

復次に、無生の法を涅槃と名づけば、若し生法成せば無生の法も亦應さに成ずべし、生法の成ぜざること、先に已に因緣を說きたり、後復當に說くべし。是の故に、生法は成ぜず。生法に因るが故に無生と名づく。若し生法成ぜずんば無生の法云何が成ぜん。是の故に、有爲無爲及び我は皆空なり。

觀有果無果門第二〔一九〕

復次に、諸法は不生なり。何となれば、

〔二〇〕先に有るも生ぜず、先に無きも亦生ぜず。
有無も亦不生、誰れか當に生ずる者有るべき。

〔二一〕若し果にして因中に先に有らば則ち應さに生ずべからず。先に無くも亦應さに生ずべからず。先に有無なるも亦應さに生ずべからず。何となれば、若し果にして因中に先に有りて而かも生ぜば、是れ則ち無窮なり。果にして先に未だ生ぜずして而かも生ぜば、今生じ已りて復應さに更に生ずべし。何となれば、因中に當に有るが故に。此の有の

【一九】觀有果無果の門は sat-kārya にて漢譯にては作し易きが爲めに因中有果と譯し、又無果は a-sat-kārya にて因中無果と譯するを適當とす。

【二〇】先有則不生、先無亦不生、有無亦不生、誰當有生者。中論觀三相品第七、觀有無品第十五、觀因果品第二十、觀因緣品第一の偈意。

【二一】以下因中有果の不可なるを論破す。單に有といふも、凡て因中先に果有るの意なり。此の[illegible]。

邊從り復應さに更に生ぜば、是れ則ち無窮なり。

（二二）若し生じ已れば更に生ぜず、未だ生ぜずして而かも生ずと謂はば、是の中生の理あることなし。是の故に先に有りて而かも生ずること、是の事然らず。

（二三）復次に若し因中に先に果有つて、而かも未だ生ぜずして而かも生じ、生じ已れば生ぜずと謂はば、（二四）是の二倶に有にして、而かも一は生じ一は生ぜず。是の處有ること無し。

（二五）復次に、若し未だ生ぜずして定んで有ならば、生じ已るも則ち應さに無なるべし。何となれば、生と未生とは共に相違するが故に。生と未生とは相違するが故に。（二六）是の二の作相も亦相違す。

（二七）復次に、有と無とは相違し、無と有とは相違す。若し生じ已つても有、未だ生ぜざる時も亦有ならば、則ち生と未生とは應さに異有るべからず。何となれば、（二八）若し生じ已つても亦有、未だ生ぜざるも亦有ならば、是の如き生と未生とは何の差別か有る。生と未生と差別なきこと。是の事然らず。是の故に有は生ぜず。

【二二】倶不生破。又は前段と此とは倶生不生破。

【二三】以同噴異破。又は倶有不齊破。

【二四】刊本に是二亦倶有とあるも、十二門論疏に亦の字なし。

【二五】提異並同破。又は已未相違破。

【二六】十二門論疏に問、何故名作相。答、果是起作相、故名作相。

【二七】無異破。又は已未無別破。

【二八】刊本に若有生生已亦有とあるも、明藏に若生已亦有とあり。

〔二九〕復次に、有已に先に成せば、何ぞ更に生ずることを用ひん。作し已れば應さに作すべからず、成じ已れば應さに成ずべからざるが如し。是の故に、有法は應さに生ずべからず。

〔三〇〕復次に、〔三一〕若し有ならば因中に未だ生ぜざる時も、果は應さに見らるべくして而かも實には見る可からず。泥中の瓶、蒲中の席は應さに見らる可くして而かも實には見る可からざるが如し。是の故に有は生ぜず。

問うて曰はく、果先に有りと雖も未だ〔三二〕變ぜざるが故に見えざるなり。

答へて曰はく、若し瓶未だ生ぜざる時は、瓶の體未だ變ぜざるが故に見えずんば、何の相を以てか知らん。泥中に先に瓶有りと言はば、瓶相を以ての故に瓶有りと爲すや。若し泥中に瓶相無くんば、亦牛相も馬相も無からん。是れ豈に無と名づけざらんや。是の故に汝因中に先に果有りて而かも生ずと説くこと、是の事然らず。

復次に、變法即ち是れ果ならば、即ち應さに因中に先に變有るべし。何となれば、汝が法に、因中に先に果有るが故に。若し瓶等先に有らば、〔三三〕變も亦先に有って、應當に見ゆる可し。而かも實には然らず。是の故に汝未だ變ぜざるが故に見えずといふは是の事然らず。若し

〔二九〕無用破。又は先成無用破。

〔三〇〕體用破。又は應有應見破。

〔三一〕因本に若有生因中未生時とあり。十二門論疏には釋して若不改有宗必言有者汝因中有瓶則其色香味觸、若備則應可見とし、宗致義記に謂果若有而不見者、更以何法知此有耶と釋す。若有生の生は若又は果の誤植か、又は衍字なるべし。

〔三二〕變ずとは果が變化發展して生ずるをいふ。故に變(又は變化、變異 Vikāra)は名詞としては果といふと同じ。

未だ變せざるを名づけて果となさずと謂はば、則ち果は畢竟不可得なり。何となれば、是の變は先に無くして後にも亦應さに無かるべし。故に瓶等の果は畢竟不可得なり。若し變じ已つて是れを果なりと謂はば則ち因中に先に無きなり。是の如くんば則ち不定なり。或は因中に先に果有り、或は先に果無し。

問うて曰はく、先に變有るも、但だ見るを得可からざるのみ。凡そ物自ら有り、有るも而かも不可得なるは、物或は【三】近くして而かも知る可からざる有り、或は遠くして而かも知る可からざる有り、或は根壞するが故に知る可からず、或は心住せざるが故に知る可からず、障あるが故に知る可からず、同じきが故に知る可からず、勝るが故に知る可からず、微細なるが故に知る可からざるが如し。近くして而かも知る可からずとは、眼中の藥の如し。遠くして而かも知る可からずとは、鳥の虚空を飛び高く翔り、遠く逝くが如し。根壞するが故に知る可からずとは、盲の色を見ず、聾の聲を聞かず、鼻塞つて香を聞かず、口爽うて味を知らず、身頑にして觸を知らず、心狂して實を知らざるが如し。心住せざるが故に知る可からずとは、心色等に在るときは則ち聲を知らざるが如し。障あるが故に知る可からずとは、地の大水を障り壁の外物を障るが如し。同じきが故に知る可からずとは、黑上の黑點の如し。勝るが故に知る可からずとは、鐘

【三】此不可知の八因については百論破因中有果品第七を參照すべし。元來此八因は數論學派の唱ふる所なること金七十論第七頌によつて知らる。是に由つて此破因中有果の一段は數論說を破しつゝあるものなることを知り得べし。

眼の所有らば捐擲の聲を聞かざるが如し。微細の故に知る可からずとは、（一三）微塵等の現はれざるが如し。是の如く諸法に有なりと雖も八の因緣を以ての故に知る可からず。汝因中の氎法不可得にして、瓶等も不可得なりと說くは是の事然らず。何となれば、是の事有りと雖も八の因緣を以ての故に不可得なるなり。

答へて曰はく、氎法及び瓶等の果は、八つ因緣の不可得とは同じからず。何となれば、若し氎法及び瓶等の果にして、極めて近くして不可得ならば、小しく遠ければ應さに得可く、極めて遠くして不可得ならば、小しく近ければ應さに得可く、若し根壞して不可得ならば、根の淨ならば應さに得可く、若し心住せずして不可得ならば、心住せば應さに得可く、若し障有りて不可得ならば、氎法及び瓶法は障無くば應さに得可く、若し同じくして不可得ならば、異時ならば應さに得可く、若し勝つて不可得ならば、勝止めば應さに得可く、若し細微にして不可得ならば、而かも瓶等の果は麤なれば應さに得可く、若し瓶細なるが故に不可得ならば、生じ已るも亦應さに不可得なるべし。何となれば、生じ已るも、未だ生せざるも細相一なるが故に、生じ已るも未だ生せざるも俱に定んで有なるが故に。

問うて曰はく、未生の時は細にして、生じ已つて轉麤なり。是の故に生じ已らば得可く、未生は得可からず。

【一三】微塵（一三）は原子のことなり。中論の[illegible]及び百論破常品第九を見よ。

答へて曰はく、若し爾らば因中に則ち果無からん。何となれば因中には麤無きが故に、又因中に先に麤無し。若し因中に先に麤有らば、則ち細なるが故に不可得なりと言ふべからず。今の果は是れ麤なるに、汝細なるが故に不可得といはば、是の麤を名づけて果と爲さず。今の果は畢竟應さに可得ならざるべし、而かも果は實に可得なり。是の故に細なるを以ての故に不可得なるにあらず。是くの如く、法有り、因中に先に果有り、八の因緣を以ての故に不可得なり、先に因中に果有りとは是の事然らず。

復次に、若し因中に先に果有りて生せば、是れ則ち因と因と相壞し、果と果と相壞す。何となれば、疊の縷に在るが如く、〔三五〕果の器に在るが如き但是れ住處のみにして名づけて因と爲さず。何となれば、縷と器とは疊と果との因に非ざるが故に。若し因壞せば果も亦壞す。是の故に縷等は疊等の因に非らず、因無きが故に果も亦無し。何となれば、因に因るが故に果の成ずる有り。因成せずんば果云何が成ぜん。

復次に、〔三六〕若し作られずんば果と名づけずば、縷等の因は疊等の果を作る能はず。何となれば、縷等の如きは疊等の住するを以ての故に、能く疊等の果を作るにあらず。是の如くんば則ち因無く果無し。若し因果倶に無くんば、則ち應さに因中に若しは先に果有り、若しは先に果無しと求むべからず。

復次に、若し因中に果有るも而かも得可からざるも、應さに〔三七〕相有つて現ずべし。香を聞いて華

【三五】果は果物なり。
【三六】十二門論疏に因中前有果非二因所作一因不レ能レ作レ果故云不作不名果と。
【三七】相とは Linga にして推論の根據となるもの、即ち認識根據なり。

有ることを知り、聲を聞いて鳥有ることを知り、實を聞いて人有ることを知り、煙を見て火有ることを知り、鶴を見て池有ることを知るが如し。是の如く、因中に先に果有らば應さに相有つて見ゆべし。今果の體も亦不可得にして、相も亦不可得なり。是の如くんば當に知るべし、因中に先に果無し。

復次に、若し因中に先に果有つて生ぜば、則ち應さに縷に因つて疊有り、蒲に因つて席有りと言ふ可からず。若し因作らずば他も亦作らず。疊の如きは縷の所作に非ず、蒲從り作らる可きや。若し縷作らずんば、蒲も亦作らず。〔三八〕所從作無しと言ひ得可きや。若し所從作無くんば、則ち名づけて果と爲さず。若し果無くば因も亦無きこと先に說けるが如し。是の故に因中先に果有る從り生ずること、是れ則ち然らず。

復次に、若し果所從作無くば、則ち是れ常と爲す。涅槃の性の如し。若し果是れ常ならば、諸の有爲法は則ち皆な是れ常なり。何となれば、一切の有爲法は皆是れ果なるが故に。若し一切法皆常ならば、則ち無常無し。若し無常無くば亦常有ることなし。何となれば、常に因つて無常有り、無常に因つて常有り。是の故に常と無常との二倶に無くば、是の事然らず。是の故に因中に先に果有りて生ずと言ふを得ず。

復次に、若し因中に先に果有りて生ぜば、則ち果は更に異果の爲めに因と作る。疊は〔三九〕著の與めに因となり、席は障の與めに因となり、車は載の與めに因となるが如し。而かも實には異果の與めに

【三八】所從作とは他物により作らるの意。

【三九】著は[illegible]

因と作らず。是の故に因中に先に果有つて生ずといふを得ず。若し【四〇】地に先に香有るも、水を以て灑がざれば香は則ち發せざるが如く、果も亦是くの如く、若し未だ縁會せざれば、則ち因となる能はずと謂はば、是の事然らず。何となれば、汝の所說の如くば、【四一】可了の時を果と名づく。瓶等の物は果に非らず。何となれば、可了は是れ作なるに、瓶等は先に有つて作に非らず。是れ則ち作を以て果と爲す。是の故に因中に先に果有りて生ずること、是の事然らず。

復次に、【四二】了因は但能く顯發するのみ。物を生ずること能はず。暗中の瓶を照さんが爲めの故に燈を然せば亦能く餘の臥具等の物を照すが如し。瓶を作らんが爲めの故に衆縁を和合するも、餘の臥具等の物を生ずること能はず。是の故に當に知るべし。先に因中に果有りて生ずるには非らず。

復次に、若し因中に先に果有りて生ぜば、則ち應さに【四三】今作と當作との差別有るべからず。而かも汝は今作と當作とを【四四】受く。【四五】是の故に先に因中に果有りて生ずるには非らず。

【四六】若し因中に先に果無くして而かも果生ずと謂はば、是れ亦然らず。何となれば、若し無にして

【四〇】地に香の德ありとなすは勝論學派の說なり、勝論經二、一、二を見よ。

【四一】可了とは認識せられ得可きの意。

【四二】了因は生因と共に因の二種なり。生因は果を生ずる因、了因は存在せる物を照らし了知せしむる因なり。燈は瓶の了因なり。

【四三】今作とは現在作らるるもの、當作とは將來當に作らるべきもの。

【四四】受くとは承認すの意。

【四五】以上因中有果の生を破したり。

【四六】以下因中無果の生を論破す。因中無果論は通常は勝論學派の說く所とせらる。但し嚴密にいへば正しからず。

而かも生ぜば應さに第二頭第三手の生ずること有るべし。何となれば、無にして而かも生ずるが故に。

問うて曰はく、瓶等の物は因緣有り、第二頭第三手は因緣無し、云何ぞ生ずることを得ん。是の故に汝の說は然らず。

答へて曰はく、第二頭第三手及び瓶等の果は因中に俱に無し。泥團の中に瓶無く、石の中にも亦瓶無きが如し、何の故に泥團を名づけて瓶の因となし、石を名づけて瓶の因と爲さざる。何の故に乳を名づけて酪の因となし縷を名づけて疊の因とし、蒲を名づけて因を爲さざる。

復次に、若し因中に先に果無くして而かも果生ぜば、則ち一一の物は應さに一切の物を生ずべし。指端の應さに車馬飲食等を生ずべきが如く、是の如く縷は應さに但疊のみを出だすべからず、亦應さに車馬飲食等の物をも出だすべし。何となれば、若し無にして而かも能く生ぜば、何の故に縷は但能く疊のみを生じて、而かも車馬飲食等の物を生ぜざる。俱に無きを以ての故に、若し因中に先に果無くして而かも果生ぜば、則ち諸因は應さに各各力有つて能く果を生ずべからず。油を須る者は要らず麻より取りて[四七]沙を笮らざるが如し。若し俱に無ならば、何が故に麻の中に求めて而かも沙を笮らざる。

若し曾て麻の油を出だすと見、沙より出づるを見ず、是の故に麻の中に求めて而かも沙を笮らずといはば、是の事然らず。何となれば、若し生相成せば、應さに餘時に麻の油を出だすを見、沙の出だ

【四七】沙は砂なり。

を見ず、是の故に麻の中に於て求めて沙を取らずと言ふべからず、而かも一切の法の生相成ぜざる故に、餘事に麻の油を出だすを見るが故に、麻の中に求めて沙に於て取らずと言ふを得ず（四八）。

復次に、我今但一事のみを破せず、皆總じて一切の因果を破す。若し因中に先に果有りて生ずるも、果無くして生ずるも、先に有果無果にして生ずるも、此の三の生は皆成ぜず。此の故に汝餘事に麻の油を出だすを見ると言はば、則ち（四九）同疑因に墮す。

復次に、若し先に因中に果無くして而かも果生ぜば、諸因の相は則ち成ぜず。何となれば、諸因若し無くば、法何ぞ能く作し、何ぞ能く成ぜん。若し作無く成無くば、云何ぞ名づけて因と爲さん。是くの如くんば、作者は所作有ることを得ず、作者をして亦所作有ることを得ざらしむ。若し因中に先に果有りと謂はば、則ち應さに作と作者と作法との別異有るべからず。何となれば、若し先に果有らば、何ぞ復作ることを須ひん。是の故に汝作と作者と作法とを說くも諸因皆不可得なり。因中に先に果無きも是れ亦然らず。何となれば、若し人作と作者との分別を受け因果有りとせば是

【四八】 以上因中無果の生を破し終れり。以下總じて因中有果、因中無果殊に因中亦有果亦無果を破す。因中亦有果亦無果は通常尼犍子の說にして之に對して因中非有果非無果は若提子の說となす。尼犍子若提子を二派と見ることは佛教所傳にて、提婆菩薩以後に於ては通例なれども、印度の一般哲學史上にては明ならず。龍樹菩薩は未だ此の如く二派と見、前の有果と無果とに對立する說と見ざりしこと此所の文にて明なり。卽ち菩薩の當時には未だ二派を獨立と見ざりしを證すといふべし。

【四九】 同疑（Saṁśayasama）。因にて疑を決し得ざる不正の因なり。因明論理の術語也。中論觀五陰品第四の最後參照。

の難を作すべし。我れは作と作者と及び因果との皆空を説く。若し汝作と作者と及び因果とを破せば我が法を成す。名づけて難と爲さず。是の故に、因中に先に果無くして而かも果生ずること、是の事然らず。

復次に、若し人因中に先に果有るを受けば、應さに是の難を作すべし。我れは因中に先に果有りと説かざるが故に、此の難を受けず。亦因中に先に果無きをも受けず。若し因中に先に亦は有果亦は無果にして而かも果生ずと謂ふも、是れ亦然らず。何となれば、有と無との相は相違するが故に。皆相違せば云何が一處ならん。明闇、苦樂、去住、縛解の同處なるを得ざるが如し。是の故に因中に先に果有ると先に果無きと、二つ倶に生ぜず。

復次に、因中に先に有果先に無果も、上の有無の中に已に破し竟ぬ。是の故に先に因中に果有るも亦生ぜず、果無きも亦生ぜず。有無も亦生ぜず。理此こに屆まる。一切處に推求するに不可得なり。是の故に果は畢竟生ぜず。果畢竟生ぜざるが故に則ち一切の有爲法は皆空なり。何となれば、一切の有爲法は皆是れ因、是れ果なればなり。有爲空なるが故に無爲も亦空なり。有爲無爲すら尚空なり、何に況んや我をや。

（三）觀緣門第三

【三】觀緣門は中論の觀因緣品といふと同じ。緣は Pratyaya の譯語なり。

復次に、諸法の緣は成せず。何となれば、

【五一】廣略衆緣の法、是の中に果有ることなし。
緣中に若し果無くんば、云何が緣從り生せん。

瓶等の果は一一の緣の中に無し。和合の中にも亦無し。若し二門の中に無くば何ぞ緣より生ずと言はん。

問うて曰はく、云何が名づけて諸緣と爲す。

答へて曰はく、

【五二】四緣諸法を生ず、更に第五緣無し。
因緣と次第緣と緣緣と增上緣となり。

四緣とは因緣と次第緣と緣緣と增上緣となり。因緣とは、所從に隨つて法を生ずるなり。若しくは已に從つて生じ、今從つて生じ、當に從つて生ずべき、是の法を因緣と名づく。次第緣とは、

【五一】 廣略衆緣法、是中無有果、緣中若無果、云何從緣生。 此偈は中論觀因緣品第一の第十三偈なり。中論の其部及び其註參照。

【五二】 四緣生諸法、更無第五緣、因緣次第緣、緣緣增上緣。 此偈は中論觀因緣品第一の第五偈(梵本の第二偈、藏本の第三偈)なり。十二門論全體を見るに偈數凡て廿六ありと雖、第一門に二偈、第三門に三偈、第四門に十一偈、第十門に二偈ある外は六門は凡て各一偈づつなり。之によりて考ふるに元來各一門に一偈づつの方針なりしを知り得べし。第一門の一偈は明に七十論の引用にて長行の釋を助くる爲めに借來れるもの、第十門の一偈も如中論中說として是亦長行の釋を助くる爲めの引用なること明なり。今此第三門の四緣の偈も中論觀因緣品第一の四緣を破する初めの偈なれば廣略衆緣法の第一が四緣を破したる結論なる故に其を釋する爲めに引用したるものなり。次の若果緣中無の偈も中論にて四緣を破して後更に諸法は非緣よりも生ぜざることを說きたるものなれば、今茲にても四緣を破して後非緣よりも生ぜざることをいふ爲めに引用したるものなるべし。故に此第三門の本來の偈としては廣略衆緣法の一偈のみなりといふべし。第四門については其部の註を見よ。

前法已に滅して次第に生ず、是れを次第緣と名づく。緣緣とは、所念の法に隨つて、若しくは身業を起し、若しくは口業を起し、若しくは心心數法を起す、是れを緣緣と名づく。增上緣とは、此の法有るを以ての故に彼の法生ずるを得、此の法は彼の法に【五三】於て增上緣と爲る。是の如き四緣は、皆因中に果無し。若し因中に果有らば、應さに諸緣を離れて而かも果有るべし。而かも實には因を離れて果無し。若し緣の中に果有らば、應さに因を離れて而かも果有るべし。而かも實には因を離れて果無し。若し緣及び因に於いて果有らば應さに可得なるべし。理を以て推求するに不可得なり。是の故に二處に俱に無し。是の如く一一の中に無ければ和合の中にも亦無し。云何ぞ果は緣從り生ずと言ふを得ん。

復次に、

【五四】若し果は緣中に無くして、而かも緣中より出では、
是の果何ぞ、非緣の中より而かも出でざる。

若し果は緣中に無くして、而かも緣從り生ずと謂はば、何故に非緣從りも生せざる。二つ倶に無きが故に、是の故に因緣の能く果を生ずるもの有ることなし。果生せざるが故に緣も亦生せず。何となれば、緣を先にし果を後にするが故に。緣と果と無なるが故に一切の有爲法は空なり。有爲法空なる

【五三】於は三本に與となり、即此法は彼法の與めに增上緣爲りと讀まる。

【五四】若果緣中無、而從緣中出、是果何不從、非緣中而出。中論觀因緣品第一の第十四偈なり。

が故に無爲法も亦空なり。有爲無爲空なるが故に云何ぞ我有らん。

〔五五〕觀相門第四

復次に、一切法は空なり。何となれば、

〔五六〕有爲及び無爲の二法は、俱に無相なり。
有相無きを以ての故に、二法は則ち皆空なり。

有爲法は相を以て成せず。

問うて曰はく、何等か是れ有爲の相なる。

答へて曰はく、萬物各有爲の相有り。牛は角、峯、垂頡、尾端に毛有り、〔五七〕是れを牛の相と爲すが如く、瓶は底平かに、腹大に、頸細く、脣麤なるを以て是を瓶の相と爲すが如く、車は輪、軸、轅、輌を以て是を車の相と爲すが如く、人は頭、目、腹、背、肩、臂、手、足を以て是を人の相と爲すが如く、是の如く、生、住、滅にして若し是れ有爲法の相ならば、是れを有爲と爲すか、是れを無爲と爲すか。

問うて曰はく、若し是れ有爲ならば何の過ありや。

答へて曰はく、

【五五】中論觀三相品第七及び觀六種品第五參照。相は Lakṣaṇa なり。

【五六】有爲及無爲、二法俱無相、以無有相故、二法則皆空。

【五七】中論觀六種品第五の第三偈の釋及び註を見よ。此牛相は勝論經二、一、八の引用也。

(六一)生生の生ずる所、彼の本生を生じ。
本生の生ずる所、還た生生を生ず。

(六二)法生ずる時、自體を通じて七法共に生ず。

一には法、二には生、三には住、四には滅、五には生生、六には住住、七には滅滅なり。是の七法の中に本生は自體を除いて、能く六法を生ず。生生は能く本生を生じ、本生は還た生生を生ず。是の故に三相是れ有爲なりと雖も而かも無窮に非らざるなり。住滅も亦是の如し。

答へて曰はく、

(六三)若し是の生生は、還た能く本生を生ずと謂はば、
生生は本生從りするに、何ぞ能く本生を生ぜん。

若し生生能く本生を生ずと謂はば、本生は生生を生ぜず。生生何ぞ能く本生を生ぜん。

(六四)若し是の本生、能く彼の生生を生ずと謂はば、
本生は彼れより生ず、何ぞ能く生生を生ぜん。

て其主意を終りたるものなるを見るべし。故に以下は以上の論中にて猶論ずべき無窮について論ずる附錄的のものなり。

【六一】生生之所生、生於彼本生、本生之所生、還生於生生。以下中論觀三相品第七の第四偈より第十四偈までの全部の引用なり。但し二偈を缺く。

【六二】此釋は最後の住滅亦如是の一句を除いて中論の靑目釋と全く同じ。梵文釋とも異り叉蕃本無畏論とも異る。されど中論の漢譯は、譯者が添削したるものなれば、玆にも亦の其添削せるものを持來れるならん。

【六三】若謂是生生、還能生本生、生生從本生、何能生本生。是れ中論觀三相品第五偈也。

【六四】若謂是本生、能生彼生生、本生從彼生、何能生生生。是れ中論觀三相品第六偈也。

若し本生能く生生を生ずと謂はば、生生は生じ已つて還た本生を生ずること、是の事然らず。何となれば、生生の法は應さに本生を生ずべし、是の故に生生と名づく。而かも本生は實には自ら未だ生ぜず、云何ぞ能く生生を生ぜん。若し生生の生ずる時能く本生を生ずと謂ふも、是の事亦然らず。何となれば、

【三五】是の生生の生ずる時、或は能く本生を生ぜば、
生生すら尙未だ生ぜざるに、何ぞ能く本生を生ぜん。

是の生生の生ずる時、或は能く本生を生ぜん。而かも是の生生の自體未だ生ぜざれば、本生を生ずること能はず。若し是の生生の生ずる時、能く自ら生じ亦彼れをも生ずること、【三六】燈の燃ゆる時能く自ら照し、亦彼れをも照すが如しと謂はば、是の事然らず。何となれば、

【三七】燈中に自ら闇無く、住處にも亦闇無し。
闇を破するを乃ち照と名づく、燈に何を所照とせん。

燈の體には自ら闇無し、明の所住の處にも亦闇無し。若し燈中に闇無く

【三五】是生生生時、或能生本生、生生尙未生、何能生本生。是れ中論觀三相品第七偈頌。此偈は中論にては次の若本生生時、[illegible]の一偈を二偈として譯したるものなれば、本十二門論にては[illegible]の一偈のみを取りたる由[illegible]。[illegible]

【三六】中論觀三相品第[illegible]偈の前半なり。此と前の偈の註にいふ所と、[illegible]中論の十[illegible]偈を九偈としたる理由を知り得べし。

【三七】燈中自無闇、住處亦無闇、破闇乃名照、燈爲何所照。是れ中論觀三相品第十偈也。

住處にも亦闇無くば、云何ぞ燈自ら照し亦能く彼れをも照すと言はん。闇を破するが故に名づけて照とす。燈は自ら闇を破せず、亦彼の闇をも破せず、是の故に燈は自ら照さず、亦彼をも照さず。是の故に汝先に燈自ら照し亦彼れをも照す。生も亦是の如し、自ら生じ亦彼れをも生ずと說くは、是の事然らず。

問うて曰はく、若し燈燃ゆる時能く闇を破す。是の故に燈中に闇無く、住處にも亦闇無し。

答へて曰はく、

〔六八〕云何が燈然ゆる時、而かも能く闇を破せん。
此の燈初めて然ゆる時、闇に及ぶこと能はず。

若し燈燃ゆる時闇に到ること能はず、若し闇に到らずば應さに闇を破すと言ふべからず。復次に、

〔六九〕燈若し闇に及ばずして、而かも能く闇を破せば、
燈は此の間に在つて、則ち一切の闇を破せん。

若し燈は闇に到らずと雖、而かも力能く闇を破すといはば、此の處に燈を燃せば應さに一切世間の闇を破すべし、俱に及ばざるが故に。而かも實には此の間に燈を燃すも、一切世間の闇を破すること能はず。是の故に汝燈闇に及ばずと雖、而かも力能く闇を破すと說くは、是の事然らず。復次に、

【六八】云何燈然時、而能破於闇、此燈初然時、不能及於闇。是れ中論三相品第十一偈也。
【六九】燈若不及闇、而能破闇者、燈在於此間、則破一切闇。是れ中論三相品第十二偈也。

（七〇）若し燈能く自ら照し、亦能く彼れをも照さば、
闇も亦應さに是の如く、自ら蔽ひ亦彼れをも蔽ふべし。

若し燈は能く自ら照し亦彼れをも照すと謂はば、闇は燈と相違するも亦應さに自ら蔽ひ亦彼れをも蔽ふべし。若し闇は燈と相違して自ら蔽ふ能はず、亦彼れをも蔽はずして、而かも燈は能く自ら照らし、亦彼をも照らすと謂はば、是の事然らず。是の故に汝の喩は非なり。

（七一）此の生若し未だ生ぜずんば、云何ぞ能く自ら生ぜん。

生の能く自ら生じ亦彼れをも生ずる如きは、今當に更に說くべし。

若し生じ已つて自ら生ぜば、已に生ぜしもの何ぞ生ずることを用ひん。

（七二）此の生にして未だ生ぜざる時、應さに若しくは生じ已つて生じ、若しくは未だ生ぜずして而かも生ずべし。若し未だ生ぜずして而かも生ずるならば、未生は未有に名づく、云何ぞ能く自ら生ぜん。若し生じ已つて而かも生ずるなりと謂はば、生じ已れば、卽ち是れ生なり、何ぞ更に生ずることを須ひん。生じ已れば更に生ずること無く、作し已れば更に作すこと無し。是の故に生は自ら生ぜず。若し生にして自ら生ぜずんば、云何ぞ彼れを生ぜん、汝自ら生じ亦彼れをも生ずと說くは、是の事然らず。作滅も亦是の如し。

【七〇】若燈能自照、亦能照於彼、闇亦應如是、自蔽亦蔽彼。是れ中論三相品第十三偈也。

【七一】此生若未生、云何能自生、若生已自生、已生何用生。是れ中論三相品第十四偈也。

【七二】此の生にして未だ生ぜざる時とは、未だ生ずるといふことの無き時の意。

〔七三〕是の故に生住滅の是れ有爲相なること、是の事然らず。生住滅の有爲相成ぜざるが故に有爲法は空なり。有爲法空なるが故に無爲法も亦空なり。何となれば、有爲を滅するを無爲涅槃と名づく。是の故に涅槃も亦空なり。

復次に、生無く住無く滅無きを無爲の相と名づく。生住滅無くば則ち法無し。法無くんば、應さに相を作すべからず。若し無相は是れ涅槃の相なりと謂はば、是の事然らず。若し無相是れ涅槃の相ならば、何の相を以て是の無相を知るや。若し有相を以て是の無相を知らば、云何が無相と名づけん。若し無相を以て是の無相を知らば、無相は是れ無なり、無ならば則ち知るべからず。若し衆衣皆相有りて唯一衣相無くば、正に無相を以て相となすが故に、人は無相の衣を取るといふが如く、是の如く無相の衣の取る可きを知る可く、是の如く生住滅是れ有爲にして、生住滅無き處當さに知るべし、是れ無爲なり、是の故に無相是れ涅槃なりと謂はば、是の事然らず。何となれば、生住滅の種種の因緣皆空にして、有爲相有るを得ず。云何が此れに因つて無爲を知らん。汝何れの有爲の決定の相を得て無相の處是れ無爲なるを知らんや。是の故に汝衆相衣の中の無相の衣を涅槃の相に喩ふと說くは、是の事然らず。又衣の喩は後の第五門中に廣く說く。是の故に有爲法は皆空なり。有爲法空なるが故に無爲法も亦空なり。有爲と無爲と空なるが故に我も亦空なり。三事空なるが故に一切法は皆空

【七三】以上中論引用の偈の釋終る。其釋も大體中論の青目釋と一致すれども、寧ろ蕃下無畏論の釋に一致する方多し。

ればなり。

[七三]觀有相無相門第五

復次に一切法空なり。何となれば、

[七四]有相の相は相せず、無相も亦相せず、彼の二を離れて、相何れの所にか相たらん。

有相事の中の相は相せず。何となれば、若し是の法に先に有相ならば、更に何ぞ相を用つて爲ん。復次に、若し有相事の中の相にして相するを得ば、則ち二相の過有り。一には先の有相、二には相來りし相なり。[七六]是の故に有相事の中の相に相する所なし。無相の中の相も亦相する所無し。何の法をか無相にして而して有相を以て相すと名づけん。象に項平好有り、二牙を垂れ、頭に三隆有り。耳は箕の如く、脊彎弓の如く、腹大にして而して垂れ、尾端に毛有り四脚麁圓なり、是れを象の相と爲す、若し是の相を離るれば、更に象有りて相を以て相す可き無きが如く、馬は竪耳にして、鬃を垂れ、四蹄同踏にして、尾に毛有り、若し是の相を離るる

【七四】前門は法の有爲[illegible]を破し、此の門は一般に物の徴標としての相の有無を論ず。有相無相は Lakṣaṇa[illegible] 又は [illegible] なり。[illegible]無相、相離何處相。是れ中論[illegible]第五の第三偈と同一なり。

【七五】有相相不相、無相亦不相。

【七六】明本に是相無故とあり。三本に是相[illegible]なし。疏及び義記共に是相の句あるを示す。

れば、更に馬有りて相を以て相す可き無きが如く、是の如く有相の中の相は相する所無く、無相の中の相も亦相する所無し。有相無相を離れて更に第三の法の相を以て相す可き無し。是の故に相は相する所無し、(七七)相無きが故に可相の法も亦成せず。何となれば、相を以ての故に是の事を可相と名づくを知る。是の因縁を以ての故に相と可相と倶に空なり。相と可相と空なるが故に萬物も亦空なり。何となれば、相と可相とを離れて更に物有ることなし。物無きが故に非物も亦無し。物滅するを以ての故に無物と名づく。若し物無くば何の滅する所ぞ。故に名づけて無物と爲す。物と無物と空なるが故に一切の有爲法は皆空なり。有爲法空なるが故に無爲法も亦空なり。有爲と無爲と空なるが故に我も亦空なり。

(七八)觀一異門第六

復次に、一切法空なり。何となれば、

(七九)相と及び可相とは、一異相不可得なり。

若し一異有ることなくんば、是の二云何が成せん。

是の相と可相と、若し一なるも不可得、異なるも亦不可得なり。若し一異にして不可得ならば、是

【七七】以上の釋は中論の青目釋と合せずして、全く蕃本無畏論と合す。刊本には相無所相故とあり。三本には相無故可相無と釋す。

【七八】此の門は相(Lakṣaṇa)と可相(Lakṣya)との一(Ekatva)異(Anyatva)を破す。

【七九】相及與可相、一異不可得、若無有一異、是二云何成。中論觀染者品第六、觀成壞品第廿一、觀六種品第五の偈參照。

の二則に成せず。是の故に相と可相と皆空なり。相と可相と空なるが故に一切法皆空なり。

問うて曰はく、相と可相と常に成す。何が故に成せざる。汝相と可相とは一異不可得と說かば、今當に說くべし。凡そ物或は相は卽ち是れ可相なり、或は相は可相と異り、或は〔八〕少分は是れ相にして餘は是れ可相なり。識の相是れ識にして、所用の識を離れて更に識無きが如く、受の相は是れ受にして、所用の受を離れて更に受無きが如く、是の如き等は相は卽ち是れ可相なり。佛の愛を滅するを涅槃の相と名づくと說くが如き、愛は是れ有爲有漏の法にして、滅は是れ無爲無漏の法なり。信には三相有り。善人に親近せんことを樂ひ、法を聽かんことを樂欲し、布施を行ぜんことを樂ふ、此の三事は身口の業なるが故に色陰の所攝なり。信は是れ心數法なるが故に行陰の所攝なるが如き、是れを相と可相と異ると名づく。〔九〕正見は是れ道の相にして、道に於て是れ少分なり。又生、住、滅は是れ有爲の相にして、有爲の法に於て是れ少分なるが如き、是の如きは可相中に於て少分を相と名づくるなり。是の故に或は相は卽ち可相なり、或は相は可相と異り、或は可相の少分を相と爲す。汝一異にして成せざるが故に相と可相と成せずと言ふは、是の事然らず。

答へて曰はく、汝或は相は是れ可相、識等の如しと說くは、是の事然らず。何となれば、相を以ての故に知る可きを可相と名づけ、所用の者を相と名づく。凡そ物は自ら知ること能はず。指の自ら觸

【八】少分とは一部分の意。卽一部分は相にして一部分は可相なる物との意。

【九】正見(Sammādiṭṭhi)は八聖道の第一なり。道に於ては一部分なりといふ。

るる能はざるが如く、眼の自ら見る能はざるが如し。是の故に汝識は即ち是れ相にして可相なりと說くは、是の事然らず。

復次に、若し相即ち是れ可相ならば、應さに是の相と是の可相とを分別すべからず。若し是の相と是の可相とを分別せば、應さに相は即ち是れ可相なりと言ふべからず。

復次に、若し相即ち是れ可相ならば、因と果とは則ち一ならん。何となれば、相は是れ因にして、可相は是れ果なり。是の二則ち一ならん。而かも實には一ならず。是の故に相は即ち是れ可相なりといふは、是の事然らず。

汝相は可相と異なりと說くも、是れ亦然らず。汝愛を滅するを是れ涅槃の相なりと說き、愛は是れ涅槃の相なりと說かず。若し愛は是れ涅槃の相なりと說かば、應さに相と可相と異なりと言ふべし。若し愛を滅するを是れ涅槃の相なりと言はば、則ち相と可相と異なりと言ふを得ず。又汝信には三相有りて、倶に信に異ならずと說く。若し（八二）信無くば則ち此の三事無し。是の故に相と可相と異なりと言ふを得ず。又相と可相と異ならば、相は更に復應さに相有るべし、則ち無窮となる。是の事然らず。是の故に相と可相と異なりと言ふを得ず。

問うて曰はく、燈能く自ら照し亦能く彼れをも照すが如く、是の如く相は能く自ら相し亦能く彼れをも相す。

【八二】三本に相となす。疏も義記も共に信とす。

答へて曰はく、汝相の難を說くも、三の有爲相の中に已に破したり。又自ら先說に違ふ。汝は已に相と可相と異なりと言ひ、而かも今は相は自ら能く相し亦能く彼れをも相すと言ふ。是の事然らず。

又汝可相中の少分是れ相なりと說くは、是の事然らず。何となれば、此の義或は一の中に在り、或は異の中に在り。一異の義は先に已に破したり。故に當に知るべし、少分の相も亦破せらる。

是の如く種種の因緣に相と可相との一なるも不可得、異なるも不可得なり。更に第三の法の相と可相とを成ずるもの無し。是の故に相と可相と俱に空なり。是の二空なるが故に一切法皆空なり。

(三)觀有無門第七

復次に、一切法は空なり。何となれば、有無の一時なるも不可得なり。一時にあらざるも亦不可得なり。說くが如し。

(四)有無は一時には無し、無を離れては有も亦無し。無を離れて有有るにあらずんば、有に則ち應さに常に無なるべし。

【三】中論[illegible]參照。釋より見れば此有無は Sambhava Vibhava 即ち生と滅(中論に成壞と譯されたるもの)の譯なるが如し。

【四】有無一時無、離無有亦無、不離無有有、有則應常無。此偈は是れ空七十論 Śūnyatā-saptati の第十九偈なること、蕃本無畏論成壞品第廿一の第六偈の釋に引用せられ居るにて知るを得べし。偈は次の如し。「有と無とは同時ならず、無なくば有あることなし。有なくして無が可能ならんには、有は常住に無なるべし。」猶中論觀成壞品第廿一、觀三相品第七偈參照。

有無の性は相違し、一法の中に應さに共に有るべからず。生の時に死無く、死の時に生無きが如し。是の事〔八五〕中論中に已に說きたり。若し無を離れて有有らば過無しと謂はば、是の事然らず。何となれば、無を離れて云何ぞ有有らん。〔八六〕先に法生ずる時、自體を通じて七法共に生ずと說きたるが如く、〔八七〕阿毗曇中に有は無常と共に生ずと說くが如し。無常は之れ滅相なるが故に、無と名づく。是の故に無を離れては有は則ち生ぜず。若し無常を離れて有の生ずること有らずんば、有は則ち常に無なり。若し有が常に無ならば、初めに住有ること無し、常に是れ壞なるが故に。而かも實には住有り。是の故に有は常に無ならず。若し無常を離れて有の生ずる有らば、是れ亦然らず。何となれば、無常を離れては有は實に生ぜず。

問うて曰はく、有の生ずる時已に無常有つて而かも未だ發せず、滅の時乃ち發して是の有を壞す。是の如く〔八八〕生住滅老得、皆時を待つて而して發す。有の起る時には生は用を爲して、有をして生ぜ

【八五】疏には觀相品第七、觀本際品第十一、觀成壞品第二十一に有無一時義を破したりとなす。觀成壞品第廿一の第五偈參照。

【八六】本論の觀相門第四、中論の觀三相品第七に說きたるをいふ。是法は共生にして相離れざることを證するなり。

【八七】又毘婆沙論を引きて生住異滅の四相の共起を證す。有與無常共生の有は生、無常は滅なれば、住異は此に例して知らるとするか、又は此中に含まるとするなり。

【八八】生住滅老得の老は異と同じ。此五は有部宗にては前の四を四相とし、得は別の不相應行法とす。疏には此得について二義を出して釋す。今此文云レ有レ得者可下以二二義一通上之、一者以レ得得レ法四相順來故云レ得二四相一耳、二者或可二是別部義一今所レ未レ詳。猶研究すべし。

しむ。生滅の中間には住は用をなして是の有を持す。滅の時には無常は用をなして是の有を滅す。老は生を變じて住に至り住を變じて滅に至り無常を則ち壞せしむ。得は常に四事を成就せしむ。是の故に法は無常と共に生ずと雖も有は常に無なるには非ず。

答へて曰はく、汝無常は是れ滅相にして有と共に生ずと說かば、生の時に有は應さに壞すべく、壞時に有は應さに生ずべし。

復次に、生滅俱に無し。何となれば、滅時には應さに生有るべからず、生時にも應さに滅有るべからず、生と滅とは相違するが故に。

復次に、汝が法は無常にして住と共に生ぜば、壞有る時には應さに住無かるべし。若し住せば則ち壞無し。何となれば、住と壞とは相違するが故に。老の時には住なく、住の時には老無し。是の故に汝生、住、滅、老、無常、得、本來共に生ずと說かば是れ則ち錯亂なり。何となれば、是の有若し無常と共に生ぜば、無常は是れ壞相にして、凡そ物の生の時には壞相無し、住の時にも亦壞相無し。識の時には是れ無常の相無きに非ずや。能識の故に識と名づけ、能識ならざるときは則ち識相無く、能受の故に受と名づけ、能受ならざるときは則ち受相無く、能念の故に念と名づけ、能念ならざるときは則ち念相無く、起は是れ生相にして、起ならざるときは則ち生相に非ず、攝持は是れ住相にして、攝持ならざるときは則ち住相に非ず、轉變は是れ老相にして、轉變ならざるときは則ち老相に非ず、

壽命滅するは是れ死相にして、壽命滅せざるときは則ち死相に非らざるが如く。是の如く壞は是れ無常の相にして、壞を離るれば無常の相に非ず。若し生住の時に無常有りと雖有を壞すること能はずして、後に能く有を壞せば、何ぞ共生を用つて爲ん。是の如く應さに壞有る時に隨つて乃ち無常有るべし、是の故に無常は共に生ずと雖、後に乃ち有を壞せば、是の事然らず。是の如く、有無は共なるも成せず。不共なるも亦成せず。是の故に有無は空なり。有無空なるが故に一切の有爲は空なり。一切の有爲空なるが故に無爲も亦空なり。有爲と無爲と空なるが故に(八九)衆生亦空なり。

(九〇)觀性門第八

復次に、一切法は空なり。何となれば、諸法は無性なるが故に。說くが如し、

(九一)變異の相有るを見れば、諸法は性有ること無し。
無性の法も亦無し、諸法は皆空なるが故に。

諸法若し性有らば、則ち應さに變異すべからず。而かも一切法は皆變異するを見る。是の故に當に知るべし、諸法は無性なり。

【八九】前に數數我亦空といひたる故、衆生は我と云ふに同じ。
【九〇】性は Svabhāva (自性) なり。中論觀四諦品第廿四參照。
【九一】見有變異相，諸法無有性，無性法亦無，諸法皆空故。是れ中論觀行品第十三の第三偈なり。無性法亦無は三本に無性法亦空とあり。疏には無となす。

(九五)諸佛は因緣の法を名づけて甚深第一義と爲す。是の因緣の法は自性無きが故に我れ是れを空なりと說く。若し諸法衆緣從り生ぜずんば、則ち應さに各各定性有るべく、五陰は應さに生滅の相を有すべからず。五陰にして生ぜず滅せずんば、則ち無常無し。若し無常無くんば、即ち苦聖諦無し。若し苦聖諦無くんば、則ち因緣生法の集聖諦無し。諸法若し定性有らば、則ち苦滅聖諦無し。何となれば、性は變異無きが故に。若し苦滅聖諦無くんば、則ち苦滅に至る道無し。是の故に若し人空を受けずんば、則ち四聖諦無し。若し四聖諦無くんば、則ち四聖諦を得るとなし。若し四聖諦を得ると無くんば、則ち苦を知り、集を斷じ、滅を證し、道を修すること無し。是の事無きが故に、則ち四沙門果無し。四沙門果無きが故に、則ち得向の者なし。若し得向の者無くんば則ち佛無し。因緣法を破するが故に則ち法無し。(九六)法無きを以ての故に則ち僧無し。若し佛法僧無くんば、則ち三寶無し。若し三寶無くんば、則ち世俗法を壞す。此れ則ち然らず。是の故に一切法は空なり。

復次に、若し諸法に定性有らば、則ち生無く滅無く、罪福無く、罪福の果報無し。世間常にして是れ一相ならん。是の故に當に知るべし、諸法は無性なり。

(九七)若し諸法に自性無く他性に從つて有りと謂ふも、是れ亦然らず。何となれば、若し自性無くん

【九五】以下中論觀四諦品第廿四の第十六偈以下參照。因緣の法は衆因緣法即ち緣起の法なり。

【九六】刊本に果となす。三本には法とあり。

【九七】以下中論觀有無品第十五の第三偈以下第五偈迄參照。

ば、何ぞ他性に從つて有らん。自性に因つて他性有るが故に。又他性は即ち亦是れ自性なり。何となれば、他性は即ち是れ他の自性なるが故に、若し自性成せずんば他性も亦成せず。若し自性と他性と成せずんば、自性と他性とを離れて何の處にか更に法有らん。若し有成せずんば無も亦成せず。是の故に今推求するに自性無く亦他性無し。有無く無無きが故に一切の有爲法は空なり。有爲法は空なるが故に無爲法も亦空なり。有爲と無爲とすら尚空なり。何に況んや我をや。

〔九八〕觀因果門第九

復次に一切法は空なり。何となれば、諸法は自ら無性にして、亦餘處從りも來らず。說くが如し、

〔九九〕果は衆緣の中に於て、畢竟不可得なり。
亦餘處よりも來らず、云何が而かも果有らん。

衆緣の若しくは一一の中にも若しくは和合の中にも倶に果無きと、先に說けるが如し、又是の果は餘處よりも來らず。若し餘處より來らば、則ち因緣從り生ぜず、亦衆緣和合の功も無し。若し果は衆緣中に無く、又餘處より來らずんば、是れを即ち空と爲す。果空なるが故に一切の有爲法は空なり。有爲法空なるが故に無爲法も亦空なり。有爲と無爲とすら尚空なり、何に況んや我をや。

【九八】因果は[illegible]中論觀因果品第二十及破因緣品第一參照。
【九九】果於衆緣中、畢竟不可得、亦不餘處來、云何而有果。中論觀因果品の[illegible]

(一〇〇)観作者門第十

復次に、一切法は空なり。何となれば、自作、他作、共作、無因作は不可得なるが故に。說くが如し、

(一〇一)自作及び他作、共作無因作、
是の如き不可得なり、是れ則ち苦有ること無し。

苦の自作なるは然らず。何となれば、若し自作ならば即ち自ら其の體を作るなり。是の事を以て即ち是の事を作すを得ず。識自ら識ること能はず、指自ら觸ること能はざるが如し。是の故に自作と言ふを得ず。他作も亦然らず。他は何ぞ能く苦を作らん。

問うて曰はく、衆緣を名づけて他とす。衆緣苦を作るが故に名づけて他作とす、云何が他從り作られずと言はん。

答へて曰はく、若し衆緣を名づけて他と爲せば、苦は則ち是れ衆緣の作なり。是の苦衆緣從り生ぜば、則ち是れ衆緣の性なり。若し即ち是れ衆緣の性ならば、云何が名づけて他と爲さん。泥と瓶との如し、泥を名づけて他と爲さず。又金と釧との如し、金を名づけて他と爲さず。苦も亦是の如し。衆

【一〇〇】作者は Kartṛ なり。中論觀因緣品第一、觀作作者品第八觀苦品第十二等參照。

【一〇一】自作及他作、共作無因作、如是不可得、是則無有苦。是中論觀苦品第十二の第一偈なり。

緣從り生ずるが故に衆緣を名づけて他と爲すことを得ず。

復次に、是の衆緣も亦自性有ならざるが故に〔一〇二〕自在を得ず。是の故に衆緣從り果を生ずと言ふを得ず。中論の中に說くが如し。

〔一〇三〕果は衆緣從り生ずるも、是の緣は自在ならず。
若し緣自在ならずんば、云何ぞ緣は果を生ぜん。

是の如く苦は他從り作るを得ず。自作他作も亦然らず。二過有るが故に。若し自ら苦を作り他も苦を作ると說かば、則ち自作他作の過あり。是の故に共作の苦も亦然らず。若し苦は無因より生ずるも亦然らず。無量の過有るが故に。經に說くが如し。〔一〇四〕裸形迦葉佛に問ふ、苦は自作なりや。佛默然として答へず。世尊、若し苦は自作ならずんば、是れ他作なりや。佛亦答へず。世尊、若し爾らば苦は自作他作なりや。佛亦答へず。世尊、若し然らば苦は無因無緣作なりや。佛亦答へず。是の如きの四問、佛皆答へざるは、當に知るべし、

【一〇二】自在は今日にいふ自由自在の意ならずして獨立存在、自主自存の意なり。

【一〇三】果從衆緣生、是緣不自在、若緣不自在、云何緣生果。是れ中論觀因緣品第一の第十五偈なり。此偈も前偈を釋する爲に中論より引用せるもの[illegible]なり。何となれば、前節に自作を不可とし、次に他作を不可となすを論ずる中、衆緣に關してのみの偈にして共作無因作の如きに關係せざればなり。故に此第十[illegible]の偈は前の一偈のみなり。

【一〇四】裸形迦葉(Acela-kassapa)。此經は雜阿含經卷十二(大正二、八十六頁)、巴利相應部第十二[illegible](…二、十九頁)にあり。裸形又は尼犍子(Nigaṇṭha)の徒なり。此裸形迦葉は此說法によりて佛教に入りて[illegible]となれるなり。

苦は則ち是れ空なり。

〔一〇五〕問うて曰はく、佛は是の經を說くも苦は是れ空なりと說かず。度す可き衆生に隨ふが故に是の說を作す。是の裸形迦葉は人は是れ苦の因なりと謂ひ、有我者の說の〔一〇六〕好醜は皆神の所作、神は常に清淨にして苦惱有ること無く、所知所解悉く皆是れ神にして、神は好醜苦樂を作りて、還た種種の身を受くとの、是の邪見を以ての故に佛に苦は自作なりやと問ふ。是の故に佛は答へず〔一〇七〕

〔一〇八〕苦は實に是れ我の作に非ず。若し我にして是れ苦の因ならば、我に因つて苦を生ず、我は卽ち無常なり。何となれば、若し法にして是れ因、及び因從り生ずる法ならば皆亦無常なり。若し我にして無常ならば、罪福果報皆悉く斷滅し。梵行を修する福報も是れ亦應さに空なるべし。若し我にして是れ苦の因ならば則ち解脫なし。何となれば、我若し苦を作らば苦を離れて我無し。

【一〇五】「問曰」以下は反對者が論主に對して、前引用の經は苦の自作、他作、共作、無因作の四種の邪見を破する爲めに答へざるのみにして、決して論主の解する如く、苦が空なる意を表はすにあらずと說明し難ずるなり。之に對する論主の答は此章の最後の數行の「答曰」以下なり。此長き「問曰」の中には又論主の論破ある故に複雜となりたり。以下脚註に第一、第二、第三、第四と爲したる節を本文の筋とし其他は括弧の内に入るべき傍論として見れば解し易し。

【一〇六】裸形迦葉は其の因は人なりとし、我の存在を信ずる說(有我者)に從ひ、苦は我の作る所となし、佛に苦は自作なりやと問へるなり。此處の神は我の意なり。天の神をいふにあらず。人は苦の因の人も我の意なり。

【一〇七】以上第一、苦の自作を破する爲めに佛は答へざりしのみと反對者の解釋なり。

【一〇八】以下論主が苦の自作に對する論破なり。

【二〇九】能く身を作る者は身なきを以ての故に。若し身無くして能く苦を作らば、解脫を得る者も亦應さに是れ苦なるべし。是の如くなるときは則ち解脫無し、而かも實には解脫有り。是の故に苦の自作は然らず。

【二一〇】他作の苦も亦然らず。苦を離れて何ぞ人有つて而かも苦を作つて他に與へんや。復次に、若し他の苦を作る者は則ち是れを【二一一】自在天と爲す。此の如き邪見を作して謂ふが故に佛亦答へず。

【二一二】而かも實には自在天從り作られず。何となれば、性相違するが故に。牛の子は還た是れ牛なるが如く、若し萬物自在天從り生ぜば皆應さに自在天に似るべし、是れ其の子なるが故に。

復次に若し自在天衆生を作らば、應さに苦を以て子に與ふべからず。是の故に應さに自在天苦を作ると言ふべからず。

問うて曰はく、衆生は自在天より生じ、【二一三】苦樂は亦自在天の所生なり。樂の因を識らざるを以ての故に其れに苦を與ふるなり。

答へて曰はく、若し衆生是れ自在天の子ならば、唯應さに樂のみを以て苦を遮すべく、應さに苦を與ふべからず。亦應さに但自在天のみを供養せば、則ち苦を滅し樂を得べし。而かも實には然らず。

【二〇九】即ち我をいふ。

【二一〇】此節は第三、反對者が[illegible]苦の他作を破する[illegible]へざりしなりと解釋するなり。

【二一一】自在天は Īśvara にして萬物を創造する[illegible]大自在天派の崇むる唯一神なり。此派は濕婆(Śiva)派の一派なり。

【二一二】他作の中に人と自在天との二を他となし得といへるなり、論主が其自在天に對して詳しく諸方面より破する也。

【二一三】明本には苦樂は亦自在天所生とあり。三本には苦樂亦自在天所生とあり。

但自ら苦樂の因緣を行じて而かも自ら報を受くるのみ。自在天の作に非ず。

復次に、彼れ若し自在ならば、應さに須ふる所有るべからず。若し須ふる所有りて自ら作らば自在と名づけず。若し須ふる所無くば、何ぞ變化を用つて萬物を作ること小兒の戯の如くならん。

復次に、若し自在衆生を作らば、誰れか復是の自在を作らん。若し自在自ら作らば則ち然らず。物は自ら作る能はざるが如し。若し更に作者有らば則ち自在と名づけず。

復次に若し自在是れ作者ならば、則ち作の中に於て障礙有ること無く、念ずれば即ち能く作らん。

(二四)自在經に說くが如し。「自在萬物を作らんと欲し、諸の苦行を行じて即ち諸の腹行虫を生じ、復苦行を行じて諸の飛鳥を生じ、復苦行を行じて諸の人天を生ず」と。若し苦行を行じて初めに毒蟲を生じ、次に飛鳥を生じ、後に人天を生ずとせば、當に知るべし、衆生は業の因緣從り生じ、苦行從り有るにあらず。

復次に、若し自在萬物を作らば、何の處に住して而かも萬物を作るや。是の住處は是れ自在の作と爲すや、是れ他の作と爲すや。若し自在の作ならば、何れの處に住して作ると爲すや。若し餘處に住して作らば、餘處は復誰れの作なりや。是の如く無窮なり。若し他の作ならば、則ち二の自在有らん。是の事然らず。是の故に世間の萬物は自在の所作に非ず。

【二四】自在經。大自在天派の經ならんも現今にては如何なる經なるか知られず。外道小乘涅槃論の廿宗の中の第十五と比較せよ。

復次に、若し自在の作ならば、何が故に、苦行して他を供養し、歡喜せしめて從つて所願を求めんと欲するや。若し苦行して他に求めば、當に知るべし、自在ならず。

復次に、若し自在萬物を作らば、初作は便ち定んで應さに變有るべからず。馬は則ち常に馬、人は則ち常に人ならん。而かも今業に隨つて變有り。當に知るべし、自在の所作に非らず。

復次に、若し自在の所作ならば即ち罪福無からん。善惡好醜皆自在從り作らるるが故に。而かも實には罪福有り。是の故に自在の所作に非らず。

復次に、若し衆生自在從り生せば、皆應さに敬愛すること、子の父を愛するが如くなるべし。而かも實には爾らず。憎有り愛有り。是の故に、當に知るべし、自在の所作に非らず。

復次に、若し自在の作ならば、何が故に盡く樂人を作り、盡く苦人を作らざる。而かも實には苦者有り、樂者有り。當に知るべし、憎愛從り生ずるが故に自在ならず。自在ならざるが故に自在の所作に非らず。

復次に、若し自在の作ならば、衆生は皆應さに所作有るべからず。而かも衆生は方便して各各所作有り。是の故に、當に知るべし、自在の所作に非らず。

復次に、若し自在の作ならば、善惡苦樂の事作らずして而かも自ら來らん。是の如くんば世間の法を壞し、戒を持し梵行を修するも皆所益無からん。而かも實には爾らず。是の故に當に知るべし、自

在の所作に非らず。

復次に、若し福業の因縁の故に衆生の中に於て大ならば、餘の衆生の福業を行ずる者も亦復應さに大なるべし。何ぞ以て、自在を貴ばん。若し因縁無くして而かも自在ならば、一切衆生亦應さに自在なるべし。而かも實には爾らず。當に知るべし自在の所作に非らず。

若し自在他に從つて而かも得ば、則ち他は復他に從らん。是の如くんば則ち無窮ならん。無窮ならば則ち因無し。

(二五)是の如き等の種種の因縁により當に知るべし、萬物は自在の生に非ず、亦自在有ること無し。是の如き邪見にて他作を問ふが故に、佛亦答へざるなり。

(二六)共作も亦然らず、二過有るが故に。衆因縁和合して生ずるが故に、無因より生ぜず。佛亦答へざるなり。是の故に此の經は但四種の邪見のみを破し、苦を說いて空と爲さず。

(二七)答へて曰はく、佛は是の如く衆因縁從り苦を生ずと說き、四種の邪見を破すと雖も、卽ち是れ空を說くなり。苦は衆因縁從り生ずと說くは、卽ち是れ空の義を說くなり。何となれば、若し衆因縁從り生ぜば則ち自性無し。自性無くば卽ち是れ空なり。苦の空なるが如く、

【二五】此節は第二、苦の他作を破する爲めに佛答へざりしと解釋する結論にて、自在天を說き初めたる節と續くものなり。反對者の言なり。

【二六】本節は第三苦の共作、第四苦の無因作を破する爲めに佛は答へざりしと解する反對者の言なり。是の故に此經は但四種の邪見のみを破したるものにて、決して苦を以て空なりとなすにあらずと反對者が其結論を出せるなり。

【二七】是れ卽ち論主の答なり。

當に知るべし、有爲と無爲と及び衆生と一切は皆空なり。

二八 觀三時門第十一

復次に、一切法は空なり。何となれば、因と二九有因の法と、前時、後時、一時の生不可得なるが故に、說くが如し、

三〇 若し法先と後と共とに、是れ皆成ぜずんば、
是の法の因從り生ずること、云何が當に成ずべき。

先に因、後に有因なることと是の事然らず。何となれば、若し先に因、後に因より生せば、先に因の時には則ち有因無し。誰が與めに因たらん。若し先に有因、後に因ならば、因無き時に有因已に成ず、何ぞ因を用ゆることを爲さん。若し因と有因と一時なるも、是れ亦無因なり。牛角一時に生じて左右相因せざるが如し、是の如く因は是れ果の因に非ず、果は因の果に非ず、一時に生ずるが故に。是の故に三時に、因果は皆不可得なり。

問うて曰はく、汝因果の法を破して三時中に亦成ぜずとす。若し先に破有りて後に可破有らば、則ち

【二八】三時は[illegible]なり。[illegible]因果一異、[illegible]因の三あり。中、此門は第三を破す。又人と法と已に上十門にて[illegible]に此門にては[illegible]。又上十門は已に[illegible]。此門は[illegible]すなり。

【二九】有因の法とは[illegible]。

【三〇】若法先後共、是皆不成者、是法從因生、云何當有成。中論觀因果品第二十の偈。

ち未だ可破有らざるに、是の破は誰れをか破せん。若し先に可破有りて而して後に破有らば、可破は已に成ず。何ぞ破を用ふることを為さん。若し破と可破と一時ならば、是れ亦無因なり。牛角一時に生じて左右相因せざるが如く、是の如く破は可破に因らず、可破は破に因らざるべし。

答へて曰はく、汝の破と可破との中にも亦是の過有り。若し諸法空ならば破も無く可破も無し。我れ今空を説かば、則ち我が所説を成ず。若し我れ破と可破と定んで有りと説かば應さに是の難を作すべし。(三)我れは破と可破と定んで有りと説かざるが故に應さに是の難を作すべからず。

問うて曰はく、眼見に先時に因あり、陶師の瓶を作るが如し。亦後時に因有り、弟子に因りて師有るが如し。弟子を教化し已つて後の時に是れ弟子たるを識知するが如し。亦一時の因有り、燈と明との如し。若し前時の因、後時の因、一時の因不可得なりと説かば、是の事然らず。

答へて曰はく、陶師の瓶を作るが如きは、是の喩然らず。何となれば、若し未だ瓶有らずんば、陶師は誰が與めに因と作らん、陶師の如く一切の前因は皆不可得なり。後時の因も亦是の如く不可得なり。若し未だ弟子有らずんば、誰れか是れ師たらん。是の故に後時の因も亦不可得なり。若し一時の因は燈と明との如しと説かば、是れ亦同疑因なり。燈明一時に生せば、云何が相因せん。是の如く因縁空なるが故に、當に知るべし一切の有為法、無為法、衆生、皆空なり。

【三】三本には此一文なし。

觀生門第十二

復次に、一切法は空なり。何となれば生と不生と生時と不可得なるが故に。今生じ已るも生せず。不生も亦生せず。生時も亦生せず。說くが如し、

一三一 果を生じたるときは則ち生ぜず、不生も亦生せず、
是の生と不生とを離れて、生時も亦生せず。

生は果の起出に名く。未生は未起、未出、未有に名く。生時は一三二 起を始めて未だ成せざるに名く。是の中、果を生せば生せずとは、是の生は生じ已つて生せざるなり。何となれば、無窮の過有るが故に、作し已つて更に作すが故に。若し生は生じ已つて第二生を生せば、第二生は生じ已つて第三生を生じ、第三生は生じ已つて第四生を生ず。初生の生じ已つて第二生有るが如く、是の如く生は則ち無窮なり。是の事然らず。是の故に生せば生せず。

復次に、若し生は生じ已つて 一三三 所用の生生を生じ、是の生は不生にして而も生ずと謂はば、是の事然らず。何となれば、初生は不生にして而も生せば、是れ則ち二種の生なり。生じ已つて而も生じ、不生にして而も生ずるが

【一三一】已生、未生、生時の三時に生の不可得なる旨を述べ、以て三種生を折らんとす。前は既に生を破したれば此には所生を破するなり。中論觀三相品第七及び觀去來品第二參照。

【一三二】生果時不生、不生時亦不生、離是生不生、生時亦不生。中論觀三相品第七の第十九偈及び觀去來品第二の第一偈參照。

【一三三】起は生と同じ。[illegible]

【一三四】故に初生、[illegible]不生而生者[illegible]。故に不生而生の不生は未生、卽ち先に未だ生ぜざりしが今生ずるの意。

故に。汝先には定んで、說き而も今は定らず。作し已れば應に作すべからず、燒き已れば應に燒くべからず、證し已れば應に證すべからざるが如く、是の如く生じ已れは應に更に生ずべからず。是故に生法は生ぜず。不生法も亦生ぜず。何となれば、生と合せざるが故に、一切の不生に生有るの過有るが故に。【二六】若し不生法生せば、則ち生を離れて生有るなり。是則ち生ぜず。若し生を離れて生有らば、作を離れて作有り、去を離れて去有り、食を離れて食有り。是の如きときは則ち世俗の法を壞す。是事然らず。是の故に不生法は生ぜず。

復次に、若し不生法生ぜば、一切の不生法は皆應さに生ずべし。一切の凡夫、未だ阿耨多羅三藐三菩提を生ぜざるもの、皆應さに生ずべし。【二七】不壞法の阿羅漢に煩惱は不生にして而かも生じ、兎馬等に角は不生にして而かも生ずべし。是の事然らず。是の故に應さに不生にして而かも生ずと說くべからず。

問うて曰はく、不生にして生ずとは、因緣の和合、時、方、作者、方便具足すること有るが如き、是れ則ち不生にして生ずるなり。一切不生にして生ずるにはあらず。是の故に、應さに一切不生にして生ずといふを以て難とすべからず。

答へて曰く、若し法生ずる時、方、作者、方便、衆緣和合して生せば、是の中先に定んで有るも生ぜず。先に無きも亦生ぜず。又有無も亦生ぜず。是の三種に生を求むるに不可得なると先に說きしが如し。

【二六】三本は若し不生法ならば則ち生ぜずに作る。生ぜば則ち生を離れて生有るなり。是れしの句なきなり。
【二七】不壞法の阿羅漢とは是不動種生を指し、去退相の羅漢等より區別していふ。

是の故に不生法は生せず、生時も亦生せず。何となれば、生生の過、不生にして而も生ずるの過有るが故に。又、〔二八〕生時の法の生分の生せざると先に說きしが如く、未生分も亦生せざると先に說きしが如し。

復次に、若し生を離れて生時有らば、則ち應さに生時生ずべし。而かも實には生を離れて生時無し。是の故に生時も亦生せず。

復次に、若し人生時生ずと說かば、則ち二の生有り。一は生時を以て生と爲し、二は生時を以て生ず。二法有ること無ければ、云何が二の生有るを言はん。是の故に生時も亦生せず。

復次に、未だ生有らざるに生時無し、生何れの處に行はるるや。若し行處無くば則ち生時の〔二九〕生無し。是の故に生時も亦生せず。是の如く生と不生と生時と皆成せず。生法成ぜざるが故に、生住滅の無きことも亦是の如し。生住滅成せざるが故に、則ち有爲法も亦成せず。〔三〇〕有爲法成せざるが故に、無爲法も亦成せず。有爲と無爲との法成せざるが故に衆生も亦成せず。是の故に當に知るべし、一切法は無生なり、畢竟空寂の故に。

國譯十二門論 終

【二八】生時の法は生じつつある法なれば是半生半未生なり。生分とは半生を指し未生分は半未生を指す。生じつつある法は一部分は生に屬し一部分は未生に屬するなり。

【二九】一本は「無」を「生無し」に作る。

【三〇】以下の文は [illegible]

十住毘婆沙論易行品開題

龍樹菩薩造
後秦鳩摩羅什譯

【序】十住毘婆沙論易行品の一卷はその別行の歴史頗る久矣。爾に特にこれを用ゐて一宗正依の聖敎に加へ、正明淨土法門の指南と奠めたるものは實に淨土眞宗の高祖見眞大師親鸞聖人なりとす。爾來その法流に浴するもの盛にこれが硏鑽に怠たらず。その說別途の宗乘に據り、佛敎通門の義と殊なるものありと雖も古來これが講讃に從ふもの一にその門流に局れるに鑑み、又この一卷を特にこの國譯大藏中に編するの意に徵し、今予が、本論の演譯と脚註と竝に開題とを作製するに當り、專ら龍谷先德の指南に依る所以、必しも不自然に非ざるを信ず。本論を讀まんもの請ふ豫めこれを知れ。

【淨土敎祖】この論本の著者龍樹菩薩の傳に關しては今特にこれを細叙するの要なきを信ずるが故に省略して記述せざるべし。爾るに龍樹傳の一般的知識を豫想したる上にて玆に必ず附說すべきは淨土法門の敎祖としての龍樹に關することこれなり。

龍樹（Nāgārjuna）の敎學の佛敎學に於ける地位は、一般的には大乘佛敎の興隆者として古來の所謂る

「八宗の祖師」なる一語に盡きたり。但るに若し其特殊的地位を論ずるときは最も明確なる點は中觀宗(Madhyamika School) 大乘敎學の祖として見るべきも、支那佛敎、日本佛敎に起り「諸の學派宗派的系統生するに及び、各龍樹の中心哲學を特殊化せんと力むるに至れり。小乘敎及び法相宗を除きたる他の三論、天台、華嚴、眞言、禪、淨土等の諸敎指南に依らざるはなし。そのうち特に顯異の說を爲すものは眞言と眞宗となり。前者はこれを措く。

眞宗に在りては龍樹の敎學が顯密多端の內容を有するものなることを否定するものに非ずと雖も、その敎學の宗敎的歸結を以て淨土法門に在りとし、その自行と化他と究竟して彌陀他力法門に在りて存すと爲すものなり。この說ある所以は一に如來の懸記に依り、二に大士の著述に徵す。如來の懸記とは所謂【一】楞伽經の說にして彼に、

我乘內證智　妄覺非境界　如來滅世後　誰持爲人說
如來滅度後　未來當有人　大慧汝諦聽　有人持我法
於南大國中　有大德比丘　名龍樹菩薩　能破有無見
爲人說我乘　大乘無上法　證得歡喜地　往生安樂國

の文あるこれなり。眞言宗學に在りては弘法大師の二敎論、付法傳等に依りてこの文を祕密一乘の體

【一】この經には梵本あり、漢譯中には三本の異譯あり、宋、魏、唐これなり。宋本は求那跋陀羅の譯にして四卷あり。魏本は菩提流支譯にして十卷あり、唐本は實叉難陀譯にして七卷あり。今の文は十卷楞伽の第九卷に出でたる偈頌なり。唐譯も同じなり。宋譯これを闕く。

文とす。今眞宗宗學の意は最後の一句によりて龍樹を往生淨土の人と知り、是に依りて前文を逆觀し大乘無上法は與へて通相の顯密大乘教と解し、或は奪つて淨土教法を無上法の三字に認めんとするに在り。この奪門の意に居すれば大乘無上法はこれ淨土念佛の法門にして、證得歡喜地は他力信心獲得の現益を示し、往生安樂國はその當益を詮はすの語となる。これ等の解釋は顯密の異義の存する所なるを以て容易にその正否を斷ずべからざるも、眞宗宗乘の見るところ此に在り。私に案ずるにこの經成立の時代と經內容の如來藏緣起宗なるに鑑み、頗る論ずべきもの多しと雖も、少くとも龍樹已後印度に存したる有力なる一說として龍樹が淨土念佛の信仰に立ち、その未來生活を西方彌陀安樂國に託したりとの傳說の存せしとを認むべく、恐くは楞迦經家はこの傳說を如來懸記の形式を加へてこの經に記入したるものなるべし。吾人は此によりて少くとも龍樹は西方願生の信仰に立てりとの印度に有力なりし一說の存在を確認し得べし。又この經の所詮たる如來藏緣起論の恐く經家當時の新興の思想なるべく、これと空實相論に立てる龍樹とを結合し、以て所謂新思想に傳統的權威を具へしめんとしたる經家努力の迹を認め得るを攻學上の一興味と云ふべからずや。

次に大士の著述に徵するときは前義に比して一層根本的理由を爲すものにして所謂龍樹の著述そのものを攻證するに在り。龍樹大士の著と傳ふるもの現に大藏の中二十餘部あり。そのうち純ら哲學に屬するものは中觀論、十二門論に依て代表せられ、是を龍樹教學の遣蕩門を代表するものとすれば、これ

に對して他の建立門を爲す代表的なるは大智度論と十住毘婆沙論となるべし。今この建立門に關する二大論本は共に彌陀念佛の法門に因縁あり。大智度論一百卷にも諸處に關係の說あり、十住毘婆沙論に至りては特にこの一品に於て彌陀他力易行の法門を說く(後に委說するを見よ)。唯これを說くのみならず、或は「願くは我佛所に於て心常に清淨を得ん」と願し、或は「願くは諸の衆生の皆悉く當に得べし」と願し、その自行は化他と共に彌陀願生の人たること明なりと爲し、更に別に龍樹大士の著と傳ふる十二禮一卷(禪那堀多三藏譯)あり、西方淨土の依正二報の莊嚴を讃嘆し、自利利他願ふ處なり。これ等の著述に依るに龍樹大士は一面に幽玄高妙の說を構ふと雖も、特にその宗教的信念の據る所を討ぬれば、自利利他共に彌陀他力の信仰に在りて炳焉なり、即ち大士一化の本意は淨土法門に在りと云ふべしと云云。これを眞宗より見たる龍樹觀と爲す。故にその師法然上人が選擇集中にこの論本を傍明往生の論本と判せられしに拘はらず、高祖親鸞聖人は更に一步を進めて正明往生の論本と認め、龍樹を以て淨土眞宗七高僧の第一と敬稱せり。

【師資共譯】この論本の譯者に關し流布本及び諸目錄皆多く姚秦羅什三藏の譯となす。然るに賢首大師の著なる華嚴傳等に依るに、佛陀耶舍三藏口づからこれを誦出し、羅什三藏これを秦語に譯すと傳へたり。耶舍の傳は梁高僧傳卷二に出るが如し、羅什の傳は最も廣く知らる。今これを略す。要するにこの論本は羅什及びその師耶舍の共譯と見るべきもの歟。

【十地別譯】抑その論本十住毘婆沙論は華嚴經（所謂大方廣佛華嚴經これなり）中の一部十地品を註釋したるものなり。（華嚴經の組織内容は國譯大藏經經部に就て見よ）。元來この十地品は華嚴經中に於ても最も重要なる部分を爲し、學者の重んずる所たりし故、印度に在りて蚤にこれを別行流布したる形迹を存し、これを支那に譯するに當りても華嚴經の全譯顯はるるに先だちて屡これを別譯したる歷史あり。賢首大師の華嚴傳卷一によるに十地品の別譯に四本あり。

一、十地斷經　後秦竺佛念譯

二、十住經　十二卷　西晉聶道眞譯

三、十住經　四卷　姚秦羅什耶舍共譯

四、漸備一切智德經　五卷　西晉竺法護譯

この中前二本は傳らず。第三本は現に藏中に六卷あり。第四本は藏中に五卷を存す。皆是れ調卷の不同を異傳するのみ。羅什の佛陀耶舍と先づ共譯するところは正く今の論本の本經なるものにして、後その釋論たる今の論本を共譯したるものと見ゆ。

【十住題號】十住毘婆沙論の梵名は Daśa bhūmi vibhāsha Śāstra にして十住の梵名 Daśa bhūmi は十地の梵名と全く同じ。故にこの十住の語はまたは十地と譯すべきを以て本經には十地品と名け、世親の經論には十地經論と名けたり。現に今の論本中にも自ら十地經の名を出せり（序品一、七）蓋し住の

十住毘婆沙論大科
一、序分
(一)序品
二、正宗分
一、初地分
一、本分
住地分
(二)入初地品
二、說分
釋名分
(三)地相品
安住地分
(四)淨地品
三、校量勝分
願勝
(五)釋願品
修行勝
入地行相
(六)發菩提心品
(七)調伏心品
(八)阿惟越致相品
(九)易行品
(一〇)除業品
(一一)分別功德品
初地行
(一二)分別布施品
(一三)分別法施品
(一四)歸命相品
(一五)五戒品
(一六)知宗過患品
(一七)入寺品
(一八)共行品
(一九)四相品

二、二地分
- 果利益分
  - (二〇)念佛品
  - (二一)四十不共法品
  - (二二)難一切智人品
  - (二三)善知不定品
  - (二四)讃偈品
  - (二五)助念佛三昧品
  - (二六)譬喩品
  - (二七)略行品
- (二八)分別二地業道品
- (二九)分別聲聞辟支佛品
- (三〇)大乘品
- (三一)護持品
- (三二)解頭陀品
- (三三)助尸羅果品
- (三四)讃戒品
- (三五)戒報品
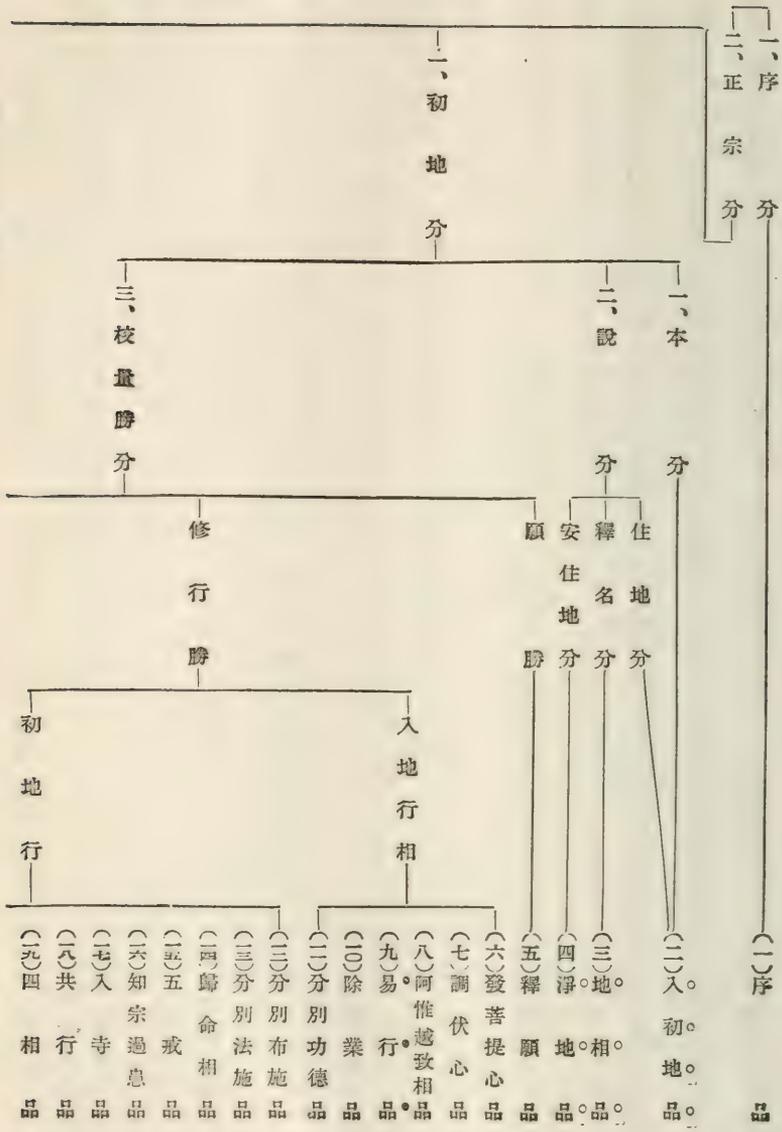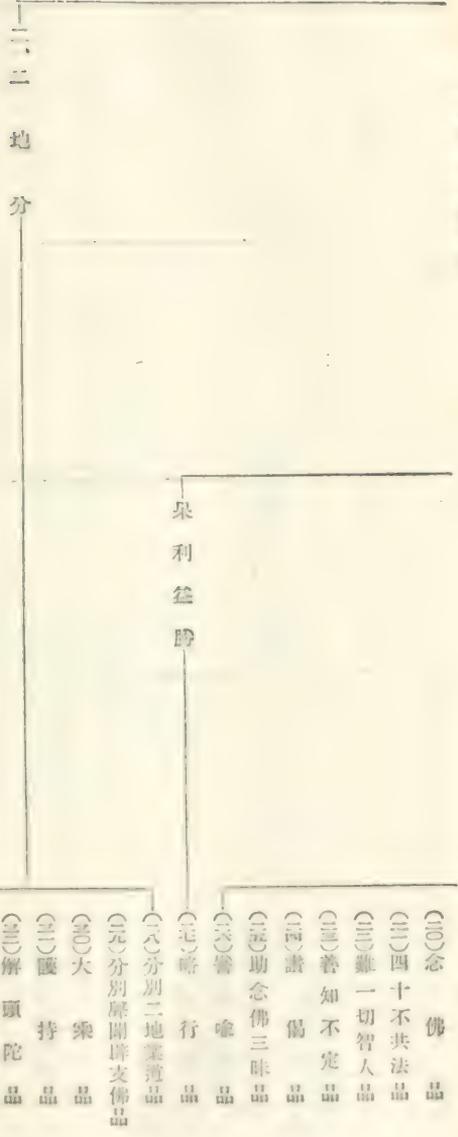
この圖に示すが如く易行品は論の第五卷第九品に當る。その前品との關係は、要するに前章の阿惟越致相品に廣く初地不退の相を明して、初に菩薩に二種ありと標し次に阿惟越致に亦二種の菩薩あり、一は敗壞の菩薩二は漸漸轉進後阿惟越致に至るを得と云ひ、漸進不退に至るの菩薩に就て般若經の阿毘跋致品を引いて不退の相を細說せり。この一品に次ぎて說かれしが今の易行品なるが故に茲に又

阿惟越致を問題の發端と爲し、此に至る因を論じて難易二道を分ち、前品の般若經に依りて明すに對して今品には寶月童子所問經に依りて明し、前は難行道によりて不退位に入るとを說き、今は易行道によりて必定に入るとを說く。彼は難行の所得此は易行の所得、故にまた彼は行諸難行久乃可得漸漸必定に入るの法なるが故に、二乘地に墮せる敗壞の菩薩は必定に入ること能はずと明し、次に此品に來りては易行道に依りてこそ速疾に不退に入ることを得と明すなり。

【易行品科】次に正しくこの易行品の組織を大觀するに長行九偈頌八あり。今文相のままを圖示すれば次の如くなるべし。
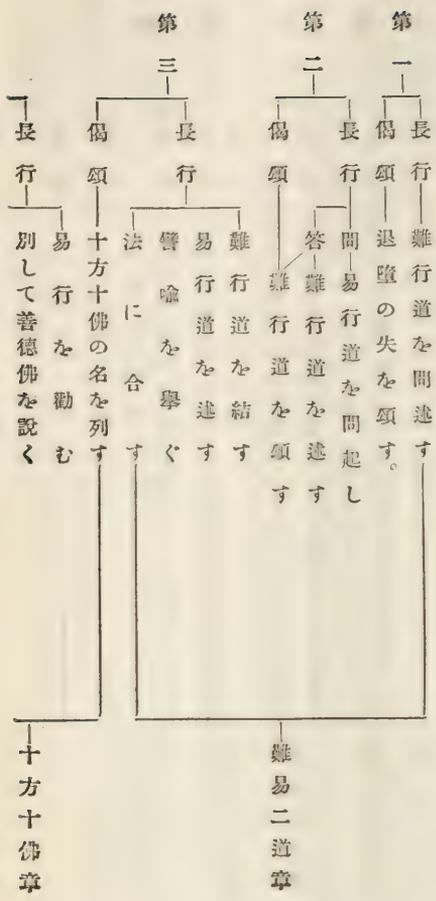
- 第一
  - 長行 ─ 難行道を問述す
  - 偈頌 ─ 退墮の失を頌す。
- 第二
  - 長行
    - 問 ─ 易行道を問起し
    - 答 ─ 難行道を述す
  - 偈頌 ─ 難行道を頌す
- 第三
  - 長行
    - 難行道を結す
    - 易行道を述す
    - 譬喩を擧ぐ
    - 法に合す
  - 偈頌 ─ 十方十佛の名を列す
- 長行
  - 易行を勸む
  - 別して善德佛を說く

（第一・第二・第三長行 ─ 難易二道章）

（第三偈頌・長行 ─ 十方十佛章）

【通別兩解】　如上の組織はこの易行品の顯文に約して示す。然るに今眞宗宗學よりこれを論ずる時は大體上通別兩樣の說あるとを知らざるべからず。所謂通門の說とは論文の顯相に准ずるなり。これは前に圖する如く文相のままに解し去るの意なり。若し別途の說と云ふは所謂眞宗別途の易行品觀にして親鸞聖人獨自の指南に順ずるなり。曰くこの指南によるときは論文の顯相に依らず直に論主の本意に依りて斷ずるの說にして、是によれば一品の大體を彌陀易行を說けるものと見る。即ち前の圖に於て十方十佛章以下の六章段を大分して三段と爲し、十方諸佛章を彌陀別讃章と認め、これをこの一品の正宗と定めて前の十方十佛章をその前導、後の過未八佛章已下を悉くその後從と爲し、前後の

兩段は畢竟中央の彌陀別讃を成ずるが爲の方便弄引と見る。この見地に立ちて易行品を綜觀すれば一品の始終全く彌陀易行をその正所詮と爲す。この見地既に成立するときは、更に進んで獨り易行一品のみならず十住毘婆沙論一部十五卷三十六品盡くこの彌陀別讃章を成ずるの前導後從となる、更にこれを推せば進んでは此論の所釋たる華嚴大經の本意亦彌陀を讃嘆するに在りと見る。退いては龍樹の餘著近くは大智度論等皆悉く彌陀法開説の論藏と見る。故に高祖は行卷の中に入初地品、地相品、淨地品、易行品の諸品を引用し、また高僧和讃には「智度十住毘婆沙等作りて多く西をほめ」等と讃せり。これを別途の見解と爲す。今の譯註全くこの別途に依て釋す。

【傍明正明】 既に通別二門の釋相あることを知らば傍明正明の問題は自ら明ならん。蓋し法然上人撰擇集に華嚴法華等の經、起信寶性等の論と共に今の易行品をも淨土法門の傍明論と判せられしものは易行品の顯相に依り通門に准じて時機を守るものと云ふべし。所謂淨土門初開の運に屬するが故に好んで諍論を生ぜざらんが爲なり。今高祖の正明論と見るものは義の終極に就くものにして所謂別途不共の幽微を啓發したるものと云ふべし。その義下に次第に説くが如し。

【難易二道】 この一品に難行易行二の説あり、後世呼んで龍祖の鴻判と稱するもの是なり。抑敎判は支那佛敎の特長なり。印度諸家のうち龍樹に在りて後世の所謂敎判思想の萌芽を爲すもの特に多し、大小、共不共、顯密、四門、二諦、四悉等皆爾らざるはなし。このうち今の難易二道の如きはその

最も有力なるものの一なり。

難行易行の名は正くこの品より出て後世淨土門の皇張するところとなる。支那に在りて、曇鸞大師の淨土論註にこれを承けて難行道易行道の判目を創じむ。蓋し易行品には易行道の名ありて難行道の目あらず。二者對立は論註に始まる。道綽禪師はその著安樂集にまた別に倶舍論(偽論)に依りて二道の名を立つ、然るに倶舍には難行道の名ありて易行道の名なし。これ各その名義の存するところ、各顯出するところあるに依る。源信慧心の往生要集より後法然上人の選擇集にまたこれを使用し淨土門の教判と爲す、親鸞聖人の門流に至つて特に龍樹の過判と稱し遂に教判的地位を向上せしむ。易行品の論文既に明に「佛法に無量の門あり世間の道に難あり易あり」等と云へば本朴的乍らも支那佛教の所謂教判の意義を具ふるものなることは勿論なり。この思想次第に複雜なる教學史的内容を加へ眞宗宗學に至るに及んで形質共に一個の完全なる教判を爲すに至れり。

簡單なる古典的解釋は且くこれを措く、今眞宗宗學に立ちてこの難易二行の教學的意義を分別するに自ら兩面の相對あることを知るべし。一は易行品の當面より見たる難行易行の相對にして、二は易行品の本意に立脚せる易行道別の相對これなり。前者は廣く佛教を大判して難行易行の二道と爲し、是を世法に例して陸路の歩行の苦しきを以て菩薩の難行に譬へ、水道の乘船の樂しきを以て信方便易行に譬へたり。後世淨土門學に依れる發展的意義はこの難行道を以て直に聖道門法に合し、今の易行

道を以て忽ち彌陀淨土法と同觀せんとするものなりと雖も、龍樹の易行品當面の說は未だ必しも爾らず。文に所謂、難行道は勤行精進多劫に難行の苦艱に耐へて克く大菩提を成ずるの菩薩道に名くるものにして、所謂易行道は信方便易行に依りて疾に不退地に入るの法門にしてこれに十方十佛の易行已下諸菩薩の易行に至るまで大別二種細別五種六種の易行を說き、汎く諸佛菩薩の易行を開示せり。去ればこの論に所謂易行なるものは諸佛菩薩通方の易行を說けるものにして西方彌陀中心の信仰を內容とすとの制限的意義を有する易行にはあらず。これを論文の當面に立てる難易二道の相對と爲す。

此に一歩を進めて爾らば龍樹に於ける易行なる語の包む概念は爾かく汎爾のものなるや、後世の所謂易行道卽淨土門の思想は存せざるやと云ふに、これを明にするが次の易行通別の相對なり。大體に於て龍樹の易行は前に示せる如く諸佛通門の易行なりとするを一般の解釋とし、論文の顯相一往の定說とす。この場合は彌陀易行は諸佛易行の一部を爲すものとして別に特異の地位を占むるものに非ず。所謂共門の彌陀なるものなり。從つて易行と云ふと雖も諸佛通途の易行にして彌陀別途の易行を說けるに非ずと爲すものなり。是を一般學者の通說となす。爾るに今この問題を深刻に究明し易行の究竟的意義を確定したるものを淨土門中特に眞宗宗乘の特長とする所にして、其說に從へば所謂龍樹の易行を諸佛通途の易行と見るは論の顯文に依る一往の說にして、若し一歩深く論文の內容を論じ論主の眞意を窮むる時は必ず次の結論に歸著すべきものなり。曰く、龍樹の易行にはその內容に大別

諸佛易行と彌陀易行との二種を含み、畢竟彌陀易行の光顯をこの論の本意とするものなりと。その意、諸佛易行と彌陀易行とを一易行中に對立せしめ、前者は地前退位の菩薩に限りこの易行に依りて不退に入り、後十地の難行を修し一地より一地に至るの機なるを以て、この法一往易行と稱すと雖も遂に難行に屬すべきものとなる。後者は五乘の機遍く攝し、若し能く念我稱名自歸即入必定得阿耨菩提ならしむるものなるが故にこの易行なるもの畢竟して易行たるを失はざるものなり。故に諸佛通門の易行は易行と云ふと雖もその實は難行道なり、併もこれを易行と稱するは論主の別時意語なるもの。彌陀別途の易行は名實共に易行にして畢竟して難行に非す。故に論文の一往は諸佛共門の說に似たりと雖も論主の本意は斷して彌陀不共門の易行を正所詮とするものなり。この論主の本意を領し得て更に論文に臨むときは易行品一部の始終に亙り獨り文義共に炳焉として論主の本意の見つべきを知る。(細說は文節に讓す)此くして今の易行に通別相對の一重を設け易行の究竟的意義の西方淨土教に在りて存することを知りて、依て以て後世淨土門學に所謂易行道即淨土門の概念明瞭となる。

【易行實義】　易行の意義を局限し淨土念佛の法を以て正しく易行の本義と解する立場より、彌陀別讚章を以て前後の諸佛易行に對較し、此にその異同を分別し、陳善院なる學匠は始めて六異の說を立ててより、諸家これを學び、或は五異九異或は十異或は十二異を立て、乃至十八異を立つるに至る、近代或はその煩を厭ひて唯四異を立つるあり。今且く師說に依りて 回 九異を示さば、

一に總讃別讃の異。曰く餘章は總讃彌陀は別讃なり。何者則餘章は或は十佛或は八佛或は百七佛等各これを合集して綜讃するに對して今の彌陀章は彌陀一佛を特讃せるが故なり。

二に廣讃略讃の異。曰く諸佛中特に一佛を讃するに偈頌最も廣きは海德佛なるも少かに三頌を出でず。その他は悉く二偈に局れり。また長行偈頌を通算して讃仰最も廣きも善德佛なるが併かも總じて四百三十九字に止まる。爾るに彌陀章に至りては六百四十字あり。これ廣讃略讃の別ある所以なり。

三に本願有無の異。彌陀章にのみ「阿彌陀佛の本願是の如し」と說き、この佛獨り稱名得不退の誓願あることを知らしむ、これ餘章になきところなり。

四に往生有無の異。諸佛易行を明す文の中には往生の語なし。畢竟此土入聖の法なるが故なり。獨り彌陀章にありては「命終の時彼の國に生ずることを得るものは即ち無量の德を具す」と云ひ、或は「彼の國土に生ずるものに我無く我所無し」と云ひ、屢往生の益を說く。これまた彌陀章獨自の說なるものなり。

五に信心華開有無の異。初に說ける信方便易行の語は諸佛彌陀通別眞假を通綜するものなれども、──即ち信心正因の義一往は通ずれども──特に彌陀章に局りて「信心淸淨なる者は華開いて佛を見たてまつる」と說き、正覺の開華は獨り彌陀の淨土の德なりと信因の義を奪つて明すところにも彌陀章の特異あり。

【四】願海院先師丙午錄百十四頁に依る。

亦これ學場の弄引に過ぎずして、南天の論本を擧けて願海一乘の能釋と見、釋尊一化の始終も唯この佛願一乘を光闡する所以なるを領することを得ん。

【佛名所據】 易行品は所謂易行を明さんがために多數の諸佛菩薩の名を列擧す。最初の十方諸佛章に十佛名あり、十方諸佛章に百七佛名あり、過去八佛章には所謂過去七佛と當來彌勒佛とあり、東方八佛章には八佛名あり、總三世佛章は三世佛を總讃す。諸菩薩章は一百四十三菩薩名を列ぬ。此の諸名は各各の所據を明にし、依て以て龍樹時代の信仰に論及するは頗る重要なる問題なるも、將來の研究に待たざるべからざるところなり。但し一往の典據を論ずるものは讀易行品著者の研究に創まり、近くは笠蹄等に更にこれを考究せり。就て見るべし。

今この列名の出據に徴するも易行品は頗る諸種經典の信仰を綜論したるものにして特に一經一論の說を傳承したるものに非ざるを知るべし。所釋の本經は華嚴經なるもこの一品の所明は諸經に關聯し諸種の信仰に因緣し特に時代の信仰として最も優勢なる佛菩薩名なることをも察知すべきに似たり。爾るに別途の義に依らざるも彌陀別讃章の存するに依れば阿彌陀佛の信仰の當時に最も有力なりしを察するに難からざるべく、またその說の長行偈頌に亙れるところを概觀するに大無量壽經に依るものなること明了なり。爾者則、この一品の正依は忽ちこれを見れば華嚴經なるも再往これを察すれば諸經に汎緣し、更に深く別途易行の實義に立ちて論ずれば大無量壽經を根本修多羅と爲すものなること

を知るに足る。傳ふらく 某學士は百七佛章を論じて初め九十一佛は過去佛にして梵本大無量壽經(Sukhāvatīvyūha)の過去佛八十一尊と大同に、後分十五佛は現在佛にして大無量壽經の十四佛國の佛名と相合するを以て、十方諸佛章に出でたる百七佛名は一種の大無量壽經に依るものなるべしとの說を爲すものありと、この說大に敬重すべきに似たり。若し果して爾らば驚くべし、高祖大師の卓見で、所謂百七佛章を舉げて一闡陀別讃章と見させ給ふの識見と符節を合するが如きものあり。慧燈見眞の諡號は元より　天皇の聖襟に出づと雖も、誠に祖德を顯彰するの至極なるもの歟。

【別行由來】　この一品古來別行の歷史ありと爲すに就ては、古德既にこれを攻究して別行の事實は印度に存すと爲し、更にその別行傳譯を目錄に依りて是を摘出し、出三藏記集四八に失譯雜經八百四十六部を舉ぐる中に初發意菩薩易行法一卷あり、歷代三寶紀六十八、武周刊定衆經目錄卷一十一、譯經圖紀卷二十一　大唐内典錄卷二三十五　開元釋教錄卷十六十五　等皆これを西晉竺法護の譯とするに一致す。若しこれを信頼すれば羅什來譯已前約九十年前に於て既に易行品の別譯存したりしと云ふべし。次に又隋衆經目錄卷五十に依るに「易行品諸佛名經一卷前秦建元年僧伽提婆於洛陽譯」とあり。開元釋教錄卷十六十五　には大乘論の別生部に加へ、「前の易行品と同じ」と註せり。これによるに羅什入關より約三十七八年前にまたこの別譯ありしを知るべし。寶玄則、この一品に羅什出譯已前既に印度支那に在りて別行別譯存せしこと明なりと云云。

【本末疏釋】 易行品の研究は完全に淨土眞宗の宗學に屬すべき獨占的歷史を有す。從つてその註釋も始めて眞宗學匠の手に成り師資相繼ぎ鑽仰止むことなし。現に存するもの頗る多しと雖も、(五)今且く予の撿するところを列擧せん。

一 冠　註　二卷　常樂單岡著

單岡は高田派の學匠なり、延享三年丙寅の作なり。

二 科　一卷　圓　環著

西越眞蓮寺圓環の分科、門人寂順考訂、寶曆三癸酉五月梓行。

三 懸談並分科　一卷　僧　樸著

四 講　錄　一卷　僧　樸著

隱善院僧樸の著にして、本願寺派の易行品研究はこの著を得て眉目を具ふと云ふ。

五 餝　饎　四卷　衆　鎧著

明和二年乙酉九月浪華淨明寺月皎衆鎧の作、鎧は一に明教院の門人と云ふ。またこの書或は乘船記と名け十卷と爲す。

六 要　津　錄　三卷　寂　淵著

明和六年己丑三月慈雲山常法寺寂淵の著なり。

【五】 眞宗教典法、本願寺學事史、眞宗全書目錄、眞宗大系等參照。

七　讀易行品　三卷　道元著

易行院法海師の祖長福寺海雨通元の作、安永庚子九月上梓、傳ふらく、元師易行品を釋せんが爲に三度大藏を檢して以てこの著を成すと。誠に不朽の眞なるものなり。

八　竹日　一卷　開隨著

隨は能化智洞の門人にして播州の人なり。

九　彌陀章法音鼓　一卷　僧鎔著

僧鎔は所謂空華院門下の英、明教院師の作なり。

十　螢明錄　二卷　柔遠著

明教院師の門人快樂院師の作なり、現に眞宗全書に收む。

十一　釋　二卷　履善著

十二　讀海籍　四卷　大嚴著

石州の履善は師なり、長州の大嚴はその資なり。

十三　管蠡記　二卷　大瀛著

十四　義疏　一卷　石泉著

十五　敬持記　一卷　道振著

十六　畫　燈　錄　二卷　曇　龍著

十七　續　講　一卷　不　及著

藝の石泉、大運は共に深諦院師慧雲の資なり。道振、曇龍は共に菁園大瀛師の門人なり。佐賀の不及は道振の資なり。

十八　管　見　一卷　月　珠著

十九　鈔　一卷　善　讓著

二師共に淨信院道隱の門人なり。

二十　私　記　一卷　寶　雲著

二十一　彌陀章偈略釋　三紙　法　霖著

前者は烏水の著、後者は日溪の著にして笑螂臂の中に出でたり。

二十二　丙　中　記　一卷　僧　朗著

二十三　記　一卷　惠　麟著

二十四　拾　遺　鈔　一卷　宣　界著

二十五　安　政　錄　一卷　宣　界著

僧朗を師とし、惠麟宣界をその門人と爲す。共に北越昆崙社の學匠なり。

二十六　丙　午　記　一巻　義　山著

二十七　略　解　一巻　圓　月著

前者は先師廣濟院和上、後者は東陽圓月師の著にして現に流布す。

また眞宗大學の編するところにして、

二十八　講　纂　四巻

と稱するものあり、左の諸錄を集大成したるものにして、諸種注釋中の最も精微を盡せるものと云ふべし。

二十九　鼓　禮　記　開轍院隨慧作

三十　纂　記　易行院法海作

三十一　開　演　日　記　香樹院德龍作

三十二　聞　記　香雲院澄玄作

三十三　聽　記　一蓮院秀存作

三十四　講　錄　香山院龍溫作

三十五　纂　記　雲對院神興作

三十六　講　錄　香涼院行忠作

三十七　講録　　是心院雲集作

已上の九部を合集して講纂を大成したるものなり。この中法海、德龍二師の著は別に眞宗大系に收む。前者は筌蹄と名けて三卷あり、敍說頗る周密にして且つ懇切なり。

【結】已上略してこの論本の開題を敍し了る。予の譯註は專ら眞宗宗學に依順し、先德の所承を述するのみ。特に先師顧海院の指授を以て指南とし私を加ふるもの少し。唯開題に至りては聊胸憶を加へたり。爾りと雖も大分は解し易きを本とし力めて新學の異義を加ふるを避け以て初心の爲にす。予元より學淺く識乏し、先賢の遺教を害ふもの必しも鮮からざるべし、深く師祖の冥見を畏る。希くは學者予の膚說を以て累を先匠に及ぼすこと勿れと云爾。

聖德皇太子入滅千三百年聖忌の夜

譯者　島地大等　識
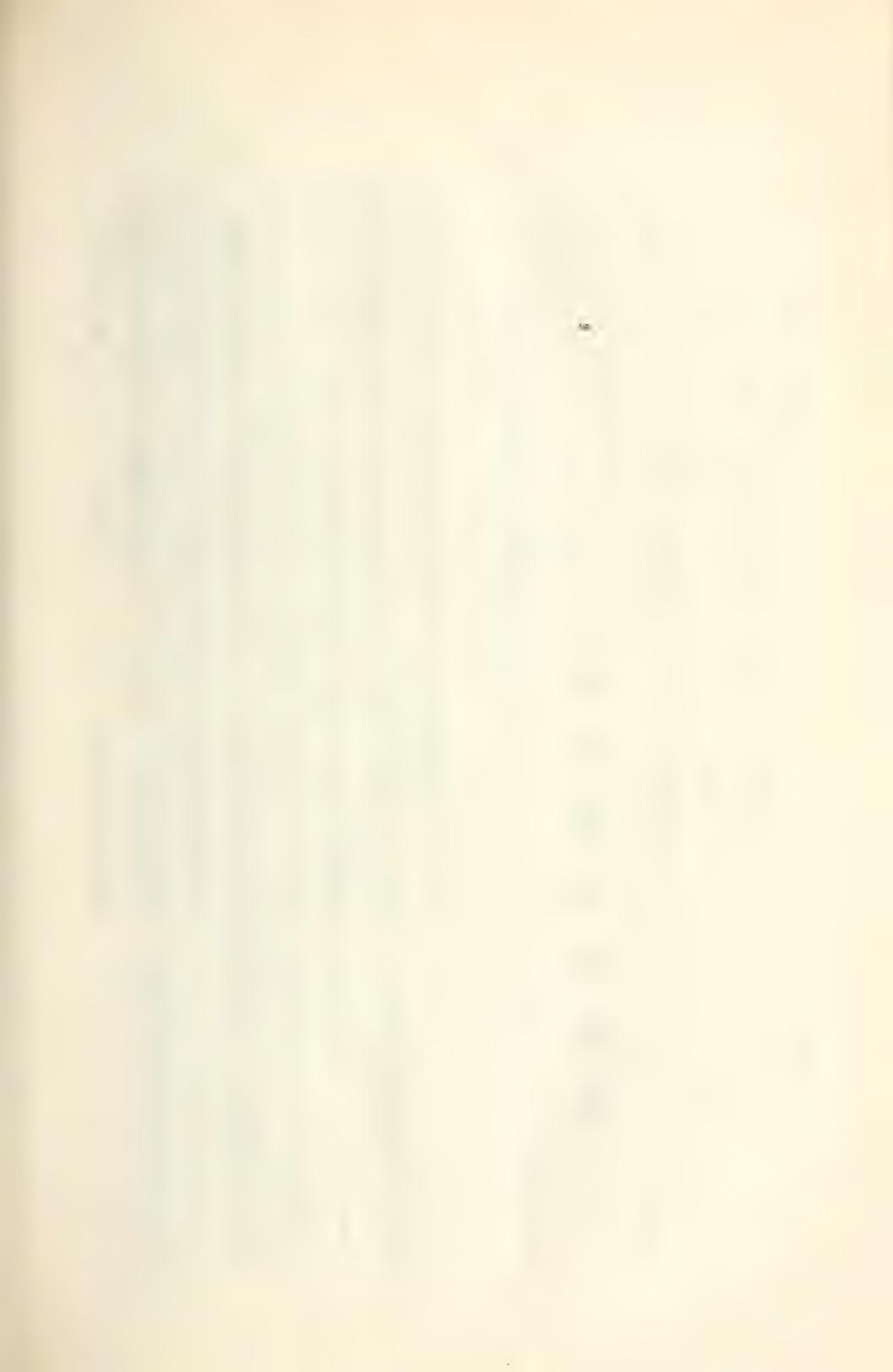
國譯十住毘婆沙論易行品

(一)問うて曰はく、(二)是の阿惟越致の菩薩の(三)初事、先に說くが如し。阿惟越致地に至る者は、諸の難行を行じ(四)久しうして乃ち得べし。或は聲聞、辟支佛地に墮す。若し爾らば、是れ大衰患なり。(五)助道の法の中に說くが如し。

「若し聲聞地、及び(六)辟支佛地に墮する、
是を菩薩の死と名づく、則ち(七)一切の利を
失す、
若し地獄に墮して、是の如きの畏を生ぜざ
るも、
若し(八)二乘地に墮すれば、則ち大怖畏と爲
す、
地獄の中に墮するは、畢竟じて佛に至るこ

【一】巳下問と答との二段を以て分つべきも一品全體の內容より、大科二を分ち、前段は易行を說くの意を明し後段は正しく易行を明すと科す。後段は佛法に無量の門あり巳下なり。今は先づ前段の中また二あり一に問二に答なり。その大意は前品の所明を承けて難行道の堪ふべからざるを明にし、依て易行道を說かざるを得ざる所以を提示せんとするなり。問のうち二あり、一に進退の難を明し、二に易行を請ふことを明す。

【二】阿惟越致は梵語、Avivartita 音譯にしてまたは阿鞞跋致とも記し、不退轉と譯す。所謂菩薩不退の位なり。異說あれども今論は初地を指す。

【三】初事とは不退に入る行事の意。

【四】久しうして。初地不退は一大阿僧祇劫にして得、初住不退は一萬劫にして得べし。

【五】助道の法。一說に龍樹の別著菩提資糧論六卷を指すと、一に曰く、この名の論あるか、今論の一二十一に助道經の名を出す。

【六】辟支佛地 Pratyekabuddha

とを得るも、

若し二乘地に墮すれば、畢竟じて佛道を遮す」と、

佛自ら（九）經の中に於て、是の如きの事を解說したまふ、

「人の壽を貪る者の如き、首を斬るときは則ち大に畏る、

菩薩も亦是の如し、若し聲聞地、及び辟支佛地に於て、應に大怖畏を生ずべし。」

（一〇）是の故に、若し諸佛の所說に、易行道にして、疾く阿惟越致地に至ることを得る方便有らば、願はくは爲に之を說きたまへ。』

（一一）答へて曰はく『汝が所說の如き、是れ儜弱怯劣にして、大心有ること無く、是れ丈夫志幹の言に非ざるなり。何を以ての故に。若し人願を發して、阿耨多羅三藐三菩提を求めんと欲して、未だ阿惟越致を得ざれば、其の中間に於て、應に身命を惜まず、晝夜精進して、頭燃を救ふが如くすべし。（一二）助

即ち緣覺のこと。

【七】一切の利とは自利利他一切の功德なり。

【八】二乘地に墮す。その相は論の序品に出でたり。厭心の菩薩は生死を怖畏するが故に二乘に墮し、堅心の菩薩は生死苦惱を見るが故に、却て大悲心を生じ、救濟の道に進むと云云。二乘に墮すると、地獄に墮するとの比況は抑止の誡門なり。

【九】經の中とは淸淨毘尼方廣經を指す。

【一〇】是の故に。已下は易行を請ふの文なり。上に難退の難を明せるを承けて得道の別方便を請ふなり。

【一一】答へて曰く。已下答の中に二あり、一は呵責、二に許說なり。

【一二】助道の中に。一說にこれ菩提資糧論を指す。

道の中に說くが如し。

「菩薩未だ、阿惟越致地に生ずるを得ざれば、
應に常に勤めて精進して、猶し頭燃を救ひ、
重擔を荷負するが如くすべし、菩提を求むるが爲の故に、
常に應に勤めて精進して、懈怠の心を生ぜざれ、
聲聞乘、辟支佛乘を求むる者の若きは、
但己が利を成ぜんが爲にすとも、常に應に勤めて精進すべし、
何に況んや菩提に於て、自ら度し亦彼を度せんとするをや、
此の二乘の人に於て、億倍して應に精進すべし。」

大乘を行ずる者には、佛是の如く說きたまへり。發願して佛道を求むるは、三千大千世界を擧ぐるよりも重くすべし。汝、阿惟越致地は、是の法甚だ難し、久しうして乃ち得べし。若し易行道有りて、疾く阿惟越致地に至ることを得と言ふ者は、是れ卽ち怯弱下劣の言なり、是れ大人志幹の說に非ず。(一三)汝、若し必ず此の(一四)方便を聞かんと欲せば、今當に之を說くべし。

(一五)佛法に無量の門あり。世間の道に難有り易有り、陸道の步行は則ち苦しく、水道の乘船は則ち

【一三】汝若し。已下は二に許說の文なり。上來所釋の華嚴經の法戒を以て呵說すれども畢竟不堪とならば方便なきに非ずと別經の法門を開說せんとなり、これ卽ち華嚴の密意なるものなり。

【一四】方便。起信論に所謂勝方便と云ふと同意なり。

【一五】佛法に。已下は大文第二に正しく易行を明す。この中二あり、一は略して難易二道あることを概說し、二に偈に說くが如し已下は廣く易行道を明すなり。初の中に喩と合法とあり。

樂しきが如し。菩薩の道も亦是の如し。或は勤行精進のもの有り、或は(二六)信方便易行を以て、(二七)疾く阿惟越致地に至る者有り。(二八)偈に說くが如し。

「東方の善德佛、南の栴檀德佛、
(二九)西の無量明佛、北方の相德佛、
東南の無憂德、西南の寶施佛、
西方の華德佛、東北の三乘行、
下方の明德佛、上方の廣衆德、
是の如き諸の世尊、今十方に現に在す、
若し人疾く、不退轉地に至らんと欲はば、
應に(三〇)恭敬の心を以て、執持して名號を
稱すべし。」

(三一)若し菩薩、此の身に於て阿惟越致地に至ることを得て、阿耨多羅三藐三菩提を成せんと

【二六】信方便易行。若し通途に約して解さば退位の菩薩の易行によりて不退位に入るを明す文なるが故にこの信方便の易行は即ち是れ住前十信の信心也。此は地前三賢位の信心を總じて入地の方便と云ふ。然るに若し別途に約して解する時は先づ信方便の三字に付て二義あり。信の方便を信ずると訓する說と信の方便と訓する說とにして前は佛の方便となり、後は行者の方便となり、共に信を顯はすことは一なれども義の別あり。今は後說に從ふを當義とす。蓋し方便とは不退に至るの方法即ち菩薩の不退に至る道を云ふことに解すれば信即方便の持業釋にて三字共に信を顯す語となるべし。次に易行の二字に就ても依主釋によりて信が所行の易行と解すれば信具の行となり、持業釋によりて、信方便即易行と解すれば易行の實體たる信心正因を顯はすこととなる。蓋し註に所謂信佛因緣と云ふものはこの意を顯す。然るに今易行の語の當面の義は稱名行に在りて存することを記すべし。難易二行は行信相望に非ずして行行相待なるを當面の意義とすべきを以てなり。然る所以は難とし易とするもの相の相違なるに約して明すを要とするが故なり。

【二七】疾くとは遲疾の義にして前の久しくして乃し得べしと云ふに對す。

【二八】偈に說くが如し。已下廣く易行道を明す、若し通途に約して科すればこの中大段二あり、一に十方十佛の易行を、

欲はば、應當に是の十方諸佛を念ずべし。其の名號を稱すること、(二一)寶月童子所問經の阿惟越致品の中に說くが如し。

佛、寶月に告げたまはく「(二二)東方、此を去ること無量無邊不可思議恆河沙等の佛土を過ぎて世界有り、無憂と名づく。其の地平坦にして七寶合成せり。紫磨金縷をもて道界を交絡し、寶樹羅列して以て莊嚴と爲す。地獄、畜生、餓鬼、阿修羅道及び諸の難處有ること無し。清淨にして沙礫、瓦石、山陵、堆阜、深坑、幽壑有ること無し。天より常に華を雨らし、以て其の地に布けり。時に世に佛有り、號して善德如來、應供、正遍知、明行足、善逝、世間解、無上士、調御丈夫、天人師、佛、世尊と曰ふ。大菩薩衆、恭敬し圍繞す。身相光色なること大金山を然す

二に重れて餘佛餘菩薩の易行を明すものこれなり。後の中更に五段あり、所謂一に現在十方佛百七佛章これなり、二に此土過未八佛章、三に東方八佛章、四に總三世佛章、五に諸大菩薩章これなり。或は開して六段とす、後に示すが如し。爾るに今高祖大師別途の意に依りて科するときは已下廣く彌陀易行を說くと定めて、此のうち前中後三段を分つ。中段は卽ち正しく彌陀易行を明し、前段は十佛易行を明して前導とし、後段は諸佛菩薩を明して後從とすと爲す所謂後段中に、過未、八佛、東方八佛、三世佛、諸大菩薩の四種易行を明す。前段特に十方十佛を出すものは如何と云ふに本論は華嚴を釋す。經意普文等諸大薩埵に對して唯心法界の深理を說く今忽ち別途の易行を說くに便ならず、故に先假の十佛易行を說きて諸佛通途の範を示し驚怪の念を絕ち、更に百七佛を諸經より合集して諸佛亦有と示し、依て佛願眞實の彌陀易行に來らしむ、所謂論主調機誘引の善巧手段なる者也。

【一九】 西の無量明佛。古來この佛と阿彌陀佛との異同を論ず。何れに解するも差支なしと雖も、要は文の顯相に約すれば異とすべく、論主の本意に約すれば同と見るべし。文相は眞假處を異するが故に、本意は第三章の張本たるが故なり。因に往生要集記は異の說に居り、慈恩の小經疏は同の說を立つ。

【二〇】 恭敬の心等とは、信方便易行の內容を示す語。恭敬も執持も信方便と云ふと同じ、名號を稱するは易行と云ふと

此に在て、大珍寶聚の如し。諸の大衆の爲に正法を演說して、(二四)初中後善く辭有り義有り、所說堅牢なり。其足清淨にして實の如く失せず。何んが(二五)不失と謂ふ。地、水、火、風を失せず、欲界、色界、無色界を失せず、色、受、想、行、識を失せず。

(二六)寶月、是の佛は成佛して已來六十億劫を過ぐ。又、其の佛國は晝夜異なること無し。但、此の間の閻浮提の日月歲數を以て彼の劫壽を說く。(二七)其の佛の光明常に世界を照す。一の說法に於て、無量無邊千萬億阿僧祇の衆生をして(二八)無生法忍に住し、(二九)此の人數に倍して初忍、第二、第三忍に住することを得しむ。

(三〇)寶月、其の佛の本願力の故に、若し他方の衆生有りて先佛の所に於て、諸の善根を種うれば、是の佛、但光明を以て身に觸れて、即ち無生

同じきが故なり。

【二一】若し[illegible]。已下は前の偈義を解釋するなり。

【二二】寶月童子所問經。未渡の經なり。藏中存するところの大乘寶月童子問法經(宋[illegible]譯)一卷あり、或は相通するものあるに似たり。

【二三】東方等。已下列するところの十佛、觀佛三昧海經所說の十佛と全同、普賢觀經十佛を略說して東南二佛を出すもの亦今と同、その他佛名經等の所說今と別なり。十佛のうちに於て特に東方を重視するは[illegible]の偈頌に準[illegible]す。

【二四】初中後善は一經の始中終を日ふ、これ時節善なり。[illegible]、義有りは義善、所說[illegible]は[illegible]なり、具足は[illegible]、清淨は[illegible]、實の如く失せずは[illegible]なり。これ[illegible]を具するなり。

【二五】不失。三あり、[illegible]・三界・五蘊これなり。

【二六】寶月。已下劫壽を明す。

【二七】其の佛の。已下光明の益を明す。

【二八】無生法忍。仁王般若經に伏・順・信・生・寂の五忍を說くによれば、今はその第四忍に當る。

【二九】此の人數に倍して。第三忍は第四忍に倍し、初忍は第二忍[illegible]、第三忍に倍し、初忍は第二忍に住する等を云ふ。

【三〇】寶月。已下は佛力の益を示す。

法忍を得。

(三一)寶月、若し善男子、善女人、是の佛名を聞いて能く信受する者は、即ち阿耨多羅三藐三菩提を退せず。餘の九佛の事皆亦是の如し。

(三二)今、當に諸の佛の名號及び國土の名號を解說すべし。

善德といふは、其の德(三三)淳善にして但安樂のみ有り。諸天、龍神の福德の、或は衆生を惱す如きには非ず。

栴檀德といふは、南方此を去ること無量無邊恆河沙等の佛土にして世界有り、歡喜と名づく。佛を栴檀德と號す。今現に在して法を說きたまふ。譬へば栴檀の香しくして清涼なるが如く、彼の佛の名稱遠く聞ゆること香の流布するが如し。衆生の三毒の火熱を滅除して清涼なることを得しむ。

無量明佛といふは、西方此を去ること無量無邊恆河沙等の佛土にして世界有り、善解と名づく。佛を無量明と號す。今現に在して法を說きたまふ。其の佛の身光及び智慧明照にして無量無邊なり。

相德佛といふは、北方此を去ること無量無邊恆河沙等の佛土にして世界有り、不可動と名づく。佛を(三四)相德と名づく。今現に在して法を說きたまふ。其の佛の福德高顯なること猶し幢相の如し。

【三一】寶月。已下聞信不退の益を結し、且つ餘の九佛を略することを叙す。
【三二】今當に。已下十佛の名義を釋するなり。
【三三】淳善とは純無漏善の意。
【三四】相德の名は幢德と云ふべきも相好の殊勝を顯はして相德と云へり。

無憂德といふは、東南方此を去ること無量無邊恆河沙等の佛土にして世界有り、月明と名づく。佛を無憂德と號す。今現に在して法を說きたまふ。其の佛の神德、諸の天人をして憂愁有ること無からしむ。

寶施佛といふは、西南方此を去ること無量無邊恆河沙等の佛土にして世界有り、衆相と名づく。佛を寶施と名づく。今現に在して法を說きたまふ。其の佛、諸の無漏の〔三五〕根力覺道等の寶を以て、常に衆生に施す。

華德佛といふは、西北方此を去ること無量無邊恆河沙等の佛土にして世界有り、衆香と名づく。佛を華德と號す。今現に在して法を說きたまふ。其の佛の色身は猶し妙華の如し。其の德無量なり。

三乘行佛といふは、東北方此を去ること無量無邊恆河沙等の佛土にして世界有り、安隱と名づく。佛を三乘行と號す。今現に在して法を說きたまふ。其の佛、常に聲聞の行、辟支佛の行、諸の菩薩の行を說きたまふ。有る人の言はく、「上、中、下を說きて精進せしむ。故に號して三乘行と爲す」と。

明德佛といふは、下方此を去ること無量無邊恆河沙等の佛土にして世界有り、廣大と名づく。佛を明德と號す。今現に在して法を說きたまふ。明とは身明、智慧明、寶樹光明に名づく。是の三種の明にて常に世間を照す。

【三五】根力覺道等とは五根、五力、七覺、八正道等の三十七道品を云ふ。

廣衆德といふは、上方此を去ること無量無邊恆河沙等の佛土にして世界有り、衆月と名づく。佛を廣衆德と號す。今現に在して法を說きたまふ。其の佛の弟子福德廣大なり。故に廣衆德と號す。今是の十方の佛、善德を初と爲し、廣衆德を後と爲す。若し人一心に其の名號を稱すれば、即ち阿耨多羅三藐三菩提を退かざることを得ん。(三六)此の偈に說くが如し。

(三七)「若し人有りて、是の諸佛の名を說くを聞くことを得ば、
即ち無量の德を得ん、寶月の爲に說くが如し、
我是の諸佛を禮す、今現に十方に在す、
其れ名を稱すること有る者は、即ち不退轉を得、
東方無憂界あり、其の佛を善德と號す、
色相金山の如く、名聞邊際無し、
若し人名を聞く者は、即ち不退轉を得、
我今合掌し禮したてまつる、願はくは悉く憂惱を除きたまへ、
南方觀世界の、佛を栴檀德と號す、
面の淨きこと滿月の如し、光明量有ること無し、
能く諸の衆生の、三毒の熱惱を滅す、

【三六】此の偈に。已下重ねて歸禮を申ぶるの文なり。當旬二十五偈あり、初の二偈は總讚、次の二十偈は別讚、後の三偈は結讚なり。別讚の中に十佛各各二偈八句ありて自ら十段を成す。

【三七】若し人等。總讚の二偈に聞名の德と稱名の德とを明すは信行互顯なり。

名を聞くもの不退を得、是の故に稽首し禮したてまつる、
西方善世界の、佛を無量明と號す、
身光智慧明かにして、照す所邊際無し、
其れ名を聞くこと有る者は、即ち不退轉を得、
我今稽首し禮したてまつる、願はくは生死際を盡したまへ、
北方無動界の、佛を號して相德と爲す、
身に諸の相好を具し、而も以て自ら莊嚴し、
魔怨の衆を摧破して、善く諸の人天を化す、
名を聞くもの不退を得、是の故に稽首し禮したてまつる、
東南月明界に、佛有り無憂と號す、
光明日月に踰え、遇ふ者は憂惱を滅す、
常に衆の爲に法を說き、諸の內外の苦を除く、
十方の佛稱讃したまふ、是の故に稽首し禮したてまつる、
西南衆相界の、佛を號して寶施と爲す、
常に諸の法寶を以て、廣く一切に施す、

諸天頭面に禮して、寶冠足下に在り、
我今五體を以て、寶施尊に歸命したてまつる、
西北衆音界の、佛を號して華德と爲す、
世界に衆の寶樹ありて、妙法音を演出す、
常に七覺の華を以て、衆生を莊嚴す、
白毫相月の如し、我今頭面に禮したてまつる、
東北の安穩界は、諸寶をもて合成する所なり、
佛を三乘行と號す、無量の相をもて身を嚴りたまふ、
智慧の光無量にして、能く無明の闇を破す、
衆生をして憂惱無からしむ、是の故に稽首し禮したてまつる。
上方の衆月界は、衆寶をもて莊嚴する所なり、
大德の聲聞衆、菩薩量有ること無し、
諸聖の中の師子なり。號して廣衆德と曰ふ、
諸魔の怖畏する所なり、是の故に稽首し禮したてまつる、
下方廣世界の、佛を號して明德と爲す、

身相妙にして、閻浮檀金山に超絶す、
常に智慧の日を以て、諸の善根の華を開く、
寶土甚だ廣大なり、我遙に稽首し禮したてまつる。
〔三八〕過去無數劫に、佛在す海德と號す、
是の諸の現在の佛、皆彼に從うて願を發せり、
壽命量有ること無し、光明照して極り無し、
國土甚だ清淨なり、名を聞いて定んで佛と作らんと、
今現に十方に在して、十力を具足し成ず、
是の故に、人天中の最尊に稽首し禮したてまつる。〔二〕
〔三九〕問うて曰はく、但是の十佛の名號を聞い

【三八】過去無數劫　已下は結讚の文にして海德佛を明す卽ち是海德を本師と說く文なり。古來この文に依てこの海德と彌陀との一異を論ず。要するに前の無量明と同じく文の顯相に依れば別とすべし。處を異にし所依を異にする等の義あるが故也。歸るに若し論主の本意に約すれば後の第三章の彌陀本佛と同とすべし。此同とするに就て口傳鈔によるにこの海德を彌陀の弟子佛とすると化身とするとの二意あり、今論の意は高祖行卷の引意に依るに化身とするものなるべし。蓋し今の文に海德四德を具し十佛これに從つて各同德を得と明すは自ら彌陀久遠の德を顯はすが故なり。所謂四德は光壽の二無量國土清淨聞名作佛にして全くこれ彌陀の別德にして諸佛不共の德なるが故なり。

【三九】問うて曰く。通途の科に從へば前十佛易行を釋し、已下は次に重ねて餘佛餘菩薩の易行を明すと科し、この中更に又五段或は六段の別ありとす、五段は一に百七佛章、二に八佛章、三に十一佛章、四に三世佛章、五に諸大菩薩章なり。六段と分つときは百七佛章中より更に彌陀佛章を別開す、これを文の當科とす。然るに今高祖大師相承の意に依るにこの一品三段の科を分ち、二今の一章を通じて彌陀章と定めたり。而してこの別途の意に立ちて特にこの一章を細分すれば、一說に曰く、分ちて二門とす、略讚・具讚となり、彌陀章は略讚、今當に具に已下は具讚なり。具讚の

て執持して心に在けば、便ち阿耨多羅三藐三菩提を退せざることを得ん。更餘佛、餘菩薩の名有して、阿惟越致に至ることを得とせんや。』

答へて曰はく『〔四〇〕阿彌陀等の佛及び諸の大菩薩、〔四一〕名を稱し一心に念ずれば、亦不退轉を得ること是の如し。阿彌陀等の諸佛、亦應に恭敬し禮拜し、其の名號を稱すべし。〔四二〕今當に具さに無量壽佛を說くべし。世自在王佛、師子意佛、法意佛、梵相佛、世相佛、世妙佛、慈悲佛、世王佛、人王佛、月德佛、寶德佛、相德佛、大相佛、珠蓋佛、師子鬘佛、破無明佛、智華佛、多摩羅跋栴檀香佛、持大功德佛、雨七寶佛、超勇佛、離瞋恨佛、大莊嚴佛、無相佛、寶藏佛、德頂佛、多伽羅香佛、栴檀香佛、蓮華香佛、莊嚴道路佛、龍蓋佛、雨華佛、散華佛、華光明佛、

ち二あり、一に通じて百七佛名を列し二に別して彌陀不共の德を讃す。後のうち亦二、一に長行は本願を擧げて勸歸し、二に偈頌は廣く衆德を擧げて自歸を申ぶ。また前に二あり、一に本願の所誓を擧げ、二に常念を勸むと云ふものこれなり。文に配して知るべし。且くこの科說に依る。今特にこの一章を奪つて彌陀一佛の別讃と稱する所以はこの文の意は彌陀一佛を所讃とし諸佛は悉く能讃に位するが故なり。これに就て古說は一には略答の次第彌陀を先にすると、二に百七佛の終に別に勸發の語なきと、三に百七佛に偈頌を別存せざると、四には禮拜の言なきと、五に憶念と阿彌陀佛との中間に又復等の文字を安かざるとの諸の理由に徴し、當文の上より直に百七佛章と彌陀章とは、別開すべき性質のものに非ずして畢竟始終一彌陀章たるべきことを論證せり。

【四〇】阿彌陀等の佛。彌陀に共と不共とあり。今の文は諸佛共、次の文に至りて不共の彌陀顯はる。

【四一】名を稱し一心に念ずるとは諸佛易行に准じて今共門の彌陀易行を明すに行前信後の次第を爲す。その不共門の實義は次下に顯はる。

【四二】今當に具さに。これより具說なり。これに二段あること前既に示すが如し。爾るに此下高祖の點訓によれば今の譯文の如く初より凡て彌陀章となり、彌陀一佛を所讃とし他の諸佛悉く能讃となる。行卷所引の意卽ちこれ也。若しまた文の當面より訓すれば今當に具さに說くべしと點じて

日音聲佛、蔽日月佛、瑠璃藏佛、梵音佛、淨明佛、金藏佛、須彌頂佛、山王佛、音聲自在佛、淨眼月明佛、如須彌山佛、日月佛、得衆佛、華王佛、梵音說佛、世主佛、師子行佛、妙法意師子吼佛、珠寶蓋珊瑚色佛、破癡愛闇佛、水月佛、衆華佛、開智慧佛、持雜寶佛、菩提佛、華超出佛、眞瑠璃明佛、蔽日明佛、持大功德佛、得正慧佛、勇健佛、離諂曲佛、除惡根栽佛、大香佛、道歎佛、水光佛、海雲慧遊佛、德頂華佛、華莊嚴佛、日音聲佛、月勝佛、瑠璃佛、梵聲佛、光明佛、金藏佛、山頂佛、山王佛、音王佛、龍勝佛、無染佛、淨面佛、月面佛、如須彌佛、栴檀香佛、威勢佛、然燈佛、難勝佛、寶德佛、喜音佛、光明佛、龍勝佛、離垢明佛、師子佛、王王佛、力勝佛、華齒佛、無畏明佛、香頂佛、普賢佛、普華佛、寶相佛、是の諸佛世尊、現に十方の淸淨世界に在して、皆名を稱し、阿彌陀佛の(四三)本願を憶念すること(四四)是の如し。(四五)若し人(四六)我を念じ、(四七)名を稱して(四八)自ら歸すれば、(四九)即

次に無量壽佛世自在王佛等に讀みくだすときはこの一章は一百餘佛の易行を明すとなつて、特に彌陀一佛の易行を主說したるものとは見難し、往生要集下末の引意卽ち是なり。前者は不共門の彌陀を彰し、後者は彌陀を共門に位せしむ。元祖の傍明說は後說に同じく、高祖の正明說は前說に立脚するに依れり。

【四三】本願を。大無量壽經第十八願これなり。

【四四】是の如し。次下の文を指す語。

【四五】若し人。已下は別して彌陀易行の要、念佛往生の極意、信因稱報の大義、平生業成の妙宗、一因一果の幽微を光闡せり。學者須らく覃思すべし。而して此一段の文正しく大無量壽經に依り第十八願の幽微を啓明す。先づ今の文若し人の句は願文の十方衆生の句に當れり。

【四六】我を念じ。との一句は願文の三信なり。後の文に憶念と

ち必定に入り阿耨多羅三藐三菩提を得。是の故に常に應に憶念すべし。(五〇)偈を以て稱讃せん。

「無量光明慧、身は(五一)眞金山の如し。
我今身口意をもて、合掌し稽首し禮したてまつる、
金色の妙光明、普く諸の世界に流れて、
(五二)物に隨ひて其の色を示す、是の故に稽首し禮したてまつる、
若し人命終の時、彼の國に生ずることを得ば、
卽ち(五三)無量の德を具す、是の故に我歸命したてまつる、
(五四)人能く是の佛の、無量力功德を念ずれば、
卽時に必定に入る、是の故に我常に念ず、

云ひ、常念と云ふと同じ。今念の一字に願文の至心信樂欲生の三信を約詮す。またこれ成就の聞名信喜の一念なるものなり。

【四七】名を稱しの一句は、願文の乃至十念なり。諸師或は十念を釋して慈等の十念と釋し、或は觀稱異說して願意を覆ふ。今明に稱念と釋顯して念佛往生の大義を光顯し、信前行後の別意を詮し、依て以て信因稱報の幽微を開くもの誠に淨土眞宗法門の高祖師たる所以見つべきなり。

【四八】自ら歸すとは前の念我の信と稱名の行とを約說す。自の一字おのづからと訓ずれば願力自然を詮し、みづからと訓ずれば自身歸命を意す。

【四九】卽ち必定に入りは所謂聞信の一念不退に入るの現益を詮す。阿耨多羅三藐三菩提は無上の極證を得ることを示すが故に當益なり。これは願文の若不生者の句に當る。憶念は信心と云ふと同じ、後の偈に常念と云ふ。爾るに憶念常念はこれを信心に比して後續を示すの意强し。

【五〇】偈を以て。以下の偈は論主の自歸なり。三十二偈中後の三偈を除くの他は凡て每偈に歸禮を存するが故なり。前後照應所謂論主の自行と化他と相卽不離の妙見るべし。この偈大に分ちて二とす、前二十九偈は佛德を嘆じ、後三偈は志願を申ぶ。初の中先づ略讃次に廣讃。

【五一】眞金山。金色、高顯、不動等の義を詮すの稱。

【五二】物に。物とは衆生なり、色は色相なり。示すは一本增すに作る、示現の義、增益の義なり。

〔五五〕彼の國の人命終して、〔五六〕設ひ應に諸の苦を受くべきも、惡地獄に墮せず、是の故に歸命し禮したてまつる、

〔五七〕若し人彼の國に生ずれば、終に三趣、及與阿修羅に墮せず、我今歸命し禮したてまつる、

〔五八〕人天の身相同じきこと、猶し金山の頂の如し、

〔五九〕諸勝の所歸する處なり、是の故に頭面に禮したてまつる、

〔六〇〕其れ彼の國に生ずること有れば、天眼耳通を具して、十方普く無礙なり、聖中尊を稽首したてまつる。

其の國の諸の衆生は、神變及び心通、亦宿命智を具す、是の故に歸命し禮したてまつる、

【五三】無量の德。恆沙の功德を具足するの意なれば、これに佛無量光明慧とその德を同うし、生卽無生の大涅槃を具するなり。往生卽成佛の大義昭然たり。

【五四】人能く。この一偈は現益に約す。信心正因の大義依て以て炳焉たり。前後照應一因一果の深義を註顯し、また諸佛易行の別時意に屬するを反顯すと云はんか。

【五五】已下二十偈は廣讚なり、

【五六】設ひ。往生後、化他利生の爲に六道に來りての文意なり。所謂應化自在を示すなり、第二願に當る。

【五七】快樂無異を顯はす。第一願意に當る。

【五八】身相咸同を顯はす。第三、四の願意なり。

【五九】諸勝。異說多し、今曰く、喩に約すれば天龍等の七金山に住する意、法に約すれば、人天、二乘、三賢、十聖等凡聖の所歸所依なるを示す。

【六〇】其れ。已下の二偈は五通具足を顯はす、第五、六、七、八、九願の意。

(六一)彼の國土に生ずる者は、我無く我所無し、彼此の心を生ぜず、是の故に稽首し禮したてまつる、

(六二)三界の獄を超出して、目は蓮華葉の如く、聲聞衆無量なり、是の故に稽首し禮したてまつる、

(六三)彼の國の諸の衆生、其の性皆柔和にして、自然に(六四)十善を行ふ、衆聖の王を稽首したてまつる、

善に從うて淨明を生ず、無量無邊數にして、二足の中の第一なり、是の故に我歸命したてまつる、

(六五)若し人佛に作らんと願ひて、心に阿彌陀を念ずれば、

【六一】漏盡智通を顯はす。第十願の意なり。前に合して六通を成す。我我所等は人法二空なり。

【六二】聲聞の智相を嘆ず。第十四願の意なり、初句は三界の見思を斷ずるを示し。次句は一相を擧げて餘を包ね、前の人天、後の菩薩と加へて五乘齊入を顯はす。これ長行の若人の廣說を見るべし。

【六三】已下の二偈は福慧無上を顯はす。第十六願の意なり。第二十三、二十六二願をも含む。

【六四】十善。今論第十三より第十五品の間に說けり。自然は他力と無爲との二義なり。柔和は柔軟心なり。この十善は福なり、次の淨明は慧なり。般若の智光清淨離闇なるが故に淨明と云ふ。所照の境の無盡なるに對して能照の智亦無量無邊數と示す。

【六五】因に現益を明すの文。これ大經三輩の意をとる。佛に作らんと願ひては發菩提心なり、阿彌陀佛を念ずるは下輩の念於彼佛、時に應じて等とは來迎なるによる。念ずるとは前の念我と同じ、これ信の一念なり。時に應ずるは即時なり。身を現ずるは來迎なるも弘願義に立ちて平生の益攝取の常來迎なり。

時に應じて爲に身を現ぜん、是の故に我、
彼の佛の　(六六)本願力を歸命したてまつる、(六七)十方の諸の菩薩も、
來りて供養し法を聽く、是の故に我稽首し
たてまつる、
彼の土の諸の菩薩は、諸の相好を具足し、
(六八)以て自ら身を莊嚴す、我今歸命し禮し
たてまつる、
(六九)彼の諸の大菩薩、日月三時に於て、
十方の佛を供養したてまつる、是の故に稽
首し禮したてまつる。
(七〇)若し人善根を種ゑて、疑へば則ち華開
けず、
信心淸淨なる者は、華開きて則ち佛を見たてまつる、
(七一)十方現在の佛、(七二)種種の因緣を以て、
彼の佛の功德を歎じたまふ、我今稽首し禮したてまつる、

【六六】本願力は第十八願なり。この一句は成上と起下との二意あり。此一句の前は三讃に依り、後は往覲の偈に依る。

【六七】十方の。已下の三偈は別して菩薩衆を嘆ず。第一は乘願來聽、第二は相好莊嚴、第三は十方供養の德なり。

【六八】以て自ら。自は自然とすれば願力を義とす。百劫修相等の修功を待たざるなり。

【六九】他方遊戲の相なり。日月は日日に作るを佳とす。此界に准說す。

【七〇】上來果德勝相を明すに對してこの文は信德に因ることを示す。經の胎化段の意に依る。善根を種うるとは一說に十九願の修諸功德を云ふと二十願の植諸德本を云ふとの二意を含むと。依るべし。

【七一】已下廣讃なり。この中十一偈あり。初後の二偈は中間九偈の衆德超勝を標結するなり。また標偈に成上、結偈に起下の意あり。

【七二】種種因緣とは法譬因緣または經の三如是等の如し。

(七三)其の土具さに嚴飾して、彼の諸天宮に殊なり、
功德甚だ深厚なり、是の故に佛足を禮したてまつる、
(七四)佛足の千輻輪は、柔軟にして蓮華の色あり、
見る者皆歡喜す、頭面に佛足を禮したてまつる、
眉間の白毫の光、猶し清淨月の如し、
(七五)面光の色を增益す、頭面に佛足を禮したてまつる、
本佛道を求むる時、(七六)諸の奇妙の事を行ず。
諸經の說く所の如し、頭面に稽首し禮したてまつる、
彼の佛の言說する所、諸の罪根を破除し、
美言をもて益する所多し、我今稽首し禮したてまつる、

【七三】已下の九偈初一は依報、次七は正報、後一は二利の德を具することを結す。功德とは十七種莊嚴功德の如し、第三十二願の意なり。

【七四】已下七偈正報を明す中五德あり。

一、佛足千輪德——初偈
二、白毫清淨德——第二偈
三、因行奇妙德——第三偈
四、說法利生德——除業——第四偈
　　　　　　　　——滅惑——第五偈
五、最尊歸禮德——人天致敬——第六偈
　　　　　　　　——五乘齊入——第七偈
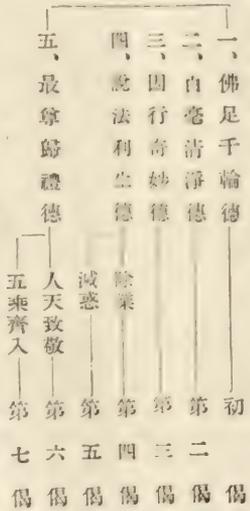
【七五】光明と光明と互に照映すること。

【七六】通途の百功德相等を簡ぶ、所謂令諸衆生功德成就の行機法一體の妙行を嘆稱したるもの。諸經とは大經その他諸經所說の彌陀因相これなり。

此の美言の説を以て、(七七)諸の著樂の病を救ひたまふ、
已に度し今猶ほ度す、是の故に稽首し禮したてまつる、
人天の中の最尊、諸天頭面に禮したてまつる、
七寶の冠足を摩づ、是の故に我歸命したてまつる、
一切の賢聖衆、及び諸の人天衆、
咸く皆共に歸命したてまつる、是の故に我亦禮したてまつる、
(七八)彼の八道の船に乘じて、能く難度海を度す、
自ら度し亦彼を度せん、我自在の人を禮したてまつる、
諸佛の無量劫に、其の功徳を讚揚せんに、
猶尚盡すこと能はず、淸淨人を歸命したてまつる、
(七九)我今亦是の如し、(八〇)無量の徳を稱讚す、

【七七】諸の著樂とは四倒の一を擧げて餘を攝す。

【七八】前に明せる依正二報共に二利の徳を具することを結す。八道の船は八正道にして三十七道品の中一を擧げて餘を略せり。これ法藏所修の行にして衆生に代りて勤修する所なるが故に、これ衆生所乘の法なり、故に船に譬へたり。乘じての句後に望むるに自度、度彼の二意を兼ぬ。

【七九】已下の三偈は自の志願を述す。この中前二偈は自利を後一偈は利他を願す。また初の二偈中初は念を願し後は往生を願す、所謂現當二益なり。

【八〇】無量の徳は彌陀因果の諸功徳なり。福の因緣とは名號の徳をいふ。

是の福の因緣を以て、願はくは佛常に我を念じたまへ、
我今先世に於て、福德若は（八一）大小、
願はくは我佛の所に於て、心常に淸淨なることを得ん、
（八二）此の福因緣を以て、獲る所の上妙の德、
願はくは諸の衆生の類、皆亦悉く當に得べし。」

（八三）又亦應に毘婆尸佛、尸棄佛、毘首婆伏佛、拘樓珊提伽佛、迦那迦牟尼佛、迦葉佛、釋迦牟尼佛及び未來世の彌勒佛を念ずべし。皆應に憶念禮拜すべし。偈を以て稱讚したてまつる。

「毘婆尸世尊、無憂道樹の下にして、
一切智を成就して、微妙諸の功德、
正しく世間に現じ、其の心解脫を得たまふ、
我今五體を以て、無上尊を歸命したてまつる、
尸棄佛世尊、邠他利、
道場樹の下に在して坐し、菩提を成就す、
身色比有ること無し、紫金山を然するが如し、

【八一】一說に大は今世の信心、小は先世の宿善なりとし、一說に佛の名號を大とし、衆生の行業を小とす。佛の所とは淨土なり。心常に淸淨とは四德の一を擧げて餘を攝す。

【八二】此の福因緣とは所讃名號の德と此を身に得たる幸福とを指す。上妙の德とは現生の護念と、當來の佛所得淸淨を指す。これを衆生にも得せしめんとなり。

【八三】已下は過未八佛章なり。此中初の三佛は過去莊嚴劫中、後四佛は今日賢劫中出現の佛並に未來彌勒佛を合會す。斯く諸佛を出し次に又菩薩を出す等は、上に諸佛を出すと同意にして論主時機を守れる也。

我今自ら、三界の無上尊を歸命したてまつる、
毘首婆世尊、婆羅樹の下に坐して、
自然に、一切妙の智慧に通達することを得、
諸の人天の中に於て、第一にして比有ること無し、
是の故に我、一切最勝尊に歸命したてまつる、
迦求村大佛、阿耨多羅三藐三菩提を得、
尸利沙樹の下にして、
大智慧を成就し、永く生死を脱す、
我今歸命し、第一無比尊を歸命し禮したてまつる、
迦那含牟尼、大聖無上尊、
優曇鉢樹の下にして、佛道を成就し得、
一切法に通達すること、無量無有邊なり、
是の故に我、第一無上尊を歸命したてまつる、
迦葉佛世尊、眼雙蓮華の如し、
尼拘樓陀樹の、下に於て佛道を成ず、

三界に提る所無し、行歩すること象王の如し、
我今自ら、無極尊に歸命し稽首したてまつる、
釋迦牟尼佛、阿輸陀樹の下にして、
魔の怨敵を降伏し、無上道を成就したまふ、
面貌滿月の如く、清淨にして瑕塵無し、
我今、勇猛第一尊を稽首し禮したてまつる、
當來の彌勒佛、那伽樹の下に坐して、
廣大の心を成就し、自然に佛道を得、
功德甚だ堅牢にして、能く勝る者有ること莫し、是の故に我自ら、無比妙法王に歸したてまつる。」

(八四)復、德勝佛、普明佛、勝敵佛、王相佛、相王佛、無量功德明自在王佛、藥王無礙佛、寶遊行佛、寶華佛、安住佛、山王佛有り。亦應に憶念し恭敬し禮拜すべし。偈を以て稱讚したてまつる。

「無勝世界の中に、佛有す德勝と號す、
我今「佛寶」、及び法寶僧寶を稽首し禮したてまつる、

【八四】次に他方現在十方中東方八佛章、これ東方を擧げて餘の九方を略す。長行と頌文とを對照するに十一佛名を出せども異名同體あるを以て要するに八佛となる。この一章古來、或は十一佛章と名け、或は東方八佛章と名くる所以知るべし。王相佛、相王佛は別に似て一佛なり。また、寶華佛、安住佛、山王佛もまたこれ一體なり。この八佛の本據は八吉祥神咒經、八陽神咒經、八吉祥經、八佛名號經等なるべし。

隨意喜世界に、佛有し善明と號す、
我今自ら〔佛寶〕、及び法寶僧寶を歸命したてまつる、
普賢世界の中に、佛有す勝敵と號す、
我今〔佛寶〕、及び法寶僧寶を歸命し禮したてまつる、
善淨集世界の、佛を王幢相と號す、
我今〔佛寶〕、及び法寶僧寶を稽首し禮したてまつる、
離垢集世界の、無量功德明と、
十方に自在なり、是の故に稽首し禮したてまつる、
不誑世界の中の、無礙藥王佛、
我今〔佛寶〕、及び法寶僧寶を頭面に禮したてまつる、
今集世界の中の、佛を寶遊行と號す、
我今〔佛寶〕、及び法寶僧寶を頭面に禮したてまつる、
美音界の寶華、安立山王佛、
我今〔佛寶〕、及び法寶僧寶を頭面に禮したてまつる、
今是の諸の如來、東方界に住在す、

我恭敬の心を以て、稱揚し歸命し禮したてまつる、
唯願はくは諸の如來、深く加するに慈悲を以てし、
身を現じて我が前に在して、皆目をして見ることを得しめたまへ。」

(八五)復次に過去、未來、現在の諸佛、盡く應に總念し、恭敬し禮拜すべし。偈を以て稱讚したてまつる。

「過去世の諸佛、衆の魔怨を降伏し、
大智慧力を以て、廣く衆生を利す、
彼の時の諸の衆生、心を盡して皆供養し、
恭敬して稱揚す、是の故に頭面に禮したてまつる、
現在十方界の、不可計の諸佛、
其の數恒沙に過ぐ、無量無有邊なり、
諸の衆生を慈愍し、常に妙法輪を轉じたまへり、
是の故に我恭敬し、歸命し稽首し禮したてまつる、
未來世の諸佛の、身色は金山の如く、
光明量有ること無し、衆相自ら莊嚴し、

【八五】これ總三世佛章なり。前は三世佛各別別念を明す。此には一括的にその總念を明す。

出世して衆生を度して、當に涅槃に入るべし、
是の如きの諸の世尊、我今頭面に禮したてまつる。」

〔八六〕復應に諸の大菩薩を憶念すべし。善意菩薩、善眼菩薩、聞月菩薩、尸毘王菩薩、一切勝菩薩、知大地菩薩、大藥菩薩、鳩舍菩薩、阿離念彌菩薩、頂生王菩薩、喜見菩薩、鬱多羅菩薩、和和檀菩薩、長壽王菩薩、羼提菩薩、韋藍菩薩、睒菩薩、月蓋菩薩、明首菩薩、法首菩薩、法利菩薩、彌勒菩薩、〔八七〕復、金剛藏菩薩、金剛首菩薩、無垢藏菩薩、無垢稱菩薩、除疑菩薩、無垢德菩薩、網明菩薩、無量明菩薩、大明菩薩、無盡意菩薩、意王菩薩、無邊意菩薩、日音菩薩、月音菩薩、美音菩薩、美音聲菩薩、大音聲菩薩、堅精進菩薩、常堅菩薩、堅發菩薩、堅莊上菩薩、常悲菩薩、常不輕菩薩、法上菩薩、法意菩薩、法喜菩薩、法首菩薩、法積菩薩、發精進菩薩、智慧菩薩、淨威儀菩薩、那羅延菩薩、善思惟菩薩、法思惟菩薩、跋陀婆羅菩薩、法益菩薩、高德菩薩、師子遊行菩薩、喜根菩薩、上寶月菩薩、不虛德菩薩、龍德菩薩、文殊師利菩薩、妙音菩薩、雲音菩薩、勝意菩薩、照明菩薩、勇衆菩薩、勝衆菩薩、威儀菩薩、師子意菩薩、上意菩薩、益意菩薩、增意菩薩、寶明菩薩、慧頂菩薩、樂說頂菩薩、有德菩薩、觀世自在王菩薩、陀羅尼自在王菩薩、大自在王

【八六】これ諸大菩薩の名なり。この中一百四十三菩薩あり。初分二十二菩薩は過去の菩薩なり。釋尊因中に諸の菩薩となつて本行を修し給ひし過去の菩薩名なり。多くは本行集經並に六度集經等に出でたり。

【八七】復金剛藏菩薩。已下はこれ現在十方の菩薩なる故に別說す。その數百二十一尊あり。

菩薩、無憂德菩薩、不虛見菩薩、離惡道菩薩、一切勇健菩薩、破闇菩薩、功德寶菩薩、華威德菩薩、金瓔珞明德菩薩、離諸陰蓋菩薩、心無礙菩薩、一切行淨菩薩、等見菩薩、不等見菩薩、三昧遊戲菩薩、法自在菩薩、法相菩薩、明莊嚴菩薩・大莊嚴菩薩、寶頂菩薩、寶印手菩薩、常擧手菩薩、常下手菩薩、常慘菩薩、常喜菩薩、喜王菩薩、得辯才音聲菩薩、虛空雷音菩薩、持寶炬菩薩、勇施菩薩、帝網菩薩、馬光菩薩、空無礙菩薩、寶勝菩薩、天王菩薩、破魔菩薩、電德菩薩、自在菩薩、頂相菩薩、出過菩薩、師子吼菩薩、雲陰菩薩、能勝菩薩、山相幢王菩薩、香象菩薩、大香象菩薩、白香象菩薩、常精進菩薩、不休息菩薩、妙生菩薩、華莊嚴菩薩、觀世音菩薩、得大勢菩薩、水王菩薩、山王菩薩、帝網菩薩、寶施菩薩、破魔菩薩、莊嚴國土菩薩、金髻菩薩、珠髻菩薩、是の如き等の諸大菩薩。皆應に憶念し恭敬し禮拜して阿惟越致を求むべし。

國譯十住毘婆沙論易行品　終

婆藪槃豆菩薩造
元魏菩提流支譯

無量壽經優婆提舍願生偈開題

一　撰者　本論の撰者天親菩薩は、佛滅後九百年頃、北印度犍陀羅國の都城なる富婁沙城の婆羅門種に生れ、父を憍尸迦といひ、兄弟三人あり、長を無著といひ、季弟を師子覺といふ。初、薩婆多部に於て出家せしが、後、經部を學んで薩婆多部の教義に平ならざるものあり、更に迦濕彌羅國に入つて諸學匠を歷訪し、歸つて所懷を陳して俱舍論を製す。後、中印度に至り、兄無著の提撕を受けて大乘に入り、之れより專ら大乘の諸經論を研鑽し多くの論疏を製す。之れを以て後世千部の論師の稱あり、中に於て支那に飜傳せられたるもの、唯識三十論、佛性論、十地經論、涅槃論等二十九部を現存せり。後、阿踰遮國に於て寂す。

菩薩一代の所學弘く諸經論に亙り、撰述するところ亦た多岐に亙るを以て、その教學の宗とするところは何れにありやについて、古來種種の異說行はる。たとへば法相宗は、唯識論を以て菩薩一代の所學の宗と判じ、法寶法師は涅槃論を以て菩薩の教學の最高なるものとなし、また澄觀法師は十地論

を以て菩薩蘊理の説と決せるが如し。然れども之れ等は皆己が宗とするところに立ちて判定を加へたるものにして、その是非は輙に判ずべからず。しかるに、今、本論は淨土の三經に依據して自らの信仰を表白せしものなれば、菩薩の宗教的信仰云何を檢討せんには、正に本論に俟たざるべからず。これ菩薩に多くの論迹あるにも係らず、淨土教が特に本論によつて菩薩の偉大なる宗教を鑽仰せんとする所以なり。

これに就いて一言附加せざるべからざるは、玄奘三藏が西域記に、菩薩は兄無著に先ちて寂し、兜率の内院に往生せしことを記せる事これなり。これを以て、後世、菩薩を兜率往生の願求者となし、本論の撰者を以て他に天親なる人の存するが如く解する者あり。然れども、玄奘三藏の所傳は恐らく印度に於ける一異説を傳へたるに過ぎざるべし。菩薩の他の著作に徵するも、西方願生者なりしことは明白なればなり。

二　飜譯　本論は北魏孝莊帝普泰元年を以て、菩提流支の譯するところなり。(或はいふ永安二年、洛陽永寧寺に於て譯すと。)流支はもと北印度の人、北魏の宣武帝盛に佛教を興隆するの時、正始五年を以て洛陽に入る。卽ち永寧寺に在つて盛に經論を飜傳し、當時譯場の元首たり。而して流支自ら彌陀信仰の人なりしものの如し。後、曇鸞の長生不死の妙術を求むるに當り、觀無量壽經を授けて彌陀念佛に歸せしむ。曇鸞淨土門に入りて後、この論の註二卷を撰して一論の幽寂を探り眞意を開顯せ

り。淨土敎は之れにより益々弘く流傳するに至れり。

三　流傳　本論の一たび飜譯せらるるや、當時は淨土敎の蔚興せんとする時なりしかば、諸學匠の間に盛に翫ばれたるものの如し。之れを以て註疏の製せらるるもの亦た二三にして止まらざりしものの如く曇鸞の論註二卷の現存する外に、隋代演空寺の靈裕の傳（續高僧傳卷十一）には「壽觀（乃至）往生論（乃至）各爲二疏記一」と云へり。更に當時の諸學匠の撰述中に引用せらるるものに至りては、淨影、天台、至相、嘉祥、慈恩等に亙り、懷感已下、淨土敎の諸師に至りては殆んど本論に依らざるものなきの盛觀を呈せり。

我國へ將來せられたる年時は不詳なるも、天武帝白鳳年中、元興寺の智光は疏五卷を撰せり。今は亡逸して傳らざるも、諸書に引用せらるるところを以てその片鱗を窺ふことを得べし。凝然の淨土源流章には評して、「彼取二曇鸞一以爲二義節一、曇鸞、智光倶是三論」といへり。法然上人に至つては本論を重んずること啻ならず。淨土の三經と併用して「三經一論」と稱し、淨土敎必須の疏抄とせり。これより上人の芳躅を慕へる諸宗派の本論を重ずること言ふを俟たずと雖も、就中淨土眞宗の祖親鸞聖人は特にこの淨土論を敬重し、その門流に屬する學匠は盛に論、論註の講讃に努め、法然上人の所謂三經一論の鴻判はこの師の一派に依つて實證せられし觀あり。從つて淨土論の研究は眞宗一派の學場最も精微を窮め頗る餘と同じからざるものあり。

四　題號　本論は詳さに「無量壽經優婆提舍願生偈」と題す。これが略稱について、經錄には無量壽經論といひ、淨影、天台、至相、迦才等は往生論といひ、西河、終南、慈恩等は淨土論といへり。法然上人の選擇集は前者を用ゐ、親鸞聖人の教行信證、銘文は後者を用ゐたり。

今、其の題についてその意を解說すべし。

無量壽經といふは、本論の偈文に「我依㆓修多羅眞實功德相㆒說㆓願偈㆒總持、與㆓佛教㆒相應」といへる修多羅のことにして、無量壽佛に關する經なることは勿論なるも、その何れの經を指すかに就いて古來異論あり。

一、別申大經とする說。これ大無量壽經一經によるとする說にして、智昇の開元釋教錄にその意見ゆ、智光の註疏亦たその意を同うするものの如し。

二、通申淨土諸經とする說。こは弘く淨土の諸經によるとするものにして、宗曉の樂邦文類にこれをいへり。

三、通申三經とする說。これ淨土三經によるとする說にして義寂これをいひ、論註の意に合するを以て、論註の諸註また多くこれを襲へり。優婆提舍とは十二部經の一にして、論議と譯す。これもと佛說教の一形式に名くる名目なれども、佛弟子の經教を解するに佛教と相應するもの亦た優婆提舍と名けたり。現存せる大藏の中、魏代に譯せられたる天親菩薩所造の諸論には多くこの名目を揭げ、曇

ち、妙法蓮華經優婆提舍（菩提流支譯、勒那摩提譯）、寶髻經四法優婆提舍（毘目智仙譯）、轉法輪經優婆提舍（同）、三具足經優婆提舍（同）の如きこれなり。願生偈とは往生を願求することを述べたる偈頌の意にして、卽ち論の初に列ねたる偈頌を指す、これ卽ち一論の主要なればなり。偈とは偈多、譯じて頌といふ。その種類によつて首盧、祇夜、伽他、慍陀南等あること常の如し。

要之、淨土の三經に依つて撰述せる論にして、淨土往生を願求することを明せる偈を以て、その主要部を成せることを示せる名目なり。之れを往生論又は淨土論といふは略稱なりと知るべし。

五　分科　本論は偈頌、長行を以て組織せらる。偈頌は五字一句、二十四偈を以て一心願生の意を述べ、長行は廣く偈の意を釋せるを以て、曇鸞大師は前後の二段を分ちて、總說分、解義分と名けたり。蓋し偈頌を以て三經に廣散せる所を總說し、長行を以て偈の義を解釋する意なり。今、兩者を明亮ならしむるために左に分科を揭ぐ。
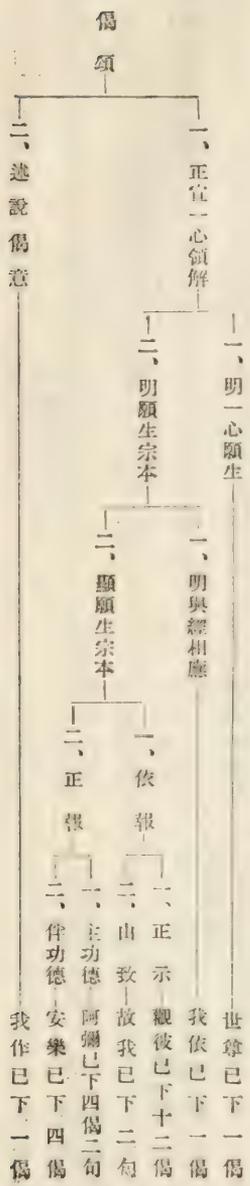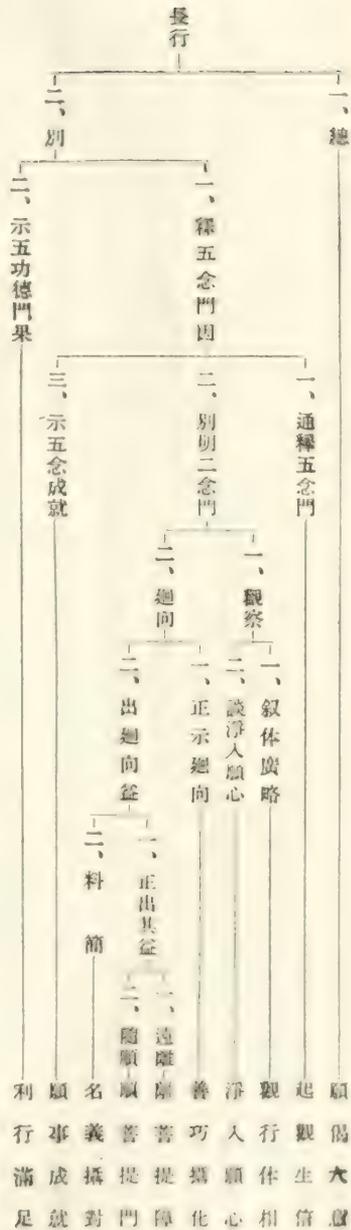
六　大綱

一、偈頌。一偈は一心願生の安心を示すを大意とす。初の四句は正しく之れを示し、次の二十二頌はその生起する宗本を掲げたるものなり。今、その所明を窺ふに、二十二偈は佛國土の莊嚴に器世間、衆生世間の二を分ちて之れを觀察することを述べ、二者の中間に故我願生彼阿彌陀佛國の二句を挿入して以て願生の意を示せり、器世間には主伴の二功德あれども、元より伴功德は主功德を莊嚴せるものにして、主功德を離れたるものに非ず、これを以て器世間功德の中の眷屬功德、主功德の中の大衆功德より開出せしものとする意を示して、伴功德の四種には特に別名を掲げず。又、器世間は衆生世間に受用せらるる所にして、衆生世間を以て體とし、之によつて住持せらるるものなり。

故に器世間、衆生世間、合して三種の莊嚴功德ありと雖、之れを統攝すれば主功德の一に結歸す。而して亦た主功德の八種は、その要、不虛作住持功德に歸するを以て、三嚴二十九種の莊嚴功德は遂に不虛作住持功德、卽ち一第十八願力に結歸するものなり。卽ち初四句に述べられたる一心願生は實にこの第十八願力に觀達して生ずるものなることを示すを一偈の大綱とす。

二、長行の大綱。長行は上の偈頌を釋するに、十門を分ちて詳說せり。十門の關係については前に揭ぐる分科に示すが如し。然るに、長行釋に至つては、その釋相稍〻偈頌と異れり。謂く、偈頌は一心願生の安心について示す釋相なれども、長行はこの安心が衆生の三業二利行に顯はれたる五念門行について之れを示し、約就するところに體、相の相違あり。而して曇鸞大師は偈頌を釋するに長行の意を以てし、偈頌を亦た五念門に配釋して、一心を釋しては「我一心者天親菩薩自督之詞、言念無碍光如來、願生安樂、心心相續、無他想間雜」といひ、歸命は禮拜門に、無碍光如來は讚歎門に配せり。五念二利の行は、本、法藏菩薩の因位に修するところにして、一心に體具するものなるを以て、獲信已後亦た相續の起行に相發するを常とす、換言すれば、偈頌は信心往生の說相にして長行は念佛往生の說相をとれるの傾向あり。十門の一一については本文子註に略示するが如し。

七　疏釋　菩提流支三藏一度この論本を譯してより曇鸞大師は直にこれが註釋を著はす、名けて「淨土論註」(具名は無量壽經優婆提舍願生偈註と稱す)と云ふ。鸞師已後、淨土論講讃の徒は一に指南と

す。法然上人の三經一論の選定ありてより、その門流の中鎭西流に在つては、記主禪師良忠、論註記五卷を著し、後學これを承け聖聰、良榮、了慧等陸續末釋を作る。然りと雖も鎭西宗學の方は所謂終南の觀經疏を講ずるに存し、論、論註の講讚は寧ろ眞宗宗乘の孜孜これを究めて倦まざるに數籌を輸するものあり。眞宗の論、論註研鑽の盛なるは高祖親鸞聖人に由來す。聖人自ら諱を天親と曇鸞とに得て造譜せる、その教學の洪範を論、論註に得來りて組織せる等、頗る因緣の深厚なるものあり。その門學の論、論註を講讚するもの多きは實にこれに依ると云ふべし。聖人はまた淨土論註を特に註論と呼び天親の論本とその格を同視せられし事實もこの論の末釋を論ずるものの記すべきこととなるべし。

眞宗宗學に屬すべき淨土論本直接の註釋としては僧鎔の述要一卷、慧然の大意一卷、履善の帝門四卷、普賢の管見記五卷、石泉の義疏一卷、道振の略解、慧海の啓蒙一卷、神興の講錄一卷、月珠の隨釋二卷、雲遵の講苑二卷等頗る多し。若それ淨土論註二卷の註釋としては更に多數の末釋を存すること言ふを俟たず。

已上略して淨土論旨を懸叙し了る。今示すところは少かに付文の一隅のみ。大分の深義は願力一乘の沖微に存す、學者希くは鸞師の註論を併せ究めて以て三隅を盡さむことを。

大正十年春三月　　譯者島地大等識

國譯無量壽經優婆提舍願生偈

(一)世尊我(二)一心に(三)盡十方、無礙光如來に(四)歸命したてまつり、(五)安樂國に生ぜんと(六)願す、

(七)我修多羅、(八)眞實功德相に依つて、願偈を說き總持して、佛敎と相應せり、

(九)(一)彼の世界の相を(一〇)觀ずるに、(一一)三界の道に勝過せり、

(一二)(二)究竟じて虛空の如く、廣大にして邊際無し、

(一三)(三)正道の大慈悲は、出世の善根より生す、

(一四)(四)淨光明滿足すること、鏡と日月輪

【一】一に總說分の中に二あり、一に偈に亦二、初に正しく一心の領解を宣ぶる中に二あり、一に一心願生を明す。

【二】天親菩薩の自督の詞にして、阿彌陀佛に對する絕對他力の信仰を表白せしもの。盡十方無礙光如來已下の三句この一心の相を詳說す。

【三】阿彌陀佛を光明の德により名けたるもの。阿彌陀佛の光明には無量の德ありて、無量壽經には十二光を以て之れを總該す。その中、今特に無邊光、無礙光の二德によつて佛名を立つ。卽ち盡十方とは法界に周遍して照さざるなき無邊の德をいひ、無礙光とは、その德よく衆生の癡闇を破して礙ふるものなき無礙の德をいふ。曇鸞は一偈を五念門に配釋し、之れを以て口業の讚歎とせり。

【四】他力救濟の敎命に歸順すること。曇鸞は之れを以て阿彌陀佛に對する身業の禮拜とせり。

【五】阿彌陀佛の西方淨土をいふ。この一句曇鸞は五念門の第三、作願門に配釋す。

【六】淨土に往生することを要期すること。未現前の境に向ふが故に願といふ。

【七】二に願生の宗本を明す中に二、初にこの四句は經と相應することを明す。

との如し。

(二五)(五)諸の珍寶の性を備へて、妙莊嚴を具足せり。

(二六)(六)無垢の光炎は、熾に明淨にして世間を曜かす。

(二七)(七)寶性功德の草は、柔輭にして左右に旋れり。觸るる者勝樂を生ずること、(二八)迦旃隣陀に過ぎたり。

(二九)(八)寶華千萬種あり、池流泉に彌覆せり。微風華葉を動かせば、交錯して光亂轉す。

(三〇)宮殿諸の樓閣にして、十方を觀ること無礙なり。雜樹に異光の色あり、寶欄遍く圍遶せり。

(三一)無量の寶交絡して、羅網虛空に遍し。種種の鈴響を發して、妙法音を宣吐す。

【八】淨土の三經に廣散せる三嚴二十九種の眞實功德莊嚴相を指す。

【九】二に正しく願生の宗本を顯はす。この下に依正、三嚴、二十九種の莊嚴功德を列ぬ。初に依報十七種の中、一に正示、二に所由。初の中、一に清淨功德を明す。これ總にして下の十六は別なり。曇鸞は已下を觀察門とす。

【一〇】觀知又は觀照の義にして、獲信の前後に通ず。この字、この清淨功德と、下の主功德の第八不虛作住持功德とに存す。清淨功德は依報功德の總句なるが故に。また不虛作住持功德は衆生世間の十二種功德の中、其主なるものなるが故に。かくて二十九種の莊嚴各各に皆この字ある意なることを顯はす。

【一一】欲界、色界、無色界をいふ。これ十方の國土に超過するを顯はす意なり。

【一二】二に量功德。

【一三】三に性功德。

【一四】四に形相功德。

【一五】五に種種事功德。

【一六】六に妙色功德。

【一七】七に觸功德。

【一八】印度に生ずる柔軟草の名。之れに觸るるもの皆快感を發ゆ。

【一九】八に三種功德。三種とは水、地、虛空の三をいふ。この三は同類のものなるを以て合せて一莊嚴とせり。初に水功德。

【二〇】二に地功德。

【二一】三に虛空功德。

（二二）（九）華衣を雨らして莊嚴し、無量の香普く薫ず。

（二三）（一〇）佛慧明淨の日は、世の癡闇の冥を除く。

（二四）（一一）梵聲の悟らしむること深遠なり、微妙にして十方に聞ゆ。

（二五）（一二）正覺の阿彌陀法王、善く住持したまへり。

（二六）（一三）如來淨華の衆は、（二七）正覺の華より化生す。

（二八）（一四）佛法の味を愛樂し、禪三昧を食と爲す。

（二九）（一五）永く身心の惱を離れ、樂を受くること常にして間無し。

（三〇）（一六）大乘善根の界は、等しくして譏嫌の名無し。女人と及び根缺と、二乘の種とは生せず。

（三一）（一七）衆生の願樂する所、一切能く滿足す。

【二二】九に雨功德。

【二三】十に光明功德。

【二四】十一に妙聲功德。

【二五】十二に主功德。

【二六】十三に眷屬功德。眷屬に二あり、一に淨土の假名人、二に穢土の假名人なり。今は正しく淨土の假名人なり。

【二七】正覺を成ずるところの華の意。正覺は衆生に屬す。大經に七寶華中に於いて自然に化生すといへるものこれなり。

【二八】十四に受用功德。

愛樂佛法味——法喜食
禪——禪悅食
三昧——三昧食

【二九】十五に無諸難功德。

【三〇】十六に大義門功德。

【三一】十七に一切所求滿足功德。上の諸功德に未だ明さざるところのもの皆この功德に攝す。

(三二)故に我、彼の阿彌陀佛の國に生ぜんと願ひたてまつる。

(三三)(一)無量大寶の王、(三四)微妙の淨華臺にゐます。

(三五)(二)相好の光一尋なり、色像群生に超えたり。

(三六)(三)如來微妙の聲、梵の響十方に聞ゆ。

(三七)(四)地水火風、虚空に同じて分別あること無し。

(三八)(五)天人(三九)不動の衆は、清淨の智海より生ず。

(四〇)(六)須彌山王の如くして、勝妙にして過ぎたる者無し。

(四一)(七)天人丈夫の衆、恭敬して遶りて瞻仰す。

(四二)(八)佛の本願力を(四三)觀ずるに、(四四)遇うて空しく過ぐる者無し。

能く速に、功德の大寶海を滿足せしむ。

【三二】二に所由。依報正報二功德の中間にあつて願生の由致を示し、以て前後に通ずるの意を顯はす。

【三三】二に正報の功德に二ある中、初に主功德に八、一に座功德。

【三四】華臺は八萬金剛、甄叔伽寶、梵摩尼寶、妙眞珠等を以て莊嚴せらるることを示す。

【三五】二に身業功德。

【三六】三に口業功德。

【三七】四に心業功德。

【三八】五に衆功德。天人とは之れに聲聞・緣覺・菩薩を攝す、偈句に迫きるが故に人天を擧げて他を略す。

【三九】一度淨土に生ずれば復た退沒の難なきが故に。

【四〇】六に上首功德。

【四一】七に主功德。

【四二】八に不虛作住持功德。

【四三】上の淸淨功德の下の觀と同意なり。

【四四】値見の義とするを論の當意とす。又た聞信の意あり。

（四五）（一）安樂の國は清淨にして、常に無垢輪を轉じ、化佛菩薩の（四六）日は、須彌の住持するが如し。

（四七）（二）無垢莊嚴の光、一念及び一時に、普く諸佛の會を照し、諸の群生を利益す。

（四八）（三）天の樂と華と衣と、妙香等とを雨らして供養し、諸佛の功德を讃ずるに、分別の心有ること無し。

（四九）（四）何等の世界にか、佛法の功德寶無き。我願はくは皆往生して、佛法を示すこと佛の如くならん。

（五〇）我論を作り偈を說く、願はくは彌陀佛を見たてまつり、普く諸の衆生と共に、安樂の國に往生せしめたまへ。

（五一）無量壽修多羅の章句、我偈誦を以て總じて說き竟りぬ。

（五二）論じて曰く、『此の願偈には何の義をか明す。』（五三）『彼の安樂世界を觀じ（五四）阿彌陀佛を見

【四五】佛功德の中に四あり、一に不動而至の德、初の二句は說法輪、後の二句は神通輪なり。

【四六】佛、菩薩の法身を日に、應化身を影に喩ふ。

【四七】二に一念遍至の德。

【四八】三に供讃自在の德。

【四九】四に示教普化の德。

菩薩四種の功德の中、前の三は有佛土の行にして、この一は無佛土の行なり。

【五〇】二に偈を說くの意を述ぶ。

【五一】二に結。

【五二】以下解義分に二、一に總て曇鸞は已下の長行解義分を分ちて十段とし、此一段を願

たてまつりて、(五五)彼の國に生ぜんと願ずることを(五六)示現するが故に。』

(五七)『云何が(五八)觀じ、云何が信心を生ぜん。』

(五九)『若し善男子、善女人、五念門行を修して成就すれば、畢竟じて安樂國土に生じて、彼の阿彌陀佛を見たてまつることを得。』(六〇)『何等か五念門なる。』『一つには禮拜門、二つには讚歎門、三つには作願門、四つには觀察門、五つには廻向門なり。』『云何が禮拜する。』『身業をもて阿彌陀(六一)如來應正遍知を禮拜し、彼の國に生ずる意を爲すが故に。』『云何が讚歎する。』『口業をもて讚歎したてまつる。彼の如來の名を稱するに、(六二)彼の如來の光明智相の如く、(六三)彼の名義の如く、如實に修行し相應せんと欲するが故に。』『云何が作願する。』『心に常に作願し、一心に專ら畢竟じて安樂國土に往生せんと念じ、如實に、

偈大意と稱す。偈頌の大綱を提示するの意なり。

【五三】偈頌の依報功德十七種に當る。

【五四】同じく正報功德の中佛八種功德に當る。この中菩薩の四種功德を攝す。

【五五】同じく依正二報の中間にある故我願生彼等の二句に當る。

【五六】顯示の意。

【五七】二に別の中、一に五念の因を明すに三、一に通じて五念を明す。曇鸞は以下を起觀生信と稱す。

【五八】偈頌の清淨功德、不虛作住持功德に出でたる觀の字と同義なり。

【五九】初に五念力を示す。即ち五念の得益を顯はす。

【六〇】二に五念門を出す。念は憶念または係念の義、想を安樂に係くるが故に名けて念といふ。この五念は信心の三業に發動せる相なり。

【六一】佛十號の中の三をあぐ。

- 如來――多陀阿伽度
- 應――阿羅訶
- 正遍知――三藐三菩提

【六二】佛の光明は佛智を以て因とし、十方世界を照曜して、一切衆生の無明の黑闇を除くをその相、用とす。之を衆生よりいへば、佛の實相爲物の二身を知り、その光明智相に隨順し信心を獲得して、攝取不捨の益に與るをいふ。

【六三】上の句の意を成す。即ち盡十方無礙光如來の佛名は上の光明の德より名けたるものなれば、これに隨順するを彼の名義の如くといふ。

(六四)奢摩他を修行せんと欲ふが故に。』『云何が觀察する。』『智慧をもて觀察す。正念に彼を觀じて、如實に(六五)毘婆舍那を修行せんと欲ふが故に。』『彼の觀察に三種有り。何等か三種なる。』『一つには彼の佛國土の莊嚴功德を觀察し、二つには阿彌陀佛の莊嚴功德を觀察し、三つには彼の諸の菩薩の莊嚴功德を觀察す。』『云何が廻向する。』『一切苦惱の衆生を捨てずして、心に常に作願し、(六六)廻向を首と爲して大悲心を成就することを得るが故に。』

(六七)『云何が、彼の佛國土の莊嚴功德を觀察する。』(六八)『彼の佛國土の莊嚴功德といふは、不可思議力を成就せるが故に。彼の(六九)摩尼如意寶性の如きの相似、相對の法なるが故に。彼の佛國土の莊嚴功德成就を觀察すといふは、十七種有り。應に知るべし。』『何等か十七なる。』(七〇)『一つには莊嚴(七一)清淨功德成就、二つには莊嚴無量功德成就、三つには莊嚴性功德成就、四つには莊嚴(七二)形相功德成就、五つには莊嚴(七三)種種事功德成就、六つには莊嚴妙色功德成

【六四】止と譯す。一切の惡を止むること。

【六五】觀と譯す。西方の依正二報を觀察すること。

【六六】廻向と大悲とは始終を成するものなり。廻向は大悲心より生じ、また以て大悲心を成ずるなり。

【六七】二に別して二念を明す中、初に觀察を明す、又二、一に觀體の廣略を明す。曇鸞は觀行體相と名づく。初めに器世間を明す。此下三あり。以下に觀察、廻向を詳說する所以は、廣く觀察を廣說するは、廣略不二の一心を觀察して一心歸命の信心を生ずるにあり。廻向を廣說するは衆生を攝取して、彼の佛國土に生ぜしむるにあり。これを巧方便廻向といふ。卽ち普共諸衆生の意なり。

【六八】一に國土の體相。

【六九】如意珠の名。舍利の化するところにして、性は生の義、無量の珍寶を生ずること、人の意の如くなるをいふ。以つて安樂淨土の不可思議性を喩示するなり。

【七〇】之を圖表せば左の如し。

就、七つには莊嚴觸功德成就、八つには莊嚴三種功德成就、九つには莊嚴雨功德成就、十には莊嚴光明功德成就、十一には莊嚴妙聲功德成就、十二には莊嚴主功德成就、十三には莊嚴眷屬功德成就、十四には莊嚴受用功德成就、十五には莊嚴無諸難功德成就、十六には莊嚴大義門功德成就、十七には莊嚴一切所求滿足功德成就なり。莊嚴清淨功德成就とは、偈に觀彼世界相勝過三界道と言へるが故に。莊嚴無量功德成就とは、偈に究竟如虛空廣大無邊際と言へるが故に。莊嚴性功德成就とは、偈に正道大慈悲出世善根生と言へるが故に。莊嚴形相功德成就とは、偈に淨光明滿足如鏡日月輪と言へるが故に。莊嚴種種事功德成就とは、偈に備諸珍寶性具足妙莊嚴と言へるが故に。莊嚴妙色

【七一】清淨とは大涅槃に名く。極樂界は迷界妄染の法を離れたるの意。

【七二】淨土は光明を以て形相とす。これによつて淨土をまた無量光明土とも名づく。

【七三】淨土は金銀瑠璃等種種の寶を以て成じ、具足して缺くることなきをいふ。
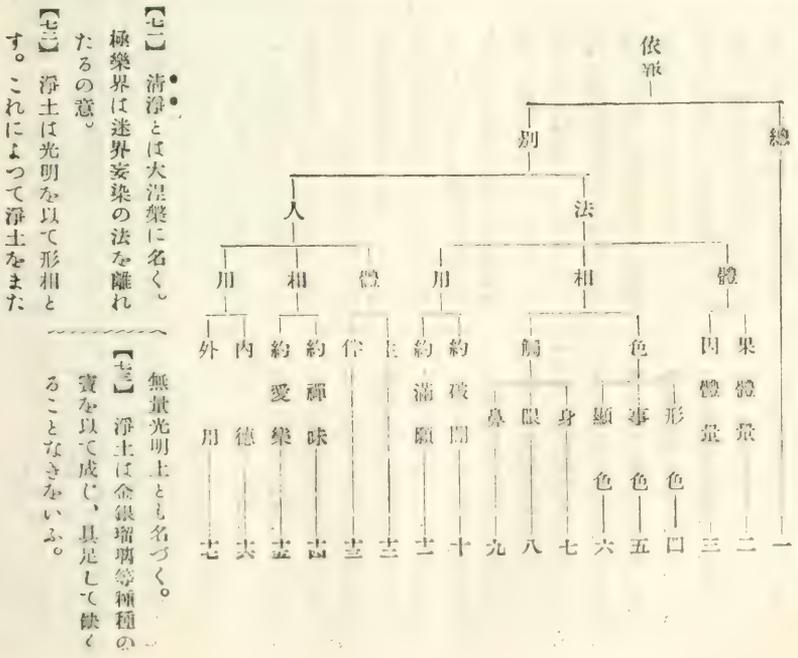
功德成就とは、偈に無垢光炎熾明淨曜世間と言へるが故に。莊嚴觸功德成就とは、偈に寶性功德草柔輭左右旋觸者生勝樂過旃隣陀と言へるが故に。莊嚴三種功德成就とは、三種の事有り、應さに知るべし。「何等か三種なる。」一つには水、二つには地、三つには虛空なり。莊嚴水功德成就とは、偈に寶華千萬種彌覆池流泉微風動華葉交錯光亂轉と言へるが故に。莊嚴地功德成就とは、偈に宮殿諸樓閣觀十方無礙雜樹異光色寶欄遍圍遶と言へるが故に。莊嚴虛空功德成就とは、偈に無量寶交絡羅網遍虛空種種鈴發響宣吐妙法音と言へるが故に。莊嚴雨功德成就とは、偈に雨華衣莊嚴無量香普薰と言へるが故に。莊嚴光明功德成就とは、偈に佛慧明淨日除世癡闇冥と言へるが故に。莊嚴妙聲功德成就とは、偈に梵聲悟深遠微妙聞十方と言へるが故に。莊嚴主功德成就とは、偈に正覺阿彌陀法王善住持と言へるが故に。莊嚴眷屬功德成就とは、偈に如來淨華衆正覺華化生と言へるが故に。莊嚴受用功德成就とは、偈に愛樂佛法味禪三昧爲食と言へるが故に。莊嚴無諸難功德成就とは、偈に永離身心惱受樂常無間と言へるが故に。莊嚴大義門功德成就とは、偈に大乘善根界等無譏嫌名女人及根缺二乘種不生と言へるが故に。淨土の果報は二種の譏嫌の過を離れたり。應に知るべし、一つには體、二つには名なり。體に三種有り。一つには二乘の人、二つには女人、三つには諸根不具の人なり。此の三つの過無きが故に離體譏嫌と名づく。名に亦三種有り、但三つの體無きのみに非ず、乃至二乘と女人と諸根不具との三種の名をも聞かざるが故に。莊嚴一切所求滿足功德成就とは、偈に衆生所願樂一切能滿

足と言へるが故に。（七四）略して彼の阿彌陀佛國土の十七種の莊嚴成就を說きて、如來の自身の利益大功德成就と、利益他功德成就とを示現するが故に。（七五）彼の無量壽佛國土の莊嚴は第一義諦妙境界の相なり。（七六）十六句と及び一句とを次第に說くこと應に知るべし。』『云何が佛の莊嚴功德成就を觀ずる。』（七七）『佛の莊嚴功德成就を觀ずとは、八種の相有り、應に知るべし。』『何等か八種なる。』『一つには莊嚴座功德成就、二つには莊嚴身業功德成就、三つには莊嚴口業功德成就、四つには莊嚴心業功德成就、五つには莊嚴大衆功德成就、六つには莊嚴（七八）上首功德成就、七つには莊嚴主功德成就、八つには莊嚴不虛作住持功德成就なり。』『何者か莊嚴座功德成就なる。』『偈に無量大寶王微妙淨華臺と言へるが故に。』『何者か莊嚴身業功德成就なる。』『偈に相好光一尋色像超群生と言へるが故に。』『何者か莊嚴口業功德成就なる。』『偈に如來微妙聲梵響聞十方と言へるが故に。』『何者か莊嚴心業功德成就なる。』『偈に同地水
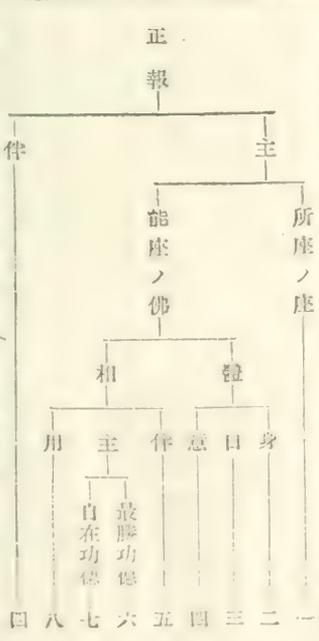
【七四】二に二利を示現す。
【七五】三に入第一義諦を明す。淨土は涅槃眞實第一義諦の法にして、後の十六莊嚴はその妙境界相なることを示す。十七種莊嚴の中、初の一は總、後の十六は別なり。
【七六】この總別の十七種莊嚴は、觀行の次第に從つて說くをいふ。
【七七】二に衆生世間の中に一に主功德。

【七八】十方三世諸佛の本自法王なる意。

火風虚空無分別と言へるが故に。無分別とは分別の心無きが故に。『何者か莊嚴大衆功德成就なる。』『偈に天人不動衆清淨智海生と言へるが故に。』『何者か莊嚴上首功德成就なる。』『偈に如須彌山王勝妙無過者と言へるが故に。』『何者か莊嚴主功德成就なる。』『偈に天人丈夫衆恭敬繞瞻仰と言へるが故に。』『何者か莊嚴不虚作住持功德成就なる。』『偈に觀佛本願力遇無空過者能令速滿足功德大寶海と言へるが故に。』即ち彼の佛を見たてまつれば、(七九)未證淨心の菩薩畢竟じて(八〇)平等法身を證することを得て、(八一)淨心の菩薩と(八二)上地の諸菩薩と、畢竟じて同じく(八三)寂滅平等を得るが故に。略して八句を說きて如來の自利・利他の功德莊嚴次第に成就したまへることを示現す。應に知るべし。』

『云何が菩薩の莊嚴功德成就を觀察する。』『菩薩の莊嚴功德を觀察すとは彼の菩薩を觀ずるに四種の正修行功德成就有り。應に知るべし。』(八四)『何者をか四つと爲す。』(八五)『一つには一佛の土に於て身動搖せずして而も十方に徧し、種種に應化して如實に修行して、常に佛事を作す。偈に安樂國清淨常轉無垢輪化佛菩薩日如須彌住持と言へるが故に。諸の衆生の淤泥の華を開かしむるが故に。(八六)二つには彼の應化身、一切の時に前ならず後ならず、一心一念に大光明を放ちて、悉く能く徧く十

【七九】初地より七地に至る位の菩薩。
【八〇】八地以上の法性生身の菩薩。
【八一】八地の菩薩。
【八二】九・十地の菩薩。
【八三】法身の菩薩所證の寂滅平等の法をいふ。
【八四】以下の菩薩の四種功德は依報及び佛の莊嚴功德の如く別名を揭げず。これ菩薩功德、大衆功德の別立とするの意なるによる。
【八五】一に不動而至の德。
【八六】二に一念遍至の德。

方世界に至りて衆生を敎化す。種種の方便修行の所作、一切衆生の苦を滅除するが故に。偈に無垢莊嚴光一念及一時普照諸佛會利益諸群生と言へるが故に。（八七）三つには彼の一切世界に於て餘り無く、諸佛會の大衆を照すに餘り無く、廣大無量に供養し恭敬して諸佛如來の功德を讃歎す。偈に雨天樂華衣妙香等供養讃諸佛功德無有分別心と言へるが故に。（八八）四つには彼の十方一切世界の三寶無き處に於て佛、法、僧寶の功德大海を住持し莊嚴して徧く示して如實修行を解らしむ。偈に何等世界無佛法功德寶願我皆往生示佛法如佛と言へるが故に。」

（八九）「又向に莊嚴佛土功德成就と、莊嚴佛功德成就と、莊嚴菩薩功德成就とを觀察することを說きつ。此の三種の成就は願心をもて莊嚴せりと知るべし。（九〇）略して（九一）入一法句を說くが故に。（九二）一法句とは謂はく淸淨句なり。淸淨句は謂はく（九三）眞實智慧（九四）無爲法身なるが故に。此の淸淨に

【八七】三に供讃自在の德。

【八八】四に示法普化の德。

【八九】二に淨入願心を明す。曇鸞はこの一段を同じく淨入願心と稱せり。上來明せる三種の莊嚴はもと一願心を以て莊嚴せるものなるが故に、卷けば亦た一願心に歸することを明すを大意とす。この下三ある中、初に願心莊嚴の旨を明す。

【九〇】二に上を成じ下を起す。

【九一】之れに對絕の二釋あり。相對門によれば、二十九種の功德、一淸淨功德中に攝入すること。絕對門によれば卽ち不二法門をいふ。二十八句一一淸淨句に入り、一淸淨句また二十九種一一の中に現じ、相涉互具して融通無礙なること。

【九二】三に廣略相入を明す。この三句は展轉相入して、次第に後句を以て前句を成ずる意とす。謂く一法句と名くるものは淸淨を以ての故に、淸淨と名くるものは眞實智慧無爲法身を以ての故に。

【九三】實相の智慧をいふ。實相は無相なるが故に眞智無智なり。眞智無智の故に知らざるなし。故に一切種智を眞實智慧といふ。

【九四】法性身をいふ。法性寂滅なるが故に法身は無相なり。これを以て相ならざるなし、故に莊嚴身卽ち法身なり。

二種有り、應に知るべし。』『何等か二種なる。』『一つには器世間清淨、二つには衆生世間清淨なり。器世間清淨とは向に說くが如き十七種の莊嚴佛土功德成就なり。是を器世間清淨と名づく。衆生世間清淨とは、向に說くが如き八種の莊嚴佛功德成就と、四種の莊嚴菩薩功德成就となり。是を衆生世間清淨と名づく。是の如く、一法句に二種の清淨の義を攝す。應に知るべし。』

(九五)『是の如く菩薩奢摩他と毘婆舍那との(九六)廣略を修行して(九七)柔輭心を成就し、如實に廣略の諸法を知る。是の如くして巧方便廻向を成就す。』『何者か菩薩の巧方便廻向なる。』『菩薩の巧方便廻向とは、謂はく(九八)禮拜等の五種の修行をもて集むる所の一切の功德善根を說きて、自身住持の樂を求めず、一切衆生の苦を拔かんと欲するが故に。(九九)一切衆生を攝取して共に同じく彼の安樂佛國に生ぜんと作願す。是を菩薩の巧方便廻向成就と名づく。』

『菩薩是の如く善く廻向成就を知れば、卽ち能く三種の菩提門相違の法を遠離す。』『何等か三種なる。』(一〇〇)『一つには智慧門に依りて自樂を求めず、

【九五】二に廻向を釋するに二あり。一に正しく廻向を示す。曇鸞は此一段を善巧攝化と稱せり。

【九六】廣とは三嚴二十九種の莊嚴にして、淨土の德相差別を示し、略とは一法句にして、淨土の實體を顯はす。この廣略不二の第一義諦妙境界相に對し止觀の行を修するなり。

【九七】廣略止觀相順修行して不二心を成ずるをいふ。

【九八】以下廻向の二字を釋す。

【九九】以下巧方便の三字を釋す。

【一〇〇】二に廻向の障を消すに二、一に正しく其義を出すに亦た二、一に智慧、慈悲、方便の三門によつて自身住持の樂を求めざることを示す。曇鸞はこの一段を離菩提障と名づく。これ遮詮門なり。

我が心自身に貪著することを遠離するが故に。二つには慈悲門に依りて一切衆生の苦を拔き、衆生を安んずること無き心を遠離するが故。三つには方便門に依りて一切衆生を憐愍する心自身を供養し恭敬する心を遠離するが故に。是を遠離三種菩提門相違の法と名づく。』

『菩薩是の如き三種の菩提門相違の法を遠離して、三種の隨順菩提門の法を滿足することを得るが故に。』『何等か三種なる。』【一〇一】『一つには無染清淨心、自身の爲に諸樂を求めざるを以ての故に。二つには安清淨心、一切衆生の苦を拔くを以ての故に。三つには樂清淨心、一切衆生をして大菩提を得しむるを以ての故に。衆生を攝取して彼の國土に生ぜしむるを以ての故に。是を三種の隨順菩提門の法滿足すと名づくと、應に知るべし。』

【一〇二】『向に說く智慧と慈悲と方便との三種の門は、【一〇三】般若に攝取す。般若は【一〇四】方便に攝取すと、應に知るべし。向に說く遠離我心不貪著自身と、遠離無安衆生心と、遠離供養恭敬自身心と、此の三種の法は障菩提心を遠離すと、應に知るべし。向に說く無染清淨心と、安清淨心と、樂清淨心と、此の【一〇五】三種の心は略して一處に妙樂勝眞心を成就すと、應に知るべし。

【一〇一】二に無染、安、樂の三清淨心をあげて菩提に順ずるの法を示す。曇鸞は順菩提門と名づく、これ眞實門なり。

【一〇二】三に料簡。曇鸞はこの下を名義攝對と名づく。無染、安、樂の三清淨心は、一の妙樂勝眞心に攝せらるることを述ぶ。これ願作佛心の一心なり。

【一〇三】實智にして、眞如に體達せる智のこと。

【一〇四】權に適する智、即ち前の智慧、慈悲、方便の三を攝す。

【一〇五】三に五念具足して[illegible]能事成就せることを明す。曇鸞は願事成就と名づく。

『是の如く、菩薩智慧心と、方便心と、〔一〇六〕無障心と、〔一〇七〕勝眞心とをもて能く清淨の佛國土に生ず。應に知るべし。是を菩薩摩訶薩五種の法門に隨順して、作す所意に隨ひて自在に成就すと名づく。向に說く所の如き〔一〇八〕身業、口業、意業、智業、方便智業は、隨順の法門なるが故に。』

〔一〇九〕『復五種の門有りて、〔一一〇〕漸次に五種の功德を成就す。應に知るべし。何者か五門なる。』『一つには近門、二つには大會衆門、三つには宅門、四つには屋門、五つには〔一一一〕園林遊戲地門なり。此の五種の門は、初の四種の門は〔一一二〕入の功德を成就し、第五の門は出の功德を成就す。〔一一三〕入の第一門とは、阿彌陀佛を禮拜したてまつり、彼の國に生ぜんとするを以ての故に、安樂世界に生ずることを得、是を入の第一門と名づく。入の第二門とは、阿彌陀佛を讃歎したてまつり、名義に隨順して如來の名を稱し、如來の光明智相に依りて修行するを以ての故に。大會衆の數に入ることを得、是を入の第二門と名づく。入の

【一〇六】離菩提障の三心をいふ。」

【一〇七】順菩提門の三心をいふ。ここに掲ぐる四心は如來利他の眞心にして即ち大悲廻向の心なり。

【一〇八】前に出せる五念をいふ。五念はよく往生淨土の法門に隨順するを以て業と名づく。

【一〇九】二に五念の果を示す。蓋はこの一段を利行滿足と名づく。

【一一〇】得るに時あり、行ずるに序あることを示す。これ廣門に約す。

【一一一】迷界なる生死の世界を園林に喩へ、菩薩の自在度生の相を遊戲といふ。

【一一二】入出は自利利他に配して解すべし。

【一一三】この五果は五因によつて得るところとするが故に五因五果の對配を示す。然るに親鸞聖人は一論を見るに一因一果の法則を示すとし、諸門によるを以て、五因五果を以て七因三果の建立となし、近門大會衆門は現生正定聚の位とし、宅門、屋門は法性方便の二身とし、園林遊戲地門を以て穢國に出でて化益衆生の相とせり。

第三門とは、一心專念に彼に生ぜんと作願して奢摩他寂靜三昧の行を修するを以ての故に、〔二四〕蓮華藏世界に入ることを得、是を入の第三門と名づく。入の第四門とは、專念に彼の妙莊嚴を觀察して毘婆舍那を修するを以ての故に、彼の所に到りて種種の法味樂を受用することを得、是を入の第四門と名づく。出の第五門とは、大慈悲を以て一切の苦惱の衆生を觀察して應化身を示し、生死の園、煩惱の林の中に廻入して、神通に遊戲して教化地に至る。本願力を以て廻向するが故に、是を出の第五門と名づく。菩薩は入の四種の門をして自利の行成就す、應に知るべし。菩薩は出の第五門をもて廻向利益他の行を成就す。應に知るべし。菩薩是の如く五念門の行を修して自利利他して、速に阿耨多羅三藐三菩提を成就することを得るが故に。」

【二四】西方淨土をいふ。

無量壽修多羅優婆提舍願生偈、略して義を解し竟りぬ。

國譯無量壽經優婆提舍願生偈　終

大乘論師婆藪盤豆菩薩釋
後魏北天竺三藏菩提留支共沙門曇林等譯

國譯法華論開題

第一　論主の略傳

論主天親の出生時代には異說あり。或は支那周の孝王四年（西曆紀元前四三七）の相當と云ひ、或は漢の宣帝甘露四年（西曆紀元前五〇）と云ふ。若し前說に依れば釋尊の滅後約五百年なり。後說に依れば九百年の人なり。後世の學者は多く後の九百年說を取れり。

五百年說は『佛祖統紀』卷三十五を看るべし。『俱舍頌疏』卷一の序（寶曾）に云く、「昔釋迦去代、過九百年、天親菩薩、造論千部」、是れ九百年說なり。又『西域記』卷五には佛滅後一千年の時の出世と記せり。此は更に別說なれども九百年に親し。總じて今の論主に限らず諸論師の出生時代多く確定せず。就中龍樹の如きは佛滅後一百年說、二百年說、三百年說、五百年說、六百年說、七百年說、八百年說、九百年說等あり。從來史籍の具備せざる印度なれば、此等異說の生ずることは亦免れ難きことなりとす。

天親は北天竺の人、姓は憍尸迦（Kausika）、婆羅門種なり。其の父神に祈請して二子を擧げ、與に婆藪盤豆（Vasubandhu）と名づく。婆藪は世、盤豆は親なり。此の名は元彼の祈るところの神の名

子なり。此等を以て考ふれば『本傳』の兄弟三人說は定めて訛謬なり。近世の印度宗教史には無著、天親の二人のみを兄弟と爲して全く師子覺を數へざるもの多し。今の取用する所以なり。

兄弟二人同じく說一切有部に於て出家したるが、兄は疾くに小乘を捨てて大乘に入りたり。（無著の名は其の大乘に入る後の稱なりと云ふ）。著す所『瑜伽師地論』『莊嚴經論』『中邊論』『分別論』『顯揚聖敎論』等の諸書あり。龍樹の性空宗に對して別に有相宗の一旗幟を樹て、雄名を全印度に馳す。（『顯揚聖敎論』の他は何れも夜中兜率天に昇り彌勒菩薩の示敎を受けて書きたりと傳ふ）。弟、天親は初に『俱舍論』を作つて大乘を破し、小乘に確執せしが、兄、無著之を愍むで、一夜、其の弟子をして天親の宿舍に就き、戶牖の外に於て、『華嚴』の十地品及び『阿毘達磨』の攝大乘品を諷誦せしむ。天親聞いて大に感悟するところあり、深く舊執を慚愧し、銛刀を以て將に自ら其の舌を斷たむとす。久しく舌を以て大乘を誹謗したるの罪を償はむが爲なり。時に應じて無著忽然其の前に現じ制止して曰く、從來舌を以て大乘を毀る、何ぞ今より改めてその舌を以て大乘を讚めざるや、舌を斷ち言を絕たば云何して、衆生を救はむと。此に於て天親益感奮し、其れより大乘を無著に諮受し、精を研き、神を覃くし、幽玄の理到らざる無く、深致の妙窮めざる無く、遂に『十地』『涅槃』『法華』『般若』『維摩』等の諸大乘經の別申の論、並びに『攝大乘』『唯識』『佛性』等の通申の論合せて約一百部を述作す。中に就て『十地』『攝大乘』の二論は改悔歸大の因緣に酬ゆる最初の述作なりと云ふ。世に之を千部の大論師と稱し、又其の德を初地以上の權化、四依の大士なりと爲して、天

親菩薩と稱す。寂する歳八十なり。

大士入寂の因縁は『本傳』と述へり。今は『唯識樞要』巻上に記するところに依る。『西域記』巻五は概略『樞要』に同じ。『十住』等の諸論の中『維摩論』は漢譯に無し。千部の論師と云へば未だ漢地に來らざる諸論他に尚ほ多く在りしならむ。その既に來れるものは現に皆大藏の中に在り。

千部論師と稱するに就て亦異說あり。或は大乘論百餘部、餘は小乘論なりと云ひ、或は大乘論五百部、小乘論五百部なりと云ふ。『俱舍愚聞記』巻一上に記せるが如し。尙ほ天親のみならず龍樹をも千部の論師と稱すること天台の『摩訶止觀』巻七に存え、又從義の『補注』巻十二には龍樹の造論一千三百部あることを記せり。之に反して嘉祥の『大乘玄論』巻五には龍樹の論百部なりと爲せり。前に比して甚だ僅少なり。然るに龍樹天親の造論にして未だ漢地に來らざるものは何に依つてか其の數を知らむ、畢竟詞の響きのみ。唯千部の論師と稱するに由つて多數の論ありしと云へば則ち可なり。

因みに、付法藏の第二十祖婆修盤陀を天親なりと爲す說あり。之に對しては證眞の『摩訶止觀私記』巻一に具さに評破せるが如し。又右評破の次に龍樹天親二人の出世の前後に就いて『大智度論』巻四十九、「此地相如二十地論廣說」と云へる文の疑を詳に辯明せり。志あらむ者は往いて看よ。

第二　論の梵名及び翻譯

具さに本論の梵名を存せば薩達磨芬陀利伽修多羅優婆提舍（Saddharma-puṇḍarīka-sūtra-Upadeśa）なり。薩は妙、達磨は法、芬陀利伽は蓮華、修多羅は經、優婆提舍は論、即ち妙法蓮華經論なり。今『妙法蓮華經優婆提舍』と題したるは漢と梵とを各各標して所釋（經）能釋（論）を分知せしめたるが故なり。優婆提舍は新譯の本には鄔波題鑠と書せり。十二部經の中の一なり。此れに二あり、一には

佛自說の論、二には弟子の菩薩及び阿羅漢の論、本論の如きは第二の攝なり。論は具さには論議と云ふ、問答論議して義理を明了ならしむるなり。又遂分別所說とも飜す。遂は究盡の義、究盡して契經所說の義理を分別するが故なり。

本論の飜譯に二本あり。其の第一次は左の如し。

『妙法蓮華經優婆提舍』　一卷　勒那摩提(Ratnamati)譯。

譯者勒那摩提(寶意)は中印度の人、北魏宣武帝の正始五年(永平元年)洛陽に届りて本論と外二卷の論合せて三部九卷を譯出す。

『開元釋敎錄』卷十二に云く、「妙法蓮華經論一卷、婆藪盤豆造、元魏中、天竺三藏勒那摩提、共二僧朗等一譯、第一譯。」同書卷六に又云く、「妙法蓮華經一卷、婆藪盤豆菩薩造、亦云二法華論一、侍中崔光、僧朗筆受、見二長房錄一、初出、與二菩提留支譯一大同小異、題云二妙法蓮華經優婆提舍一。」

其の第二次の飜譯は左の如し。

『妙法蓮華經優婆提舍』　二卷　菩提留支(Bodhiruci)譯。

譯者菩提留支(道希)は北印度の人、北魏の永平年中支那に來り、宣武帝の寵遇を得、永寧大寺に居て本論及び『金剛般若經』『十地論』等凡そ三十部百一卷を譯出す。

『開元釋敎錄』卷六に云く、「法華經論二卷、題曰二妙法蓮華經優婆提舍一、或一卷、曇林筆受、並製レ序、第二出、與二勒寶意所出一同本、初有二歸敬頌一者。」

の中の菩提流支は第二出の譯者たる菩提流支には非ざるべし。若し第二出の譯者たる菩提流支ならば前の三人各翻の時と後の第二出と一人兩度の譯を爲したることとなりて、事理應ぜず。よりて按ずるに三人各翻の時の菩提流支は定めて是れ曇摩流支の訛なるべし。而して何故にこの訛を生じたりやと云へば、唐代に別に曇摩流支ありて、其の人後に名を菩提流支と改む、蓋し此れに混じて勒那摩提等時の曇摩流支をまた菩提流支と爲したるならむ。尙ほ逐つて按ずべきのみ。

今の國譯は主として第二譯の本に據れども亦第一譯をも參照し、及び更に二本の異本をも考へて、務めて意義の通利なるものを取れり。覧む者諒せよ。

第三　論の概要

其一　大段

智證の『法華論記』卷一に論の義門五章三十二大段を擧げたり。五章とは、七成就と五示現と七喩と三平等と十無上となり。合して三十二の大段義門を成ず。七成就は序品を釋し、五示現は方便品を釋し、餘の七喩、三平等、十無上の三章は通じて諸品を釋す。之を本經の三段に準ずるに、七成就は序分なり。五示現と七喩と三平等と十無上の中の九無上とは正說分なり十無上の第十勝妙力無上より法力、持力、修行力を開するは流通分なり。この三十二大段を本經の各品に配せば左の如し。（主として傳教の『法華論科文』に依る）

序　品

七成就

方便品

五示現

諸　品

七喩

十無上の中の第十無上　諸品

法力

修行力

第二　行苦行力……………………………………藥王品、妙音品
第三　護衆生諸難力……………………………觀音品、陀羅尼品
第四　功德勝力……………………………………妙莊嚴王品
第五　護法力………………………………………普賢品

尙ほ三十二大段の各段の下種種の義科あり、委しくは文に就いて看るべし。

其二　七成就の中の釋義

この三十二大段の中初に序品七成就の第三如來欲說法時至成就の下に法華の十七名を列せり。十七名とは一に無量義經、二に最勝修多羅、三に大方廣經、四に敎菩薩法、五に佛所護念、六に一切諸佛秘密法、七に一切諸佛之藏、八に一切諸佛秘密處、九に能生一切諸佛經、十に一切諸佛之道場、十一に一切諸佛所轉法輪、十二に一切諸佛堅固舍利、十三に一切諸佛大巧方便經、十四に說一乘經、十五に第一義住、十六に妙法蓮華經、十七に最上法門なり。

「如來欲說法時至成就とは、諸の菩薩の爲に大乘經を說くといふが故なり。此の大乘修多羅に十七種の名有つて甚深の功德を顯示す。應に知るべし。何等か十七なる。云何が顯示せる。」（論文）

此の一節は先づ十七名を標起せる文なり。夫れ法華は三世諸佛の證得、釋尊出世の本懷なれども、爾前四十餘年には之を說かす、時未だ熟せざるが故なり。今八年の靈山に至つて方に之を暢ぶるの嘉

運に會す。故に經に云く、未だ曾て說かざる所以は說時未だ至らざるが故なり今正しく是れ其の時なり決定して大乘を說く。」（方便品）と。論主は蓋し此の經旨に據りて時至成就の目を立つるなり。「諸の菩薩の爲に大乘經を說くといふが故なりとは、本經の文を擧ぐ。「諸の菩薩」とは二義あり、一には爾前四十餘年の諸經に各皆菩薩の爲に大乘を說くと云ふ、今其の方便大乘を廢して眞實大乘を顯すが故に亦復更に菩薩の爲に大乘を說くと云ふなり。二には爾前四十餘年の諸經は三乘各別にして聲聞、緣覺の二乘は小乘を修し菩薩は大乘を修す。然るに今この法華は三乘を開して唯菩薩なり。小乘を會して唯大乘なり。故に舍利弗、迦葉等の一切の聲聞の弟子皆菩薩大人に非ざるは無きなり。經に云く、「普く諸の大衆に告ぐ但一乘の道を以て諸の菩薩を教化す聲聞の弟子無し。」（方便品）と「大乘經を說く」とは、大乘の稱は普く諸經に通ずれども今は獨り法華を指す。十七名の第三に大方廣と云へる是れなり。是の眞實大乘修多羅に十七種の名有つて此經の勝義功德を顯示す。論文一一の名の下に具さに釋するが如し。之を要するに法華に至りて方に無量義、最勝修多羅、大方廣、乃至最上法門と云ふことを得、時至成就なるが故なり。爾前の諸經は全くこの名を得ること能はず。時至成就に非ざるが故なり。論主この十七名に時至成就の目を立つる所以の意略斯の如し。

其三　五示現の中の要義

次に方便品の五示現の下に十句あり。論に經文を擧して云く、

「舍利弗、唯佛如來のみ一切の法を知ろしめせり。唯佛如來のみ能く一切の法を說きたまふ。何等の法ぞや、云何の法ぞや、何の似きの法ぞや、何の相の法ぞや、何の體の法ぞや、何等ぞや、云何ぞや、何の似きや、何の相ぞや、何の體ぞや、是の如き等の一切の法をば如來現見したまふて、現見したまはずむば非ず。」（方便品）

この文の「何等の法ぞや」等をば從來は「何等法、云何法、何似法、何相法、何體法、何等、云何、何似、何相、何體」と、音讀して多く訓ぜざるの例なりし、言はゆる十何なり。今國譯の趣意を重むじて之を訓ぜり。

羅什譯の妙法華には十何を十如是に作れり、卽ち「如是相、如是性、如是體、如是力、如是作、如是因、如是緣、如是果、如是報、如是本末究竟等」なり。十何と十如是と甚だ相會はざるは二者の梵本不同なるが爲めのみ。又法護譯の正法華には、「如來は皆諸法の所由を了じたまふ、何の所從りか來れる、諸法は自然なり、法の貌、衆の相の根本を分別して、法の自然を知りたまふ」とありて、前二者の何れにも似ず、是れ亦其の執る所の梵本更に別なるものの如し。但尼波羅本は論の十何と全く同文なり。定めて同一の本なるべし。

妙樂の『五百問論』卷上に『文句』の十如是の四番釋（十法界釋、佛法界釋、離合釋、諸位釋、）を論の十何に當てたるより天台一家の後の學者間に十何十如是の配當論を生ずるに至れり。此れに約そ三說あり、一には十何と

十如是とは配すべからず。二には十何の前の五何は須らく十如是に配すべし。三には十何と十如是とは全く配すべし、證眞の『文句私記』卷三に具さに此等の諸説を擧げり。蓋し天台一家の主とする所は偏へに十如是の法門に在るが故に、隨つて論の十何との關係に腐心すること斯の如きは亦已むを得ざることなれども、強ひて十何を十如是に配せむと欲するは竟に煩なるに過ぎず。

今略十何を解せば、先づ第一に眼を注ぐべきは初の「唯佛如來のみ一切の法を知ろしめせり、唯佛如來のみ能く一切の法を説きたまふ」の兩句なり。この兩句の中前の「唯佛如來のみ一切の法を知ろしめせり」の句は證法に約す。次の「唯佛如來のみ能く一切の法を説きたまふ」の句は説法に約す。即ち證法の甚深と説法の甚深との二なり。次に十何を列するは即ちこの證法に約するの五何と説法に約するの五何となり。佛如來の證法は何等の法ぞや、云何の法ぞや、何の似きの法ぞや、何の相の法ぞや、何の體の法ぞやと提擧試問したるもの是れ十何の中の初の五何なり、佛如來の說法は何等ぞや、云何ぞや、何の似きぞや、何の相ぞや、何の體ぞやと提擧試問したるもの是れ十何の中の後の五何なり。而して初後の五何は共に第五何の「何の體ぞや」と云ふを以て結歸と爲す。即ち十如是の竟に諸法實相に結歸すると其の義趣全く同じきなり。

この十何の證說二法に約することは論の十何を釋するの文洵に明白なり。論に先づ二種の甚深を擧げて云く、

「何等をか二と爲す、一には證甚深、謂く諸佛の智慧は甚深無量なりといふが故なり、二には阿含甚深、謂く智慧の門は甚深無量なりといふが故なり。」(論文)

證甚深とは證法なり。阿含甚深とは說法なり。而して正しく釋して云く、

「又證法に依るに五種有り、一には何等の法ぞや、二には云何の法ぞや、三には何の似きの法ぞや、四には何の相の法ぞや、五には何の體の法ぞやといふが故なり。」(論文)

この下三番の釋あり。(この三番の釋は文句の四番釋の佛法界、十法界、諸位の三釋に當てしものなり。)復次に云く、

「復說法に依ること有り。何等の法ぞやとは、謂く名句字身なるが故なり、乃至、何の體の法ぞやとは假名の體、法相なるが故なり。」(論文)

上の三番の釋は證法と五何を示し、後の一番の釋は說法の五何を示すこと文を看て知るべし。又一佛乘を釋する下に云く、

「何等の法ぞやとは、謂く未だ曾て聞かざるの法なり、云何の法ぞやとは、謂く種種の言語譬喩をもつて說くが故なり。何の似きの法ぞやとは、唯一大事の爲の故なり。何の相の法ぞやとは、衆生の器に隨つて諸佛の法を說くが爲の故なり、何の體の法ぞやとは、唯一乘の體なるが故なり。」(論文)

是れ亦說法に約して五何を示すなり。此の如く論は證說の二法に約して具さに十何を釋せり、然るを古來の學者多く按じて論文は前の五何を釋して後の五何を釋せずと謂ふ。徒らに數の五何なるに迷

うて證說二法の各互何なることを識らず、委しく文を會せざるの謬りなり。

この證說の二法は法華に於ける敎觀二門の的據なり。證法は觀心門なり、說法は敎相門なり。敎觀二門與に無上甚深の妙法なるなり。如來法華に來つてこの證說の二法を以て衆生に與へて究竟して一切種智を成就せしめたまふ。故に論に云く、

「二種の法を與へて彼をして成就せ令む、何等をか二と爲す、一には證法を與へ、二には說法を與ふ。」(文)

卽ち法華の觀心門は本是れ如來の我等に與へたまふところの無上甚深の證法なり。敎相門は本是れ如來の我等に與へたまふところの無上甚深の說法なり。この旨深く之を念ふべし。

其四　十無上の中の要義

又十無上の中の第八「成大菩提無上」は、正しく壽量品を申明したるものなるを以て、須らく精しく細讀して論意の存する所を精討すべし。言はゆる「成大菩提無上」とは三種の佛菩提なり。三種の佛菩提とは應佛菩提と報佛菩提と法佛菩提となり。委しくは論文の如し。蓋し此の三身成就の義は獨り法華の壽量品に在るが故に特にこの「成大菩提無上」の一科を立てて以て壽量品を申明す。而も單に壽量品のみを申明したりと謂ふは未だ論主の意に當らず、卽ち法華一部の全體をこの一科に於て申明したるなり。彼の方便品の十如とこの三身成就の菩提無上との關係を考ふれば、この意趣に分明なるべ

し。抑も彼の方便品の十何は無上甚深の證說二法なり。而して其の無上甚深は卽ち壽量品の菩提無上なり。論主豫めこの旨を方便品の下に示して云く、

「證甚深とは五種の示現有り、一には義甚深、乃至、五には無上甚深、無上甚深とは謂く大菩提なるが故なり、大菩提とは如來所證の阿耨多羅三藐三菩提なるが故なり。」(論文)

又次に說法の阿含甚深の下八種示現を列するに亦無上甚深あり、その義上の證甚深の中の無上甚深に同じ。而して與に大菩提無上を指すこと良に文の如し。此れに依れば彼の十何は證說二法に約して何等ぞや云何ぞや等と提擧試問し、而して壽量品の菩提無上は正しくその無上甚深を開示し宣說したるなり。壽量品の正宗たる所以豈に太だ明かならずや。是を以て論主は方便品の諸法實相を釋するに直ちに如來の法身を指せり。云く、

「實相と言ふは、謂く如來藏法身の體不變の義なるが故なり。」(論文)

是れ壽量品の菩提無上の中の法佛菩提を以て彼の諸法實相を釋したるなり。語を換へて之を云へば方便品の諸法實相は壽量品の法佛菩提の一法門なるなり。其の法佛菩提の文に云く、

「三には法佛菩提を示現す、謂く如來藏、性淨涅槃、常恒淸涼不變等の義なり、乃至、衆生界卽涅槃界、衆生界を離せずして如來藏有るが故なり。」(論文)

是故に若し壽量品の菩提無上微かりせば方便品の諸法實相は竟に無義語たるに墮しなむ。諸法實相

の法門尙は然り、況や餘の一切の一部の法門をや。

次に留意すべきは十無上の中の第五「淸淨國土無上」なり。蓋し經は十無上の義を述ぶるに當りて專ら壽量品の菩提無上に精要を注ぎ、而して亦最後に於て更に翻つて第五の國土無上に指、最、乃至、同一塔坐の八種の義を開出して全釋を施したり。今其の意を按ずるに、壽量品の菩提無上に已に少く報佛如來眞實淨土の義を述べたりと雖も其の釋上の義未だ明了に之を悉くさず。故を以て復び第五の國土無上を詳說し、寶塔品の說相に依つて以て壽量品の眞實淨土を知らしめたるなり。即ち菩提無上に於て如來の身を顯し、國土無上に於て如來の土を示し、この二の無上を以て壽量品の身土を釋成したるなり。然りと雖も身土各別なるに非ず與に如來の身土なり。故に菩提無上に亦土を說き、國土無上に亦身を說く。身土二門の無上は卽ち壽量一品の上の法門なることを識るべし。凡そ論の一部に建立したる法門多多なりと雖も其の最も主要と爲すべきものはこの身土二門の無上を明かしたるの點に在りて存す、忽にすること勿れ。

第四　評論

其一　法身正意

論の主要は十無上の中の壽量品の身土二門の無上なること今之を云へり。然るに其の菩提無上に三

種の佛菩提を示し通じて三身成就の義を立つと雖も、正意は獨り法身平等を談じて以て法華の無上を彰はさむと欲するに在るなり。故に論の始中終多く法身の名を提唱し、三種の佛菩提を示す中にも法佛菩提の下に委しく法身の相を辨じ、以て一部の正宗を明かにせり。

又其の談ずるところの法身平等は理平等にして事平等に非ず。理平等とは性同の法身なり。事平等とは修同の法身なり。論は常に性同の法身を說いて修同の法身は敢て之を言はず。否、寧ろ性同修別を以て其の趣旨と爲せるものなり。故に性同に約しては二乘も亦唯一乘なりと說けども、修同を許さざるが爲には二乘の授記を以て菩薩の成佛に同じからずと論せり。云く、

「問ふて曰く、彼の聲聞等は實に成佛するが故に記を與へ授くとや爲む、成佛せざるに記を與へ授くとや爲む、若し實に成佛せば菩薩は何が故ぞ無量劫に於て無量の種種の功德を修集する、若し成佛せざらば云何ぞ之に虛妄に記を授くる、答へて曰く、彼の聲聞に記を授くるとは決定心を得せしめむとなり、法性を成就すと謂ふに非ず、如來三平等に依つて一乘の法を說きたまふが故なり、如來の法身と彼の聲聞の法身と異なること無きを以ての故に記を與へ授く、即ち修行の功德を具足するに非ざるが故なり、是故に菩薩は功德具足し、諸の聲聞の人は功未だ足らず。」(論文)

問の意は、法華に於て二乘に授記したるは實に成佛するが故に授記したりや、將た不成佛なるに授記したりや。若し二乘の人全く成佛するが故に授記したりと謂はば、菩薩は何故に無量劫に積功累德

の行因を闕じや。二乘の人は此の行因無きに成佛するは何ぞや。若し又實に不定性なるに授記したりと言はば、豈に虚妄の授記に非ずや。此に對する答の意は、彼の二乘の授記は唯未來成佛に對して確成佛の決定心を得せしむるに過ぎず。授記の時に於て全く法性の如來を究竟成就したりと謂ふに非ざるなり。元來法華は三平等に依りて一乘の法を說くを本と爲すものなるが故に佛の法身と二乘の法身と平等無異なりと爲して以て二乘に記を與へ給ふ、是れ即ち性同の義邊にして、若し其の修行を論ずれば、諸の菩薩は成佛の功德已に具足し、二乘の人は功德未だ足らず、云何ぞ二乘の授記を以て直ちに菩薩の成佛に同ず容けむや。此の問答の一節を味へば、論主の性同修別論なることは明かならむ。又云く、

「又何の義に依るが故に如來三乘を說いて名づけて一乘と爲したまふや。同の義に依るが故に諸の聲聞に與へて記を授けたまふ。同の義とは、如來の法身と聲聞の法身と平等にして差別無きを以ての故なり。」(論文)

此は性同を釋せる文なり。亦次下に云く、

「一佛國土佛等の乘不同なるを以ての故に差別有り、彼れ大乘に非ざるを以ての故なり。」(論文)

乘不同とは修別を云ふなり。性同の邊には二乘即ち一乘なれども、修別の邊には二乘は一乘に非ず。此の性同の義門をば法華の會二と云ひ、修別をば破二と名づく。

此の性同修別論は全く事理觀と關係有り。論主當時は法界の事理觀なるもの極めて單純にして理體平等事相差別と談じ、理體の上には廣く法界の平等を認むれども、事相には常に法界の差別を說くを以て例と爲す。而して言はゆる法身は理體の平等身にして、應身は事相の差別身なり、法身は無始無終にして、應身は生滅無常なり。是故に論に三種の佛菩提を述ぶと雖も其の中唯法身を正意と爲して此を以て壽量品の本佛を顯はせり。之を後世の事理不二、修性不二、三身即一等の說に比するに懸隔の較著なるは全く時代の然らしむるものなりと謂はざるべからず。

且らく一例を擧げむに、論師堅意の『入大乘論』卷下に云く、

「如來無相の法身は便ち能く普く應じて有相に隨順す、三千大千世界、百億の兜率天、百億の炎摩天の如き、皆悉く俱時に色身を示現す、色身を現じ已つて或は復壽を捨て、或は入胎を現じ、或は初生を現じ、或は釋梵四天王等左右に接事することを作し、或は行七步を現じ、或は師子吼を現じ、或は復自ら言ふ天上人間の最尊最上是れ後邊身にして生老病死を斷ずと、或は童子を現じ、或は入宮を現じ、或は出家を現じ、或は苦行を現じ、或は坐道場を現じ、或は降魔を現じ、或は初成佛を現じ、或は覺悟衆生を現じ、或は久成佛を現じ、或は釋梵の請轉法輪を現じ、或は不成熟の衆生を成熟することを現じ、或は已成熟の者を度脫することを現じ、或は當入涅槃を現じ、或は已入涅槃を現じ、或は閻浮提の全身舍利分身舍利を現じ、或は兜率の下來を現じ、乃至所見に隨應して皆

爲に形を現じ、或は復數數示現し、或は復種種時示現す、是の如く說くをば眞實義と名づく、終に三阿僧祇劫に諸波羅蜜を修行して成せず、四十五十年にして果便ち滅壞せむや、乃至、法身の常存は法華の壽量に明かす所の如し。」（入大乘論文）

此の文凡さに法身の示現を論じ、而して最後其の常存を云ふに乃ち法華の壽量品を指せり。是れ亦明かに壽量品の本佛をば法身と爲したるなり。

此の法身は唯是れ理體の平等身にして、後世言ふが如き法界差別の事相を其の備圓隱顯の如來身と說するに非ず。設ひ示現の佛は平等なれども、所示現の身は則ち差別なり。故に常住を論ずるの一段に至つては根本無相の一法身のみ涅槃に非ず不涅槃に非ずと述べて、應身の當相に常住の義を許さず。故に又云く、

「一切智慧に彼の菩薩の功德因果を顯すべし、作心して其の狀貌を取すべからず、彼の世人の如きは繪と畫像に致せり、畫く法身を敬ふに、豈に金石泥幽土木を存して奉事せむや、乃至、法華經の中の說偈の如し、常に靈鷲山及び餘の諸の住處に在り、凡愚無智の者は在りと雖も而も見ずと。」（入大乘論文）

此の如く金石泥幽土木の形像を斥ひ狀貌を禮拜すべからずと言ふは應身色相の常住を許さざるが故なり。而して此の義を證するに亦壽量品の偈文「常在靈鷲山」等の四句を以てしたり。豈に壽量品の本佛を理體の無相法身と爲すが故に非ずや。故に云く、

當に知るべし、法身は是れ常、色身は應化の故に無常、若し色身を以て佛を觀るは如來を見ると名けず、佛の說偈の如し、若し色を以て佛を見、音聲をもつて如來を求むるは、是の人は邪道を行ずるなり、名けて佛を見ると爲さずと、是の義を以ての故に、法身を以て佛を觀るを眞に如來を見ると名く。」（入大乘論文）

法身を常住と爲し應身を無常と爲すこと斯の言益明かなり。此等の義は獨り堅意のみならず其の前後に於ける印度諸論師の說多くは之に一致して何人も三身即一の常住を述べず。適ま類同の文あるも概して理體の上の三身常住にして事用に卽するの三身常住なるに非ず。今論主天親の性同修別法身正意の義も亦全く當時に於ける普通の學說なりしことや敢て爭ふべからざるなり。

其二　法華經に對する天親、龍樹の意見の同異

龍樹は法華經に對して別申の論ありたりとは云へ此土に傳はらざりしが故にその意の詳細を識るに由なし。然れども『大智度論』の中に略窺ふべきものあり、卽ち二乘の授記を法華の規摸と爲し、之を以て一代超絕の義門と爲したること是れなり。彼の論卷百釋囑累品に云く、

「問うて曰く、更に何の法の甚深にして般若に勝さる者有つてか而も般若を以て阿難に囑累し、餘經を菩薩に囑累するや。答へて曰く、般若波羅蜜は祕密の法に非ず、而るに法華等の諸經に阿羅漢の受決作佛を說くは、大菩薩能く受持して用ゆ、譬へば大藥師の能く毒を以て藥と爲すが如し。」（大智度論文）

是れ般若と法華との勝劣を論じたる一段なり。「法華等」とあるは蓋し涅槃經を核擧す。法華以前の華嚴方等般若の大乘各部の經には未だ此の二乘の授記作佛を說かざればなり。而して法華以後の涅槃經は法華に同じく二乘の授記作佛を說けども其の主とする所は正しく法華に在ること本より論なし。

夫れ菩薩の六度の中に於て獨り最後の般若波羅蜜を重しとすることは龍樹獨特の創見なり。（「菩提心離相論」「菩提資糧論」等の所說を參照すべし）。是を以て其の摩訶般若を釋する亦其の總を極め、別申の論とは言ひながら一切の義門廣く一代に涉りて殆ど通申の論なるやを疑はしむるものあり。此の如く畢生の力を摩訶般若に傾けたる龍樹にして而も般若は法華に劣ると言ひたることは太奇なり、然るに龍樹のこの言は此を以て更に甚深の般若波羅蜜あることを顯すが爲めの意なりと看るを至當と爲す。故に下の文に云く、

「復次に先に說くが如き般若に二種有り、一は聲聞に共して說く、二は但十方に住せる十地の大菩薩の爲に說く、九地の所聞に非ず、何に況や新發意の者をや、復九地の所聞乃至初地の所聞有りて各各同じからず、般若波羅蜜の總相は是れ一なれども而も深淺異有り。」（九十三丁）

文の如くんば般若波羅蜜には二種ありて、一には聲聞二乘の人の爲に共して說ける般若と、二には地上の大菩薩に對して說けるものとなり。その地上に對して說けるものも初地乃至九地、十地の位に應じて般若の淺深不同あり。今阿難付囑の摩訶般若は即ち聲聞に共したる淺近の般若なれば總務め法に非すと言ひて之を斥ひ、更に別の深般若あることを示して法華即ち是れなりと述べたるなり。此に

に依れば龍樹が一代の主張たる般若波羅蜜は結局法華に其の究竟義を推讓したるものにして、法華の二乘作佛こそ全く般若波羅蜜の祕密上乘なれと論結したる一段なるなり。尚ほ彼の論卷九十三畢定品の釋を參看すべし。

然るに今の論主天親は少しく龍樹と趣を異にし敢て二乘の授記作佛を以て法華の規摸と爲さざる者の如し。向にも云へる如く論の大體は理體平等の故に法華に二乘の授記あり修相差別の故に他經に二乘の授記なしと言ふを以て一篇の骨子と爲せり。「性同に依るが故に二乘に授記し乘不同に依るが故に成佛せず」等と釋したるは卽ち之が爲めならずむば非ず。若し此の意を反復すれば、他經も理體平等に約する時は法華と同じかるべく、法華も修相差別に約する時は諸經と違はざるべし、故に二乘の授記作佛は獨り法華の規摸なりと言ふべからざるなり。又四種の聲聞を判じて云く、

「聲聞に四種有り、一には決定の聲聞、二には增上慢の聲聞、三には退菩提心の聲聞、四には應化の聲聞なり、二種の聲聞に如來授記す、謂く應化の者と退し已つて還つて菩提心を發す者となり、若し決定の者と增上慢の者との二種の聲聞は根未熟の故に授記を與へず。」(論文)

四種の聲聞を判じたる所以は則ち性同修別の義を顯著ならしめむが爲なるべし。決定と上慢とは授記を得ず、退大と應化とは授記を得、前者は修別の意に約して之を奪ひ、後者は性同の義に約して之に與へたるならむ、然るに決定、上慢の二人は眞の聲聞なれども退大と應化とは本是れ菩薩にして眞

の聲聞なるに非す。若し單に退大と應化とに授記して決定と上慢とに授記せすと云はゞ、是れ菩薩の授記にして眞の聲聞に對しては竟に授記なきなり。故に論主の義としては龍樹の如く二乘の授記作佛を以て法華の規模と爲すに非ざることや知るべし。

又龍樹は法華般若二經の勝劣に就きて敢て明白に指示せざれども、已に二乘の授記作佛を以て法華の規模と爲して般若に勝さると決したるより之を推すれば少くも涅槃を以て法華と同醍醐味と爲したるものなることは爭ふべからず。何となれば涅槃に自ら此の二乘の授記作佛を擧げて一代の化功を全然法華に讓りたればなり。該經北本卷九如來性品第四を看るべし。

然るに今の論主は其の『涅槃論』に於て反つて法華を般若に同じて共に涅槃に劣ると論じたり。其の文に云く、

「第五に四諦の教乃至般若波羅蜜法華は亦煩惱所汙と名づく、今者涅槃は理に流動無く、得失無く、超滅無し、是故に所汙と爲さす。」（涅槃論文）

此の如きも亦龍樹に違せすと言ふべからず。但し此の『涅槃論』の「法華」の二字は譯者の意樂と爲せる古說あり。尙は本論に對する天台一宗の用不用の義等あれども煩を厭うて今一切之を省略す。本論の開題概ね上の如し。

譯者　清水梁山　識

國譯妙法蓮華經(一)優婆提舍

(二)頂禮したてまつる(三)正覺海と、(四)淨法と
(五)無爲僧とを。
深利智の者の爲に、(六)毘伽典を開示す。
祇ねて敬ひたてまつる(七)牟尼尊と、及び(八)
菩薩聲聞とを。
法をして(九)自利他せ令めむとして、略して
(一〇)勒伽論を出だす。
歸命したてまつる過と未との世、現在の佛
菩薩に。
弘慈をもつて神力を降して、願はくは我に
無畏を施したまへ。

【一】優婆提舍。開題を看るべし。
【二】頂禮等。已下十四句の偈文なり。中に就て、初めの頂禮したてまつる等の二句は、三寶歸依なり。
【三】正覺海とは三寶の中の佛寶を云ふ。佛陀正覺の智慧深廣なるを海に喩えて稱歎して云ふなり。
【四】淨法とは法寶を云ふ。外道の不淨法に對して淨法と云ふなり。
【五】無爲僧は僧寶を云ふ。世間の有爲の行人に對して、出世間の無爲の眞道を行ずるが故に無爲僧と云ふなり。
【六】毘伽典。毘伽は具に毘耶羯刺諵(Viyā-karaṇam)なり。舊譯には字本と翻ぜり、小乘の半字に對して滿字の大乘論を字本と云ふ。新譯には聲明記論と翻ぜり、卽ち廣く諸法の能詮たる文字音聲を記するの意にして、謂はゆる注疏なり。いま天親自ら、法華の注疏を作らむと欲するの意を頌したる辭なり。
【七】牟尼尊。釋尊を指す。牟尼(Muni)は寂默と翻するな

大悲をもつて（二）四魔を止めて、（三）菩提を護して增長せしめたまへ。

經に曰く、「歸命したてまつる一切の諸佛菩薩。

妙法蓮華經序品第一

是の如き我聞く、一時、佛、王舍城耆闍崛山の中に住したまひき、大比丘衆萬二千人と與に俱なりき。皆是れ阿羅漢なり。諸の漏已に盡くして、復煩惱無く、心自在を得。善く心解脫を得、善く慧解脫を得、心善く調伏して、人中の大龍なり。應に作すべき者は作して、所作已に辦ず、諸の重擔を離れ、己利を逮得し、諸の有結を盡し、善く正智の心解脫を得、一切心に

り。

【八】菩薩聲聞。菩薩と聲聞との二衆なり。後の同章の下にて知るべし。

【九】自利偈。自利利他を約めて云ふなり。

【十】勒伽論。具さには摩得勒伽(Mātṛkā)、本母と翻ぜり、智解を生むの意なり。法苑義林章第二本に依れば、摩得勒伽は優婆提舍の異名、また對法阿毘達磨の異稱なり、即ち論議をいふなり。故に勒伽の言は、直に是れ論なれども、偈の字數より、覺眼書に舉げて、勒伽論と云ふなり。按ずるに、前の毘伽には是れ廣論、勒伽は是れ略論なり、廣論を出ださむと欲すれども、先づ略論を出だすとの偈の意なるべし。

【二】四魔。四種の魔を云ふ。魔は具さには魔羅(Māra)、譯して奪命と翻ぜり、能く智慧の命を奪つて出世の善根を害するが故なり、故にまた殺者とも翻ぜり。四種の魔は、一に陰魔、色、受、想、行、識の五陰の生死の法能く慧命を奪ふが故なり。二に煩惱魔、三界の中の諸の煩惱は、能く慧命を奪ふが故なり。三に死魔、四大分散を死と云ふ、此の死の爲めに慧命相續すること能はざるが故なり。四に天魔、欲界の中の第六天を云ふ、此の天常に佛法に障礙を作し、種種に行人を撓亂して慧命を傷害するが故なり、瑜伽師地論卷二十九に存えたり。

【三】菩提(Bodhi)。道と翻ずるなり。

自在を得て、第一彼岸に到れり。
菩薩摩訶薩八萬人あり。皆阿耨多羅三藐三菩提に於て退轉せず。皆陀羅尼を得、大辯才樂說あつて、不退轉の法輪を轉じ、無量百千の諸佛を供養し、諸佛の所に於て諸の善根を種ゑ、常に諸佛に稱歎せ所ることを爲、大悲慈を以て身心を修め、善く佛慧に入り、大智を通達し、彼岸に到り、名稱普く無量の世界に聞こえて、能く無數百千の衆生を度す。」

論に曰く、〔一三〕此の法門の中、初の第一の品に七種の功德成就を明す。何等をか七と爲す。一には序分成就、二には衆成就、三には如來欲說法時至成就、四には所依說法隨順威儀住成就、五には依止說因成就、六には大衆欲聞法現前成就、七には文殊師利答成就なり。

〔一四〕序分成就とは、此の法門の中に二種の勝義成就を示現す。應に知るべし、何等をか二と爲す。一には一切の諸の法門の中の最勝の義成就を示現するが故に、二には自在功德の義成就を示現するが故なり。〔一五〕王舍城の如きは諸餘の一切の城舍に勝るが故に。耆闍崛山は餘の諸山に勝るが故に、此の法門最勝の義を顯すが故に。經に「是の如きを我れ聞く一時佛王

〔一三〕此の法門等。已下の論文は七成就を以て序品を釋す。今この一節は七成就を列ぬるなり。

〔一四〕序分成就とは。七成就の第一なり。この序分成就の下に二種の勝義成就を說くこと文の如し。

〔一五〕王舍城。梵名は曷羅闍姞利呬 (Rājagṛha)、中印度摩揭陀國都城の名なり。耆闍崛山とは梵名の正音は姞栗陀羅矩吒 (Gṛdhrakūṭa)、訛略して耆闍崛と云ふなり、靈鷲と翻す。王舍城の東北十四五里の處に此の山あること西域記卷九に看えたり、又印度五山中最高の山にして、好林水多く、古來多く聖人の住處なりしこと、大智度論卷三に看えたり。今の論文またよく此の說に合へり。

〔一六〕衆成就とは七成就の第二

阿羅漢なり」等とは、(三一)十六句をもつて聲聞の功德成就を示現するが故なり。「(三二)皆阿耨多羅三藐三菩提に於て退轉せず」等とは、十三句をもつて菩薩の功德成就を示現するが故なり。

阿羅漢の功德成就をいはば、彼の十六句は三種の門に義を攝することを示現す。應に知るべし。何等か三種の門なる。一には上上起門、二には惣別相門、三には攝取事門なり。(三三)上上起門とは、謂く「(三四)諸の漏已に盡くす」の故に名づけて「(三五)阿羅漢」と爲す。「心自在を得る」を以ての故に「諸の漏已に盡くす」と名づく。「復煩惱無きを以ての故に「心自在を得」と名づく。「善く(三六)心解脱を得、善く慧解脱を得る」を以ての故に「心自在を得」と名づく。(三七)能見所見を遠離するを以ての故に「復惱煩無し」と名

の女を云ふ。優婆塞(Upāsaka)は近事男、近善男等と翻す、俗の男を云ふ。優婆夷(Upāsikā)は近事女、近善女等と翻す、俗の女を云ふ。これを四衆と稱す、佛弟子の中の僧俗男女を云ふなり。この四衆の次第は通途比丘比丘尼を首として呼ぶ例なれども今颰陀婆羅等は居士在家なれば、特に先づ優婆塞優婆夷を擧げたるなり。

【三〇】皆是れ阿羅漢。以下攝功德成就なり。

【三一】十六句。阿羅漢の功德を列する經文の十六句なり。皆是れ阿羅漢(一句)諸の漏已に盡く(二句)復煩惱無し(三句)心自在を得(四句)善く心解脱を得(五句)善く慧解脱を得(六句)心善く調伏(七句)人中の大龍(八句)應に作すべき者は作す(九句)所作已に辨ず(十句)諸の重擔を離る(十一句)己利を逮得す(十二句)諸の有結を盡す(十三句)善く正智心解脱を得(十四句)一切心に自在を得(十五句)第一彼岸に到る(十六句)。

【三二】皆阿耨多羅三藐三菩提。この阿耨多羅三藐三菩提の名義、及び十三句等は後の菩薩の章に至りて註すべし。

【三三】上上起門。上上起とは下の句意を釋し、傳傳して下下より上上を起す、一種の釋例なり。文を看ば知らるべし。

【三四】諸の漏。漏は漏泄と熟字して三界の生死に墮落する業煩惱のことを云ふ。此れに三漏あり。一に欲漏は無明を除くの他の欲界の一切の煩惱。二に有漏は無明を除くの他の色無色二界の一切の煩惱。三に無明漏は三界に通じて有する無明。無明とは法愛の癡を

づく。「善く心解脱を得、善く慧解脱を得る」を以ての故に「心善く調伏す」と名づく。「人中の大龍」とは、諸の悪道を行くこと、平坦の路の如く、拘礙する所無し。應に行くべき者は已に行き、應に到るべき處には已に到るが故に。「應に作すべき者は作す」とは、人中の大龍、已に煩惱の怨敵を對治し降伏することを得るが故に。「所作已に辦ず」とは、更に後に生ぜずして(二八)一切相應の事已に成就するが故に。「諸の(二九)重擔を離る」とは、已に應に作すべき者は作し、所作已に辦じて、後に生ずべき重擔已に捨離するが故に。「已利を逮得す」とは、已に重擔を捨てて、(三〇)涅槃を證するが故に。「諸の(三一)有結を盡す」とは、已に已利を逮得して、諸の煩惱の因を斷つが故に。「善く正智の心解脱を得」とは

云ふなり。

【二五】阿羅漢(Arhan)。應供、殺賊、不生、等の諸翻あり。小乘聲聞の弟子の最上位にして聖者の極地なり。

【二六】心解脱。禪定具足して自在なるを心解脱と云ふ、[illegible]慧解脱と共に[illegible]に於て自在なるなり。

【二七】[illegible]見[illegible]。[illegible]は見行なり、我に計するを我見と云ひ、我所に計するを我所見と云ふ。阿羅漢はこの我、我所の二見を永く遠離するなり。

【二八】一切相應の事。清淨の梵行を修するを一切相應の事と云ふなり。[illegible]を付して讀むは非なり。

【二九】重擔。五陰の身に生死の果を擔置するを云ふ。阿羅漢は已にこの陰身を捨てて不生なるが故に、重擔を離ると云ふなり。

【三〇】涅槃(Nirvāṇa)。滅度、寂滅、圓寂等の諸翻あり。如來の證得の境界に名づくるなり。いま小乘の如來の證得は灰身滅智の寂理にして、阿羅漢はこの寂理の涅槃を證するなり。

【三一】有結。有は三界二十五有の生死、結はその因、即ち煩惱業を有結と云ふなり。

【三二】見諦修道。初めて苦集滅道の四諦の理を見るを見道と云ひ、重ねて四諦を修習するを修道と云ふ。聲聞乘の中[illegible]の人を見道の位と云ひ、二果斯陀含、三果阿那含の人を修道の位と云ふ。阿羅漢はこの見道修道を過ぎて無學道の第四果なれば已に善く前三果の智を知るなり。

【三三】[illegible]三昧(Samādhi)。三昧は禪定の異名なり。多くの三昧の種類あり。今無諍三昧、

諸の漏已に盡せるが故に。「一切心に自在を得」とは、善く(三三)見道修道の智を知るが故に。「第一の彼岸に到る」とは、善く正智を得、心解脱を得、善く神通、(三三)無諍三昧等の諸の功德を得るが故に。「大阿羅漢」等とは、心自在を得て、彼岸に到るが故なり。「衆に知識せ所る」とは、諸王、王子、大臣、人民、帝釋、梵天王等、皆知識するが故に、又聲聞、菩薩、佛等は是れ勝智者なり。彼の勝智者皆善く知る。故に衆に知識せ所ると名づく、總別相門とは、「皆是れ阿羅漢」等の十六句の中、初の句は是れ總、餘の句は別なるが故なり。皆是れ阿羅漢とは、彼の阿羅漢は之を名けて應と爲す。十五種の應の義有り。應に知るべし。何等か十五なる。一には應に飲食臥具の供養恭敬等を受くべきが故に、二には應に大衆を將ゐて一切を敎化すべきが故に、三には應に聚落城邑等に入るべきが故に、四には應に諸の外道等を降伏すべきが故に、五には應に智慧を以て速に諸法を觀察すべきが故に、六には應に疾からず遲からず法を說くこと法の如く相應して疲惓せざるべきが故に、七には應に靜に空閑の處に坐して飲食衣服一切の資生積まず聚めず少欲知足なるべきが故に、八には應に一向に善行を行じて(三四)諸禪に著せざるべきが故に、九には應に(三五)空聖行を行ずべきが故に、十には應に無相聖行を行ずべきが故に、十一には應に無願聖行を行ずべきが故に、十二には應に世間禪の淨心を降伏すべきが故に、十三には應に諸の神通の勝功德

云ふは塵垢を遠離して阿蘭若寂靜處に住止して、動ぜず亂せざる聲聞僧衆の三昧なり。

【三四】諸禪。世間有漏の禪を指すなり。

【三五】空聖行。後の無相聖行と

過ぐるが故に。二には（三九）求命の供養恭敬を過ぐるが故に。三には（四〇）上下界を過ぎ已り、學地を過ぐるが故に。經に「諸の重擔を離れ己利を逮得し諸の有結を盡くす」といふが如きの故に。八には上上の功德を攝取す。經に「善く正智の心解脫を得」といふが如きの故に。九には應に衆生を利益することを作すべきの功德を攝取す。經に「一切心自在を得」といふが如きの故に。十には上首の功德を攝取す。經に「第一彼岸に到る」といふが如きの故なり。（四一）彼の諸の菩薩の功德成就をいはば、（四二）十三句有り。二門に義を攝することを示現す。應に知るべし。何等か二門なる。一には（四三）上支下支門。二には（四四）攝取事門なり。上支下支門とは、所謂總相別相なり。此の義應に知るべし。「皆（四五）阿耨多羅

修道を越過して更に學するもの無きが故なり。

須陀洹―初果
斯陀含―二果 ―學地
阿那含―三果
阿羅漢―四果―無學地

【三八】愛。五陰の重擔を云ふ。

【三九】求命。邪命の活を求むるを云ふ。邪命とは法の正命に非ざる世間の貪慾利養の活命なり。

【四〇】上下界。上界は色無色の二界、下界は欲界、即ち三界を云ふなり。

【四一】彼の諸の菩薩。已下攝功德成就の中菩薩の功德成就なり。菩薩は具さには菩提薩埵摩訶薩埵（Bodhisattva Mahāsattva）、略して菩薩摩訶薩と云ふ、道心大道心と翻す、又覺有情大有情とも翻す。利他經物の慈悲を主とし、四弘に要の願行を修する人なり。

【四二】十三句。菩薩の功德を列する經文の十三句なり。皆阿耨多羅三藐三菩提に於て退轉せず（一）句皆陀羅尼を得（二句）大辯才樂說あり（三句）不退轉の法輪を轉ず（四句）無量百千の諸佛を供養す（五句）諸佛の所に於て諸の善根を植ゆ（六句）常に諸佛に稱歎せらる（七句）大慈悲を以て身心を修む（八句）善く佛慧に入る（九句）大智に通達し（十句）彼岸に到る（十一句）名稱普く無量の世界に聞こゆ（十二句）能く無數百千の衆生を度す（十三句）。

【四三】上支下支門。次下に云ふが如く總相別相を上支下支と爲す。總相は上支、別相は下支なり。上支は人の身體の頭首、下支は四支等の下部の支分なり。この喩を借つて上支下支門と名く。

【四四】攝取事門。衆生を攝取する菩薩の事業を示すを攝取事

等か何等かの事の爲に法を說いて彼岸の法に入らしむるにおいて退轉せず。經に「大慈悲を以て身心を修む」といふが如きの故に。七には一切智の如實の境界に入るにおいて退轉せず。經に「善く佛慧に入る」といふが如きの故に。八には我空と法空とに依るにおいて退轉せず。經に「大智を通達す」といふが如きの故に。九には如實の境界に入るにおいて退轉せず。經に「彼岸に到る」といふが如きの故に。十には應に作すべきの所作をもつて住持するにおいて退轉せず。經に「能く無數百千の衆生を度す」といふが如きの故なり。攝取事門とは、諸の菩薩の何等の淸淨地の中に住し、何等の方便に因り、何等の境界の中に於て、應に作すべきの所作を示現するが故に。地淸淨とは（四八）八地已上の三地なり。無相の行、寂靜淸淨なるが故に。方便とは四種有り。一には攝取妙法方便。妙法を住持せしめて樂說力を以て人の爲に說くが故に。二には攝取善知識方便善知識に依つて所作應に作すべきを以ての故に、三には攝取衆生方便、衆生を捨てざるを以ての故に。四には攝取智方便。衆生を敎化して彼の智に入ら令むるを以ての故なり。境界は解し易し。復更に攝取事門有り。諸地に勝功德を攝取することを示現す。二乘の諸の功德に同じからざるが故に、第八地の中の無功用の智は（四九）下上に同じからざるが故なり。下に同じ

【四八】八地已上の三地。第八地、第九地、第十地の三地を云ふ。八地已上は無功用にて有相の功用を借らず、故に無相の行と云ふ。

【四九】下上。八地已前に下上の二位を列す、下は六地以下、上は七地なり。八地は無功用なれば六地以下の功用の行動すること能はず。又七地に無相なれども八地の如く任運なること能はず、故に上地の無相の行亦動すること能はざるなり。

授記密智、二には(五四)諸通智、三には(五五)眞實智なり。何等の境界の行に依り、何等の能辨に依るとは、即ち三種の智の所攝なり。應に知るべし。(五六)四に威儀如法住成就とは、四種の示現有り。何等か四と爲す。一には衆圍繞、二には(五七)前後、三には供養恭敬、四には尊重讃歎なり。經に「爾の時に世尊四衆に圍繞せられ供養恭敬尊重讃歎せられて」といふが如きの故なり。

(五八)如來欲說法時至成就とは、諸の菩薩の爲に大乘經を說きたまふが故なり。(五九)此の大乘修多羅に十七種の名有つて甚深の功德を顯示す。應に知るべし。何等か十七なる。云何が顯示する。(六〇)一に無量義經と名づくるは、字義を成就するが故に。此の法門を以て彼の甚深法妙境界を說くが故に。彼の甚深法妙境界とは、諸佛如

三なり。

【五六】四に威儀如法住成就。七成就の中の第二衆成就に數、行、攝功德、威儀如法住の四成就を開せる其の第四なり、異本には四の字無し。

【五七】前後。經文に前後のことを看ずと稱して諸師の釋區區なり。或は云く、圍繞の前後と。若し然らば是れ圍繞の儀なり、別に科を立てゝ前後と云ふべからず。又云く、圍繞を釋すと。若し釋ならば經文の四種示現と云ふべからず。よつて今按するに前は進むで佛前に到るの儀なり、後は却つて一面に住するの儀なり、即ち各佛足を禮し退きて一面に坐すの文是れ前後の威儀なり。論主は定めて此れを指すなるべし。後賢更に是れを詳にせよ。

【五八】如來欲說法時至成就。七成就の第三なり。如來法を說きたまはむと欲する時至れるの成就と訓ず。

【五九】此の大乘修多羅。已下法華の十七名を列す。

【六〇】一に無量義經。十七名の一。

【六一】二に最勝修多羅。十七名の二。

【六二】三藏。經と律と論との三藏なり。大小乘の一切三藏の中に於て法華は最勝なるが故なり。

【六三】三に大方廣。十七名の三。方廣とは方廣平等の熟語を徧擧す、即ち方等なり。方等は大乘なり、大乘方等の中に更に大なるを以て大方廣と云ふ。南岳の大大乘と云へるは是れなり。

【六四】四に教菩薩法。十七名の四。

【六五】五に佛所護念。十七名の

の法門に依つて大菩提を成じ已つて衆生の爲に天人、聲聞、辟支佛等の諸の善法を說くが故に。(七四)十四に說一乘經と名づくるは、此の法門を以て如來の阿耨多羅三藐三菩提の究竟の體を顯示す、彼の二乘道は究竟に非ざるが故に。(七五)十五に第一義住と名づくるは、此の法門は即ち是れ如來法身の究竟の住處なるが故に。(七六)十六に妙法蓮華と名づくるは、二種の義有り、何等か二種なる、一には出水の義、以て盡くす可からず。小乘泥濁の水を出離するが故に。復義有り、蓮華の泥水を出づるが如きは諸の聲聞の如來の大衆の中に入つて坐するに喩ふ。諸の菩薩の如きは蓮華の上に坐し如來の無上智慧清淨の境界を說きたまふを聞いて如來の深密藏を證することを得るが故に。二には華開の義、諸の衆生、大乘の中に於て其の心怯弱にして信を生ずること能はざるを以て、是の故に諸佛如來の淨妙法身を開示して信心を生ぜ令むるが故に。(七七)十七に最上法門と名づくるは、攝成就の故に。攝成就とは、無量の名句字身、(七八)頻婆羅、阿閦婆等の(七九)舒盧迦を攝取するが故なり。此の十七句の法門は是れ總、餘の句は是れ別なるが故に。經に「諸の菩薩の爲に大乘經の無量義と名づくるを說きたまふ」といふが

經。十七名の十三。

【七四】 十四に說一乘經。十七名の十四。

【七五】 十五に第一義住。十七名の十五。

【七六】 十六に妙法蓮華。十七名の十六。異本に妙法蓮華經とあり。

【七七】 十七に最上法門。十七名の十七。

【七八】 頻婆羅、阿閦婆。百千の百億を摩由陀と云ひ、百の摩由陀を那由佗と云ひ、百の那由佗を剛伽羅と云ひ、百の剛伽羅を頻婆羅(bimbara)と云ひ、百の頻婆羅を阿閦婆(akṣobhya)と云ふ。是れ大莊嚴經の所說なり。尙は異說有りと知るべし。

【七九】 舒盧迦(Ślokan)。又首盧、首盧迦、室路迦、輸盧迦波等とも書けり。三十二字を以て一の舒盧迦と爲す、即ち偈な

有の心を生ずるを依止說因成就と名づく。是の故に如來、大光明を放ちたまふ。諸の世界の中の種種の事を示現したまふが故に。先づ外事の六種震動等を示現し、次に此の法門の中の內證甚深微妙の法を示現したまふが故なり。又器世間衆生世間に依るとは、數種種、量種種、具足煩惱差別、具足清淨差別、佛法弟子差別に三寶を示現するが故なり。復乘に差別あり、有る世界には佛有まし、有る世界には佛無し。衆生をして修行者の未だ果を得ざるもの、得道者の已に果を得るものを見せ令むるが故なり。經に「諸の修行し得道する者」といふが如きの故なり。數種種とは、種種の觀を示現するが故なり。略して說くに四種の觀あり。一には食住、二には聞法、三には修行、四には樂なり。經に「爾の時に佛、眉間白毫相の光を放ちたまふ乃至佛舍利を以て七寶の塔を起つ」といふが如きの故なり。菩薩道を行ずとは、衆生を教化するに四攝の法に依つて方便攝取す。應に知るべし。經に說く所の如きは當に自ら推して取るべし。

此れ自り已下は(八八)大衆現前欲聞法成就を示現す。一人に問ふことは、多人は聞かむと欲して希有の心を生ず。是の故に唯文殊師利に問ふ。是の如

云へり。法數名目は今之を略す。

【八二】結跏趺坐。右足を左腿に、左足を右腿に乘せて坐するを云ふ、是れ禪定に入るの坐法なり。

【八三】無量義處三昧。三昧の名なり。無量義經を說き已りて將に法華に移らむとする時この三昧に入りたまふ。

【八四】器世間。又國土世間とも云ひ、非情世間とも云ふ。卽ち依報の總稱なり。

【八五】衆生世間。又有情世間とも云ふ。正報の總稱なり。

【八六】曼荼羅華。(Mandara) 適意華、天妙華、白華等と翻す、天華の名なり。

【八七】依止說因成就。七成就の第五なり。依止して說きたまふ因の成就と謂す。

【八八】大衆現前欲聞法成就。七成就の第六なり。大衆聞法を

くして世尊の弟子法に隨順して相違せざることを示現するが故なり。今佛世尊神變の相を現じたまふとは、何等の現の義と爲すや。大相の因を現せしが爲の故なり。大相を現ずるが爲とは、妙法蓮華經を說かむが爲の故に大瑞の相を現じたまふ。妙法蓮華經の妙法、不可思議等の文字章句を說かむが爲の故なり。二種の義有り、是の故に仰いで文殊師利に請ふ。何等をか二と爲す。一には現に諸法を見るが故に、二には諸の因縁を離れて、唯自心に彼の法を成就するが故なり。種種の瑞相を示現するは、彼彼の事を示現するが故なり。彼の事の相の〔二〕起、住、作、滅の如し。應に知るべし。文殊師利能く彼の事を記するを以ての故に、文殊師利所作成就し因果成就して、現に彼の法を見るを以ての故なり。所作成就とは、二種有り、一には功德成就、二には智慧成就なり。因成就とは、一切智成就なり。[illegible]有り、[illegible]の故に。[illegible]成就とは、衆相具足なり。果成就とは大法を說くなり。種種の淨國土とは、諸の淨國土の中の種種の差別を示現す。應に知るべし。淨妙國土とは、謂く無煩惱の衆生の住處なるが故に。經に「東方萬八千の世界を照らしたまふ乃至悉く彼の佛の國界の莊嚴を見る」といふが如きの故なり。如來を上首と爲すは、諸の菩薩等、如來に依つて住するが故に。彼の如來、彼の國土の諸の大衆の中に於て自在を得たまふを以ての故に。經に「又彼の土の現在の諸佛を見たてまつる」といふが如き、是の如き等の故なり。

欲することを現前するの成就と謂ふ。

〔二〕起住作滅。起は生、住は異、作は生住異滅の四相なり。

(九〇)此れ自り已下は聖者を明かす。(九一)文殊師利菩薩宿命智を以て現に過去の因の相果の相を見て、十種の事を成就す。現に前に在るが如し。是の故に能く(九二)彌勒菩薩に答ふ。現に過去の因の相を見るとは、文殊師利自ら已が身を見るに曾て彼彼の諸の佛佛の國土の中に於て種種の行事を修するが故に。現に過去の果の相を見るとは、文殊師利自ら已が身を見るに是れ過去世の妙光菩薩彼の佛の所に於て此の法門を聞いて衆生の爲に說くが故なり。十種の事を成就すとは、何等をか十と爲す。一には現見大義因成就、二には現見世間文字章句甚深意因成就。三には現見希有因成就、四には現見勝妙因成就、五には現見受用大因成就、六には現見攝取一切諸佛轉法輪因成就、七には現見善堅實如來法輪因成就、八には現見能進入因成就、九には現見憶念因成就、十には現見自身所逕事因成就なり。(九三)大義因成就とは、八句の示現あり。應に知るべし。一には大法を論せむと欲す、二には大法の雨を雨らさむと欲す、三には大法の鼓を擊たむと欲す、四には大法の幢を建むと欲す、五には大法の燈を燃さむと欲す、六には大法の螺を吹かむと欲す、七には大法の鼓を斷へざらしめむと欲す。八には大法を說かむと欲す。此の八句に如來大法を說かむと欲す等といふを示現せむと欲するが故に。何等をか名づけて八種を大義と爲す。謂

【九〇】此れ自り已下。七成就の第七なり。標名には文殊師利菩薩成就とあり。今は單に聖者と云ふ。文殊は聖者なり。

【九一】文殊師利菩薩。(Mañjuśrī)妙吉祥、妙德、妙音等と翻す。菩薩衆の中の上首なり。

【九二】彌勒菩薩。(Maitreya)慈氏と翻す。釋尊補處の菩薩なり。

【九三】大義因成就。標名に準ぜば現見大義因成就なり。大義を現見するの因成就と謂ふ。今現見の二字を略す。

の故なり。（九七）現見受用大因成就とは、是の時に王子、勝妙の樂を受けむとして各捨て出家す、復彼の大衆、爾許の時に於て疲倦の心を生ぜざるが故に。經の「其の最後の佛未だ出家したまはざりし時乃至佛授記し已つて便ち中夜に於て無餘涅槃に入りたまふ」といふが如きの故なり。（九八）現見攝取一切諸佛轉法輪因成就とは、法輪斷えざるが故に。經に「佛の滅度の後妙光菩薩妙法蓮華經を持つて八十小劫を滿てて人の爲に演說す」といふが如きの故なり。（九九）現見善堅實如來法輪因成就とは、佛の滅度の後、無量時に說くが故に。經に「日月燈明佛の八子皆妙光を師とす、乃至皆其をして阿耨多羅三藐三菩提に堅固なら令む」といふが如きの故なり。（一〇〇）現見進入因成就とは、彼の諸の王子、大菩提を得るが故に。經に「是の諸の王子乃至皆佛道を成ず」といふが如きの故なり。（一〇一）現見憶念因成就とは、他の爲に法を說いて他を利益するが故に。經に「其の最後に成佛したまふ者を名けて然燈と曰ふ、乃至尊重讃歎す」といふが如きの故なり。（一〇二）現見自身所逕事因成就とは、文殊自身に勝妙の樂を受くるを以ての故に。經に、「彌勒當に知るべし、乃至佛所護念」といふが如きの故なり。「汝を求名と號づく」とは、彼の過去の事を知ることを示現するが

【九七】現見受用大因成就。受用大を現見するの因成就と訓す。

【九八】現見攝取一切諸佛轉法輪因成就。一切諸佛の轉法輪を攝取することを現見するの因成就と訓す。

【九九】現見善堅實如來法輪因成就。善く如來の法輪を堅實にすることを現見するの因成就と訓す。

【一〇〇】現見進入因成就。進入を現見するの因成就と訓す。

【一〇一】現見憶念因成就。憶念を現見するの因成就と訓す。

【一〇二】現見自身所逕事因成就。自身逕る所の事を現見するの因成就と訓す。

故に、又復今彼の法を得て皆具足することを示現するが故なり。

釋方便品

經に曰く、「爾の時に世尊、甚深の三昧に入つて、正念にして動じたまはず、如實智の觀を以て「三昧より安詳として而も起ちたまひぬ。起ち已つて舍利弗に告げたまはく『諸佛の智慧は甚深無量なり。其の智慧の門は難解、難覺、難知、難解、難入なり、如來の所證は、一切の聲聞、辟支佛等の知ることと能はざる所なり。何を以ての故に、舍利弗、如來應正遍知は已に曾て無量百千萬億那由佗の無數の諸佛に親近し供養したまへり、諸佛の所に於て、盡くして諸佛所行の阿耨多羅三藐三菩提の法を行じたまへり。舍利弗、如來は已に無量百千萬億那由佗劫に於て、勇猛精進して所作成就し、名稱普く聞こえたまへり。舍利弗、如來は畢竟して希有の法を成就したまへり。舍利弗、難解の法をば如來のみ能く知ろしめしたまふ。舍利弗、難解の法とは諸佛如來の隨宜所說の意趣の甚深なり。一切の聲聞、辟支佛等の知ること能はざる所なり。何を以ての故に、舍利弗、諸佛如來は自在說の因成就したまへるが故に。舍利弗、如來は種種の方便と、種種の知見と、種種の念觀と、種種の言辭とを成就したまへり。舍利弗、吾れ成佛して從り已來、彼彼の處に於て廣く言教を演べ、無數の方便をもつて衆生を引導して、諸の著處に於て解脫を得せ令む。舍利弗、如來の知見方便は彼岸に到る。舍利弗、如來の知

見は廣大深遠なり、無障無礙の力と、無所畏と、不共法と、根、力、菩提分、禪定、解脱、三昧、三摩跋提、皆已に具足したまへり。舍利弗、諸佛如來は深く無際に入つて、一切未曾有の法を成就したまへり。舍利弗、如來は能く種種に分別して巧みに諸法を說き、言辭柔軟にして衆の心を悅可したまふ。止みなむ、舍利弗、復說く須からず。舍利弗、佛の成就したまふ所は第一希有難解の法なり。舍利弗、唯佛と佛とのみ法を說き、諸佛如來能く彼の法を知つて實相を究竟したまふ。舍利弗、唯佛如來のみ一切の法を知ろしめせり。舍利弗、唯佛如來のみ能く一切の法を說きたまふ。何等の法ぞや、云何の法ぞや、何の似きの法ぞや、何の相の法ぞや、何の體の法ぞや、何等ぞや、云何ぞや、何の似きや、何の相ぞや、何の體ぞや、是の如き等の一切の法をば如來現見したまふて、現見したまはずむば非ず」。

論に曰く、〔一〇三〕此れ自り已下の所說は法の因果の相を示現す。應に知るべし。〔一〇四〕「爾の時に世尊、甚深の三昧に入つて、正念動じたまはず、如實智の觀を以て、三昧從り安詳として而も起ちたまひぬ。起ち已つて舍利弗に告げたまはく」とは、如來の自在の力を得たまへることを示現するが故に。如來の定に入りたまへるをば能く驚寤するもの無きが故なり。何が故に唯舍利弗に告げて餘の聲聞等に告げたまはざることをば

【一〇三】此れ自り已下。此れに對して天台の一家に兩解あり。一には方便品の一品を指して所說の法の因果の相を示現すと爲す、卽ち此の品の諸法實相の法門は十法界の因果の相を示現したるものなるが故なり。二には通じて以下の諸品に涉つ、法華一部は唯是れ師弟の因門果門なるが故なり。前の解を當分釋と名づけ、後の解を跨節釋と稱せり。

【一〇四】爾の時に。此れより論主廣く方便品の文を釋す。此れに五示現あり、今その第一歎妙法功德分なり。

（一〇七）一切種、一切智智の義なるが故に。經に「諸佛の智慧は甚深無量なり、其の智慧の門は難見難覺難知難解難入なり、一切の聲聞辟支佛等の能く知らざる所なり」といふが如きの故なり。阿含甚深と言ふは、示現に八種有り。一には受持讀誦甚深、經に「佛曾て無量百千萬億無數の諸佛に親近し供養す」といふが如きの故なり。二には修行甚深、經に「諸佛の所に於て盡くして諸佛所修の阿耨多羅三藐三菩提の法を行ず」といふが如きの故なり。三には果行甚深、經に「舍利弗、如來は已に無量百千萬億那由佗劫に於て勇猛精進して所作成就したまへり」といふが如きの故なり。四には增長功德心甚深、經に「名稱普く聞こえたまへり」といふが如きの故なり。五には快妙事心甚深、經に「舍利弗、如來は畢竟して希有の法を成就したまふ」といふが如きの故なり。六には無上甚深、經に「舍利弗、難解の法は如來のみ能く知ろしめせり」といふが如きの故なり。七には入甚深、入甚深とは、名字章句の意は得ること難し、故に自在に住持したまふ。外道に同せずして因緣の法を説くを名づけて甚深と爲す。經に「舍利弗、難解の法は諸佛如來の隨宜所説の意趣難解なり」といふが如きの故なり。八には不共聲聞辟支佛所作住持甚深、經に「一切の聲聞辟支佛の知ること能はざる所なり」といふが如きの故なり。是の如く妙法の功德を説きたまふこと已むぬ。

（一〇八）次に如來法師の功德成就を説きたまふ。應に知るべし。經に「何を以ての故に舍利弗、諸佛如

【（一〇七）一切種、一切智智。一切種は即ち一切智なり。一切智を究竟したる智なり、この智を薩婆若（Sarvajña）と稱せり。

【（一〇八）次に。此れより五示現の第二數法師功德分なり。

が故なり。復「方便」とは、（二二）四攝の法に依つて衆生を攝取して解脱を得せ令むるが故なり。「諸の著處」とは、彼の處處の著なり。或は諸界に著し、或は諸地に著し、或は諸分に著し、或は諸乘に著するが故なり。界に著すとは、（二三）欲と色と無色との界に著するが故に。諸地に著すとは、（二三）戒取三昧の初禪定地、乃至非想非非想及び滅盡定地に著するが故に。分に著すとは、在家出家の分に著するが故に。在家分に著すとは、己が（二四）同類に著して種種の業、邪見等を作すが故に。出家分に著すとは、名聞利養、種種の諸過、煩惱等に著するが故に。諸乘に著すとは、聲聞乘、菩薩乘に著するが故なり。聲聞乘に著すとは、樂つて（二五）小乘戒を持ち、（二六）須陀洹、斯陀含、阿那含、阿羅漢等を

【二三】欲と色と無色と。これを三界と云ふ。欲界(Kāmadhātu)は、地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間の五道と、及び天道の中の四天王天、忉利天、夜摩天、兜率天、化樂天、他化自在天の六欲天六とを總稱して云ふ。この界は飲食、睡眠、婬事の三欲に繋縛せられて遠離すること能はざるが故に欲界と名づく。次に色界(Antarikṣavācina)は天道の中の梵衆天、梵輔天、大梵天、少光天、無量光天、遍淨天、光音天、少淨天、無量淨天、無雲天、福生天、廣果天、無想天、無煩天、無熱天、善見天、善現天、色究竟天の十八天を總稱して云ふ。欲界下劣の穢き欲無くして清淨の色質皆化生に因りて有り、その色質あるに約して色界と名づく。次に無色界 (Ārūpyadhātu)は、天道の中の空無邊處天、識無邊處天、無所有處天、非非想處天の四天を總稱して云ふ。唯心識のみ有つて色質の身無ければ無色界と名づく。已上皆有漏の生死にして流轉の境界なり。

【二三】戒取三昧。邪戒非戒を正戒と取するを戒取と云ふ。戒取三昧は即ち世間禪の名なり、又これを三界有漏禪とも云ふ。此れに凡そ九地あり。今その初の初禪定地と彼の非想及び滅盡定地を擧げて他を略するなり。

【二四】同類。父母、妻子、内外の親眷等を云ふ。

【二五】小乘戒。小乘に於ける七衆の戒を云ふ。即ち優婆塞、優婆夷の五戒、八齋戒。沙彌、沙彌尼の十戒。式叉摩那の六戒。比丘比丘尼の二百五十戒、五百戒等なり。

弗、復說く須からず」といふが如きの故なり。法器の衆生有つて心已に滿足するが故に。四には堪成就、所有の一切の可化の衆生をして、皆如來は希有勝妙の功德を成就して說法するに能へたまへりと知らしむるが故に。經に「舍利弗、佛の成就したまふ所は第一希有難解の法なり」といふが如きの故なり。五には無量種成就、說不可盡なり。經に「舍利弗、唯佛と佛とのみ法を說きたまふ、諸佛如來のみ能く彼の法を知つて實相を究竟したまふ」といふが如きの故なり。實相と言ふは、謂く如來藏、法身の體不變の義なるが故に。六には覺體成就、如來說きたまふ所の一切の諸法は、唯佛如來の自の證得なるが故に。經に「舍利弗、唯佛如來のみ一切の法を知ろしめせり」といふが如きの故なり。七には(二四)隨順衆生意爲說修行法成就、彼の法の何等如是等の故に。經に「舍利弗、唯佛如來のみ能く一切の法を說きたまふ」といふが如きの故なり。第一は種種の法門、衆生を攝取するが故に。第二は散亂せずして住せ令むるが故に。第三は取ら令むるが故に。第四は解脱を得せ令むるが故に。第五は彼をして修行成就して對治法を得せ令むるが故に。第六は能く彼の修行するものをして進趣成就せ令むるが故に。第七は修行を

を三摩跋と云ふとあり。三摩跋は今の言はゆる三摩跋提なり。

【一九】第一の成就。向きに列ねたる如來四種の功德の中の往成就なり。

【二〇】第二の成就。次の敎化成就なり。

【二一】第三の成就。次の功德畢竟成就なり。

【二二】力家。降魔を力と名づく、この力に安住するが故に力家と云ふ。

【二三】五種の美妙の音聲。一には甚深、二には淸徹、三には敬愛、四には諦了、五には無厭なり。

【二四】隨順等。衆生の意に隨順して爲に修行の法を說くの成就と謂す。

得て退失せざら令むるが故なり。此の七種の法は諸の衆生の爲の自身の所作事成就なるが故なり。又教化を與ふるの成就は、證法に依るが故に。又說法成就は、說法に依るが故なり。此の〔二五〕二種の法は向前に說くが如し。此の二種の法に依つて、何の次第有つてか而も修行することを得る。即ち前の文句に再說なり、應に知るべし。又證法に依るに五種有り。一には、何等の法ぞや」、二には「云何の法ぞや」、三には「何の似きの法ぞや」、四には「何の相の法ぞや」、五には「何の體の法ぞや」といふが故なり。「何等の法ぞや」とは、聲聞の法、辟支佛の法、〔二六〕佛の法なるが故なり。「云何の法ぞや」とは、種種の事說を起すが故なり。「何の似きの法ぞや」とは、〔二七〕三種の門に依つて淸淨なることを得るが故なり。「何の相の法ぞや」とは、三種の義は一相の法なるが故なり。「何の體の法ぞや」とは、二體無きが故なり。二體無しとは、無量の乘は唯一の佛乘にして〔二八〕二乘無きが故なり。復義有り、「何等の法ぞや」とは、謂く有爲法、無爲法等なり。「云何の法ぞや」とは、謂く因緣法、非因緣法等なり。「何の似きの法ぞや」とは謂く常法、無常法、是の如き等なり。「何の相の法ぞや」とは、生等の三相

【二五】二種の法。說法、證法。說法は甚深、證法は阿含甚深、この二種の甚深は向前に說くが如しと云ふなり。

【二六】佛の法。菩薩乘を云ふ。同じく佛乘の名を有すれども菩薩乘の佛は因乘なり。後の何體の下に流出する唯一の佛乘は佛の果乘なり、混ずべからず。上の聲聞の法と辟支佛の法と今の菩薩因乘の佛の法を合せて三乘と云ふなり。

【二七】三種の門。三乘を云ふなり。

【二八】二乘。凡そ無量の乘は束ねて大小二乘に攝す。小乘は小人所乘の法、即ち上に舉げたる聲聞乘、辟支佛乘なり。大乘は大人所乘の法、即ち菩薩乘なり。この大小二乘の別無くして唯一の佛乘なる法華の一乘の義と爲すなり。

【二九】五陰の相。五陰とは色、

の法、不生等の三相の法なり。「何の體の法ぞや」とは、謂く（二九）五陰の體、非五陰の體なり。又「何の似きの法ぞや」とは、謂く無常法、有爲法、因緣法なり。又「何の相の法ぞや」とは、謂く可見相等の法なり。又「何の體の法ぞや」とは、謂く五陰の能取（三〇）所取なり。五陰は是れ苦集の體なるが故に。又五陰は是れ道諦の體なるが故なり。復異義有り、說法に依つて說く。何等の法ぞやとは、謂く名句字身等なるが故に。云何の法ぞやとは、謂く如來の所說の法に依るが故に。何の似きの法ぞやとは、謂く能く可化の衆生を敎化するが故に。何の相の法ぞやとは、音聲に依つて取るが故に。音聲に依つて彼の法を取るを以ての故に。何の體の法ぞやとは、謂く假名の體法相の義なるが故なり。

（三一）此れ自り已下は次に三種の義に依つて示現す。一には決定の義、二には疑の義、三には何の事に依つてか疑ふの義。應當に善く知るべし。決定の義とは、聲聞有つて方便證得の深法において決定の心を作す。聲聞道の中に於て、方便涅槃の證を得るが故に。是の如く（三二）二種の證法、有爲と無爲との法を示現するが故に。經に「爾の時に大衆の中に諸の聲聞漏盡の阿羅漢有り乃至亦此の法を得て涅槃に到れり」といふが如きの故なり。疑の義とは、謂く聲聞、辟支佛は知ること能はざる有るが故

受、想、行、識を云ふ、非五陰の體は之に反例して知るべし。

【三〇】能取所取。能取は煩惱の因、この煩惱の因よく五陰を取るが故なり、所取は三界の果、この果は即ち煩惱の因に取られたる五陰の苦報の身なり。この能取は集諦、所取は苦諦なり。

【三一】此れ自り已下。五示現の第三大衆定疑分なり。

【三二】二種の證法。因盡有餘涅槃と果盡無餘涅槃との二涅槃を證法と云ふ。

に、是の故に疑を生ず。經に「而も今是の義の所趣を知らず」といふが如きの故なり。何の事に依つてか疑ふとは、如來、聲聞の解脫を說きたまふに我が解脫と異ならず。是の故に疑を生ず。疑を生ずとは、因の中の疑を生ず。此の事云何。云何ぞ如來數數甚深の境界を說きたまふに、前に甚深と說き、後に甚深と說いて聲聞に同じたまはず。是の如き等あり。是の故に疑を生ず。經に「爾の時に舍利弗、四衆の心の疑を知り乃至而も佛を說いて言さく」といふが如きの故なり。

〔二三〕此れ自り已下は四種の事に依つて說くことを示現す。一には決定心、二には因受記、三には取受記、四には與受記、應に知るべし。云何が決定心、已に驚怖を生ずる者には驚怖を離せ令む。以て二種の人を利益するが爲の故なり。是の故に如來に決定の心有ます。此の驚怖に五種有り。應に知るべし。一には損驚怖、謂く小乘の衆生は、所聞の聲の如く、取つて以て實と爲して、謗じて大乘を無みす。而も是の言を作す。如來說いて阿羅漢果を究竟の涅槃なりと言たまふ。我畢竟して是の如き涅槃を取れり。是の故に羅漢涅槃に入らずとはと。是の如く驚怖するが故に。二には多事驚怖。謂く大乘の衆生は是の如き心を生ず。我無量無邊劫の中に於て菩薩の行を行じ久しく勤苦を受けたり。是の念を以ての故に驚怖の心を生じて異乘を取るの心を起す。故に是の如く驚怖す。三には顚

【二三】此れ自り已下。五示現の第四定記分なり。

【二四】我、我所。我は即ち我なり。外道は實にこの我なるものありと計するなり。我所は我の心所等は我の所使なりと計するなり。

【二五】身見、不善道。身見とは身を我と計するを身見と云ひ、因果を撥無するを不善と云ふ。

倒驚怖。謂く心に（二三四）我、我所有りと分別して種種の（二三五）身見、不善法あり。故に是の如く驚怖す。四には心悔驚怖。謂く大德の舍利弗等、是の如き心を起して言く、我應に是の如きの小乘の法を證すべからず。是の如く悔い已つて心卽ち自ら止みぬ。卽ち此の悔心を名づけて驚怖と爲す。此の義應に知るべし。五には誑驚怖。謂く增上慢の聲聞の人は是の如き心を作す、云何ぞ如來、我等を誑けると。是の如く驚怖するが故なり。因受記とは、經に「止みなん止みなん舍利弗復說く須からず、若し是の事を說かば一切世間の諸天人等皆驚怖を生ずべし」といふが如きの故なり。此の授記に因つて皆驚怖を生ずとは、三種の義有り。一には彼の諸の大衆をして甚深妙境界を推覓せ令めむと欲すが故に、二には大衆をして尊重の心を生じ、畢竟して如來の說を聞かむと欲せ令めむと欲すが故に、三には諸の增上慢の聲聞の人をして法座を捨離して起去せ令めむが爲の故なり。（二三六）第二の請は、過去の無量の諸佛の衆生を敎化したまふことを示現す。經に「是の會の無數乃至佛の所說を聞きたてまつらば則ち能く敬信せむ」といふが如きの故なり。第三の請は、今の現在の佛の衆生を敎化したまふことを示現す。經に「今此の會中の我が如き等比乃至長夜安穩にして饒益する所多からむ」といふが如きの故なり。取受記とは、舍利弗等、授記を得むと欲するを以てなり。經に「佛、舍利弗に告げたまはく、汝以に三び請しつ豈に說かざることを得むや、汝今諦に聽け」といふが如き、是の如き等の故なり。與授記とは、六種有り。應に知るべし。一には未聞令聞、二に

【二三六】第二の請。舍利弗の三請の意を釋するなり。

は說、三には依何等義、四には令住、五には依法、六には遮なり。未聞令聞とは、經に「舍利弗、是の如きの妙法は諸佛如來時に乃し之を說きたまふ(二七)優曇華の如し」といふが如き、是の如き等の故なり。說とは、經に「舍利弗、我無數の方便種種の因緣譬喩言辭をもつて諸法を演說す」といふが如き、是の如き等の故なり。「種種の因緣」とは、謂はゆる三乘なり。彼の三乘は唯名字章句言說のみ有つて實義有るに非ず。彼に實義は不可說なるを以ての故なり。依何等義とは、經に「舍利弗、諸佛世尊は唯一大事の因緣を以ての故に世に出現したまふ」といふが如き、是の如き等の故なり。彼の「一大事」とは、四種の義に依る。應に知るべし。何等をか四と爲す。一には無上の義、唯如來の一切智智を除いて更に餘事無し。經に「佛知見を開き衆生をして淸淨を知得せ令めむと欲すが故に世に出現したまふ」といふが如し。「佛知見」とは、如來能く證して如實の智を以て彼の義を知りたまふが故なり。二には同の義。聲聞、辟支佛、佛、法身平等なるを以ての故なり。經に「衆生に佛知見を示さむと欲すが故に世に出現したまふ」といふが如し。法身平等とは、佛性法身は更に差別無きが故なり。三には不知の義、一切の聲聞、辟支佛等は彼の眞實處を知ること能はざるを以ての故なり。眞實處を知らずとは、究竟して唯一佛乘なりと知らざるが故なり。經に「衆生をして佛知見を悟ら令めむと欲すが故に世に出現したまふ」といふが如し。四には不退轉の地を證せ令めむと欲するが爲に

〔二七〕優曇華。優曇は優曇鉢（Udumbara）の略語、靈瑞華と譯す。三千年に一度華開すと稱せらる。

無量の智業を與ふることを示現するが故なり。經に「衆生をして佛知見の道に入ら令めむと欲すが故に世に出現したまふ」といふが如し。又復「示」とは、諸の菩薩の疑心有る者をして、如實の修行を知ら令めむが爲の故なり。又「悟入」とは、未だ菩提心を發さざる者をして發心せ令むるが故に、已に發心せる者をして法に入ら令むるが故なり。又復「悟」とは、外道の衆生をして覺悟を生ぜ令むるが故なり。又復「入」とは、聲聞の小乘の果を得たる者をして大菩提に入ら令むるが故なり。令住とは、經に「舍利弗、但一佛乘を以ての故に衆生の爲に法を說きたまふ」といふが如きの故なり。依法とは、經に「舍利弗、過去の諸佛の無量無數の方便種種の譬喩因緣念觀を以て方便して法を說きたまふも皆一佛乘の爲の故なり」といふが如きの故に。是の如き等の故なり。譬喩をいはば、牛に依つて乳、酪、生酥、熟酥、醍醐有り。醍醐を第一と爲すが如し。小乘は乳の如く、大乘は醍醐の如くなるが故なり。此の譬は唯大乘無上を明す、諸の聲聞等も亦大乘無上の義に同じきが故なり。聲聞同じとは、此の中に諸佛如來の法身の性は諸の凡夫、聲聞、辟支佛等に同じきことを示現す。法身は平等にして差別無きが故なり。此の譬喩をもつて因緣の義を示現す。向の所說の如し。「念觀」と言ふは、小乘の諦の中に於ては人無我等あり、大乘の諦の中に於ては眞如、法界、實際、及び人無我、法無我等の種種の觀あるが故なり。「方便」と言ふは、小乘の中に於ては(一三八)陰界入を觀じて、苦を厭ひ苦を離して解脫を得るが故に。大

【一三八】陰界入。五陰と、六根、六塵、六識の十八界と、六根、六塵の十二入なり。

乘の中に於ては諸の波羅蜜を修し、四攝法を以て自身と他身との利益對治の法を攝取するが故なり。「一道」とは、經に「舍利弗、十方世界の中には尙ほ二乘無し、何に況や三有らむや」といふが如き、是の如き等の故なり。「二乘有ること無し」とは、謂く二乘所得の涅槃無し。唯佛如來の證大菩提究竟滿足の一切智慧を大涅槃と名づく。諸の聲聞、辟支佛等に涅槃の法有るに非ず、唯一佛乘なるが故なり。一佛乘とは、〔一三九〕四種の義に依つて說く。應に知るべし。如來此に依つて〔一四〇〕六種の授記あり。是の故に前に「何等の法ぞや、云何の法ぞや何の似きの法ぞや、何の相の法ぞや、何の體の法ぞや」と說き、是の如く示現したまふ。「何等の法ぞや」とは、謂く未だ曾て聞かざる法なり。「云何の法ぞや」とは、謂く種種の言語譬喩をもつて說くが故なり。「何の似きの法ぞや」とは、唯一大事の爲の故なり。「何の相の法ぞや」とは、衆生の器に隨つて諸佛の法を說くが爲の故なり。「何の體の法ぞや」とは、唯一乘の體なるが故なり。一乘の體とは、謂く諸佛如來平等の法身なり。彼の諸の聲聞、辟支佛乘は彼の平等法身の體に非ず。因果行觀不同なるを以ての故なり。

〔一四一〕此れ自り已下は如來の說法は四種の疑を斷せむが爲なり。應に知るべし。何等をか四種と爲す。一には何の時に說きたまふやと疑ふ、二には云何して是れ增上慢人と知るやと疑ふ、三には云何して說

【一三九】四種の義。經文の開示悟入の四佛知見を指すなり。
【一四〇】六種の授記。上に於ける與授記の下の未開令開已下の六義を指すなり。
【一四一】此れ自り已下。五示現の第五斷疑分なり。

くに堪へたるやと疑ふ、四には云何して如來妄語と成りたまはずやと疑ふ。何の時に說きたまふやとは、諸佛如來は何等の時に於てか種種の方便の說法を發起したまふといふ、彼の疑を斷せむが爲なり。經に「佛、舍利弗に告げたまはく諸佛は五濁の惡世に出でたまふ、所謂劫濁等」といふが如きの故なり。云何して是れ增上慢と知るやとは如來は增上慢人の爲に說法したまはず、云何して彼れは是れ增上慢と知るやといふ、彼の疑を斷せむが爲の故なり。經に「若し比丘の實に阿羅漢を得たる者有つて、若し此の法を信せずといはば是の處有ること無し」等といふが如きの故なり。云何して說くに堪へたるやとは、佛に從つて法を聞いて而も謗心を起す。云何ぞ如來說法に堪へざるの人と成りたまはざるやといふ、此の疑を斷せむが爲なり。經に「佛の滅度の後現前に佛無からむをば除く」といふが如き、是の如き等の故なり。云何して如來妄語と成りたまはざるやとは、此は如來の先の說法異に今の說法異なるを以て、云何ぞ如來妄語と成りたまはざるといふ。此の疑を斷せむが爲なり。經に「舍利弗、汝等應當に一心に信解して佛語を受持すべし、諸佛如來は言虛妄無し、餘乘有ること無し唯一佛乘なり」といふが如きの故なり。「乃至童子の戲に沙を聚めて佛塔と爲せし是の如きの諸人等皆已に佛道を成ず」とは、謂く菩提心を發し菩薩の行を行ずる者は所作の善根能く菩提を證す。諸の凡夫及び決定の聲聞の本より來未だ菩提心を發さざる者の能く得る所に非ざるが故なり。是の如く「乃至小低頭」等皆亦是の如し。

（一四二）釋譬喩品

「尊者舍利弗而も偈を説いて言さく、

金色三十二、十力の諸解脱、
同く共に一法の中にして、而も此の事を得す。
八十種の妙好、十八不共の法、
是の如き等の功德、而も我皆已に失へり。」

論に曰く、此の〔一四三〕偈は何の義をか示現する。舍利弗自ら身を呵責して言さく、「我諸佛を見たてまつらず、諸佛の所に往かず、及び佛の説法を聞きたてまつらず。諸佛を供養し恭敬せず、衆生を利益するの事無く、未得の法に於て退しぬ。」是の故に舍利弗是の如き等の自身を呵責することを作す。「諸佛を見たてまつらず」とは、諸佛如來の大人の相を見ざることを示現す、恭敬供養の心を生ぜざるが故に。「佛所に往く」とは、衆生を教化する力を示現するが故に。「金色の光明を放つ」とは、佛を見たてまつるに自身異身、無量の諸の功德を獲得することを示現するが故に。「説法を聞く」と

【一四二】釋譬喩品。此の四字一本には無し、疏記はその無き本に依つて分科す。然るに前來序品及び方便品に例するに應さに此の四字あるべきなり、即ち七喩を釋するの前文と言ふべきなり。蓋し七喩は諸品に通れども、譬喩品の下に諸喩を攝して釋するの意なり、[illegible]して、概略せること、文を看て知るべし。

【一四三】偈。偈に二あり、一は[illegible]

【一四四】十力。知是處非處力、知業報力、知衆生種種欲樂力、知世間種種性力、知衆生諸根上下力、知一切道至處相力、知一切諸禪三昧力、知宿命力、知天眼力、漏盡智力なり。

は、能く一切衆生を利益することを作すことを示現するが故に。「力」とは衆生疑有れば(一四四)十力に依つて疑を斷ずることを示現するが故に。「供養」とは、能く衆生を敎化する力を示現するが故に。(一四五)「十八不共法」とは、諸の障礙を遠離することを示現するが故に。「恭敬」とは、無量の德を出生することは如來の敎に依つて解脫を得ることを示現するが故に。人無我、法無我、一切諸法悉く平等なるを以ての故に。是の故に舍利弗自ら身を呵責して言く、我未だ是の如きの法を得ずと。未得の中に於て退するが故なり。

(一四六)此れ自り已下は七種具足の煩惱染性の衆生の爲に、七の譬喩を說いて七種の增上慢心を對治す。應に知るべし。又復次に三種の染慢、無煩惱の人の三昧、解脫、見等の染慢の爲に、此れを退治するが故に三種の平等を說く。此の義應に知るべし。

(一四七)何者か七種の具足煩惱性の人なる。一には勢力を求むるの人、二には聲聞の解脫を求むるの人、三には大乘を求むるの人、四には定有るの人、五には定無きの人、六には功德を集むるの人、七には功德を集めざるの人なり。何等か七種の增上慢心なる。云何が七種の譬喩對治なる。一には顚倒して諸の功德を求むる增上慢心。謂く世間の中の諸の煩惱熾然增長して、天人勝妙の境界有漏の果報

【一四五】十八不共法。身無失、口無失、意無失、無不定心、無異想、無不知捨心、欲無減、精進無減、念無減、定無減、慧無減、解脫無減、一切身業隨智慧行、一切口業隨智慧行、一切意業隨智慧行、知過去無礙、知未來無礙、知現在無礙なり。倘ほ菩薩にも十八不共ありて名目同じからず。今は如來の十八不共なり。

【一四六】此れ自り已下。七喩三平等を釋す。

【一四七】何者か七種。正しく七喩を釋す。

を乘むるを以て、此を對治するが故に爲に〔二四八〕火宅の譬喩を說く。應に知るべし。二には聲聞の人の一向增上慢心。自ら言ふ我が乘と如來の乘と差別なしと、是の如く顚倒して取る。此を對治するが故に爲に〔二四九〕窮子の譬喩を說く。應に知るべし。三には大乘の人の一向決定增上慢心。是の如き意を起す、別の聲聞、辟支佛の乘無しと、是の如く顚倒して取る。此を對治するが故に爲に〔二五〇〕雨の譬喩を說く。應に知るべし。四には實に無きを而も有りと謂ふ增上慢心。世間有漏の三昧、三摩跋提有るを以て、實に涅槃無きに而も涅槃の想を生す。此を對治するが故に爲に〔二五一〕化城の譬喩を說く。應に知るべし。五には散亂增上慢心。實に定有ること無きものは、過去に大乘の善根有れども而も覺知せず、彼れ大乘を求めずして、狹劣の心中に於て虛妄の解を生じ、以て第一の乘と爲す。此を對治するが故に爲に〔二五二〕繫寶珠の譬喩を說く。應に知るべし。六には實有功德增上慢心。大乘の法を說くを聞くに、而も大乘に非ざるを取る。此を對治するが故に爲に〔二五三〕王の髻中の明珠を解いて之を與ふるの譬喩を說く。應に知るべし、七には實無功德增上慢心。第一の乘に於て曾て諸の善根を修集せず。第一の乘を說くを聞くに、心中取つて以て第一と爲さず。此れを對治するが故に爲に〔二五四〕醫師の譬喩を說く。

【二四八】火宅の譬喩。譬喩品に在り。
【二四九】窮子の譬喩。信解品に在り。
【二五〇】雨の譬喩。藥草喩品に在り。
【二五一】化城の譬喩。化城喩品に在り。
【二五二】繫寶珠。五百弟子品に在り。
【二五三】王の髻中の明珠を解いて之を與ふる譬喩。安樂行品に在り。
【二五四】醫師の譬喩。壽量品に在り。

應に知るべし。第一の人には、世間の種種の善根、三昧の功德を以て方便して喜ば令めて後に大涅槃に入ら令むるが故なり。第二の人には、三を以て一と爲して大乘に入ら令むるが故なり。第三の人には、種種の乘を知ら令む。諸佛如來は平等に法を說きたまへども、衆生の善根の種子に隨つて芽を生ずるが故なり。第四の人には、方便して涅槃の城に入ら令むるが故なり。涅槃の城とは諸の禪、三昧の城なり。彼の城を過ぎ已つて然る後に大涅槃の城に入ら令むるが故なり。第五の人には、其の過去の所有の善根を示して憶念せ令め已つて然る後敎へて三昧に入ら令むるが故なり。第六の人には、大乘の法を說いて、此の法門を以て（一五五）十地の行滿に同じて諸佛如來密に記を與へ授くるが故なり。第七の人には、根未だ熟せざれば、熟せ令めむが爲の故に涅槃の量を示現す。是の義の爲の故に如來此の七種の譬喩を說きたまふ。

【一五五】十地の行滿。菩薩は第十法雲地に入つて一切の行因を滿するなり。
【一五六】何者か。已下三平等なり。

（一五六）何者か三種の無煩惱の人の染慢なる。顚倒の信なるが故に。一には種種の乘の異を信ず。二には世間、涅槃の異を信ず。三には彼此の身の異を信ず。此の三種の染慢を對治せむが爲の故に三種の平等を說く。此の義應に知るべし。何者をか名けて三種の平等と爲す。云何が對治する。一には乘平等。謂く聲聞に與へて菩提の記を授く。唯大乘のみ有つて二乘無きが故に。是の乘は平等にして差別無きが故なり。二には世間、涅槃平等。多寶如來涅槃に入りたまへるを以て世間、涅槃彼此平等差別

無きが故なり。三には法身平等。多寶如來已に涅槃に入りて復身を示現したまふ。自身、他身、法身平等にして差別無きが故なり。是れ無煩惱の人の染慢なる、彼此の身の所作の差別を見る。彼此の佛性法身平等なりと知らざるを以ての故なり。即ち彼の人は我は此の法を證して彼の人は得ずといふ。此を對治するが故に、諸の聲聞に與へて記を授く、應に知るべし。問うて曰く、彼の聲聞等は實に成佛するが故に記を與へ授くとや爲む、成佛せざるに記を與へ授くとや爲む。若し實に成佛せば、菩薩何が故ぞ無量劫に於て無量の種種の功德を修集する。若し成佛せざらば、云何ぞ虚妄に記を授くる。答へて曰く、彼の聲聞に記を授くるとは決定の心を得せしめむとなり。法性を成就すと謂ふに非ず。如來三平等に依つて一乘の法を說きたまふが故なり。如來の法身と彼の聲聞の法身と異なること無きを以ての故に記を與へ授く。即ち修行の功德を具足するに非ざるが故なり。是の故に菩薩は功德具足し、諸の聲聞の人は功德未だ具足せず。記を授くるとを言はば、〔二五七〕六處に示現有り。五は是れ如來の記、一は菩薩の記なり。如來の記は、〔二五八〕舍利弗、〔二五九〕摩訶迦葉等は衆に知識せ所れたるが故に。

【二五七】六處。如來の記五處と、菩薩の記一處なり。如來の記五處は、譬喩品の舍利弗の記と授記品の摩訶迦葉等四大人の記とを一處と爲す、即ち別記なり。五百弟子品の富樓那等の記を一處と爲して、即ち但時記なり。授學無學人記品の二千人の記を一處と爲して、即ち一時記なり。提婆達多品の提婆達多の記を一處と爲す、即ち無怨記なり。勸持品の摩訶波闍波提等の六千人の比丘尼の記と耶輸陀羅比丘尼の記を一處と爲す、即ち總記なり。以上を如來の記五處と云ひ、次に不輕品の不輕菩薩の四衆の記を菩薩の記一處と云ひ、合せて六處なり。この中第五處天女の記は[illegible]本に之れ有るが、未だ詳ならず。論記には提婆品の龍女を指せり。

名號不同なるが故に別に記を與ふ。(一六〇)富樓那等の五百人、千二百人等は同く一名なるが故に俱時に記を與ふ。學無學等俱に同じく一號なり。衆に知識せ所れたるに非ざるが故に一時に記を與ふ。(一六一)提婆達多に記を與ふるとは、如來に怨無きことを示現するが故なり。比丘尼及び諸の天女に記を與ふることは、女人の在家、出家の菩薩の行を修する者、皆佛果を證することを示現するが故なり。菩薩の記を授くることは、不輕菩薩品に示現するが如し。禮拜讃歎して「我汝を輕せしめず、汝等皆當に作佛すべし」と言ふは、諸の衆生皆佛性有ることを示すが故なり。聲聞に記を授くることを言はば、聲聞に四種有り。一には決定の聲聞、二には增上慢の聲聞、三には退菩提心の聲聞、四には應化の聲聞なり。二種の聲聞には如來記を與へ授けたまふ。謂く應化の聲聞と、退し已つて還つて菩提心を發す者となり。決定と增上慢との二種の聲聞は根未だ熟せず。故に如來記を與へ授けたまはず。菩薩の記を與へ授くることは方便して發心せ令むるが故なり。又何の義に依るが故に如來三乘を說いて名けて一乘と爲したまふや。同の義に依るが故に諸の聲聞に與へて大菩提の記を授けたまふ。同の義と言ふは、如來の法身と聲聞の法身と彼此平等にして差別無きを以ての故なり。聲聞、辟支佛の乘不同なるを以ての故に差別有り。彼の二乘は大乘に非ざるを以ての故なり。如來說いて言たまはく、「我

【一五八】舍利弗(Sāriptra)。記莂の佛號は華光 (Padmaprabha)。
【一五九】摩訶迦葉 (Mahākāsyapa)。記莂の佛號は光明 (Rasmiprabhāsa)。
【一六〇】富樓那 (Pūrṇa)。記莂の佛號は法明 (Dharmaprabhāsa)。
【一六一】提婆達多(Devadatta)。記莂の佛號は天王 (Devarāja)。

が身を離せざる是れ無上の義なり」と。一切の聲聞、辟支佛の法の中には此の義を說かず。其の實の如く解すること能はざるを以ての故なり。是の義を以ての故に諸の菩薩の、菩薩の行を行ずるは爲れ虛妄に非ず。

(一六二)無上の義をいはば、(一六三)餘殘の修多羅に無上の義を明す。無上の義に十種有り。應に知るべし。一には種子無上を示現するが故に雨の譬喩を說く。「汝等が所行は是れ菩薩」とは、謂く菩提心を發して、退し已つて還つて發すに、前に修行する所の善根滅せずして、同く後に果を得るが故なり。二には修行無上を示現するが故に大通智勝如來の本事等を說く。三には增長力無上を示現するが故に(一六四)商主の譬喩を說く。四には令解無上を示現するが故に繫寶珠の譬喩を說く。五には淸淨國土無上を示現するが故に多寶如來の塔を示現す。六には說無上を示現するが故に髻中の明珠の譬喩を說く。七には敎化衆生無上を示現するが故に地の中より無量の菩薩摩訶薩等を踊出す。八には成大菩提無上を示現するが故に三種の佛菩提を示現す。一には應化佛菩提。見る應き所に隨つて而も爲に示現するが故に。經に「皆如來は釋氏の宮を出で伽耶城を去ること遠からず道場に坐して阿耨多羅三藐三菩提を得たりと謂へり」といふが如きの故なり。二には報佛菩提。十地の行滿足して常涅槃の證を得るが故に。經に「善男子我實に成佛してより已來

【一六二】無上の義をいはば。已下は十無上なり。
【一六三】餘殘の修多羅。上の七喩三平等の經文を除きたる以外を餘殘と云ふ。
【一六四】商主の譬喩。化城の譬喩なるを云ふ。

無量無邊百千萬億那由他劫」といふが如きの故なり。三には法佛菩提。謂く如來藏、性淨涅槃、常恒清涼不變の義なるが故に。經に「如來は如實に三界の相を知見す乃至三界の三界を見るが如くならず」といふが如きの故なり。「三界の相」とは、謂く衆生界即涅槃界なり。衆生界を離せずして如來藏有るが故なり。「生死の若しは退、若しは出有ると無し」とは、謂く常恒清涼不變の義なるが故なり。「亦在世及び滅度の者無し」とは、謂く如來藏眞如の體は衆生界に卽せず、衆生界を離せざるが故なり。「實に非ず虛に非ず如に非ず異に非ず」とは、謂く(一六五)四種の相を離するが故に、四種の相有るは是れ無常なるが故なり。「三界の三界を見るが如くならず」とは、如來は眞如法身を能く見能く證したまふ、凡夫は見ざるが故に。是の故に經に「如來明に見て錯謬有ること無し」と言ふが故なり。「我本菩薩の道を行じて今猶ほ未だ滿せず」とは、本願を以ての故なり。衆生界未だ盡きざれば願究竟せるに非ず。故に「未だ滿せず」と言ふ。菩提滿足せずと謂ふには非ざるが故なり。「成せし所の壽命復上の數に倍せり」とは、如來の常命を示現す。方便をもつて多數を顯す。上の數量を過ぎて數へ知る可からざるが故なり。「我が淨土は毀れざるに而も衆は燒け盡くと見る」とは、報佛如來の眞實の淨土は第一義諦の所攝なるが故なり。九には涅槃無上を示現するが故に醫師の譬喩を說く。十には勝妙力無上を示現するが故に餘殘の修多羅を說く。應に知るべし。(一六六)多寶如來の塔は一切の佛土の清淨なることを顯示すとは、諸佛の實相境界の中に(一六七)種

【一六五】四種の相。生住異滅の四相なり。

種【二七】に間錯して莊嚴せることを示現するが故なり。示現に八種有り、一には塔、二には量、三には勝、四には住持、五には示現無量佛、六には遍穢、七には多寶、八には同一塔坐なり。塔とは、如來の舍利住持することを示現するが故なり。【二八】量とは、方便して一切の佛の國土の淸淨を示現す。出世間淸淨の無漏の善根の所生なり。世間の有漏の善根の所生に非ざるが故なり。勝とは、多寶如來の身一體をもつて一切諸佛の眞法身を示現し攝取するが故なり。住持とは、諸佛如來の法身自在の身力を示現するが故なり。示現無量佛とは、彼此の所作の善業差別無きことを示現するが故なり。遍穢不淨とは、一切の佛の國土の平等淸淨なることを示現するが故なり。多寶と言ふは、一切の佛土同じく眞性なることを示現するが故なり。【二九】同一塔坐とは、化佛、非化佛、法佛、報佛、等しく皆大事を成するが爲なることを示現するが故なり。【三〇】此れ自り已下は法力持力修行力を示現す。應に知るべし。法力とは、五種の門の示現あり。一には證門、二には信門、三には供養門、四には聞法門、五には讀誦持說門なり。四種の門は【三一】勸持品の中に示現す。一の法門は【三二】常精進菩薩品の中に示現

【二六】多寶如來の塔。多寶(Prabhūtaratna)は過去久遠劫の佛、その往昔の誓願の中に在つて般涅槃して法華經を說く者のところに來りたまふ、寶塔品を見るべし。塔は卑塔婆(stūpa)の略。廟と譯す。以下は略して十種上の中の第五を釋するなり。

【二七】種種に間錯。七寶を以て莊嚴せるなり。

【二八】量。塔の量を云ふ。

【二九】同一塔坐。釋迦多寶の二佛同じく寶塔の中に坐したまふを云ふなり。

【三〇】此れ自り已下。下卷上の中の第十一段四種力を示現する段中。

【三一】勸持品。妙法蓮華經勸持品を云ふ。

【三二】常精進菩薩品。法師功德品を云ふ。

【三三】分段生死。生死に二種あり、一には分段生死、二には

す。彌勒品の中の四種の門とは、一に證とは、經に「我是の如來の壽命長遠を說く時、六百八十萬億那由佗恒河沙の衆生無生法忍を得と」いふが如きの故なり。此れに「無生法忍」と言ふは、謂く初地の證智なり。應に知るべし。「八生乃至一生に阿耨多羅三藐三菩提を得」とは、謂く初地の菩提を證するが故なり。「八生乃至一生」とは、謂く諸の凡夫決定して能く初地を證す。力に隨ひ分に隨つて、八生乃至一生に初地を證すべきが故なり。「阿耨多羅三藐三菩提」と言ふは、三界の中の（一七三）分段生死を離るるを以て、分に隨つて能く眞如佛性を見るを菩提を得と名づく。究竟して如來の方便涅槃を滿足すと謂ふには非ざるが故なり。二に信とは、經に「復八世界微塵數の衆生有つて皆阿耨多羅三藐三菩提の心を發す」といふが如きの故なり。三に供養とは、經に「是の諸の菩薩摩訶薩大法利を得る時虛空の中より曼陀羅華を雨らす」といふが如き、是の如き等の故なり。四に聞法とは、隨喜品に說くが如し。應に知るべし。一の法門は常精進菩薩品に示現すとは、謂く、讀誦、解說、書寫等をもつて六根清淨を得るが故に。經に「若し善男子善女人法華經を受持し若しは讀み若しは誦し若しは解說し若しは書寫せば、是の人當に八百の眼の功德乃至千二百の意の功德を得べし」といふが如きの故なり。此に六

變易生死。分段生死とは、分は分限、段は形段と熟字して、六道の衆生の生死なり、六道の衆生は其の業果に依つて身に長短あり命に壽夭あつて分限形段等しからず、而して皆その分限形段に流轉生死す、故に分段生死と云ふ。變易生死とは三乘の行人の因變り果易つて初位より後位に趣くを云ふ。已に三界六道の分段生死を離るも尚ほこの因果初後の位の變易生死あるなり。今八生乃至一生等と云ふは即ち變易の生死なり。

根清淨を得」とは、謂く凡夫の人經力を以ての故に勝根の用を得るなり。未だ初地の菩薩の正位に入らず。此の義應に知るべし。經に「父母所生の清淨の肉眼を以て三千大千世界を見る」といふが如き是の如き等の故なり。又「六根清淨」とは、一一の根の中に於て悉く能く具足して、色を見、聲を聞き、香を辨じ、味を別ち、觸を覺し、法を知る等の諸根の互用なり。此の義應に知るべし。眼見の者も香を聞いで能く知る。經に「釋提桓因の勝殿の上に在つて五欲に娛樂する乃至說法を香を聞いで知る」といふが如し。此れは是れ（一四）智の境を鼻根をもつて知るが故なり。持力とは三種の法門有つて示現す。法師品、安樂行品、勸持品等に廣く法力を說くが如し。應に知るべし。「其の心決定して水必ず近しと知る」とは、此の經を受持し、佛性の水を得て、阿耨多羅三藐三菩提を成するが故なり。修行力とは、五門の示現あり。一には說力、二には行苦行力、三には護衆生諸難力、四には功德勝力、五には護法力なり。說力とは、三種の法門有つて神力品の中に示現す。一には廣長舌を出すは、憶念せしむるが故なり。二には謦欬の聲は、偈を說いて聞か令めむとするが故なり。聲を聞き已つて實の如く修行して放逸ならざるが故なり。三には彈指して覺悟せ令むるは、修行者をして覺悟せ令むるが故なり。行苦行力とは、藥王菩薩品に敎化衆生を示現するが故なり。又行苦行力とは、妙音菩薩品に敎化衆生を示現するが故なり。護衆生諸難力とは、觀世音菩薩品と陀羅尼品とに示現す。功

【一四】智の境。六塵の中の法塵の境を云ふ。法塵の境は意根なるをもつて知るなるに、鼻根をもつて知るは是れ六根互用の勝益を得るが故なり。

徳勝力とは、妙莊嚴王品に示現す。過去の功德に依つて彼の二童子に是の如きの力有るが故なり。護法力とは、普賢菩薩品と及び（一七五）後の品の中に示現す。又說いて「觀世音菩薩の名を受持すると、及び六十二億恒河沙等の諸佛の名號を受持すると、彼の功德平等なり」と言ふは、二種の義有り。一には信力の故に、二には畢竟知の故なり。信力とは二種有り。一には我が身觀世音の自在なるが如く、異なること無からむことを求めて畢竟して信ずるが故に。二には恭敬の心を生じて彼の功德の如く我も亦畢竟して得むが故なり。畢竟知とは、決定して法界を知るが故なり。法界とは名づけて法性と爲す。彼の法性は初地に入るの菩薩能く一切諸佛菩薩の平等身に證入するが故なり。平等身とは、謂く眞如法身なり。是の故に六十二億恒河沙等の諸佛の名號を受持すると、觀世音菩薩の名を受持すると、功德差別無し。

第一の序品には七種の功德成就を示現す。第二の方便品には五分の示現有つて、（一七六）二を破して一を明かす。餘の品は向に處分するが如し。解し易し。

【一七五】後の品。什譯の妙本は普賢品が最末なれば後の品無し。之に依りて或は觀普賢經を指すとの說もあり。然れども論主所覽の梵本は護譯の正本、及び尼波羅本の如く囑累品を經末に置けるものなるべし、即ち囑累品を指して後の品と云ふならむ。

【一七六】二を破して一を明かす。二乘道の各別を破して唯一の佛乘を明かすを云ふ。

國譯妙法蓮華經優婆提舍　終

唐 不空 譯

金剛頂瑜伽中發阿耨多羅三藐三菩提心論開題

【造論縁起】 佛敎汎しと雖、經律論藏に過ぎたるはなく、經律論深しと雖、歸する所因行證入を出でず。阿耨多羅三藐三菩提は、佛敎最高終極の理想にして、縱論橫說の法門も、恒沙無量の行法も、要するにこの理想境たる阿耨菩提の祕密藏界に、引導證入せん爲の施設のみ。天然の彌勒、自然の釋迦なきを知らば、因行の極めて重要なるを知るに足るべく、阿耨菩提の鍵鑰は獨り金剛不壞の淨菩提心にあること、廣說を須たざるなり。敎に大小あり、宗に顯密あり、行に難易ありと雖、菩提心を以て萬行の根本となすは其の旨一。是を以て經律論疏に亘り、菩提心の體、相、用を說示せる者枚擧に遑あらず。和漢兩朝に於ける法將聖哲の述作、亦眞に汗牛充棟も啻ならざること、蓋し偶然にあらざるなり。

玆に釋迦牟尼如來、跋提河畔、沙羅雙樹林下の寶座に非滅の滅を現ぜしより後數百年、大乘佛敎興隆の時に方り、佛日をして增暉かしめ、法運をして既墜に輓回せる者を、偉聖那伽閼賴樹那（Nāgārjuna） 菩薩となす。新に譯して龍猛と云ひ、舊に譯して龍樹と云ふ。一說によれば、菩薩は佛滅後第八百年代に迹を南天に垂れ、住壽三百年、化を五天に被らしむ。初め一百年は世俗の歡樂より小乘

に入り之が研鑽に従事せしも、遂にその教理に慊焉たらず。次の一百年は、大乗を擧してその堂奥に上りしも、亦未だ以て中心の要求を充たすに足らず。最後の一百年は、南天竺の鐵塔に秘密の奥藏を開き、機熟し、縁和して親り金剛薩埵に受法し、宿志漸く暢ぶ。かくて宗教的飽滿の情は、溢れて諸多の述作となり、一代を通じて造論實に千部の多きを數ふ。而して本論は、實に佛滅第十世紀、菩薩の晩年に、彼が自所得の淨菩提心を因とし、眞言密教を縁として、菩提心の行相を開説し、求佛の前途をして、永くその向ふ所を知らしめんが爲に、彼の心血を傾倒せるものと傳へらる。造論の縁由、傳説するところ略して是の如し。

【傳譯講讃】　印度に於ける本論の流傳講讃の史迹に關しては、何等文獻の徴すべきものなきは元より理の當然なり。

支那に在りては不空三藏（Amogha. 705—774A.D.）の將來するところと傳へらる。三藏法諱は智藏、號は不空金剛、大唐の神龍元年獅子國（Singhala 又は楞伽 Lanka 即今の錫崙 Ceylon 島これなり）に生る。唐の開元八年（720A.D）支那に入り爾來在唐五十餘年、密法を専修し、灌頂を行じ。傳弘機に適し、演説宜きを得、出でては玄宗、肅宗、代宗三朝の國師となり、また譯業に従事しては「菩提心論」を初め一百餘卷を翻出して、玄弉に亞での傳軌を示し、時代教界の寵兒として、朝野の歸仰

を一身に鍾め不斷の努力は支那密敎大成の洪業を成就し、遂に『宋僧傳』記者をして「西域傳法僧、至此今古少類矣」と歎ぜしむるに至れり。而して本論の譯出は『貞元錄』第二十七によれば、代宗の朝にあり。傳敎大師の『法華秀句』上によれば、實に肅宗の至德二年（757 A.D）卽ち本朝孝謙帝の天平寶字元年（皇紀一四一七）に係る。斯くて支那に於ける本論の傳譯が不空によると云ふと雖、その講讃の程度に至つては頗る疑問に屬す。現に唐代に於ける本論の疏釋として傳はるもの、僅に『略記』一卷（續藏第一輯九十五套第四册）あるのみ。

皇朝の流傳は、弘法大師空海が入唐歸朝の時、之を將來せること請來目錄によりて明なり。大師の歸朝は平城帝の大同元年、卽ち今を距ること一千一百有餘年の古にあり。安然の『八家祕錄』上によるに、慈覺、智證、宗叡亦皆この論を將來せり。

『菩提心論』の講讃は、皇朝に於て最も旺に行はる。就中東密一家にありては、その祖弘法大師が尤も重要なる所依の論藏として撰定せるより以來、之が講讃亦頗る盛なり。蓋し龍樹の密敎に於ける特種の地位に想到せば、その所造と傳へらるる當論の重要視せらるるも亦自然の理數と謂ふべし。大師は弘仁進官の三學の錄に、本論と『釋摩訶衍論』との二部十一卷を、眞言所學の阿毘達磨藏と定め、次で承和二年正月二十二日の官符には、三業度人の中、金剛頂業所屬の所學とし、同二十三日の官符に

は金胎兩業の人の兼學すべきものの一として本論を數へ。また彼の『即身成佛義』には二經一論八箇の證文の隨一として之を引證し。『二教論』上の隨釋には「此論者龍樹大聖所造千部論中密藏肝心論也」と斷じ「是故顯密二教差別淺深及成佛遲速勝劣皆說二此中一」と釋せり。顯密を簡別し、密教不共の菩提心を力說し、成佛得果の優劣遲速を辨曲せるが故に、密藏肝心の論藏と決するの意炳然たり。また以て東密學徒の爲に啻に講讃精究せらるるもの偶然ならざる所以を諒すべきなり。

【本論疏釋】 菩提心論の末疏註釋として、世に流布するもの、現に數十部を算す。而して當論の講讃が、獨り皇朝に於て、盛なりし理由の下に、その註釋も亦本朝先德の手に成れるもの殆んどその全部を占むるは、固よりその處なり。隨つてまた之が見聞の羅列を僅ふるは決して難事にあらず、且つはその解文釋義の上に、重大なる異點を發見せざる事情の下に今敢て之を羅列するの煩を避け。之れ以下述作の年代順により、代表的註疏と信せらるるもの、十數部を列ぬるに止むる所以なり。

一 **金剛頂菩提心論略記**　一卷　遍智撰

印度、支那、通じて、當論の註釋は、右の一部現存するのみ。藏經中に收載す。

二 **菩提心義**　五卷　安然述

この書は、直接當論を釋せるものにはあらず、然れどもその內容が本論と密接不離の關係にあり、

且つは五大院の台密に於ける地位に鑑み、一讀の價値あり。版本現流。

三　金剛頂菩提心論私記　四卷　濟暹記

これ東密學匠の手に成れる、皇朝末釋の權輿なり。

四　金剛頂菩提心論私記　一卷　信證記

右二書は共に散逸して現存せず。

五　金剛頂瑜伽中發阿耨多羅三藐三菩提心論　（略稱、菩提心論祕釋）　一卷　覺鑁撰

この書は新義派の祖、興教大師の著なり。その內容は本論の題額に、無盡無窮の幽意あるを顯揚せんと試みしものなり。「今此の一題を解するに、總別の二意あり。總の義の中に就て、略して十の十あり、十に各十あり、乃至無盡なり」と云へるに見て、之を知るべし。但し第三の十義に到りて筆を止む。版本現流、興教大師全集并に大日本大藏經中に攝む。

六　金剛頂宗菩提心論口決　一卷　榮西記

これ本朝禪宗の祖、建仁寺榮西の作なり。師は密教に於ては、山門葉上流の開祖なり。版本現流。

七　菩提心論談義記　二卷　道範記

著者は高野山の學僧、穩健なる學說を以て、難解なる本論に、平明なる解說を施せり。就中博引攷證、古來の學說を網羅す。道範の撰に成れるもの、本論の疏釋數部あるも、本書はその代表的の價値

を有す。版本現流。

八　菩提心論勸文　三卷　承澄記

著者は台嶺小川の僧正、阿娑縛抄の編者として名あり『勸文』三卷は『抄』の第百八十三卷以下に載する所、内容を檢するに大日經義釋、弘法大師の諸文、安然の菩提心義、及び教時義、中川實範の菩提心論開見抄（全二卷）等の註釋を蒐め、幾分の私見を加へたるものなり。版本現流。

九　菩提心論初心抄　二卷　賴瑜撰

十　菩提心論愚草　四卷　賴寶撰

賴寶は新義の代表的學匠なり。兩書の價値亦察すべし。後者は前者に後るること、十餘年の作なり。彼此對見するに繁簡廣略の異りあるのみ。版本現流。

十一　菩提心論聞書　七卷　杲寶述

洛の東寺、三寶の一人者、學匠杲寶の口述なり。貞和四年十二月一日初學會相例講筵の筆錄として開講、同五年十二月滿講の聞書なり。三摩地段に、事相に關するの故を以て講述せずと雖、行願勝義に亘り、述べんと欲して盡さざるなきに似たり。版本現流。

十二　菩提心論鈔　十卷　宥快述

總じて快公の學風は、集めて大成せるを特色とす。研討の迹精微にして、博鈔該羅、綿密周到の猷

覈は、本論末註の白眉として古今に獨歩す。今脚註を施すに、主として今書によれるもの亦この理由に本づく。但し三摩地段を缺くこと杲寶抄に同じ。版本現流。

十三　菩提心論敎相記　二卷　亮汰述

十四　同三摩地段祕記　一卷　同

右二書は、豐山の學匠亮汰僧正の作なり。解説頗る簡明、參考となすに足る。版本現流。

十五　菩提心論問題　二卷　快全記

著者は宥快會下の俊足なり。快抄の述意多岐、學者望洋の嘆なきを保せず、乃ち著者は快公の眞意のある所を顯揚し、その多端の諸説を取捨決擇す。快抄による者の必ず參照すべき書なり。版本現流。

【論文要旨】『菩提心論』は佛道を求むる者の爲に、一心の本性、萬行の根源、得果の妙因たる菩提心の行相を宣示するを以て宗趣となす。而してその菩提心の行相を行願、勝義、三摩地の三種に開説す。中に於て、(一)に行願心とは行を修し、願を發す故に行願と名く。謂ふ所の願とは一切衆生をして、無上菩提に安住せしめんとの心念なり。行とはこの目的を達成する爲に、四弘度の行を修するを云ふ。即ち行願心とは同體悲愍、利益安樂、化他益物の情意の一面に名く。(二)に勝義心とは劣法は之を止息し、勝義の法は之を觀行する分別簡擇、捨劣得勝の心なり。約言すれば自證を主とする智的一面に

名くるなり。この下相説旨陳の二門あり、次での如く教観の二門なり。十住心の中、前九住心を顯にして前前淺權、後後深實と知り、劣を捨て勝を取り、終に第十祕密莊嚴心に安住するはこれ相説の勝義なり。深般若の妙慧を以て、諸法無自性を覺悟すれば、妄惑の遮すべきなく、九種住心の去るべきなきが故に、萬德顯然として圓具する旨を顯すは、これ旨陳の勝義なり。その後文に入りて之を知るべし。(三)に三摩地(Samādhi)とは梵語、等持又は定と譯す。蓋し心を散動せしめずして、寂定の境に留き、心鏡に映じ來る諸法の實相を如實に諦觀するの謂なり。今論に云ふ所は弘法大師が五部の祕觀、三密の妙行と解釋せるが如く、凡身即佛、迷悟不二、二利圓成の大定悲觀に名く。要は父母所生の肉身を轉ぜずして、大覺位を現證し、體驗し得べきを示すにあり。

如上の三種菩提心の中、前二は顯教に通じ、第三は唯密の所談なり。また體用を分てば、三摩地を總體とし、勝義、行願を總體の上の義用となす。大定、智、悲、自證、化他の配釋に見て之を知るべし。また三種菩提心は、次での如く菩提心體發生成育の程度の狀態に名くと云ふも可なり。この意味より觀る時は、三共に本有にあらずして、修生の上の程度の差別に歸するを得べし。この他淺略深祕、事理、兩部三部等の相望配釋無窮なるべし、委釋に遑あらず。

	(三德)	(二利)	(三部)	(三尊)	(遮表)
一、行願心	大悲	化他	蓮華部	觀音	表德
二、勝義心	大智	自證	金剛部	文殊	遮情

一—三、三摩地——大定——不二——如來部——普賢——不二

且く一隅を示す。餘は准して知るべし。

【略解題目】『金剛頂瑜伽中發阿耨多羅三藐三菩提心論』(一) Vajraśekharayoga-anuttarasamyak-sambodhicittopāda-Śāstra. は亦『瑜伽總持敎門說菩提心觀行修持義』と名け、一論にして二個の題額を有す。由來一經一論にして、二個の別題を有するもの、その例尠しとせず。『佛升忉利爲母說法經』を又は『摩訶摩耶經』と名け。『佛說五句章句經』を又は『淨除罪蓋娛樂佛法經』と云ひ、『文殊師利菩薩問菩提經論』を又は『伽耶山頂經論』と名くるが如き卽ち是れなり。但し本論の兩題安置の意趣如何といふ問題に至りては、古來皇朝の學者種種異說す。或は云く、初題は金界、後題は胎藏に約するの不同と、覺鑁、快全はこの義を取る。或は云く次での如く淺深の次第なりと、杲寶等之による。或は云く、初題は東方の發心を擧げて、西方の證菩提を兼ね、次題は南方の行を擧げて、北方の入涅槃を兼ぬ。方便爲究竟は、四轉に攝せらるるが故に、兩題を以て五轉具足を顯はすと、賴瑜、亮汰等この義を取る。この他或は蓮、金、佛の三部に約し、或は發心卽到、修行成佛の二機に約する等の配釋無窮なり、取捨簡擇。學者の意樂に任せて可なり。

次に題額を離釋すれば、『金剛頂瑜伽』Vajraśekharayoga とは、本論は兩部大經の中、別して『金剛

【一】Nanjio's "catalogue" P. 291.

頂經』を所依として、述作せる一の集議論なるが故に、十八會十萬頌の『金剛頂經』を指稱す。故に兩部の所屬を論ずれば、また金剛界に屬する義も分明なり。「金剛」Vajra とはその體は堅固不壞、その用は戰具の中の特に優勝なるものなり。或は堅固、利用を以て釋し、或は寶中の上と云ふが如き例して知るべし。「頂」Sikhara とは、最尊、最勝、無上を意味す。「瑜伽」は梵語 Yoga の音寫、譯して相應といふ、主觀客觀の合致、能所不二の境地に名く。我等衆生本具の心性は、その體殊勝堅固にして、何物も之を破壞し得るものなく、能く本尊の絕待境と感應し、一體に相應し得る所以を明にせる經典なるが故に『金剛頂瑜伽經』と稱するなり。

「發」Utpāda は發起、又は開發の義、能く菩提心を開發發起するの謂なり。

「阿耨多羅三藐三菩提」は梵語 Anuttara-samyak-sambodhi の音寫。譯して無上正等正覺、無上正遍智、無上正等覺、無上正眞正覺道、無上正等遍覺等と云ふ。果上圓滿究竟の佛智に名く。

「心」Citta とは無上正覺、卽ち佛果を志求するの心を指す。故に「菩提」Bodhi はこれ所求、「心」は能求なり、卽ち求むるものと、求めらるるものとの不同なり。但し等しく菩提心と云ふも、直ちに能求の心を意味する場合と、所求の心を指す場合とあるも亦注意すべし、今題目の「菩提心」は「論」所明の三種菩提心の總稱なるは義自ら明なり。故に能所求に通じて解すべきこと贅言を須たず。

「論」Śāstra の一字は常の如く決判を意味す。

故に題額の義は、一言以て之を蔽へば、「金剛頂經を所依として菩提心の何ものたるかを明にするの論」と云ふに歸す。

此の他、發心に就ては『摩訶止觀』には偏僞、眞正の二種を説き、『起信論』には信成就、解行、證の三種發心を明す等種種あり。此等の義と當論發心との異同如何、或は發心の識體六八二識の分別如何等檢討を要する重要の問題あり。また六離合釋による題額釋如何も一顧を値すと雖、今は簡要を尙ぶが故に、總て省略に從ふ。

次に當論の別題を釋せんに、『瑜伽總持教門』とは、「總持」は梵語陀羅尼 Dhāranī の譯。一字に千理を含み、一義に一切義を攝し、一句に一切萬德を包括するを意味す。『菩提心』等は例知すべし。但し別題の義は、初題の發菩提心が、能求の心を表とするに對して、發心以後、菩提心開發の觀行を修する義を表とす。相依相成、影略互顯、以て『論』の題名を解すべきなり。

【眞僞諍論】『論』の內題下に、「龍猛菩薩造」と明記せらるるは、恐くは後世何人かの加筆なるべし。縮藏（閏帙第一冊）竝に卍藏（第二十六套、第一冊）載する所の『論』には共に造人を出さず。而して東密一家にありては、古來之を龍猛の親撰として學習すること前既に述ぶる所の如し。然るに弘法大師の聰明を以てして、漢譯諸多の論藏中、特に一宗の所依として撰定せられたる『釋摩訶衍論』

と本論とが、同じく龍猛の著として傳へらるるに反して、共に眞僞の論議紛紛たるは甚だ奇なりと云ふべし。『釋論』眞僞辨は今の所要にあらず。弘法大師が「密藏肝心の論」と歎美せる『菩提心論』の作者に就て、之が眞僞說の一班を說かんに、(二)傳教大師を初めとして、(三)五大院安然、(四)寶地房證眞、(五)建仁寺榮西等は、龍樹の親撰として、或る程度まで之を依用す。(六)小川の僧正承澄も亦之を是認するに似たり。之に反して智證大師圓珍は(七)「不空三藏集」と斷じて龍樹說を排す。但しその著『大日經指歸』に「龍猛菩提心論」云云と云へるは、龍樹親撰說となすに似たるも、恐くはこれ彼の眞意にあらざるべし。法相宗の學者亦多く僞撰と斷ず、(八)『同學抄』に「菩提心論非二龍樹眞說一猶如二釋摩訶衍論一訛謬非レ一」と一蹴し去れるが如き、之を證して餘りあり。日蓮上人亦不空說を主張し、その著(九)『撰時抄』等に於て、種種の難點を擧げて龍猛說を否定す。日蓮宗の學匠(一〇)禪智日好も亦僞撰とす。(一一)長遠日遵また然り。

僞撰論者が龍樹親撰說を排する理由種種ありと雖、『論』に『供養法』及び『大日經疏』を引證するを非とするは、その一致する所なり。或は云はん此等の難點は、既に果寶、了賢、宥快等によりて會釋せられたりと。然れども史實を無視するの正しからざる限りは、所謂會釋なるもの遂に人をして、

【二】法華秀句上末(十六)
【三】菩提心義第一本(日藏四一七)、敎時義第三(四十七)、
【四】玄義私記三本(十六)文句私記六(七)止觀私記七(八十)
【五】菩提心論口訣(初)
【六】菩提心論勘文上(日藏四六〇)
【七】些些疑文上(全集下一〇三八)
【八】論本ノ一抄卷二(十七)
【九】縮刷遺文錄一二〇八等
【一〇】錄內扶老四(四十四)
【一一】讀達論七(六十六)

容易に首肯せしむるに足らず。學者徒にを辯好んで道法を欺くことなからんを要す。

【因辨譯註】『菩提心論』の疏釋が、その綿密周到なる點に於て、東密學匠の述作の右に出づるものなき理由の存する限り、之が譯註を試むるに、當然その圈内の學者に依憑せざるべからざるは論を俟たず。予が宥快の『菩提心論抄』によりて、之が脚註を加ふるもの、またこの理由に本づく。

宥快（皇紀、二〇〇五―二〇七六）は京都の人、高野山に登り、寶性院快成の學室に投ず、練磨精究、學顯密を兼ね、終に高野の左學頭に登りて宗義の宣揚に努む。東密學園の異議を和融し、決擇を與へて眞言義學の典範を示し、所謂「應永大成の宗義」として、千古不磨の洪業を完成せるが如き、實に南山學海の指南たり。その著す所、教相二十五卷章の疏釋を初めとし、事教に亘りて七十餘部五百餘卷を算す。亦旨ならずや。

若し夫れ第三の三摩地段に至りては、豐山の巨將亮汰が『祕記』の序に、「至二第三段一者、說二祕密瑜伽之觀行一。故顯不レ科レ之云云」と云へるが如く、分文科節、隨文解釋、兩つながら之を顯露にせざるを以て、古來東密一家の規模となせり。快公亦之が科解を試みしを聞かず。由て本論脚註の前二段即ち行願、勝義の下は、『快抄』によりて之を註し、三摩地段の脚註は、しばらく亮汰の『祕記』を主とし、聊か管見を加ふ。

特に茲に注意すべき一事あり。密教經論の解釋法の顯教のそれと著しき差異あること是なり。前に圖示せるが如く、三種菩提心を三尊に配して、直ちにその内證と取るが如き、その一例なり。一句一偈、淺略深祕重重無盡の義を詮し、祕密藏海無量の意を含す。今施す所の脚註は、或は簡に過ぎ、略に失して相傳の深意に添はざるものなきを保せず。これ唯入道の弄引に資するに依るのみ、更に達識を冀ふものは請ふ、深解の阿闍梨に就てこれを究めよ。

大正十年辛酉正月初旬

島地大等識

菩提心論科節

『論』の末疏を檢するに、分科節文の分明なるあり、然らざるあり。その分明なるものも亦學者によりて一準ならず。而して予が敢て豐山の亮汰（皇紀二二八二―二三四〇）に依れるはその簡潔分明なるによる。『豐山傳通記』卷中に出だす所の傳を案ずるに、機宇清爽、聰利群を拔き、義解徹捷、曉通滯るなし。夙に經論を讀破してその幽玄を科折するに長ず。時人稱して「科鉤り俊彥」と呼べりと、蓋し俊彥は彼の字なり。その著『敎相記』の序に云く、「叙ニ記意一論開ニ三門一。一者行願、二者勝義、三者三摩地。相承傳云初二門於ニ敎相一談レ之後一門就ニ事相一習レ之。謂初二門既行ニ敎相一鈔家非レ一義趣亦多。蓋知多含深旨已雖レ盡レ理初學子滯ニ異義一勞レ之。余以謂若欲レ令ニ彼易レ通者不レ如ニ分レ科而解一矣。於レ是乎竊撮ニ大師意一爲ニ之科解一」と。『記』の節文簡明なる故ありと謂ふべし。但し今細科に至りては省略に從ふもの二三にして止まらず、文意を解するに却て澁滯を來すの恐れあるに依る。

三摩地段は、亮汰の『祕記』にも之を科せず。因て今、東密事相三十六流の隨一、證道方の祖、高野山金剛三昧院長老、證道上人實融（皇紀一九〇八―二〇〇〇）の科による。但しこの科は寫傳の故に錯誤必ずしも保し難し。深行の薩埵、幸に示敎に吝なる勿れ。

因に佛教經論の解釋上、序、正、流通の三段分別あるは常の如し。今「菩提心論」に就てこの三分の具略を檢するに、古來凡そ三說あり。第一說は具に三段ありとなすもの、第二說は正宗、流通の二段は存するも、序分は之を缺くとなすもの、第三說は序分と、流通は之を缺き、唯だ正宗のみありとなすの義是なり。委くは「快抄」及び「愚草」を見よ。以上三說の中、古來多くは第三說を依用す。亮汰も亦然り。隨つて下に出す所の科も亦之に準ず。

菩提心論科文

（記上一譯）

大分為四
一、題額
一、約發心……一右—一
二、約修行……二左—一
二、造人……三左—一
三、譯者……四左—一
四、本文
一、標現師ノ傳
一、明發心……五右—一
二、顯修行……六右—一
二、釋師傳ノ義
一、明發心義
一、指所求ノ體
一、求心王ノ果
一、正明……七右—一
二、表德
一、自證……七左—一
二、化他……八左—一
二、求心數ノ果
一、正明……九左—二
二、通妨……一〇右—二
二、顯能求ノ相
一、別舉譬
一、名官……一一右—二
二、財寶……一一左—二
三、善惡……一一左—二
二、總示法……一三右—二
一、標行相
一、正明
一、結前起後……一三右—二
二、牒文示數……一三右—二
一、顯三摩地戒ノ相
一、指因ノ始
一、正明……一三左—三
二、顯戒……一四右—三

二、明二修行ノ義
二、釋二行相
一、標列
二、歎德
二、指二極教ノ體
二、示二果ノ終
一、出二所由
一、行顯
二、別釋
一、總釋
二、安樂
一、利益
二、結示
一、標
一、徵起
一、觀二凡夫
一、指二所觀

二、勝義
一、相說
二、釋
二、正釋
一、示二能觀……三右—五
二、觀二外道
一、指二所觀……三右—五
二、示二能觀
一、標……四左—五
二、釋……五右—五
三、結……六右—五
三、觀二二乘
一、指二所觀
一、別明……七右—五
二、通明
一、斷惑……七左—六
二、證果……八右—六
二、示二能觀
一、正明
一、明二住小果
一、斷惑……八左—六
二、證果
一、正明……九右—六
二、喩顯……九左—六
二、示二發大心
一、別明
一、定性人……一〇右—六
二、不定性人……一一右—七
二、通明
一、標……一一左—七
二、釋
一、發心……一三左—七
二、行果……一三右—七
二、結示……一四右—七
四、觀二大乘
一、指二所觀
一、修行……一四左—七
二、證果……一五右—八
二、示二能觀
一、別觀……一六右—八
二、通觀
一、超二外小……一六左—八
二、超二大乘……一七右—八
一、標……一七左—八

（證　道　科）　　　　　　　　（祕記—譯）

- 二、密教……三六左—一一
- 三、更歎……三五左—一一

三摩地
- 一、明二本來法爾性德一……一右—一二
- 二、明二諸佛大悲開說一……二左—一二
  - 一、明二日月輪觀一
    - 一、約二普賢心一惣明
      - 一、正明二觀行一……三左—一三
      - 二、示二修顯德一……四右—一二
      - 三、述二月喩由一……五左—一二
    - 二、約二十六尊一別明
      - 一、月ノ十六分譬二十六尊一……六右—一二
      - 二、三十七尊中取二十六尊一
        - 一、五佛……六左—一三
        - 二、四佛出二生四波一……八左—一三
        - 三、大日出二生四佛一……九右—一三
        - 四、四佛攝二十六尊一
          - 一、惣表……九右—一三
          - 二、別釋……九右—一三
          - 三、惣結……一〇右—一三
        - 五、正明下撰二取十六一事上……一〇右—一四
      - 三、以二十六空一例二十六尊一……一〇左—一四
      - 四、以二月輪分滿一比二類修生一……一一右—一五
  - 二、明二阿字觀門一
    - 一、明二發起義相一……一三左—一五
    - 二、明二阿字字義一……一三左—一五
    - 三、述二觀行法式一
      - 一、顯二頌意一……一六右—一六
      - 二、述二阿字觀相一
        - 一、觀相……一六右—一六
        - 二、印文……一六右—一六

三、明三行者修觀門
三、明二修治次第
一、總標
四、明二證悟義相
一、顯明義相
二、觀成所現
一、總標
二、所現之法
三、引經證義
五、問答決疑
一、問
二、答
一、遣レ疑勸レ修
一、遣レ疑
二、勸レ修
二、修行得益
一、約法
二、約レ人
三、結勸
一、結勸
二、引證
一、教證
二、人證
六、明二菩提心所得果
一、因由
二、正明レ果
一、約二修生
二、約二還同本覺

國譯金剛頂瑜伽中發阿耨多羅三藐三菩提心論

金剛頂瑜伽の中に阿耨多羅三藐三菩提心を發す論
亦は瑜伽總持教門に菩提心の觀行修持を說く義と名く。

(一)大阿闍梨の云ひたまはく。

若し上根上智の人有りて、(二)外道二乘の法を樂はず、大度量有りて勇鋭にして、惑無からん者、宜しく佛乘を修すべしと。

(三)當に是の如くの心を發すべし、我今、阿耨多羅三藐三菩提を志求して、(四)餘果を求めじと。

(五)誓心決定するが故に、(六)魔宮震動し、十方の諸佛、皆悉く證知したまふ。

(七)常に人天に在りて、勝快樂を受け、所生の處に憶持して忘れず。

【一】大阿。已下本文に入りて解釋する大段二段の中、先づ現師の傳を標す、「記」は更に二段とす、別科の如し。大阿闍梨。梵語(Āchārya)の音寫。軌範師又は正行等と譯す。行者の學解行儀を指導糺正する師範職なり。

【二】外道二乘。常の如く解すべし。下の本文に依るに具に四類あり、凡夫、外道、二乘、菩薩なり。これ卽ち十住心の中前九住心を簡捨し、宜しく秘密佛乘に勇猛精進せよとの文意なり。

【三】當に是の如く、已下次に師傳の義を釋す。卽ち龍樹菩薩が、金剛薩埵の所傳の義を詳釋するなり。この大科は論の終まで通ず。その中先づ發心の義を明す、別科の如し。初に正しく明す。卽ち眞言行者所求の體たる心王の果を明示するなり。

【四】餘果。前九住心の果、卽ち前の外道二乘等。

【五】次に德を表す。その中初に自證。

(一八)諸佛菩薩、昔し因地に在して、是の心を發し已つて、(一九)勝義、行願、三摩地を戒と爲す、(二〇)乃し成佛に至るまで、時として暫くも忘るゝことなし。

(二一)惟し眞言法の中にのみ、(二二)卽身成佛するが故に、是れ、三摩地の法を說く。(二三)諸教の中に於て、闕して書るさず。

(二四)一には行願、二には勝義、三には三摩地なり。

(二五)初に行願とは、爲はく修習の人、常に是の如くの心を懷くべし、(二六)我れ當に、(二七)無餘の有情界を利益し、安樂すべしと。(二八)十方の含識を觀ること、猶己身の如し。

(二九)言ふ所の利益とは、爲はく一切有情を勸發して、悉く無上菩提に安住せしむ。

(三〇)終に二乘の法を以て得度せしめず。

(三一)今眞言行人應に知るべし、一切有情は、皆(三二)如來藏の性を含して、皆無上菩提に安住するに堪忍せり、(三三)是の故に二乘の法を以て得度せしめず。

途の覺行未滿の菩薩と異る。「記」及び「快抄」見よ。

【一九】二に戒を顯す。戒は尸羅即ち淸涼、操行の義を以て釋せよ。

【二〇】後に果の終を示す。

【二一】次に秘教の體を指す中、初に所由を出す。

【二二】卽身成佛　この身この儘で成佛すとの意。密教の卽身成佛の深意は弘法大師の「卽身義」を見て之を知れ。後に說法を辨ず。

【二三】諸教。大日法身以外の說教を指す。卽ち一切の顯教なり。

【二四】次に行相を釋す。その中初に標列。

【二五】後に隨釋。卽ち標列の次第により初に行願を釋す。その中初に總釋、初に正しく明す。一に化心を顯す。

【二六】二に化境を指す。

(三四)故に華嚴經に云く、一衆生として眞如智慧を具足せざるはなし。(三五)但し妄想顚倒の執著を以て證得せず。若し妄想を離れんぬれば、(三六)一切智、(三七)自然智、(三八)無礙智則ち現前することを得と。

(三九)言ふ所の安樂とは、謂く行人既に、一切衆生、畢竟成佛すと知るが故に、敢て輕慢せず。又大悲門の中に於て、尤も宜しく極救すべし。

(四〇)衆生の願に隨つて之を給付せよ、乃至身命を悋惜せず。其れをして安存せしめ、悅樂せしめよ。(四一)既に親近し已んぬれば、師の言を信認せん。其の相親むに因んで亦教導すべし。

(四二)衆生愚朦ならば、強て度すべからず、眞言行者方便して引進せよ。

【二七】無餘の有情界、有情はその數無盡なり。故に無餘と云ふ、一切に同じ。後に准ず。

【二八】十方の含識。一切有情なり。含識とは情識を含有する者、即ち有情なり。

【二九】次に別釋。畧に利益の釋、その中初に義を明す中、初に行相を顯す、二に正しく明す。

【三〇】二に誡めて結ぶ。二乘の法、聲聞は四諦の法に、緣覺は十二因緣の法に執す。二乘は此淺劣の法に滯著す。

【三一】次に用心を示す中、一に正しく明す。

【三二】如來藏の性。佛性、法性、眞如等と云ふに同じ。「快抄」を見よ。

【三三】二に誡めて結ぶ。

【三四】次に文を證す。一切衆生に如來藏性あるを證するなり。其中、一に正しく明す。直に華嚴經。今の引文は「八十華嚴」第五十一卷如來出現品、「六十華嚴」第三十六の如來性起品に出づ。

【三五】二に疑を釋す。この下の細科は別科の如し。

【三六】一切智、始覺智なり。一切の障りを斷じ、一切の境を照す。故に一切智と云ふ。

【三七】自然智。本覺智なり。一切衆生に無始已來自然に具足す。故に自然智と云ふ。

【三八】無礙智、始覺本覺不二の智。

但し密教深秘の意によれば、一切智は金界に約し、五智、三十七智乃至剎塵の智を指す。自然智は胎藏本有の智體を指す。無礙智は兩部不二の義門に約すと知るべし。「快抄」見よ。

【三九】別釋の第二。安樂の釋な

(四三)二に勝義とは、一切の法は自性なしと觀ず。

(四四)云何んが自性無き。

(四五)謂く、凡夫は、名聞、利養、(四六)資生の具に執著して、務むに安身を以てし、恣に(四七)三毒(四八)五欲を行ず。眞言行人、誠に厭患すべし、誠に棄捨すべし。

(四九)又諸の外道等は、其の身命を戀んで、或は助くるに(五〇)藥物を以てして、仙宮の住壽を得、或は復天に生ずるを究竟と以爲へり。

(五一)眞言行人、彼等を觀ずべし。業力若し盡きぬれば、未だ(五二)三界を離れず。煩惱尚存し、(五三)宿殃未だ殄びず、惡念旋起す。彼の時に當つて、(五四)苦海に沈淪して、出離すべきこと難し。

り。この下三先づ標、その中結前起後の二科分明なり。

【四〇】次に釋の中に二、一に財施。

【四一】二に法施。

【四二】後に結。三種菩提心の第一行願心の釋終る。

【四三】已下第二に勝義心の釋なり。その中次の如く相說旨陳の二大段に分る。相說の中、初に標。

今便に因り、相說、旨陳を略解せば、相說は文の如く當相を說き、旨陳は玄旨を陳ぶ。即ち淺深の不同なり。但し二段の不同に就ては東密學匠重重異說す。或は云く相說は假相に約して無自性の義を明し、旨陳は法の實性に約して無自性の義を明すと。或は云く、相說は有相觀、旨陳は無相觀と。或は云く相說は人空觀、旨陳は法空觀と。或は次での如く金胎に約する等「決抄」委說す。

【四四】次に諸法無自性の義を廣釋す。先づ徵起。

【四五】後に正しく釋す。その中四節あり、一に凡夫を觀ず。〔この下第一、二住心の無自性を說く〕初に所觀を指す。

【四六】資生の具、衣服、飲食等なり。

【四七】三毒、貪、瞋、癡なり。この三、衆生を害すること毒蛇の如く、又毒龍の如し。喩に就て毒と名く。

【四八】五欲、色、聲、香、味、觸の五塵に對して起す所の欲を云ふ。

次に能觀を示す。

【四九】二に外道を觀ず。(此の下第三住心の無自性を說く)。初に所觀を指す。

諸の外道。九十六種の外道を指す。實には佛教以外の婆羅

(五五)當に知るべし、外道の法は、亦幻夢陽焔に同じ。

(五六)又二乘の人、(五七)聲聞は(五八)四諦の法を執し、(五九)緣覺は(六〇)十二因緣を執す。(六一)四大、(六二)五陰、畢竟磨滅すと知つて、深く厭離を起して(六三)衆生執を破し、(六四)本法を勤修して、其の果を剋證し、本(六五)涅槃に趣くを、究竟と以爲へり。

(六六)眞言行者、當に觀ずべし。二乘の人は、人執を破すと雖も、猶(六七)法執あり。但し(六八)意識を淨めて其の他を知らず。(六九)久久に果位を成じ、(七〇)灰身滅智を以て、其の涅槃に趣くこと、太虚空の湛然常寂なるが如し。

(七一)定性ある者は、發生すべきこと難し、要

門教等を總稱す。

【五〇】業壽。金剛などの堅き壽。僊宮の住壽、蓬萊山に住して、長壽を保つの類を云ふ。

【五一】後に能觀を示す。この下三、觀、解、斷あり。

【五二】三界。欲界、色界、無色界、常の如し。

【五三】宿殃。宿世の罪殃。

【五四】苦海。地獄、餓鬼、畜生の三惡趣は、衆苦繁多にして、深廣なること海の如し、故に苦海と云ふ。

【五五】後に通じて明す。この下障害、證果の二科あり。

【五六】三に二乘を觀ず。(この下第四、五住心の無自性を說く。)初に所觀を指す中、先づ別して明す。

【五七】聲聞。梵名(Śrāvaka)如來の聲教を聞て得悟する機なり。

【五八】四諦。迷悟兩界の因果を說ける眞理。苦、集、滅、道これなり。

【五九】緣覺。梵名(プラティエーカブッダ)佛無き時に十二因緣を觀じて得悟する機なり。「快抄」見よ。

【六〇】十二因緣。三界の迷の因果を十二に分ち、輪迴の理を示せるもの。無明、行、識、名色、六入、觸、受、愛、取、有、生、老死これなり。

【六一】四大。地、水、火、風なり。一切の色法はこの四大より成る。

【六二】五陰。色、受、想、行、識。

【六三】衆生執。薄殃の人執なり。色心假和合の人體に執着するを云ふ。

【六四】本法。四諦十二因緣なり。「快抄」によれば三十七菩提分法なり。

ず(七二)劫限等の滿を待つて方に乃ち發生す。

(七三)若し不定性の者は、劫限を論ずること無し、緣に遇へば、便ち(七四)廻心向大す。

(七五)化城より起つて、三界を超えたりと以爲へり。

(七六)謂く、宿し佛を信ぜしが故に、乃ち諸佛菩薩の、(七七)加持力を蒙つて、而も方便力を以て、遂に大心を發す。

(七八)乃し初め(七九)十信より、下遍く諸位を歷て、三(八〇)無數劫を經、難行苦行して、然して成佛することを得。

(八一)既に知んぬ、聲聞、緣覺は智慧狹劣なり、亦樂ふべからず。

(八二)又衆生有つて、大乘の心を起して、菩薩の行を行ず。諸の法門に於て、遍修せざること

【六五】涅槃(Nirvāṇa)。滅度、圓寂等と譯す。二乘の涅槃に有餘、無餘の二あり。今は身心都滅の無餘涅槃を指す。

【六六】次に能觀を示す。その中初に正しく明すの下、初に小果に住するを明す。初に斷惑。

【六七】法執。涅槃の法は實有なりと執着するを云ふ。

【六八】意識。佛教心理學的說明に種種あり。小乘は六識を立て、大乘法相には八識を立つる等是なり。今は小乘の第六意識を指す。

【六九】後に證果。この下正しく明すと、喩し顯すの二科あり。

【七〇】灰身滅智。二乘の所證の果は身智俱滅なるを云ふ。

【七一】次に大心を發すことを示す。初に別して明す、初に定性。定性。衆生の先天的種性により、法相宗にては五種を分つ。所謂菩薩定性、緣覺定性、聲聞定性、不定性、無性有情これなり。中に於て定性二乘と無性有情は永不成佛と立つ。今の文に定性と云ふは二乘定性なり。

【七二】劫。劫波(Kalpa)の略、長壽と譯す。長久の時間を云ふ。二乘が廻心向大するに至る劫數に、八萬、六萬、四萬、二萬、一萬劫等の別あり。

【七三】後に不定性。

【七四】廻心向大。小心を廻らして、大乘に趣向するを云ふ。

【七五】次に通じて明す。初に標。化城、神力化現の城、「法華經」化城喩品に出づ。二乘の小果に喩ふ。

【七六】次に釋、初に發心。

【七七】加持。加被任持の義。「即身義」に云く、「佛日の影、行者の心水に現ずるを加と曰ひ、行者の心水、能く佛日を

展轉して、無量無邊の煩惱を成じて、(九二)六趣に輪廻す。

(九三)若し覺悟し已んぬれば、妄想止除して、種種の法滅す。故に自性なし。

(九四)復次に諸佛の慈悲は、(九五)眞より用を起して、衆生を救攝したまふ。

(九六)病に應じて藥を與へ、諸の法門を施して、其の煩惱に隨つて、(九七)迷津を對治す。

(九八)栰に遇うて彼岸に達すれば、法已に捨つべし、自性なきが故に。

(九九)大毘盧遮那成佛經に云ふが如し、諸法は無相なり、爲はく虛空の相なりと。

(一〇〇)是の觀を作し已るを、勝義の菩提心と名く。

(一〇一)當に知るべし、一切の法は空なり。已に法の本無生を悟んぬれば、心體(一〇二)自如なり。(一〇三)身心を見ず、寂滅平等、究竟眞實の智に住して、退失なからしむ。

(一〇四)妄心若し起らば、知つて隨ふこと勿れ。妄若し息む時は、心源空寂なり。

【九八】次に空を顯す。

【九九】次に總じて文を證す。今の所引は「住心品」第一の文なり。

【一〇〇】已下能觀の心を示す。先づ名を擧ぐ(「快抄」は以下の文を勝義、行願二心の合釋と科す)。

【一〇一】次に體を指す。初に觀門を明す中、先づ正しく明す。

【一〇二】自如。自は獨立、如は合理の義、心の體、本來六大體性の意。

【一〇三】後に益を顯す。

【一〇四】次に心源を辨ずるに二。初に眞空を明す。

【一〇五】後に妙有を顯すに二、初に正しく明す。

【一〇六】次に德を歎ず。初に上の文を證す。

【一〇七】次に今の義を解す。初に正して明す。

【一〇八】次に引證に二、初に顯教

（一〇五）萬徳斯に具し、妙用無窮なり。

（一〇六）所以に十方の諸佛、勝義、行願を以て戒と爲す。

（一〇七）但し此の心を具するもの、能く法輪を轉じて自他倶に利す。

（一〇八）華嚴經に云ふが如し、悲を先とし慧を主と爲し、方便共に相應し、信解清淨の心、如來無量の力あ。無礙智現前し、自悟にして他に由らず、具足して如來に同じて、此の最勝の心を發す。（一〇九）佛子始めて、是の如くの妙寶の心を發生すれば、則ち凡夫の位を超えて、佛の所行の處に入り、如來家に生在し、種族に瑕玷無く、佛と共に平等なり。決めて無上覺を成すべし。（一一〇）纔に是の如くの心を生ずれば、即ち初地に入ることを得、心樂動すべからざること、譬へば大山王の如し。

（一一一）又華嚴經に云ふに准せば、初地より乃し十地に至るまで、地地の中に於て、皆大悲を以て主と爲す。

（一一二）無量壽觀經に云ふが如し、佛心とは大慈悲是れなり。

（一一三）又涅槃經に云く、（一一四）南無（一一五）純陀、身は人身なりと雖、心は佛心に同じ。

に三、初に華嚴經。この文は「八十華嚴」第三十四の偈なり。この下二、初に具何因。大悲を以て發心の因となすことを明す。

【一〇九】次に有何相。初地の心、生ずる時の相を說く。

【一一〇】次に總結。「快抄」を見よ。

【一一一】次に准義。

【一一二】次に觀經の文を引く。經に十六想觀を說く下、第九の眞身觀の文なり。

【一一三】後に涅槃經。初に純陀を讚す。これ「純陀品」第二の文なり。

【一一四】南無（Namas）。歸命、敬禮、屈膝等の譯あり。今は快き說の如く、輕く解して可なり。

【一一五】純陀。（Cunda の音譯。妙義と譯す。釋尊に最後の供養をなしたる人。

【一一六】次に二心を敘するに二、

（一二六）又云く、世間を憐愍したまふ、（一二七）大醫王の身、及び智慧、倶に寂靜なり、無我の法の中に眞我あり、是の故に無上尊を敬禮す。（一二八）發心、畢竟二つ別なることなし、是の如くの二心は先心を難しとす。自ら未だ度を得ずして、先づ他を度す。是の故に我れ初發心を禮す。初發心已に人天の師と爲つて、聲聞及び縁覺に勝出せり。是の如くの發心は、三界を過えたり、是の故に最無上と名くることを得。

（一二九）大毘盧遮那經に云ふが如し、菩提を（一三〇）因と爲し、大悲を根と爲し、方便を究竟と爲す。

（一三一）第三に三摩地と言ふは、眞言行人是の如く觀じ已つて、云何が能く無上菩提を證する。

當に知るべし、法爾に（一三二）普賢大菩提心に應住す。一切衆生は、本有の（一三三）薩埵なれども、貪瞋癡の煩惱の爲に、縛せらるるが故に。

（一三四）諸佛の大悲善巧智を以て此の甚深祕密瑜伽を説いて、（一三五）修行者をして、内心の中に於て、（一三六）日月輪を觀せしむ。

初に後心を禮す。經の第三十八、「迦葉菩薩品」の文なり。

【一二七】大醫王。佛を指す。

【一二八】次に初心を禮す。此の下二、別科の如し。

【一二九】次に密教を引く。經の「住心品」第一の文なり。

【一三〇】因。因根究竟の三句の法門は、次での如く因、行、果なり。文簡にして意深く。兩部聖敎所明の法門廣しと雖、要するにこの三句を出でず。故に之が文釋義解、古來闌菊なり。

【一三一】巳下第三、三摩地の菩提心の釋なり。大段三、一に本來法爾の性德を明す。

【一三二】普賢大菩提心。普賢は梵語、Samantabhadra の譯。菩提心の德に住す。今は菩提心の萬德を具するを普賢大菩提心となす。

(一二七)此の觀を作すに由つて、(一二八)本心を照見するに、湛然として清淨なること、猶し滿月の光の、虛空に遍じて、分別する所無きが如し。亦は(一二九)無覺了と名け、亦は(一三〇)淨法界と名け、亦は(一三一)實相般若波羅蜜海と名く。能く種種無量の珍寶三摩地を含することの、猶し滿月の潔白分明なるが如し。

(一三二)何となれば、謂はく、一切有情は悉く普賢の心を含せり。我れ自心を見るに、形月輪の如し。

(一三三)何が故にか、月輪を以て喩と爲すとならば、謂はく、滿月圓明の體は、則ち菩提心と相類せり。凡そ月輪に(一三四)一十六分あり、瑜伽の中の、(一三五)金剛薩埵より、(一三六)金剛拳に至るまで、十六大菩薩者有るに喩ふ。

(一三七)三十七尊の中に於て、五方の佛位に、各一智を表す。東方の(一三八)阿閦佛は、(一三九)大圓鏡智を成するに由つて、亦は金剛智と名く。南方の寶生佛は、平等性智を成するに由つて、亦は灌頂智と名く。西方の阿彌陀佛は、妙觀察智を成するに由つて、亦は蓮華智と名け、亦は轉法輪智と名く。北方の不空成就佛は成所作智を成するに由つて、亦は羯磨智と名く。中方の

【一二三】[illegible]。[illegible]の[illegible]。衆生、又は有情と翻す。但し今は菩提心を指す。

【一二四】二に諸佛の人、[illegible]月輪[illegible]す。

【一二五】三に行者[illegible]す。

この大段六、第一に日月輪[illegible]を明すにて、[illegible]の心に約して[illegible]て明すに三、初に正しく[illegible]を明す、

【一二六】日月輪。日は本[illegible]の[illegible]心に喩へ、月は菩提の行に喩ふ。理と言、胎藏と金界、本有と修生、相依て圓明の[illegible]を成ず。

【一二七】次に修觀の德を示す。

【一二八】本心。本有の菩提心。

【一二九】無覺了は智。

【一三〇】淨法界は理。

【一三一】實相般若波羅蜜多は[illegible]智、不二に約す。實相は理、般若は智、波羅蜜は譯して[illegible]

毘盧遮那佛は、法界智を成ずるに由つて本と爲す。

(一四〇) 已上の四佛の智より、(一四一) 四波羅蜜菩薩を出生す。四菩薩は即ち、金、寶、法、業なり。三世一切の、諸の聖賢の生成、養育の母なり。

(一四二) 是に於て印成せる、法界體性の中より、四佛を流出す。

(一四三) 四方の如來に、各四菩薩を攝す。東方の阿閦佛に四菩薩を攝す、金剛薩埵、金剛王、金剛愛、金剛善哉を四菩薩と爲す。南方の寶生佛に四菩薩を攝す、金剛寶、金剛光、金剛幢、金剛笑を四菩薩と爲す。西方の阿彌陀佛に四菩薩を攝す、金剛法、金剛利、金剛因、金剛語を四菩薩と爲す。北方の不空成就佛に四菩薩を攝す、

又は到彼岸と云ふ。

【一三二】後に月喩の由を述ぶ。

【一三三】次に十六尊に約して別して明すに四、初に月の十六分を十六尊に譬ふ。

【一三四】一十六分。晦日の夜の日月同所なるを合宿の際とし。一日より十五日に至る十五分を加へて、十六分となす。

【一三五】金剛薩埵。Vajrasattva の譯。上半のみ譯語を用ふ。大日如來の因位に名け、又衆生所有の淨菩提心の堅固不壞なるに名く。普賢菩薩と同體異身と云ふ説あり。金剛手、執金剛秘密主等の異稱あり。

【一三六】金剛拳。Vajrasandhi の譯。胎藏界によれば、諸障礙破の尊なり。

【一三七】次に三十七尊の中、十六尊を取るに五、一に五佛。三十七尊。五佛、四波羅蜜、八供養、及び四攝なり。

【一三八】阿閦佛。已下五佛五智を出す。五佛はこれ金界曼荼羅の羯磨會の主尊なり。由來密教兩部の曼荼羅は衆生具縛の色心を出です。唯だ衆生は迷妄の爲めに、實の如く自心を知る能はざるのみ。乃ち輪壇を假つて、未悟に開示せるもの、これ實に兩部の曼荼羅也。而して金界に於ては、五佛がその中心たるの理由あるに於て、五佛の重要なること言を俟たず。

(一) 阿閦佛は羯磨會東方の中央輪に位し、大圓鏡智の德に住し、諸魔、煩惱を破して、淨菩提心を顯現するを司り、薩、王、愛、喜の四菩薩を眷屬とす。

(二) 寶生佛は南方の中央輪に位し、平等性智の德に住し、萬法能生を司り、寶、光、幢、

金剛業、金剛護、金剛牙、金剛拳を四菩薩と爲す。四方の佛の、各の四菩薩を、十六大菩薩と爲す。

〔一四四〕三十七尊の中に於て、五佛、四波羅蜜、及び後の〔一四五〕四攝〔一四六〕八供養を除いて、但し十六大菩薩の、四方の佛の所攝たるを取るなり。

〔一四七〕又摩訶般若經の中に、〔一四八〕内空より、無性自性空に至るまで

喉の四菩薩を眷屬とす。

（三）阿彌陀佛は西方の中央輪に位し、妙觀察智の德に住し、說法斷疑の德を司り、法、利、因、語の四菩薩を眷屬とす。

（四）不空成就佛は北方の中央輪に位し、成所作智の德に住し、二利圓滿の德を司り、護、業、牙、拳の四菩薩を眷屬とす。

（五）毘盧遮那佛は中央の日輪に位し、法界體性智の德に住す。この如來は諸佛菩薩一切の總體總德、普門の尊なり。一切の佛菩薩等は、悉く大日普門の一面を司り、一德を示せる一門の尊に過ぎざるなり。從つて阿閦等の四佛も亦、大日如來の總德を四面より觀て各其の一を表現せるものと知るべきなり。

【一三九】大圓鏡智。已下五智を出せり。

（一）に法界體性智とは、六大法界を體性とせる智慧にして、理智不二、絕待周遍の妙智なり。

（二）に大圓鏡智とは、大圓鏡の能く萬物を影現するが如く、恆に有爲無爲。一切の諸法を鑒照し、内外に洞徹せる眞智なり。

（三）に平等性智とは、絕待平等の觀に住し、大慈悲を以て一切衆生を開導し、證入せしむる聖智なり。

（四）に妙觀察智とは、能く一切衆生の機根樂欲を鑑察して、應病與藥、說法斷疑の用ある妙智なり。

（五）に成所作智とは、衆生の樂欲に隨類應同して、身口意の三業に種種の神變を示し、以て一切の有情を入證せしむる聖智なり。

五智五佛の解釋は前項の如し。今はその片鱗を示すのみ。その意義甚深、學者容易の窺をなすべからず。

【一四〇】二に四佛より四波羅蜜菩薩を出生することを明す。

【一四一】四波羅蜜菩薩。大日如來の四方に侍する女性の四親近なり。

【一四二】三に大日より四佛を出生することを明す。

【一四三】四に四佛に十六尊を出生することを明す。この下表、釋、結あり、別科の如し。

【一四四】五に正しく十六を撰取することを明す。

【一四五】四攝。鉤、索、鎖、鈴の四菩薩、顯教の布施、愛語、利行、同事の菩薩化他の四德に當る。

【一四六】八供養。嬉、鬘、歌、舞、香、華、燈、塗の八尊を云ふ。前四尊は内の供養、大日如來、四佛を供養せんが爲の所生な

亦十六の義あり。

(一四九)一切有情、心質の中に於て、一分の淨性有り、衆行皆備はれり。其の體、極めて微妙にして、皎然として、明白なり。乃至、六趣に輪廻すれども、亦變易せず、月の十六分の一の如し。凡そ月の其の一分の明相、若し(一五〇)合宿の際に當んぬれば、但し日光の爲に其の明性を奪はる。所以に現せず。後の起つ月の初めより、日日に漸く加して、十五日に至つて、圓滿無礙なり。

(一五一)所以に觀行者、初に阿字を以て、本心の中の、分の明を發起して、只だ漸く潔白分明ならしめて、(一五二)無生智を證す。

(一五三)夫れ阿字とは、一切諸法(一五四)本不生の義なり。

(一五五)毘盧遮那經の疏に准せば、(一五六)阿字を釋するに、具さに五義あり。一には阿字短聲、是れ菩提心。二には阿字引聲、是れ菩提行の義。三には暗字短聲、是れ證菩提の義。四には惡字短聲、是れ般涅槃の義。五には惡字引聲、是れ具足方便智の義なり。

又阿字を將て、(一五七)法華經の中の、開示悟入の四字に配解す。開の字

り。後四尊は外の供養、四佛、大日如來の供養に報いん爲の所生なり。

【一四七】次に十六空を以て十六尊に例す。

【一四八】內空。大般若經第四百八十三に具に十六空を說く。

【一四九】後に月輪の分滿を以て修生に比類す。

【一五〇】合宿。晦日の夜、日月の運行相合するを云ふ。

【一五一】第二に阿字の觀門を明すに四、初に發起の義相を明す。

【一五二】無生智。究竟圓滿の本不生智。

【一五三】次に阿字の字義を明す。

【一五四】本不生とは眞實常住の義なり。

【一五五】已下の一段は、不空三藏の註記なり。但し臺密一家の學匠は異議す。今所引の文意は一行の「疏」卷十二、及び卷

とは佛知見を開く、即ち雙べて菩提心を開く、初の阿字の如し、是れ菩提心の義なり。示の字とは佛知見を示す、第二の阿字の如し、是れ菩提行の義なり。悟の字とは佛知見を悟る、第三の暗字の如し、是れ證菩提の義なり。入の字とは佛知見に入る、第四の惡字の如し、是れ般涅槃の義なり。總じて而も之を言はば、具足成就の第五の惡字なり、是れ方便善巧智圓滿の義なり。

(一五八)即ち阿字は是れ菩提心の義なることを讃す。

(一五九)頌に曰く、

(一六〇)八葉の白蓮(一六一)一肘の間に、阿字(一六二)素光の色を炳現す。

(一六三)禪智倶に(一六四)金剛縛に入れて、如來の(一六五)寂靜智を召入す。

(一六六)夫れ阿字に會ふものは、揩定れ決定して之を觀す、當に圓明の淨識を觀すべし。

(一六七)若し纔に見る者を、則ち(一六八)眞勝義諦を見ると名け、

(一六九)若し常に見る者は、則ち菩薩の初地に入る。

(一七〇)若し轉た漸く增長すれば、則ち廓法界に周く、量虚空に等し、卷舒

十四に出づ。

【一五六】阿。悉曇の法則に從ひ、發心點、修行點等を加ふるにより、A. Ā. Aṃ. Aḥ. Āḥ と轉聲し。その意味に轉化を生ずるなり。

【一五七】經の「方便品」第二に出づ。

【一五八】次に觀行の法式を述ぶ。この下三、初に頌の意を顯す。

【一五九】頌。梵語。Gāthā の譯。四句一偈なるを單に頌と云ふ。『祕記』に下の四句偈を釋して云く「此の頌は是れ更に祕傳多し、明師に就て以て之を習へ」と。次に阿字の觀相を述ぶ。この下二、前二句は觀相、後二句は印文。

【一六〇】八葉の白蓮。有情內心の肉團を指す、形八葉の蓮華に似たりと云ふ。

【一六一】一肘。一尺六寸

【一六二】素光の色。白色なり。

自在にして、當に(一七一)一切智を具すべし。

(一七二)凡そ瑜伽觀行を修習する人は、(一七三)當に須く具に、三密の行を修して、五相成身の義を證悟すべし。

(一七四)言ふ所の三密とは、一に身密とは、(一七五)契印を結んで、聖衆を召請するが如き是なり。二に語密とは、密かに(一七六)眞言を誦して、文句をして了了分明ならしめ、謬誤無きが如きなり。三に意密とは、瑜伽に住して、白淨月の圓滿に相應し、菩提心を觀ずるが如きなり。

(一七七)次に五相成身を明さば、一には是れ(一七八)通達心、二には是れ菩提心、三には是れ金剛心、四には是れ金剛身、五には是れ無上菩提を證して、金剛堅固の身を獲るなり。然も此の五相、具に備ふれば、方に(一七九)本尊の身を成す。

【一六三】禪智。二大指なり。
【一六四】金剛縛。外縛の印相なり。
【一六五】寂靜智。本不生の智なり。
【一六六】次に阿字月輪相應を明す。
【一六七】後に所見の分滿を明すに二、先づ地前所見。
【一六八】眞勝義諦。本不生の理なり。
【一六九】次に地上所見。
【一七〇】後に極位成滿。
【一七一】一切智。一切智智の略。梵語、Sarvajñāna の譯。大日如來自然覺の眞智。說者も無言、觀者も無見の妙智なり。
【一七二】第三に修治の次第を明すに二、
【一七三】初に總標。
【一七四】次に別釋に二、初に三密。
【一七五】契印。梵語、Mudrā の譯。印、又は印相とも稱す。手指を以て種種の形像をなし、以て佛、菩薩の本誓を示す標幟なり。行者は之を結びて諸佛菩薩の本誓に必ず一致すべき決定信を表す。
【一七六】眞言。梵語、Mantra の譯。舊譯には呪と云ふ。諸佛、菩薩の本誓を說きたる語、不可思議の靈力ありと信ぜらる。
【一七七】後に五相成身。
【一七八】通達心。衆生の肉團に、滿月圓明の體性ありと體達する本有の心なり。因に三密と五相成身とは密教行門の双壁なり。中に於て五相成身は、竪に轉凡成聖の觀行なり。
【一七九】本尊。行者理想の對境、所信の主體。
【一八〇】第四に證悟の義相を明すに三、初に圓明の義相。
【一八一】次に觀成じて現はるる所を示す。初に總標。後に所現の法。

(一八〇)其の圓明は、則ち普賢の身なり、亦是れ普賢の心なり。十方の諸佛とこれ同じ。亦乃ち三世の修行證に前後有れども、達悟に及び已んぬれば去來今無し。凡人の心は合蓮華の如く、佛心は滿月の如し。

(一八一)此の觀若し成ずれば、十方國土の若は淨、若は穢、六道の含識、三乘の行位、及び三世の國土の成壞、衆生の業の差別、菩薩の因地の行相、三世の諸佛、悉く中に於て現じ、本尊の身を證し、普賢の一切の行願を滿足す。

(一八二)故に(一八三)大毘盧遮那經に云く、是の如くの眞實心は(一八四)故佛の宣説したまふ所なり。

(一八五)問ふ、前に二乘の人は、法執有るが故に、成佛することを得ずと言ふと、今復、菩提心の三摩地を修せしむるとは、云何が差別する。

(一八六)答ふ、二乘の人は、法執有るが故に、久久に理を證し、沈空滯寂して、限るに劫數を以てし、然して大心を發し、又(一八七)散善門の中に乘じて、無數劫を經、是の故に厭離すべきに足れり、依止すべからず。今眞言行人は既に人法の上執を破して、能く正く眞實を見るの智なりと雖、或は無始

【一八二】次に經を引いて證を成す。

【一八三】經の「悉地出現品」第七の文なり。

【一八四】故佛。先佛と云ふに同じ、三世諸佛なり。

【一八五】第四に問答して疑を決す。初に問。

【一八六】次に答に三、初に疑を遣りて修を勸む。先づ疑を遣る。

【一八七】散善門。三摩地の定なるに對し、六度萬行等を修するを指す。

【一八八】間隔。生佛兩二の間隔、今は微細妄執を指す。

【一八九】後に修を勸む。

【一九〇】次第。三密の行。

【一九一】次に修行の得益に二、先づ法、後に人。

【一九二】自性身等。自性身、受用身、變化身、等流身を四種法身と云ふ。大日の德名稱德に

の（一八八）間隔の爲に、未だ如來の一切智智を證すること能はず。

（一八九）故に妙道を欲求し、（一九〇）次第を修持して、凡より佛位に入る者なり。

（一九一）即ち此の三摩地は、能く諸佛の自性に達し、諸佛の法身を悟り、法界體性智を證して、大毘盧遮那佛の（一九二）自性身、受用身、變化身、等流身を成ず。

（一九三）謂く、行人未だ證せざるが故に、理宜しく之を修すべし。

（一九四）故に（一九五）大毘盧遮那經に云く、悉地は心より生ず。

（一九六）金剛頂瑜伽經に說くが如し、（一九七）一切義成就菩薩、初めて（一九八）金剛座に坐して、無上道を取證して、遂に諸佛の此の心地を、授くることを蒙つて、然して能く果を證す。

凡そ今の人、若し心決定して、教の如く修行せば座を起たずして三摩地現前し、是に於て本尊の身を成就すべし。

故に（一九九）大毘盧遮那經の供養次第法に云く、若し勢力の、廣く增益すること無くんば、法に住して、但し菩提心のみを觀すべし。佛此の中に萬行

對すれば、別名別德なり。故に四身皆法身と名く。之を顯教所立の三身に對すれば、前一は法身。次の受用身は報身。變化、等流の二身は應身なり。四種法身の說法處、更に明師に問へ。

【一九三】次に結勸に二、初に結句。

【一九四】證に文を引く。此の下教證、人證の二科あり。

【一九五】經の「悉地出現品」第六の文。悉地は梵語、Siddhi の音譯、成就と翻す。

【一九六】「金剛頂大教王經」第一の文。

【一九七】一切義成就菩薩、顯教より密教に入りし前の名、又は金剛薩埵とも云ひ、釋迦の菩薩たりし時の名とも云ふ。

【一九八】金剛座。上は地際を窮め、下は金輪に踞する不壞堅固の座なり。一切の菩薩、皆此の座に登つて覺證すと云ふ。

を具し、淨白純淨の法を、滿足すと說きたまふ。

(二〇〇)此の菩提心は、能く一切諸佛の功德の法を包藏するが故に。(二〇一)若し修證し出現すれば、則ち一切の導師と爲る。(二〇二)若し本に歸すれば、則ち是れ(二〇三)密嚴國土なり。座を起たずして、能く一切の佛事を成ず、菩提心を讚して曰く、

若し人、(二〇四)佛慧を求めて、菩提心に通達すれば、父母所生の身に速に大覺の位を證す。

國譯金剛頂瑜伽中發阿耨多羅三藐三菩提心論　終

【一九九】經の第上卷の文なり。
【二〇〇】第六に菩提心所得の果を明すに二、初に因由。
【二〇一】次に正しく果を明す。この下二、先づ修證に約す。
【二〇二】後に還同本覺に約す。
【二〇三】密嚴國土。恒沙の德相を以て莊嚴せる、周遍法界の佛國淨土なり。
【二〇四】佛慧。一切智智なり。

大正十一年六月六日印刷
大正十一年六月九日發行
昭和二年三月十五日再版發行
昭和三年九月十五日三版發行

國譯大藏經 論部第五卷

（岡山製本）

【非賣品】

編輯兼發行者 國民文庫刊行會
東京市神田區淡路町二丁目十四番地

右代表者 鶴田久作
東京市本鄕區西片町十番地

印刷者 君島潔
東京市小石川區久堅町百八番地

印刷所 共同印刷株式會社
東京市小石川區久堅町百八番地

發行所 國民文庫刊行會
電話神田（二五三五番
　　　　 二八三八番）
振替東京一八五七二番